贈從三位本居宣長著

古事記傳

自仁德天皇
至推古天皇

正三位本居豐穎校訂

古事記傳三十五之卷

本居宣長謹撰

古事記下卷

高津宮上卷

大雀命。坐難波之高津宮。治天下也。此天皇。娶葛城之曾都毘古之女。石之日賣命。大后。生御子大江之伊邪本和氣命。次墨江之中津王。次蝮之水齒別命。次男淺津間若子宿禰命。四柱。又娶上云日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣。生御子波多毘能大郎子。自波以下四字以音。下效此。亦名大日下王。次波多毘能若郎女。亦名長日比賣命。亦名若日下部命。二柱。又娶庶妹八田若郎女。又娶庶妹宇遲能若郎女。此之二柱。無御子也。凡此大雀天皇之御子等并六柱。男王五柱。女王一柱。故

伊邪本和氣命者。治天下。次蝮之水齒別命亦治天下。次男淺津間若子宿禰命亦治天下也。

舊印本眞福寺本又一本などに、初メに起二大雀皇一盡二豐御食炊屋比賣命一凡十八天皇と云十八字の細書あり、【舊印本には、雀ノ字鷦鷯と作眞福寺本には、八ノ字九と作り、其は飯豐ノ命を一御代とせるか、はた八ノ字を誤れるか、】後ノ人の加へたるなるべし、中卷にもかゝることなし、故レ今は延佳本また一本に無きに依れり、○此ノ天皇後の漢樣の御謚仁德天皇と申す、○大雀ノ命、雀ノ字舊印本に、鷦鷯と作るは後ノ人の書紀に依て改めたるさかしらなり、諸本並雀とあり、【中卷にも下にもみな雀とあり、】○難波は、上に出ッ、【中卷白檮原ノ宮ノ段浪速の下傳十八の廿七葉又明ノ宮ノ段傳三十四】○高津ノ宮は、書紀に元年云々都二難波一是謂二高津宮一、【元年に始めて難波に移り坐るには非ず、此ノ命は本より此ノ處に坐しこと、書紀に云々令レ進二難波一また從二難波一馳之到二菟道宮一など見え、此ノ記にも明ノ宮ノ段に、大雀命見二其孃子ノ泊一二于難波津一而云々などあるにても知るべし、】万葉三に、久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳とあり、難波の地形今も北は大坂より南へ住吉のあたりまで、長くつゞきたる岸ありて【岸より東は高く西は低し、】古へは此ノ岸まで、潮來り【古へに島と云る處々今はみな陸地つゞけるぞ多き、万葉に、淺にけるかもとよめるは、當時既く此ノ岸までは潮來らざりしにや、】船著て難波津は岸の上なりけむ、故レ高津とは云なるべし、宮は或人今の大坂の內なり、【上ヘ本町通安曇寺町筋の民家の後へに小キ祠ありて今に古宮跡と云傳へたりこれ高津ノ宮の跡なり、天滿ノ社司渡邊氏の家に藏る難波の古へノ圖を以て考るに此ノ處にあたるべし、】と云り、【さもあるべし但し、古宮跡と云傳へたるのみは何れにまれ、昔の神社の跡ならむにても、然云べければ、慥に此ノ大宮の跡とも定めがたしされど其ノあたり遠くは距るまじく思はる、

今ノ世にかうづを高津と書て此ノ大宮を其處なりと云ヒ其ノ神社を此ノ天皇なりと云なれども、かうづは、書紀ノ孝德ノ巻に蝦蟇ノ行宮とある處にて、此ノ地ノ名、うつほ物語の哥にも見えたりと谷川氏云り、さもあるべし、かうづ若シ古ヘの高津ならむには、今も直にたかつとこそ呼べけれ、いかでかうづとは呼む、又今の高津神社は、中巻明ノ宮ノ段の末に見えたる難波之比賣碁曾ノ社なりと云り、其事は傳三十四の十一葉に云り、又攝津志に、高津ノ宮一名大郡ノ宮と云るはみだり說なり、大郡は書紀にも欽明ノ巻より始め巻々に見えたれども高津ノ宮と一ッなるべき由はさらに見えず、孝德紀に小郡ノ宮も見えたり、】○葛城之曾都毘古は、建內ノ宿禰ノ大臣の子にして上に出ッ、【傳廿二の卅五葉】○石之日賣命、書紀天皇の大御哥に、兎怒瑳破赴以破能臂謎餓云々、御名ノ義は、磐石の如堅く常に坐せと、祝ひ稱へたるにやあらむ、書紀に三十五年夏六月皇后磐之媛命薨於筒城宮三十七年冬十一月甲戌朔乙酉葬皇后於那羅山、諸陵式に、平城坂上墓磐足媛命在大和國添上郡兆域東西一町南北一町無守戶令楯列池上陵戶兼守、【或云枕册子に鶯ノ陵とあるは、此ノ御墓なり鶯山の頂にありと云り、神名帳に伊豆ノ國賀茂ノ郡伊波乃比咩ノ命ノ神社、また伊波比咩ノ命ノ神社あれど、こは此ノ日賣命にはあらじ、】○大后續紀十に、立正三位藤原夫人為皇后詔に云々、此皇后位乎授賜然毛朕時乃未爾波不有難波高宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而食國天下之政治賜行賜家利今米豆良可爾新伎政者不有本由理行來迹事曾止詔云々、【高宮とは津ノ字脫たるか、】これ王に非ず臣たる人の女の皇后に立給へりし古ヘの例を引給へるなり、【そもそも、大后は、神武天皇の御代のは、大美和ノ神の御女に坐セば、異ことなり、其後開化天皇までの御代々々、書紀には、臣の女をも立テて皇后と為賜ふよし記されたれども、此記には其間には、大后と申せること見えず、崇神天皇よりこなたの御代々々には、此記にも書紀にも臣たる人の女の大后に立たまへること、此ノ石之比賣ノ命をおき奉て外には見えず、故レ其ノ例に引給へるなり、曾都毘古は、孝元天皇の御曾孫なれども、既に其父大臣よりして

臣の列なり、神功皇后の御玄孫に坐せども、なほ王なれば、此ノ例にあらず、凡て古へは王ならでは、大后には居賜はざりし例なり、然るを書紀に、開化天皇までの御世々々に臣の女を皇后とし給ふよし記されたるは、實はみな妃夫人の列にこそありけめ、大后とは申さゞりけむを、皇后としも記されたるは例の潤色と見えたり、凡て某年月日立爲ニ皇后ト云ことも本より潤色の文なること前にも云るが如し、かにかくに、彼紀は漢めかむことをむねとせられしほどに、如此古ヘノ義の沒れ失ぬることの多きは、いとも〳〵歎かはしきわざなり、大寶の御さだめには妃にも内親王をこそ納れ賜へれ其は後宮職員令に妃二員右ハ四品以上夫人三員右ハ三位已上嬪四員右ハ五位已上とあるにて知ルべし、四品以上とは、親王の階級なればなり、夫人嬪には品と云ハず位とあるは臣なるが故なり妃すらかゝれば況て皇后は申すもさらなり、かゝる御さだめに就ても、上代はおしはかるべし、然るに此ノ石之比賣ノ命の御事は、いかさまにも殊なる故ありけるなるべし、】○大江之伊邪本和氣命は、御名ノ義、大江は【江は借字、】書紀に大兄とある字の意なり、此ノ稱の事日代ノ宮ノ段、日子人之大兄ノ王の下【傳廿六の十一葉】に云り、伊邪の事は、水垣ノ宮ノ段、伊邪能眞若ノ命の下【傳廿三の七葉】に云り、本は大なり、和氣の事上に出、○墨江中津王は、津ノ國の墨ノ江に居住賜へるなるべし、中津は書紀に仲とある意なり、【津は之に通ふ例の助辭なれば下に能を添ヘずして、ナカツミコと訓べし、】舒明紀に、初瀬ノ仲ッ王と云人も見えたり、さて此ノ王の事、若櫻ノ宮ノ段に出たり、○蝮之水齒別命、蝮は、多治比と訓べし、其故は、書紀に、稱謂多遲比瑞齒別天皇ト見え、民部式に、凡勘レ籍之徒或轉ニ蝮部姓ニ注ニ丹比部ニ或變ニ永吉名ヲ爲ニ長善ニ如レ此之類莫レ爲レ不レ合【これ、蝮部は、丹比部と同じことなる由なり、又下文定ニ蝮部ヲとある處に、姓氏錄を引るをも合せ見べし、】とあればなり、【舊印本に、ミハラと訓るを延佳も其に從ヒて淡路ノ國三原ノ郡也、日本紀ニ云ク瑞齒別尊生ニ于淡路宮ニと云るは非なり、蝮をミハラと訓べき由なし、】さて多治比に、蝮ノ字を書る故は詳ならず、【蝮は俗に云ッまむし

なり、或人俗にたちばみとも云と云り、然らば古へに此ノ虫を多治比と云しなるべし、さてたちばみは、たぢひばみならむか、又ハミを切むれば、ヒなり、和名抄には、和名波美字鏡には、乃豆知とあり、】さて多治比は、河内ノ國の地ノ名なり、其ノ地の事は、此ノ命の御段に云べし、【然るを書紀ノ此ノ命ノ御段に、天皇初生于淡路宮、於是有井曰瑞井、則汲之洗太子、時多遲花落在于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇とあるは事のまぎれたる傳へなり、其は三代實錄十二に、丹墀眞人貞峯等上表曰云々私撿古記、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇皇子、加美惠波皇子生十市王、十市王生多治比古王、此王生產之夕忽多治比花飛浮湯沐釜、以斯爲感、名多治比古王云々とあるに依るに、多遲ノ花の故事は、此ノ多治比古ノ王の生坐し時の事なるを、此ノ水齒別ノ命の御名も、多治比ノ云々と申せるから此ノ御事に誤り傳へたるなるべし、抑書紀姓氏錄を誤りとして後なる三代實錄にしも依れるは、いかにと云に、此ノ命は河内の多治比に都坐せれば、本より彼處に居住給ひて其ノ地ノ名なることいちじるければなり、若ハ又かの地ノ名は此ノ命の御名より出たるかとも云べけれども、履中天皇の大御哥に既に、多遲比野とよみ賜へるをや、】水齒の事は、此ノ命の御段に出たりそこに云べし、書紀景行ノ巻に、水齒ノ郎女と云名も見ゆ、○男淺津間若子宿禰ノ命、御名ノ義淺津間は、地ノ名にて、大和ノ國葛上ノ郡なり、【葛城は、御母后の御本郷にて由あり、】書紀ノ此ノ御巻【仁德】の大御哥に、阿佐豆摩能天武ノ巻に、幸于朝嬬、因以看大山位以下之馬於長柄杜、【長柄も葛城にあり、】姓氏錄に、大和朝津間腋上地、万葉十に、朝妻山、又朝妻之片山木之爾などあり、【今も朝妻村あり、さて又和名抄に、近江ノ國坂田ノ郡朝妻ノ郷ありて、中昔の書どもにも見えたれども其には非ず、又書紀ノ私記に、難波にありと云るは由なし、】男は【借字】小にて、小長谷小筑波小佐保などの小なり、【古今集の哥のこよろぎの礒も、相模ノ國の餘綾にて、をよろぎなるを、小と書るを後にコとよみ誤れるものなり、然る例なほあり、】さて又小

二の十一葉】書紀には、此ノ皇女に娶坐ることは見えず、○無御子也は、美古坐邪理伎と訓べし、○凡此大雀天皇云々、記中に如此記せる例皆大御名をば擧ず、たゞ此ノ天皇とある中に、日代ノ宮ノ段にのみ、此の如ク凡此大帶日子天皇云々と有リ、

> 此天皇之御世。爲大后石之日賣命之御名代。定葛城部。亦爲太子伊邪本和氣命之御名代。定壬生部。亦爲水齒別命之御名代。定蝮部。亦爲大日下王之御名代。定大日下部。爲若日下部王之御名代。定若日下部

御名代は、其ノ御名を後ノ世に廣く遺し傳へ賜はむために、其ノ部の民を定め置るゝなり、書紀淸寧ノ卷に、二年春二月、天皇恨無子乃遣大伴室屋大連於諸國置白髮部舍人白髮部膳夫白髮部靫負冀垂遺跡令觀於後、武烈ノ卷に、六年秋九月云々朕無繼嗣何以傳名且依天皇舊例置小泊瀨舍人使爲代號萬歲難忘者也、【繼躰ノ卷に、大伴大連奏請曰云々白髮天皇無嗣遣臣祖父大連室屋每州安置三種白髮部以留後世之名、また太子妃春日皇女云々妃曰云々無嗣之恨鍾太子妾名隨絕云々詔曰朕子麻呂古汝妃之詞深稱於理云々宜賜匝布屯倉表妃名於萬代】安閑ノ卷に、元年【秋七月詔曰皇后雖躰同天子而內外之名殊隔云々、】冬十月天皇勅大伴大連金村曰朕納四妻至今無嗣萬代之後朕名絕矣云々、大伴大連金村奏曰亦臣所憂也夫我國家之王天下者不論有嗣無嗣要須因物爲名請爲皇后次妃建立屯倉之地使留後代令顯前迹、詔曰可矣宜早安置などあるも、皆御名代なり、これらを以て其意を知ル

べし、さて此稱は此に始て見えたれども、此ノ御世に始まれる事には非ず、既ニ玉垣ノ宮ノ段に、御子伊登志和氣ノ王者因レ無レ子而爲ニ子代一定ニ伊登志部一【此事傳廿四の廿五葉に委く云り考へ合すべし、】書紀景行ノ卷に、日本武尊云々因レ欲レ録ニ功名一即定ニ武部一也ともあるなども御名代にて、はやくの御世よりありこし事なり、又此の後には、遠飛鳥ノ宮ノ段、朝倉ノ宮ノ段、甕栗ノ宮ノ段などにも此ノ稱見えたり、【かくて、孝德天皇の御世に至て、凡て天ノ下の御制を改めらるゝには、此ノ御名代の類も皆廢られにき、書紀ノ彼ノ御卷に、大化二年春正月甲子朔宣ニ改新之詔一曰其一曰罷ニ昔在天皇等所レ立子代之民處々屯倉及別臣連伴造國造村首所レ有部曲之民處々田莊一云々、また皇太子使レ使奏請曰云々、天皇問ニ於臣一曰其群臣連及伴造國造所レ有昔在天皇日所レ置子代入部皇子等私有御名入部皇祖大兄御名入部及其屯倉猶如ニ古代一而置以不臣奉答曰云々故獻ニ入部五百二十四口屯倉一百八十一所一、また詔曰云々始ニ王之名々一云々以ニ王名一輕掛ニ川野一呼ニ名百姓一誠可レ畏焉云々、また三年云々詔曰云々始ニ於神名天皇名々或別爲ニ臣連之氏一或別爲ニ造等之色一云々神名王名逐ニ自心之所一歸妄付ニ前々處々一爰以ニ神名王名一爲ニ人賂物一之故入ニ他奴婢一穢ニ汗清名一云々などあるは是なり、文のさまこまかには分りかたけれど、大むねは右の類をみな廢られたる由なり、入部は、入は、御子たちの御名に入毘古入毘賣と多くある、入と同くて、御したしみうつくしみ給ふ意にて、伊呂母などの、伊呂、郎子の、伊良などと皆同じなること、上に云るが如し、されば右ノ文御子たちをうつくしみて定め賜ふ部と云意を以て入部とは云なり、されば此ノ類も、御名代なり、さて大かた名と云物は、貴きも賤きも、皆其ノ人を美稱へたる方にて名を呼ことは、其人を敬ひ貴る意なり、然るを後ノ世になりては、人ノ名を呼ことを無禮として、諱憚ることとなれるは、漢國の俗にならへるものなり、古の御世々々に御名代を定メ置れしは、右に引る書紀の卷々にも見えたる如く、其御名を物に因せて、後ノ世に廣くのこし賜はむとての御所爲たるを、此ノ孝德天皇の御世に、其ノ御名を輕々しく呼ことこそ可畏しとして、是ヲを罷られしは漢意にして、古の御意とは反な

り、これらを以ても皇國こ、漢國こ、よろづに心ばへの異なることをさとるべし、】○葛城部、葛城は、此ノ大后の御鄕なり、【御哥にも葛城高宮吾家のあたりこあり、】書紀に七年秋八月爲大兄去來穗別皇子定壬生部亦爲皇后定葛城部○壬生部、壬生は、書紀皇極ノ卷に、乳部此云美文とあるに依て美夫こ訓べし、【夫は濁るべし、】そもそも壬生は昔より、美夫こ、爾夫こ、二ッの唱へありて何れ正しからむ、決めがたきに似たれども、右の書紀の訓注に依て決むべきなり、乳部即チ壬生なる由は次に云を待て知ルべし、或人云ク拾芥抄に、以美福門爲壬生氏所造則壬生當訓美布こ云る此レも一ッの證なり、和名抄國々ノ鄕ノ名に、壬生こ云これかれある中に參河ノ國八名ノ郡には美夫こ書るもあり、又爾布こ訓るは遠江ノ國磐田ノ郡安房ノ國長狹ノ郡、筑前ノ國上座ノ郡などにある壬生ノ鄕はみな爾布こあり、又躬恒家集に、壬生ノ忠岑を假字ににふのたゞみねこ書り、これらに依らば爾夫かとも思はるれど、なほ爾夫こ云は、やゝ後に音便にうつれる唱へなるべし、今京の壬生も、美夫こも、爾夫こも呼り、或人爾夫は乳部の字音なり、かの訓注の、美ノ字は寫シ誤なるべしこ云るは非なり、此ノ稱かの乳部の字音に關ること、さらになし思ひまどふべからず、又師は、壬生は、もと地ノ名にて、丹生なりこ云れしかどわろし、若シ然らば、古ヘよりたゞに、丹生とこそ書クべけれ、丹生こ云地ノ名の別にあるとは分て、壬生としも書キ來れるは異なるが故なり、】さて美夫辨は、御產部にて、【字を省く】生坐る時の御產殿に仕へ奉る諸部を云、【さればもと、美夫辨なるを畧きて、美夫こ云ヒならへるなり、】書紀神代ノ卷鸕鷀艸葺不合ノ尊の生坐る處に、亦云彥火々出見尊、取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐凡諸部備行以奉養焉、此ノ記玉垣ノ宮ノ段、本牟智和氣命の生坐る處に、云々、取御母定大湯坐若湯坐宜日足奉、【舊事紀五に、品陀天皇勅尻綱連曰汝自腹所產十三皇子等汝率養日足奉耶時連爲大歡喜之己子稚彥連外妹毛良姬二人定壬生部】などある是なり、書紀天武天皇崩坐シし時誄を奉る處に、第一大海宿禰蒭蒲誄壬生事とあるも、大海ノ宿禰は、御乳母の氏族なるが故に壬生ノ事を申せ

以封皇后一分云々、【皇后に封し賜ふならば若草香部ノ民なるべきに、大草香部とあるは大ノ字誤ッには非るか、但し此ノ時既に、大日下ノ王は、坐さゞれば、大草香部も、共に皇后の有ち給へるにや、】

又役秦人作茨田堤及茨田三宅。又作丸邇池依網池又堀難波之堀江而通海又堀小椅江又定墨江之津

秦人は、應神天皇の御世、秦ノ造の祖、弓月ノ君が率て參渡ヶ來つる百姓どもなり、其事彼ノ御段に云るが如し、【傳卅三の卅四葉より卅九葉まで、】○役は、延陀弖々と訓べし、【書紀には此ノ字ツカヒアとも訓り、】明ノ宮ノ段に、亦新羅人參渡來云云爲役之堤池而作百濟池とあり、【エダ、セとエダテとは同じことなり、タテはタ、セの切りたるなればなり、】延陀知の事彼處に云り、【傳卅三の十六葉】○茨田は、和名抄に河內國茨田郡萬牟多茨田鄕もあり、是なり、【茨は、常陸ノ國茨城郡牟波良岐とある如く宇婆良岐なるを、宇婆良牟婆良とこそいへ、麻牟としも云はやゝ後の訛りなるべし、本より麻牟多ならむには此ノ字を書クべくもあらず、本は宇婆良多なりけむを宇を省き婆を麻に轉し、良を例の音便にンと云ヒなせるなるべし、日本後紀に、延暦廿三年改茨田親王名爲萬多これは文字を改められたるなり、そのかみ既くまむたと呼しこと是にて知らる、武藏ノ國荏原ノ郡に、滿田ノ鄕と云も見ゆ、此レもまむたか、】皇極紀に、茨田ノ池も見ゆ、【此ノ池今も平池村にありと云り、】堤は、書紀に十一年詔群臣曰云々又將防北河之澇以築茨田堤是時有兩處之築而乃壞之難塞時天皇夢有神誨之曰武藏人强頸、河內人、茨田連衫子二人云々、其堤且成也、故時人號其兩處曰强頸斷間衫子斷間也是歲新羅人朝貢則勞於是役、【北ノ河とは淀川を云、新羅人を役とあるは、此記に、秦人とあると異なり、】姓氏錄【河内ノ國皇別】に、茨田宿禰彥八井耳命之後、苦呂母能古、仁德大皇御代造茨田堤、【苦呂母能古ノ五字印本には、男野現

宿禰ノ作り、今は一本に依れり、但し書紀ノ訓注ノ假字の全く同きは疑はし、】茨田ノ郡は、西北の邊、淀川に傍たれば、其水の溢を防ぐ料の堤なり、【今も、伊加賀村より、太間村、池田村のあたりまで、此ノ堤の形いさゝか殘れりと云り、】神名帳に、茨田ノ郡堤根ノ神社あり、【此ノ社は、今、野口村にありとぞ、】書紀ノ此ノ卷に、五十年河内人奏言於茨田堤雁産之云々、續紀卅寶龜元年七月修志紀澁川茨田等隄、單功三百餘人、【百ノ字は方の誤か、】卅二に、同三年八月白朔日雨加以大風河内國茨田堤六處云々並決、卅八に、延暦三年閏九月河内國茨田郡堤決一十五處單功六万四千餘人給糧築之、續後紀十八に、嘉祥元年八月洪水云々茨田堤往々隤絶九月遣云々等令築茨田隄、○茨田三宅、書紀に、十三年秋九月始立茨田屯倉因定舂米部、宣化ノ卷に、元年夏五月詔曰云々加運河内國茨田郡屯倉之穀云々、【運ノは筑紫へ運ぶなり、】大かたの三宅の事は上に云り、【傳廿六の三十七葉】○丸邇池、書紀に十三年冬十月造和珥池、推古ノ卷に、廿一年冬十一月作掖上池畝傍池和珥池とあり、丸邇は、上に出たり、【傳廿三の七十五葉、但し或説に此ノ和邇ノ池は、大和のには非ず河内ノ國石川ノ郡喜志村に在て、今も仁徳天皇の御世に造れりと云傳へたり、推古紀なるとは別なりと云り、いかゞあらむ、若シ此ノ説の如くならば、此ノ丸邇と云は、たゞ池のみの名にや、河内には、丸邇と云地は、物に見えず、さて推古紀なる、和珥ノ池は、大和ノ國添上ノ郡池田村に在て、光臺寺池とも云と云り、】○依網池は、水垣ノ宮ノ段に見えて其處【傳廿三の九十三葉】に云る如く、彼ノ御代に造られたるが、淺せ崩れなどせしを、今此ノ御世に又修理られしなるべし、○堀江は、書紀に十一年夏四月詔群臣曰、今朕視是國者郊澤曠遠而田圃少乏且河水横逝以流末不駃聊逢霖雨海潮逆上而巷里乘船道路亦泥故群臣共視之決横源而通海塞逆流以全田宅、冬十月掘宮北之郊原引南水以入西海因以号其水曰堀江、【是ノ國とは、難波のあたりを指て詔へるなり、引南水とは、此ノ水横さまに南ノ方へ漫に流れたるを西なる海へ導くを云、】とある如く、上ツ代には淀川大和川の末【大和川は、

今は住吉の南ノ方へ落れども其は近キ世の事にて、昔は大坂の京橋の川へ流レ來て、淀川と一ツになりしなり、今も古ル大和川とて川筋はあり、】汎く濫に流れて田地も少く水害も多かりしを、此ノ時に此ノ江を掘て其水を約にして直に海へ通されたるにて、此レ即チ今の大坂の大川なり、帝王編年記に、今山崎河通レ海是掘江也と云り、【山崎川とは、淀川を云るなり、】さて渡邊と云し處は此ノ江に傍て、南渡ノ邊北渡ノ邊とて有し里なり、其處の渡リを、堀江ノ渡リと云、此ノ渡リの邊リなる故に里を渡ノ邊とは云しなり、又此ノ渡リに橋のありし時もありて、渡ノ邊ノ橋と云りき、其ノ橋は、今の天神橋のあたりなりしとぞ、さて今ノ世大坂に、南堀江北堀江とて堀のあるは、古ヘの堀江には非ず思ヒ混ふべからず、今云堀江は近く元祿のころ堀れるなり、又難波の古圖に別に堀江と云も堀江川と云もあり、其事は次なる、小椅ノ江の下に云べし、】書紀欽明卷に、十三年云々以佛像一流二弃難波堀江一、敏達卷に、十四年云々既而取下所二燒餘一佛像上令レ棄二難波堀江一、推古卷に、廿七年攝津國有漁父一沈二罟於堀江一云々、万葉七〈十丁〉に、佐夜深而穿江水手鳴松浦船梶音高之水尾速見鴨、十八〈三十丁〉に、押照難波穿江之葦邊者雁宿有疑霜乃零爾、十二〈二十丁〉に、松浦舟亂穿江之水尾早、十八〈十丁〉に太上皇御二在於難波宮一之時歌左大臣橘宿禰、保里江爾波多麻之可麻之乎大皇乎美敷禰許我牟等可年弖之里勢婆、御製哥多萬之賀受佐美我久伊弖伊布保理江爾波多麻之伎美弖々都㚙弖可欲波牟、件歌者御船泝レ江遊宴之日云々、廿〈十九丁〉に、佐吉世利能保里江己藝豆流伊豆手夫禰、又〈二十五丁〉云々難波宮者伎己之米須四方乃久爾欲里多弖麻都流美都奇能船者保里江欲里美乎妣伎之都々安佐奈藝爾可治比伎能保里由布之保爾佐乎佐之久太理云々、又〈九十丁〉布奈藝保布保利江乃可波乃美奈伎波爾伎爲都々奈久波美夜故杼里香裳、古今集【戀四】に堀江こぐ棚無小船ゆきかへり云々、後撰集【冬】に、眞菰刈堀江に浮て宿る鴨の云云、又【戀一】君を思ふ深さくらべに津ノ國の堀江見にゆく我にやはあらぬ猶多し、○通レ海通は、【多くの本に迴と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】師の登富志と訓れたる宜し、○小椅江、【椅ノ字を延佳本に、土偏に作るは

非なること上に云るが如し、】書紀には、十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋也、とあり、今も東生ノ郡に、猪飼野村小橋村近くてあり、【猪飼野村は、大坂ノ城の東南にあたれり、其西に小橋村あり、大坂よりは十町ばかり東ノ方なり、さて猪飼野には今も鶴橋とて平野川に渡せる橋あり、難波ノ古圖にも此につるが橋とてあり、】かくて此ノ江を掘しは、何の川を云るにか詳ならず、若くは上代には、大和川の水、此ノ小椅のあたりへ流レ來て是レも汎く漫なりつるを、此ノ時にかの堀江の如くに其ノ川道を北へ掘り通して堀江へ導かれたるにやあらむ、【凡て河內ノ國より此ノあたりへ流れ來る川々何れも、古も今も其ノ道しばしば變りぬれば上代には大和川此ノあたりへ流れしを、是より後に、古ノ大和川の道へは、うつりしも知りがたし、今ノ世に、猪飼を經て流るゝ川は、平野川にて大坂の京橋の上にて、古ノ大和川と一つになるなり、平野川は、源は昔は、河內の丹比ノ郡の狹山ノ池より出しと云、今は、大和川の支にて、同國澁川ノ郡に、り、住吉ノ郡平野を經て來る川なり、此ノ外猫間川、今川など云も此ノあたりなり、されば小椅ノ江と云は、平野川などのここにやとも思はるれども、其は、さいふばかり大きなる川には非ず、難波の古圖を見るに猪飼のあたりを流れて、今の平野川に當れる川を百濟川と記して、猪飼より南に田島と云處のあたりに、其ノ川に池ノ如く廣き所ありて、堀江と記し、其ノ處より西へ分れて、木津の邊へ流るゝ、支川を堀江川と記し、又猪飼より分れて西へ流るゝ、支川をも堀江川と記せり、かくて大和川は既く今の古ノ大和川の處にあり、抑此ノ圖は何時のころのとも知られねども、大かた四五百年よりあなたの物とは見えず、然るにかの池の如き處を、堀江と記しそこより分れたる川を、堀江川と記したるを思ふに、上代に大和川、此ノあたりを流れて小椅ノ江を堀られ、其をも共に堀江と云し其ノ大和川の道は、後に他處に移りぬるを、かの池の如くなる處は、其ノ江のなごりのいさゝか殘れるにて、名も其ノ處に殘れるにや有らむ、】なほよく考ふべし、さて此ノ記には江を掘しことのみありて橋の事見えず、書紀には、橋を造れる事のみありて、江を掘れる事見えざるは、互に漏た

るにて、傳への異なるには非じ、此ノ時に此ノ江を掘て【猪飼を書紀に、津とあるを以ても、大川にて船の泊し處なりけむ事知られたり、】橋を渡されたるなるべく、小椅と云名は、書紀にある如く、其橋に因リてぞ負つらむ、【彼ノ國に住て思ふに、此ノ江をも共に堀江とも云、又上に出たる堀江と混るゝ時は、橋あるを以て、小椅ノ江とぞ云けむ、】○墨江之津、まづ息長帶比賣ノ命の御世に住吉ノ大神を鎭メ祭らるゝ地は彼ノ御段【傳三十の七十七葉】に云る如く、菟原ノ郡の住吉にして、今の地には非るを今ノ地に移されし事は傳へなければ、何の御世なりけむ知リがたきを、今此ノ御世に、此ノ津を定メ賜ふことあるに就てつら〳〵思へば、彼ノ大神を、今の地に遷シ奉リ賜へりしも、此ノ同ジ時にぞありけむ、【神功皇后の御靈を合せ祭リ給へるも、此ノ時などにやあらむ、】書紀ノ雄略ノ卷に見えたる趣は、既に今ノ地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は知られたり、【住吉と云地ノ名も、彼ノ菟原ノ郡のより移れる名なり、さて今の住吉ノ神社の御事は、傳六の七十一葉に云り、】さて然遷シ奉リ賜へるは、必ズ此の御靈なりけむことは論なし、さるは、此ノ御世難波に、大宮敷坐るに就て、大神の御心京師近く坐まさまく欲く所念しけむ、かくて津の事は、書紀神功ノ卷に、此ノ大神の御誨ノ言に宜レ居ニ大津渟中倉之長峽一、便因看ニ往來船一とある如く、彼ノ菟原ノ郡に坐しほとより、其ノ地大津にてありしを【和名抄に同郡に津守ノ鄕もあるは、其ノ津を守なりし人等の居住なるべし、】此ノ時に、大神を遷シ奉リ賜ふとともに〳〵、其津をも共に移し定め賜へるなるべし、是ゾ今の住吉ノ郡の住吉ノ津なり、【郡ノ名も移されての後なり、又住吉に近き地に西生ノ郡と津守ノ鄕あるも、かの菟原ノ郡より共に移されたるなり、】書紀雄略ノ卷に、十四年春正月身狹村主靑等共ニ吳ノ國使一、將ニ吳ノ所レ獻手末才伎、漢織・吳織及衣縫、兄媛・弟媛等ヲ、泊ニ於住吉津一、是月爲ニ吳客道一、通ニ磯齒津路一、名ニ吳坂一【是ノ菟原ノ郡なるに非ず、今の住吉の地なりとする故は、倭ノ京へ入ル料に磯齒津路を開かれたるを以てなり、磯齒津は、万葉六の哥に、和泉ノ國の千沼とよみ合せたる、千沼は、住吉の南にて程近き處なり、さて或人の云く、住吉の東一里許に喜連村と云あ

り、河内の堺なり、昔は河内に屬て万葉に、河内ノ國依人ノ鄕とある處なるを、久禮を訛て喜連とは云なり、孝謙紀三代實錄などに、依人ノ隄とあるも此處のことなり、さて住吉より喜連に行ク間ダにひきゝ岡山の横たはりてある、是ぞ万葉三の哥に、四極山打越見者とある山にて、呉坂は此なるべし、今も住吉より、河内へ通ひたる此ノ道を、古ヘに呉ノ國人の通りし道なりと云傳へたり、喜連村に呉羽明神と云社などもあるなり、又かの万葉の、四極山の哥に云ひ合せたる笠縫ノ島は、內匠式に云々菅蓋一具菅卅骨料村從攝津國ノ笠縫氏參來作とある、笠縫氏の居所にて、今の東生ノ郡深江村是なり、其ノあたり今も菅を多く作りて、朝廷にも獻る例なり、此ノ地など今は島に非れども、古ヘは凡て此ノ郡ノ內など、川々多く流れ合て廣く沼にて海の如く、舟の往來し、まことに島にてありしなり、と云り、其說なほ委きを今は省きて擧つ】抑呉ノ國ノ使は、異國の中にも希見しき客なる故に、【難波ノ津には泊ずして】ことさらに此ノ住吉ノ津に泊べく、豫しおきて賜へるなるべし、凡て異國の事は此ノ大神の所知看す故なり、万葉十九に、贈入唐使ノ長哥に、忍照難波爾久太里住吉乃三津爾船能利直渡云々、【三津は住吉ノ津を尊稱て御津と云るなり、難波の三津、大伴の三津など云る處には非ず、】是又遣唐使なるを以て、ことさらに此ノ津より、發船するなるべし、

於是天皇登高山。見四方之國詔之、於國中烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏、都勿修理、以椷受其漏雨、遷避于不漏處、後見國中、於國滿烟、故爲人民富、今科課役、是以百姓之榮、不苦役使、故稱其御世、謂聖帝

世也。

高山は、多加夜麻と訓ム【中古よりこなたは、高き山とのみ云を古へは、多加夜麻と云ぞ常なりける、さるは必しも、俗に云、高山ならねども、よろしきほどの高さなるをも云り、さて難波の近き處にはかく云ばかりの山はなければ、此レは大和などへ幸坐スとて道なる山を越坐る時の事かはた國見し給はむとて、ことさらに登リ坐るか、さる細なることは知がたし、】○四方國、與母は、四面なり、さてこは、天ノ下を總て云とは異なり、たゞ山ノ上より四面に見渡し賜へる近き國々なり、万葉一丁七に、天乃香具山騰立國見乎爲者國原波烟立龍海原波加萬目立多都云々、又十九丁芳野川多藝津河内尓高殿乎高知座而上立國見乎爲波、三丁二十八に、國見爲筑波乃山矣、九丁十一に、二並筑波乃山乎云々嘯鳴登云々言借石國之眞保良乎委曲尓示賜者、十三丁二十八に、春避者殖槻於之遠人待之下道湯登之而國見所遊、○國中は、久奴知と訓べし、万葉五丁六に、阿乎尓與斯久奴知許等其等美世麻斯母乃乎、十七丁三十に、古思能奈可久奴知許登其等、○烟不レ發、万葉五貧窮問答哥に、可麻度柔播火氣布伎多弖受許之伎尓波久毛能須可伎弖飯炊事毛和須禮提、○貧窮は、麻豆志と訓べし、○至三年は、美登勢登伊布麻傳と訓べし、三年の間なり、○課役は、美都藝延陀知と訓べし、【書紀にオホセツカフともエツギとも訓り、】課と役と二ツなり、賦役令に、課役並徵、また免レ課徵レ役、また課役俱免などある是なり、義解に、謂課者調及副物田租之類也とあり、【民に科せて、獻らしむる物を凡て課と云なり、又田租をば除て、餘を課と云ることもあれど、まづ常には、田租をもこめて云り、】さて、上代の課役の品は、如何ありけむ知らず、賦役令には、凡調絹絁絲綿布並隨二鄕土所一レ出、正丁一人絹絁八尺五寸、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、若輸二雜物一者云々、次丁二人中男四人並准二正丁一人一、其調副物云々、【こは一人毎に右の數品を並具へて貢るには非ず、其ノ鄕土より所出物を

右の中何にまれ、一品貢るなり、調物に其外なり、】田租は、田令に、凡田長三十歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租、稻二束二把、町租、稻二十二束、【義解に、段地穫稻五十束、束稻舂得米五升、也即段、町別、得五百束也とあり、凡調田租などの御調、書紀孝德卷大化二年に見ゆる、合すべし、又白雉三年云々細書に、段租稻一束半、町租稻十五束とあるは、上に進へりいかゞ、】とあり、【右の調及調物田租などを合せて課と云なり、】役は、賦役令に、凡正丁歳役十日、二人同一正丁とあり、なほ委きことは令を見て知べし、万葉十六卷に、氏戸寧我課役徴者、【此ノ課役をエツキと訓るはいかゞ、是も課と役との二ならば、書紀の訓の如く、エツキと訓むか、又役ばかりを云るならば、エダチと訓べし、さて氏戸は、課字と見えたり、】○除は、由流世と訓べし、【世と仰言にては、官司人に仰する御言なり、】此まで大御語なり、かくて除されたる事は此詔にこめて書ける古ノ文なり、○破壞は、夜夫禮許保知と訓べし、破を、夜夫禮と云るは、書紀ノ武烈ノ卷ノ御哥に、耶夫禮之魔柯枳とあり、【此ノ大宮の垣の事を、書紀に元年云々、爾宮垣室屋弗堊色、也云々とあれど其は例の潤色の漢文と聞えたり、】○雖 雨漏、日本紀竟宴ノ哥に、於保散々岐多加都乃美也乃安毛留遠布可世奴古乃美與ミ多美良呂布布、○都は、加都弖と訓べし、其由は上卷に云り、【傳十七の六葉】○修理は、都久呂比と訓べし、書紀の繕ノ字に、都久呂布とあるに依れり、【都久呂比とも云ども此に依て、呂比と訓べし、】そもそも此ノ字は、常に都久呂布と訓を、都久良布は、即都久呂を延たる言にてたゞ同じことなれども【常に造作るをも又破壞はれたるを修するをも共に都久呂布と云て此ノ修理ノ字も二方に用ひて同じことなり、】後ノ世には別ありて、都久呂ふては、新に造作る如聞ゆる故に姑く分て訓つ、○切ノ字は、記中には不の意に用ひたること、首ノ卷に云るが如し、○械は本ともに或は械と作、或は禊と作るを、今は一本に依れり、【禊は誤なり】械【字書に檝也とも兩檝也とも木檝也とも注して、要語なり、】も然ることなれども漏雨を受るには器の楫は少し物遠きことなるを、械は、玉篇に、律木也

とも注して書紀武烈ノ巻にも塘槭とあり、其は必しも細く長き樋ならずとも、水を受る物を云べければ、槭よりは、今少し似つかはしく聞ゆ、【此ノ字又虎子也とも注せり、虎子は、大小便を受る器にて、今云麻流なり、此は、大小便には非れども、水の屬を受るなれば、由なきにあらず、】比と訓べし、和名抄には、槭ハ和名以比とあり、○後とは、三年になりて後を云なるべし、○滿烟、日本紀竟宴ノ哥に、大鷦鷯ノ天皇を、多賀度能兒乃保利天美禮波安女能之多與毋尓計布理弖伊万蘇度美奴留、【新古今集賀に、みつぎ物ゆるされて、國富るを御覽じて、仁德天皇ノ御哥、高き屋にのぼりて見れば烟たつ民のかまどは饒ひにけり、是は右の竟宴の哥なるを、後ノ世ざまに作りなしたる物なるを、かく此ノ天皇の、大御哥とは申したるなり、】万葉一丁ヒに、天乃香具山騰立國見乎爲者國原波烟立籠、○爲は、淤毋本志弖と訓べし、【其由は首ノ巻に云り、例は水垣ノ宮ノ段にもありて、其處にいへり、】○今は、【延佳本に、令と作るは、さかしらに、改めつるにやわろし、】伊麻波登と訓べし、今は科すとも敢なむとてなり、○之榮は、之ノ字衍なるべし、【榮之を下上に誤れるかとも思へど、書紀にこそさる之ノ字の用ひざまは常の事なれ、此ノ記にはさる例をさをさ見えず、】水垣ノ宮ノ段にも人民榮とあり、さて此ノ句は、課を免されしに係りて、次の句の役を免されし驗を云と、二ツなり、○聖帝ノ二字を、比士理と訓べし、日知の意なり、但し此は、皇國の元よりの稱には非じ、【上巻に聖神と云あれど、其は借字なり、】聖ノ字に就て設けたる訓なるべし、【若シくは、かの百濟國より參候し、和邇などが造りたる訓にやあらむ、須賣良美許登に天皇の字を設け當奉リて、此ノ大御號を立たるも此ノ人ならむかとおぼしきなり、其事は上卷に云へり、】其は、漢籍に、聖人と云者の德をほめて、日月に譬へたることあるを取て、日の如くして、天ノ下を知しめすと云意なるべし、【されば、日の如知の意なるを、如を省き云は常なり、然るに此レを、皇國の元よりの稱として、日嗣所知看す意と思ふは非ず、日嗣知リを、日知と云むは、古への物言ひざまに非ず、且若シ其ノ意ならば、御世々の天皇は、皆本より日知に

坐ますを、今此ノ仁德天皇をさり分て、稱申せるは、何の意とかせむ】されば、天皇を貫本て日知と申すは、此ノ天皇より始まれる事に、漢國の例に效へる稱なり、万葉一に、橿原乃日知之御世從、續紀十に、許能天高御座坐而天地八方治賜事者聖君止坐而賢臣供奉天下平久、十五に、飛鳥淨御原宮尓大八洲所知志聖乃天皇命なども
り、【又万葉三に、酒名乎聖跡負師古昔大聖之言なども、天皇ならねど云る、是レらは漢國にて、必しも王ならでも德を以て聖人と云る例にて、たゞ聖ノ字の訓なり、又後ノ世に、僧をしも、比じりと云、其も聖ノ字に就て稱る稱なり】此ノ記ノ序に、望烟而撫黎元於今傳聖帝、【これ此ノ天皇の御事を申せるなり】○世、諸本に、此ノ字無し、今は眞福寺本に依れり、【稱其御世】とあれば、此に必此ノ字なくては首たらず、さて舊印本又一本などに、謂聖帝世也とある、此中二字は謂ノ字の訓點に附たりしを後に誤て、本文に書なしたるものなり、中巻日代ノ宮ノ段にも、謂之云ここを、誤て本文に書る例あり、似たることなり、さて又、眞福寺本には、帝ノ字の下に、世上中也とあり、此レはかの、止を又、上に誤れるなり、又諸本に世ノ字の無きは、上に御世とあるを見て、後ノ人さかしらに省き去しなるべし、さて又、師の說に、於是天皇と云より此まで一段は、日本紀に依て後ノ人の加へたるなり、文のさまも、四六に書て古に非ずと云れたるは、中々に非ず、後ノ人の所爲にはあらず、文のさまも皆此ノ記の例に叶へり、多く四六にそろへたるは、皇國の古への漢文の常にして、凡て漢文とは必四六に書物と心得たるが如し、されば此ノ記も此ノ段のみならず、事とある處はいづこも〳〵皆多く四六にて、此ノ段に限れることには非るをや、そのうへ序にも、此ノ段の事を舉たるを以て、後ノ人の所爲には非ること知べし、凡て序に御世々々の事を舉たる、皆記中にある事なり】書紀に云く、四年春二月甲子詔群臣曰、朕登高臺以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧而家無炊者、朕聞云々、三月己酉詔曰、自今以後至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之黼衣絓履不弊盡不更爲也、溫飯煖羹不酸餒不易也、云々、是以宮垣崩而

不レ造茅茨壞以不レ葺風雨入隙而沾衣被星辰漏壞而露床蓐是後風雨順時五穀豐穰三稔之間百姓富寛頌德既滿炊烟亦繁、七年夏四月、天皇居二臺上一而遠望之烟氣多起云々、九月、諸國悉請之曰二云々一、然猶忍之不レ聽矣、十年冬十月甫科二課役一以構二造宮室一云々故於レ今稱二聖帝一也、【此ノ處書紀には、例の漢ざまの潤色の又殊に多く見ゆ、故レ今は多く略きて引つ、】

其大后石之日賣命甚多嫉妬故天皇所使之妾者不得臨宮中。言立者足母阿賀迦邇嫉妬【自母下五字以音】爾天皇聞看吉備海部直之女名黑日賣其容姿端正喚上而使也然畏其大后之嫉逃下本國天皇坐高臺望瞻其黑日賣之船出浮海以歌曰淤岐幣邇波。袁夫泥都羅羅玖久漏邪夜能摩佐豆古和藝毛玖邇幣玖陀良須故大后聞是之御歌大忿遣人於大浦追下而自歩追去

甚多は、【甚を其と作る本は誤なり、】波那波陀と訓べし、万葉七【二十丁】に、甚多毛不零雨故、十【六十丁】に、甚多毛不零雪故、又【六十丁】甚毛夜深勿行、十三【九丁】に、天地之神毛甚吾念心不知哉などあり、【波那波陀と云ことは中昔の物語文などにはをさ〳〵用ひぬ言にて、源氏物語などには、こゝきらにふつゝかなる儒者の語に用ひたることあり、當時雅やかならぬ言としたるなるべし、されど漢籍にては、甚ノ字必ス然訓ムは古言ののこれるなり、書紀に、甚ノ字は多く、ニヘサ

ニ。こ訓たれご、其は當らぬ訓なり、にへさは、物の多なるを云言にて、其ノ由肥後ノ國風土記に見えて、釋紀に引り、】又二字を、伊多久とも訓べし、○嫉妬は、上卷に見ゆ、【傳十一の三十一葉】○所使は、都加波須こ訓べし、【つかひ賜ふこ云意なり、】此ノ言の事、上卷【傳十六の二十八葉】中卷【傳二十四の六十葉】に委く云り、○妾は、美賣多知こ訓べし、【御妻等なり、中古の物語書などにも、女御更衣などのたぐひを、みかごのみめこいへることあり、】此ノ字の事日代ノ宮ノ段に又妾とある處に云り、【傳廿六の九のひら】○不得臨宮中は、宮能宇知袁母延能叙加受こ訓べし、上卷石屋戸ノ段に、稍自戸出而臨坐とあるも、能叙伎坐なり、なほ彼處に云り、【傳八の六十五葉】○言立者は、許登陀且婆こ訓べし、續紀四に、天皇御々世々天豆日嗣止高御座尓坐而此食國天下乎撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃意能賀弱兒乎養治事乃如久治賜比慈賜來業止奈母隨神所念行須、十に、又於天下政置而獨知倍伎物不有必母與理斷能政有倍之此者事立尓不有天尓日月在如地尓山川有如並坐而云々十七に云々事立不有云々、万葉廿丁廿一に、都加倍久流於夜能都可佐等許等太且々佐豆氣多麻敝流、伊勢物語に、正月なれば事立こて大御酒賜ひけりなごあるを合せて考るに、平常ならぬ、異なる事するを、事立こ云なり、【言こ書るは借字なり、又書紀孝德ノ卷に、計從事立こあるも、漢ぶみの語なれば別なり、】されば此も御妻たちの中に、平日に異なる事のけしきなごあればこ云意なり、【こは天皇の御寵あるかこ疑ひおもほすからなり、】○足毋阿賀迦邇は、足搔貌にて足摩なごし給ふ貌を云るなり、万葉五丁十に、立乎杼利足須里佐家婢伏仰武禰宇知奈氣吉、九丁十九に、反側足受利四管、又丁廿八に足垂之泣耳八將哭、【垂ノ字は、摩を誤れるか、】なごある如くにて、嫉妬賜ふことの甚しく熾なるさまなり、足搔は、万葉七丁十二に、赤駒足何久激に、十一丁十四に、赤駒乃足我枳速者、字鏡に、跑蹀也踊也馬奔走貌阿加久、また蹀阿加久なごあり、うつほ物語【國ゆづりの卷】に、おぼす事平かにこ手をあがき祈り願立させ給ふこともあり、○吉備海部直は、何れの末にか知ら

れず氏人とは書紀雄畧ノ卷に、吉備ノ海部ノ直赤尾、敏達ノ卷に、吉備ノ海部ノ直難波、吉備ノ海部ノ直羽島など見ゆ、さて此は、姓のみを擧たるは、其名は傳はらざりしなるべし、○黑日賣は、履中天皇の妃、又玉穗ノ宮ノ段などに同シ名あり、又日代ノ宮ノ段に、迦具漏比賣眞黑比賣など云もあり、名ノ義、迦具漏比賣の處に云り、【又次なる御哥の處に云べき事もあり、】黑日子と云名もあり、○其容姿端正は、登禮加富余志と訓べし、例は、白檮原ノ宮ノ段に見えて其處に云り、【傳廿の十五葉】其とは、黑日賣を指て云る言なり、○喚上は、賣佐宜と訓べし、上に出、【傳廿五の四十六葉】○本國は、吉備ノ國なり、○高臺は、多迦杼能と訓べし、書紀垂仁ノ卷此ノ卷にも然訓り、又此ノ卷に臺上、繼躰ノ卷に、高堂などある訓も同じ、和名抄には、樓ハ辨色立成云、太加止乃、【とありて、臺は、字天奈とあり、然れども、臺と書るも、高殿の意なり、】續紀二に宴於西高殿、万葉一に、芳野川多藝津河内尓高殿乎高知座而上立國見乎爲波、○船出浮海ノ四字を、布那傳須流賣と、師の訓れたるに從ふべし、【浮海とは、漢文さまの字なり、讀べからず、船出すと云に其意は具はれり、】○瞻望は、師の、美佐氣坐豆と訓れたるに從ふべし、此ノ言の事中卷明ノ宮ノ段に、望ニ葛野ニとある下にいへり、【傳卅二の二十九葉】○淤岐幣邇波は、於澳方ニ者なり、【幣は邊にはあらず】○袁夫泥都羅々玖は、【下の羅ノ字を舊印本又一本に之と作るは、羅々の重點を見誤れるなり、記中に、之を假字に用ひたる例なし、又延佳本に、羅羅之と作るは、羅々とある本と羅之とある本とを合せてのさかしらなり、今は眞福寺本、又一本などに依つ、】小舟連らくなり、【小とは必しも小さからねどいふ、】都羅々は、數連なり、浮べる貌なり、玖は、【かきくけ、こ】活用かす辭なり、【枕にするを麻久良加牟麻久良久、蔓にするを加豆良伎加豆良久などいふ類なり、又浮ノ字を省けるかとも思へど然には非じ、契沖は羅ノ字を之に誤れる本に依て列敷と注せれど非なり、】万葉十五十三丁に、伊射理須流安麻能乎等女波小船乘都良々尓宇家里、十九廿丁に、布勢乃海尓小船都良奈米眞可伊可氣伊許藝米具禮婆などあり、さて此ノ御句は黑日賣の船のみには非

で先ッ大方の船等のあまた浮べるを、見さなはしたるさまなり、【其故は、黒日賣は、從人などはあまたありとも、逃下らむほごに數の船に乘るばかりの人數はあるまじければなり、】○久漏邪夜能は、諸ノ本並久ノ字を文に誤れり今改む、【記中に文を假字に、用ひたる例なければなり、又記中、白黒の假字に、漏ノ字を用ひたる例なれば、此は決く久ノ字なり、又延佳本に、夜ノ字無きは、さかしらに削しなり、】久漏は、黒にて必ス此ノ日賣の名に由ある事と聞ゆ、邪夜は、詳ならず、今備中ノ國小田ノ郡に黒崎と云處あれば【古書には見あたらず、】若シくは夜ノ字は岐を誤れるにて、黒崎之か然らば、此ノ地本郷にて黒日賣と云名も此ノ地ノ名より負るなるべし、本郷を以て詔へること、同シ此ノ天皇の明ノ宮ノ段の御哥に、美和能斯理古被陀袁登賣とよみ給へるに同じ、【又邪ノ字は、都を誤り、夜能は、能夜を、下上に誤れるにて、黒津之かとも思ひ、又邪夜は、都良の誤にて、良は例の助辭にて黒津ら之かとも思へご、今も昔も吉備に、黒津と云地名聞えざれば、今任黒崎の方まさるべし、又黒酒白酒と云ことあるを以て思ふに夜ノ字は、祁或は、氣の誤にて、黒酒之にて、其ノ酒の甘美きが如くなると云意にて、美たる詞か、黒酒白酒の中に分て黒をとれるは、比賣の名に寄せてなりなごも思ひしかご、なほいかゞなり、さて契沖は、久ノ字を、文と作るに就て、万葉四に、二鞘之家乎隔而戀乍將座とあるを引て、諸鞘之なりといへれご、文ノ字は誤なること論なく且かの二鞘は、六帖には、もろさやとして入たれごも、万葉今ノ本ノ如く、ふたさやとこそ訓べけれ、又たとひ、もろさやと云ことはありとも、かの万葉哥の如き、隔而など云言もなく、たゞ諸鞘とのみにて、別れ坐る意にはいかでかならむ、又師は、對屋にて、眞の冠辭とせるなりと云れしかども、對屋心得ぬことなり、】○摩佐豆古和藝毛、摩は、眞にて美たる言なり、佐豆は、万葉七ノ卅に、照左豆我手尓纏古須玉毛欲得云々とある、照左豆は、人の容貌を稱美たる稱か若シ然らば此も一ッなるべし、佐豆古は、さにつらふ兒を約めていへる稱にや、顏色をほめてさにづらふと云は、万葉に常のことなり、されご彼ノ哥の總ての趣を以て思ふに美た

る稱なるべくも聞えず、女をいへりとも聞えず詳ならずおぼゆ、【師は、照は借字にて、衒ふなり、左豆は、商人にて、玉を衒ふ商人を、照左豆と云るなりと云れしかど、其も哥に叶へりとも聞えず、商人を、左豆といへることも由なし、又さつ男と一ッに云る說もあれど其も由なし、】故又思ふに、佐は例の眞に通ふにて、【此は其を重ねて眞佐と云るなり、正しと云も此ノ二ッを重ねたる言なり、又青色を、佐青と云は、眞青の意なるを重ねて、眞佐青とも云り、佐は眞に通ふ言なる由は、既に上に云り、】豆は、弖ノ字を誤れるにて【古書ともに此ノ二字は、互に誤れる例往々にあり、】弖古ならむか、弖古は、万葉三、又九に、眞間之手兒名、十四に、伊思井乃手兒、また左和多里能手兒などありて、【手は皆借字にて、】照子と貴たる稱なり、【又親の手にあるほどの幼き兒を手兒と云ることもあり、其は別なり、それは、多碁と訓べし、照子と思ひ混ふべからず、】容貌を美て照と云は、下光比賣と云名、又万葉十一に、玉如所照公などあるが如し、かゝれば摩佐豆古は、眞佐照子ならむか、なほよく考ふべし、【契沖が此ノ上ノ句を諸輔と見たるまゝに、此ノ句を眞鋤津子なりとして推古紀の御哥の如く大刀ならば、眞鋤の如くおぼしめすとの御意なりと云るは、甚物遠し又師は、正つ子なり、まなごなど云類なりと云れしかど、女を美て正と云むこともいかゞなるうへに、豆てふ辭も穩ならず、殊に濁音なるは、決なく助辭にはあらず、】和藝毛は、吾妹を切めたるにて【万葉廿に和我伊毛古ともあり、】吾妹兒ともいへり、書紀繼體ノ卷の哥にも、倭蟻慕と見え、なほ万葉に多し、○玖邇幣玖陀良須は、國へ下らすなり、【流を延して良須と云、】○大浦とは、難波の海上を云なるべし、【既に船出しつる後なれば海邊にはあらず、】書紀應神ノ卷此ノ卷などに大津とあるも、難波の津と聞え、又此ノ御段に、難波之大渡などもあれば其海上を、大浦といひしなるべし、【又吉備ノ國までの間々の海邊の地ノ名かとも思へど、然には非じ、】○遣人は、黑日賣の跡を追て、舟より海ノ路を遣すなり、○追下は、黑日賣の船に在るを逐て陸へ下すなり、○自レ步は、万葉十三に、次嶺經山背道乎人都末乃馬從行尓

己夫之步從行者毎見哭耳之所泣云々、君之步行名積去見者、また、馬替者妹步行將行縱惠八千石者雖履吾二行、さて如此爲たまふ故は、船より行ば安易きを步より行しめて苦しめたまふなり、○追去は、夜良比賜伎と師の訓れたる宜し、上卷に、神夜良比爾夜良比賜也、書紀神代ノ卷に、逐之などあるに同じ、此ノ段の事など、まことに、足もあがゝに、嫉たまふといひつべき、御所爲なり、

於是天皇戀其黑日賣欺大后曰欲見淡道島而幸行之時坐淡道島遙望歌曰淤志弖流夜那爾波能佐岐用伊傳多知弖和賀久邇美禮婆阿波志摩淤能碁呂志摩阿遲摩佐能志麻母美由佐氣都志摩美由乃自其島傳而幸行吉備國爾黑日賣令大坐其國之山方地而獻大御飯於是爲煮大御羹採其地之菘菜時天皇到坐其孃子之採菘處歌曰夜麻賀多邇麻祁流阿袁那母岐備比登登等母邇斯都米婆多怒斯久母阿流迦天皇上幸之時黑日賣獻御歌曰夜麻登幣邇爾斯布岐阿宜弖玖毛婆那禮曾岐袁理登母和禮和須禮米夜又歌曰夜麻登幣邇由玖波

多賀都麻許母理豆能志多用波閇都都由久波多賀都麻

歎とは、實は、吉備ノ國に幸行て、黒日賣に逢ヒ給はむとてなるを、たゞ淡路島を見賜ひにと、詔ひ歎くを云なり ○欲レ見淡道島ヲ、此ノ島は、書紀應神ノ卷に、二十二年云々天皇狩ニ于淡路島ニ、是島者横レ海在ニ難波之西ニ、峯巖紛錯陵谷相續芳草薈蔚長瀾潺湲亦麋鹿鳧雁多ニ在其島ニ故乘輿屢遊之【履中天皇允恭天皇なども此ノ島に、御狩のこと見えたり、】とある地からなり、○坐ニ淡道島ニ、書紀には此ノ天皇此ノ島に幸ル御事すべて見えず、但シ反正天皇初生ニ于淡路宮ニと彼ノ御卷にあれば、大后と共に幸しゝことやおはしましけむされど此は、大后を欺きて黒日賣に逢ヒ賜はむためなれば、【大后と】共には幸すまじければ彼ノ時とは異なるべし、【なほ此ノ幸ノの事まぎらはしき由あり次に云べし、】○遙望は、波呂婆呂爾美佐氣坐豆と訓べし、書紀皇極ノ卷ノ謠歌に、波々魯々尓渠騰曾枳擧喩屢、万葉五ノ卷に、波漏婆漏爾於忘方由流可毋志良久毛能智弊仁邊多天流都久紫能佐仁波、十九ノ卷に、遙々尓鳴霍公鳥、廿ノ卷に、波呂波呂尓和可禮之久禮婆、○淤志豆流夜は、【淤ノ字諸本に、於と作るは誤なり、記中には、於は、假字に用ひたる例なし、今は眞福寺本に依れり、】難波の枕詞にて、冠辭考に見えたるが如し、○那尓波能佐岐用は、【用ノ字を延佳本に、由と作るは、さかしらに改めたる物なり、其由ッは上に委ク云り、諸本並用なり、】自ニ難波之崎ニなり、書紀此ノ天皇の他ノ大御歌にも、於辭弖屢那珥破能瑳者能とあり、○伊傳多知豆は、出立而なり、○和賀久邇美禮婆は、朕之國見者なり、【朕今國見をすればと詔ふ意なり、朕國とつゞきたる御言にはあらず、朕と姑ク切リて心得べし、】是レは海ノ上を見渡し賜へるにて、國には非れども遠く望見る事をば、【必しも國郷ならざれども、】凡て國見とぞ云けむ、さて此に論ヒあり、難波の崎より出立てとては、此ノ御句難波ノ崎より見給ふ意なれば【出立て難波ノ崎より見ればの意にて、自は、此ノ御句へ係ればなり、出立は、其處に出立

なり、万葉に例なし、其處より發には非ず、又舟出して海路におもむくを、出立と云むも、似つかはしからず、】坐淡道島とあるに叶はず、たとひ難波ノ崎を出發てと見ても、海ノ路のほどなれば、なほ叶ひがたし、【若シ淡道島に坐てとあるが誤りかとも思へど、次なる島々は、淡路より見ゆる處にして、難波よりは見ゆまじきなり、】故思フに出立前の上に二句脫たるなるべし、【其ノ御句に淡路に至り坐る事あるべきなり、試に云ハば、那尓波能佐岐用伊和多理坐阿波道能志麻用伊傳多知弖、などてふさまにてありけむ、かくて用伊とつゞきたる字の、上と下とにあるよりや、紛れて脫たりけむ、さる例よくあることなり、】○阿波志摩は、上卷に見えたる淡島なり、【傳四の卅六葉】○淤能碁呂志摩も上卷に出て、【傳四の十二葉】此ノ二ツ島共に淡道島に近き地方なること、上卷の傳に云るが如し、○阿遲摩佐能は、檳榔之なり、檳榔と云物の事は、中卷玉垣ノ宮ノ段に云り、【傳廿五の三十四葉】○志麻母美由は、島も所見なり、此ノ島檳榔の多く生たるより名に負ヘるなるべし、【今ノ世にも、薩摩又土佐の海などに、檳榔島と云ありて、此ノ木多しとぞ、】○佐氣都志摩見由、此ノ島の名の意詳ならず、さて此ノ二ツ島も淡路島より遠からぬ處にはあるべけれど、何ノ邊ならむ、在ル處も詳ならず、物にも見えたること無し、【彼ノあたりの國人、又舟人などによく問ヒ聞て考ふべきなり、】○此ノ大御哥たゞ見渡しのけしきのみにて、黑日賣を所思したる意無きはいかゞ、此ノ事なほ次に云べし、○其ノ島は、淡道島なり、○傳而とは、初メに行たる處より即又異處に遷リ行クを云て、玉垣ノ宮ノ段に見えたる下【傳廿五の九葉】にいへるが如し、万葉廿卷に、海原乃可之古伎美知乎之麻豆多比伊己藝和多利弖、又[illegible]之未豆多比由久、○幸ニ行吉備國ニ、凡て此ノ黑日賣の事書紀應神ノ卷に甚よく似たる事あり、彼ノ廿二年に吉備ノ臣ノ祖御友別の妹兄媛云々、夏四月大津より發船して吉備ノ國に還るを、天皇高臺に上リ坐て、其船を望坐て歌ひ賜はく、阿波施那摩云々、秋九月天皇狩ニ于淡路島ニ云々自ニ淡路ニ轉テ以テ幸ニ吉備ニ云々、[illegible]云々とある是なり、かくて後ノ紀此ノ卷【仁德】には、十六年宮人桑田の玖賀媛を天皇娶むと御

念しかども、皇后の御妬に苦まして不得娶云々玖賀媛を桑田【丹波にあり、】に還し送リ賜へる事見えて、黒日賣の事は凡て見えず、故レ思ふに、此ノ記の傳へは、此ノ玖賀媛の事と、彼ノ應神ノ卷の兄媛の事と、一ッになりて混ひつるものにやあらむ、【玖賀と黒と名もやゝ近く、皇后の御妬に因て、本ッ國に歸りし事も似たり、又兄媛の事は始ノ終リ皆よく似たり、】若シ然らば、淡路より傳ヒて吉備に幸せるも、彼ノ應神天皇なるが紛れつるか、【然るときは、上なる、淤岐幣邇波云々、次なる、夜麻賀多邇云々などの御哥も、應神天皇なるべく、久漏邪夜能とあるも、兄媛の鄕にて、黒日賣と云も、兄媛の亦ノ名にもあるべし、】かくて右の、淤志弖流夜の御歌は、此ノ天皇【仁德】の別に淡路に幸しゝことの有し時のにやあらむ、故レ彼ノ御哥に黒日賣を御思せる意のなきにや、〇其國は、吉備ノ國なり、〇山方は、地ノ名なるべし、大かた古書に某ノ地とあるは、地ノ名なる例なればなり、上卷なる、鳥髮 地須賀地などの如し、さて吉備には、山方と云地、古書には見えざれども有しなるべし、【安藝ノ國に山縣ノ郡あり安藝かけて、吉備の國内ともすべけれど、なほ彼レには非じ、備中などに今此ノ地名は無きにや、國人に尋ぬべし、】此ノ地ノ名の事次なる御哥の下に云べし、〇令大坐は、意富麻斯麻佐志米弖と訓べし、續紀四に、大坐々而、廿七に、別好久大末之末世波、卅に、御身都可良之久於保麻之麻須尓依天、卅一に、悔彌惜彌痛彌酸彌大御坐、また、愛賜比大坐止云々、大坐々間尓、三代實錄廿一に、此遍思女須大心大坐麻須尓依大奈毛、平野祭ノ祝詞に、万世尓御坐令在米給登、齋内親王奉入時ノ祝詞に、堅磐尓平氣久安久御座坐志米武止、【古今集ノ詞書に、おましく〵とあるは、大を省きて、淤と云るなり、又常におはしますと云も、大坐坐の、富麻を切て、波となれるなり、】などあり、此は天皇を迎ヘ入レ奉るを云り、さて令ノ字の上に諸本に、命ノ字あるは衍なり、今削けり、【令と形の似たるより、紛ひて重なれるひがことなり、眞福寺本には令ノ字なくて、命ノ字あるは、令を誤れるにて、是レ命の衍字なる證なり、】黒日賣の名、上にも下にも、命と云ること無ければなり、【又此ノ人、命と

云ばかりの品に非ず、】○獻大御羹は、上に處々に、獻大御食とも、獻大御饗ともあるに同じ、○大御羹は、和名抄に、羹ハ和名、阿豆毛乃とあり、名ノ義は、ぬるからず熱きを好しとして、熱物と云なるべし、【物は和名抄に、臛、炙、羹など、又今ノ世にも、吸物汁ノ物などいふに同じ、】書紀允恭ノ巻に、御膳羹汁凝以作氷、万葉十六に、水葱乃煮物、○煮、万葉十に、春野之菟芽子採而煮良思文、○菘菜は、阿袁那と訓べし、即御哥に見ゆ、和名抄に、蘇敬本草注云、蕪菁北人名之蔓菁、和名、阿乎奈、【温故和名古保嘉】と見え、書紀持統ノ巻に、蕪菁、万葉十六に、蔓菁、字鏡に、蔓ハ阿乎奈、蕪菁ハ阿乎奈、蔓菁ハ阿乎奈などある是なり、【字には拘るべからず、凡て古人は、字をば心に當たればなり、字異なりとて疑ふべからず、今委く分るときは、常にいふ那は、菘なり、蔓菁とも蕪菁とも云は、加夫良那なりと云り、】今ノ世に云ノ菜なり、【今も青菜とも云なり、】那と云は、凡て魚菜の總名なる故に、菜をば古は分て、阿袁那と云しなり、【今は、菘に限りて、那とはいふなり、】○採は、黒日賣の採なり、○採ニ菘處、この菘をは、ただ那と訓れたる宜し、【上に阿袁那と云れば、此はただ、那と云ぞ文なる、】万葉一に、籠毛與美籠母乳布久思毛與美夫君志持此岳爾菜採須兒、○夜麻賀多邇は、於ニ山縣ニにて、山なる畠を云、上巻八千矛ノ神の御哥にも見ゆ、【共に山方の義には非ず、】凡て縣と云名は、上田にて、もとは、畠のことなる由は、中巻志賀ノ宮ノ段に云るが如し、【傳廿九の五十八葉】今も合すべし、さて此ノ地の名を山方と負るも【方は借字】畠ノ山畠のあるに依てなるべし、【然るを、此の御哥ノ詞に依て、上の山方ノ地とあるを、地ノ名に非ずと思ふはひがことなり、今ノ大坐ニと云獻大御食ニと云るに依るに、必地ノ名とこそ聞えたれ、】○麻祁流阿袁那母は、蒔有菘もなり、○岐備比登々は、【記中、吉備には皆吉ノ字をのみ書るに、此に岐ノ字を書るは、哥なる故なり、是を以ても此ノ記の、假字用の嚴なるほどを知べし、】與ニ吉備人ニにて、黒日賣を指て謂へるなり、○等母邇斯都米婆は、共に摘者なり、斯は助辭、○多怒斯久母阿流迦は、樂

くもある哉なり、【たぬしきは、俗に云、うれしくおもしろきなり、】一首の意はあらはなり、【但し、麻祁流阿袁那母とある御詞の勢を以て細に解かば、此ノ山縣は、御縣にて朝廷の御料に、蒔生したる菜なれば、御料に採ムは、もとよりの事ながら、今朕御みづから來坐て、黑日賣と共に採メば殊に樂し、との御意にやあらむ、如此見るときは、山縣を地ノ名に負へることも、御料の御縣なれば、殊に由あるなり、國々に御縣ありし事も、志賀ノ宮ノ段に云り、考へ見べし、されど又右の如く見むは、中々にくだくだしからむか、されば蒔ることあるをば輕く見て、たゞ、山の畠なる菜を採ムことは、さしも樂きわざにはあらざれども、それも黑日賣と共に採メば樂しと云、御意に見てもあるべきなり、】○上幸は、京へ還り上リ坐スなり、○獻ル御歌ノ御ノ字衍か、はた、此ノ下に字の脫たるか、○夜麻登幣邇は、倭方になり、遠キ國よりは、畿内の方を指てかく云り、【此ノ御代の都は難波なれども倭を本とするなり】○尔斯布岐阿宜弖は、西風吹令散而なり、西風を、爾斯とのみ云は、【風と云ことを省きたるにはあらず、此ノ御代のころ、さまで省ける語はいまだあらじ、】此ノ哥に依て考るに、比牟加斯尔斯と云は、もと其方より吹ク風の名にて、比牟加斯は、東風、尔斯は、西風のことなりしが轉て、其ノ吹ク方の名とはなれるなるべし、【故レ古ヘは方をば多く、東西とのみはいはず、東ノ方西ノ方といへり、是レ西風の吹來る方、東風の吹來る方と云意より云ヒなれたることなるべし、然るを後には、方の名を本として思ふ故に、西風を、尔斯とのみ云るは、風を略ける如聞ゆるなれども然らず、】斯は風にて、風ノ神を、志那都比古と申す志、又嵐飇など志も同じ、【風は神の御息にて、息を志と云こと、師の冠辭考、志長鳥ノ條に云れたるが如し、】又暴風東風などの、知も通音にて同きなるべし、さて東風西風と云名の意は、比牟加斯は、日向風なり、【凡て、東ノ方を日向と云ること多し、】尔斯は、詳ならねども試に云ば、和風ならむか、【那岐は、尓と切る、又那伎を、尓岐とも云、】和とは天の霽たるを云、【常には風の無きをのみ和とは心得たれども、其のみならず、雨、又雲霧などもなく晴たるをも云、古今

沖が引たる万葉ノ哥の、山乃曾伎野之衣寸、また曾伎幣などは、遠放りたる處を云るなれば躰言なり、此には、用言なれば躰川の異あり、】万葉十五 二十五丁 に、久毛婆奈禮等保伎久爾敝能とあるも、遠く放れるにて、同シ意のつゞけなり、袁理登母は、【後ノ世の心には、遠流登母、と云べく思はるれど然らず、】白檮原ノ宮ノ段の哥にも、比登佐波爾伊理袁理登母とあり、其處に云り、【傳十九の三十五葉】なほ居といふ言の用格の事、上卷に、退居とある下に委ク云り、【傳十四の二十八葉】さて此ノ句の意、天皇還リ上リ幸して今より京と吉備ノ國とに、遠放りて居リともと云るなり、【上の序のつゞきの意は、風に吹カれて雲の遠く分れ離るゝ如くとなり、】○和禮和須禮米夜は、吾將レ忘乎にて、【天皇を】忘レ奉らじとなり、丹後ノ國風土記に、水ノ江ノ浦嶼子が遇たりし神女の哥とて、夜麻等幣爾加是布企阿義天久母婆奈禮所企遠理等母與和遠和須良須奈とあるは、此の哥を、【爾斯を、加是にかへ、四ノ句に與を添へて、七言に足し、結句をかへて】彼に移して、語リ傳へたる物なり、○夜麻登幣邇は、上なるに同じ、○由玖波多賀都麻は、【波ノ字を婆と書る本は誤なり、今は眞福寺本、又一本に依れり、】往者誰夫なり、○許母理豆能は、隱水之なり、次の句の枕詞にて、冠辭考に見えたるが如し【引れたる万葉十一の哥の、隱處の處ノ字は、若シは泉を誤れるには非るか、其故は、處と、度とこそ訓べけれ、豆とは訓がたし豆に此ノ字を書べきに非ず、又美豆を省きては、美とこそいへ豆と云る例を知らず、されば泉ノ字にて、豆と訓て伊豆美の省きならむか、若シ然らば此の豆も泉なるべし、なほ考ふべきなり、】○志多用波閇都々は、從レ下延乍なり、用と由と通ふと契冲が云る宜し、志多用とは、しのび隱しに物するを云、万葉四 三十丁 に、戀爾毛曾人者死爲水瀬河下從吾痩月日異、十 十四丁 に、藤浪咲春野爾蔓葛下夜之戀者乏雲在、【夜は借字にて、從なり、】十一 二十五丁 に、埋木之下從其戀など、又同卷 八丁 に、隱沼從裏戀者、又 三十四丁 隱沼乃下爾戀者、十二 廿丁 に、隱沼之下從者將戀、又隱沼乃下從戀餘、十七 十六丁 に、許母里奴能之多由孤悲安麻里、これらは枕詞よりつゞきたる意まで此と同じ、波閇

は、心をかけて聘するを云、明宮段大御哥に、波閇祁久斯良通、とある處、【傳卅二の六十九葉】考合すべし、万葉の哥どもを引たり、遠飛鳥宮段輕太子の御哥に、斯多備袁和志勢志多杼比備和賀登布伊毛袁、とあるも、下延と同意なり、さて此句は、天皇の大后の御妬を憚賜ひて、顯には得幸さず竊に隱して、【此吉備に】來坐て、竊て聘し給ふを云り、【契沖が、こせむかくせむなど、かねて思ひおくを、下よ延つゝとは云なりと云るは、いみしき非なり、又師の、冠辭考に、波を濁て下婚の意に注せられたるも叶はず、用は、從なること右に引る万葉の哥どもにてしるく、且婚は、與婆比にて、與婆閇とは云る例なし、婚と延と其事は同じけれど詞は別なり】○山久渡多賀都麻は、上なるに同じ、山久は、天皇の京へ還幸すを云、さて誰夫とおぼめき云るに、大后を憚り賜ひて、御思すまゝにも得物し賜はで、いそぎ還り坐ぬを、あはれと思ほし奉れる意含みて、いとゞ別れ奉る情深くあはれに聞えたり、

古事記傳三十六之卷

本居宣長謹撰

高津宮中卷

自此後時、大后爲將豐樂而、於採御綱柏、幸行木國之間、天皇婚八田若郎女、於是大后御綱柏積盈御船、還幸之時、所駈使於水取司吉備國兒島之仕丁、是退己國、於難波之大渡、遇所後倉人女之船、乃語云、天皇者、皆婚八田若郎女而、晝夜戲遊、若大后不聞看此事乎、靜遊幸行、爾其倉人女、聞此語言、即追近御船、白之狀具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之御綱柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也。

自此後時とは、【後時ノ二字を能知と訓べし、】吉備の黑比賣の事の後に又如此有事もありしと、次なる事を語らむとて先ヅ云ヒ出たる詞なり、○豐樂は、豐明と同じ、【明は言のまゝに書き樂は義に依て書る字なり、】中卷明ノ宮ノ段に出ツ、【傳卅

二の五十七葉】に、嘗時は、新嘗祭豐明志比ミ訓べし、【嘗時ミ書る意なり、即下文には嘗豐樂之時ミあり、嘗ノ字をニヒミ訓むはわろし、】〇御綱柏、造酒司式大嘗祭供奉料に、三津野柏二十把【日八把】長女柏四十八把【日十六把】ミあり、【二十把は、二十四把なるべし、四ノ字脫たるなり、】同東宮料にも如此あり、大嘗祭式に、酒柏の事所々見えたり、大神宮儀式帳六月祭條に、云々即大神宮司諸司官人等更發第五重參入就座即倭舞仕奉先大神宮司次禰宜次大内人女嬬宮主神司諸司官人等【其齋串入別直會酒采女二人侍御角柏盛人別給、】云々、また九月祭條にも云々其直會酒ミ采女二人齋四御門東方侍立御角柏盛立人別拍給、【此事大神宮式にも見えて、其にはたゞ柏ミあり、】外宮儀式帳にも同く見えたり、御綱三津野御角みな同じことなり、古ヘは凡て都怒都能都など通はし云る例なり、此柏は葉三岐にてさき突りたれば三角の意の名なるべし、【荒木田經雅云、今大神宮祭に用る三角柏は、常に三ツ柏ミ云物なり、葉厚くして潤澤あり、常葉なり、俗に大名柏ミ云葉に似て岐三ツにて鋒皆尖れり、外宮にては今赤芽柏を三角柏ミして用ふれども、十二月祭にも、六月九月ミ同く用る事なるに、赤芽柏は冬は葉なければ用ひがたし、古ヘの三角柏に非ずミ云り、又伊勢の或書に、榎に三角柏を御遊の柏書を年中行事には、女官ノ柏を持チしめ、今一人の女官榊ノ葉にて柏ノ上に灑ぐミ見えたり、今は榊にて榊ノ葉の上に灑ぐ柏を用ることミ絶たり、名高き柏なれば再興あらまほしき事なり、志摩ノ國ノ土貢にも今なほ此物を貢す、其中に三角柏あり、葉の形狀の葉に似たりミ云り、是を見れば柏を用る事中ごろ絶たりしに、今はまた用るは其後再興ありしなるべし、然ればかの用る物古への名に合へりやいかゞ慥ならず、土貢ミ云處より、絶ず貢るは何れの柏ならむ、なほよく尋ぬべし、荒川氏云、伊勢神宮にて三角柏ミ云は、犬朴の木なり、大和ノ國にては兒手柏ミ云ミ云り、是は赤芽柏のことにや、赤芽柏は俗にあかめガシハミ云木なり、】新千載集雜二に、御室瀧川ミ云處に齋宮にて、ましまして御祓し侍けるに、女房を立て侍れつゝ見るに、三角柏ミ云柏をおこせて、此は何ミか云ミ云ければ申し遣しける、祭主輔親が女子が御室瀧川の岸に

生る君をみつのゝ柏とを知れ、【四の句、他書に引るにはみな、君をみつゝのとあり、新千載集には直して入れられたるにや、】續古今集戀四に、小侍從、思ひあまり三角柏に問ふ事の沈むに浮くは涙なりけり、とよめり、【鴨ノ長明が伊勢記ニ云ク、此ノ國に、三角柏と云物あり、小侍從が哥に、神風や三角柏にとふことの沈むにうくは涙なりけり、とよめり、これにて占ふ事あるにや、年ごろおぼつかなく思ふことを此ノ度人々に尋ぬれば、え聞及ばぬよしをのみいふ、いかなることにか、此ノ柏、輔親ノ卿ノ集に、みもすそ川の岸に生るとよみ侍るは、其ノわたりにあるかとて尋ぬれば昔やありけむ、今ノ世には、志摩國の内に、とくの島と云處にあり、木の上にかづらのやうにて生たるをのぼりてきりおろす時、ひらに伏して落たるをば取らず堅さまに落たるばかりをとる、其ノ落やうにぞ問フ事のありとかや云傳へたる、是は神宮四度の御祭りの時必ズ入ル物なり、御前の御遊ニはてゝ、四の御門の前にとくらのことゝ云おほみわを設く、社のつかさ、此ノ三角柏を各一葉つゝ持てよれば、其上へに此ノみわをそゝぐ、こともら是を腰にさして出るなり、長柏とも云にや、寂阿法師百首ノ哥の中に、思ふ事とくの御島の長柏長くぞ續む廣きめぐみをと云り、かやうに聞けど、未ダ其すがたをば見ず、此ノ日或人の許より贈れり、柏のやうにて廣さ三四寸長さ三尺ばかり、まことに常の木草の葉には似ずとあり、三尺とは枝を云るか、葉の長さならば三寸を寫シ誤れるにや、袖中抄に、わぎもこが御裳すそ川の岸におふる人をみつゝの柏とをしれ、顯昭云ク、輔親ノ集ニ云ク、齋宮の九月ノ祭に詣デ賜ヘる夜、みもすそ川に齋宮とゞまりおはしますほどに、女房とまりて三角柏と云柏をおこせて、是は何とか云といへれば、詠ずる哥なり、中納言俊忠ノ卿の家にて、戀十首の中に、逢フ事を占ふと云る題を俊頼詠云、神風や三角柏に事問て立ツを眞袖に包みてぞくる、私云、或人云、伊勢大神宮に、みつの柏を取て占ふ事あり、投るに立ツは叶ひ立ぬは叶はぬなり、此ノ故に、逢フことを占ふに、立ツはあふべければ、取て袖に包みて悦ぶなり云々、三角と云るは、三葉柏かとあり、拾玉集ニ云、神宮之中禮典之間爲テ永例ト有リ長柏ト謂フ之ヲ三角柏ト件ノ柏者志摩國吉津島堺土貢島内山中生ズ木上ニ也とあり、大神宮年中行

事ニ云、七月四日、風日祈宮神嘗柏流神事其次第如去四月十四日御笠神事之勤ニとあり、神名秘書ニ云、有風神祭、名ニ柏流也、豊年則浮流通凶年則沈覆損四月七月祭之、】さて豊楽に柏を用ひらるゝ事は、中卷明宮段に、大御酒柏をとある處【傳卅二の五十九葉】に云り、また此御段末に、取大御酒柏云々とある處【傳卅七の二十二葉】にも云べし、考合すべし、○幸行木國、木國は、上卷に見ゆ、此國は名に負木の國なれば、柏も殊に多にあるなるべし、さて御躬づから幸行るは、御遊覽がてらなるべし、【次文に靜遊幸行とあるにても知らる、】○婚八田若郎女　此皇女明宮段に出、【傳三十二】大后の御妬を憚坐て、其坐まさぬ間を待つけて、御合坐るなり、書紀に、云々太子啓兄王曰云々乃進同母妹八田皇女曰雖不足納采僅充掖庭之數云々、【太子は宇治若郎子、兄王は、大雀命なり、】かゝれば、此皇女は早く宇治若郎子の、此天皇に進り給へるなり、【古親なき女子は、同母兄を親の如くにて、人に嫁するも同母兄の心にこそありける、其例穴穗宮段の初にも見ゆ、】さるを、大后に憚らして今まで得御合坐さゞりけらし、書紀云、二十二年春正月、天皇語皇后曰納八田皇女將爲妃時皇后不聽爰天皇歌以乞於皇后曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后遂謂不聽故默之亦不答言、○積盈、盈と云るおもしろし、所思看まゝに御多く取得給ひて、御不足こと無く、ここに御心歡ばしくて還來坐る御さま見えたり、○水取司の事は、中卷白檮原宮段宇陀水取の下【傳十九の二十六葉】にも云り、なほ職員令に、主水司、正一人掌樽水饘粥及氷室事、佑一人令史一人、水部四十人、使部十人直丁一人駈使丁二十人氷戸、【延喜主水式に、此司の務見えたり、考ふべし、】さて古は凡て、飲む水をば母比と云り、【川池などにたゞある水をば美豆と云て、母比とはいはず、たゞ魚をば宇袁と云ひ、食ふ魚を、那と云類なり、】催馬樂飛鳥井に、安須加爲尓也止利波春戸之可介毛與之美毛比毛左牟之見万久左毛與之【美毛比毛左牟之は、御水も寒しなり、】万葉十六【廿丁】に云々、出流水奴流久波不出寒水之心毛計夜尓、【此寒水をヒヤ

ミヅと訓るは、俗し、】和名抄に、漿俗云、邇於毛比とあるも、煮御水の由なるべし、【又今俗に於毋由と云物も、御毋比なり、湯に非ず、】赤染衛門集に、おもひ汲にまかる、○所駈使は、都加波由流と訓べし、【由流は、流々なり、】被使なり、書紀ノ敏達ノ巻に、駈使於官不放還國、孝德ノ巻に、各置己民、恣情駈使、又駈役をもツカフと訓り、【又駈使をツカヒトとも訓るは、つかひ人の義なり、】續紀七に、詔曰率土百姓浮浪四方規避課役遂仕王臣或望資人或求得度、王臣不経本属私自駈使云々、【駈ノ字は、驅と同じ、玉篇に云、逐遣也、】○吉備ノ國上に出、○兒島上巻に出ッ【傳五】島ノ下なる之ノ字、眞福寺本又一本などには郡と作り、然れども記中に、郡と云る例なく、然は云まじきことなれば、今は、舊印本、延佳本、又一本に依れり、○仕丁は、與本呂と訓べし、【假字は、和名抄近江國淺井郡郷名丁野、與保乃、又同書に、膕曲脚中也、和名、與保呂、字鏡に、膕與保呂乃須知脚之後大筋などあるに依るべし、書紀に膕踵、うつほ物語に、御くしはよほろ過給へり、宇治拾遺物語に、よほろすぢをたゝれたれば、にぐべきやうなしなどもあり、與本呂は、俗に云足のひつかゞみなり、其筋を與本呂須遲と云、これも丁より出たる名と聞えたり、さて仕丁は、書紀に、ツカヘノヨホロ又ツカヒヨホロなど訓て、丁の中の一品にて、すべての丁を云には非れども、此は上に所駈使とある故にたゞ與本呂と訓べきなり、都加閇は、都加波延を切めたる言なれば、使はゆるよほろ、即ノ都加閇與本呂なり、】まづ凡て丁と云は、民の役使はるゝ者を云名なり、【中昔の書どもに、夫と云も今ノ世に、人足と云ものなり、戸令に、凡男女三歳以下爲黃、十六以下爲小、廿以下爲中、其男廿一爲丁、六十一爲老、六十六爲耆、また凡老殘並爲次丁、と見え、賦役令に、凡正丁歲役十日云々、次丁二人同一正丁、中男云々、とありて、男年廿一より、六十までなるを、正丁と云、六十一より、六十五までなるを、次丁と云、十七より、二十までなるを、中男と云なり、殘とは、殘疾ある者を云、これは年壯にても、次丁とするなり、さて歲役十日とあるは、歲々定まりたる役なり、】かくて、其ノ役はるゝ品に

巻に、向津野大濟【豊前國にあり、】ともあり、後に淀の大渡なども云り、難波は殊なる地なる故に、其津を、大津、浦を大浦なども云る如く、其渡を大渡とは云るなり、○所後は、大后の御從仕奉れるが御船に後れて來つるなり、○倉人女此名稱此より外に古書に見あたらず、後に女藏人と云物ならむか、【女にして藏人の職を仕奉る者なり、古今集雜上に、寛平御時に、上のさぶらひに侍けるをのこども云々、藏人ども笑ひて云々とあるも、后の宮の女藏人なり、】但し其は後の事とおぼしければ、藏司の内の女なるべきか、後宮職員令に、藏司 尚藏一人掌 神璽關契供御衣服巾櫛服翫及珍寶綵帛賞賜之事、典藏二人掌同 尚藏、掌藏四人掌 出納綵帛賞賜之事、女孺十人とあり、此司上代よりありけるなるべし、【万葉十五目錄に、中臣朝臣宅守娶 藏部女嬬云々、】なほ若櫻宮段に見えたる、藏官の下【傳卅八の三十一葉】考合すべし、○過し船は、布迦阿布琲とよむべし、【フネニアヘリと、尓を添て讀は後の世のさまなり、此詞つかひの事上に委くいへり、】彼仕丁が船にて國へ下るに、難波の大渡にして此倉人女の乘れる船の行過たるなり、○語云は、仕丁が倉人女に語告るなり、【此仕丁は水司に侍ひし間に、此倉人女は知人にて在しか、又さらずともあるべし、】○天皇者皆【延佳本に、皆字なきは、さかしらに削しならむ、諸本並あり、】皆字は、比日二字を誤れるなり、許能基呂と訓べしと師の云れつる然るべし、万葉などに、比日とあり、○戲遊は、多波禮麻須遠と訓べし、【麻須は、坐、遠は、辭なり、】書紀景行卷に、其宴樂之日、群卿百寮必情在戲遊不存國家、万葉九に、容艶緣而曾妹者多波禮豆有家留、古今集秋上に、百種の花の紐とく秋の野に思ひたはれむ人なとがめそ、後撰集雜一に、まめなれどあだ名はたちぬたはれ島よる白波を濡衣に著て、又別に、名にし負ばあだにぞ思ふたはれ島浪のぬれ衣いくよ着つらむ、字鏡に、婬遊進也、戲也、不介留、又太波留、また、媄樂戲也、婬也、躭也、太波志、また婸戲也、遊也、不介留、又太波志などあり【齊明紀に、妖女ともあり、万葉に、風流士、又遊士などを、タハレヲと訓るは誤なり、】○不聞看此事乎は、【舊印本に

は、在ノ字を脱せり、】此事伎許志賣佐泥加毋と訓べし、【泥の下に、婆のある意の古言なり、】中昔の雅言に、伎許志賣佐泥婆夜と云意にて、其ノ婆を省きたる例、万葉などに多し、八 丁廿 に、十二月尓者沫雪零跡不知可毛梅花開含不有而、【此ノ三の句と同じ、是レをシラヌカモと訓るは古言を知らざる訓なり、知らねばにやといふ意なるをや、】○御船は、先だち坐る大后の御船なり、○追近は、淤比斯伎坐と訓べし、【近は字のまゝに、チカヅキテと訓ては次に白とあるに疎し、師は、オヒツキテと訓れたり、其意なり、】斯伎は、及にて下なる大御哥に、阿賀波斯豆摩邇伊斯岐阿波牟迦毋とある、斯岐なり、○白之状具如仕丁之言は、仕丁賀伊比都流碁登阿理佐麻都夫佐尓白志伎と訓べし、【文の次第の随に訓ては、漢文ざまなり、】上巻に、更往廻其天之御柱如先とあるをも、更 其天之御柱を先の如往廻り賜きと訓ると同 格なり、【傳五の三葉考、合すべし、】○投棄は、那牙宇弖賜比伎と訓べし、【棄を、宇弖と云ること上巻、八千矛ノ神の御哥に見えて、上所々に云り、】此ノ御嫉恚、かの言立者足母阿賀迦尓嫉妬とある心ばへなり、【夫木抄に、權僧正公朝、難波江に御綱柏を散しても恨みに堪ぬ色を見せばや、此の事を以てよめる哥なり、】○御津前は、書紀仁賢ノ巻【六年】に、難波御津齊明ノ巻【五年ノ細書】に、難波三津之浦、万葉一 丁廿六 に、大伴乃御津乃濱松、又 丁廿七 大伴乃美津能濱、三 丁十五 に、三津埼、十五 丁廿 に、大伴乃美津能等麻里などなほ多し、古ヘ難波より船發するに主と此ノ津より發、又此ノ津に泊たりし事、万葉の歌どもに數多よめるが如しかくておのづから、難波の内の一ッの地ノ名となれるなり、難波ノ古キ圖に高津の西ノ方海邊に、三津ノ里御津ノ濱あり、其處なるべし、【其ノあたり今も大坂に、三津寺町と云處ありて、三津ノ社三津寺もあり、三津寺、古今集雜下詞書、江次第などにも見ゆ、さて大伴乃御津とつゞくるは、稜威の意につゞくるなり、伊と美と通ふ例、上巻、建御雷ノ神の下傳五の七十三葉に云るが如し、また稜威の、都は必ス清音なることも上に云り、此ノ大伴の御津のつゞけの事昔より詳なる説なく、冠辭考の説もよろしからず、又冠辭考に、此ノ御津を住吉の津と一ッの如く云れたるも違へり、住吉ノ津

の事は上に云る如くにて、別なり、】書紀には、二十二年春正月、天皇語皇后曰納八田皇女將爲妃時皇后不聽爰天皇歌以乞於皇后曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后答歌曰云々、天皇又歌曰云々、皇后遂謂不聽故默之亦不答言、三十年秋九月、皇后遊行紀國到熊野岬即取其處之御綱葉【葉此云箇始婆】而還於是日天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中時皇后到難波濟聞天皇合八田皇女而大恨之、則其所採御綱葉投於海而不著岸、故時人號散葉之海曰葉濟也、とあり、謂御津前と曰葉濟と傳への異なる、此は書紀の方正しかるべし、【難波の柏ノ濟、景行紀にも見えたり、其は後の名を以て、語り傳へたる物なり、】御津と云名はたゞ、大津と云も同くて、此ノ津を稱たる名とこそ聞ゆれ、【然るを此ノ記の傳には、御綱と云名の似たるから混ひたる物なり、又御津を、三津とも書、はたゞ借字なるを、難波津高津敷津の三を云など云る説あるは、いみしきひがことなり、】但し、柏ノ渡りも地方は、御津のあたりなるべし、【攝津志に、長柄川に在り、如云るは、地理たがへり、】

即不入坐宮而引避其御船泝於堀江隨河而上幸山代此時歌曰。都藝泥布夜。夜麻志呂賀波袁。迦波能煩理和賀能煩禮婆迦波能倍邇淤斐陀弖流佐斯夫袁佐斯夫能紀斯賀斯多邇淤斐陀弖流波毘呂由都麻都婆岐斯賀波那能弖理伊麻斯芝賀波能比呂理伊麻須波淤富岐美呂迦母。

不入坐宮而云々は、天皇を恨み奉り賜ひて、背き賜ふ御所爲なり、宮は、難波の皇宮なり、〇引避は、比伎與伎弖と訓べ

し、万葉七ノ丁に、神前荒石毛不所見浪立奴從何處將行與奇道者無荷、十一ノ丁に、高前多未足道乎人莫通在年毛公之來曲道爲、古今集春に、吹風に泚へ觸る物ならば此ノ一木はよきよと云ハまし、泊給ふべき難波をば避てなり、○泝於堀江堀江は上に出、【泝と云には、堀江喪と訓べきが如くなれども、於ノ字あるは、尓と訓べきためなり、そは海より堀江に入り給ふを云なり、既に堀江に入て、泝りゆくには非ず、】泝は、佐加能煩良志弖と訓べし、万葉廿ノ丁に、保里江欲利乎左可能保流梶乃音乃、【さかのぼるとは、水の流るゝに逆ひて上るなり、】○隨河 河は淀川なり、【堀江と云は、卽ち此川の流なること上に云るが如し、】隨とは、此ノ時此處へと指シて幸すには非ず、たゞ難波ノ宮を避賜ふぞ御心なる、故に何處にとなくたゞ河の隨に上り坐て、おのづから山代には到り坐るなり、○山代上に出、○此ノ時とは、河を上り坐ス間を云、○都藝泥布夜は、【此ノ言書紀には、四首ある、並夜ノ字なし、万葉十三にもあるにも、夜ノ字はなし、此ノ記には四首ある二首には、夜ノ字あり、二首には無し、あるをば、餘は衍なりとせられつれど、此も次なるも、諸ノ本共に有れば、今はさてあるなり、】繼苗生やなり、【夜は余と云むが如し、歌ひ出したる辭なり、】那閇を切めて泥と云り、繼苗とは、山ノ樹を伐取たる跡に又種て樹を生し立むと料に植る苗を云、生は其苗を蒔て蒔生し設け置く地なり、【粟田豆田淺茅生蓬生などの類、皆其物の生たる地を、某生といへり、】さて稻の苗を蒔生する田を苗代と云如く、かの山の樹の繼苗を生する地を山代と云なるべし、凡て、山の用は材を出すを主とする故に、卽ち材を伐り取る事を山と云て、【杣人の材を伐り初るを山口と云、又材を造る者を山彦とも云、これらみな山とは、材につきて云り、】此は其ノ伐り出すべき材の繼苗を生する地なるを以て、山代と云り、万葉に、開木代とも書るは、此ノ義なり、【開木は代と離して意を取るときは、材を伐り出す意にて山なり、又代に連ねて意を取るときは、材を生立る、繼苗の意なり、何れに取ても此にかなへり、されば、此ノ繼苗生の考を以て、かの開木代と書る義をも、相明すべし、】されば、此ノ枕詞は、繼苗生之山代と云意につゞけたるなり、【然るを昔より方

葉に、次嶺經と書るに依て、續きたる山を經てゆく山に解來たるは當らず、まづ次嶺と云言もいかゞなるうへに、山城ノ國は、大和よりたゞ程近き山一重をこそ越ユれ、さいふばかり續きたる山を經て行ク國には非るを、いかでか然は云む、】さて山代は、本より一國の大名にてもあるべけれど、又思ふに始メはかの續苗生を云、山代より負ヘる一郷などの名にてもありけむ、【本より一國の名にても、此ノ枕詞のつゞけの意は同じことなり、】〇夜麻志呂賀波袁は、山代河をなり、此ノ河は、山城ノ風土記に、賀茂建角身命云々、至リ山代國岡田之賀茂ニ隨ニ山代河ニ下坐葛野河與ト賀茂河ノ所ノ會至坐シテ、とあるに依るに、淀より上にて木津川を云なり、【此ノ川、淀にて宇治川と一ツに合ヒて其より淀川と云、そは山代ノ國より流れ來れど、淀より下にても山代川とは云まじきに非れども、なほ風土記に依て、木津川とすべし、然るを契沖が書紀にては、木津川なるべしと云ながら、又、古事記には、泝リ於堀江ニ隨ヒ河而上ニ幸山代ニと云て歌あれば、淀川を、山城川と詔へるなりと云るは、上ニ幸山代ニとあるを未ダ山代に到リ著ヤ賜はぬ間と見ての說なれども、わろし、上ニ幸山代ニとあるは、既に山代に入リ賜へるうへとしても、いさゝかも妨なし、なほ彼ノ風土記を考へ漏せる故にとかくの論をばなせるなり、さて木津川古ヘの名は、泉川なれども其は上の方相樂ノ郡のあたりにての名にして、山代川と云は、其ノ下綴喜ノ郡久世ノ郡などを經る間の名にてもあるべし、又國ノ名なれば、泉川と云あたりまでかけて凡てを、山代川とも云しにもあるべし、】〇迦波能煩理は、川上りなり、川を御船にて泝坐スを詔へり、此迦波は、直に山代川を指て詔ふにはあらず、淀川の下ノ方を詔へるなり、淀川を上りて、山代川を吾ガ上れば、とつゞく意なり、次なる御哥の、美夜能煩理の處と合せて考ふべし、〇和賀能煩禮婆は、吾ガ上レ者なり、【上るとて見ればと心得べし、】〇迦波能倍邇は、河之邊になり、此レより下書紀は異なり、次に云べし、〇淤斐陀弖流は、生立有なり、【此ノ言後ノ世には、多を淸ていへども、古言は濁れり、】〇佐斯夫袁は、【夫ノ字延佳本に天と作るは次ノ句なる夫を舊印本などに、天に誤れるを宜しと心得て、此をもさかしらに改めたるなり、わろし、】烏草樹をなり、袁は

余と云むが如し、和名抄に楊氏漢語抄云、烏草樹佐之夫乃紀、辨色立成ノ說同、字鏡にも、烏草樹左之夫【また備ノ左世夫こも】とあり、此ノ樹契沖云、今山里人はさせぼの木と云、枔に似て小き實あり、熟すれば紫の黑みたるやうにて前ふこは、取て食ふとぞ承る、枔は、和名抄に見えて今俗に毘左々紀と云木なり、出雲風土記に、佐世乃木葉とあるは、此ノ烏草樹にやと云り、或人烏草樹は、今俗に、さゝぶの木とも、しやくぶの木とも云と云り、【出雲風土記、大原ノ郡佐世ノ郷ノ處に、須佐能袁命、佐世乃木葉頭刺而踊躍云々、また倭姫ノ命ノ世記に、佐々牟乃木枝とあるも此レか、同書に、佐々牟江御船泊給比其處尓佐々牟江宮造令ㇾ坐給支、と云るは、神名帳に、伊勢國多氣郡竹佐々夫江神社とある地なり、是レも此ノ木に因れる名にや】〇佐斯夫能紀、【夫ノ字舊印本又一本延佳本などに天と作るは誤なり、記中に、天を假字に用ひたる例なし、今は、眞福寺本に依れり、】上に同じ、契沖も師も、上なる句の終の袁を、此ノ句の首に屬て、小の義とせられたれど、然ては二句ノ連きの調わろし、〇斯賀斯多邇は、其之下になり、斯賀は、其ノ上に云る物を指シて其がと云ことなり、此ノ御段下なる哥にも、瀰にやき斯賀阿麻理、纏栗ノ宮ノ段ノ哥に、斯賀阿禮婆、書紀雄略ノ卷ノ哥に、志我都矩屢麻泥尓、また志我那禮摩、万葉五ノ卄丁に、愛久志我可多良倍婆、十八ノ卄丁に、之我願心太良比尓、十九ノ卄丁に、鷹河立取左尓安由能之我蔭を澆、又卄ノ丁 黄楊小櫛之賀左志家良之、又卄ノ丁 秋花之我色々尓、などある、皆同じ、朝倉ノ宮ノ段ノ大后ノ御哥、此ヲ全同じつゞけなるを、曾賀波能云々、【其が葉のなり】又曾能波那能云々、とあるにて、斯賀は、其之と同きことを知べし、【然るを契沖が斯賀は、己之なり、万葉に、さがと云に、己之と書り、佐と斯と通すれば、斯賀とも、佐賀とも云り、と云るは、万葉十三に、己之母乎取久乎不知、己之父乎取久乎思良尓、十二に、高麗劍己之景迹故、十三に、己之家尚乎、十六に、己妻尚乎、などある、己之を、サガ、と訓るに依れるなれど、佐賀と云こと、古言にあることなし、右の、己之は、皆師も云れたる如く、和賀と訓て宜きを、いかなる由にてサガとは訓けむ、いと心得す、且右の、己之は、皆

字の如く、おのがと云意、我之と云意なれば、斯賀と云とは、いさゝか意異なるをや、】○淤斐陀弖流、上に同じ、○波毘呂は、【三言の句なり、】葉廣なり、中卷玉垣ノ宮ノ段に、葉廣熊白檮ともあり、彼處にも云る如く、此は一葉のうへを云には非で、葉ごもの、榮え廣ごれる一樹のなべてのうへを云るにや、【白檮も椿も、然云ばかり、葉の廣き物にはあらざればなり、】○由都麻都婆岐は、【舊印本延佳本などには、麻ノ字を、婆と作り、若シ然らば、葉の意なり、されど今は、眞福寺本、又一本、又一本などに、麻とあるに依れり、次に引る、朝倉ノ朝ノ大后ノ御哥なるも、麻なればなり、】五百箇眞椿なり、由都の義は、上卷、湯津石村、湯津楓、などの處に云へり、【傳五の七十一葉、十三の二十七葉】椿の枝葉の繁く多きを云なり、都婆紀と云名は、即チ五百箇葉木の謂ならむか、【或説に、艶葉木なり、と云へれど、艶と云言、古へめかず、】和名抄に、唐韻ニ云、椿木名也和名、豆波木、楊氏漢語抄ニ云、海石榴、和名上同、本朝式等用レ之とあり、書紀にも、海石榴と書り、万葉には、多く、椿と書り、【此は今もまぎるゝことなき、樹なれば、字はとてもかくてもあるべし、】さて、烏草樹は、さしも高く大なる樹に非るに椿の其ノ下に生立るとは、【下陰の由には非じ、】烏草樹は、川岸のやゝ高き處にありて、其ノ下ノ方低き處にある、椿なるべし、○斯賀波那能は、其之花のなり、斯賀は、椿を指り、○弖理伊麻斯は、照坐しなり、万葉十八丁十三に、等許余物能已能多知婆奈能伊夜弖里尓和期大皇波伊麻毛見流其登、○芝賀波能は、其之葉のなり、○比呂理伊麻須波は、廣り坐者なり、比呂理とは、廣くてある貌を云て、寛に坐々よしなり、朝倉ノ宮ノ段、大后ノ御哥に、云々、淤斐陀弖流波毘呂由都麻都婆岐曾賀波能比呂理伊麻志曾能波那能弖理伊麻須多加比加流比能美古尓云々、○淤富岐美呂迦母は、大君歟もにて、呂は助辭なり、呂迦母といふ辭、中卷明ノ宮ノ段の大御哥に、袁陀弖呂迦母とある下に云り、【傳三十二の四十一葉】此ノ御哥、迦波能倍邇、と云句より、書紀には、【異ありて、】箇波區莽珥多知瑳箇踰屢毛々多羅儒椰素麼能紀破於朋耆瀰呂箇茂、とあり、【椰素麼能紀は、八十葉の木にて、何の木にまれ、

葉の繁くてあるをよみ賜へるなり、契沖が和名抄に椿、和名都波乃木、とある木として、八とは、其ノよばい木のさきを云、百不足は、帰の一字にかゝれり、万葉十三に、百不足山田道乎、これも山のやを、八に取てつゞけたり、と云るは非なり、凡て百不足は八十、又五十とこそつゞくれ、八とつゞけたる例もなく、理もなきことなり、かの万葉なるを、師は、八十の、十を省きて八十の意につゞけたりと云れたれど、此も心得ず、彼ノ哥は、百ノ徒齋田ノ清縄がもとに、足日木なるを、日を、百に、木を、不に誤れるを、百不足を誤れる物と心得て、遂に足ノ字を下に移したるなり、と云るぞ宜き、山の枕詞は、あしひきとより外に云る例なければなり、】〇御哥の、總ての意は、川ノ邊に生立る、椿の照り榮えたるを、御覩して、大皇の御面影を戀しく所念やりて、今も吾ヵ大君は、彼椿の花の如く照坐し、彼葉の如く、寛り坐すかや、と詔へるなり、伊麻須波の、波を、淤富岐美の下に、結の呂迦母を伊麻須の下に、互に入替て心得べし、【若ノ此ノ波と呂迦母とを、移し替ずして、其ノ隨に、心得るときは、此ノ時御目ノ前に、大皇の御光儀を見奉り賜ひて、彼は大皇にて坐ますか、と詔ふ意になれば、甚に叶はず、そもそも如此ノ辭を處を入替るは、強たる説のごと思ふ人あるべけれど、古には、然詞を置違へて、其ノ義聞えたるなるべし、書紀の此ノ御哥の趣も同じ格にて、大君は彼八十葉の木の如く榮え坐さかや、と云意にて、紀破の、破と、箇盧とを入替されは、聞えがたし、よく味ふべし、】そも、嫉く思はすに、得忍ひたまはて、背きては來坐シつれども、然るまゝに又、いこど戀しく、所思す御情も堪がたく、所念せるなり、

即自山代廻到坐那良山口歌曰、都藝泥布夜夜麻斯呂賀波袁美夜能煩理和賀能煩禮婆阿袁邇余志那良袁須疑袁陀弖夜

麻登袁須疑。和賀美賀本斯久邇波迦豆良紀多迦美夜和藝幣能阿多理。如此歌而還。暫入坐筒木韓人名奴理能美之家也

廻とは、難波あたりよりは、倭ノ國へは、河内ノ國を經て往ぞ直道なるに、山代より物するは、廻曲れる道なる故に云り、○那良山口、那良は、上に出、【傳廿五の二十二葉】山口は、夜麻能久知と【能を添へて】訓べし、月次祭ノ祝詞に、山能口坐皇神等乃云々、とあればなり、さて此ノ山は、山城ノ國相樂ノ郡より、大和ノ國添上ノ郡奈良へ越る道にて、いはゆる奈良坂なり、万葉一ノ十三丁に、青丹吉奈良能山乃、又十丁、青丹吉平山乎越、三ノ卅二丁に、佐保過而寧樂乃手祭尓置幣者、【手祭は、俗に云峠なり、】十三ノ六丁に、緑青吉平山過而、又十七丁に、見不飽偸山越而、十六ノ丁に、奈良山乃兒手柏之云々、十七ノ卅丁に、青丹余之奈良夜麻須疑底泉河などあり、さて書紀には、時皇后不泊于大津、更引之泝江、自山背廻而向倭、云々、即越那羅山、望葛城歌曰、とありて、御哥は此ノ記と全同じ、かくてこれに、越那羅山云々、とあるに依れば、此ノ記に山ノ口とあるは、那良の方より上る山ノ口なり、【こゝもノ\此ノ記には、山を越坐り、と云ことなくて、直に山ノ口とあるは、山城の方より、上る口の如聞ゆれども、書紀と合せて考るに、なほ然にはあらず、】倭ノ京のころは、其方を常に、那良ノ山ノ口と云となれたるまゝに語り傳へたる詞にて、此は、山代より來坐る方にて云處にはあれども、其ノ山を越ェ坐る事は、云ても、如此云へば、倭の方の口と聞えけるなるべし、【わが見がほし國は、云々、とよみ給へるさまも、山代の方の、山ノ口にて、詔へりとせむよりは、書紀の如く、那良山を越て、葛城を見やりて、よみ賜ふとする方、勝りてきこゆ、】○都藝泥布夜夜麻斯呂賀波袁は【波ノ字、舊印本、又一本などに、婆と作るは誤なり、今は、眞福寺本、延佳本又一本などに依れり、】上なるに同じ、○美夜能煩理は、宮上りなり、難波ノ宮を避過て泝り賜ふを詔へり、【避過ての意は、御言の外

におのづから含みて聞ゆ、契沖が、筒城宮を作ッて、坐々まさむと、思食せば、かくは詔へり、と云るは叶はず、然思食せばとて、其宮未ダ造り給はぬに、いかで、宮上リとは、詔ふべき、且此ノ言は、宮を上ッと云意にこそあれ、宮へ上ッと云意には、取がたし、又師は、美夜は水脉なり遠江ノ國人は、川のみよと云り、と云れたれど、其もいかゞ、】されば此は、宮上り、山代川を吾ガ上ればと、句を序でゝ心得べし、【上なる御哥の、迦波能煩理の處に云ると、考へ合すべし、】○和賀能煩禮婆、上なるに同じ、○阿袁邇余志は、那良の枕詞にて青土よしなり、青土は、色青き土なり、明ノ宮ノ段ノ大御哥に、和邇佐能邇袁云々、とあるも、眉畫の料なれば、青土なるを思ふべし、余志は、冠辭考に、余と呼ビ出す辭にて、志は助辭なり、此ノ余志と云辭を添へたる例、眞菅よし、玉藻よし、大魚よし、阿佐母よし、などなほ多し、とあるが如し、【契沖は、万葉十三に、緑青吉と書るに依て、古へ奈良より、好き緑青を出しける故なるべし、と云れど、緑青と見るはわろし、たゞ青き土なり、古へ緑青をも、阿袁邇と云し故に、万葉には、其ノ字を借リても書るにこそあらめ、實は緑青には非じ、緑青にては那良とつゞくべき由なし、かの明ノ宮の大御哥の邇は、眉畫の料なれば、必ズ緑青には非ず、たゞ青き土なり、然ればかの御哥を以て、緑青ならでも、阿袁邇と云べきことを知ルべし、又余志を吉の義とせるがわろきことは、冠辭考に辨へられたるが如し、さて冠辭考に、朝倉ノ宮ノ段の哥に、夜本尓余志伊岐豆岐能美夜、出雲ノ國造神賀詞に、八百丹杵築ノ宮などあるに依て、阿袁邇を八百土なりとして、阿を延れば、伊夜となる、又、八百の、百を、保と唱ルるはもと濁語にて、保の濁と乎の清と通ふ例なれば、八百と阿乎と異なるに非ず、と云れたるは、強說なり、阿と夜とは通ひもすべけれど、乎と保と通はし云る例なし、清濁の說も心得ず、八百の、百を、もと濁語なりとは、據なきことなり、思ふに、こは、八百を後ノ世には、やをと唱るから、保と、乎と通ふ由を云むとての、說なるべけれど、凡て、波比布閇保を、和韋宇惠乎の如く唱ふるは、後ノ世の音便なれば、通ふ例には非ず、】さて那良とつゞく由は、是レも冠辭考に云れたる如く、土を平し

堅むる意なり、然らばたゞ土にてあるべきに、青色なるをしも云るは、如何と云に、彼ノ應神天皇の眉畫ノ料の青土を賦給へる、和邇坂も、那良山と近きを思ふに古ヘ那良山も多く青土にて名産にぞありけむ、【されば顯昭が袖中抄に、万葉抄に、奈良坂に昔は、青き土のありけるなり、とあるは、依處ありしか又おしあてに云るが、當れるか、】故レかの祟神天皇の御世に、御軍士の、其ノ青土を、蹈躙しゝ地と云意につゞくなるべし、那良と云名は、彼ノ故事より負ぬれば、然も云べきことなり、湊志丑流浪速の例などをも思ふべし、【かの故事に因てには非ずて、たゞ青土を平す意ともすべけれど、さては、たゞ土にてあるべきを、青としも云るは、なほ彼ノ故事に因り、且ツ青土は此ノ山の名産なりし故なるべし、然らざれば、青と云ことといたつらなり、又に或人のあづらしき考ヘあり、云く、阿乎尓余志は、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大神の唱和しゝ、御詞の、阿那尓夜志と一ツなり、阿那と、阿夜と通ひてその阿夜を、阿乎とも通はし云る例は、阿夜恠根神を日本紀に、青橿城根尊ともある是なり、又夜志と、余志と通ふ例は、はしきやしを、はしきよしとも云が如し、されば此は、那良の枕詞には非ず、吾欲見國は云々、と云處へ係て詔へる御言なり、然るを後に、那良の枕詞となれるは、此ノ御哥のつゞきに因て轉れるものなり、と云るはまことに、さもあるべくおむかしき考ヘなり、然れども猶ほ又よく思ふに、此ノ御哥那良と、倭と、地ノ名を二ツ詔へる内、次なる、倭には、枕詞ありて、初ノの那良に無くては、いかゞ、かく並べ云には、枕詞は初メなるに有て、次なるに、無きことはありもすべけれど、次なるに有リて、初ノなるに無きことはあるべくもおぼえず、又後に、那良の枕詞になれるは、此ノ御哥によりて、轉れるものと云も、さることながら書紀の武烈ノ巻の哥にも、那良の枕詞に云るあり、彼ノ時などいまだ、然轉し用ることはあるべくもあらず、故レなほ本より、那良の枕詞なることは、動かじとぞ思ふ、】○那良袁須疑は、那良を過なり、○袁陀弖は、【諸ノ本に此ノ下に夜麻ノ二字あり、今は、眞福寺本に、無きに依れり、其故は、書紀にも其二字なし、義も、無き方まされればなり、抑眞福寺本は、凡て誤字脱字のい

こ多ければ、此ノ二字も脱たるかとも思へど、然には非じ、餘の諸本にあるは次なる、夜麻より紛れて、重なれる物なるべし、】倭の枕詞にて、小楯なり、倭ノ國は、楯を立並べたる如く、山の周れる國なるを以て云り、なほ委くは、國號考に云るが如し、楯を袁陀弖とは、明ノ宮ノ段の大御哥にもよませり、○夜麻登袁須疑は、倭を過なり、此は城下ノ郡なる、倭ノ郷を詔へり、此ノ郷の事も國號考に委ク云り、さて袁陀弖と云枕詞は、一國のうへにてのつゞけなれども、名の同きまゝに、此は郷の倭にも詔へるなり、【此ノ郷ノ名も國ノ大名より出たれば同じことなり、】さて須疑とは、那良も此も、今其地を過て往賜ふことには非ず、【此ノ御哥は、那良ノ山口にてよみ給へるにて、其處より山代へ還リ坐ヌれば、那良までも至リ坐されば、】吾欲見國者此處より、那良を過ぎ倭を過て行ク葛城と云意なり、されば、阿袁邇余志より是マでの四句は、久邇波と云句の下に移して心得べし、○和賀美賀本斯は、吾欲見なり、契沖云ク見がほしは、見まくほしきなり、顯宗紀の哥に、野麻登陛爾瀰我保指母能婆於尸農瀰能許能哆柯紀儺屢都奴娑之能瀰野、とよあり、万葉に多しと云り、万葉三ノ卅丁に、春日者山四見容之、又仝丁、備立乃見杲石山跡、六ノ四丁に、山見者山裳見貌石、十一ノ四丁に、見我欲君我、十七ノ丁に、夜麻可良夜見我保之加良武、十八仝丁に、移夜時自久尓奈保之見我保之、又伊夜見我保之久、十九ノ丁に、眞珠乃見我保之御面などあり、【万葉に、見容之と書るは借字より、保を遠のやうに云けるにやと契沖が云るは非ず、凡て容の、保の假を、貌と呼は後世音便に頽れたる言にこそあれ、古へは、波比布閇保いづれも本ノ音のまゝに正しく云て、音便に、和韋宇惠袁の如く呼言はなかりき、今の心を以て疑ふべきに非ず、】○久邇波は、【三言の句】國者なり、○迦豆良紀は、【四言の句】葛城なり、此ノ地上に出、○多迦美夜は、【四言の句】高宮なり、和名抄に、大和國葛上ノ郡高宮多加美也これなり、書紀垂仁ノ巻に、天皇幸來目居於高宮、皇極ノ巻に、蘇我大臣蝦夷立己祖廟於葛城高宮、持統ノ巻に、天皇幸高宮などあり、書紀ノ釋に引る、土佐ノ國ノ風土記に、葛城山東下高宮岡とあり、○和藝幣能阿多理は、吾家之當なり、和賀伊幣を

切めて、和豆幣と云、万葉にいと多し、【五ノ巻には、和何幣ともよめり、又催馬樂に、和伊幣糸、と云は、和藝幣の藝を伊と云ヒンを添へたるにて、音便にくづれたるものなり、】阿多理は、其ノ近きほどをかけて緩やかに云言にて今ノ俗に云と全同意なり、【中昔の、物語書などには、多く、和多理と云り、】万葉に當と書り、此ノ字の意より出たるなるべし、【今の俗言に、某の邊と云にあたれり、但し俗言の邊にはあたれども邊と云とは、いさゝか異なり、】さて如此よみ賜へる故は、此ノ大后の御父は、葛城之曾都毘古と申せれば、葛城は本御郷にて其家高宮にぞ在ッけむ、凡て女人は夫に属ては夫の家を家とはするを其ノ夫に背く時は、依ル所なきまゝに、父親の家を戀しく思フならひなれど、今此ノ大后も天皇に背キ奉リ賜ふとして、難波ノ宮を避遁て、【宮上りとある是なり、】山代川をそこはかとなく上り賜ひしほどに、依所なく所念すまゝに、【上り行ッ上ればとある、讀歌の辭を[illegible]見云々へ係て味ふべし、】本ッ郷戀しくなりて、葛城に歸らむと所思しなりて、那良山を越 給ひしかども、しかすがに、今更故郷に歸らむ事も如何とやすらはれて得向し給はず、所思返して、又山代の方へ還 賜はむとする時に、其ノ所[illegible]せる御情を[illegible]賜へるなり、【書紀の趣は、初ゞより、倭に幸むと所思儲けて川を上り坐ること聞えたり、然れども、さるにては、必ズ果して葛城に到 給はではあるべからざるに、那良山を越て、此ノ御哥よまして忽に山代に還 坐ること、ゆくりなく聞ゆ、然れば倭に幸むとせしはたゞ、山代川を上り賜ふ間におぼしよれることなるべし、書紀に、向 倭と有ルにあるは、例の撰者の加へられたる文にてもあるべし、】○還 は、今來坐つる、山代の方へ還ル坐スなり、【此ノ還を、師は辭なり、指ス所の高宮には至リ坐ずて却て、筒木に入り坐せりとなり、と云れつれど、然にはあらず、】○暫は、斯麻志と訓べし、又斯麻良久とも訓べし、万葉十五丁七に、之麻思久母、【十四丁卅一丁にも如此あり、】十八丁六に、布麻之麻志可勢、十四丁廿に、思麻良久波などあり、【又万葉巻々に、須臾と書るをも右の如く訓べし、今本にはシバシ、又シバラクと訓たれど、假字には皆、麻と書て婆と書る所はなし、】此に如此云るは、苟且かり

そめに入坐る山なり、○筒木は、和名抄に、山城國綴喜郡【豆々岐、】綴喜郷【豆々木、】これなり、【今ノ世に、普賢寺ノ庄とて十村ある、これ古ヘの綴喜ノ郷なり、といへり、さて此ノ地名、綴ノ字を書るにつきて、都豆紀と、下の都を濁てよむは非なり、綴ノ字はテツの音を取れるなり、つゞりと云訓を取れるにはあらず、】書紀繼體ノ卷に、五年冬十月遷ニ都山背筒城一とありて同廿年まで此に宮敷坐せり、【此ノ宮のこと、此ノ記には見えず、】万葉十三丁五に、空見津倭國青丹吉寧樂山越而山代之管木之原云々、○韓人とは、韓國人の歸化てあるを云り、此レは其ノ筒木に住居るなり、○奴理能美は、【又は使主なり、上の能に淤の韻ある故に、美と云り、使主の事は、穴穂ノ宮ノ段に云べし、】姓氏錄に、【左京】調連、水海連同祖百濟國努理使主之後也、譽田天皇【諡應神】御世歸化孫阿久太男彌和、次賀夜、次麻利、彌和弘計天皇【諡顯宗】御世蠶織獻ニ絁絹之樣ヲ仍賜ニ調首ノ姓ヲ、また、【右京】民首、水海連同祖百濟國人、努利使主之後也、また、【山城國、】民首、水海連同祖百濟國人、努理使主之後也、また、【河內國、】水海連百濟國人、努理使主之後也、また、調日佐、水海連同祖などあり、又【山城國】伊部造、百濟國人乃里使主之後也、とあるも此ノ人なるべし、【右の氏々、何れも諸蕃百濟ノ部に入れり、】さて今大后の其ノ家に、入坐るを以テ思へば、此ノ人もと百濟國の貴族にて、皇國にしても宜きさまにてぞ、在經けむ、【さてこそ、子孫の氏々もあまたありけるならめ、】かくて大后の此ノ家にしも入坐ることは此と指テ來坐ニシには非じ、御故鄕をしぬばして那良ノ山ノ口までおはしつれども、又思ほしかへして、【山代へ】還り賜ひつれども、難波ノ宮にはなほ歸らじと所思せば、さしあたりて、入ノ坐スべき處ノ無きまゝに、まづ苟且に此ノ家には入坐るなるべし、暫とあるに心を着べし、【さるは、其ノあたりに、然るべき家の他には無かりしか、はた此ノ人比來殊に親しく奉仕りし、由緣などありけるか、知るべからず、】書紀には、更還ニ山背ニ興ニ宮室於筒城岡南ニ而居之とありて、奴理能美が家に、入坐シし事は見えず、

天皇聞看大后自山代上幸而使舍人名謂鳥山人送御歌曰夜麻斯呂邇伊斯祁登理夜麻伊斯祁伊斯祁阿賀波斯豆摩邇伊斯岐阿波牟迦母

上幸とは、倭ノ國に昇せるを云、古への御世々々倭ノ京のほどは、凡て倭に行ッをば上ると云ならへるまゝに語ノ傳へたる詞なり、【此ノ時は、難波ノ京なれども、御世々々、多く京は倭なりしかば其ノ時の詞以て云るなり、又難波ノ京の時も、御世々々に云ならへるまゝに、なほ倭に行ッを、上るとは云るにもあるべし、】○聞看、看ノ字、舊印本、又一本に、其に誤り、又一本、又一本には、者其、とあり、【こは者ノ字は、看を誤れるにて、其ノ字はあるもあしからず、されば其とのみある本も看を誤れるにはあらで、看ノ字の脱たるにもあるべし、されど、】今は、眞福寺本、延佳本に依れり、○舍人は、上に出、【傳卅三の五十三葉】○鳥山、御哥に依て思ふに、速行むことを所念看て鳥てふ名の人をしも遣したるにや、【されどさまで謂むは、あまりにやあらむ、】○使は、大后を留め奉りて、難波ノ宮に還し奉り賜はむとて遣せる御使なり、○送御歌は、鳥山が行を送り賜ふ御哥なり、此ノ御哥を贈賜ふと云には非ず、【もし此ノ御哥を賜ふよしならば、賜とこそあるべけれ、舍人に賜ふことを贈とは、云べきにあらず、】又大后の御許に、贈ノ給ふ如くにも聞ゆれども、御哥のさま然には非ず、【さきに思ひしは、此ノ文大后に贈ッ賜ふと聞えたるに御哥の趣は然らず、たゞ此ノ鳥山によみて賜へるものと聞えたれば賜などこそあるべけれ、送とは申すべき事に非ず、書紀には、たゞ乃歌之曰とあり、】又次なる、二首御哥は、正しく大后に贈ッ給へる御哥なるに、彼處には、却てたゞ歌曰とのみあり、彼處は然のみにては如何なる處なり、されば此處はた

だ歌曰とありて、彼處にこそ進御歌曰、とはあるべきなれ、かくの如く文を入換ることは、此も彼も宜きなり、もとより然とありけむを、語り傳ふる間に、語を取錯へて、今の如くにはなれるならむ、と思ひしかど、然にはあらじかし、○夜麻斯呂邇は、山代になり、○伊斯祁登理夜麻は、伊は、發語にて、及け鳥山なり、及は追及なり、と契沖云り、及は、俗言にも、追付けと云意なり、書紀雄略ノ巻ノ哥に、農播拕摩能柯彼能矩盧古磨矩羅枳制播伊志枳阿羅摩志柯彼能倶盧古磨、【第四句不及あらましなり、】万葉二ノ十五に、遺居而戀管不有者追及武道之阿囘爾標結吾勢、【この、追及を今ノ本に、オヒユカム、と訓るは誤なり、】などあり、さて山代にと詔へるは、大后山代より幸せる故のみにもあるべく、又末ノ句國に至り坐ぬほどに山代ノ國の内にして、追及奉れとにもあらむか、○伊斯祁伊斯祁は、及け及けなり、此ノ御句にていかでと、[illegible]思召御心の切に聞ゆ、万葉十ノ巻に、在小牡鹿之鳴伊[illegible]伊[illegible]などもあり、書紀には、下の、伊はなくて、伊辭鷄之鷄とあり、○阿賀波斯豆麻邇は、【豆ノ字、眞福寺本には、[illegible]と作り、】吾愛妻になり、大后を指シて詔へり、書紀には、阿餓茂赴菟摩珥、とあり、【茂赴は、思フなり、】愛は、万葉二ノ十に、愛伎妻良者、四ノ廿に、愛妻之見世[illegible]に、波之伎餘之[illegible]、又[illegible]に、波之伎多我[illegible]などあり、又四に、愛夫、十三に、愛妻などあるも意は同じ、なほ愛と云言は、二ノ巻に、山松之枝者波思吉香聞、三ノ巻に、波之吉佐寶山、又同巻に、波之吉可聞皇子之命乃、十九ノ巻に、波之伎和我勢故などあり、波斯伎夜志、と云も、愛きよと云ことなり、【志は助辭】○伊斯岐阿波牟迦母は、【迦ノ字眞福寺本には加とあり、】將及遇歟もなり、如此詔へるに、若得追及ざらむかと危く思ほせる御心こもれり、此ノ段書紀には、皇后云云、自山背廻而向倭、明日天皇遣舍人鳥山、令還皇后、乃歌之曰云々、皇后不還猶行之至山背河而云々、と山代川の御哥の前に記されたり、【かゝれば、鳥山を遣しゝ時の前後、此ノ記と異なるが如し、此ノ記の趣は、既に山代川を上り賜ひて、倭へ幸せるよしを聞しめして、遣はしたるさまに聞ゆるなり、】

又續遣丸邇臣口子而歌曰美母呂能曾能多迦紀那流意富韋古賀波良意富韋古賀波良邇阿流岐毛牟加布許許呂袁陀邇迦阿比淤母波受阿良牟又歌曰都藝泥布夜麻志呂賣能許久波母知宇知斯淤富泥泥士漏能斯漏多陀牟岐麻迦受祁婆許曾斯良受登母伊波米故是口子臣白此御歌之時大雨爾不避其雨參伏前殿戸者違出後戸參伏後殿戸者違出前戸爾匍匐進赴跪于庭中時水潦至腰其臣服著紅紐青摺衣故水潦拂紅紐青皆變紅色爾口子臣之妹口日賣仕奉大后故是口日賣歌曰夜麻志呂能都都紀能美夜邇母能麻袁須阿賀勢能岐美波那美多具麻志母爾大后問其所由之時答白僕之兄口子臣也

又續は、かの鳥山が返言をも、待賜はで引續きて遣はしたる如くにも聞ゆれども、御歌の趣を考るに鳥山が返言を聞食てのうへの事なり、【書紀に、鳥山を遣したれども、大后還坐さずて、猶行之とありて、次の此御使は、やゝ後のことなり、】○丸邇臣は、上に出、【傳廿二の四十六葉】○口子【口ノ字舊印本、又一本などに、日と作るは、誤なり、今

は、眞福寺本、延佳本に依る、次々なるも皆同じ、】書紀には、的ノ臣祖口持臣、一云和珥臣祖、口子臣とあり、○美母呂能は、御室之にて、三輪山のことなり、其由上巻に、御諸山とある處に云るが如し、【傳十二の二十七葉】山と云はでたゞ、美毋呂とのみ云る例も彼處に引る、哥の如し、○曾能多迦紀那流は、其高城在なり、多迦紀とは山を云、其由遠飛鳥ノ宮ノ段太子の御哥に、阿志比紀能とある下にいへるを考へ合せて知べし、【傳卅九の二十三葉】○意富韋古賀波良は、大猪子之腹なり、【舊印本、又一本などには此句無し、今は眞福寺本、延佳本に有ルに依れり、無くても可けれども、有ル方調ひ勝れり、】猪子は、たゞ猪なり、猪の子を云には非ず、馬を駒、鹿を鹿兒、ともいふと同例なり、【此ノ事上巻天ノ眞鹿兒弓の處、傳十三の二十葉に云り、】家は、即猪なるを、キノコと訓も此ノ故ぞ、【家は、猪之子には非ず、猪の子は豚なり、】○意富韋古賀は、上に同じ、かく重ねて歌ふは古ヘの常なり、○波良邇阿流は、腹に有るなり、初ノより此まで五句は、次ノ句の肝を、詔はむためなり、【肝は人にも何にもある物なるに、猪をしも、詔へるは、猪は、屠りて腹ノ内をも見ることある故なり、人の腹ノ内などは見ることなきものなり、此らを以ても古ヘの哥は何事もみな、實によれることを知ルべし、】さて契沖が、美毋呂を、葛上ノ郡の室とし、許々呂を、孝昭天皇の都、掖上ノ池心ノ宮のことゝし、意富韋古賀波良を、室にある、原の名なるべし、と云る皆非なり、若シ其意ならば、おほゐこが原にある、高城とこそ云べけれ、高城なる原とはいかでか云べき、又心を、地ノ名の意につゞけ給ふとしては、高城なると云こと、隱ならず、又大和志に、葛上ノ郡池心ノ宮一名大韋古原、今日逢原と云るは、いみしきみだり言なり、これらみな、おほゐこがはらと云が、ふと地ノ名の如く聞ゆるから、誤れるものなり、】○岐毛牟加布は、肝向にて、心の枕詞なり、万葉二ノ卅九に、肝向心乎痛、九ノ卄丁に、肝向心摧而などあり、かくつゞく由は、まづ腹ノ中にある、いはゆる、五臓六腑の類を、上代には凡て皆伎毛と云しなり、【各別に名あるは後にからぶみの、五臓六腑の名の字に就て設けたるものなり、今

も鳥獸などの、腹ノ内にあるをば、すべて伎毛といへり、又肝をも、膽をも同く、伎毛と訓ムも、古ヘの名の遺れるなり】
さて、腹ノ中に多くの、伎毛の相對ひて集り在テて凝々し、と云意に、許々呂とは連くなり、凝を許呂とも云へば、【淤能碁呂島は、自凝の義なるが如し、】許々呂は、許呂許呂にて、凝々なり、海菜の心太も、【凝海藻和名抄に見ゆ、】凝る意の名、書紀神代ノ卷に、田心姫、万葉廿 丁に、娘之心を、以毋加去々里、とあるなどを以て曉るべし、又万葉に、岩根こゞしきと多くあるも、凝々しきなり、【凝敷、凝木敷、など書るを以て知べし、岩の群り集れるを云り、】又同集に多く、むら肝の心とつゞきたるも同意にて、群りたる伎毛の凝々しと云るなり、【冠辭考の說はわろし、群り物と云言、古ヘにあるべくもあらず、又きもむかふを、契沖が、心肝といへば、心に對する肝と云にや、と云るもわろし、許々呂は、上よりつゞきたる意は、たゞ凝る意のみにして、心ノ臟の意にも非ず、又物を識思ふ、心にもあらず、】○許々呂袁陀邇迦は、【諸ノ本皆呂ノ字脫たり、契沖此ノ字を補へたる宜し、今も其に依ッつ、延佳本には、許ノ字をも一ッ削ッて、許袁としたるは、子と心得てさかしらに削りたる私ごとなり、又眞福寺本に、迦を賀と作るも誤なり、】心をだに賀なり、陀邇は辭なり、【肝向よりつゞきたる意は、凝々にて、御哥の意は、物を識思ふ心なり、】○阿比淤母波受阿良牟は、【此ノ句、九言なれども、中に、淤と阿とある故に、七言の調べにはつれず、省きて、あひもはざらむ、とも云ハるゝを以て知ルべし、】不ス相思ヘ將ム有なり、如此よみ賜へるは、大后御身は、還リ坐サずともせめて、御心ばかりだに、相思ひ賜ふべきことなるに、御心だに、朕を相思ひ賜はぬにやと、先キの御使鳥山が、返リ言のつれなきに就て恨み賜へるなるべし、【そは、先キに鳥山を遣ハしけれども、還リ坐サざるのみならず、其ノ御答ヘ言のおもむきの、甚すげなく、つれなきさまにぞありけむかし、】又は朕はかく深く思ふに此ノ朕ガ心をだに、相思ひ賜はぬにや、と詔ふにもあるべし、○都藝泥布は、上に出ッ、○夜麻志呂賣能は、山代女之なり、万葉に、倭女、【十四】河内女、【七】などある類なり、初瀨女なども あり、

○許久波世知は、木钁持なり、【師は、木钁と云はあるべからねば、許は小なるべし、と云れしかど、然らず、記中、小子の假字には、必古を用ひて、許を用ひたる例はなし、書紀の私記にも、持木鍬也と注せり、】和名抄に、兼名苑云钁和名久波説文云钁大鋤也和名同上とあり、鉄をすげずして、木のかぎりなる、钁も今もあるものなり、【契沖は、和名抄に、楊氏漢語抄云古須岐鍬屬也、とあるを引て此なるべきか、と云り枚ノ字は、木に从へれば古須岐は、木鍬なるべし、然れば鍬にも木ばかりなるがあるなれば、钁にも然るがあるべし、但し、須伎と久波とは別なれば、此の許久波を、枚か、と云るはあたらず、】○宇知斯豆富泥は、打し大根なり、打とは、木钁を以て、地を打發して掘るを云、和名抄に、爾雅集注云葍根正白而可食之、和名、於保根、俗用大根二字、兼名苑云、葖服、本草云蘆服温菘唐韻云蘆服今按俗謂之通稱也、○泥士漏能は、根白之なり、葍ノ根の白きを云、【此ノ下に如くなると云言を加へて心得べし、】万葉十四卷廿丁に、可波加美能禰自路多可我夜、○斯漏多陀牟岐は、白腕なり、上卷沼河比賣の哥にも、多久豆怒能斯路伎多陀牟伎とあり、大根の白きが如くなる、白き腕と云るなり、【契沖が四ノ白き手に似たり、と云るは、形まで似たるよしなれど、其までの意はあらず、たゞ色の白きを譬へたるのみなり、】○麻迦受祁許曾は、不纒けらばこそなり、祁良婆の良を省きて、祁婆と云は、古言の例なり、【よからばを、よかばと云る類常に多し、】其は、先ノ万葉三卷廿丁に、尚不如來、十八卷九丁に、見禮度安可須介利、など、不來と云ること、なほ多し、又祁理を、祁良とも、活用したること、同五卷十丁に、奈利尓氣良受夜、六卷十丁に、開來受屋など是もなほ多し、されば不纒けりを、活用して、不纒けらばと詔へるなり、【契沖、祁婆を心得かねて祁ノ字未ノ詳、もし古への助語などにや、然らば不纒者こそなり、もし世と通せば、不纒得者こそにて、后の手枕をまかぬことをせばこそなり、是は、八田ノ皇女を召るゝを、任せ奉りて試み給はむ時、后の手枕を離賜はむ時にこその、御謌ノ意なるべし、と云る、みな非なり、古言の活用の筋をだに、辨へ知れば、よく聞

えたることなるをや】一句の意は、今までに、大后の御手を枕て寝たることの、無くはこそなり、○斯良受登曽伊波米は、不知とも將言なり、契沖云ク、知らずとは、俗に、人の云フ事を聞キ入ルまじと思ふ時さることと我は知らぬと云、其意なるべし、と云るが如し、大后の、鳥山につれなき御答し賜へるよしなり、【人の物言ヒかけたるに、不知と云は、つれなき答へなり、】○一首の意は、今までに汝の手を枕て寝し事の無くはこそ、然つれなく、不知とも詔はめ、既に年來夫婦のむつびをなしたる中なれば、たとひいさゝか恨めしきふしありとも、今さら然はあるまじき物をと、大后ヲ恨み賜へるなり、さて此ノ御哥、書紀には、此には在らずして、他時に在り、其に就て、論ありドに云べし、○白ス此ノ御歌は、大后の御許に參入て申すなり、さるは、此ノ御哥、必しも大后に贈リ賜ふことには非るめれども、如此詠賜へりと告ゲ申せるなるべし、○時は、袁理志毋、と訓べし、○大雨は、阿米伊多久布理伎、と訓べし、【書紀に、大雨甚雨などをヒサメと訓たれど、ひさめは、氷雨にて、雹のことなり、そは此ノ記には、氷雨と書たり、なほ氷雨の事は、倭建ノ命ノ段、傳廿八の廿五葉に委ク云り、】万葉八卅に、零雨者甚莫零、十卅に、春雨者甚勿零、などあり、○不避は、佐氣受、と訓べし、○前殿戸後殿戸は、麻幣都登能度斯理都登能度、と訓べし、前後は、一ツ殿の、前ノ方後ノ方なり、【前後殿のいひにはあらず、】下文にも、大后所坐殿戸之閾上、ともあり、書紀崇神ノ卷ノ大御哥に、彌和能等能渡鳥、万葉十八卅に、奴之能等能度尓、○後戸前戸は、斯理都斗麻幣都斗と訓べし、水垣ノ宮ノ段ノ哥に、斯理都斗用伊由岐多賀比麻幣都斗用伊由岐多賀比、とあり、多賀比と云ことも此と同じ、さて同シ戸を上には、殿戸といひ、下にはたゞ、戸と云るは文なり、○違は、大后の、彼方此方と行違ひて口子臣に遇はじとし賜ふなり、【上の御哥のしらずともいはめの、不知と云言、此の狀を以て、心得べし、】○匍匐は、波比と訓べし、上に出、【傳十七の六十七葉】○進赴は、赴ノ字は、退の誤リなるべし、【赴にては此のさまに叶ひがたし、】師は、スヽミムカヒテ、と訓れたれど、然云べ

き處にあらず、】書紀垂仁ノ卷に、俯仰啼泣進退血泣、景行ノ卷に、朝夕進退佇待還日、また、神武ノ卷景行ノ卷などに、棲遑ども、シバマヒテと訓り、【續紀九詔に、進母不知退母不知、同十七詔にも、進母不知、退母不知夜日畏恐麻利所念波、】これらに依て、進退として、斯士麻比弖と訓つ、【下のシの、清濁は、詳ならねど姑く、濁音に訓つ、】甚く畏み惑へる狀なり、万葉三十三丁に、鶉成伊波比毛等保理恐等仕奉而、中卷、倭建ノ命ノ段に、匍匐廻其地之那豆岐田ノ哭、これらの狀に近し、〇庭中、万葉廿二十丁に、爾波奈加能、〇跪時は、【時ノ字舊印本、又一本、などに、將と作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】比邪麻豆伎袁流登伎爾、と訓べし、【比邪麻豆久は、地に膝を突て屈まり居るにて、敬ふさまなり、故レ雄略紀に、跪禮を、ヰヤヒテと訓り、師は此の跪を、ウズヽマレバ、と訓れたる、うずすまるは、朝倉ノ宮ノ段ノ大御哥にある言なれども、此には叶はず、異意なり、】居てふ言を添へて讀ざれば、言足はぬことゝなす、書紀允恭ノ卷に、中臣烏賊津使主云々、伏于弟姫庭中言、天皇命以召之云々、經七日伏於庭中云々此と似たり、〇水潦は、和名抄に、唐韻云潦雨水也和名、尓八太豆美とあり、雨降時に地上にたまりて流るゝ水なり、【師の俄泉の意なり、と云れたるは、あたれりや、あたらずや、いかゞあらむ、】万葉二二十九丁に、庭多泉流涙、十九廿一丁にも、尓波多豆美流涙、七三十六丁に、甚多毛不零雨故庭立水太莫逝人之應知、〇至腰は、都祁理と訓べし、書紀神代ノ卷に、潮漬足時云々、至腰時云々、〇著紅紐青摺衣【摺ノ字他古書どもに、揩とも作り、今考ルに、揩は、摩拭也、と注せれば、須流に叶へり、摺ノ字は須流義見えず、こはもと、揩を誤れるか、摺は、摹也、と注せり、又は、揩を寫シ誤れるものか、はた此ノ方にて別に、此ノ字を用ひならへるか、然る例も多くあれば今は本のまゝに書つ、】紅紐は、師の、阿迦比毋、と訓れたるに依ルべし、古へは凡て、摺衣を好美き物にして、男女共に時となく服たること、万葉の哥に數しらずよみたる趣などを以て知ルべし、朝倉ノ宮ノ段に、一時天皇登幸葛城山之時百官人

等悉給著紅紐之青摺衣服、同卷に、丹摺袖、書紀天武ノ卷に、高市皇子云々、賜秦摺御衣三具云々、續紀十五に、云々鼓琴任其彈歌五位已上賜摺衣云々、廿九に、云々道鏡與五位已上摺衣人一領云々、卅に、葛井船津文武生藏六氏男女二百三十人供奉歌垣、其服並著青摺細布衣垂紅長紐云々、類聚國史に、延暦十二年十一月、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣繼繩獻摺衣、給五位已上及命婦采女等、また同十八年正月辛酉、御大極殿宴群臣幷渤海客、奏樂賜蕃客以上蓁摺衣云々、万葉七に、月草尓衣曽染流君之爲綵色衣將摺跡念而、また、不時斑衣服欲香衣服針原時二不有鞆、十に、思子之衣將摺尓保比與島之榛原秋不立友、なほ摺衣の哥數しらず多し、【榛摺は、榛ノ木を以て摺るなり、蓁と書るも同じ、今俗にはんの木とも云り、万葉に、榛又蓁とあるも皆是なり、然るを萩として波岐と訓は非なり、萩をば後集には、芽子と書り、なほ此ノ事は別に委く云べし、さて摺衣は、榛に限らず何にまれ用ひて、色々に摺しなり、】かくて後に至ても摺狩衣、【信夫摺など、】など見えたり、神事には古への隨を傳へて後まで、大嘗新嘗及賀茂ノ臨時ノ祭などには定まりて、摺衣を用ひらる、青摺とは山藍を以て摺れるを云、【此も上代には、山藍に限らず、何にまれ、青色にすれるを云しか、其は、詳ならず、】万葉にも九ノ卷に、紅ノ赤裳數十引山藍用摺衣服而、とあり、弘仁ノ内裡式に、十一月新嘗會ノ式に、今日小齋不論高下皆著青摺袍、貞觀儀式大嘗會ノ儀云々青摺ノ袍各一領【其表以山藍摺之裏淺緑、】また、前祭一日云々同日薄暮參議已上就宮内省令賜齋服神祇官伯已下彈琴已上十三人云々、各榛藍摺ノ綿袍一領、白袴一腰史生已下神服、已上百卅七人云々、各青摺ノ布衫一領云々、次賜小齋親王已下及群官幷内侍已下女孺已上青摺衫各一領【五位已上不謂男女淺深相副紅染垂紐自餘結紐祭及宴會同着加日蔭縵、】延喜ノ大嘗祭式にも、云々、小齋親王以下皆青摺袍五位以上紅垂紐【淺深相副】自餘皆結紐内親王及命婦以下女孺以上亦青摺袍紅垂紐【五位以上亦淺深相副】自餘結紐【親王以下女孺以上皆日陰鬘、】とあり、内親王は内

傳の誤にや、】縫殿式に、新嘗祭小齋諸司青摺布衫三百十二領、【細布一百卅領佐渡布一百八十二領、各別一丈一尺、】紺料四丈貲布六端一丈二尺、【別長二尺二寸廣六寸、】山藍五十四圍半、模（カタギ）備料米二斗四升八勺、生絲四絇紅花大十五斤五両云々、中宮小齋人青摺細布衫四十九領云々紺紲料云々、【これに、別とあるは、衫一領別（ゴトニ）紺紲一條別（ゴトニ）と云ことなり、模（カタギ）は摺るべき文（モン）の模なり、青摺ノ模と云こと、小右記に見えたり、彼は糊（ノリ）の料なるべし、糊をまじへ用ひて、摺るなるべし、】造酒式に、践祚大嘗祭供奉料云々青摺調布衫四十領、【四領著（ハク）赤紐、小齋人四人料、三十六領、大忌人三十六人料、】云々其小齋大齋人充青摺調布衫、【こは造酒司の、小齋大齋の人なり、】四時祭式鎭魂祭官人以下裝束料伯以下史以上七人宮主一人已上著摺袍云々、各賜青摺袍一領袴一腰、西宮記新嘗會ノ條に、小忌王卿以下著青摺布袍并日影縵長紐等云々、大忌王卿以下如恒云々、豐明日小忌王卿著青摺布袍赤紐日影縵等云々、また五節舞姫前宵夜舞青摺長袖云々左右著赤紐日陰縵、また臨時ノ祭ノ條に、舞人裝束青摺布袍赤紐著右方但小忌時著右方云々、又陪從裝束青摺布袍赤紐云々、また神今食ノ條に、小忌王卿以下著青摺如新嘗會但無紐、【雅亮裝束抄云、をみのこと、をみをきること、そくたいのうへにあをすりをきるなり、そのすりあをくてむらさきしをすり、かむだちめ殿上人、五せちのせちゑの日大じやうゑなどに、藏人まできる云々、しり又これもひとのなれはまひ人のやうにしたがさねのしりにもとちつくるなり、これもあかひもあり、これは右のかたのうへに、中をとちつけて、うしろまへにさげて、うしろはわきにとりたるがよきなり、云々、又まひ人のきうぞくのこと、まひ人のきうぞくをすることは云々、そのうへにあをすりをきる、まへはわきあけのやうに、したはりにきすべし、かりぎぬのしり長きに、山あゐと云ものして、付きりにほうわうをすりたり、あをすりのしりは、ひとのなれども、下がさねのしりのうへに、中のぬひめに中をあてゝ、わきあけのやうにとおりて、しりをかくること、又わきあけのやうなり、左の袖のぬひめのうへのかたにあかひもとちつく、う

しろのさがりにうけてのなかより引こほしてさげよ、まへはあをすりのひこはりこころよりさげよ、あかひもはひろさ五分ばかりにて、なからのほごにあげまきむすびて、うらうへのさがりに、になむすびてひらてかひをおしたり、こきち一すぢすはう一すぢあるなり、江家次第に、大嘗會ノ小忌袍着次第、只如闕腋、以袍替、小忌ニ許也、雖非衛府、至小忌ニ闕腋也、なほ摺法など見えたり、同抄ニ云、赤紐濃打并蘇芳打也、細帖也、小忌着右肩ニ、舞人着ニ左ニ依ル袒褐ニ也と見ゆ、或書に、赤紐長さ八尺廣三分餘赤二筋、黒二筋にて下繪蝶鳥、或は貝を押す、地平絹、或は綾なり、一筋毎に十二結と云り、右の書どもに、小忌と云と青摺と云事は、共に同ノ青摺なるを、新嘗などに、小忌ノ人の着るをば、小忌と云ヒ、臨時ノ祭の舞人の着るを、青摺と云とならへるなり、裁縫に、いさゝかの異あるのみなりこそ、さて赤紐は、其ノ小忌には、右ノ肩に着ケ青摺には左ノ肩に着るは、舞人は右を袒ぐ故なるよし、右に見えたるが如し、さて此ノ紐今は、緋の縫を以て組むと或人云り、凡てかゝる衣服なども世世を經るまゝに、漸に其ノさま變り來ぬることゝ、右の書どもに次々見えたる、此ノ赤紐を以て知るべし、】○拂、上巻に、天詔琴拂ヒ樹而地動鳴ともあり、此は、水潦に、紅紐の指れたるを云り、○青皆云々の、青ノ字諸ノ本に無し、今は眞福寺本に依れり、青摺の色を云なり、【此ノ字なくては、足はぬこゝちす、】○變紅色は、師の、阿氣尓那理奴、と訓れたる宜し、【凡て赤はみな阿氣なり、そを阿加と云は、酒を佐加、竹を、多加と云と同格なり、變は、加閇理奴とも訓べし、凡て色の變るを、かへるとも云なり、】上巻に、肥河變血而流ともあり、○口日賣、書紀には、國依媛とあり、○仕奉は、もとより、宮仕してありつるなり、故此時も御前に侍へるなり、○夜麻志呂能は、山代之なり、○都々紀能美夜邇は、筒木ノ宮になり、筒木上に出、此處は、奴理能美が家なれども【上に見ゆ、】今大后の坐々故に、宮とは云るなり、【上に殿戸と云るも然り、】○母能麻袁須は、物申すなり、万葉十六〔三十二丁〕に、石麻呂尓吾物申云々、古今集

【旋頭哥】に、打渡す彼方人に物申す吾云々、【契沖が此ノ哥ごもを引て、次に事を打出る初メの詞なり、と云るは、此ノ万葉古今の哥には叶ふべし、此の哥には叶はず、此は口子ノ臣が、物申すよしをよめるなればなり、】此の哥は、次ノ句へ續けて心得べし、○阿賀比能岐美波は、吾ヵ見ノ君者なり、此ノ句書紀には、和餓瀰麼涴例梅とあり、此ノ記の如くにてはいかゞなり、若くは傳へ誤りたるにや、書紀の方は宜し、故ノ彼ノ紀に依て解べし、吾見の降雨に所沾水漬に所濡て、庭中に跪居まゐ居る艱苦きさまを見ればなり、○那美多具麻志冊は、涙ぐましもなり、【凡て涙の、たは常には、濁て呼ごも、此にも書紀にも万葉五にも、多ノ字を用ひたり、本ノ清音にや、但し万葉廿には、二處に、太ノ字を用ひたり、太は濁音なり、】契沖云、涙ぐむ、薄の角ぐむなど云類は、萌す意なりと云り、【芽ぐむなども同じ、】其ノ本を、其ノ根志と云類は、直に指者ては云ずして、其ノ根を緩やかに云詞なり、此ノは、吾見のさまを見れば、悲哀くて涙ぐましくおぼゆと云なり、【上なる句、此ノ記の如くにては、此ノ句口子ノ臣の涙ぐみたるを見たるになるなり、さては一首の趣もいかゞなるうへに、大后問其所由とあるにも叶ひがたし、】万葉三に、與妹來之敏馬能埼乎還左尓獨而見者涕具末之毛、後撰集に、吉の野中の清水見るからにさしぐむものは涙なりけり、○問其所由とは、見れば涙ぐまし、とよめるは、如何なる由にて然ばかりは哀きてと問賜ふなり、○僕之兄云々、此ノ上に、彼者と云言を添て心得べし、書紀ニ云、冬十月甲申朔、遣的臣祖口持臣喚皇后【一云和珥臣祖口子臣、】爰口持臣至筒城宮雖謁皇后而默之不答、時口持臣沾雪雨以經日夜伏于皇后殿前而不避、於是口持臣之妹國依媛仕于皇后適是時侍皇后之側見其兄沾雨而流涕之、歌曰云々、時皇后謂國依媛曰何尓汝泣之、對言今伏庭請謁者妾兄也沾雨不避猶伏將謁、是以泣悲耳、時皇后、謂之曰、告汝兄令速還吾遂不返焉、口持臣則返之復奏于天皇、【焉ノ字は、焉を誤れるなるべし】

於、是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人議而令奏天皇云。大后幸行所以者奴理能美之所養虫一度爲匐虫一度爲殼一度爲飛鳥有變三色之奇虫看行此虫而入坐耳更無異心如此奏時天皇詔然者吾思奇異故欲見行自大宮上幸行入坐奴理能美之家時其奴理能美己所養之三種虫獻於大后爾天皇御立其大后所坐殿戸歌曰都藝泥布夜麻斯呂賣能許久波母知。宇知斯意富泥佐和佐和爾那賀伊幣勢許曾宇知和多須夜賀波延那須岐伊理麻韋久禮此天皇與大后所歌之六歌者志都歌之返歌也。

三人は、美多理志旦と訓べし、万葉に、一人爲而、二人爲而、など多く云り、○令奏は、人を難波ノ宮に、遣はしてなり、○大后幸行とは、此ノ度山代ヘ幸坐る事を廣く云なり、【奴理能美が家に幸行るを云には非ず、】○匐虫は、たゞ凡ての虫を云なり、【たゞ鳥を、飛ブ鳥と云に同じ】虫は波布物なればなり、書紀雄略ノ巻ノ大御哥に、波賦武志、大殿祭ノ祝詞に、波府虫、神代紀、又大祓ノ詞に、昆虫、繼躰紀に、伏地之虫などあり、和名抄に、唐韻云、蚑虫行也、訓波布、○殼は、

べからず、と疑ふ人もあるべけれど一度は虫に變とは、既に變りそめて後の狀を以て云なり、卵になり鳥になり、又立かへりて、虫にもなりて常に、如此次々に三種に變るなり、故レ一度はと云り、一度はとは、虫になる時もあり、卵になる時もあり、鳥になる時もあり、と云意なり、されど其ノ初ノはたゞ全虫にてありしことは、所養虫とも、奇虫ともあるを以て知ルべきなり、又思ひしは、三種に變る物を虫としも云るは卵にも鳥にも變る中に、虫にて在る間タの久しき故にやとも思ひしかど、然には非じ、又漢國にては、鳥獸虫魚の屬の總名を、虫と云ことあれば、其意かとも思へど、皇國にてはさることは聞えず、】○看行は、美賀那波志尓にと訓べし、看ノ字諸ノ本に、者とあるは誤なり、【延佳本に、行ノ下に見ノ字を補へたるもなほ宜しからず、】今例に依て改めつ、【又者は本のまゝにて其下に、看ノ字の、脫たるにもあるべし、】其ノ例は、中卷倭建ノ命ノ段に、看ニ行其神ニ入ニ坐其野ニ云々、朝倉ノ宮ノ段に、天皇看ニ行其浮ニ盞之葉ニ云々、【此ノ看ノ字をも諸ノ本には、者に誤れるを眞福寺本、延佳本には、看とあり、】などあり、看行の事は、彼ノ倭建ノ命ノ段【傳廿七の五十三葉】に、委ク云り、虫ノ下なる而ノ字は讀ムべからず【ミソナハサムトシテとも訓べけれど、なほわろし、隨ニ云々ニ而と云處にも、而ノ字あれど、讀ムべからざると同じ、】○耳ノ字は許曾何禮と訓べきこと首ノ卷に云るが如し、○無異心は氣斯伎美許々呂波麻佐受、と訓べし、【こは、大后の、御うへを奏す、語なる故に、心を、御心、無を、不レ坐と訓べきなり】此をおきて外に別御意趣は、おはし坐さずとなり、上卷に、云々 參上耳無異心ニ とあるも同じ、○然者吾は、欲見行へ係れり、【思ニ奇異ニへつゞけては、看べからず、】○欲見行は、【見行、舊印本延佳本などには、行見とあり、今は眞福寺本又一本又一本などに依レり、】美邇由加那と訓べし、那は、牟と云に同じ古言なり、○大宮は、難波ノ京ノ皇大宮なり、○上幸行、上とは、山代川を、大御舟より泝坐スを云り、書紀に、十一月甲寅朔庚申天皇浮江幸山背時桑枝沿ヒ水而流、天皇視ニ桑ノ枝ニ歌之曰、瑰怒瑳破赴以破能臂謎餓飫朋呂伽珥枳許瑳怒于羅愚破能

紀豫屢摩志枳箇破能區莽愚莽豫呂朋譬喩玖伽茂于羅愚破能紀、【おほろかは、おろそかなり、きこさぬは、詔はぬなり、古ノ哥に、のたまふを、きこすと云る例多し、うらぐはゝ、うらぐはしと云を、桑に云ヒかけ給へるにて、うらぐはしき桑なり、うらぐはしは、うるはしなり、桑は、蠶養に用ふれば婦人の大事にしておろそかにせぬ物なる故に、大后の常におろそかに詔はぬ愛き桑と詔へるなり、よろほひは倚るにて、ほひは其さまなり、桑は大后の、さばかり愛し云賜ふ物にて、川にたゞよひ流れなごはすまじき物なるに、隈々に倚つゝ流れゆくことよと、此ノ物を見賜ふにつけても、大后の御事を所念めす御哥なり、契沖が解なごは甚く誤れり、】〇所養之、之ノ字諸ノ本に無し、今は眞福寺本に依れり、【記中かゝる所にはおほくは、之ノ字ある例なり、】〇三種ノ虫は、此ノ上に種ノ字の落たるかと、師の云れたる信に然ること なり、されど諸ノ本共に、種ノ字は無きにつきて猶思ふに、此ノ虫は本より唯一ツ種にはあるまじく數多ぞありけむ、されば、其ノ時々虫にてあるも、卵にてあるも、鳥にてあるも交りてありけむ、其ノ狀を以て、三種とも云べきわざなり、【然らば、今現に鳥にてあるをも凡て虫とは云まじきに似たれども、旣に上にも虫といへれば、何てふこともあらむ、】〇獻大后は、天皇を、大后の御許に入リ坐しめて、御中らひを直し奉ラむための謀事なり、〇御立は、万葉二ノ卷に、御立爲之嶋乎見時、五ノ卷に、美多々志世利斯伊志乎多禮美吉、十九ノ卷に、船騰毛尓御立座而、〇都藝泥布云々云々四句上に出たり、此は、佐和々々の序なり、さるは、此ノ度山代に、幸行せる道のほどにて、石行せる事をよみ賜へるなり、故ニ上なる、泥士淵能志淵多陀布斯御哥も、書紀には、此の御哥の次に接けて擧られて、此ノ同時の御なるを此ノ記には、別に上に出せるは、傳への紛亂なるべし、【凡てかゝること古ヘは、見る物聞ク物につけてこそ、よみ出たれ、由もなきよその事を引よせてよむことは、をさ〳〵なかりき、かの根白の御哥も、必此ノ度よまし賜へりと、おぼしければ、書紀ぞ正しかりける、】〇佐和佐和尓【尓ノ字眞福寺本には、邇とあり、】は、上よりの續きの意は、讀々にて、讀濡

なるを云、大根は、色も味も甚清潔なる物なればなり、書紀ノ私記にも、蘿菔之根嚙時左和也加奈利と云り、【契沖此ノ私記の說をおほつかなしと云て、木鍬にて畠を打ッ音によせたりと云るはいみしき非なり、若シ然らば、大根打チさわさわになどこそ云べけれ、打チし大根とは、いかでか云む、また鍬以て土を打ッ音は、いかばかりかあらむ、さわ〳〵と云ばかりの音あらめや、】和と夜と通ひて、佐和々々は、佐夜佐夜と同じ、さて其を喧擾の意に取て、よませ給へるなり、喧擾しきさまを、佐和々々と云る例は、上卷に、口大之尾翼鱸佐和々々邇控依騰而、とあり、彼處の傳考へ合すべし、【十四の六十九葉】大后の嫉妬して喧擾しく詔ふよしなり、さて清々と喧擾とを通はして續けたる例は、明ノ宮ノ段國栖人の哥に、加良賀志多紀能佐夜々々【これ上よりのつゞきは、さわぐ意、哥の意は、清々なり、なほ傳卅三の四葉考ふべし、】などあるが如し、又万葉四(十五)に、珠衣乃狹藍左謂沈、十四(二十)に、安利伎奴乃佐惠々々之豆美【あり衣は鮮衣なり、考へあり、】此ノ狹藍左謂佐惠々々なども、佐夜々々と同くて、夜ノ行リの音と和ノ行リの音と通ひ、又上よりの續きは清潔にて、【鮮衣の清潔とつゞくなり、又さやあく意につゞけたるにもあらむか、源氏物語初音ノ卷に、黑きかいねりの、さる〳〵しく張リたる一かさね云々、注に、さる〳〵しくは、さや〳〵と鳴ル意なり、と見え、司馬相如ガ子虛ノ賦に、萃蔡漢書ノ音義に、萃蔡衣聲也と云り、する、さい、さる〳〵相通へり、】其ヲ喧擾に通はし取れるも同きを思ふべし、【師ノ云ク、さわ〳〵は、淸々なり、先キの御哥にも此ノ同じ言ヘありて、白腕と詔へれば此は省きて淸らかなる大后ゆゑに、其ノ白腕を忘れぬ故に遠く來つとなり、と云れたるは、言の云ヒざまに叶はず、若シ其意ならば、清くなればとか、清くなる故にとか、云ハでは聞えぬことなり、】〇那賀伊幣勢許曾は、汝之言せこそなり、汝は、大后を指す、許曾は、辭なり、【故レ久禮と結ヒ賜へり、】汝が言せればこその意なるを、婆を省くは、古哥の常なり、【伊波勢許曾とあるべきに、伊幣とある幣は、たゞ通フ音のみか、されど、かゝる活用の處は、いと精しき物にて、みだりに通はしては云ハ

ざりしことなり、故思ふに、波勢を切むれば、幣なり、次に勢はあれどもなほ其ノ勢に引ッるゝ音ノ便に、幣とは訓へるにや、さる例もあることなり、吾大王を、万葉に、和期大王とあるも、次の淤の音に引れて、賀を期とは云るなり、さて此ノ御句を、兄神が、いへれこそなり、勢と禮は、同韻にて通へり、と云るは、意は違はされども精しからず、古言には、言を、伊波須、聞を、伎加須など云例ありて、此の勢は、其ノ須の活用なれば、いへれこそと云とは同じからず、纏躰毘の哥に、倭我彌細牟とあるも見ればと云とは、云さま異なり、是レも古言に、見を美志、見るを美須、と云其ノ活用にて細と云るにて意は見ればなり、准へて知ッべし、さて又師は、此ノ御句を、汝家夫でとせられたるはわろし】○宇知和多須は、打渡すにて、向ヲを見渡すことなり、万葉四丗に、打渡竹田之原尓、古今集に、打渡す彼方人にもと皆然り、【此ノ外中昔までも、皆見渡すことに云り、後撰集に、打渡し長き心は八ノ橋の蜘手に思ふことは絶せじ、是は橋の縁に云て卽ノ其橋を見渡す意の云ヘなしなり、橋の長さを見渡したるよしなり、拾遺集に、舟岡の野中にたてる女郎花渡サぬ人はあらじとぞ思ふ、是も舟の縁に云て、見渡さぬ人はあらじと云るなり、又古哥に、世ノ中は夢の渡リの浮橋か打渡しつゝ物をこそ思へ、此ノ二三の句は、万葉の哥によめる、吉野の夢のわだと云處にて、そこに渡せる浮橋なるを、打渡しと云むために云るなり、さて哥の意は、世ノ中の憂きまゝにながめして物思ふと云るなり、物思ヒのある時は、物をつくづくと見渡してながむる其を打渡しつゝと云るなり、又俊成卿ノ哥に、都出て伏見をこゆる明方は先ッ打渡す槇川の橋、これも先ヅ見渡すなり、夫木集に、堀川のせきのゐぐひの打渡しあはでも人に戀わたるかな、こは人をたゞよそに見渡スのみにて逢ヒがたきよしなり、かくの如くなれば此ノ詞中昔までは、人皆其意をよく知れりと見ゆるを、近キ世となりて知れる人なく、皆ひがこゝろえして、遠きことぞ長きことぞなど云り、右に引る哥どもの中に、遠く長きことにしては聞えぬがあるを以てその誤なることを知ルべし、かの後撰集なるも長きは、橋に就たる言にこそあれ】○夜賀波延那須、夜

を書紀に、那と作るは、耶ノ字を寫シ誤れるなり、【書紀に、那とあるに依て、契沖かへりて、此ノ記の夜を傳寫の誤か、同韻相通ふかなど云ヒ師も書紀に依て、夜を奈の誤りとせられたる、皆中々の非なり、これ上の打渡すを、必ス長きことゝ思ひなづまれたるから、書紀の寫誤には心づかれざるなり、此記には、奈を假字に用ひたる例はなし、】此ノ句は、春日祭ノ祝詞に、云々、王等卿等乎母平久天皇我朝廷尓伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜登云々、平野祭ノ祝詞にも、親王等王等臣等百官人等乎母夜守日守尓守賜弖天皇朝廷尓伊夜高尓伊夜廣尓伊賀志夜具波江如久立榮之米令仕奉給登云々、とある、夜具波叡能如久と同言なり、其は師の祝詞考に、伊加志は、紀に、嚴又重とかき、諸の祝詞に、茂と書て盛に足ひて勢ヒ嚴なるなり、夜具波叡は、彌木榮なり、樹のいやがうへに、生茂榮るを云、木の茂く生たる處を林、又波延と云も此ノ榮なり、今ノ世遠江人の、木草の孫枝の生ヒ茂るを、やごばえと云も是なり、此ノ言は、古言の有リしを用ひて譬へたるなり、と云れたるが如し、木を賀とも具とも通はし云るなるべし、【但し夜賀、又夜具と云は、彌木には非で、別に一ツの言なるも知リがたし、されど總ての意は右の説の如し、後ノ世の言にいやがうへと云も、彌之上にはあらで、此ノ夜賀波延の、訛りたるなるべし、】那須は、如くなり、【彼ノ祝詞どもには即チ如久とあり、】さて、此に如此詔へるは、牽來坐る諸司の御供奉人等の多く盛に茂きことを譬へ賜へるにて、其ノ趣も彼ノ祝詞どもと全同じ、【彼ノ祝詞なるも、王臣百官の茂く榮ゆる譬ヘなり、抑此ノ詞此ノ御哥を始メとして、他にも云る古言のありしを、祝詞には取れるなるべし、】さて是レも即チ此ノ時に、見渡し賜ふ樹を以て譬ヘ賜へるなり、故レ上に打渡すとはあるなり、【此ノ御句、書紀ノ今ノ本の那ノ字は、耶の誤なることを曉れる人なくして、契沖が長延として蝿などを長く延たる如く長き道を行幸せる意なり、と云る其外も長延として云る説どもあれど皆かなはず、延は、波閇にて、延と閇と、假字も異なるものをや、】○岐伊理麻韋久禮は、來入參來れなり、【麻韋を、麻韋理の下略と云は、言の本末たがへり、麻韋理は、參

入なり、詣は、參出にて、麻韋と云こと、古ノ本なれ。】中卷白檮原ノ宮ノ段ノ哥に、意佐加能意富牟盧夜尓比登佐波尓岐伊理袁理、万葉四【卅丁】に、不近道之間予煩參來而、又【廿丁】持將參來、廿【廿丁】に、安禮波麻爲許牟、○一首の意は、汝の兄媛して、喧擾く言賜へばこそ、朕は幾多の御供人を引率て所狹く、煩しきに、ふりはへて來つれと詔ふなり、【彌不來に當へて、御供人の多きことを詔へるは、行幸せる事の、容易からず煩しき由なり。】○所歌は、師の、美宇多波斯多流と訓れたる宜し、川語にも、御と云こと、御寢坐御立なとの如し、○六歌は、牟宇多と訓べし、云。ツノミウタと訓べきが如くなれど、此はたゞ數を云なれば、なほ牟宇多と云べきなり。】六首と云ことなり、【凡て哥數首は、幾宇多と云ぞ雅言の常なる記中に、二哥とも三哥とも四哥ともあり。】上なる、山代川を川上りとある御哥より此まで七首の内に、日比賣の哥一ッを除きて、六首なり、【其中には正しく大后とよみかはし給ふには非るも交れども、其も此ノ大后との御中の事に因れる御哥どもなれば、一ッにしてかく云るなり。】書紀に云、則日乘輿、詣于筒城宮、喚皇后、皇后不參見、時天皇歌曰云々、亦歌曰云々、時皇后令奏言、陛下納八田皇女、爲妃、其不欲副皇女而爲后、遂不奉見、乃車駕還宮、天皇於是恨皇后大忿、而猶有戀思、三十五年夏六月皇后磐之媛命薨於筒城宮、三十七年冬十一月甲戌朔乙酉、葬皇后於那羅山、【諸陵式に、平城坂上墓磐之媛命云々。】○志都歌之返歌此ノ御段の末にも、如此云るあり、彼處には、返歌を謂ノ本共に、歌返とあるを、たゞ延佳本にのみは、返歌とあり、かくて此も諸本には、返歌とあれども、眞福寺本には、歌返とあり、故思ふに、歌返とある方や正しからむ、【若然らば彼處に延佳本に、返歌と作るは、例のさかしらに改めたるなるべく、此處に諸本に、返歌とあるも、下上に、誤りたるなるべし。】もし歌返ならば、宇多比加幣志と訓べきにや、されどなほ返歌と云ぞ、理り穩に聞え、又夷振之上歌なと云例椿にも叶へれば今は姑く此も彼も返歌とあるに依つ、さて、志都歌と云は、朝倉ノ宮ノ段にも二處に見えたり、【何れも、

志都と作て、都ノ字は清音なり、倭文の、つも常には濁れども、古書には、都の假字を書て、清音なれば、靜の、つも、古へは清しなるべし、】神樂歌古本に云々、次薦枕靜歌【拍子十本末各五】尻上【拍子十四本末各七】又【裏書】以前宮人本綿志大前張、此ノ三首各靜歌ニ返尋ニ琴ノ拍子打尻擧ニ返云々、と見え、韓神ノ歌に、靜韓神早韓神と云ことあり、早に對へて、靜と云を以て見れば、志都歌は、徐に歌ふ由の名なるべし、返歌は、古今集大哥所ノ哥の、神樂ノ哥の中に、返し物の哥とて、青柳を片糸に搓て云々の哥を載たり、此ノ哥は、神樂の青柳と云哥なり、【古今集に、返ノ物の哥と云は、此ノ一首の題なり、袖中抄に次なる、眞金吹の哥をも連ね擧たるは誤なり、眞金吹は、左に注ありて、別なり、】六帖【琴ノ哥】に、吾妻琴春の調を借しかば返し物とは思はざりけり、【此ノ哥伊勢集に、故中務ノ宮の琴を借り給ひてと、詞書あり、伊勢の家集も、六帖にのれり、】袖中抄返し物の條に右の哥どもを引て、神樂譜云朝倉吹返催馬樂拍子云云、あさくらや木の丸殿に云々、此哥爲御前返歌、是延喜廿一年物定也、神樂遊仕る時は、傳音振唱、又云星已了搔ニ返篳竹ニして可ㇾ仕ㇾ朝倉ヲ催ニ堪能之哥人ニ私云、朝倉うたふをば、あさくらかへすと云、或は吹返といひ、或は搔ニ返篳竹ニと云り、或は催馬樂拍子と云り、【云々、】此かへすは、笛も琴も別にしらべ改むるか、催馬樂拍子と云にて知りぬ云々、【これまで、袖中抄、】江次第石清水ノ臨時ノ祭ノ儀に、舞人出畢陪從反哥退出と見えて抄に反哥大比禮返也とあり、源氏物語若菜上ノ巻に、唱哥の人々御階に召て勝れたる聲のかぎり出して、返り音になる、夜の更ニ行まゝに物の調どもなつかしくかはりて、青柳遊び給ふほど云々、注にかへりごゑになるは、呂の律になるなり、とあり、體源抄にも返り聲に青柳をうたふと云は、律の聲を返り聲と云と云り、【これは、凡て律ノ聲を、返ノ聲と云には非ず呂ノ聲の易りて、律ノ聲になれるを云なり、】又云、朝倉がへしと云は、朝倉の哥を催馬樂拍子にうたふを云、神樂は一越調なるを、催馬樂拍子に琴を調ぶるなり、と云り、【是も右の袖中抄に、星已了云々、とある處を見て心得べし、】右のことどもを合せて考る

に、調の易るを返ると云、其は、物の下上に易るを覆ると云ひ、裏表に易るを、飜ると云類にて、調の易るは、呂の律に飜るなり、さて其ノ調ヘを易へたる際に哥ふ哥を返哥と云、返物と云も是なり、【かの青柳は調ヘの律にかはる時にうたふ哥なるを以て、返ノ物と云なり、源氏物語に、物のしらべどもなつかしく易りて、と云る呂の律にかはりたるさまなり、六帖の哥の意は、春の調ヘは呂にて、律に非れば、返ﾘ物とは思はずと云て、借ﾘたるを返すべき物とは思はずと、たはぶれたるなり、又袖中抄に、朝倉を御前の返シ哥とす、と云るも、調ヘの易る時にうたふ哥と定められたるにて、朝倉を返すと云も調ヘを易て此ノ哥をうたふを云、朝倉がへしと云是なり、其時音振も拍子も皆かはると見えたり、大比禮返と云も、返し哥に、大比禮をうたふことなり、】そもそも、物の調ヘ哥音などを呂律と分つことは、漢國の定めに依れることにて、【但し皇國にてはいかなる故にか、呂律の名、漢國とは相反りて呂と云は、彼ノ國の律、律と云は、彼ノ國の呂なり、漢學の人、いぶかること勿れ、】後のさだなるに、此の返哥を其ノ調ヘの易ることに咎むは、如何と思ふ人あるべけれど呂律など云名こそ後なれ、上ッ代よりして哥音にも、物の調ヘなどにも、おのづから強き柔なる差などはあるべければ、其を飜して歌ふ事などもありて、返哥と名けゝむこと何かは疑はむ、【然るわざの、上代より有て傳はりたるを承て、後にも然るわざはあるなり、】

古事記傳三十七之卷

本居宣長謹撰

高津宮下卷

天皇戀八田若郎女賜遣御歌、其歌曰、夜多能比登母登須宜波。古母多受多知迦阿禮那牟阿多良須賀波良許登袁許曾須宜波良登伊波米。阿多良須賀志賣。爾八田若郎女答歌曰、夜多能。比登母登須宜波比登理袁理登母意富岐彌斯與斯登岐許佐婆比登理袁理登母。故爲八田若郎女之御名代、定八田部也。

天皇戀八田若郎女、此ノ御事上に見ゆ、【傳三十六】○賜遣は、淤久理多麻幣流と訓べし、【字のまゝに訓ては、言いかがなればなり、若くは賜ノ字は、贈を誤れるには非るか、】○夜多能は、【三ノ四句】八田之なり、此地の事、上に云り、【傳卅二の十一葉】○比登母登須宜波は、一本菅者なり、神代の哥に、一本薄ともある類なり、和名抄に、菅、和名須計、さて此は、此ノ皇女を賞賜へるなり、女を菅に譬へたるは、万葉七【三十丁】に、眞珠付、越能菅原、吾不苅、人之

苅卷、惜菅原、十三首に、師名立、都久麻左野方、息長之、遠智能小菅、不連尓、伊苅持來、不敷尓、伊苅持來而、置而、吾乎令偲、息長之、遠智能小菅、などなほあり、○古世多受は、子不持にて、子持たずしての意なり、【かゝる處の受は、後ノ世には、傳といへども、古へは傳と云ることなし、万葉の哥などにも、みな受とよめり、】契沖云、笄を竹ノ子といふ如く、草木も、本に傍て生ひ出るを、子と云なり、八田ノ皇女の御腹には、皇子のおはしまさゞれば、一本菅にたとへて、惜ませたまふなり、【拾遺集に、吾のみや子持るてへば高砂の、尾ノ上に立る松も子もたり、】○多知迦阿禮那牟は、立曠將荒なり、契沖云、立荒とは、立榮ゆと云、裏なり、【】さきには、阿ノ字は訶の誤リにて、枯なむなるべしと思ひしかど、皇女を譬へて、其ノ御許に贈リ給ふ御哥に、ゆゝしく枯なむとは詔ふまじくおぼゆ、されどなほ訶禮にてもあらむか、甕栗ノ宮ノ段、袁祁ノ命の御哥にも、訶禮を阿禮と誤れる例もあり、】○阿多良須賀波良は、可惜菅原なり、○許登袁許曾は、言をこそなり、袁は尓と云に同じ、【後ノ世には尓と云を、古へは袁とも云る例なほあり、】遠飛鳥ノ宮ノ段、輕ノ太子の御哥に、許登袁許曾、多々美登伊波米、催馬樂ノ櫻人に、己止乎己曾、安須止毛伊波女、○須宜波良伊波米は、菅原と將言なり、【上には須賀波良、此には須宜波良とある、かくの如く同じ言を二たび云ときは、少し換て云こと、古哥の常なり、】二句の意、契沖かの輕ノ太子の御哥を解て云、言にこそ疊とゆめといへ、實には我妻とゆめゆめの意なり、と云て、此もそれに同じ、實にはたゞ菅原の事には非ず、汝命のことなり、と詔へるなり、と云り、己又思ふに、万葉十一に、言云者、三々二田八酢四、少九毛、心中二、我念羽奈九二、と云哥の意にて、言にこそ菅原といはゞ輕易けならめ、實は然らず、可惜清し女ぞと詔ふにもあらむか、されどなほ契沖說まさりたるべし、【伊波米は、此も、右に引たる二ツも、みな伊閇とあるべきさまに思はるれど、よく思へば、伊波米にてよく聞ゆることなり、】○阿多良須賀志賣は、可惜清し女なり、書紀雄略ノ卷ノ哥に、阿拕羅陀倶彌皤夜また、阿拕羅須彌儺皤儺などもあり、契沖云、神代

紀に、吾心清々之とあるに依ルに清き女とほめ賜ふなり、菅を帔の具に用るも、清き物にて、すが〳〵しと云意に、須宜とは名けたればなり、されば、菅を以てまづ譬ヘに詔へりと云り、師ノ云ク、すかしめとは、佐加志女、久波志女など云類の云ざまなり、と云れたり、物語書などに、女の美きを、伎與良那理と云ると同じこゝろばへなり、○夜多能比登母登須宜波、二句上に同じ、○比登理袁理登母は、雖二獨居一なり、【をるとも云ずして、をりとも云こと、傳十九の卅五葉に云り】大御哥に、子不レ持云々とあるを承て、申シ給へるなり、○意富岐彌斯は、天皇しなり、斯は助辭、○與斯登岐許佐婆は、縱と詔はとなり、獨リ居とも縱やとつときて、御子は無くとも縱やの意なり【契沖、與斯を好と注して、我を好しと詔はとなり、と云るはいかゞ、御自ノのことを、好しと詔はとは、よみ賜ふべきことに非ず、】詔ふと云べきを、伎許須と云る例、書紀ノ此ノ天皇ノ御哥に、異破能比賣餓、於朋呂伽珥、枳許瑳怒、于羅愚波能紀、【のたまはぬなり】万葉四卅丁に、根毛許呂尓、君之聞四手、年深、長四云者、【のたまひてなり、今ノ本、手を乎に誤れり】十一三十丁に、狗上之、鳥籠山尓有、不知也河、不知二五寸許瀬、余名告奈、十二三十丁に、空言毛、將相跡令聞、戀之名種尓、【此レら、のたまへなり】十三十九丁に、莫寢等、母寸巨勢友【のたまへどもなり】又、三十丁君者聞之二二、【のたまひしなり】廿五十九丁に、和我勢故之、可久志伎許散婆、などの如し、【此ノ言の本の意は、令レ聞と云ことなるべけれど、用ノる意はただのたまふと云に同じ、凡て言を解くに、其ノ本の意を云ては、中々に用ひたる意にたがふこと多し、用ひたる意を主と解くべきなり】○比登理袁理登母、上に同じ、此ノ下に、含みたる意あるべし、御子は無くとも、縱思ほし棄る事はあらじと、天皇の詔はゞ、獨リ居リとも、なほ賴もしくこそ思ひ奉らめとなり、○御名代、上に出、【傳三十五の十葉】○八田部、凡て某部と云稱の事は、上【傳廿四の十五葉】に云り、舊事紀【物部ノ連氏の世つぎを記せる中】に、矢田ノ皇女ハ、難波ノ高津ノ宮ニ御宇シ天皇、立テ爲二皇后ト一而不レ生二皇子一之時、詔ノ二侍臣大別ノ連公ニ一、爲二皇子代ト一、后ノ號ヲ爲レ氏ト、使三爲ニ氏ノ造ト一、改メテ賜フ二

矢田部連公姓。【后號爲氏云々とは、さかしらに改めたる文と見えて、爲氏造など云こと聞えず、此は、此ノ皇后の御子代として、矢田部を定めて、大別ノ連を以て、其ノ部ノ造として、矢田部ノ連と云姓を賜へるよし、物に記せるを取て、其意をえわきまへず、みだりに書たるものなり、彼紀には、かゝる類つねに多し、部ノ造は、何れにまれ、其ノ部を掌る者なり、さて此舊事紀にては、八田ノ皇女の御母は、此ノ物部ノ連氏の女にて、大別ノ連は、其弟なれば、其ノ由緣を以てぞ、八田部をば掌らしめ給ひけむ、姓氏錄に、矢田部連、伊香我色乎命之後也、矢田部饒速日命七世孫、大新河命之後也、矢田部造、伊香我色雄命之後也、矢田部首、伊香我色雄命之後也、など見ゆ、伊香我色雄ノ命も、大新河ノ命も、大別ノ連の先祖なり、さて又外に、矢田部ハ、鴨縣主同祖云々、と云姓も見えたり、】和名抄に、攝津國八田部郡、八部【也々部】郷あり、○書紀云、三十八年春正月癸酉朔戊寅、立八田皇女爲皇后、

亦天皇以其弟速總別王爲媒而乞庶妹女鳥王。爾女鳥王語速總別王曰因大后之强不治賜八田若郎女故思不仕奉吾爲汝命之妻即相婚是以速總別王不復奏爾天皇直幸女鳥王之所坐而坐其殿戸之閾上。於是女鳥王坐機而織服。爾天皇歌曰賣杼理能和賀意富岐美能淤呂須波多他賀多泥呂迦母。女鳥王答歌曰多迦由久夜波夜夫佐和氣能。美淤須比賀泥故

天皇知其情還入於宮。

速總別王、上に出、【傳卅二の十三葉】○媒は那迦毘登と訓べし、催馬樂ノ淺水に、不利尓之和禮乎多禮留古乃名加比止太天々美毛止乃加太知世宇曾己之止不良比尓久留也、とあるに依れり、中人の意なり、【今ノ世にも、なかうどゝ云り、】○女鳥王、字鏡には、媒尓知太豆とあり、【豆ノ字いかゞ、知こそあるべけれ、那加陀知といふも、古き稱なるべし、】其處に云り、上に出、【傳卅二の十一葉】○乞は、中卷明ノ宮ノ段の末にも、吾雖乞伊豆志袁登賣ニ不得婚、とあり、其處に云り、【傳卅四の三十四葉】○語ハ、速總別王ノ曰、親ノ上に、天皇の乞賜ふよしを、速總別ノ王の、女鳥ノ王に傳へ告給ふ語にあるべきを、其は、媒として乞賜ふと云に具れる故に、省けるなり、○大后は、石之比賣ノ命なり、○强は、淤受志と訓る宜し、此ノ言の事、上卷天ノ宇受賣ノ命の下【傳八の四十九葉】に委く云り、此は、嫉妬深くて、強悍く坐すを云なり、○不治賜とは、所思めすまゝに、召入て、寵給ふことも得爲賜はぬを云なり、なほ此ノ治てふ言の意は、上卷傳十二【二十一葉】に委く云り、○不仕奉者は、語を、不仕奉の上へ移して心得べし、○直至女鳥王之所ニ坐而、こは許などは云ずして、所坐とも云るは、其殿に至ると云とは、こゝろばへ異にして、其ノ御座所まで、直に入幸るよしなり、故、直とは云り、【又直と云るは、速總別ノ王の返事ニ申し賜はざるに依て、卿自ニ幸る意をも帶たるか、】所坐は、坐處の意なり、上卷に、不知所出とあるも、不知將出處の意にて同じ、【所ノ字、處字の意には非ず、此記には、かゝる文多し、師は、坐の下に、處ノ字脱たりと云れたれど、然らず、】○閾上は、一本、又書紀釋に引るなどには、閫ノ一字に作り、其もあしからず、されど、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、【一本に、閾を閫と作るは誤なり、又舊印本には、此ノところ、王ノ字より王ノ字まで、十七字脱たり、】閾は、斯伎美と訓べし、和名抄に、尓雅ノ注ニ云、閾ハ門限

也、兼名苑云、鶻一名鶻、和名之岐夫、崙云度之岐美と見え、靈異記に、鶻土自支弭とあり、敷て戸を持ッよしにて、數持の意の名か、○賣杼理能は、女鳥之なり、○和賀意富岐美能は、吾王之なり、吾と親みかしづきて云詞なり、○湯呂須波多は、織す服なり、湯流を延て、湯良須とも、湯呂須とも云は、古言の常なり、【良といはずして、呂と云るは、異きたに聞ゆれども、宇都流を宇都呂布、隱るを加久呂布、と云たぐひなり、又所知看を、志呂志賣須と云なども同じ】波多に二ッあり、一ッは機にて、こは皆人の知れることなり、今一ッは、服ノ字を書て、布帛の類、凡て織成せる物の總名なり、倭文布を志都波多と云、神功紀に、千繒高繒、天武紀に、綾羅又綺などある、此らにても心得べし、【然るを世には、波多といへば、たゞ機とのみ心得て、布帛の總名なることをば知らざるが如し、機は、布帛を織る具なるを以て、波多物と云べきを、省きて、波多とのみも云なり、】波登理を、服部と書クも此ノ故なり、【服織部のよしなり、】さて波多織と云にも、機織こと、服を織ると、二ッの意あり、此は書紀には、於瑠箇儺麼多とあるに依れば、織機なるべけれど、下なる句と合せて思ふに、なほ服とする方ぞ親き、○多賀多泥呂迦母は、誰之料賦かなり、多泥は、必ず加泥とあるべきことなり、上卷八千矛ノ神の御歌にも、胸を、阿多泥と書り、共に加の草書を、多に誤れるにやあらむ、必ず加泥なるべしと云り、此は、次の御歌に、速總別の御おすひ賀泥、と答へ給へる賀泥と一ッ言にて、此は、誰が加泥ぞと問賜ふ御言なればなり、なほ御答歌の處に云べし、【多泥を爲とせなばいかゞ、多米を、然云る例もなきことなり、】呂迦母の例、中卷、明ノ宮の段、大御歌の下に云り【傳卅二の四十一葉】呂と母は、助辭なり、○多迦由久夜は、高行くなり、虛空飛と云むが如し、【たゞ高く行クと云とは、少し異なり、】此ノ事、中卷玉垣ノ宮ノ段に、高往鵠之音、とある處【傳廿五の五葉】に云り、此は隼の枕詞なり、○波夜夫佐和氣能は、速總別之なり、○美淤須比賀泥は、御おすひ料なり、淤須比は、上代に、形を覆ひ隱さむために著たる服なり、此物の事、上卷八千矛ノ神の御歌の下【傳十一の八葉】

に、委ク云り、賀泥は、中昔の書どもに、【皇后になり給ふべき姫君を、】后がね、【皇太子に立チ賜ふべき皇子を】坊がね、【博士になるべき學者を】博士がね、【聟になるべき男を】聟がね、などある賀泥にて、此モ皆其になるべき豫ての設ケ下かたの意なれば、此も御おすひにすべき料と云ことなり、なほ万葉ノ歌に、云々賀泥、云々賀尓、と云る詞多し、其も【用言よりつゞけ云る異のみにて、】同言なり、【万葉の賀泥、賀尓とある歌どもは、詞ノ玉緒、七の卷に出せり、】さて此は、上の天皇の大御歌に、此ノ織リ給ふ服は、誰が料にかと問賜へるに答へて、速總別ノ王の、御おすひ料にて侍ると云賜へるなり、故レ上の多泥も、加泥なるべしとは云なり、【上なるは、之よりつゞけば、加清音なるべし、此は、淤須比よりたゞにつゞく故に、賀濁音なり、】さて如此よみ賜へる意は、此ノ時速總別ノ王は、天皇の媒をし奉り給ふなれば、忍々に、天皇の御言を傳へに、此處に往來賜ふ時々、着賜ふべき淤須比の料ぞ、と云ル意に申しなし給へるにぞあらむ、淤須比は、上代には男も女も、形を隱す服なればなり、【右の如く見ざれば、此ノ御答歌、すべて心得がたし、其ノ故は、此ノ時天皇の乞ヒ賜ふ時なるに、其ノ御前に對ひ奉て、憚りもなく、自速總別ノ王の料ぞと顯して申し給はむこと、上代の人心、いかに直しとても、あるべきことにあらず、必ズつゝみ隱したまふべきことならずや、】○知其ノ情ノ、諸ノ本に、情ノ字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、情とは、内々の實のありさまを云、【心をば、裏とも云て、内と通へり、からぶみにも、情ー狀情ー實など云り、】答ヘノ御歌には、右の如く、似つかはしく、好きまに云となし賜へども、そは僞にて、實には速總別ノ王に婚賜へる故に、其ノ忍びて通はむ設ケの淤須比料を織リ給ふなり、と内々の情狀を、悟り給へるよしなり、【もし答ノ御歌を、右の如く見ずして、たゞ何となく見るときは、知ル其情ヲと云こと、たしかに當らず、情とは、表方の言辭に對へて、内々の實をいふ言なればなり、よく〳〵味ふべし、】○還入ノ二字を、迦閇理坐使と訓べし、【こゝは、入と云ことは用なき處なれば、たゞ入ノ字は、添て書るのみなり、】かくざまに書るも例あり、朝倉ノ宮ノ

段に、賜入とも見え、万葉二に、奉入哥、祝詞式に、齋内親王奉入時、などもあるが如し、【これらも、入ノ字は、讀べきにあらず、】〔書紀云、四十年春二月、納雌鳥皇女欲爲妃、以隼別皇子爲媒、時隼別皇子密親娶而、久之不復命、於是天皇不知有夫而、親臨雌鳥皇女之殿、時、皇女織縑、女人等歌之曰、比佐箇多能、阿梅箇儺麼多、謎廼利餓、於瑠箇儺麼多、波揶歩佐和氣能、彌於須譬餓泥、爰天皇知隼別皇子密婚而恨之、然重皇后之言、亦敦友于之義而、忍之勿罪、

此時其夫速總別王到來之時、其妻女鳥王歌曰、比婆理波。阿米邇迦氣流多迦由玖夜波夜夫佐和氣佐邪岐登良佐泥。天皇聞此歌、即興軍欲殺。爾速總別王女鳥王共逃退而、騰于倉椅山。於是速總別王歌曰、波斯多弖能久良波斯夜麻袁。佐賀志美登。伊波迦伎加泥弖和賀弖登良須母。又歌曰、波斯多弖能久良波斯夜麻波佐賀斯祁杼伊毛登能煩禮波佐賀斯玖母阿良受。故自其他逃亡到宇陀之蘇邇時、御軍追到而殺也。

此時は、誤字かと師の云れたる、信にいかゞなり、【下に到來之時とあればなり、】故思ふに、此ノ御段、上に曰、此後時云々ともあり、又下に、此時之後ともあれば、こゝも時の下、或は上に、後ノ字の脱たるにや、故姑ク此後ノ時ニ訓つ、

○夫は、袁と訓べし、上卷須勢理毘賣ノ命の御哥に、那袁岐互、遠波那志、【汝を置て夫は無しなり、】とあればなり、和名抄に、夫ノ字止とあるは後也、また後夫ノ宇波乎、前夫ノ志太乎とあるにて、夫は、乎と云しこと知べし、○到來は、伎麻世流と訓べし、○比婆理波は、雲雀者なり、和名抄に、崔禹錫食經ニ云、雲雀似テ雀而大、和名比波里、楊氏漢語抄ニ云、鶬鷃、和名上同、○阿米邇迦氣流は、於テ天翔なり、飛ていと高く騰るを云、○多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、上なるに同じ、但シ此は、御名を云て、やがて隼ニ譬へたり、○佐邪岐登良佐泥は、鷦鷯取さねなり、登禮を延て、登良世と云は、常なるを、又かく泥と云も、一ツの格なり、【行けをゆかさね、遣れをやらさね、などいふ類、皆此ノ格なり、又取れをとりね、行けをゆきねと云類あり、是又一ツの格にて、意は皆同じ、】取リ給へと云意なり、さて、此は、大雀ノ命【天皇】を、試賜へと云詞なり、【書紀釋に、我國鷹始出來は、仁德四十三年也、其以前不レ可レ讀鷹ノ字ヲ云々、と云るはあたらぬことなり、鷹を使ひて鳥を捕らすること、此御世より始まりつらめ、鷹のたぐひは、もとよりみづからよく鳥をとる物なるをや、】上に、雲雀は天に翔ると云るは、たゞ此ノ句を云むためなり、雲雀は高く天に翔れば、捕るに勞あるべければ、近キ鷦鷯を取リ賜へと云なり、【雲雀云々は、譬ノ意には關らず、又契沖が、雲雀の如く隼も高く翔りて、鷦鷯を捕れとなり、と云るは、書紀の哥になづめる說にて、わろし、雲雀はと云る語の勢にかなはず、】さて何の故に、天皇を試し奉リ賜へとはのたまへるぞと云に、初メより天皇の乞ヒ賜ふに從ひ奉らずして、速總別ノ王に婚給へれば、必ズ天皇ノ、御咎あらむ事の、恐しく畏くてなるべし、○書紀ニ云、餓而隼別皇子、枕ニ皇女之膝ニ以臥、乃語之曰、孰ニ捷鷦鷯與ニ隼焉、曰隼捷也、乃皇子曰、是我所先也、天皇聞ニ是言ヲ、更亦起恨、時隼別皇子之舍人等歌曰、破夜歩佐波、阿梅珥能朋利、等弼箇儺梟、伊菟岐餓宇倍能、娑娑岐等羅佐泥、【娑ノ字は、婆を誤れるなり、】天にかけりを、契沖が、天位にのぼり給ふべき意なり、と云るはわろし、此ノ二句は、隼の威勢を云るのみなり、伊菟岐は、五十槻な

然君にも得據者賜はて、我手に取著給ふことよとなり、【吾手は、速總別ノ王の手なり、さて第四句を、契沖は、伊毛波伎加泥匡こして、妹者來不得而なり、こ云るは、何の本に依れるにか、私に毛ノ字を加へたるにや、されど、契沖はさることはなく〱せぬ人なり、大和志に引たるにも、然あり、いぶかし、師も是を用ひられたり、然れども、是はひがことなり、嶮き山路を登らねばこそは、來かねてと云ことは似つかはしからず、のぼりかねてなどこそ云べけれ、又來かねて、吾手を取すと云ては、言たがへり、加泥は不得と書る如くにて、來ることを得ざる意なれば、いかでか吾手を取ルと云ことあらむ、】肥前國風土記に、杵島郡有二一孤山一、名曰二杵島一、國士女毎歲春秋、携レ手登望、樂飲歌舞、曲盡而歸、歌詞曰、阿良禮布縷耆資麼加多塢嵯峨紫彌苔、區縒刀理我泥底、伊母我提塢刀縷、是杵島曲とあれば、【熊ノ守いかど】此の御歌を取て、所々詞をかへて、彼ノ歌曲に用ひたる物なり、【万葉三に、霰零吉志美我高嶺乎險跡、草取可奈和妹手乎取、これは右の杵島曲の歌なるを、仙柘ノ枝ノ歌と囮せるは、ひがことなり、荒木田ノ久老云、可奈和に、可禰手を寫し誤れるなり、】○又歌曰、云々、佐賀斯邪杼は、險しけれどなり、さるを、禮を略きて云は、古語の常なり、○伊毛登能煩禮波は、【波ノ字は本、婆なるべきを、諸本皆波に作るは、寫誤れるなるべし、】與ニ妹登者なり、○佐賀斯玖母阿良受は、險しくも不有なり、妹を携へて、諸共に登れば、險しくて苦しともおぼえずと云意なり、此ノ御歌、書紀には、破始多氏能佐餓始枳揶磨茂和藝毛古等、赴駄利古喩例磨揶須武志呂箇茂とあり、意は同じことなり、【梯立の如く、險き山なれども、妹とともに越れば、苦しくもおぼえず、安けき席の上に居るが如しとなり、】○逃亡は、二字を、尓宜と訓べし、○宇陀は、上に出、【傳十八の七十三葉】○蘇邇は、大和ノ國宇陀ノ郡の東の極の山中にて、今ノ世八村【長野村、掛村、小長尾村、今井村、葛村、伊賀見村、太郎路村、鹽井村】ありて、曾尓村と云、古への漆部ノ郷なりとぞ、伊賀伊勢の堺に近き處なり、【今ノ世長谷より伊勢へ越るに、大道二あり、萩原ノ驛より分れて、北なるは、伊賀ノ國を經て、伊勢の一志ノ郡

に至る、南なるは、赤羽根越と云て、直に伊勢の同郡に至る、蘇道は、其ノ二道の間にありて、赤羽根越の道なる菅野ノ驛より少し西北ノ方なり、此王たちの物し給へりし路は、書紀の趣を以て思ふに、蘇道より一志ノ郡の家城村を經て、川口に至る道と聞えたり、古への大道は、是にやありけむ、川口ノ關と云も、此ノ道なり、〕○殺は、志勢麻都理伎と訓べし、志勢と云こと、上卷沼河比賣ノ哥の下【傳十一の廿葉】に云るが如し、〔○書紀に云、天皇聞二是歌一而、勃然大怒之曰、朕以二私恨一不レ欲レ失二親忍之一也、何豈矣私事將レ及二于社稷一、則欲レ殺二隼別皇子一、時皇子率二雌鳥皇女一、欲レ納二伊勢ノ神宮一而馳、於是天皇聞二隼別皇子逃走一、即遣二吉備品遲部雄鯽、播磨佐伯直阿俄能胡一曰、追之所レ逮即殺、爰皇后奏言、雌鳥皇女、寔當二重罪一、然其殺之日、不レ欲レ露二皇女身一、乃因勅二雄鯽等一莫レ取二皇女所レ齎之足玉手玉一、雄鯽等追之至二菟田一、迫二於素珥山一、時隱二草中一、僅得レ免、急走而越レ山、於是皇子歌曰、破始多氏能云々、爰雄鯽等知レ免、以急追及二于伊勢蔣代野一而殺之、時雄鯽等探二皇女之玉一、自二裳中一得之、乃以二二王屍一、埋二于廬杵河邊一而復命、【聞二是哥一とは、さどきこらさねと云哥なり、伊勢の蔣代野にて殺とあるは、此ノ記の傳へと異なり、廬杵河は、谷川氏云、今の一志郡の家城川なるべし、河口と云も、此川の口なりと云りさもあるべし、家城川は、雲出川の上にて、川を隔て、北家城村、南家城村とてあり、川口と云は、其ノ東ノ方なり、さて北家城村のあたりに、石をたゝみて造れる窟ありて、里人大塚窟と云り、是此ノ二王の御墓なるべし、其ノ窟の上に家あり、これ窟は、其ノ家の下ノ方のかたへ崩れて、内なる岩構への顯れたる物なるべし

其將軍山部大楯連取其女鳥王所纏御手之玉釧而與己妻此時之後將爲豐樂之時氏氏之女等皆朝參爾大楯連之妻以其

王之玉釧、纏于己手而參赴。於是大后石之日賣命、自取大御酒柏、賜諸氏氏之女等。爾大后見知其玉釧、不賜御酒柏。乃引退召出其夫大楯連以詔之、其王等因无禮而退賜。是者無異事耳。夫之奴乎、所纏己君之御手玉釧、於膚熅剝持來、即與己妻。乃給死刑也。

將軍、上に出、【傳卅一の十一葉】○山部大楯連、山部ノ連ノ氏は、甕栗ノ宮ノ段に、山部ノ連小楯と云人見ゆ、書紀顯宗ノ卷に、山部ノ連ノ先祖伊豫ノ來目部ノ小楯、云々、夫前播磨ノ國司來目部ノ小楯、【更名磐楯】求迎舉朕、厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、天武ノ卷に、十三年十二月、山部連賜姓曰宿禰、【山部ノ赤人なども、此ノ氏ノ人なり、】續紀に、延曆四年五月、詔曰、云々、先帝御名、及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改白髮部為眞髮部、山部為山、【これより山ノ宿禰と云り、】かくあれども、此ノ姓何れの帝ノ御名と云こと、物に見えたることなく、詳ならず、姓氏錄にも見えず、【大和ノ國皇別に、山公、內臣同祖、味內宿禰之後也、また和泉ノ國皇別に、山公、垂仁天皇皇子、五十日足彦命之後也、また同國神別に、山直、天穗日命十七世孫、日古曾乃己呂命之後也、などあれど、姓異なれば、これらの內にはあらじ、右の山直は、續後紀八に、山直池作に、宿禰姓を賜へること見えたり、又攝津ノ國神別に見えたる山直は、山代直を誤れるなるべし、或說に、山部赤人を、垂仁天皇の末なりと云るは、かの姓氏錄なる山ノ公ノ姓を見て、由なく云る說なるべし、又此ノ山部と、

山邊ノ住は、別氏にして、姓も異なり、一ツに混ふべからず、】右の顯宗紀に、此ノ姓ノ本は伊豫ノ來目部とあれば、若くは大久米ノ命の末にて、久米ノ直と同祖にもやあらむ、久米ノ直の、伊豫ノ國に由縁あること、上卷彼ノ氏の下【傳十五の八十二葉】に考へ合すべし、さて山部ノ連と云姓を賜ひしは、書紀に依るに、顯宗天皇の御世なるに、此に記しさまはいふかし、【此は山部ノ連之祖、大楯などこそあるべけれ】書紀の傳へは、姓名異なり、次に引るが如し、○玉劒は、劒ノ字諸本に鋼と作、眞福寺本には釼と作る、並誤なり、師の釧と改めて、久志呂と訓れたるぞ正しき、此ノ久志呂ノ事、冠辭考の釧着ノ手纏ノ條々に云れたるが如し、【万葉にも、字を寫誤て、鐶、釼など書て、皆な誤れり、されど、久志呂、釧呂、なども書る處ありて、名はしるし、和名抄ノ服玩部に、釧内典云、在指上者名之曰環、在臂上者名之曰釧、比知万岐とあるは、師の久志呂なるを、比知万岐とのみ記したれば、そのかみ既く久志呂と云名は亡せて、人も知らざりしにや、六帖にも、万葉九に、久志呂とある哥を、擧ゲて哥とせり、然るに顯昭袖中抄に其哥を出して、くしろは、釧ノ字をよめり、内典には云々、在ヲ臂上ニ名ヶ釧ト云り、云々と云るは、しかすがに物知ッなりけり、かくて、師の冠辭考に詳に辨へられたるより、此ノ物の名ふたゝび世に明らけくなりぬ、又和名抄ノ農耕具ノ中に、鍬ハ加奈加岐、一云久之路とあるは、物に釧を誤て鍬とかけるに、くしろと云訓のまゝなるを見て、誤て農具とせるなるべし、】さて釧には、玉をも鈴をも着たる物と見えたり、玉釧とは、玉を着ヶたるを云なるべし、【又玉と云は、例の美たる言にて、是も鈴を着たるにて、玉を着たるには非じかとも思へど書紀には、たゞに珠とあれば、なほ玉つけたるなり、又鈴をつけたりしことは、冠辭考に見えたるが如し、】○此時之後は、許能能知と訓べし、上に自此後時ともあり、○豐樂、上に出、【傳卅六の二葉】○氏々之女等、書紀に、内外命婦等と書れたるに、後の漢文ざまの稱なり、氏々と云ことは、遠飛鳥ノ宮ノ段に委ク云べし、【傳卅九の十二葉、】○朝參は、美加度麻韋理と訓べし、書紀雄略ノ卷に、臣連伴造每

日朝参、舒明ノ巻に、群卿及百寮、朝参已畢、自今卯始朝之、巳後退之、因以鐘爲節、天武ノ巻に、云々、二人勿使朝参、また諸文武官人、及畿内有位人等、四孟月必朝参、万葉十八［四十丁］に、朝参乃、伎美我須我多乎、美受比左尓、比奈尓之須米婆、安禮故非尓家里、【此ノ朝参をば、マヰイリと訓たれど、いかゞ、別に訓べき古言のありげに思はるれど、未ダ考へ得ず、ミカドマヰリと云も、何とかや字に就て設けたる言めきて聞ゆれども、姑ク書紀ノ訓に依て、然訓つ、】〇其ノ王之、この其は、加能と訓べし、女鳥ノ王なり、〇参出は、麻韋傳と訓べし、【師はマウケリと訓れたるは、此にはわろし、】〇大后石之日賣ノ命、書紀にては、石之比賣ノ命は、既く薨坐て、此ノ時は、大后は八田ノ皇女なり、然れども、彼ノ紀の年紀も、必ず泥むべきに非ず、此ノ記の傳へを異にて、石之比賣ノ命の大后にて坐しほどの事なりけむかし、【此ノ記は、凡て年紀を立てず、事を記せる次第も、前後にかゝはらざることもありて、たゞ事を別々に一つゝ記せり、】〇大御酒柏は、中巻ノ明ノ宮ノ段に出て、【傳卅二の五十九葉】其處に云り、又此ノ御段ノ上、御綱柏の處【傳卅六の二葉】をも、考へ合すべし、〇諸氏々は、此ノ豊ノ宴に参集て侍ふ人等、總てを指て云なり、【こは氏々へ係て云る言には非ず、もろ〳〵の氏々とは謂へるなり、氏々とは、別に解して論べし、そも〳〵此處は、もはら後宮の宴を云るにて、参れる人々は、女等のかぎりと聞えたり、次の言に、召出其夫大楯連とあるにても、男等は参らざることを知らる、又男等には、大后の御手づからは、柏を賜ふべきにもあらず、然れば、氏々の女等と云を、おきて、外に賜ふべき人等はあるまじければ、諸は、たゞ氏々へ係るべきが如くにも聞ゆれど、若然らば、上にも氏々之女等とあれば、其處にこそ云べけれ、初に略きて、次に詳しく云べきよしなし、されば、氏々の女等の外には、指べき人は無きにても、なほ諸は此ノ宴に侍ふ諸ノ人と云意なり、諸の氏々の女等と云には非ず、】さてかく皇后の御手づから柏を賜ふ事など、古ノ豊ノ宴の儀式にぞありけむ、〇見知其玉釧は、大楯ノ連が妻の手に纏るは、女鳥ノ王の玉釧なることを、見知ッ賜へ

るなり、【御前ノ伯を賜はらむとて、御前近く參りよりて、手を差伸たらむに、よく見えたるべし、】書紀に其由見えたり、是を以て思へば、釧には甚ク美く貴きがありて、女鳥ノ王のは、殊に世に絶てぞありけむ、【書紀に、初ノ軍士を遣て追はしめ給ふ時に、皇后奏シて云々、因物云々、莫取皇女所纏之足玉手玉とあり、又かの王たちを殺シ奉りて、雄鯽等皇女の玉を探りて、裳ノ中より得たり、などあるも、本より名高き玉なりし故にぞありけむ、】○引退は、比伎佐氣と訓べし、退ケ罷出しめて、宴に預らしめざるなり、○其王等は、速總別ノ王と、女鳥ノ王となり、○无禮は、上に見ゆ、【傳廿七の十一葉】○退賜に、佐良比賜閇流と訓べし、この訓の事、中卷玉垣ノ宮ノ段に、難忍其兄、とあるを、其兄ノ……ヒタマヘルと訓て、續紀の宣命どもを引て云るが如し、考へ見べし【傳廿四の四十五葉】退東賜ふよしなり、【上なる引退の退と、意は通ひてし、同じかるべけれど、彼レは佐良比とは訓べからず、】○異事は、氣許登と訓べし、【又氣麻佐許登、又阿多之佐許登などよまむもあしからじ、】万葉十三ノ卷【廿一丁】に、昔從異事、十四【廿丁】に、等思古呂、【十五ノ卷にもかくよめり、】其外にも、異と云ること多かり、書紀欽明ノ卷に、異なとあり、さて其王等云々の事を、此にかく詔ふゆゑは、玉釧を纏取れるを、大く罪とし給ふにつきて、然らば、其王等を弑奉らしめ給ふは、如何ぞ、と云論のあらむことを所思て、先ヅ如此詔ふなるべし、○夫之は、【之ノ字諸ノ本に云と作るは誤なり、今は延佳本に依れり、】曾禮能と訓べし、曾禮は、其にて、直に大楯ノ連を指シて詔ふなり、【今ノ世の言に、人に對ひて、其方と指て云其の如し、爾ノ字、ソ〇〇とも、ソノ〇〇ともよむ、これも通へり、夫ノ字は當らざれども、常に曾禮とよむ字なる故に、其ノ訓を取て書るのみなり、此ノ記には、さる類多し、】○奴乎、乎ノ字諸ノ本に手と作るは誤なり、今改つ、夜都古夜と訓べし、【夜は與と云むが如し、】朝倉ノ宮ノ段に、天皇詔者、奴乎、己家似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家、とあると、語の勢も、罪ある者を詈ふ時も、全同じと思ふべし、なほ此ノ乎は、上卷に、我那邇妹ノ命乎、中卷玉垣ノ宮ノ段に、云々、獨

乎、穴穗ノ宮ノ段に、己妹乎、などあるも同じ云ざまなり、○己君、古へは王と臣と分ちて、臣は、凡て皇子たちをも君とすること、穴穗ノ宮ノ段【傳四十の三十三葉】に委く云むを考ふべし、上に奴乎と詔ふも、たゞに賤しめたるのみには非ず、君に對へる臣の意なり、【此事も、なほ穴穗ノ宮ノ段に云を考へ合せて知るべし、】己は輕く見べし、【己君と云るは、別に私の君の如く聞ゆれど、然る謂には非ず、】○於膚煴は、【煴ノ字は、温と煖とを合せて、此方にて造れる字にや、】波陀母阿多々祁伎尓と訓べし、【あきらか、さやか、のごか、ゆたか、などの類、古言には、あきらけし、さやけし、のごけし、ゆたけしと云て、あきらか、さやか、のごか、ゆたか、などは云ぬ格なる故に、此ノ煴も、あたゝかなるとは訓ずして、あたゝけきと訓つ、万葉三なる、筑紫乃綿者 暖所見、なども、あたゝけくと訓べきことなり、さて波陀母と、助てふ辭を添て訓るは、事を緩やかに云なり、】就本て、即時未膚も冷ざるほどに、いたはりもなく、剝取れる所爲の、情なくむくつけきことを詔ふなり、○與は、阿多閇多流許登と訓べし、許登は、許登余と云意にて、【古への假字文に、常多き辭なり、】歎息の意を含める辭なり、○給死刑は、許呂須都美尓淤許那比賜伎と訓べし、書紀允恭ノ巻に、死刑、天武ノ巻に、極刑、また大辟罪、などあり、給を、行賜ふと訓る據は、續紀卅二に、隨法 科罪行賜とあり、【刑を給ふといふは、古言ともおぼえず、漢文のまゝと聞ゆれば、字のまゝには訓べきにあらず、又天武紀に、坐極刑ともあれども、おくも古言とは聞えず、おこなふと云ぞよく當りて聞えたる、】○書紀云、皇后令問雄鯽等曰、見皇女之玉乎、對言不見也、是歲當新嘗之月、以宴會日、賜酒於內外命婦等、於是近江山君稚守山妻、與采女磐坂媛、二女之手、有纏良珠、皇后見其珠、既似鵬鳥皇女之珠、則疑之、命有司、問其玉所得之由、對言佐伯直阿俄能胡之妻玉也、乃推鞫阿俄能胡、對曰誅皇女之日、探而取之、即將殺阿俄能胡、於是阿俄能胡乃獻己之私地、請免死、故納其地、赦死罪、是以號其地曰玉代、

亦一時天皇爲將豐樂而幸行日女島之時於其島鴈生卵爾召建內宿禰命以歌問鴈生卵之狀其歌曰多麻岐波流宇知能阿曾那許曾波余能那賀比登蘇良美都夜麻登能久邇爾加理古牟登岐久夜於是建內宿禰以歌語白多迦比迦流比能美古宇倍志許曾斗比多麻閇麻許曾邇斗比多麻閇阿禮許曾波余能那賀比登蘇良美都夜麻登能久邇爾加理古牟登伊麻陀岐加受如此白而被給御琴歌曰那賀美古夜都毘邇斯良牟登加理波古牟良斯此者本岐歌之片歌也

日女島は、攝津國西成郡にあり、【難波の古き圖を見るに、姫島は、九條島の南に並びたる島にて、今の世に、出助島と云處のあたりにあたれり、大坂の西の邊にて、南によれる處なり、然るを或說には、姫島は、今の稗島と云處なりと云り、稗島村は、下中島と云處の內にて、大坂の西北の方なり、彼ノ古圖の地とは合はず、なほよく尋ねて定むべし、】攝津國風土記に、比賣島松原者、昔輕島豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、暫住筑紫國伊岐比賣島、乃曰、此島者猶不是遠、若居此島、男神尋來、乃更遷來、停此島、故取本所住之地名、以爲島名、とあり【

傳五の廿五葉考ふべし、】書紀安閑ノ卷に、物部大連ニ云々、宜下放二牛於難波大隅島、與二媛嶋松原一、續紀三に、靈龜二年二月、令下攝津國、罷二大隅媛島二牧一、聽中佰姓佃上食之一、万葉三に、和銅四年、河邊宮人、姫島松原、見二孃子屍一、悲歎作歌、妹之名者千代尓將流姫島之、子松之末尓蘿生萬代尓、などあり、此島にして、宴し給ひけるとて、幸行せるなり、○鴈は和名抄に、毛詩鴻鴈篇注云、大曰鴻、小曰鴈、和名加利、○生卵は、古宇美多理伎と訓べし、○召二建内宿禰命一は、本より御許に仕奉てあるを、御前近く召すか、又御從は仕奉らざるを、召來らしむるか、何れにてもあるべし、○多麻岐波流は、宇知の枕詞にて、阿良多麻能と云と同意なり、阿良多麻は、中卷倭建ノ命ノ段の哥に見えて、其處【傳廿八の十三葉】に云る如く、年月日時の移りもてゆくを云りなり、さて多麻岐波流は、阿良多麻を經るにて、【阿良を省き、經と通音にて、波と云なり、】彼ノ倭建ノ命ノ段ノ哥に、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都紀波岐閇由久、とある是なり、【なほ彼ノ哥の處をも合すべし、】それは此しも、年月日時の經行くことにて、宇知とつゞく意は、現なり、【宇知、宇都、相通ふは、常のことなり、】さは現身、現世など云て、人の此ノ世に生てあるほどを云り、故ニ万葉に、多麻岐波流命とつゞけ、世ともつゞけ、【又うつせみの命、うつせみの世、などつゞくるをも相照して心得べし、うつせみは、現身なり、】又内限とよめるも、現世の限なり、又たゞ世のことを、阿多良世と云るも、阿良多麻の世、多麻岐波流世と云と同じことにて、世と云、命と云、現と云、皆年月日時を經行く間のことなる故に、多麻岐波流とは云なり、【此ノ枕詞を、魂極として、說ノ來たるは、ひがことなり、魂の極まると云ことあるべき言かは、又万葉五、憶良ノ長哥、靈剋内限者、と云處の注に、謂瞻浮州ノ人、壽一百二十年也、とあるは、かの魂極の說に泥れたる後ノ世人のしわざにて、此ノ上の文に、内敎ニ云とて、此ノ語のあるを、取持來て、此に書入たるなり、是をも自注と思ふは、ひがことなり、又十ノ卷に、靈寸春吾山之於尓、十二ノ卷に、吾山尓燒流火氣能、などあるは、共に春山を吾山と誤れるなり、まことあこ、

草書よく似たればなり、さて春とつゞくは、即あらたまの年とも、月とも、つゞくと同意なり、】〇宇知能阿曾は、内之阿曾なり、内は、大和ノ國宇智ノ郡にて、此ノ人兄弟共に其處に居住る故に、兄を味師内ノ宿禰、此ノ人を建内ノ宿禰と云て、共に内ノ宿禰なり、【味師といひ、建と云は、美稱なり、なほ傳廿二の十五葉に委ク云り、】阿曾は阿曾美の省、阿曾美は、吾兄臣の切まりたるにて、親み崇めて云稱なり、天武天皇の御代より、朝臣と書て、姓の尸と定め賜へり、【續紀卅一に、阿曾美爲朝臣ト云々、書紀釋に、朝臣帝王相親之詞と云り、朝臣の字を當られたるは、阿佐淤美と云訓を借れるのみにて、本より此ノ字の意の稱には非れども、此ノ字を用ひられたるには、朝廷の臣と云意をも取られたるなるべし、さて此を後世に、あそんと唱るは、音便にくづれたるなり、さて天武天皇の御世に、初めて此ノ尸を賜へる氏々は、多くは古の臣なりし氏々なるは、もと吾兄臣の意なる故にやあらむ、】書紀神功ノ卷の哥にも、此ノ人を、多摩伎波屢宇知能阿曾とよめり、又万葉十六には、水渟池田乃阿曾、八穂蓼乎穂積乃阿曾、鷹鼻平群乃阿曾、などもよめり、〇那許曾波は、汝こそはなり、許曾も、波も辭なり、〇余能那賀比登、諸本共に賀の下に乃ノ字あり、次なる歌なるも同じ、今は眞福寺本に、共に無きに依れり、【長之と云言もいかゞなり、又書紀にも、遠人長人とありて、共に之といはず、そのうへ、ノの假字には、記中みな能をのみ書て乃を用ひたる處は、わづかに一ツ二ツならでは無きに、此に二ツ共に是を書るも疑はし、されば、こは後ノ人長人と云ことは聞なれぬ故に、世ノ中の人と心得て、さかしらに乃を加へたるものとおぼしきなり、故ヶ此ノ字無き本を取つ、】世の長人なり、【世は世ノ中を云なるべし、人の齡をも世と云こと常なれば、齡の長き人と云るにもあらむか、と思へど、書紀なるには、國の長人ともあれば、なほ世ノ中のなるべし、】書紀には、此句飫能等保臂等とありて、【遠人なり、遠も長と同くて、久しく經たる意なり、遠長とつらねても云り、】次にまた、儺虛曾波、區珥能那餓譬等、と云二句あり、此二句ある方、調ヘまさりて聞ゆ、抑此ノ人は、景行天皇の御世に生レ賜ひて、此ノ時は二

百數十歳なるべければ、【此年齡の事は、傳廿二の十六葉に委く云り、】まことに世に匹なく、遠長き人なりけむかし、○蘇良美都は、虛空見つにて、倭の枕詞なり、其ノ事書紀ノ神武ノ卷に見えて、冠辭考に委し、此ノ句書紀には、阿耆豆辭麻とあり、○夜麻登能久邇尓は、【諸本尓ノ字を脫せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】日本之國になり、此ノ夜麻登は、皇國の總名に詔へるなり、○加理古牟登は、鴈子產となり、【宇牟の宇を畧きて、牟と云なり、凡て阿伊宇淤の音は、省く例常に多し、】○岐久夜は【三言一句なり、是を、上ノ句と連けて一句とするはわろし、】聞乎なり、書紀には、儺波企箇輸椰とあり、【汝者聞す乎なり、伎久を延て、伎加須と詔へるにて、伎久夜に同じ、輸は清音の假字なり、契沖が、不聽哉なりと云るは非なり、さては御哥の意にもうとし、】○一首の意は、此ノ日本ノ國に、鴈の子を生るはいとめづらしく、未ノ聞ざる事なり、內ノ阿曾よ、世ノ中にて長人は汝にこそあれ、如此有事は聞ヶることありや、いかゞとなり、○語白、【白ノ字、延佳本又一本には、曰と作り、今は舊印本又一本又一本などに依れり、眞福寺本には、自とあるも、白を誤れるなり、】答と云ずして、語と云るは、此レは尋常の哥の答へとは異にして、問給ふ事を、語聞せ奉る哥なればにやあらむ、○多迦比迦流、比能美古、二句上に出、【傳廿八の十一葉】此は、此ノ天皇を指て申シ奉るなり、書紀には、此ノ二句、夜輸彌始之和我於朋枳彌波とあり、○宇倍志許曾は、諾しこそなり、志は助辭、許曾も辭なり、此句書紀には、于陪儺于陪儺とあり、中卷倭建ノ命ノ段の哥にも、宇倍那宇倍那とよめり、諾てふ言、彼處【傳廿八の十三葉】に云り、万葉十に、奈良山乃峯尙霧合宇倍志社、前垣之下乃雪者不消家禮、伊勢物語に、是や此ノ天ノ羽衣うべしこそ、君が御衣と奉りけれ、○斗比多麻閇は、問ヒ賜ヘなり、書紀には、和例烏斗波輸儺とあり、【烏は尓と云に同じ、古へは、尓と云べきを、袁と云る例多し、こはすは、問ヒなり、儺は辭なり、】○麻許曾邇は、眞こそになり、許曾も、邇も、辭なり、許曾の下に、邇を添ヘる例、遠ッ飛鳥ノ宮ノ段、輕ノ太子の御哥に、阿理登伊波婆許曾邇とあり、さて此ノ眞は、めづらしき用ひざ

まなれども、意はまことにこそと云るにて、後ノ世ノ言に、牙通こそと云に通へり【契沖が、曾と發と通すれば、實か、又うつほ物語に、たどこそと云名あり、云々、これらの許曾に、眞ノ字を加へて、みづからのことをよみ給へるかと云るは、共に非なり、此の許曾は、辭にあらでは、次なる多麻閇の閇と叶はず、古への哥に、さる辭のみだりなるは無きことなり、又師は、曾ノ字は、魯の誤にて、まごろになり、まごろは、目前にと云意か、後世にげにもと云は、眞ノ字の音にて、目前と意は通へり、と云れたる、此もかなはず、記中に魯を假字に用ひたる例なし、又まごろと云言も未ノ聞ず、】○阿禮許曾波は、吾こそはなり、○余能那賀比登、【諸本、こゝにも、賀の下に乃ノ字あり、今は眞福寺本に依れり、其由上に云るがごとし、】上に同じ、書紀には、麻許曾通より此まで、四句無し、【後の二句は、無くては、こと足らはぬこゝちす、】○蘇良美都、書紀には、阿企菟辭摩とあり、○加理古牟登、上に同じ、○伊麻陀加受は、未ノ聞カすなり、書紀には、和例破枳箇儒とあり、【此記の方まさりて聞ゆ】○一首の意は、天皇此ノ事を吾に問賜ふこそ、現にことわりに侍れ、諾はする如く、世ノ中の長人は吾にこそ侍れ、然れども、此ノ日本の國にして、鴈の子産むとことは、此ノ齡になるまで、吾もいまだうけたまはらぬことに侍り、と云るなり、○被給は、多麻波理と訓べし、多麻波流は、賜ふを受る方より云、言なる故に、古書には、多く被ノ字を添て書り、多麻布とは、彼此の差あればなり、【凡て多麻布と云は、與ふる方より云言、多麻波流は、其を受る方より云言にて、中昔までも、此けぢめはよく分れて聞ゆるを、近き世になりては、一つに混ひて賜ふをも、たまはると云は非なり、】さて此は、姑く請受るを云り、○那賀美古夜は、汝王やなり、夜は與と云むが如し、【歎の夜にはあらず、】神代の哥に、夜知富許能加微能美許登夜、とある夜に同じき て、續紀十七なる詔ノ詞に、奈賀御命とあるは、此ノ記に多く汝命とある是なり、汝王と云も同じ心ばへなり、【若櫻ノ宮ノ段に、汝王とあるは、いさゝか意異なり、】○都毘邇斯良牟登【毘ノ字は、卑なりけむを、後に寫誤れるなるべし、諸本

の處なれば、必ス此ノ字なるべきなり、凡て此ノ記の假字は、清濁いと正しくして、混へるはをさ〳〵無ければなり、万葉廿にも、須惠都比衛とあり、】は、終に將知となり、後終に天ノ下を所知看むとての意なり、【天ノ下とも、國とも、世とも無きに、是レを天ノ下をしらむと解ツゆゑは、此に在て此を知らむと云なれば、天ノ下と云はでも、此ノ天ノ下をと聞ゆるなり、そのうへこれは、先キの哥の、夜麻登能久邇と云るをも、おのづから承て聞ゆるなり、】○加理波古牟良斯は、鴈者產子らしなり、【凡て良斯てふ辭は、事をおしはかる辭にて、今俗言に、さうなと云に當れり、此は、云々とて鴈は子を產だそうなと云意なり、】○一首ノ意は、此ノ日本ノ國に、未タ聞カぬ事なるを、めづらしく鴈の子を產たるは、汝王ぞ後遂にこの天ノ下を所知看むとて、其ノ祥瑞にこそあらめ、と祝壽奉れるなり、師ノ云、此ノ哥を以て見れば、此ノ故事は、此ノ天皇いまだ皇子にてまし〳〵ける時の事なるべし、日本紀とは異なるなりとぞ云れける、信にさることなり、【書紀にては、此事五十年春三月なれども、凡て彼紀の年だて、必ズしも泥むべからざること、上にも云るが如し、又此ノ記は、凡て時の前後にかゝはらず、一事々々を取リ集めて、記せる如きことなければ、是レは皇子に坐ましゝほどの事なりけめど、此ノ天皇に係れる事なる故に、ついでにもかゝはらで、此には記せるなるべし、然るを契沖、つひにしらむとゝ云句を、壽終久しく世をしろしめさむずる驗にと注したるは、強說なり、終久しくと云ことを、つひに知らむとはいかでか云む、つひに知らむとは、ゆくさきを豫て云フ言にこそあれ、】○本岐歌は、祝壽哥なり、中卷神功皇后の御哥に、加牟菩岐本岐玖流本斯登余本岐本岐母登本斯とあり、本岐の事、彼處に云り、【傳卅一の四十一葉】○片歌は、中卷、倭建ノ命ノ段に出て、そこに委ク云り、【傳廿八の五十三葉】○書紀には、五十年春三月、河内人奏言於茨田堤鴈產之、即日遣使令レ視、曰二既實也一、天皇於是歌以問二武内宿禰一曰、云々、武内宿禰答歌曰、云々、とありて、那賀美古夜の哥もなし、

此之御世免寸河之西有一高樹其樹之影當旦日者逮淡道島。當夕日者越高安山故切是樹以作船甚捷行之船也時號其船謂枯野故以是船旦夕酌淡道島之寒泉獻大御水也茲船破壞以燒鹽取其燒遺木作琴。其音響七里。爾歌曰加良怒袁志本爾夜岐斯賀阿麻理許登爾都久理加岐比久夜由良能斗能斗那加能伊久理爾布禮多都那豆能紀能佐夜佐夜此者志都歌之返歌也。

免寸河、免ノ字は決く寫誤なり、然れども其字未考得ず、【兎ノ字なるべしとは思はるれども、さる河ノ名思ひ得ず、其外もくさ〲思ひよれども、其ノ誤字ならむは詳ならず、寸ノ字は、本のまゝにてもあるべく、又上ノ字にもありて、寸も誤にてもあるべし、免は假字にも、借字にも、用ひたる例もなく、訓べき言もおぼえず、寸は、記中に借字に用ひたる例あり】されば、訓べき由も無ければ、姑く訓をも闕つ、そも〲此ノ河は、此ノ高樹の、朝夕の影の至る處を云るに因て考るに、必高安ノ山の西ノ方なるべければ、河内ノ國高安ノ郡、若くは若江ノ郡、澁川ノ郡などにある川なるべし、【若江ノ郡は、高安ノ郡の西、澁川ノ郡は、又其西につゞけり、】若くは又其傍なる志紀ノ郡、丹北ノ郡の、北によれるあたりにてもあらむか、【志紀ノ郡は、高安ノ郡の西南、丹北ノ郡は、其西なり、志紀ノ郡に、木ノ本村、丹北ノ郡に植木村と云あり、これらは

何の由の名かしらず、驚かしおくのみなり、】何れにまれ、中間に山なくして、高安山を東ノ方に常に望る地なるべきなり、【高安山より西ノ方にあたる處は、右の郡々より、津ノ國住吉ノ郡の海濱まで、山はなきなり、されば、此ノ川は、必ス其間々にあるべし、凡てかくさまの傳説は、常に見る處を以て云物なれば、是レも西には淡路島を見、東には高安山を見る處ならでは、叶はず、然るを和泉志に、これを菟才田河として、日根ノ郡の菟才田村と云處の川なりと云ヒ、今も其村の東に、此ノ高樹の趾ありと云るは、いとゞ信られず、日根ノ郡は、和泉ノ國にても、南のはてにて、彼ノ菟才田のあたりより、高安山までは、遙に隔たりて、其間には、幾重も山々ありて、障れば、高木の影の至るべき處に非ず、又方もたがへり、抑河内ノ國の東ノ方に、山はおほきに、高安山としも云るは、此ノ山を常に目に近く望る處にこそ聞えたれ、他の山山多く隔たりて、よそなる高安山をば、何の由にか然は云む、免寸と菟才と、字よく似たるうへに、此ノ木の趾とて今もありとさへ云るはまことしげに聞ゆれども、なほ彼處には非じ、才ノ字假字に用ふべくもおぼえず、又或説に、免ノ字は鹿の誤にて、泉南ノ郡八木ノ郷荒木村の川か、と云るも、取リがたきこと、右に同じ、又或説に、和泉ノ郡坂本ノ郷坂本村の川なるべきか、此ノ村一名大木村とも云、そは古ヘに大木ありて、朝日にあたれば、其影大津浦、又兵庫まで及び、夕日にあたれば、槇ノ尾山を越たり、此レに因て大木村と云なり、今も其木のありし趾の地の字を、兵庫畑と云、と里人語リ傳へたり、其川は、源槇ノ尾山より出て、槇尾川と云フ、下は大津川と云て、大津の海に落つ、坂本郷此川に傍ヒたりと云り、これも高安山にはなほ物遠し、然れども然る里人の語リ傳へあらば、此ノ記に高安山とあるは、傳への誤ならむも知りがたければ、これらは必ズ非じとも定めがたし、】なほよく考ふべし、○一高樹、一ノ字は讀ムべからず、【凡てかくさまの一ノ字は、漢文ざまに添へたるものなり、記中有二一沼一、また、有二一賤夫一、など書る例なり、】○當二旦日一者、云々は、高樹の朝日夕日に當れば、其樹の影の淡路島高安山まで至るなり、【當二旦日一者、其樹之影云々、當二夕日一者、其樹之影

云々、と云べきを、其樹之影を上に云るなり、其樹の影の、旦日夕日に當ると云には非ず、】○淡路島、上に出ツ、○高安山は、河内ノ國高安ノ郡の東ノ方にあり、【今も高安山と云なり、】書紀天智ノ巻、天武ノ巻、持統ノ巻、續紀五などに、高安ノ城とある、此ノ山なり、【天智ノ巻には、倭ノ高安ノ城とあれども、天武ノ巻にて見れば、其も河内のなり、天武天皇持統天皇元明天皇など、此ノ城に幸行ありし事も見えたり、】そも〳〵今ノ世ノ人の心には、いかに高くとも、然ばかりなる樹はあるべくもあらざるに、如此云るは、虚説ノ如く思ふべかめれど、然らず、今ノ世にすら、思ひの外なる大木の、深山ノ中などにはあること、此書に聞り、況て上代には、さる大木のありしこと、此彼物にも見えたり、書紀景行ノ巻に、十八年秋七月、到筑紫後國御木、時有僵樹、長九百七十丈焉、云々、有一老夫、曰是樹者歴木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、則覆阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜號御木國、と見え、筑後ノ國ノ風土記にも、此樹の事を記して、其には朝日之影、蔽肥前國藤津郡多良之峯、暮日之影、蔽肥後國山鹿郡荒爪之山、云々とあり、【近江ノ國栗太ノ郡に、語り傳へて云く、古へに栗の大木ありて、其ノ枝數十里にはびこれり、故栗太と云、今も地を掘れば、栗の實、又枝などあり、又すくもと云て、里人の薪に用る物ありて、土ノ中より掘出す、是も其栗の葉なりと云り、此類ノ語ノ傳へ、なほ國々に往々あり、然れば、上代には殊なる大木の、處々に有しこと知るべし、】○作ル船、書紀には、六十二年夏六月、遠江國司表上言、有大樹、自大井河流之、停于河曲、其大十圍、本一ニ而末両、時遣倭直吾子籠、令造船而、自南海運之、將來于難波津、以充御船也、と云ことのみ此ノ御世には見えたり、○枯野は、書紀には、應神ノ巻に、五年冬十月、科伊豆國、令造船、長十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野、【神名式に、伊豆國田方郡輕野神社、和名抄に、同郡狩野郷もあり、】とあるは、傳への異なるなり、【されど書紀の方を正しとせば、此ノ記の傳へは、かの六十二年云々の事と、應神天皇の御世の事と、一つに混ひたるもの

なるべし、若シ又此記の方を正しとせば、書紀の傳へは、應神天皇の御世に、伊豆ノ國にて官船を造られし事のありしに、其國に輕野ノ神社と云などもあるから、仁德天皇の御世の、枯野ノ船の事を混へて、彼ノ御世の事とせるなるべし、何れならむ、今決めがたし、】さてかく名けたるは、枯は輕の意なること、此記も書紀も同じ、【然るに、輕ノ字を書ずして、枯と書るは、古へに、枯たる野を、加良怒と云る故に、其ノ字を借ッて書るなるべし、然るを書紀の細注に、由二船輕疾一名二枯野一、是義違焉、若シ謂二輕野一、後人訛歟、と云るは、借字と云ことを知ッざる、後ノ世人の、中々のさかしらなり、】野の意は、未タ考へ得ず、【もしくは主の意などにもあらむか、】そもそも船に、如此名を着ること、續紀三に、船號佐伯、【印本に號ノ字を首に誤れり、此は遣唐使ノ乘し船にて、此船に從五位下を授けられたり、】同廿に、舶ノ名播磨速鳥、【此ノ二ノ船も、遣唐使の乘しにて、共に從五位下を授らる、】同廿四に、船ノ名能登、【こは高麗國に遣しゝ船なり、從五位下を授らる、】續後紀六に、船ノ號大平良、【遣唐使の船なり、從五位下を授けらる、】など見えたり、万葉十一（廿八丁）に、云云、水手船之名著謂手師乎、とよめるも、船之名と云かけたるにて、上ノ句は、名の序なり、○寒泉は、志美豆と訓べし、書紀景行ノ卷にも、寒泉とあり、【寒と書ることは、水の冷やかなるを、古へは寒しと云りしなり、景行紀に、冷水、万葉十六に、寒水、倭姫ノ命ノ世記に、其河之水寒有支、則寒河止號云々、】さて此ノ淡路島の清水は、中卷浮穴ノ宮ノ段に、淡道之御井ノ宮とある御井か、彼ノ處ヲ合すべし、【傳廿一の十三葉】播磨ノ國ノ風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生二於井上一、朝日蔭二淡路島一、夕日蔭二大倭島根一、仍伐二其楠一造レ舟、其迅如レ飛、一檝去二越七浪一、仍號二速鳥一、於是朝夕乘二此舟一、爲レ供二御食一、汲二此井水一、一日不レ堪二御食之時一、故作レ歌而止、唱曰、住吉之大倉向而飛者許曾、速鳥云問何速鳥、とある、是レも一ツの傳へなり、○酌は、此ノ清水を汲ミ取ッて、此ノ船に載せて運ぶなり、後撰集に大島の水を運びし早船の、早くも人に逢見てしがな、○大御水、大御とは、天皇に供御る料なれば

云り、水を毛比といふこと、上水取司の下に云るが如し、【傳三十六の六葉】書紀景行ノ卷に、冷水、倭姫ノ命ノ世記に、倭姫ノ命、御水飲止詔且、尓老尓、何處淸水在問給支、其老以寒御水ヲ御饗奉支、赤染衛門ガ集に、小舟にをのこ二人ばかり乘て、漕渡るを、何爲るぞと問ば、ひやかなるおもひ汲ミに、沖へまかるぞと云、○燒レ鹽は、【諸本に鹽燒と作るは、下上に誤れるなり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】鹽を燒ノ薪に用ひたるを云なり、○燒遺木は、夜氣能許禮流紀【又夜氣能許理能紀とも、】と訓べし、いはゆるもえくひなり、【又は多伎能許理能紀と訓て、薪にして、餘りたる木ともすべけれど、なほ然には非じ、書紀にも、餘燼とあり、】○作レ琴體源抄に、筝のこうの木は、舊記ニ云ク、鹽風に吹れたる日あたりの採枝を用ひるべきなり、と云り、然れば船ノ材も、久しく潮になれたれば、殊に琴ノ甲によきたるべし、【又燒遺も、琴ノ甲に良きにやあらむ、漢國に焦尾琴と云しなど、其ノ由あるに似たれど、彼レは燒たるに因てよかりしには非ず、本より良材なりしなり、】○響二七里一、響は、伎許延伎と訓べし、此ノ琴のいとよく鳴ッて、音の遠き處まで聞えて、良琴なりし由を云るなり、七里とは、此ノ御世のころは、未ダ道の程を度りて、幾里と云ことはあるまじければ、【路ノ程を幾里と定むるは、漢國にならへる事なり、】是レはたゞ數の村里を云るかとも思はるれども、なほ路ノ程なるべし、さるは、此御世には、未ダさる事無くとも、やゝ後の定ノを以て語リ傳へたるものとすべし、雜令に、凡度レ地、五尺爲レ步、三百步爲レ里とあり、【一尺二寸爲二大尺一尺一と云々、度レ地者用レ大とあれば、五尺爲レ步の五尺は、常ノ尺の六尺にあたれば、今六尺を一間とするに合へり、されば、三百步は今の五町にあたれり、さて今は間を積て町と云、町を積て里といへども、古へは路を度るに、幾町と云ことはなかりき、又中昔の物には、幾段と云ことも見えたり、町といひ段と云は、田地を度る量よりうつれることなり、】○歌曰、こは誰よめりともなし、書紀にては、應神天皇の大御哥なり、○加良怒袁は、枯野をなり、○志本爾夜岐は、鹽に燒なり、こは鹽を燒ク薪に燒と云ことなるを、如此云ては、

【彼ノ舟を燒て鹽に爲たる如く聞えて、】事違へるが如くなれども、かくても聞えしことなるべし、【上代の言なれば、とかく云がたし、】若くは又鹽のために燒と云意にもあらむか、【もし其意ならば、夜岐は、燒亡ふ意なり、】○斯賀阿麻理は、其之餘なり、斯賀は、上に云る物を指て、其がと云ことにて、上なる大后の御哥に、斯賀斯多邇とある處【傳卅六の十七葉】に、委く云るがごとし、【これを上なる句に屬て、燒斯賀と讀て、斯を、燒につきたる辭とするは、非なり、】阿麻理は、所燒殘りたる餘燼なり、○許登尓都久理は、琴に造なり、書紀繼體ノ卷、皇子ノ御哥に、駄開能以矩美娜開余曇開、漠等陛嗚麼㆓、莒等爾都俱利、○加岐比久夜は、掻彈やなり、加岐とは、たゞ添て云には非ず、絃彈をば、掻とも云なり、夜は添たる辭にて、余と云むがごとし、○由良能斗能は、斗は門にて、神名帳に、淡路ノ國津名ノ郡由良ノ湊ノ神社、とある地なり、【湊は、水門にて、即門なり、】今も由良と云て、隠なき湊にて、淡路島の東面の地なり、【然るに、此處の由良を、紀ノ國なりと云は非なり、紀ノ國なるは、万葉七に、木ノ國之、湯等乃三埼、九に、湯羅乃前、などある是なり、又曾禰ノ好忠が哥によめる由良ノ門は、丹後ノ國與謝ノ郡なり、然るを後世には、是をも紀ノ國と心得てよめる哥多し、紀ノ國のゆらは、崎とこそ万葉にはよみたれ、門とも、水門ともよめることなし、】此哥もし書紀の如く、大御哥ならば、應神天皇にまれ、此ノ天皇にまれ、淡路へ幸行しことあれば、御目のあたり御覧しゝさまにつきて、よみ賜へるなるべし、○斗那加能は、門中之なり、凡て水門、島門、迫門、などの門は、船の出入ノ口にて、其處の海を云なり、【然るを、後世に湊と云は、船の出入る處の陸地につきたる名の如くなれども、然らず、其處の海の名なるを、陸地へも及ぼして云なり、】されば門中とは、其處の海上を云なり、○伊久里尓は、海石になり、万葉二丁十九に、角鄣經石見之海乃、言佐敝久辛乃埼有、伊久里尓曾深海松生流、六丁十六に、淡路乃野島之海子乃、海底奥津伊久利二、鰒珠左盤尓潜出、など見えて、伊久理は、海なる石なり、【久理と云につきて、栗を思ひて、小き石を云と説は非なり、】海松の

生こよめるにても小きに限らぬことを知べし、又海の底なる石を云と云も非なり、此の哥も、底なる石にては叶はず、右の万葉の哥に、海底とよめるは、たゞ奥の枕詞にて、伊久利へ係れることには非ず、海ノ底なるをも、又上へに出たるをも云ひ、又小きをも云、大なるをも云名なり、】此は海ノ上へに出たる大きなる岩なるべし、○布禮多都は、被振立なり、布禮は、振られを切めたる言にて、【被打を乎禮、こいひ、被知を志禮と云たぐひ、同格なり、】振られとは、浪に搖るゝを云なり、中卷明ノ宮ノ段ノ末に、振浪比禮、振風比禮とある處【傳卅四の廿二丁廿三丁】に云る如く、浪の立つをも、風の吹をも振と云へば、其ノ振る浪に搖されて、海中なる岩に生立るなり、【此ノ布禮を、觸と心得ては違へり、觸立にては、岩に生たるにはあらで傍なる木の、岩に觸て立るになる、さては岩に觸と云こと、何の用もなきいたづら言なり、又凡て岩に生立ることを、岩に觸立とは云べくもあらず、】○那豆能紀能は、浸漬之木之なり、中卷倭建ノ命ノ段の哥に、宇美賀由氣婆許斯那豆牟、書紀ノ此ノ御卷の哥に、許辭那豆瀰曾能赴尼苔羅齊、これらの許斯那豆牟は、腰まで海水に浸漬ることなり、又万葉に、水ノ底に在ことをも、水に浮ぶことをも、水を渡ることをも、凡て水に着ことを、那豆佐布と云り、【此那豆佐布の事、別に考へあり、】されば海水に浸漬りて所蘊る木を、那豆之樹とは云るなり、【海水に浸漬りて立る故に、浪にゆらるゝなり、】さて此ノ木は、狹嵯などの類を云なるべし、木と云は、木ノ植物の總名とおぼしくて、古ヘは草の類をも、木と云ることあり、【上卷八千矛ノ神の御哥に、茜を、染木とよみ給へるなどこれなり、】蘩蔞、蓬、款冬、宇波疑など、草ノ名にも、紀と云が如きも此故なり、【此ノ那豆能紀を、或は海樹の名なりと云、或は珊瑚の和名なりなど云は、みなおしあてのみだりごとなり、又字鏡に、杅は盛者也、欞也、奈豆と云ことあれど、木ノ名とは聞えず、契沖は、夏の木と、是も非なり、豆ノ字は濁音なり、書紀にも同く此字を書り、そのうへ夏の木ならば、何處にてもあるべきに、由良能斗の、斗那加の云々とは、いかでか云む、同人又云く、岩に觸て生立たる夏の木は、榮

えてさわやかに見ゆるに、海風吹て、浪の音もそへば、落句を詔はむためなりと云るは、いかなることぞや、榮えてさわやかに見ゆと云は、佐夜々々を、さわやかなる意に取ノたりと聞ゆるに、又海風吹て云々と云るは、騒く意なり、いさいさまぎらはし、こは通えがたきを、强て解るひがことなり、】さて由良能斗能より、此レまで五句は、結ノの佐夜佐夜を云むための序にて、海水に浸漬りて岩に生ヒ立る莫莪などの、打寄る浪にゆられて、其葉のさやさやと動搖き鳴る音を以てつゞけたるなり、○佐夜佐夜は、亮亮にて、此ノ琴の音の亮亮なるを云るなり、【上ノ句よりつゞける意は莫莪などのさわぐ音なり、哥の意は、亮々にて、かき彈や亮々とつゞくなり、】中卷明ノ宮ノ段の哥に、布由紀能須加良賀志多紀能佐々夜々、とあると同ジ格なり、考ヘ合すべし、【傳卅三の四葉】○志都歌之返歌は、上に出ツ、【傳卅六の五十六葉】返歌は、諸ノ本に歌返とあり、今は延佳本に依れり、【此事も上に云り】書紀には、應神ノ卷ニ云ク、三十一年秋八月、詔ニ群卿ニ曰、官船名枯野者、伊豆國所ノ貢之船也、是朽之不レ堪レ用、然久爲ニ官用ノ功不レ可レ忘、何其船名勿ク絕而、得ニ傳ニ後葉ニ焉、群卿便被レ詔、以令ニ有司ニ、取ニ其船材ヲ、爲レ薪而燒レ鹽、於是得ニ五百籠ノ鹽ヲ、則施ニ之周ク賜ニ諸國ニ、因令レ造レ船、是以諸國一時貢ニ上ル五百船ヲ、悉集ニ於武庫水門ニ、云々、初枯野船爲ニ鹽薪ト燒之日、有ニ餘燼ニ、則奇ニ其不ルヲ燼而獻ル之、天皇異ニ以令レ作レ琴、其音鏗鏘而遠聆、是時天皇歌之曰、云々とあり、竟宴哥に、年經たる古き浮木を捨ねばぞ、さやけき響遠く聞ゆる、

此天皇御年捌拾參歲、御陵在毛受之耳上原也、

眞福寺本には、天皇の下に之ノ字あり、さる例も此彼あり、○捌拾參歲、【捌は八なり】書紀に、八十七年春正月戊子朔癸卯天皇崩とありて、御年は見えず、【書紀の紀年に依て云ハば、應神ノ卷十三年に、髮長媛を感給ひし事あれば、其時既

に成人賜ひけむ、然らば崩坐しほどは、百三十歳にも多くあまり給ふべきなり、帝王編年記には、一百一十歳としるせり、竟宴の哥に、煙なきやどを恵みし皇こそ、八十年あまり國しりしけれ、】○舊印本眞福寺本又一本などに、此間に丁卯年八月十五日崩也、と云例の細注あり、【舊印本には、これを大字に書たるは、是までには例なき書ざまなり、】丁卯ノ年は、書紀にては、此ノ御世の五十五年に【又允恭天皇の十六年】あたり、又月も日も異なる、此レも一ツの傳なりけむかし、○毛受之耳上原、【耳の下なる上ノ字は、耳を上聲に讀ムべしとの注なり、】耳原は、美々波良か、美美能波良か、決めがたし、攝津ノ國島下ノ郡にも、今耳ノ原村と云あり、】書紀に、六十七年冬十月、幸河内石津原、以定陵地、始築陵、是日有鹿忽起野中、走之入役民之中而仆死、時異其忽死、以探其痍、即百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剥、故號其處曰百舌鳥耳原者、其是之縁也、【是に依れば、此ノ處も石津ノ原の内なり、和名抄に、和泉ノ國大鳥ノ郡石津ノ郷ハ、以之都、神名式に、同郡石津太社神社もあり、今も上石津村、下石津村と云あり、此御陵近き地なり、又今毛受ノ莊と云は、九村ありて、此御陵の東南の地なり、御陵の地は、毛受ノ莊の内には非ず、○前中南陵記に、天王寺舊記云、四天王寺、在難波荒陵村、故俗號荒陵寺、寺西南有荒陵、相傳仁徳天皇葬之、因爲陵處、其後以爲此地不可、更石津原因定陵處、大山陵是也、此陵空荒、故名荒陵、俗云茶臼山、と云り、書紀推古ノ卷に、元年、是歳始造四天王寺於難波荒陵、】八十七年云々、冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵、諸陵式に、百舌鳥耳原中陵、難波高津宮御宇仁徳天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西八町、南北八町、陵戸五烟とあり、【中ノ陵とは、此ノ南にも、北にも陵ある故に云なり、】此御陵、堺の東南ノ方【舳松村の地】に在て、俗に大仙陵と云是なり、【或人たいせんりようと云は、大鷦鷯の字音を訛れるなりと云り、いかゞあらむ、】和泉志に、在舳松村東、域外四畔有七塚、曰長塚、俗云武内宿禰、曰長山塚、俗云王仁、曰狐山、曰寺山、曰上鑑山、曰平塚山、曰圓山と云り、

古事記傳三十八之卷

本居宣長謹撰

若櫻宮卷

伊邪本和氣命坐伊波禮之若櫻宮治天下也。此天皇娶葛城之曾都毘古之子葦田宿禰之女名黒比賣命生御子市邊之忍齒王次御馬王次妹青海郎女亦名飯豐郎女三柱

舊印本に、此ノ首に子とあり、【前ノ御世仁德天皇の御子のよしなり、】眞福寺本には、此レより下終リまで、御世々々の首、大かた皆弟某命、御子某ノ命などあり、然れば古本には悉く然有けむを、諸ノ本に其字の無きは、後に皆刪きたるものなるべし、【舊印本に、此にのみ子とあるは、たまく一ツのこれるなるべし、】然れば、今も眞福寺本に依て、何れも然書くべきが如くなれども、中卷には、一御世も然る例無きに、此卷に至て然らむこと、いかゞなれば、今は中卷の例に從ひ、諸本に子ノ字は無きに依つ、次々の御段ども、皆是レに效ふべし、○此ノ天皇、後の漢樣の御諡、履中天皇と申す、○伊波禮は、大和ノ國十市ノ郡なり、書紀神武ノ卷に、復有リ兄磯城軍、布‐滿於磐余邑ニ、また夫磐余之地、舊名片居、亦曰ニ片立ト、逮ニ我皇師之破ルニ虜也、大軍集而、滿ニ於其地ニ、因改號ニ爲磐余ト、或曰、天皇往嘗嚴瓮粮ヲ、出シテ軍而征フ、

是時磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余、屯聚居此云怡波彌萎、とあり、何れにまれ軍の滿聚るよりの地ノ名なり、【禮は村の意なり、書紀に村を阿禮と訓り、さて此ノ地ノ名、古書に皆石村とかけり、】清寧天皇、繼躰天皇、用明天皇なども、此地に大宮敷坐り、書紀に神功ノ卷にも、三年都於磐余、とあり、かくて此ノ御卷に、元年春二月壬午朔、皇太子即位於磐余稚櫻宮、とあり、【また二年冬十月、都於磐余、とあるはいかゞ、】繼躰ノ卷ノ哥に、都奴婆播符以簸例能伊開能、万葉三[二十丁]に、角障經石村毛不過、また、[四十丁]百傳磐余池尓、【百傳は、角障を誤れるなるべし、伊波禮の枕詞は、書紀又集中ノ哥、皆つぬさはふなり、百傳は例なし、】又[四十丁]角障經石村之道乎、十三[二十丁]に、角障經石村山丹、などよめり、神名帳に、大和國十市郡、石寸山口神社、【寸は村ノ字の偏を省きて書るなり、此ノ神社をば、祈年祭月次祭などの祝詞、又三代實錄二などに、並石寸と作り、何れもイハキと訓るは、偏を省ける例を知らざる誤なり、いはきと云社は、あることなし、此ノ記用明天皇の御陵の石村をも、石寸と書り、天武紀に、村主をも、寸主と作り、さて又四時祭式臨時祭式には、此社を、石根と作り、根も村を誤れるなり、三代實錄には、石村とあり】かゝれば、十市ノ郡なることさだかなり、【高市ノ郡とするは誤なり、或人今十市ノ郡に、石原田村と云あり、石原は、伊波禮の名の残れるにやと云るは、いかゞあらむ、】〇若櫻ノ宮、此ノ宮の名の由緣、書紀の三年の處、又姓氏錄若櫻部ノ造ノ條に見えて、其文は、下に出たる若櫻部ノ臣の處に引り、此ノ宮の御趾は、大和志に、池ノ内村なりと云り、いかゞあらむ、神名帳に、大和國城上郡若櫻神社あり、今は十市ノ郡に屬り、【此社は、今十市ノ郡、櫻井の邊なる、谷村にある、白山權現と云、是なりと云り、今思ふに、櫻井と云處も、もしは若櫻ノ宮ノ號の遺れるには非るにや、〇書紀神功ノ卷に、都於磐余、とある下に、是謂若櫻宮、とある細注は、此ノ履中天皇の宮ノ號を思ひて、後ノ人のさかしらに書キ加へたるなり、彼紀には、和加には、凡て稚ノ字をのみ用ひて、若と書る例はなきを以ても知ルべし、

古語拾遺にも、神功皇后の御世を、磐余ノ稚櫻ノ朝といひ、此ノ御世をば、後ノ磐余ノ稚櫻ノ朝と云るは誤なり、】○葛城之曾都毘古、上に出、【傳廿二の三十五葉】○葦田宿禰は、諸陵式に、片岡葦田墓、在大和國葛下郡とある地に因れる名なり、神名帳、同郡片岡坐神社もあり、古今集より以來の哥に、片岡の朝原、と多くよめるも、此ノ地のことなり、姓氏錄に、大和ノ國に、葦田ノ首と云姓もあり、此ノ人の父、曾都毘古の郷も、葛城なれば、由緣あり、【備後ノ國に、葦田ノ郡あり、又但馬ノ國氣多ノ郡に、葦田ノ神社もあれど、其らにも非ず、さて此ノ名の葦田を、或人の考へに、羽田の誤なり、黑比賣を、書紀に、羽田矢代宿禰之女とありて、鳥往來羽田之汝妹ともあればなり、と云るは、中々に誤なり、其故は、書紀に、初ノに以羽田矢代宿禰之女黑媛欲爲妃、云々の事見えたれども、元年の處に至ては、立葦田宿禰之女黑媛爲皇妃云々と見えたり、羽田矢代宿禰は、武內ノ大臣の子にて、曾都毘古の兄なり、其は書紀にも、此記にも、羽田矢代宿禰とのみありて、羽田ノ宿禰とのみは云る例もなく、又文字も、書紀に、羽田とのみ書て、葉田と書ることなし、此ノ記にも、波多ノ八代宿禰と書り、さて黑媛と云は、他にも例多くある名なれば、かの羽田矢代宿禰之女とある黑媛と皇妃に立賜へる黑媛とは別にてもあるべし、又羽田之汝妹、と云ることのあるなどよりまぎれて、葦田宿禰の女なるを、羽田矢代宿禰の女とも傳へたるにてもあるべし、何れにまれ、葦田は、葉田の誤には非ず、思ヒ混ふべかず、】此ノ人の名、書紀顯宗ノ卷の細注にも見えたり、【云々、蟻ノ臣は、葦田ノ宿禰ノ子也とあり、】○黑比賣ノ命、同名例多し、名ノ義、日代ノ宮ノ段、迦具漏比賣の處に云り、【傳二十六の十二葉】書紀に、元年秋七月己酉朔壬子、立葦田宿禰ノ之女黑媛爲皇妃とあり、【私記に、皇妃者、羽田矢代ノ宿禰之女也、と云るは、誤なり、葦田と、羽田矢代とは、別なること、上に云るが如し、】また、五年秋九月、云々、有如風之聲呼於太虛曰劒刀太子王也亦呼之曰鳥往來羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往云々俄而使者忽來、曰皇妃薨云々、十月甲寅朔甲子、葬皇妃云々、【羽田

は、大和ノ國高市ノ郡の波多なるべし、其は御母の郷などにて、皇妃も初其郷に住賜ひし故に、羽田之汝妹とは云るなるべし、】○市邊之忍齒王、市邊は、山城ノ國綴喜ノ郡に、市野邊村と云今あり、其處か、又靈異記に、河内市邊井上寺之里と云ることもあり、【今河内ノ國、志紀ノ郡、國府村のあたりに、市邊ノ塚と云もありと云り、】忍齒は、近飛鳥ノ宮ノ段に、此ノ王の御事を云るに御齒者如三枝押齒坐也、とあれば、其に因れる御名なり、なほその忍齒の事は、彼處【傳四十三の五十三葉】に云べし、書紀顯宗ノ卷に、磐坂ノ皇子ともあり、【磐坂は、今大和ノ國城上ノ郡に、磐坂村あり、此なるべし、又同郡に、和名抄に、大市ノ郷、上市ノ郷あるを、或人市ノ邊も是かと云れど、市ノ邊は然らじ、】此ノ王の御事、なほ穴穗ノ宮ノ段、甕栗ノ宮ノ段、近飛鳥ノ宮ノ段などに見ゆ、書紀に、黑媛爲皇妃、生磐坂市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女、【一曰飯豐ノ皇女】とあり、○御馬王、此ノ御名、万葉五ノ哥に、馬を美麻とあるに依て訓べし、御名は由縁未ノ考ヘ得ず、書記雄略ノ卷に、此ノ王捉はれて殺され給へる事見ゆ、【其文は、穴穗ノ宮ノ段に引べし、】○青海郎女、郎ノ字諸ノ本に皇と書り、今は眞福寺本、又一本に依れり、皇女と云ことは、記中に例無ければなり、【皇女とは、後ノ人の、書紀に依てさかしらに改めたるなるべし、】此ノ御名、地ノ名なるべし、其ノ處未ノ考ヘ得ず、【神名式に、若狹ノ國大飯ノ郡、青海ノ神社、越後ノ國頸城ノ郡青海ノ神社、同國蒲原ノ郡青海ノ神社、和名抄に、同郡青海ノ郷、安乎美、參河ノ國碧海ノ郡、阿乎美、碧海ノ郷、阿乎美、などあり、姓氏錄、右京神別に、青海首もあり、或人ノ云、今若狹ノ國に、青浦青島など云處あり、又大飯ノ郡に、飯豐ノ天皇を祀ると云神社もあり、】○飯豐郎女、此ノ郎ノ字も、諸本に皇と作るを、今は眞福寺本、又一本又一本などに依れり、飯豐は、鳥ノ名なり、其鳥に由ありて、負賜へる御名なるべし、和名抄に、張華博物志ニ云、鵂鶹鳥、人截手足爪棄地、則入其家拾取之、漢語抄云、以比止與、【書紀皇極ノ卷に、三年三月、休留産子於豐浦大臣大津宅倉、とありて、細注に、休留、茅鴟也とあり、釋記に、以比登與者、兼方案之、梟ノ異名也と云り、天武紀に、十年八

月、伊勢國員ニ白茅鶏ニとあり、和名抄に、陸奥ノ國宇多ノ郡飯豐ノ郷、神名式に、同國白川ノ郡、飯豐比賣ノ神社、賀美ノ郡飯豐ノ神社、安積ノ郡飯豐和氣ノ神社、】此ノ皇女、甕栗ノ宮ノ段には、忍海郎女ともあり、なほ彼ノ段に云べし、【書紀の異傳の事も、彼處に云〕】〔書紀には、此ノ次に、次ノ妃幡梭皇女、生ニ中磯皇女ニとありて、又六年春正月、立ニ草香幡梭皇女ニ爲ニ皇后ニとあり、此ノ幡梭ノ皇女の事は、いと紛らはし、其由朝倉ノ宮ノ段に云べし、〇記中、他の例を以て思ふに、此ノ次に、忍齒ノ王の御子等を擧、其御母をも擧べきことなり、顯宗天皇、仁賢天皇の大御母の見えざるも、事足らず、例に違へり、故レ今試に、他の例に依り、書紀ノ顯宗ノ卷に依て補なはゞ、故市邊之忍齒王、娶ニ葦田宿禰之子蟻臣之女波延比賣ニ、生ニ御子、居夏比賣、次意富祁王、次袁祁王、次橘王、【四柱】故意富祁王、袁祁王二柱、治ニ天下ニ也、などあるべきことなり、

本坐難波宮之時、坐大嘗而爲豐明之時、於大御酒宇良宜而大御寢也、爾其弟墨江中王欲取天皇、以火著大殿。於是倭漢直之祖阿知直盜出而、乘御馬令幸於倭。故到于多遲比野而寤、詔、此間者何處。爾阿知直白、墨江中王火著大殿。故率逃於倭。爾天皇歌曰、多遲比怒邇泥牟登斯理勢婆多都碁母母母知弖許麻志母能泥牟登斯理勢婆到於波邇賦坂望見難波宮其火

猶炳。爾天皇亦歌曰。波邇布邪迦。和賀多知美禮婆。迦藝漏肥能。毛由流伊幣牟良。都麻賀伊幣能阿多理。故到幸大坂山口之時。遇一女人。其女人白之。持兵人等。多塞茲山。自當岐麻道。迴應越幸。爾天皇歌曰。淤富佐迦邇。阿布夜袁登賣袁。美知斗閇婆。多陀邇波能良受。當藝麻知袁能流。故上幸坐石上神宮也。

本は、字のまゝに、母登と訓べし、かゝる處は、多く初といへれども、母登と云も古言なるべし、【今ノ世ノ言にも、初ノこと、本とも云なり、】以後もここを本と云に對ひたる言なり、さて此ノ上に、天皇と云ことあるべくおぼゆ、然らでは言足はず聞ゆ、○坐二難波宮一之時は、大御父天皇崩坐て後、いまだ其京に坐ッしほどなり、○大嘗は、上に出、【傳八の六葉】天皇崩坐せば、皇太子即天皇に坐せば、【即位の禮は、後の事なり、】大嘗と云り、但し天皇ならでも、新嘗聞食こと、上に云るが如くなれば、皇太子にても然るべし、【書紀皇極ノ卷に、天皇御新嘗、是日皇太子大臣、各自新嘗】されども、大嘗と云は、天皇の新嘗に限るべきなり、○坐とは、【師は、嘗ノ下に、宮ノ字落たるかと云れたり、其も一わたりさることなれども、なほよく思へば、宮とあらむは、中々にわろかるべし、】大嘗にて坐ッ意なり、【大嘗の事の間を、大嘗と云なり、】たとへば、齋して坐ッ間を、齋に坐スと云、諒闇の間を、諒闇に坐スと云るが如し、○豐明も、上に出、【傳廿二の五十七葉】此は、大嘗の豐ノ明なり、宴は、[illegible]と訓べし、【宴賜ふと云むが如し、】又使許志豐額ともよむべし、○宇良宜は、中巻明ノ宮ノ段に、其中宇羅宜是所獻之大御酒而、とある處に云り、【傳卅

三の四十四葉】○大御寢也は、中卷白檮原ノ宮ノ段、玉垣ノ宮ノ段などに、御寢坐也とあり、さて此坐大嘗云々の御事、
書紀には見えず、○墨江中王、上に出ッ、【傳三十五】○欲取天皇、皇ノ字諸ノ本に下と作り、今は眞福寺本に依れ
り、【本どもに、天ノ下と作るは、後ノ人、天皇を取と云古言を知らず、いかゞと思ひて、さかしらに改めつるなるべし、】
取とは、殺スを云、穴穗ノ宮ノ段に、人取天皇、爲那何とあり、なほ殺スを取ッと云る例、中卷水垣ノ宮ノ段に出せり、
考へ合すべし、【傳廿三の六十葉】書紀に、八十七年春正月、大鷦鷯天皇崩、皇太子自諒闇出之、未即尊位之間、以羽
田矢代宿禰之女黑媛、欲爲妃納采既訖、遣住吉仲皇子而告吉日、時仲皇子、冒太子名以姧黑媛、是夜仲皇
子忘手鈴於黑媛之家而歸焉、明日之夜、太子不知仲皇子自姧而、到之乃入室、開帳居於玉床、時床頭有
鈴音、太子異之、問黑媛曰、何鈴也、對曰、昨夜之非太子所齎鈴乎、何更問妾、太子自知仲皇子冒名以
姧黑媛、則默之避也、爰仲皇子畏有事、將殺太子、密興兵圍太子宮とあり、此記と異なり、此記には、天
皇を弑奉らむとせし所以を云ハざれば、たゞ自天皇に爲らむとての所爲と聞ゆ、○倭漢直は、中卷明ノ宮ノ段に、た
だ漢ノ直とありて、其處に委ク云り、【傳卅三の三十九葉】○阿知直、此ノ人の事も、かの漢ノ直の處に云り、考ふべ
し、さて此ノ氏の、直の尸になれるは、雄略天皇の御世なるに、此ノ人を直と云るは、いぶかし、【書紀には、阿知ノ
使主とあり、】若くは後より云るにや、續紀姓氏錄などに、阿智王とあるも、此人の事なり、【神名式に、信濃ノ國伊那ノ郡
阿智ノ神社あり、】なほ末に出たり、○盜出とは、天皇を、墨江ノ中ッ王の方の人に知られず、竊に出し奉るを云ッ、凡
て奴須牟とは、人の許さぬ事を、知らるまじく、竊に物するを云、水垣ノ宮ノ段ノ哥に、奴須美斯勢牟登とある下に云る
が如し、【傳廿三の六十六葉】さて此は、天皇は甚く醉て、熟く御眠坐るほどにて、如此爲しを、御自も所知めさゞ
りしなり、【其由下に見ゆ、】○多遲比野は、和名抄に、河内ノ國丹比【太知比爲丹南丹北】郡是なり、【此ノ郡の

郷ノ名に、丹上丹下あるも、丹比ノ上、丹比ノ下なるべし、】神名帳に、同郡丹比ノ神社もあり、反正天皇の多治比之柴垣ノ宮、雄略天皇ノ御陵、多治比ノ高鸇など、みな此ノ地なり、書紀孝徳ノ巻に、丹比ノ坂、天武ノ巻に、自大津丹比兩道、軍衆多至、【大津は、丹南ノ郡に、大津ノ神社あり、】など見えたり、【今ノ世、丹南ノ郡に、丹治井村あり、雄略天皇の御陵は、丹北ノ郡に在て、其間やゝ遠し、古ヘに丹比と云しは、廣き名なりけむ、今丹南ノ郡に、野田、東野、野々上、野村、向野、野中、など云ふ村ノ名のあるは、多遲比野のなごりなるべし、】〇寤、此ノ處までは、何事も所知めさず、御馬の上ながらも、御寢坐りしなり、〇此間は、許々と訓べし、〇何處は、伊豆久と訓べし、【伊豆許と云は後なり、其由上に云り、】初メより事のさまも所知めさず、殊に夜の事とおぼしければ、ふと御眠寤坐ては、甚あやしくて、何處ならむと所思看るさまなり、〇幸逃は、富弖麻都理弖、倭尓尓宜由久那理と訓べし、幸を、ホテマツルと訓べきことは、上【傳卅一の廿四葉】に云り、逃の下に、由久と云言を讀附べき語のさまなり、さて問せる御言、及御歌に依るに、此處は多治比野なりと答せる言もありつらむをば、上ノ文にゆずりて、省ける文なり、〇多遲比怒邇は、於丹比野なり、〇泥牟登斯理勢婆は、將寢と知せばなり、【斯良婆と云べきを、かく云は、有らばをありせば、成らばをなりせばと云ヒ、又盡ぬをつきせぬ、絶ぬをたえせぬ、など云類にて、一ツの言格なり、】こは、此ノ野にして、暫く御馬を駐めて息たる時に、寤坐るなるべし、故レ此ノ野に御寢坐るさまに、よみなし賜へるなるべし、【實は、御眠の間に、おもほえず來坐るにこそあれ、此野にして御寢坐るには非ればなり、】〇多都碁母は、防壁もなり、【下の母は辭、】和名抄に、釋名ニ云ク、縛壁以テ席縛ニ著ク於壁ニ也、漢語鈔ニ云ク、防壁多都古毛とあり、大神宮儀式帳に、蕃立薦三張、【外宮儀式帳にも如此見えて、三張は三枚とあり、】主計式に、防壁一枚、【長サ四丈、廣サ七尺】と見ゆ、此らとこゝの御哥とを合せて思ふに、席を續合せて、屛風の如く立る物と見えたり、名は、儀式帳に書る如く、立薦の意なるべし、【和名抄の縛壁は、少し當

りがたし、縛二著於壁一と云は、違へり、】○毋知且許麻志毋能は、持而來ましものをなり、毋能褁と云べきを、毋能こばかり云る例、朝倉ノ宮ノ段の御哥に須岐婁奴流毋能、書紀應神ノ卷の御哥に、阿比瀰苑流莫能、万葉四【廿八】に、附手益物、五【廿丁】に、等比可弊流毋能など、なほあり、さて此句八言なるは、いと〳〵めづらし、【万葉にも、いとまれ〳〵にはあるなり、】三言五言と二句にも讀べし、さて此ノ二句、諸本に、字を落し、或は誤りなどして、正しからざるを、【そは舊印本又一本又一本、延佳本などには、多都基毋基毋知且、云々と作き、眞福寺本には、多都碁毋毋知毋許且麻志乎能、と作り、皆誤れり、】今は一本に依れり、但シ一本又一本などに、毋能の毋ノ字を、牟と作るは、誤リこしがたし、毋能を、通フ音に、牟能とも云しなるべし、【眞福寺本には、此ノ字を乎と作るも、牟を誤れるなるべし、】されど、其は例を未ダ見ざる故に、今は例多かる方に依れり、○泥牟登斯理勢婆は、【婆ノ字諸本に波と作り、今は眞福寺本に依れり、】上なるに同じ、一首の意は、かく此ノ野に寢むと豫て知らば、立廻らさむ料に、防壁をも持て來べき物を、如此有むとも知らで、然る物をも持て來ざりしことよとなり、○時平群木兎宿禰、物部大前宿禰、漢直ノ祖阿知使主三人、啓二於太子一、太子不レ信、故三人扶二太子一、令乘馬而逃之、一云、太子醉以不レ起、大前宿禰、抱二太子一而乘レ馬、○波邇賦坂は、河内ノ國丹南ノ郡なり、諸陵式に、埴生坂本ノ陵、仁賢天皇、在二河内國丹比ノ郡一と見ゆ、【河内志に、丹南郡羽曳山、在二郡東南一山勢迤代透迤、連二亘石川古市錦部三郡一、本郡半尾岳、丹比丘、埴生坂、皆此山脉、有二古哥一と云て、書紀の此段を引たり、古哥とは、即チこゝの御哥のことなり、まことに此ノ道、今も此ノ山の内を越るなり、是レ埴生坂なるべし、此ノ坂を越れば、東は古市ノ郡なり、】書紀孝徳ノ卷に、丹比ノ坂とあるも、【上文を考るに、】此ノ坂の事なるべし、又推古ノ卷に、來目ノ皇子を、後に、葬二於河内埴生山岡上一とあるも、此ノ山なるべし、【今丹北ノ郡西大塚村のあたりに、來目ノ皇子ノ陵と云あれども、其處は山に非ず、埴生山と云名も、處たがへれば、語リ傳への誤なるべし、】○望見は、美夜理多麻閇婆と訓

べし、熱田ノ宮ノ縁起、倭建ノ命の御歌に、奈留美良乎美也禮波止保志、万葉十一に、吾者見将遣君之當渡、○炳は阿加久美多理と訓べし、【此ノ字、字書に、火明也と注せり、】○天皇亦歌、こゝは天皇と云こと無くてあるべし、○波邇布邪迦は、埴生坂なり、【此ノ下に、尓と云辭を添て心得べし、】○和賀多知美禮婆は、吾ガ立チ見レ者なり、○迦藝漏肥能は、炫火之なり、此詞の事、鎮火祭ノ祝詞に云れたるが如し、【万葉には、此言いろ〳〵によみたれども、此はたゞ炫く火と云ことなり、なほ傳五の卷、火之迦具土ノ神の下をも、考へ合すべし、】○毛由流伊幣牟良は、燃る家群にて、難波の京の家々なり、【木群草群などのごとく、家の群れる處を、いへむらとは云り、村と云も、此意なり、】○都麻賀伊幣能阿多理は、【此御句九言なれども、中らに伊と阿とあり、万葉十五にも、等波婆伊可尓伊波牟、など云句あり、】妻之家のあたりなり、書紀には、仲皇子不知太子不在而、焚太子宮、通夜火不滅、太子到河内國埴生坂而、醒之、顧望難波、見火光而大驚、【醒と云こと、上に由なし、いかゞ、】とありて、御歌はなし、○大坂、上に出、【傳廿五の二十四葉、】考へ合すべし、○山口は、夜麻能久知と訓べし、【常には、凡てやまぐちと云へども、】月次ノ祭ノ祝詞に、山能口坐云々、とあればなり、さて此は、河内の方より上る口なり、【是を書紀に、飛鳥山の山ノ口とあるは、大坂と云は、此ノ山越の大名にて、飛鳥山と云は、其大坂を、河内の方より上る處の名なり、飛鳥の事、下に云を、考へ合すべし、】○遇一女人は、袁美那阿閇理と訓べし、【一ノ字讀ムべからず、又女人尓、と尓を添て訓ムは後ノ世の語なり、これらの事、既に上に委く云り、】○兵は、兵器なり、上に出ツ、○塞は、勢伎袁理と訓べし、【袁理は、居にて、袁流と云なり、】○當岐麻道は、和名抄に、大和ノ國葛下ノ郡當麻、多以末、【正しくは、多岐麻なるを、多伊麻と云は、後に音便に頽れたるなり、万葉六に見えたる、山城の布當なども、フタイと訓メれども、フタギと訓べきなり、】神名帳に、同郡當麻都比古ノ神社、當麻ノ山ノ口ノ神社などあり、【當麻寺、當麻村、世ノ人のよく知れる處なり、】書紀垂仁ノ卷に、當麻ノ邑、

天武ノ巻に、當麻ノ衢など見えたり、さて此ノ道は、河内の石川ノ郡より、大和の葛下ノ郡へ越る山路にして、二上山、【万葉に哥多し、】の南に在りて、今ノ世に、竹ノ内越と云道なり、【かの大坂の道と、此道とは、河内の古市ノ郡の飛鳥より別れて、此ノ道は南へ物して、石川ノ郡を經て、山を越て、葛下ノ郡の竹ノ内と云處に出るなり、】○迦は、師は、毋登本理弖と訓たる、古言なり、されど且は、米具理弖と訓むぞ宜しかるべき、○越は、諸ノ本に、起と作るは誤なり、延佳本に、當作越と云るに從ふべし、○淡當佐迦迦は、於大坂なり、○阿布夜袁登賣袁は、遇や處女をなり、【夜は助辭、】處女尓と云べきを、袁と云こと、古ヘ此ノ例多し、書紀仁徳ノ巻ノ哥に、和例烏斗波輸儺、【我に問す也、】万葉十五廿丁に、伊豆良等和禮乎等波婆伊可尓伊波牟、などの如し、又此は、袁は、余の意と見てもあるべし、○美知斗閉婆は、道問ヘ者なり、【抑此は大道なれば、道の筋のしられぬを、問賜ふ意には非じ、書紀に、此山有人乎、對曰云々、とある如く、ゆくさきに敵などあらむ事をおもほして、道の状を問賜ふなるべし、】○多陀迺能良受は、直には不告にて、直に行べき大坂の道の事をば告ずしてなり、凡て、人に物を言聞すを、能流と云は、古言にて、万葉に、多く告ノ字を書キ、又謂ノ字をも書り、○當岐麻知袁能流は、【知は清音、】當麻路を告るなり、○石上ノ神ノ宮、上に出ツ、【傳十八の五十二葉より、】書紀ニ云ク、則急馳之、自大坂向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、問之曰、此山有人乎、對曰、執兵者多滿山中、宜廻自當麻徑踰之、太子於是以爲、聆少女言而得免難、則歌之曰、云々、則更還之、發當縣兵令從身、自龍田山踰之、時云々、太子便居於石上振神宮、【少女は當麻道より幸せと教へ奉りしに、龍田道より踰坐るは、所以あるか、龍田越は、今の龍野越にて、大坂の道より北にあり、さて此ノ記の趣は、少女の申せし隨に、當麻道より越坐りと見えて、何ノ道よりとも云ハず、若シ他道より物し賜はむには、必ズ其道を云べければなり、】

於是、其伊呂弟水齒別命參赴令謁。爾天皇令詔。吾疑汝命若與墨江中王同心乎。故不相言。答白僕者無穢邪心。亦不同墨江中王。亦令詔然者今還下而殺墨江中王而。上來彼時吾必相言。故即還下難波。欺所近習墨江中王之隼人名曾婆加理云。若汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣治天下那。何。曾婆訶理答白隨命。爾多祿給其隼人曰。然者殺汝王也。於是、曾婆訶理竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。故率曾婆訶理上幸於倭之時。到大坂山口。以爲、曾婆訶理爲吾雖有大功。既殺己君是不義。然不賽其功可謂無信。既行其信。還惶其情。故雖報其功。滅其正身。是以詔曾婆訶理。今日留此間而。先給大臣位。明日上幸。留其山口。即造假宮。忽爲豐樂。乃於其隼人賜大臣位百官令拜。隼人歡喜。以爲遂志。爾詔其隼人。今日與大臣飮同

盞酒共飲之時隱面大鋺盛其進酒於、是王子先飲。隼人後飲。故其隼人飲時大鋺覆面爾取出置席下之劍斬其隼人之頸乃明日上幸。故號其地謂近飛鳥也上到于倭詔之今日留此間爲祓禊而。明日參出將拜神宮故號其地謂遠飛鳥也故參出石上神宮、令奏天皇政既平訖參上侍之爾召入而相語也。

伊呂弟は、中卷伊邪河ノ宮ノ段に、同母弟とある是なり、【傳廿二の七十二葉】穴穗ノ宮ノ段にも見えたり、また伊呂勢、伊呂泥、伊呂毛なども云り、なほ上卷に、伊呂妹とある處に委ク云り、【傳十三の六十三葉】○水歯別ノ命、上に出ツ、【傳三十五】○參赴は、麻韋伎坐須と訓べし、中卷日檮原ノ宮ノ段に見ゆ、【傳十九の五十七葉】石上ノ神ノ宮に坐々す天皇の御許に參り賜ふなり、○令謁は、麻袁佐志米賜布と訓べし、【師はモノマヲサセタマフと訓れたり、物申すとも古言なれども此はさは云べからず、】先ヅ人を入て、參赴坐る由を申さしめ給ふなり、【中昔の言に、消息すと云ヒ、今ノ世ノ言に、案内を乞と云さまなり、其ノ案内を乞ノ詞に、ものまうさんと云は、即チ物申すと云ことなり、】○令奏は、【眞福寺本に、令ノ字無きは、落たるなり、】人を出して白さしめ賜ふなり、○同心乎は、淤夜自許々呂那良牟登と訓べし、【師は、ヒトツコヽロナラムと訓れたれど、いかゞあらむ、】心を合せて黨與とするを、古言に、同心と云るなるべし、續紀廿五詔に、今聞仁仲麻呂止同心之天、竊朕乎掃止謀家利、廿六詔に、逆惡伎仲麻呂止同心之天、朝廷乎動之傾【無止】謀天、【此ノ二ツ共に、心ノ字の下に、尓と云辭無ければ、異訓あるべきか、されど今思ヒ得ず、クミシテなど

訓ムも、いかどなり、又心ヲ同クシテと訓ムも、漢文訓めけり】と見え、中昔の語にも多し、【源氏物語玉鬘ノ巻に、同じ心にいきほひをかはすべきこと、云々、又、まれ〳〵のはらからは、此ノ監に同じ心ならずとて、中たがひにたりなどあるが如し、今ノ世に、字音にて、同心すと云も、古へより、おやじ心と云來たる言によれるにて大根をたいこんと云が如し】さて同ヲ淤夜自と云も、古言なり、天智紀ノ童謠に、於野兒弘齲農俱、万葉十四丁卅に於夜自麻久良波、十七丁卅に、妹毛吾毛許已呂波於夜自、又丁卅於夜自得伎波尓、十九丁廿一に、此間毛於夜自等なとあり、○疑は、師の淤毋本須と訓れたる宜し、【漢文の格に、疑ノ字は書れども自疑ひ給ふことを、疑ふと云ては、宜しからず、これら、此間の語と、漢文とのけぢめなり、云々とおもほすと云にて、疑ひ給ふ意なり】○不ノ相言ハは、穴穗ノ宮ノ段に、我所相言之孃子者、云々、万葉十一丁卅に、相言始而者、又、丁卅相言而遣都、續紀卅四ノ詔に、其人等乃和美安美應爲久相言部、などあり、人に逢て、互に物云ふことなり、中昔には、是レを、阿比碁登とも云り、【伊勢物語に、もはらあひごともせで俊頼ノ朝臣ノ無名抄に、そのほどにきたる人は、いかにもあひごとをだにせざるなり、などみえたり】○倭白ノ字、眞福寺本には曰と作り、○穢邪心は、伎多那伎許々呂とよむべし、上卷又中卷水垣ノ宮ノ段に、邪心とある處に云るが如し、【傳廿三の七十三葉】○不同は、淤夜自許々呂尓阿良受と訓べし、【心ノ字は、上にある故に、省きて書るなり】○所近習は、都加久都加閇麻都流と訓べし、書紀仁徳ノ卷に、近習舍人、推古ノ卷舒明ノ卷に、近習者、○隼人上に出、【傳十六の卅八葉、十七の五十二葉】此は勇猛き者なる故に、皇子等にも各附て、仕奉るがありしなるべし、○曾婆加里、【此ノ名、下に五度出たる、並加ノ字は、訶とあり、此ひとつのみ加なるは、後に誤れるにや】名ノ意未ダ思得ず、【師は、十量の意かと云れたり、されど、十は、三十四十などと云ときこそ曾とは云へ、たゞに然云ることは見えざるにや】書紀には、刺領巾とあり、○從は、伎加婆と訓べし、○天皇は、此は須賣良と訓べし、古言なり、【凡て天皇と

あるに、オホキミと訓て宜きあり、スメラミコトと訓て宜きあり、其處のさまによるべし、】○大臣上に出ッ、【傳廿九の五十葉】抑此ノ曾婁詞理は、臣の姓にも非るに、かく詔ふは、御欺なればなるべし、○答白、白ノ字、諸ノ本曰と作り、今は眞福寺本に依れり、○隨命は、美許登能麻爾麻と訓べし、万葉十八(廿丁)に、官乃末尓末、廿(十八丁)に、大王乃美許等能麻尓末、○多祿給は、師の、麻能佐波尓多麻比と訓れたるに從ふべし、書紀欽明ノ卷に、賞祿、皇極ノ卷孝德ノ卷に、給祿天智ノ卷に、賜爵祿など見え、古宣命に、大御物賜などある、即チ祿なり、後ノ世には、字音にてろくと云り、令に、祿令あり、【凡て此間にて祿ノ字の用ひざま、漢籍にはをさ〳〵見えぬことなり、孝德紀に、重二其祿一所以爲レ民也、などあるは、漢籍に云るさまなり、】○汝王は、伊麻志能伎美と訓べし、汝の仕奉る君と云ことにて、墨江中ツ王を詔ふなり、○己王、この王も、伎美と訓べし、次ノ文に己君とあるに同じ、○入レ殿と云こと、上に出ッ、【傳廿七の五のひら】○隔伺、二字を宇加々比と訓べし、中卷玉垣ノ宮ノ段ノ哥に、宇迦々波久斯良尓登、○殺は、斯勢奉と訓べし、殺を斯勢と云こと、上に出ッ、○大坂ノ山ノ口は、上に見えたると同じ、○大功は、意富伎伊佐袁と訓べし、【かくさまの大は、後の言ならば、ユヽシキとも、イミジキとも訓べけれども、万葉などに、かゝる意には、ゆゆしきと云る例なく、又いみじきと云言も見えざれば、オホキと訓つ、】中ツ王を殺せし事なり、○既は、かゝる處に用ふこと、古の語なるべし、序に、已因訓述とあるは、盡く全くの意なり、【傳二の十八葉に云り、考へ合すべし、】此も其意にして、まぎれも無く全くてふ意なり、次なるも同じ、書紀繼體ノ卷に、全壞無色、なども有り、○不義は、伎多那伎志和邪那理と訓べし、書紀神代ノ卷に、黑心濁心惡心なども、キタナキ心と訓ミ、續紀ノ宣命の中に、逆惡邪などの字をも、然訓べき處多し、逆穢心なども有り、凡て上代には、義に違ひて、邪逆に惡きことをば、伎多那志と云り、○然は、此は、シカリトテと訓て、勢ヒ宜しけれども、登と云辭、【鎭火祭ノ祝詞に、一ッあるのみにて、】古く

万葉などにも見えざれば、今はシカレドモと訓てあるなり、○不賽は、牟久伊受波と訓べし、【賽は報なり、】○可謂無信は、伊都波理勢斯尓那理奴倍志と訓べし、【大臣に作むと詔ひし言、僞になりなむと所思すなり、】そもそも此處の語、不義と云ヒ、無信と云るなど、言も意も漢めきたるは、此ノころ既く漢籍の意のうつり初て、かつがつ如此さまの論ひわざもありしなるべし、凡てかく物の理を細密に分て、彼をも此をも立て思ひ云フは、上代の直き心には非ず、【既にもとより漢意に依れる語ならむには、不義はコトワリナラズと訓ミ、無信はマコトナシ、と訓てもあるべけれど、なほよまるゝかぎりは、古意古言に依るべきなり、】○既、上なるに同じ、全くなり、○行其信は、知岐理斯那登袁許那波婆と訓べし、【また麻許登袁多比那婆とも訓べし、】全く初メの契約の如くに行ヒ賜ほどなり、○惶其情は、【ソノコヽロコソカシコケレと訓べし、】曾婆訶理が思はむ心を恐み賜ふなりとは曾婆訶理が心に、我を大臣に爲賜へるは、崇徳とものから、我は己ガ君を弑奉て、不義き者なるに、如此賞賜ふことは、實には然るべからざる御所爲なり、とや思ひなむ若シ然思はむには、さきに吾爲天皇、と詔ひしことなどを、天皇【履中】に奏さむことも測りがたし、さもあらむには、吾【水歯別命】ために忌々しき大事ぞと惶み所思すなり、故還と云り、【賞られながら惡く思ふことなる故に、却てなり、此ノ還を、師はマタと訓れたり、語のためには、またと云方まさりたれども、意は然らず、】中卷日代ノ宮ノ段に、天皇惶其御子之建荒之情而、ともあり【こは惶ミ情とある例なり、】○亡身は上に出ツ、【傳廿八の二十六葉】此ノは曾婆訶理が身を云なり、○滅は、殺とはあらで、滅としもあるは、意あるべきか、此ノ人若シ生て世に存在むには、さきに吾爲天皇、と詔ひしことをも實と思ひて、若シ天皇に泄し奏さむことの惶き故に、其身を亡なさむと所思看すなり、【そもそも此段の意をよくよく味ふに、曾婆訶理を殺し給ふことは、其ノ不義を罰ひ給ふとには非ず、其心を惶みて、其ノ口を滅し賜はむためなり、若シ然らざれば、惶其情とあるに叶はず、上に云々是不義と云るは、たゞ

賞まじき理ッを云るにて、殺し賜はむとする所以を云るには非ず、思ひまがふべからず、】書紀とは、傳への趣異なるぞか
し、○先は倭に到リ坐サぬさきに、先なり、○大臣位、大臣は、位には非るを、位と云は古言なり、【官と位と別れて後
の心を以て思へば、いかゞなれども、其は後ノ世心なり、】古へは位は即チ官に在て、別には有らず、況や大臣は、古へは
官には非ず、【此ノ由は上に委ク云り、】褒稱にて、其にも自其ノ位在しなり、書紀皇極ノ巻に、擬ニ大臣位ニ、天智ノ巻に、授ニ
大織冠與ニ大臣位ヲ、續紀廿五ノ詔に、本乃大臣乃位仁仕奉之武流事乎、廿七ノ詔に、右大臣藤原朝臣永手、左大臣乃位授賜
比、云々、吉備朝臣仁、右大臣之位授賜、卅一ノ詔に、太政大臣之位尓上賜比なと、官と位とは別にある世になりてすら、
なほ古言のまゝに如此言り、【三代實錄卅三に、辱ニ大將之位ニ、なども見え、物語文などにも、官を某ノ位と云ること多
し、】○上ニ幸は、倭ノ國になり、○其ノ山ノ口は、上に云る處にて、大坂の河内の方より上る口なり、○假宮、上
に出ッ、【傳廿五の卅葉】○忽は、師の、尓波加尓と訓れたる宜し、○爲は、勢志氐と訓べし、爲賜てと云意の古言な
り、万葉十九ニ丁に、國看之勢志氐、【看之は、看にて、國見を爲賜てなり、】又、許豐宴見爲今日者、【此ノ見爲を、
ミシセスと師の訓れたる宜し、今ノ本の訓は誤れり、】○百官は上に出ッ、【傳卅三の五十六葉】此時水齒別ノ命い
まだ天皇に坐サざるに、かく云は、吾爲天皇と欺き賜へる御所爲にて、大臣ノ位を賜へると同じ、○令拜は、古へ
の定まれる式なるべし、後に江家次第に、任ニ太政大臣ニ事、云々、新任大臣先到ニ本家ニ、公卿以下列ニ於中門外ニ、主人當ニ
南階東柱ニ立、尊者入ニ自中門外ニ立、再拜畢云々、また新任大臣大饗ノ處に、群卿於ニ中門外ニ徘徊、主人降ニ南階ニ當ニ
座下方ニ立、尊者以下、入ニ自中門ニ、列ニ立階前ニ、再拜、訖云々などある、此レにあたるべきか、【但しこれらは、大饗に
よりての拜か、】○飲ニ同盞酒ニは、豐樂のをりになり、○隱面大鋺とは、傾けて、盛たる酒を飲ム時に、面の隱
るばかり大キなる鋺を云なり、鋺は、書紀神代ノ巻に、玉鋺、大神宮儀式帳に、水鋺利三百口、字鏡に、鋺ハ加奈万利、う

つほ物語に、天人のよそほひしたる女、山中より出來て、銀のかなまりを持て、水を汲ありく、和名抄金器類に、金鋺、日本靈異記云、其器皆鋺、俗云賀奈萬利、今按鋺字所出未詳、古語謂椀爲磨利、宜用金椀二字、【鋺ノ字はよくこに當らず、椀なり、然れごも、古書ごもに、皆鋺と作り、凡て古へには、偏をかへて書る例多くあり、鞍を桉とかき、鉾を桙とかける類なり、あやしむべきにあらず】○進は、須々牟流と訓べし、差なり、○覆面は、飲ム時に傾くる故に、面を覆ヒ隱すなり、○置席下は、隼人を斬むために、豫て隱して設ケ置キ給へるなり、【さて此時に、隱面大鋺を用ひ賜へるも、此ノ大刀ヲ取出し賜ふを、隼人が疾く見付ケて、速に逃遁むことを危ぶみ給ひて、大刀を取出すを見せじとの設ケなり】席は牟斯呂と訓べし、【書紀垂仁ノ卷、顯宗ノ卷、齊明ノ卷などに、シキヰと訓たり、其も古言とは聞えたれど】書紀仁德ノ卷ノ哥に、椰須武志呂とあり、和名抄に筵和名無之呂、席ノ訓上ニ同、○頸は、【舊印本には頭とあり】上卷にも、斬其子迦具土神之頸とあり、【傳五の七十一葉】穴穗ノ宮ノ段にも、打斬大日下王之頸とあり、○明日、此は久流比と訓べし、其由は、上卷に、來日とある處【傳十の卅九葉】に云り、【上にもある明日は、御言なる故に、阿須と訓るを、此は地ノ詞なる故に、阿須とは訓マず】○上幸は、倭になり、○其地とは、斬其隼人之頸ニと云までの地を指て云るにて、大坂ノ山ノ口なり、【既に倭に上リ幸シての地にはあらず】○近飛鳥、書紀に、自大坂向倭、至于飛鳥山、和名抄に、河內ノ國安宿ノ郡、安須加部、【此ノ郡ノ名は、飛鳥部ノ造ノ氏ノ人の居住るより負へり、さてその飛鳥部と云氏は、此ノ飛鳥に居住るより負へるなれば、郡ノ名も本は飛鳥なり、飛鳥部ノ造は、姓氏錄河內ノ國諸蕃の中に見えたり】神名帳、同郡に、飛鳥戶ノ神社あり、今は古市ノ郡に飛鳥村ありて、此ノ社も其處にあり、【此ノあたり古へは安宿ノ郡の內なりけむ、さて大坂は、中卷傳廿五の廿四葉に云る如く、今ノ世に穴蟲越と云道にて、河內の飛鳥村を經て、大和へ越れば、此ノ近ツ飛鳥すなはち今の飛鳥村のあたりなるべし】○留此間云々、かく留へるは、遠ツ飛鳥の地にての

事なり、○枚禊は、波良比と訓べし、【又美曾岐とも訓べし、】こは石上ノ神ノ宮を拜ミ賜はむとすればなるべし、又然らでも、人を斬リ賜ひて、穢れ賜へれば、おほかたにてもあるべきなり、○遠飛鳥は、大和ノ國高市ノ郡にて、神名帳に、飛鳥ニ坐ス神社、飛鳥ノ山ノ口ニ坐ス神社、飛鳥ノ川上ニ坐ス神社、などある地にて、允恭天皇の遠ツ飛鳥ノ宮、又顯宗天皇舒明天皇皇極天皇齊明天皇天武天皇などの都も、皆此ノ飛鳥にて、かくれなき地なり、なほ近ツ飛鳥ノ宮ノ段に、飛鳥川とある下にも云べし、【傳四十三の六十一葉】さて名ノ意は、二ツ共に、此に見えたる如く、明日と詔へるに依れり、【たゞ明日と詔へるのみにて、地ノ名に負むことは、少しいかゞなるが如くなれども、是はたゞ何となく詔へる御言のみに因れるには非ず、かの河内にても此處にても、直に其ノ日に、幸すべきを、延へて、明日になし賜へるが、兩處全同じ趣なるは、めづらしき事なればなり、】加は、ありか、すみかなどの加と同くて、處の意なるべし、さて此ノ名は、二處共に、此ノ水齒別ノ命の御世になりて、故に名ツけ賜へるなるべし、【此ノ王此ノ時はいまだ天皇に坐サざれば、たやすく地ノ名を改め給ふべきにあらず、此レはおのづから云出たる地名にもあらず、】已ニ命の御世に至て、初メノ時に、かく重き故由ある地なる故に、改メ名け給へるなるべし、】然れば、近ツ遠ツとは、丹比之柴垣ノ宮より、近き遠きを以て云るなり、【さきには、難波より上リ幸す道のついでにて、先ヅ近き方、さて遠き方を以て云りと思ひしは非ず、○顯宗天皇の都も、此ノ遠ツ飛鳥なるに、近ツ飛鳥ノ宮と云へるは、まぎらはし、其ノ事は、彼ノ御段に云べし、】さて此ノ地ノ名を、飛鳥と書ク由は、書紀天武ノ卷に、十五年改レ元曰二朱鳥元年一、仍名レ宮曰二飛鳥淨御原宮一、【此ノ飛鳥は、トブトリノと訓べし、これをアスカと訓ムは非なり、其故は、朱鳥の祥瑞の出來たるをめで賜ひて、年ノ号をも然改め賜ひ、大宮の号にも、其ノ朱鳥を取て、飛鳥の云々とは名け賜へるなり、あすかと云むは、本よりの地ノ名なれば、殊更に、仍名宮曰、など云べき由なきを思ふべし、】とありて、大宮の号を、飛鳥云々と云から、其ノ地ノ名にも冠らせて、飛鳥の明日香と云ト、終に其ノ枕詞の字を、即

地ノ名にも用ひて書たる物にて、加須賀を春日と書ク例に同じ、【古き哥に、春日の、加須賀と云る、其は春日の霞むと云意のつゞけなるを、其ノ枕詞の春日てふ字を、やがて地ノ名に用ひたるなり、明日香を、飛鳥と書クも、此例なり、】かくて河内の明日香も、此ノ倭のに傚ひて、同く飛鳥とは書クなり、○政既平訖、平訖は、許登牟氣袁閇弖と訓べし、中巻水垣ノ宮ノ段に、和平所遣之國政而覆奏、とありて、彼處に云り、【傳廿三の八十四葉】考ヘ合すべし、又倭建ノ命ノ段にも、所遣之政遂、應覆奏とあり、此は天皇の大命を奉りて、墨ノ江ノ中ッ王を殺すを、政とは云なり、○侍之、此ノ言上巻傳十四【四十三葉】に委ク云り、考ふべし、中巻玉垣ノ宮ノ段に、登岐士玖能、迦玖能木實持、參上侍とあり、○相語は、加多良比賜ひと訓べし、○書紀に云ク、於是瑞齒別皇子、知太子不在、尋之追詣、然太子疑弟王之心而不喚、時瑞齒別皇子令謁曰、僕無黒心、唯愁太子不在而參赴耳、爰太子傳告弟王曰、我畏仲皇子之逆、獨避至於此、何且非疑汝耶、云々汝寔勿黒心、更返難波而、殺仲皇子、然後乃見焉、瑞齒別皇子啓太子曰、云々冀見得忠直者、欲明臣之不欺、太子則副木菟宿禰而遣焉、爰瑞齒別皇子云々、則詣于難波、伺仲皇子之消息、仲皇子思太子已逃亡而無備、時有近習隼人曰刺領巾、瑞齒別皇子陰喚刺領巾而、誂之曰、爲我殺皇子、吾必敦報汝、乃脱錦衣褌與之、刺領巾恃其誂言、獨執矛以伺仲皇子入廁而刺殺、即隷于瑞齒別皇子、於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰、刺領巾爲人殺己君、其爲我雖有大功、於己君無慈之甚矣、豈得生乎、乃殺刺領巾、即日向倭也、夜半臻於石上而復命、於是喚弟王以敦寵、仍賜村合屯倉、

天皇於、是以阿知直始任藏官。亦給粮地。亦此御世於若櫻部

臣等賜若櫻部名、又比賣陀君等賜姓謂比賣陀之君也。亦定伊波禮部也。

天皇於是は、此ノ御世にとあるべき所なるに、其をば下に云て、此處には如此云るは、阿知ノ直を賞賜ふは、初ノに御難を救奉れりし功を賞賜へるにて、其功は大御身ノ御於につきたる事なる故に、殊に天皇とは記せるにやあらむ、○任藏ノ官ニ、書紀にはたゞ、六年春正月、始建藏職、因定藏部とありて、阿知ノ直を此ノ官に任し事は見えず、古語拾遺に、【神武天皇ノ段に、當此之時、帝與神其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物官物亦未分別、宮内立藏號齋藏、令齋部氏永任其職、】至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻、奕世無絶、齋藏之傍、更建内藏、分收官物、仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部、【此ノ御世に王仁が在世りしは、疑はしきことゝ、傳卅三に云るが如し、】至於長谷朝倉朝、秦氏云々、自此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰、檢校三藏、【齋藏内藏大藏】秦氏出納其物、東西文氏、勘錄其簿、是以漢氏賜姓、爲内藏大藏、令秦漢二氏、爲内藏大藏主鑰、藏部之緣也とあり、【東西文氏は、東は倭ノ文ノ直にて、阿知ノ直の末、西は河内ノ文ノ首にて、王仁の末なり、此ノ二氏の事、傳卅三の二十九葉に委ク云り、漢氏は、阿知ノ直の末の氏々を、廣く云るにて、漢ノ直なり、倭ノ文ノ直も、漢ノ直の一流なり、漢ノ直ノ事、傳同卷卅九葉に委く云り、考へ合すべし、】姓氏錄に、【攝津諸蕃】藏人、阿智王之後也、【阿智王は、即チ阿知ノ直なり、】又【右京諸蕃漢】内藏宿禰、都賀直四世孫、東人直之後也、【都賀ノ直は、阿知ノ直の子なり、】と見ゆ、大藏氏は、姓氏錄には、見えざれども、續紀續後紀に見えて、同く阿知ノ直の後なり、【傳卅三に引たる文の如し、】かゝれば、阿知ノ直より初めて、子孫に至るまで、藏ノ官に任れしなり、さて大藏の事は、書紀清寧ノ巻に、云々、星

川ノ皇子云々、遂取大藏官ヲ、鎰閇外門ヲ、戒備乎難ニ、權勢自由、費用官物、云々、欽明ノ卷に、寵愛秦大津父者ニ、云々、拜大藏省ニ、また、以大藏掾ヲ爲秦伴造ト、天智ノ卷に、八年十二月、災大藏ニ、十年十一月、災近江宮ニ、從大藏省第三倉出、持統ノ卷に、難波ノ大藏など見えたり、職員令に、大藏ノ省、卿一人掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角齒羽毛漆帳幕ヲ、權衡度量賣買估價諸方貢獻雜物ノ事ヲ、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大錄一人、少錄二人、史生六人、大主鑰二人、少主鑰二人、藏部六十人、價長四人云々、內藏寮、頭一人、掌金銀珠玉寶器錦綾雜綵氈褥諸蕃貢獻奇偉之物、年料供進御服、及別勅用物事ヲ、助一人、允一人、大屬一人、少屬二人、大主鑰二人、掌主當出納ヲ、少主鑰二人、藏部四十人、云々、【なほ延喜大藏省式、內藏寮式に見えたり、和名抄に、大藏省、於保久良乃都加佐、內藏寮、宇知乃久良乃豆加佐とあり、內藏を、後ノ世に、たゞ久良とのみ云は、大藏に對へて、此をばたゞ藏とのみ云ならへるなり、物語書などにも、くらづかさと云るは、內藏寮のことなり、さて藏部と云ものは、漢國にも、周禮に、稟人百人あり、されど其を取て此間にも云にはあらず、久良毘登と云は、いと古し、おのづから合るなり、○後ノ世に、藏人と云ものは、日本紀略に、弘仁元年三月、正四位下左中將巨勢朝臣野足、從四位下中務大輔藤原朝臣冬嗣、並爲藏人頭ト、大舍人大允淸原眞人夏野、右近將監朝野宿禰鹿取、並爲藏人ト、とある、是ヲ始メなり、職原抄に、藏人所嵯峨天皇御宇、弘仁年中、初置之、模異朝侍中內侍等職ニ、云々、なほ委し、此は天皇の大御前に近ク習ヘる職にして、倉庫の事には預らざるに、藏人としも云は、古ヘ藏部より出たる名なるべし、其は古ヘ內ノ藏ノ出納などを仕奉ん人は、おのづから大御前に近く親しく仕奉りしから、其名にふれるものなるべし、既に高津ノ宮ノ御段に、倉人女と云者見えて、大后に近ク習ヘる者と聞えたり、倉人女の事は、傳卅六に云り、】○糧地は、師の、多杼許呂と訓れたるに依べし、書紀淸寧ノ卷に、又以田地ヲ、與于漢彥ニ、孝德ノ卷に、給與田地ニ、また、田莊などあるを、同じさまに聞ゆればなり、

【又師、カキベとも訓れたれど、そは顯宗ノ卷に、民地、又卷々に、部曲とあるを、ウヂヤツコとも、カキノタミとも訓れば、加伎とは、其ノ領る民を云称と聞えたれば、此には叶はず、】○於、若櫻部臣等ノ云々、書紀に、三年冬十一月、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、膳臣余磯獻酒、時櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長眞膽連、詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連獨尋花、獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、即爲宮名、故謂磐余稚櫻宮、其此之緣也、是日改長眞膽連之本姓、曰稚櫻部造、又號膳臣余磯、曰稚櫻部臣、【姓氏錄に若櫻部造、饒速日命三世孫出雲色男命之後四世孫、物部長眞膽連、初去來穗別天皇泛兩枝船於磐余市磯池、與皇妃分駕遊宴、是時膳臣余磯獻酒、櫻花飛來浮于御盞、天皇異之、遣物部長眞膽連尋求、乃得掖上室山獻之、天皇歡之、賜名姓稚櫻部臣也、とあるは、書紀の文を取て記せり、然るに、此は若櫻部ノ造ノ條なるに、余磯に姓を賜へることのみを記して、長眞膽ノ連に、若櫻部ノ造の姓を賜へることを記さゞるは、ひがことなり、また、若櫻部造、速日命十世孫、止智尼大連之後也、履中天皇御世、採櫻花獻之、仍改物部連、賜姓若櫻部造、ともあり、速日の上に、饒ノ字落たるべし、】大宮の號の若櫻の由緣も、此に見えたり、【若とは、櫻花のうるはしきを讃て云なり、清正が集に、いつしかと植て見たれば若櫻、さかでは春のすぎぬべきかな、とよめるは、若木の櫻ノ聞えたり、此に其には叶はず、】さて此ノ時に、若櫻部と賜へる二氏の中に、臣の方は、姓氏錄【右京皇別】に、若櫻部朝臣、阿部朝臣同氏、大彥命孫、伊波我牟都加利命之後也、これなり、【伊波我牟都加利命は、膳ノ臣の祖なり、膳ノ臣の事、傳廿二の八葉に委く云り、】氏人は、天武紀に、稚櫻部臣五百瀨と云見ゆ、【百ノ字を、十とも作る本あるは、誤なり、此人持統紀にも見ゆ、】同御世、十三年十一月、若櫻部臣、賜姓曰朝臣、續紀廿五に、若櫻部朝臣上麻呂、若櫻部朝臣伊毛など云人見えたり、さて此は、書紀にも、始めて余磯に賜へる處に、姓と云ずして號と云、此ノ記にも、名を賜ふとあるは、【此

記の名ノ字を、師は君の誤とせられつれど、君はよりどころなし、】初メ賜へる時は、姓には非で號なりけむを、子孫相嗣て、遂に姓とはなれるなるべし、【さて此に、於ニ若櫻部臣等ニと云るは、是レより前にも、既に若櫻部ノ臣と云し如く聞ゆめれど、然らず、凡て始メを語るに、後ノ名を以て云ッは、常の例なり、】○比賣陀君等云々、【師ノ云、こゝは比賣陀ノ某等、と人ノ名なるべきに、君とあるは誤りか、と云れたるは非ず、於ニ若櫻部臣等ニと同例なるをや、】賜姓謂云々は、云々登伊布加婆禰袁賜比伎と訓べし、續紀廿七ノ詔に、物部淨之乃朝臣止云姓袁授末津流止物とある、是レ其ノ據なり、【何れも此レに效ひて訓べし、】さて此ノ氏は、日代ノ宮ノ段に、祖と見えたれど、此ノ記の外には、書紀にも、姓氏錄などにも、見えたることなし、傳廿二【六十八葉】に云るが如し、然るに、此處に如此殊に舉たるは、【若櫻部などの如くに是も、】比賣陀と云由緒ノありけむを、傳はらぬなるべし、之君の君ノ字、諸ノ本に、名と作るは、【上の若櫻部ノ名の名に效ひて、】寫シ誤れるなり、今は延佳本に依れり、○伊波禮部は、大宮地の、石村に依れる部なるべし、

天皇之御年陸拾肆歲御陵在毛受也。

陸拾肆歲、書紀には、六年三月壬午朔丙申、天皇體玉不豫、水土不調、崩ニ于稚櫻宮ニ、【時年七十】とあり、【仁德天皇の三十一年に、立爲ニ皇太子ト、時年十五とあるに依らば、七十五歲なるべきに、七十とあるは違へり、若シ七十と云によらば、彼三十一年は、八歲にあたれり、】○舊印本眞福寺本又一本などには、此ノ間に、例の如く、壬申ノ年正月三日崩、と云八字あり、【或は細注、或は大字にかけり、】壬申ノ年は、書紀にては仁德天皇の六十年、又允恭天皇の二十一年にあたり、又月も日も合ハざるは、各一ッの傳ヘなるべし、【但し此記には、仁德天皇を丁卯ノ年崩とあるに依るときは、壬申ノ年は、此ノ天皇の五年にあたるを、若シ仁德天皇の崩しゝ年を、元年として計ふれば、六年にあたれば、書紀に、六年と

あるはあへり、】○毛受、【延佳本には、受ノ下に、野ノ字あるは、次なる御陵に效ひて、補へたるなるべし、されど今は諸ノ本に無きに依れり、古ヘ此ノあたりの地のさま、彼レは野と云べき地、此は然は云まじき地にて、異ありしも知りがたし、此ノ記は、古ヘの傳へのまゝに書るものにて、凡てかゝる事のいとくはしきなり、】書紀に、冬十月己酉朔壬子、葬二百舌鳥耳原陵一、諸陵式に、百舌鳥耳原南陵、磐余稚櫻宮御宇、履中天皇、在二和泉國大鳥郡一、兆域東西五町、南北五町、陵戸五烟とあり、和泉志に、在二大山陵南、上石津村一、陵畔有二祠一、有二龜家孔岡家紋酒家等號一、と云り、【大山陵と云は、仁德天皇の御陵なること、彼ノ御陵に云るが如し、此ノ御陵は、其ノ南ノ方に在て、上石津村の北ノ方なり、】

多治比宮卷

水齒別命坐多治比之柴垣宮治天下也此天皇御身之長九尺二寸半御齒長一寸廣二分上下等齊既如貫珠

眞福寺本に、初メに弟とあり、【前ノ天皇の御弟に坐ませばなり、】此ノ事若櫻ノ宮ノ段に云るが如し、○此ノ天皇、後の漢樣の御謚、反正天皇と申す、○多治比、此ノ地ノ事、若櫻ノ宮ノ段に、多遲比野とありし處に云り、【上十一葉】○柴垣は、上卷に、青柴垣とありて、訓ノ柴云ニ布斯一と注せるに依れば、此も然訓べけれど、須賀ノ宮ノ段ノ哥に、夜幣能斯婆加岐また、美古能志婆加岐などあれば、なほ斯婆と訓つ、【哥には加を濁れども、みな清音の加ノ字を用ひたれば清むべし、】神名帳【伊勢ノ國鈴鹿ノ郡】に、支婆加支神社と云も見ゆ、さて崇峻天皇の宮をも、倉椅ノ柴垣ノ宮と云ひ、書紀ノ欽明ノ卷に、泊瀨柴籬宮と云も見えたり、抑柴の垣は、かりそめなる構へなるを、かく彼此と宮ノ名にしも故に負られたるは、如此な

る由にか、【此ノ御世のころに至ては、皇大宮の御垣の、實に柴なるべきに非ず、況て崇峻天皇の御世のころをや、然れば實に柴の御垣なるには非れども、かの水垣ノ宮と云し類にて、柴垣と云は、上代にはみつ〳〵しく美きかたに、稱て云りし名なる故に、其意にて名ヅけられたるにもあらむか、はた質素を示さむために、故に柴の御垣に構へられたるか、猶考ふべし、】書紀に、元年冬十月、都於河内丹比、是謂柴籬宮【かく記されたれども、此ノ天皇は、皇子にて坐しほどより、此ノ多治比に居住給へりしこと、多治比ノ水歯別ノ命と申せしにて知べし、】さて此ノ宮の事、帝王編年記に、丹比郡、今宮坂上路北谷地是也、としるせり、河内志に、丹北郡柴籬宮、在松原荘植田村廣庭神祠東北、と云るは、據あるにや、【これ編年記に云る地と合へりや、いかゞ、なほよく尋ぬべし、】○此ノ天皇、眞福寺本に、此ノ字なし、○御身之長、長は多氣と訓べし、高さと云ことなり、○九尺二寸半、尺を佐加と云は、此ノ字ノ音を取れるものか、はた本よりの古言か、【いかにまれ古き言なり、】寸を伎と云は、刻の意なり、万葉に、臣刻春と、伎に刻ノ字を書るも、【十三ノ巻に、眞刻持ともあり、】其意にて、伎と云ぞ、伎陀、伎邪牟などの本語なる、さて二寸半は、二寸五分を云なれば、此ノ半は、伊都伎陀と訓べし、【ナカラと訓ては違へり、】書紀孝徳ノ巻に、二尺半を、フタサカアマリイツキ、と訓るに效ふべし、【二尺半は、二尺五寸なり、】さて御身之長九尺に餘り坐るは、あまりに過て異く聞ゆれども、【若ノは九ノ字は、六などの誤かとも思へど、】書紀に、倭建ノ命を、身長一丈、仲哀天皇を、身長十尺、とあるとも合せて思へば、古への丈尺の量、今のとは異にて、然もありけむ、【若古への一尺は、今の七寸ばかりならば、九尺餘も一丈も、さることとなるべし、なほ次に云む、】○御歯、和名抄に、説文云、歯口中折骨者也、和名波、○長は、那賀佐と訓べし、【凡て立る物には多氣と云ヒ、然らぬ物には那賀佐と云て、字は同じけれど、皇國言は、差別あり、後ノ世に、すべて多氣と云はたがへり、】○一寸、或書に、歯一寸八分、また一寸一分、なども云り、○二分は、布多伎陀と訓べし、分を伎陀と

訓ゆるは、書紀景行ノ巻に、碩田と云國ノ名見えて此云於保岐陀とあるは、和名抄に、豊後國大分【於保伊多】郡、

とある地なり、【伎を伊と云は、後の音便なり、】是ノ伎多に分ノ字を用ひたり、寸分の分の意なるべし、【寸分の分を、伎陀と訓る例は、未ダ見及ばざれども、必ず然るべくおぼゆ、さて寸も刻の意なることは、分と同くして、別なきに似たれども、凡てかゝる類の名は、意は同じけれども、いさゝか、言の異れるを以て、別ち云ことも、例あることなり、さて此の二分を、師はフタソキと訓れたれど、いとわろし、】さて御歯の廣さ二分ならば、二分は殊に尋常のよりも細かなるべし、かく如此云るは、如何なる故ならむ、【若シ古ヘの一尺、今の七寸ばかりならむには、尋常と異なることも無きに、若くは此ノは却て細きを奇しとするにもあらむか、【長さ一寸なるに、廣さ二分ならむは、殊に細くして奇しかるべきなり、】さて凡て物の長さを度るに、尋と云、束と云は、本よりの古言なり、丈尺寸分と云は、漢字につきて、設けたる訓なるべきか、されど儲には知りがたし、さて其ノ量は古ヘの一尺は、今ノ世の七寸許にあたれり、此ノ事未ダ委くは得考へず、今の時の御定ノは、もはら、唐ノ代のから國のさだめに依られたりと見ゆ、】○上下は、上ツ御歯、下ツ御歯なり、○等齊は、比登斯玖登々能比弖と訓べし、俗に云ふ揃ふなり、○既は、上にも云る如く、盡くと云意にて、全くと云に通へり、此は全くの意に近く聞ゆ、【師は純ノ字なるを誤れるかと云れしかど、然らず、かゝる處に、既と云こと、古言なり、】

○如貫珠とは、色の白く美麗くして、玉の如くなるを云なるべし、貫とは、並びたるさまに因て云るならむ、【等齊ひたる形を以て云には非じか、古ヘの玉には、細く長くして、管なるがあれば、此ノ御歯の容、其に似たるあれど、さる玉は、竪にこそ貫れ、横には貫ることなければ、御歯の並びたる形には似ず、されば形の方は、たゞ大らかに譬へて、色のうるはしき方をむねと譬へたるなるべし、さて此ノ三字は、漢文にも常にある言なれども、其を取れるには非じ、おのづから云べき譬へなればなり、】書紀には、生而齒如一骨容姿美麗とのみあり、【如一骨は、等齊と云に合へり、】

さしし水齒別と申す御名は、如此御齒の美麗く生るに因て、負賜へるなり、

天皇娶丸邇之許碁登臣之女都怒郎女。生御子。甲斐郎女。次都夫良郎女。柱二 又娶同臣之女弟比賣生御子財王。次多訶辨郎女拜四王也。

丸邇は、丸邇ノ臣といふ姓にて、伊邪河ノ宮ノ段に出ッ、【傳廿二の四十六葉】○許碁登臣、名ノ義未タ考へ得ず、書紀神代ノ卷に、興台産靈【此云許語等武須毘】と云神ノ名もあり、姓氏錄【布瑠ノ宿禰ノ條】に、天足彦國押人ノ命七世孫、米餅搗大使主命之後也、男木事ノ命とあるは、此ノ人なるべし、【時代も、仁徳天皇ノ御世とあれば、合へり、】○都怒郎女は、名ノ意未ダ考へ得ず、○甲斐郎女、御名ノ義未タ考へ得ず、○都夫良郎女、御名ノ義未タ考へ得ず、繼躰天皇の御子に、同御名あり、【書紀には、彼御母も、丸邇ノ臣氏なり、】穴穗ノ宮ノ段に、男に都夫良意富美と云人もあり、書紀ニ云ク、元年秋八月、立ニ大宅臣祖、木事之女津野媛一、爲ニ皇夫人一、生ニ香火姫皇女、圓ノ皇女一【大宅ノ臣は、丸邇ノ臣と同祖の氏なれば、一ッなるべし、】○財王、書紀に、皇女とあり、【此ノ記には、皇子皇女共にたゞ王と記せる例なれば、男女の間知がたし、但シ此ノ天皇の皇女たち、他はみな郎女とあるに、此ノ御子のみ王とあるは、いかならむ、】中卷高穴穗ノ宮ノ段に、弟財郎女と云あり、御名ノ義、又同御名の御子たちなど、彼處に云り、【傳廿九の四十八葉】○多訶辨郎女、御名は地ノ名か、【神名式に、大膳職坐高倍神社と云あり、】又鳥ノ名か、【万葉三、又十一に、此ノ鳥ノ名見ゆ、和名抄に、尔雅集注云、鸊一名沈鳧、貌似ニ鴨而小背上有ニ文者也、漢語抄云、多加閇、】書紀には、皇子とあり、傳への異なる

なり、書紀云、又納夫人弟弟媛、生財皇女與高部皇子、

天皇之御年陸拾歲御陵在毛受野也。

天皇之、眞福寺本には、之ノ字無し、○陸拾歲、書紀には、六年春正月甲申朔丙午、天皇崩于正寢、とありて、御年は記されず、○舊印本眞福寺本又一本などには、此ノ間に、丁丑年七月崩、と云六字あり、【日の無きは、傳はらざりしにや、】丁丑ノ年は、書紀にては仁德天皇ノ六十五年、又允恭天皇ノ廿六年にあたれり、【但し此ノ記に、履中天皇ノ壬申年崩とあるに依ㇾるときは、丁丑は、此ノ天皇の五年に當れり、】○毛受野、書紀允恭ノ卷ニ云、五年秋七月、地震、先是命葛城襲津彥之孫玉田宿禰、主瑞齒別天皇之殯、則當地震夕云々、冬十有一月甲申朔甲申、葬瑞齒別天皇于耳原陵、【そもそも此ノ御葬の、かく數年を經てありしは、いかなる故にかありけむ、思ふに書紀に、允恭天皇御位に即たまふべきことを、群臣しばしばねもころに請ヒ申しつれども、篤キ疾にて、不能步行とて、固く辭給ひしを、又妃の請ヒ申シ賜ふ御言の中に、大王辭而不即位、位空之而經年月、とあるを思へば、實には允恭天皇辭ミ賜ひて御位に即ㇾ賜はざりしほどに、五年は經たりけむ故に、此ノ御葬は遲くなれるにやあらむ、然るを、允恭天皇の御位に即賜へるを、此天皇の崩リ坐シし明年とせるは、傳のまぎれにやあらむ、若明年ならむには、崩ノ後年月、こゝまでは、中給ふまじくや、】諸陵式に、百舌鳥耳原北陵、丹比柴籬宮御宇反正天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西三町、南北二町、陵戶五烟、とあり、和泉志に、在大山陵北一町、中筋村、今稱楯井塚陵、陵畔有草、曰鈴草、と云り、【此ノ御陵、里人は、田出井山と云り、】

古事記傳三十九之卷

本居宣長謹撰

遠飛鳥宮卷

男淺津間若子宿禰命坐遠飛鳥宮治天下也此天皇娶意富本杼王之妹忍坂之大中津比賣命生御子木梨之輕王次長田大郎女次境之黑日子王次穴穗命次輕大郎女亦名衣通郎女（御名所以負衣通王者其身之光自衣通出也）次八瓜之白日子王次大長谷命次橘大郎女次酒見郎女（九柱）凡天皇之御子等九柱（男王五女王四）此九王之中穴穗命者治天下也次大長谷命治天下也。

眞福寺本には初ノに弟とあり、又御名の命ノ字同本には、王とあり、○此天皇後の漢様の御諡允恭天皇と申す、○遠飛鳥の事は、若櫻ノ宮ノ段に云り、【傳卅八の二十七葉】○此ノ天皇の、此ノ字諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、【中卷より是まで皆目には、此ノ字あり、次々には有るもあり、無きもあり、有るは、古言のまゝなり、無きは漢文様なり、餘處

なるも同じ、】○意富本杼王、忍坂之中津比賣ノ命、其に中巻明ノ宮ノ段ノ末に出ツ、【傳卅四の五十一葉五十二葉】書紀に云ク、二年春二月丙申朔己酉、立テ忍坂大中姫ヲ爲ス皇后ト、○木梨之輕ノ王、木梨も地ノ名か、はた梨の一種にて其の負ひ給へる御名か、【神名式に、播磨ノ國賀茂ノ郡、木梨ノ神社あり、】輕は、大和ノ國高市ノ郡の地ノ名にて上に出ツ、さて此ノ王の御事下に見ゆ、○長田大郎女、長田も地ノ名なるべし、【和名抄に、攝津ノ國八田部ノ郡、伊賀ノ國伊賀ノ郡、伊勢ノ國飯野ノ郡、遠江ノ國長上ノ郡などに長田ノ郷あり、阿波ノ國に名方ノ郡あり、神名式に、近江ノ國高島ノ郡、美作ノ國大庭ノ郡などに、長田ノ神社あり、なほ有ルべし、】此は、履中天皇の御子なるが紛れたる傳へなり、其由は穴穗ノ宮ノ段に云べし、【傳四十の十一葉】○境之黑日子王、境は地ノ名なるべし、【書紀雄略ノ巻に、此ノ王の燔死たまひ給ふ處に、坂合部ノ連贄ノ宿禰抱テ皇子ノ屍ヲ而見レ燔死ニとあるを見れば、此ノ人は若くは、御乳母方の人か、然らば境は、御乳母の姓かとも思はるれど、なほ然にはあらじ、】黑とは、いかなる所由を以て負ヒ給へる御名にか詳ならず、此ノ御子の御事下に見ゆ、○穴穗命、御名地ノ名なり、此ノ地の事此ノ命の御段に云べし、○輕大郎女、輕は御兄王の御名の輕と同じ、此ノ女王の御事下に見ゆ、○衣通ノ郎女、此ノ御名、曾登富志と訓べし、其ノ由は、明ノ宮ノ段ノ末、琴節ノ郎女の下に云り、【傳卅四の五十三葉】さて此ノ御名を、書紀に、皇后【大中津比賣ノ命】の御妹弟姫の、亦ノ名とせるは、傳への異なるなり、此は何れ正しからむ、甚紛はし、【其故は、此ノ記にも彼ノ琴節ノ郎女は、正しく書紀の弟姫と聞えたるに、琴節と云名、衣通と通へば、衣通ノ郎女と申すは、書紀の説の如くなりけむを、此ノ記に、此ノ輕ノ大郎女の亦ノ名とあるは紛れたる傳へか、はた衣通ノ郎女は、此記の如く、輕ノ大郎女にて、かの琴節は、別義の御名なるを、書紀の傳へは、其名の似たるから、紛れて、弟姫の亦ノ名とせるものか、彼ノ弟姫も、皇后の御妹、此ノ輕ノ大郎女も、皇后の御子なれば、御姨と、御姪との間まぎれつるなり、何れか正しからむ、】○註に御名云々、書紀に、彼ノ弟姫の事を、容姿絶妙無比其艶色徹衣而晃之是以時人號曰衣通郎姫也と

あり、○八瓜之白日子王、八瓜は大和ノ國高市ノ郡ノ地ノ名にて、中卷伊邪河ノ宮ノ段、八瓜入日子ノ王の下に云り、【傳廿二の六十三葉】白とはいかなる所由ノ御名にか、【若くは、御兄ノ黑日子は色黑く坐、此ノ王は白く坐りしにもやあらむ、神名式能登ノ國能登ノ郡日比古ノ神社あり、されど其は此に由あることには非ず、彼ノ郡には、菓比古菓比咩ノ二ノ社をし、】此ノ王の御事も下に見ゆ、○大長谷命、長谷に坐住ししなるべし、御宇せりし大宮も即ち其處なりき、○橘ノ大郎女、橘は地ノ名にて、大和ノ國高市ノ郡也、【今も橘村とてあり、橘寺も此處なり、】万葉二ノ卷に橘之島ノ宮とよめるも此地なるべし、【さて此ノ御名を書紀に、但馬橘とある、但馬は、すなはち橘なるを、誤りて重なりたるなり、】○酒見郎女、これも地ノ名か、【和名抄に、播磨ノ國賀茂ノ郡酒見ノ郷、神名式に、尾張ノ國中島ノ郡酒見ノ神社などあり、】○註に、九柱、延佳本には此ノ二字なし、○寸ノ字諸本に無し、今は眞福寺本延佳本に依れり、書紀に云、皇后生木梨ノ輕ノ皇子名形ノ大娘皇女、境ノ黑彦ノ皇子、穴穗ノ天皇、輕ノ大娘皇女、八釣白彦ノ皇子、大泊瀨稚武ノ天皇、但馬橘ノ大娘皇女、酒見ノ皇女、

天皇初爲將所知天津日繼之時天皇辭而詔之我者有一長病不得所知日繼然大后始而諸卿等因堅奏而乃治天下此時新良國主貢進御調八十一艘爾御調之大使名云金波鎭漢紀武此人深知藥方故治差帝皇之御病

天津日繼、上ノ卷に出、【傳十四の三十七葉】○爲將所知——之時は、所知めすべかりける時と云むが如し、【所知看むと所念たるにはあらず、】○天皇辭、この天皇ノ字讀べからず煩らはし、○一長病【一ノ字讀むべからず、此は漢文ざまに書た

る字にて、記中に、一横刀一賤夫一高樹なども ある一ノ字の例なり、眞福寺本には、此の一ノ字は無し、】は、宇知波閇多流夜麻比と訓べし、【長ノ字は、久也とも、常也とも注したる意なり、故師は、トコシヘナルと訓れたり、されど然は訓まじくおぼゆ、】長く久しく引延て何時となく恒なる意なり、古今集に貫之、屏風の繪なる花をよめる、咲初し時より後はうちはへて世は春なれや色の常なる、【万葉十三に、打延而思之小野者、こは異意と聞ゆ、】書紀に、及壯篤疾容止不便と見え、此ノ辭賜ふ御言に離篤疾不能歩行云々、【容止不便とあるは、この不能歩行を云なるべし、其は篤疾を治賜はむとて峻き療をし賜へるに因て、不能歩行なりぬるにや、窟破身治病とあればなり、又不能歩行も篤疾のしわざか、】さて此ノ辭賜へる御事は書紀に、瑞齒別ノ天皇崩爰群卿議之曰方今大鷦鷯天皇之子雄朝津間稚子宿禰皇子與大草香皇子然雄朝津間稚子宿禰皇子長之仁孝即選吉日跪上天皇之璽雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰我不天久離篤疾不能歩行且我既欲除病獨非奏言而密破身治病猶勿差由是先皇責之曰汝患病縱破身不孝孰甚於茲矣其長生之遂不得繼業亦我兄二天皇愚我而輕之群卿共所知云々寡人弗敢當群臣再拜言夫帝位不可以久曠云々猶辭而不聽於是群臣皆固請曰云々願大王聽之、○大后は、忍坂之大中津比賣ノ命なり、【是時は未タ大后とは申さねども後より記せる詞なり、】○始而、此ノ言の例中卷神功皇后ノ段に、金銀爲本云々とある處に云り、【傳卅の十九葉】○諸卿等は、麻閇都岐美多知と訓べし、書紀景行ノ卷の哥に、魔弊菟耆瀰【其ノ端ノ詞に百寮云々とあるを指てよめり、】とあり、前つ公の意にて、天皇の御前に候ふ公等と云ことなり、書紀に、侍臣群卿群僚群臣卿大夫公卿大夫卿等大夫將相など皆、マチギミとも、マチギムダチとも訓り、【凡てまちぎみまうちぎみなど云は、まへつぎみを音便に訛れるなり、又凡てきんだちと云も、きみたちの、音便にくづれたるなり、凡て書紀の訓には後の音便言多し、】○奏は、天津日嗣所知看べき由を請申し給ふなり、○乃は、曾と訓べし、凡てかゝる處に曾と云辭は甚重くして、乃ノ字に當れり、

書紀に、元年冬十有二月、妃忍坂大中姫命、苦群臣之憂吟、而親執洗手水、進于皇子前、仍啓之曰、大王辭而不即位、位空之既經年月、群臣百寮、愁之不知所爲、願大王從群望、強即帝位、然皇子不欲聽、而背居不言、於是大中姫命惶之、不知退、而侍之經四五剋、當于此時、季冬之節、風亦烈寒、大中姫所捧鋺水、溢而腕凝、不堪寒以將死、皇子顧之驚、則扶起謂之曰云々、何遂嗣位、大中姫命仰歡、則謂群卿曰、皇子將聽群臣之請、今當上天皇璽符、於是群臣大喜、即日捧天皇之璽符、再拜上焉、皇子曰云々乃即帝位、○此時は、初て御位に即き給へる時を指て云か、又たゞ廣く此ノ御世を云るにも有ルべし、○新良は、新羅にて、中卷に出、【傳卅の五十九葉】○國主も彼處に見ゆ、【傳同六十一葉】○御調の事、中卷水垣ノ宮ノ段に委く云り、【傳廿三の八十七葉】○八十一艘、書紀神功ノ卷に、愛新羅王波沙寐錦、即以微叱己知波珍干岐、爲質、仍齎金銀彩色及綾羅縑絹、載于八十艘船、令從官軍、是以新羅王常以八十船之調貢于日本國、其是之縁也、仁德ノ卷に、十七年云々於是新羅人懼之乃貢獻調絹千四百六十疋及種々雜物并八十艘、此ノ御卷にも云々、【これらに依らば、此に八十一艘とある一ノ字は衍か、又は實は八十一艘なりけむを、書紀には何れも一ノ字を畧きて記されたるか、】○大使、【師はツカヒザネと訓れたれど、なほ字のまゝに訓べし、書紀にも然訓り、】書紀欽明ノ卷に、詔于百濟曰云々宜下以馬武爲大使遣朝上而已、また高麗ノ使云々、大使云々、敏達ノ卷に、高麗ノ大使謂副使等曰云々、舒明ノ卷に高麗ノ大使宴子拔小使若德百濟ノ大使恩率素子小使德率武德共朝貢、皇極ノ卷に、大使翹岐など此ノ後の卷々にも見ゆ、【皇朝より蕃國に遣すにも、大使小使ありしこと欽明紀齊明紀天武紀などに見ゆ、孝德紀には、押使大使副使判官あり、】○金波鎭漢紀武、金は姓なり、新羅王の姓金なれば、【唐書の新羅ノ傳に、王姓金こ云り、朝鮮の東國通鑑ニ云書に、新羅脱解王九年春三月新羅王得小兒閼智、養以爲子、王夜聞金城西始林間有鷄聲、遲明遣瓠公視之、有金色小櫝掛樹梢、白鷄鳴於下、瓠公還告、王使人取櫝開之、有小男兒在其中、姿貌奇偉、王喜

謂ノ左右ニ曰此豈非天祚我以胤乎名閼智閼智鄕言小兒之稱也以其出於金櫝姓金氏有鷄怪改始林名鷄林因以爲國號ご云り、】其ノ族なるべし、書紀に彼ノ國人に此ノ氏なる多く見えたり、【但古くは見えず、孝德ノ卷より見ゆ、】波鎭は、彼ノ國の爵なり、書紀神功ノ卷に、新羅王波沙寐錦即以微叱己知波珍干岐爲質、【波珍ご、波鎭ご同じ、】釋に波珍干岐私記曰師說新羅爵級也、當此國正三位、【これは波珍の註なり、干岐の註は次に干岐號也ご云へればなり、】東國通鑑に、新羅設官有十七等、一曰伊伐飡二曰伊尺飡三曰匝飡四曰波珍飡五曰大阿飡皆授眞骨、々々王族也云々、【北史ノ新羅ノ傳にも其官有十七等、一曰伊罰干貴如相國、次伊尺干次迎干次破彌干次大阿尺干云々ご云り、北史に干ご云るを、東國通鑑には、皆飡ご云るは音にて異れるなるべし、天武紀にも飡ごあり、さて北史に破彌干ごある彌ノ字は、珎を誤れるものなり、さて私記に、波珍を正三位に當ると云るは、一階違へるか、第四等なれば、從二位に當るご云べきにや、但し正一位をば除きての當か、】書紀天武ノ卷に、新羅遣波珎飡金智祥大阿飡金健勳請政仍進調ごある彌ノ字は、珎を誤れるなり、【北史には、珎ごあれど、神功紀にも、波珍、此記にも波鎭、東國通鑑にも波珍ごあればなり、】漢紀は、彼ノ國の王ノ族の號なり、書紀ノ私記曰師說云々干岐號也、【此ノ次に弘仁私記曰冠名ごあるは、波珍の註なるべし、波珍干岐ごつゞきたる處の註なればなり、若干岐の註ならば誤なり、干岐は、冠位には非ず、又南史ノ新羅ノ傳に其ノ官名有子賁旱支齊旱支謁旱支壹吉支奇貝旱支ご云る、支ノ字はシの音なれども、必旱岐ご聞えたり、皇國にても支ノ字をキの假字に用ひ、韓國にならへるにや、さて此ノ旱支ごも官名ご云るも傳ノ聞ゆる誤なるべし、又壹吉支は、支の上に旱ノ字を落せるなるべし、】まづ書紀神功ノ卷に卓淳ノ王末錦旱岐【卓淳は國ノ名なり、】加羅國王己本旱岐、繼體ノ卷に、任那王己能末多干岐、これらは王を旱岐ご云り、崇神ノ卷に、意富加羅國王之子、都怒我阿羅斯等が亦ノ名、于斯岐阿利叱智干岐、繼體ノ卷に、新羅改遣其上臣伊叱夫禮智干岐、欽明ノ卷に、任那諸國旱岐等、また安羅

加羅卓淳卓岐等、また新羅卜早岐、【なほ早岐と云ること多く見ゆ、】これらは其ノ國々の王の族なるべし、されば韓の諸國にて王をも其ノ族をも通はして、早岐と云るなり、【これ皇國にて天皇を始ノ奉リて諸王までに亘りて意富伎美と申すと同じことゝおぼへなるべし、波珍早岐と連ねて云は、一品親王など申ス心ばへと聞ゆ、】さて此に波珍の珍を、鎭と作き、早岐を漢紀と作るは、同音の字を通ハし用ゐる古への例にて、都を堵【万葉】復命を服命【書紀】など書るが如し、【もとより彼國にても、これらは假字にて、たゞ字ノ音を用ひたるのみにて意なければ、波を破、早を干など作るをや、】武は名なり、【かの北史に、波珍干とあるに依らば、此も波鎭漢は爵にて、名は紀武かとも思へど、神功紀に、波珍干岐と見え、天武紀に、波珍飡とあれば、波鎭は、波珍飡、漢紀は早岐にて、名は武なり、】さて金は姓なるを、爵の上に置るは彼ノ國の古への云ざまなるべし、【御國にても、源ノ二位、藤大納言などゝ云ことあり、天武紀に、波珍飡金智祥などゝあるは、漢國の云ざまなり、】○藥方は、久須理能美知と訓べし、【方は和那とも訓べし、】書紀神代ノ巻に、定ニ其療ノ病之方ニ【此ノ方をば、サヤとも訓ヾれど然は訓べくもあらず、】さて知ニ藥方ニとは、藥を用ひて病を治むる術を知れるを云なり、【醫を藥師と云も是なり、漢國の醫書どもに藥品を合せたるを藥方と云とは異なり、】書紀天智ノ巻に、百濟の人どもの中に解ニ藥ニと注したるあるに同じ、○帝皇、書紀仁德ノ巻に、御宇帝皇、また帝皇之子、此ノ巻に帝皇之裔、續紀卅に、天乃御門帝皇我御命以天などもあり、古ヘに如此も書キ奉リしなり、須賣良賀と訓べし、【かく云は古言なり例多し、之を賀と云は、不敬きがごと思ふは後ノ世の心なり、】○治差を、袁佐米奉伎と訓べし、【差ノ字は瘥を省て通ハしたるなり、】何事にても善くなすを治むと云り、續紀四の詔に、御病欲治、卅六の詔に、病止弖、三代實錄廿六の詔に、皇帝御體尓勞苦給ニ處ニ有尓依弖云々　卽ニ愈息萬利給比奈牟止、【愈息はヲサマリとも訓むか、】廿九の詔に、御病乎治賜比などあり、さて書紀には三年春正月遣ニ使求ニ良醫於新羅ニ秋八月醫至自ニ新羅ニ則令ニ治ニ天皇病ニ未ニ經幾時ニ病已差、也天皇

歡之厚賞。賜以歸于國。四十二年天皇崩新羅王聞天皇崩而驚愁之貢上調船八十艘及種々樂人八十云々、とあるは、傳への異なるなり、【何れか正しからむ、】

於是天皇。愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而。於味白檮之言八十禍津日前。居玖訶瓮而。玖訶二字以音定賜天下之八十友緒氏姓也。又爲木梨之輕太子御名代定輕部爲大后御名代定刑部爲大后之弟田井中比賣御名代定河部也。

天皇、皇ノ字舊印本又一本などには、王と作り今は眞福寺本、延佳本に依れり、○氏々、高津ノ宮ノ段に、氏々之女等、書紀崇峻ノ卷に、氏々臣連、皇極ノ卷又孝德ノ卷に、氏々人等、續紀廿にも氏々人等、廿五の詔に、諸氏々人等などあり、○名々、まづ名は【名と云言の本の意は、爲たり爲とは、爲りたるさま狀を云、其は常に爲人と云も爲りたる形狀と云事、又物の形を抑理と云も同意にて名と云ももと其物のある狀なり、たとへば筆は文を書ク手なる由の名、硯は墨を摩る由の名、なるが如し、萬ッの物の名皆然り、人の名も其ノある狀に依つて負たるものなり、】もと其人のある狀【行狀容貌由緣、其外くさぐさ、】を賛稱て負けたる物にて名を呼は尊みなり、【其名たとひ賛たる言には非るも負けたる意は賛たるものなり、故レ名を呼は尊みなり、然るに漢ノ國にては人の名を呼を不敬とするは反の差なり、皇國にても後になりては、人の名を呼を不敬とするは漢のうつりなり、後のならひを以て古へを疑ふことなかれ、】さて古へは氏々の職業各定まりて、世々相ヒ繼て仕へ奉りつれば、其ノ職即チ其ノ家の名なる故に、【氏々の職業は、もと其先祖の德功に因ッて

うけたまはり仕奉るなれば、是も貴たる方にて名なり、】即其職業を指ても名と云り、さて其は其家に世々に傳はる故に其名即て姓の如し、されば名々と云は種々にて即此も氏々と云にひとしきなり、書紀孝徳ノ巻に詔曰云々始ノ王之名々臣連伴造國造分其品部別彼名々、復以其民品部交雜使居國縣、遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊名云云、また詔曰云々、天皇名々或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、云々各守名々、【これに品部とあるは、某部某部と云類なり、始ノ王之名々天皇ノ名々とあるは、御名代を云るにて、其御名ども臣下の姓となり、或はかの某部々々の類の号となるを云なり、さて此に名々とあるは、天皇又皇子の御名どものことなるを、御名代なる部々家々に相傳へたるは其名即姓なり、故に姓を名とあるは、姓は異にすと云むが如し、】續紀九ノ詔に其負而可仕奉姓名賜、十八に、遂絶骨名之緒、永爲無窮之氏、【これらの名は即姓をいへり、】万葉十八長歌に大夫乃伎欲吉彼名乎伊尓之敝欲伊麻乃乎追通尓奈我佐敝流云々祖ノ名不絶云々、又同に毛能乃敷能夜蘇等毛能乎毛於能我於敝流於能我名々負大王乃麻氣能麻久々々云々、可久之許曾都可倍麻都良米、【こは名々負を今ノ本に、名負名負と誤れり、】廿長歌に都加倍久流於夜能都加佐等許等太弖佐豆氣多麻敝流、安多良之伎吉用伎曾乃名曾云々、於夜乃名多都奈、【これら皆先祖より受嗣來たる家の職業を名と云り、】續紀廿五の詔に先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎繼止念弖、【位名は位と職となり、】云々、先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿流方不在、これらを以て氏々の職をも姓をも名と云ることを知べし、續紀十七の詔に、進弖波挂畏天皇大御名乎受賜利退弖婆々大御祖乃御名乎蒙弖之食國天下乎撫賜惠賜夫云々男能未父名負弖女波伊婆禮奴物爾阿禮夜立弖仕奉自理在止云々、こは天津日嗣所知看御職業を天皇ノ大御名【又婆々は母にて、】後宮の御政を御母の御名と詔へり、【次に父名負弖とあるも、父の職業を承繼を云り、】○氏姓は、宇遲加婆禰と訓、宇遲と云物は常に人の心得たるが如し、【源平藤原などの類是なり、】加婆禰と云は、宇遲を尊みたる号にして即宇遲をも云

り、【源平藤原の類は、氏なるを其をも、加婆禰とも云なり、】宇遲もと賛て負たる物なればなり、【是はた言は賛たる言に非るも、負たる意はほめたるものなり、】又朝臣宿禰など、宇遲の下に着て呼ふ物をも云り、此は固賛尊みたる号なり、又宇遲と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り、【藤原ノ朝臣大伴ノ宿禰などの如し、】されば宇遲と云は、源平藤原の類に局り、【朝臣宿禰の類を宇遲と云ることは無し、】加婆禰と云は、宇遲にも朝臣宿禰の類にも、連て呼ふにも亘る号なり、宇遲と加婆禰との差別大かた如此し、さて宇遲加婆禰と連ねて云には、宇遲【源平藤原の類】と加婆禰【朝臣宿禰の類】とを分て並べて云るもあり、又たゞ何となく、兼ねて云るもあり、此の氏姓何れに見ても違はず、【さて宇遲に、氏ノ字を書くはよく當れり、加婆禰に姓ノ字は、當る處と當らぬ處とあり、然るを、世ノ人宇遲加婆禰の義をひたすら此ノ氏姓ノ字に因て分別むとする故に、いとまぎらはしきが如し、故今これを委曲に辨へ云む、まづ漢國にて、姓と氏との事まぎらはしきが如くなる故に、此間の宇遲加婆禰の事此ノ字につきていよ／＼まぎらはしく思ふなり、かの國にて、姓と氏とは別なるが如くなれども、常に通はして一つにもいへり、姓ノ某氏と云るにて知べし、然れども用ひざまは同じからず、姓ノ某氏とは常にいへども氏ノ某姓とは云ることの無きにて知べし、さて源藤原の類は、姓と云ても氏と云ても宜しく、凡て宇遲加婆禰と云に、氏姓と書くも當れることなれども、加婆禰と云中に、姓ノ字の當らぬ處ある故は、いかにと云に、朝臣宿禰の類は、漢國には無き物なれば、是に當る字は無きなり、姓ノ字は、源藤原などを云時の、加婆禰には當れども、朝臣宿禰の類を云時の、加婆禰には當らざるを強て漢文に書むとする時は、止事を得ず、此ノ字を用ひて、書紀などに賜ㇾ姓曰二朝臣一など書かれたるから紛れて、朝臣宿禰の類を姓、藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれど非なり、若然云ときは、源も平も藤原も共に、朝臣なれば、皆同姓と爲むか、されば朝臣宿禰の類を、姓と心得ては、源藤原の類と混ひて分別なし、故後ノ世の書どもには、朝臣宿禰の類には尸と書て分つなり、此はたゞ借ノ字なれば、姓ノ

字を書むよりは紛れなくて勝れり、然れども正しき漢文には、尸ノ字などは書くべくもあらざれば姑く姓と書むも難なし、讀む人の心にわきまへて字に惑ふまじきなり、凡て萬ヅの言漢字によりて意を誤ることは常なる中に、此ノ加婆禰の事は、殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり、ゆめ〳〵姓ノ字には拘はるべからず、此ノ字を忘れて思ふべきなり、】書紀推古ノ卷に令レ誄ニ氏姓之本一。讀紀廿九詔に、丈部姉女乎波内都奴止爲弖冠位擧給比根可婆禰改給比治賜伎、云々一等降弖其等我根可婆禰替弖遠流罪尒治賜布、【根も尊みたる稱なり、】○忤過は、凡て氏姓は朝廷より賜ふ物にして【其本を推究めて思へば、天ノ下の人等の氏姓を悉に朝廷より賜ふべきには非れば、初メはおのづからに定まりたる多かるべけれど、既に定まりたる上へにては、私には漫にせず、皆朝廷よりぞ治メ賜へる、】いさゝかも私にすること能はず、古へは是レを甚重くして嚴なりしこと、世々の史に見えたるが如し、然はあれども猶おのづから紛ひても忤ひ又僞る者もありしなり、○味白檮は、中卷玉垣ノ宮ノ段に見ゆ、【傳廿五の十九葉】味は宇麻とも訓べけれど多く甘ノ字を書き書紀なども阿麻と訓れば今も其に依つ、○言八十禍津日前は、尋常の地ノ名とは聞えず、故レ思ふにこは此ノ度の探湯の事に依て殊に負給へる名なるべし、されば即チ味白檮前のことなり、八十禍津日の事は、上卷禍津日ノ神の下に云るが如し、【傳六の五十七葉】氏姓の忤過つは、世の禍事なるを糺し賜ふ地なる由にて如是は負せ賜へるにや、【甘樫坐神社四座も若くは此ノ探湯坐に依て齋祭リ賜ふ神には非るか、若然もあらば、其ノ四座は、八十禍津日、大禍津日、神直毘、大直毘の四柱ノ神などにや坐スらむ、此はたゞこゝろみに云のみなり、】言は、氏姓を忤へ僞り云フ言歟、【師は、古文の言なるべし、と云れつれど心得ぬ說なり、】万葉十四丁十九に、宇都世美能夜蘇許登乃敝波思氣久等母安良蘇比可禰弖安乎許登奈須那、【許登乃敝は、稻掛ノ大平ガ云ク、言部比なるべし、音を音なひといふに同じ、】此レと下上の異あれど、八十と續きたるさま同じ、前は崎なり、【師は、久麻と訓て檜隈と云地是レなるべし、と云れたれど檜ノ隈も同きあたりの地

なれば其說もさることなれども、書紀に僻ごと作れたればなほ崎なり、記中の例崎にもみな前ノ字を書たり、】○玖訶瓮、玖訶は、書紀に、盟神探湯此云區訶陀智とある如く、熱湯中に手を漬探りて、神に盟ふ事をするを云、【陀智は、役などの、陀智にて、凡て其ノ事に趣くを、果に立とも果立とも云こと昔も今も多し、さて探湯は、訶を清、陀を濁る言なるを、訶を濁り陀を清て讀むは非なり、】書紀應神ノ卷に、九年云々天皇則推問武內宿禰與甘美內宿禰於是二人各堅執而爭之是非難決天皇勅之令請神祇探湯是以武內宿禰與甘美內宿禰共出于磯城川湄爲探湯武內宿禰勝之、繼體ノ卷に日本人與任那人頻以兒息諍訟難決元無能判毛野臣樂置誓湯曰實者不爛虛者必爛是以投湯爛死者衆など見ゆ、【湯を探て誓ふ事から書にも見えたり、】垂仁ノ卷に中臣ノ連ノ祖探湯主と云人ノ名も見ゆ、【日本紀竟宴集に、此ノ天皇を甘樫乃丘乃久可太知支與介禮波不己禮留多見毛可波禰數木之幾、また、万賀布宇智遠久可倍溫須惠傳和玖能美高王多濃當摩盡部安羅波禮仁計里、かの武內ノ宿禰を川久之弊夫久可多知世之不支與支見波武與乃すめ良不都か弊支不けり、】瓮は、其ノ探湯立の湯を沸す釜なり、【閇と云は此ノ類の器の惣名にて、加那閇は金瓮なり、鍋は、魚菜を煮る瓮なり、其外某瓮と云名多し、】さてかく其ノ瓮を居たることばかりを云て探湯せし事を云ざるは、古文のさまなり、【大祓ノ詞に大津金木を打切と云て、其を置座に置ることをば云ずて、直に置座に置足はしと云るなどゝ同じ格なり、】○八十友緒の事は、上卷に五伴緒とある處【傳十五の十八葉】に云り、万葉十八に、夜蘇等毋能乎とあり、崇神紀に、八十諸部とあるをも如此訓べし、【ヤソモロトモノヲと訓るは古言にあらず、】○定賜は、眞僞を糺し決め賜ふなり、姓氏錄ノ序に、允恭御宇萬姓紛紜時下詔旨盟神探湯實者全冐虛者害自茲厥後涇渭別流とあり、書紀に云ク四年詔曰云々、上下相爭百姓不安或誤失己姓或故認高氏其不至於治者蓋由是也云々詔曰群卿百寮及諸國造等皆各言或帝皇之裔或異之天降云々故諸氏姓人等沐浴齋戒各々

爲盟神探湯則於味橿丘之辭禍戸𥑐坐探湯瓮而引諸人令赴曰得實則全僞者必害於是諸人各著木綿手繦而赴釜探湯則得實者自全不得實者皆傷是以故詐者愕然之豫退無進自是之後氏姓自定更無詐人、【注に或泥納釜煮沸攘手探湯泥或燒斧火色置于掌とあるは、後ノ人の加へたるものなり、さて禍戸は、マカツへと訓べし、比と閇とは通音にて禍津日と同言なり、本にマガトと訓るは非なり、】○輕ノ太子 太子は、美古能美許登と訓べし、日嗣御子と申すは常なれども、御名に係て【某ノ太子とある】は御子命と申せるぞ例なる、【某之日嗣ノ御子とは申さぬことなり、】書紀推古ノ卷に、廐戸ノ豊聰耳皇子命、天武ノ卷に、草壁皇子尊高市ノ皇子ノ命などあるが如し、【これら皆皇太子に坐り、】續紀一又万葉一に、日並知ノ皇子ノ命とあるを、續紀四には、日並知ノ皇太子と書れたるにて、皇太子をもミコノミコトと訓べきことしるし、【万葉三の哥に、安積ノ皇子を、御子乃命とよめるは、皇太子には坐ざれども、聖武天皇のたゞ一柱の彦御子に坐せば、皇太子に准へて申せるなり、哥の詞も其趣なり、】○御名代上に出、○刑部は、忍坂部なり、於佐加辨と訓、和名抄に、伊勢ノ國三重ノ郡、遠江ノ國引佐ノ郡、備中ノ國賀夜ノ郡英賀ノ郡などに刑部と云郷ノ名ありて、皆於佐加倍とあり、【因幡ノ國高草ノ郡にも同じ郷ノ名ありて、於無佐加倍とあり、】さて此は大后の御郷大和ノ國城上ノ郡の忍坂なるを、刑部としも書ッ故は、其ノ郷なる忍坂部の人等の刑部の職に仕へ奉ノしことのありしより、やがて其ノ職ノ名の字を書きならへるなり、【されは於佐加辨と云名は、忍坂部にて刑部ノ職には由あるに非ず、又刑部の字は、忍坂部と云名に由あるに非ず、本は別なり、然るを於佐加辨を本より刑部の職ノ名と心得るは非なり、師のおしかどなへ部と云ことなりと云れたるも違へり、刑部の職ノ名を、於佐加辨と云ることは無し、其は和名抄に、刑部省ハ宇多倍多多須都加佐と見え、書紀持統ノ卷にもウタヘノツカサと訓り、】○田井中比賣は、中卷明ノ宮ノ段の末に出、【傳卅四の五十二葉】書紀には、弟姫とありて、衣通郎姫と申しゝも此ノ御事として、七年より十一年までの處に天皇の御寵の事

ども、其ノ間々の御哥どもなど見えたり、されば天皇に深く寵幸られ奉ㇼ賜へる故に衣通ノ郎女と申す名は、此記の傳へこそ其ノ人異なれども、其ノ餘の事は異なることなく書紀の傳へは委きなり、】殊に御名代をも定ノ賜へるなり、〇河部おほかた御名代は、其御に負せる地ノ名を取れる例なるに、此レは地ノ名なるべくもおぼえず、凡て御名に由縁あるべきこともおぼえず【若シ河の上又は下に字の脱たるかと思へど、某河河某と云ことも、由あるべきことと未タ考へ得ず、】されば田井部なりけむを、田ノ字を脱し、井を河に誤れるか、はた二字を河ノ一字に誤るか、なほよく考ふべし、書紀には、弟姫云々、別構ニ殿屋於藤原ニ而居也云々、十一年云々、先是衣通郎姫居ニ于藤原宮ニ云々、科ニ諸國造等ニ爲ニ衣通郎姫ノ定ニ藤原部ヲこあり、

天皇御年漆拾捌歳。御陵在河内之惠賀長枝也。

漆拾捌歳書紀には、四十二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩、時年若干とあり、一本に年八十一とも六十八ともあり、【舊事紀に、七十八と云るは、此ノ記に依れるなり、一代要記編年記などには八十とあり、】〇舊印本、眞福寺本、又一本などには此ノ間に例の如く甲午年正月十五日崩と云九字あり、甲午ノ年は書紀にては、安康天皇の元年なり、【此は、此ノ天皇の崩しゝ年を、安康天皇の元年とすれば合へり】正月は書紀と合へり、十五日は一日違へり、【戊子は十四日なり、】〇惠賀長枝、書紀云冬十月庚午朔己卯葬ニ天皇於河内長野原陵ニ、【一代要記云、葬ニ河内國志紀郡惠我長野北原陵ニ】諸陵式に、惠我長野北陵遠飛鳥宮御宇允恭天皇在ニ河内國志紀郡ニ、兆域東西三町南北二町陵戸一烟守戸四烟とあり、【北陵と云は、南ノ方に惠賀ノ裳伏ノ岡ノ陵、西ノ方に惠我ノ長野ノ西ノ陵などあるに對へて云なり】此ノ地の事は、河志比ノ宮ノ段に云り、【傳卅一の五十三葉】河内志に在ニ志紀郡澤田村ニ陵畔冢十三其ノ七ツハ在ニ澤田村ニ三ハ在ニ道明寺村ニ餘ハ在ニ古室村管内ニと云り、【廟

陵記に在ノ國府市野山ニと云るは、國府澤田並びたれば一ッなるべし、】

天皇崩之後定木梨之輕太子所知日繼未即位之間姧其伊呂妹輕大郎女而歌曰阿志比紀能夜麻陀袁豆久理夜麻陀加美斯多備袁和志勢志多杼比爾和賀登布伊毛袁斯多那岐爾和賀那久都麻袁許存許曾婆夜須久波陀布禮此者志良宜歌也又歌曰佐佐婆爾宇都夜阿良禮能多志陀志爾韋泥弖牟能知波比登波加由登母宇流波斯登佐泥斯佐泥弖婆加理許母能美陀禮婆美陀禮佐泥斯佐泥弖婆此者夷振之上歌也。

天皇崩之後此ノ言は、下なる百官云々に係れり、【定木梨之云々へ接けては見べからず、輕ノ太子云々は、天皇未ノ崩坐さりし前の事なればなり、】○定—所知日繼は、日繼所知賣須尓定賜禮流袁と訓べし、【師は、定ノ字太子の下に在べしと云れつゝ、まことに、此ノ字讀にくき書ざまなり、若ノは立、又は令などの誤れるかとも思へど、誤れるには非ず、】此は、此ノ御子は書紀に記されたる如く既に皇太子にて坐々せば、天皇崩ヶ坐ては、天津日嗣所知看べきに定まれることなるをと云意なり、【此ノ處よくせずは紛れぬべし、天皇崩坐て後に始めて太子と定ノ奉りし如く聞ゆめれど、然には非ず、御名に係て太子と記せるも既に太子に坐ますよしなり、又此ノ御子既に太子にて坐ませば天皇崩坐ぬれば、此ノ御子に天津日

嗣所知看しめむと定めたる山かとも思はるれど、さては此ノ上に、百官など云言無くてはいかゞなり、】○末即位、凡て位に即こ云言は本よりの皇國言とは聞えず、もこ漢籍に依れる言なるべけれど、此ノ程は既に漢學ありしかば然云とつらむ、字の隨に訓べし、さて此ノ言下なる、百官云々に係れり、【皆云々へ接けては見べからず、】○伊呂妹、上卷に見ゆ、【傳十三の六十三葉】○皆は、多蔽都と訓べし、白檮原ノ宮ノ段うふべし、【傳廿の卅九葉】さて此ノ皆も御哥も、天皇世に坐々しほどの事なり、【崩坐ノ後の事には非ず】其山は下に是以百官云々とある處に云べし、書紀云二十三年春三月立木梨輕皇子爲太子容姿佳麗見者自感同母妹輕大娘皇女亦艶妙也太子恒念合大娘皇女畏有罪而默之然感情既盛殆將至死爰以爲徒非死者、雖有罪何得忍乎遂竊通乃悒懷少息因以歌之曰云々、【非死者は、死なむよりはこ云意なり、万葉に此ノ格多し、】○阿志比紀能は、【此は清音なり、此ノ言書紀万葉などにも多くある、皆比には清音の假字を書り、濁るは非なり、】山の枕詞にて【此ノ枕詞是に始めて見えて後いと多し、】足引城之なり、足は山の脚、引は長く引延たるを云、城とは凡て一構なる地を云て、此ノは即山の平なる處を云、其は周に限ありて自ら一ノかまへなればなり、【引城を、比紀と云は、同音の重なる言は、一ツ省きても云例にて、旅人を多比登と云る類多きこと既に上にも云り、】されば此ノ枕詞は、足を引たる城の山と云つゞきなり、書紀神武ノ卷に、又高尾張邑有土蜘蛛云々、因改號其邑曰葛城とあるも、其ノ邑は地山ノ上なるを以て、城と云名は負られたるなり、【高尾張と云る、高にても知らる、】欽明ノ卷の哥に、柯羅俱尓能基能陪尓陀致底於福磨故幡比例甫囉須母夜摩等陛武岐底、この基能陪も山ノ上なり、又白檮原ノ宮ノ段ノ大御哥に、宇陀能多加紀尓、高津ノ宮ノ段ノ大御哥に、美母呂能曾能多加紀那流、書紀顯宗ノ卷に、於戸農彌能哲能化哥紀儺流、などあるも高城は、皆山を云なり、【もし然らざれば、顯宗ノ卷なる哥何剌ノ宮とつゞきたるに叶はず、さて白檮原ノ宮の大御哥の處に前に注したる說はわろかりき、彼もたゞ山と見べし、】こともく此ノあしひき昔よ

り種々の說あれど皆あたらず、○夜麻陀豆久理は、【豆は必ズ清音なるべき處なるに、濁音ノ字を書るは後に寫誤れるなるべし、記中の假字清濁混へることなし、書紀には、菟とあり清音なり、】山田を佃りなり、○夜麻陀加美は、山の高き故にと云意なり、【陀は古への音便にて濁れり、書紀にも娜と書り、】○斯多備袁和志勢は、下樋を令レ走なり、下樋は地ノ中を通せる樋なり、万葉十一【三丁】に、水鳥乃鴨之住池之下樋無鬱悒君、【下樋なき故に、池の水の洩通ることなき由にていふせきの序なり、】九【三丁】に、下檜山下逝水乃上丹不出、【これも山ノ名を下樋の意に取てよめり、】など見ゆ、伊勢ノ國神郡の堺に、下樋小川と云もあり、和志勢は、契沖が、和之良勢の、畧語なりといへるが如し、【凡てかくさまの、良又理を省く例多し、或人の、和多志の誤なり、と云るは非なり、】走は、水の行を云て、伊勢物語に水はしらせといひ、走井、石走瀧など云が如し、此は山田を佃るに、山の高くて水のかゝり難き故に、地ノ下より樋を通して水を通はし取るなり、さて是まで四句は、次の句を云むとての、序なり、○志多杼比尓は、下聘になり、かの下樋の水の地ノ中を行ク如く下に忍びて妻聘するなり、○和賀登布伊毛袁は、吾聘妹をなり、袁は余と云むが如し、次なるも同じ、さて書紀には此ノ二句無し、【下聘は序に親しきを、下泣のみにては、少し序に疎し、】○斯多那岐尓は、下泣になり、忍びて泣を云、同此ノ太子の下なる御哥にも、斯多那岐尓那久とあり、○和賀那久都麻袁は、【麻ノ字諸本摩と作り、今は眞福寺本に依れり、】吾泣妻をなり、書紀には、袁てふ辭無くて此ノ次に、箇哆儺企貳和餓儺句菟摩と云二句あり、○許存許曾婆は、【婆ノ字は、波をふと誤れるなり、】存ノ字は布を寫誤れるにて【存は書紀釋に引る、又眞福寺本、延佳本などに作る隨なり、舊印本又一本などには、在と作り、共に誤なり存も在も假字に用ひたる例なし、書紀には譚とある、其も譯の誤なるべし、】今日こそはなり、【今日は、許布と云る例は、未ダ見及はざれども、】祁布は、此日と云意なれば【昨日今日などの、布は、比の通音にて、活轉けるなり火をも布とも云が如し、】許布とも云べきこと今夜今年などの許に

准へても知べし、【若は許ノ字は祁の誤りかとも思へど、書紀にも去とあれば、然らず、】○夜須久波陀布禮は、休く肌觸なり、休は、下聘下泣に苦みわびつるが休まれるを云なり、【容易くと云にはあらず、】布禮は意は、布流禮と云と同くて、言の活用は、振降などを布禮と云と同じ、【布流禮を切めて、布禮と云にはあらず、】觸も古へは、然も活用きしなるべし、【そも〳〵觸は中昔よりこなたは、布禮、布流、布流々、布流禮、と活くのみなれども、古へは、振降などと同く、布良牟、布理、布流、布禮と活きしなるべし、さる例他にも多し、隱なども古へは、加久理と多く云て、良理流禮の活きなれば、後世と異なり、觸もこれらに准へて知べし、】神樂哥、階香取に、和支毛古仁夜比止興者太不禮云云、万葉二 三十丁 に、多田名附柔膚尙乎劍刀於身副不寐者、【書紀に此ノ句、津娜布例とある、津ノ字は波を誤れるなり、紀中假字に訓を用ひたる例もなく、又傳ふれにしては、娜の濁音なるも叶はざるをや、】○志良宜歌は、後擧歌を切めたる名なり、搔上を、加々宜、指上を佐々宜、持上を毋多宜なども云に同じ、神樂哥ノ譜に一前張云々、各尾上、また次薦枕靜歌云々、尻上、また尻擧は、三度拍子乎用留、即・榊乃音振也、などあり、なほ次なる夷振之上歌の下と考へ合すべし、○佐佐婆尓は、小竹葉になり、○宇都夜阿良禮能は、【夜は、助辭なり、】打や霰のなり、万葉一 三十丁 にも、霰打とよみて、霰の物にあたるは、信に打つくるが如し、さて此ノ二句は次ノ句の序なり、○多志陀志尓は、上よりのつゞきは、小竹の葉を霰の降る音にて、其を慥々に云かけたるなり、朝倉ノ宮ノ段ノ大御哥にも、多斯尓波韋泥受と見え、なほ慥てふ言は、万葉十二 二十四丁 に、慥 使乎無跡、出雲風土記、【島根ノ郡手染ノ鄕の處】に、所造天下大神命詔此國者丁寧所造國在 詔而故丁寧 負給 而今人猶謂手染郷云耳、【この丁寧をも、多志と訓べし、然らざれば、手染と云に由なし、】などあり、○韋泥弖牟能知波は、率寢て後者なり、率寢は事上卷【傳十七の七十九葉】に云り、女を率て寢るなり、○比登波加由登毋は、人に離 被 讓なり、人とは百官ノ人などを云、人とのみあるを、人尓の意とするは、常に人

しれず人わらへなど云も、人に不ㇾ所ㇾ知人に被ㇾ笑と云ことなり、【これらを以て見れば、云々せらるゝと云ときは人にと云べき、尓を略きても云例なるべし、】これらの例を以て、さとるべし、さて波加由は、波加良由の【良流を、良由と云は、古言の例にて、古き哥には皆然あり、】良を省けるにて【かくさまに良又理を省くは常なり、】例は、斉明紀の大御哥に、伊喩之々乎繋ぐ川邊の若草の云々、伊喩は、被ㇾ射と云ことなり、又神武紀に中ㇾ矢而、天武紀に、被ㇾ矢などあるも、被ㇾ射の意にて伊延と訓るなり、これらを以て語の格をさとるべし、【然るを人讓るの、流を同韻に通はして、由と云りとして、人は讓るとも心得むは精しからず、かの伊喩之々も、射る鹿にはあらで、射らるゝ鹿なるを、おもひあはすべし、】此まで一首なるべし、御哥の意は先上なる御哥に竊々とよみ賜へるは、僅に假そめに逢見賜へるにて、【其時にあたりては、嬉しく御心も休まりておぼしゝかども、】なほあかねば、貫で假そめならず、慥に逢見む由もがな、慥に逢見てあらむ後は、たとひ百官ノ人等などに、相讓られ罪に落さるとも、縱やさもあらばあれとなり、【終ノ句を契沖が、由と作と同韻にて通へば、人者雖ㇾ易か、太子の位をよし、人者易ともさもあらばあれなり、と云るは非なり、さては、人者と云ること用なく、又太子の位を易ることをたゞ、易とのみは云べくもあらず、】○宇流波斯登は、契沖云、愛にて、愛き妹とゝ云意なり、万葉第十四云、曾能可奈之伎乎刀尓多弖米也母、又云、可奈之伎我古麻波多具等毛、これら悲しと思ふ人をかくよみつれば、今も準へて知べしと云り、白檮原ノ宮ノ段ノ大御哥に、延袁斯麻加牟、とある延も、可愛媛女なり、【今ノ俗に見を愛しみて、伊登と云も、いとほしき子と云意なると同じ、又小き兒を、ちひさとも云り、】○佐泥斯佐泥弖婆は、眞寢し眞寢而者なり、【斯は助辭、弖婆は、而有者の意なり、】契沖云、斯は、八田ノ皇女の御哥にもありて、注せるが如く、助語ながら、陀尓の意あり、万葉第十五に七夕ノ哥に、安伎波疑尓々保敝流和我母奴禮奴等母伎美我美布祢能都奈之等枳弖婆、此ノ類多し、今の哥是に同じといへり、】佐は、例の眞の意にて、【此事上に委く云り、】凡て佐寢

と云は、男女率て熟く寢ることなり、【たゞ寢るに、佐を添たるにはあらず、】中卷倭建ノ命の御哥に、佐泥牟登波阿禮波意毋閇杼、とある處に云るが如し、【傳廿八の九葉】万葉十四丁廿二に、佐禰乎佐禰弖婆、【此ノ乎は、之を誤れるか、】○加理許母能は、契沖云ク刈蔣のなり、刈たる蔣は亂るゝ物なれば、亂ると云枕詞に万葉に數もなくよめり、古今集にも、刈薦の思ひ亂れて云々、○美陀禮婆美陀禮は、亂者亂なり、【契沖よの字を加へて意得べしと云り、凡て此ノ類後ノ世に、余と云言古へは、余と云はざることゝ多し、】心の亂るゝを云なるべし、○佐泥斯佐泥弖婆は、【婆ノ字諸本に、波と作り、今は眞福寺本に依れり、】例の上なる言を返して云るなり、宇流波斯登より一首なるべし、【其故は多志陀志尓韋泥と云ると、佐泥と云ると、たゞ同事なるうへに、比登波加由登母と、美陀禮婆美陀禮、とも心ばへ同きを、然似たる事を一首の内に重ねてよみ給ふべくもあらず、上と下と、凡てのさまもよく似たればなり、かくさまに似たる意をば、二首によむぞ古への常なりける、一首の内に同じ事を打返して二度云とは、そのさま異なるをや、】○夷振之上歌、夷振は、上卷に見ゆ、【傳十三の七十二葉】此哥を夷振と云由も、彼處に云るが如し、【此哥には、比那と云詞は無けれども、かの避奈菟誣廼と云哥と音振の同きを以て同部に収たるなり、】上歌は、書紀神代ノ卷にも、低企都鄧利云々、阿軻娜磨廼云々、凡此贈答二首号曰擧歌、と見え、神樂採物哥に、諸擧と云あり、上に後擧歌と云あり、下に片下と云あり、此らを相對へて思ふに、皆其ノ歌ひざま音振に依て負たる名なり、【然るをかの神代の擧歌の注に纂疏に可擧而唱之歌也などあるは、おしあてのみだり說なり、又梁塵愚按抄に、諸擧の注に、哥のふしなり、とあるは、ともあるべきを、次に第一句を略して、第二句を三かさねてうたふを云り、とあるは心得ず、】さて右の御哥は、二首なれば、此二歌者と云べき例なるに、【其例此ノ卷の中處々に見ゆ、】然云はずてたゞ、此者と云るは古へより一ッにつゞけて、一首の如くに奏ひならへりしなるべし、故レ此にもつゞけて記せるなり、

是以百官及。天下人等背輕太子而歸穴穗御子。爾輕太子畏而逃入大前小前宿禰大臣之家而備作兵器。爾時所作矢者。銅其箭之內。故號其矢謂輕箭也。穴穗王子亦作兵器此王子所作之矢者。即今時之矢者也。是謂穴穗箭也。於、是穴穗御子興軍圍大前小前宿禰之家。爾到其門時。零大冰雨。故歌曰。意富麻幣袁麻幣須久泥賀加那斗加宜。加久余理許泥阿米多知夜米牟。爾其大前小前宿禰。擧手打膝傳訶那傳自訶下三字以音歌參來。其歌曰。美夜比登能阿由比能古須受淤知爾岐登美夜比登登余牟佐斗毘登母由米。此歌者宮人振也。如此歌參歸白之。我天皇之御子。於伊呂兒王無及兵。若及兵者。必人咲。僕捕以貢進。爾解兵退坐。故大前小前宿禰。捕其輕太子。率參出以貢進。其太子被捕歌曰。阿麻陀牟加流乃袁登賣。伊多那加婆。比登斯理奴倍志。波佐能夜麻能波斗能。斯多那岐爾那久。又歌曰。阿麻陀牟加流袁登

賣志多多爾母。余理泥弖登富禮。加流袁登賣杼母。

是以は、上の姧其伊呂妹輕大郎女とあるを承たり、【其間に御哥を擧たるは、姧を云る事のついでなり、】又上に天皇崩之後とあるも、此處へ係る言にて、此事の次第の間にはさめど、木梨輕太子、定所知日繼姧輕大郎女是以天皇崩之後未即位之間百官云々とつゞくなり、○百官は、此は、毛々能都加佐と訓べし、なほ中巻明宮段に見えたる處考ふべし、【傳卅三の五十六葉】○故は此は、波士米弖と訓べし、○背は、同母妹に姧賜へる事、書紀に見えたる如く、いみしく不義わざなる故なり、【そもそも古は、同母兄弟を、波良加良と云て、殊に親く、異母兄弟は疎くして、波良加良とせず、故異母兄弟相婚ことは常なりき、今京に至ても、天皇にも其例これかれ坐ませり、かくて同母兄弟姧くることは、上代より重く忌たりしことにて、書紀に此事の見えたる趣を以て知べし、然るに、桓武天皇同母妹酒人内親王を妃として、朝原内親王を生賜へりしは、心得ぬことなり、此は同母とせるは、史の誤にやあらむ、】○歸は、余理奴と訓べし、歸は、都夜奴と訓れど、其もあしからじ、書紀安康巻始に、葬禮畢之是時太子行暴虐淫于婦女國人謗之群臣不從悉隷穴穗皇子、○大前小前宿禰大臣は、【此の御哥、又書紀神功巻の哥にも、伊佐智須區禰とあるを思へば、凡て其宿禰と云名は、某之と之を添てよむはわろきにや、と思はるれど、今は姑く舊き讀のまゝに之とよみつ、哥はしらべによりて、之を省くこともあればなり、】書紀には、物部大前宿禰とありて、既に履中巻にも見えたる人なり、舊事紀に、宇摩志麻治命の九世孫、物部麥入宿禰連公、物部目古連公女全能媛爲妻生四兒、【四兒は】物部大前宿禰連公、物部小前宿禰連公、物部[illegible]連公、物部石持連公、これなり、然れば麥入宿禰の子にして、大前と小前とは兄弟二人の名なるを、【書紀にも、大前とのみありて、小前といはず、姓氏錄には、二處まで小前とあ

りて、大前といはず、二人なること明し、】此に一人の名とせるは御哥の辭に因て誤れる傳へなるべし、【名のさまも兄弟と聞えたり、一人の名とは聞えざるなり、】舊事紀に、大前ノ宿禰は、氷ノ連等ヵ祖【姓氏錄に、氷連伊己燈宿禰之後也、とあり、伊己燈ノ宿禰は、麥入ノ宿禰の父にて、大前ノ宿禰の祖父なり、】小前ノ宿禰は、田部ノ連等ヵ祖と見え、姓氏錄に、高橋連饒速日命十二世孫、小前宿禰之後也、また鳥見連同神十二世孫小前宿禰之後也など見えたり、さて大臣は意富美と訓べし、大臣の字は紛ひたるものなり、凡て此ノ意富美と云号は、紛ひたる例此彼あること、穴穗ノ宮ノ段、都夫良意富美の下にいふを考へ合すべし、【傳四十の十七葉】大臣といふ号は、師の云れたる如く、臣の尸の姓の人ならでは無きことなり、【此ノ事は上に既に委ク云り、】物部氏に此ノ号有ルべくもあらず、○兵器は、都波毋能と訓べし、此ノ事白檮原ノ宮ノ段に云り、【傳二十の四十四葉】○銅ニ其箭之内ニは、內ノ字は前を誤れるなり、字ノ形やゝ似たる所あり、【矢の內と云ことは有ルべくもあらず、然るを延佳が、銅ノ字疑洞之誤と注したるは非なり、矢の內を空にすとは聞えぬことなり、師は內ノ字を、末か若は本の誤なるべし、矢じりのことなり、と云れつる、矢じりは然ることなれども、末も本も字ノ形遠く、又矢に本末と云ことも聞つかず、】上卷に、御刀之前、劒前なごもあり、和名抄に箭釋名云箭其體曰ㇾ幹其旁曰ㇾ羽其足曰ㇾ鏑或謂ニ之鏃一訓夜佐岐俗云夜之利と見え、字鏡にも鏃箭鏑也佐支と見えたり、さて銅とは、鏃は凡て神代より鐵以テ造ることなるを、今新に銅以て造れるなり、【師の古ヘの鏃は角以て造りたれば鹿兒矢とも云り、と云れたるは非なり、こは鹿兒矢と云を、鹿ノ角以て鏃にしたる故の名と心得られたるからの誤なり、鹿兒矢と云は、其由には非ること上卷に云るが如し、鏃は上代より鐵にて作れること、書紀ノ綏靖ノ卷に、倭鍛部天津眞浦造ニ眞麛鏃ニとあるにても知ルべし、角ならむには、鍛の作るべきに非るをや、】○輕箭、鏃を銅にせるは、此ノ時輕ノ太子の新製らしめ給へることなる故に如此名を負たるなり、【舊印本に箭也の下にまた箭也如本と云四字あり、又一本には、

箭也、とあり、眞福寺本には云々とあり、これら皆衍なり、今は延佳本に無きに依れり、】○今時之矢者也とは、【舊印本、又一本などに、者ノ上にも也ノ字あるは衍なり、延佳本に、者ノ字無きは、例のさかしらに削れるなるべし、眞福寺本、又一本、書紀ノ釋に引るなどみな者ノ字あり、記中かゝる處は、然書る例なり、】尋常の鐵ノ鏃なるを云なり、【此は上代よりの製なるを、今時と云は古ヘに對ヘて云るには非ず、古より今も同くて、今時普く用る尋常の矢と云ことなり、】○穴穂箭、こは尋常の矢ならば、分て如此名くることはあるまじきに似たれども、此時彼ノ輕箭の製あるに因て、其に對ヘてかくは云るなり、【是ノ字舊印本又一本釋に引るなどには此と作り、今は眞福寺本延佳本などに依れり、こは何れにてもよし、】書紀に云、安太子欲襲穴穂皇子而密設兵穴穂皇子亦興兵將戰故穴穂括箭輕括箭始起于此時也、【これに括箭とあるは心得ず、其故は、括は筈なり、筈の製は、さばかり異なることあるべからず、たとひ異なる製なりとも筈を以て名に負することこそあるべくもあらず、されば此は、鏃と筈と紛ひたる誤なるべし、括ノ字にかゝはらず、此記に從ひて、アナホヤカルヤと訓べし、さて又輕矢こそあれ、穴穂矢はもとよりある製なれば始起とは、たゞ穴穂矢輕矢と云名のことなるべし、】○閑は、加久美と訓べし、書紀に應神大后ノ御哥に、簡區羅彌使偕利【圖八人なり、】万葉廿卷に、乎知已知尓左波尓可久美弖、○門は、【舊印本又一本などに、閇と作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】加那斗と訓べし、即チ此の御哥に見えて、又万葉四卷に、小金門尓、九卷に、金門尓之人乃來立者、十四卷に、兒呂我可那門欲、又四卷佐使母理尓乎知之安佐氣乃可奈刀低尓などあり、金門とは、金物を固く打て堅くする故に云か、又古はみながら金を押たるにもあるべし、【加度と云は、加那斗の略きなり、】○大氷雨は、中卷倭建ノ命ノ段に見ゆ、此はただ此佐米と訓べし、【大ノ字はよまでもあるべし、】御哥にはたゞ阿米とあれば、此は尋常の雨の甚く降るを云か、はた阿米と云は降る物の總名にて實に雹なりしか決めがたし、氷雨の事は、中卷に委く云り、考へ合すべし、【傳廿八の二十五葉】

○袁は、舊印本又一本には、意と作り、今は眞福寺本又一本延佳本などに依れり、○意富麻帶は、大前なり、○袁麻帶須久泥賀は、小前宿禰之なり、此ノ二句は二人の名なれば、大前宿禰小前宿禰がと云ことなるを、然はよみがたき故に二ツの宿禰をすて一ツによみ賜へるなり、さて此ノ家は、書紀に、大前宿禰之家とあるを、此ノ御哥には後紀にも如此二人の名をよみ賜へるは、弟の小前宿禰も共に此ノ家に住居るなるべし、○加那斗加宜は、【斗清音なり、濁るべからず、】金門陰にて門の屋の陰なり、○加久余理許泥は、如此倚來ねなり、【許泥は來れと云意なり、】書紀には、訶區多智豫羅泥とあり同意なり、さて此は引率坐す御方の軍士に詔へるにて、吾ガ如く皆此ノ門に進寄りて攻よと云ことを、よりしも雨ふれば雨やごりせむと云によせて詔へるなり、【加久とは、今ノ世にも、人を率て先に立チ行ク者の言に、かう參れと云こと同じ意ばへなり、此ノ御句を契沖は、太子の方人をせずして、御方に參れと、大前宿禰によみかけさせ給ふなりと云、師も然云れたれど、さては初メの二句も穩ならず、加久と云言も聞えがたく、結の御句にも疎く、又次の大前宿禰の哥及次に申せる語との照リ合ヒも宜しからず、よく味ふべし、】○阿米多知夜米牟は、【眞福寺本、延佳本に下の米ノ字みな賣と作るは誤なり、今は舊印本又一本などに依れり、記中、賣を假字に用ひたる例もなく、語もメにてはとゝのはず、書紀にも梅ノ字を書り、メの假字なり、】雨立チ止めむなり、物の陰によりて立休らひて雨の止ムを待ツにて、いはゆる雨やごりなり、【契沖が、汝御方に參らば、門の陰に雨を止ムる如く、世の亂を治めむと喩へ給へるなるべしと云るは非なり、ただ御方の軍士に門まで進みよりて攻メよと云ことを、雨やごりせむと云に託て詔へるのみなり、又同人の泥をデとも訓べしと云て、万葉九の哥を證に出したるもわろし、此ノ記には、泥をデの假字に用ひたる例なきうへに、よりこてなと云言は、古へにはあることなし、万葉なるも、氐ノ字は誤にて、一本に尼とあるぞよき、】○打ツ膝は、何怜く撃む時の態なり、大神宮儀式帳に、六月月次ノ祭の條に、同日夜御氣奈保良比云々、奈保良比御歌仕奉其歌波、佐古久志侶伊須々乃

宮仁御氣立止宇都奈留比佐婆宮毛止々侶尓、次儛歌令仕奉其歌波、毛々志貴乃意保美也人乃多乃志美止宇都奈留比佐婆美也毛止々侶尓、【九月ノ祭の時も同歌なりとあり、】神樂ノ竈殿遊ノ歌に本、止與戸川比美安所比須良之毛比左可太能安万能可波良尓比左乃己惠須る比左乃己惠須る、末比左可太乃安万能可波良尓止與へつひ三安曾比春良之毛ひ左乃己惠寸る比左能己惠須る、體源抄に、儛に膝打手、と云ことも見えたり、【万葉十六、安積山ノ哥の左に右哥傳云々有前采女風流娘子左手捧觴右手持水撃之王膝而詠此歌とあるは、膝に水をうちそゝぐなり、俗にも水を打ッと云これなり、膝を打ッにはあらず、】○儛訶那傳は、舞て手を動かしはたらかすなり、【儛と訶那傳と二ッには非ず、訶那傳は、即チ舞ふ手のさまなり、】榮華物語御裳着ノ卷に、ありつる樂の者ども道のほどつゝましげに思へりつる、彼處にては我まゝにのゝしり遊びかなでたるさまどもいみしうをかし、【一本には、かなでの三字なし、】又御賀ノ卷に、明日少將は御賀に、舞かなでむとすらむと度々のたまひて、大鏡に、寢殿のすみの紅梅さかりに咲たるを云々、一枝おし折て御挿頭にさしてけしきばかりうちかなでさせ給へりし、神樂歌古本其駒ノ哥の左に、此歌時人長立座天必かなですなど見えたり、體源抄に、乙と云こと多く見ゆ、【そは、大神景通家日記云早韓神間人長乙、また恒方云、かなでは哥ごとに有之、而近代は不舞之也、只上拍子は、韓神と其駒とにかなづるなり、哥の心を舞ッ也云々、今ノ世にも度々折て興あらむ時は、必乙づべきなり、また乙肘も踏足も、方角もすごすことをせぬなり、また古人云陵王還城樂の亂序安摩鹿樓の大鼓は、打樣同事也、但安摩は、早く可打也、其故は舞人拍子に應じて乙づるに、大鼓延ぬれば、不被舞也、また承和十二年正月八日、尾張ノ濱主年既百十五歳に至て内に參りて、帝王の御前にて、和風長壽樂と云舞を舞ふ、年老て起居するにたへず、然れども手をかなで足を踏に若き人の如し、其時の濱主哥、春ごとに百色鳥の囀りて今年は千代と舞ひとかなづる、などあり、訶那豆に奏ノ字をあてたるは、禮記ノ樂記に、節奏とある、注に、節謂曲節奏謂動作と

ある意なるべし、然れども、詞那豆は、もはら手に云言なれば、動作はよくは當らず、又乙ノ字を書るは、かなへる手の形にこりて、たゞ假ッに書るのみなるべし、】さて今大前宿禰の如此爲る由は、穴穗ノ皇子の闕ミ攻ノ賜ふに防禦ふ意なく、又驚怖るゝこともなく心は安く樂めることを示せるなるべし、歌又白せる語と合せて心得べし、◎參來は、穴穗ノ皇子の門ノ前に御坐す御許へなり、○美夜比登能は、【比清音なり、凡て宮人の比には、古書みな清音の假字を用ひたり、】宮人之なり、○阿由比能古須受は、足結之小鈴なり、書紀雄略ノ卷に、大臣出ニ立於庭ニ索ニ脚帶ヲ時大臣妻持ニ來脚帶ヲ愴矣傷懷而歌曰、飫瀰能古簸多倍能婆伽摩嗚那々陛嗚絁播播儞陀々始諦阿遙比那陀須暮、大臣裝束已畢進ニ軍門ニ云々、皇極ノ卷に、野麻騰能飫斯能毘稜栖鳴倭拖羅務騰阿庸比拖豆能裏擧始豆能羅符毋、万葉七丁八に、足結著所沾、十一丁二に、朝戸出公足結乎潤露原十七丁十に、和可久佐能安由比多豆久利、などあり、【和名抄には、行旅具に、行縢和名、無加波岐、ふた行纏、本朝式云脛巾俗々、波々岐などは見えて、足結は見えず、天武紀に、脛裳見ゆ、同紀に、脚帶も見ゆ、かゝればむかはぎ、はゞきなどゝは、足結は異なる物と聞えたり、】右の雄略紀の文と哥と、又脚帶と書る字とを合せて考るに、袴をかゝげて其を膝のあたりなどにて結固むる帶と聞えたり、皇極紀又万葉の哥ども、然て叶へり、【或說に、襪のことなりと云は由なし、】小鈴は、古ヘは足結にも鈴を著たりしなり、足玉とて玉をも飾りしなり、○淤知尓岐登は、落去きとなり、【登は、とての如し、】尓岐と云は、落失て見えぬ意なり、【若落たる鈴に就て云ときは、淤知多理と云なり、】○美夜比登々余牟は、宮人響動にて騷ぐを云、万葉二丁四十に、白浪散動、六丁四十に、足引之山毛野毛御狩人得物矢手挟散動而有所見、などの如し、【此外、とよむと云言は多く見ゆ、】○佐斗毘登毋由米は、【里人の毘は、古書みな濁音を用ひたり、】里人も謹なり、由米は禁止る言なり、万葉三丁四十に、浪立莫動、七丁二十に、風吹莫動など多く見ゆ、【謹忌などもかけり、】さて此ノ二句は、宮人も里人もとよむ、宮人も里人もとよむなゆめと云ッ意を約めて云るなり、【畏てふ辭に

て然聞ゆるなり、此ノ一ッの咲にて多く略きたる意の聞ゆるは、甚めでたし、然るを契沖が、宮人のとよみてとかく云ほどの事に非ず、まして里人までとよむべしや、努々里人は勿とよみそこなり、と云るは非なり、咲と云詞の勢ッに違へり、】さて一首皆譬にて其ノ譬へたる意は、此ノ度太子を滅し賜はむは、甚易き御事なるに、然ことごとしく御軍を起して向ひ賜ふは【たとへば】足結の小鈴の落チ失たるいさゝかの事に宮人里人の驟ぐが如し、そは甚あるまじき御事なり、ゆめゆめ驟ぎ給ふこと勿れ、【太子をば已ニ易く捕へて奉らむ、】と云るなり、【宮人里人と云は、たゞ譬ノのうへのみの言にて、哥の意にはあづからざるを、契沖も師も、哥の意へもかけて云れたるはわろし、】○宮人振とは、哥の首の詞を取て名けたるものなり、凡て某振と云ことの由上巻に夷振とある處に云り、【傳十三の七十二葉】○参歸は、麻韋伎互と訓べし、【歸服ひて参れるなる故に歸ノ字を書り、】○我天皇之御子とは、穴穗ノ皇子を指て申せり、如此申すは殊に尊み親みて申す詞なり、我は御子までに係れり、天皇は、意富岐美と訓べし、【凡て古書に天皇と書るにも、オホキミと訓べき處も多きなり、】○伊呂兄王は、輕ノ太子を申すなり、○無及兵は、いと訓がたきを強て、勢米多麻布那と訓つ、【さて、及兵の字は漢文に依て書たりげに見ゆるを、其出處はよく考へず、さて字のまゝに兵を及ぼすなど訓むは、漢文訓にて、古言のさまに非ず、古言には如何に訓べきぞ、かにかくに思ひめぐらせども未ダ思ヒ得ず、故ニ強て攻賜ふなどは訓つるなり、又師勢米賜比曾と訓れたるも同じことなり、さて上に於伊呂兄王とある、於は、兵を及すと云、漢文訓に就て書るか、於と訓ては及兵を訓べき古言未ダ思得ず、故ニ此をも強て字に依らずて、意を訓つ、なほよく考ふべし、師は無及兵を、ナミイクサシタマヒソ、と訓れたる意はさることなれども、古ヘに伊久佐と云しは、軍ノ士のことにこそあれ、戰を然云ることなければ、伊久佐爲とは云べくもあらず、●已ニ又思へりしは、記中に兵と云るは、多くは兵器なれば、是レも然にて及兵とは後ノ世の言に、及に掛ると云ほどの事ならむか、然らば、つはものあてたまふな、など訓べきにやとも思ひしか

ども、然る意には非じ、記中軍士のことをも、兵と云る例なきにあらず、】〇人咲は、世ノ人謗咲はるなり、〇僕捕貢云は、上ノ無及兵を此へ係て心得べし、輕ノ太子を攻賜ふこと勿れ、其ノ太子をば吾捕へて獻らむとなり、捕は書紀神功ノ卷ノ歌に、于泥井等邇佰苑とあり、さて大前ノ宿禰の今如此申せるは、初ゝより此ノ心にて太子をば、己ノ家に隱置奉りしか、將初ゝは太子ノ御方なりしかども、穴穗ノ皇子の御軍の勢ひを見てかなふまじきことを悟りて俄に、如此は思ひなれるか知がたし、【太子此ノ家にて、兵器を作り備へ給へるを以て見れば、大前初ゝは、太子の御方の心なりしにや、】〇解兵は、伊久佐袁夜米弖と訓べし、【夜米は、與し賜へる軍士を、罷たまふなり、】〇退坐は、師の佐理靡志佐、と訓れたる宜し、さるはひたぶるに棄て還り坐すと云には非で、進み攻る事を止めて弛べ退き坐るなるべし、〇參出は、穴穗ノ皇子の御前に參り、〇貢進は、太子を奉なり書紀に云、時太子知群臣不從百姓乖違、乃出之匿物部大前宿禰之家、穴穗皇子聞則圍之、大前宿禰出門而迎之、穴穗皇子歌之曰、おほまへ云々、大前宿禰答歌之曰、みやひとの云々、乃啓皇子曰、願勿害太子、臣將議、由是太子自死于大前宿禰之家、【一云流伊豫國、】〇阿麻陀牟は、【牟ノ字舊印本、又一本又一本などに手と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】天飛にて、天飛ぶ鴈と云意につゞきたる輕の枕詞なり、冠辭考、【あまとぶやの條、】に委し、なほ万葉十一ノ卷に、天飛也鴈之翅、十五ノ卷に、安麻等夫也可里乎都可比尓衣弖之可母、などもあり、【契沖が牟ノ字を手と作る本に就て、手と見て、天田を飫、と云て、田を刈とつゞくなり、と云るは天田振とある、字に惑へるひがことなり、】〇輕流乃袁登賣は輕之嬢女にて輕ノ大郎女を詔ふなり、書紀には乃ノ字なし、〇伊多那加婆は、痛泣音なり万葉三ノ卷に、君尓戀痛毛便奈美、【イトモ、と訓るは、わろし、】十五ノ卷に、伊多母須敝奈之などあり、伊多は、痛くと云に同じ、【伊多母は伊等母と云に同じ、四ノ卷に伊等ともあり、】〇比登斯理奴倍志は、人知ぬべしなり、書紀には志を、彌とあり、此ノ事次に云べし、〇波佐能夜麻能は、契沖云、履中紀云、鳥往來羽田之汝妹者

羽狹丹葬立往、此ノ羽狹かと云り、【同人又高市ノ郡にある山の名かと云るは、輕高市ノ郡なる故に云るなるべけれど、是レは輕にかゝはるべきことに非れば、何レの郡とも知リがたし、又大和志に、羽狹山在二吉野ノ郡北莊馬佐村ノ上方一と云るは、例の信がたし、馬佐と云村ノ名に依ての、おしあてなるべし、】○波士能は、【三言一句】鳩之なり、和名抄に、野王按鳩、此鳥種類甚多鳩其惣名也、和名夜万八止また本草に云鶴鳩短灰色者也和名、以倍八止とあり、鳩は種々ある何れも喉聲に鳴て、其聲高くさやかには非す、故レ下泣の序にのたまへるなり、【鳩の如くと心得べし、】○斯多那岐尓那久は、下泣に泣なり、但し此ノ結は必ス那氣とあるべきことなり、【那久にては上に、倍志とあると、語のかけあひ調はず、】聲を揚て甚く泣なば人の知ぬべければ、密びて下に泣けと詔ふなり、【上の人知ッぬ倍志の言も書紀の如く、倍美ならば、那久と結めて調ふなり、其時は、人の知るべきに依て下に泣ッと云意なり、然れども此は、那氣とあるべき御哥なり、那久とは後に誤ッ傳へたるものなるべし、】さて此は是ノ時此ノ大郎女も太子に從ひて、大前ノ宿禰の家に共に坐るによみかけ賜へるなるべし、さて此ノ御哥書紀には、【允恭天皇ノ二十四年の處に、於褒企彌烏云々の御哥と並べ出して、云々流二輕大娘皇女於伊豫一とある時の【太子の】御哥とせるは傳への異なるなり、【此事なほ下に云べし、】○阿麻陀牟【是ノ牟をも、舊印本には、手に誤れり、其餘の本にはみな牟なり、】上なるに同じ、○加流袁登賣上に同じ、○志多々尓母は、師ノ云ク下々にもなり、と云れたる宜し、下泣の下と同じくして志奴比々々にと云むが如し、【契沖云、此句意得がたし、若シ下田と云か、高田ならば下田にもかく云々と云るはひがことなり、】○余理泥弖登富禮は、【余ノ字諸ノ本に尓と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、契沖も師も尓は余の誤とせられたり、】倚寢而行去れなり、余理は物の陰などに倚隱るゝなり、泥は那延の切りたる言にて、【其由は冠辭考夏草之條に見ゆ、なほ下なる御哥に、夏草のあひねの濱の、とある處に云べし、】此は身を潛めて偃し屈みて行を云て、是も人に隱ぶよしなり、登富流は、書紀神代ノ卷に行去と書れたる

如く行過ることなり、【俗言には、某處を行と云ことを、某處を登富流と云へども、たゞ行とは異なり、】さればこの御句の意は、道かひにても、人にしのびて物の陰などにより、身を隠して行過よ、甚く悲しみ泣さまを人に知らるな、と詔へるにて、上の御哥と同意なり、【泥牟を、契沖が寝間こし、依り寝し後にいねの意なり、と云るは非なり、此御哥に寝ることは由なし、又往るを、登富流と云こと、あるべくもあらず、】〇加流袁登賣伊母は輕嬢女哥なり、哥とは一人にも云り、子哥なども同じ、さて此御哥は書紀には無し、【さて書紀には上なる、下泣に泣と云御哥を、輕ノ太郎女を伊豫ノ國に流す時の御哥とせる傳へに從ふときは、此ノ御哥も其同時のこととすべし、さては登富流と云も今少し穏なり、伊豫へ下り賜はむ道のほどのことをのたまへるなり、】

故其輕太子者。流於伊余湯也。亦將流之時。歌曰。阿麻登夫。登理母都加比曾。多豆賀泥能。岐許延牟登岐波。和賀那斗波佐泥。此三歌者。天田振也。又歌曰。意富岐美袁。斯麻爾波夫良婆。布那阿麻理。伊賀幣理許牟叙。和賀多多彌由米。許登袁許曾。多多美登伊波米。和賀都麻波由米。此歌者。夷振之片下也。其衣通王獻歌。其歌曰。那都久佐能。阿比泥能波麻能。加岐賀比爾。阿斯布麻須那。阿加斯弖杼富禮。

伊余湯、伊余は上卷に出、湯は、和名抄に、伊豫ノ國温泉ノ郡神名帳に、同郡湯神社あり、此ノ地なり美き温泉のあるより負へる地ノ名なり、【此に湯と云るは、其ノ温泉のある處と云には非ず、たゞ地ノ名なり、】書紀舒明ノ卷に、十一年十二月幸于伊余温湯宮、天武ノ卷に、十三年冬十月、大地震云々時伊豫湯泉沒而不出、【釋に云伊豫國風土記曰、湯郡大穴持命見悔恥而宿奈毗古那命欲活而大分速見湯自下樋持度來以宿奈毗古奈命而漬浴者暫間有活起居然詠曰眞暫寢哉踐健跡處今在湯中石上也、凡湯之貴奇不神世時耳於今世染疹痾萬生爲除病存身要藥也、天皇等於湯幸行降坐五度也、以大帶日子天皇與大后八坂入姫命二軀爲一度也、以帶中日子天皇與大后息長帶姫命二軀爲一度也、以上宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠慈、僧葛城臣等也于時立湯岡側碑文記曰、法興六年十月歲在丙辰我法王大王與惠總法師及葛城臣逍遙夷與村正觀神井歎世妙驗欲叙意聊作碑文一首惟夫云々以岡本天皇幷皇后二軀爲一度以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原宮御宇天皇三軀爲一度、此謂幸行五度也、】万葉三【二十八丁】に、山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌、皇神祖之神乃御言乃敷座國之盡湯者霜左波尓雖在島山之宜國跡極此疑伊豫能高嶺乃射狹庭乃岡尓立之而歌思辭思爲師三湯之上乃樹村乎見者臣木毛生繼尓家里鳴鳥之音毛不更遐代尓神左備將往行幸處、【仙覺抄に、伊豫國風土記云々以上宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠慈僧島城王等也立湯岡側碑文其立碑文處謂伊社邇波之岡也所名伊社邇波者當土諸人等其碑文欲見而伊社那比來因謂伊社尓波本也云々、】など見えたり、後ノ世まで名高き温泉なり、【中昔の書どもにも見えたり、今ノ世に、道後ノ湯と云是なり、】○波は、波那知麻都理伎と訓べし、源氏物語【須磨ノ卷】に、遠く、波那知遣すべきさだめなども侍るなるは云々、濱松ノ中納言ノ物語に、公につみせられ賜ひて、筑紫へ波那多麻はせしに云々などある、流罪を云る古言の殘れるなるへし、【又うつほノ物語俊蔭ノ卷に、さしかげが舟は波斯國に、はなたれぬとあるは、風に漂ひて至りしを云り、されど言の意は本同じ、】又波夫理奉伎と

も訓べし、其由は次なる御哥に、島に波夫良婆とある處に云べし、、後には、那賀須と云ども、此は古言とはおぼえず、後に流ノ字に依て云る言なるべし、書紀推古ノ巻、孝徳ノ巻などに、流刑見えたれど訓なし、天武ノ紀に、配流を、ナガサレつ。と訓り、又遠流中流近流などの定めは、漢國にならひてのことなり、】〇亦は、歌曰へ係れる辭なり、〇將流之時は、波布理夜良牟登世斯時尓と訓べし、【延は、禮の意なり、】〇歌曰太子なり、〇阿麻登夫は、天飛なり、【上なる御哥には、阿麻陀牟とあれば、此も同じかるべきに、言の異なるは、後に、樂府にて轉りたるなるべし、】〇登理母都加比曾は、鳥も使ぞなり、鳥を使と云ことは、遠き處を行往來ふ物なればなり、萬葉十一ノ巻に、妹戀不寐朝明男鶴鳥從是飛度妹使、十五ノ巻に、阿麻等夫也可里乎都可比尓衣弖之可母奈良能彌夜古尓許登都氣夜良武、【世に、雁蘇良由久久母母都可比等々波伊倍杼等云々、】又此記御世の哥に、伊斯多布夜阿麻波勢豆加比とあるも、虛空飛鳥ならむか、其ノ由を處に云るが如し、【傳十一の十五葉】〇多豆賀泥能は、鶴之音之なり、〇許登袁伎加婆は、將ニ所ニ聞ク時者なり、〇和賀那斗波佐泥は、吾ヵ名問へなり、斗閒を延て斗波世と云、又延て斗波佐泥とは云なり、【行をゆかさね、名告を、なのらさね、などと例多し、】名を問へとは、吾ヵうへを問へと云ことなり、人のうへを問ふには、其は如何と、名を云て問ふなり、〇天田振は、上なる二首の初ノ句を取て、阿麻陀牟振と云なり、【牟を略けり阿麻陀夫も同言なり天田ノ字は借字なり、肥後ノ國に天田ノ郡、肥後ノ國飽田ノ郡天田ノ鄕などあれど、それらなどに由あることにはあらず、】〇又歌曰、これも太子なり、【師の考へに、此ノ哥は衣通ノ王のよみ給へるなり、又ノ字の下に、衣通王とありしが落たるなるべし太子の御哥にては理ッなしと云れたるは中々に非なり、若シ此を又衣通王歌曰とするときは、下に衣通王獻歌とあると入かへてみれば、相も合ぬ叶はず、且衣通王にては御哥の趣もいかゞなり、】〇意富岐美袁は、大君をにて御自ラ詔へるなり、【書紀にては、輕皇女を指て詔へるなり、】御自ラ大君と詔へる例、雄略天皇の大御哥、書紀推古天皇の大御哥な

ごに見ゆ、袁は、余と云むが如し、【常の袁とは、異なり、】〇斯麻尓波夫良婆は、【婆ノ字諸本波と作り、今は眞福寺本に依れり、】島に放溢者なり、四國に離れたる國なる故に、島と詔へり、波夫流は、放棄遣る意の言なり、契沖が、はふらしすつる意にやと云る是なり、】波と阿と通ひて溢るも同じ、万葉十四丁に、久尓波布利禰尓多都久毛乎、【國にあまり溢れて、峯に立ッ雲なり、】十九丁に、四方之人乎母安夫左波受【はぶらかさずなり、夫ノ字本に、天に誤れり此ノを師は本の誤として、餘とはすなり、と云れつれどわろし、】續紀卅一詔に、彌麻之大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟、【此ノ波布理不賜と、右の万葉十九なる、安夫左波受と全同意なり、】など見え、後の物語書などにも、波夫良加須とも、阿夫良加須とも多く見え、【古今集に、身は捨つ心をだにもはぶらさじ、源氏物語若紫ノ巻に、心にまかせてゐてはぶらかしつるなめり、夕皃ノ巻に、かゝる道のそらにてはぶれぬべきにやあらむ、明石ノ巻に、かくながら身をはぶらかしつるにや、東屋ノ巻に、見ぐるしきさまにて世にあぶれむも、橋姫ノ巻に、おちあぶれてさすらへむ、手習ノ巻に、いかでさるゐなか人のすむあたりにかゝる人のおちあぶれけむ、玉鬘ノ巻に、おとしあぶさずとりしたゝめ給ふ、河海抄に、あぶさずは、はぶれさせずなり、】又死人を葬るとも、家より出しやりて、野山に放らかす意にて、言の本は同じ、【故レ死人の葬と云は、家を出して遣りやる事なり、土ノ中に埋ミ藏すをば、波夫流とは云ハず、然るを後ノ世には、ひたぶるに葬ノ字に依て混ひたるなり、さて放溢も葬も、言の本は一ッなれども此の波夫良婆を、書紀ノ私記に、葬の義としたるは、いみじき非なり、契沖が、崇神紀に溢をハフルと訓り、今の荷物を捨るを、はつるとも云も是なり、波と阿と同韻にて、あふる、はふる同じ、】さて此ノ御句書紀には、志摩尓波夫利とあり、〇布那阿麻理は、船餘リにて還來む枕詞なり、【哥の意には關らず、】卽此續くる由は、船に乗らむとする人の乗る人多くて其船に滿餘りぬれば、得乗らで姑く回り來る意なり、【渡し舟などにもさる事よくあるものなり、契沖は、船荷の餘りて重ければ船の覆るによそへて、かくはつゞけ

給へるかと云へれども其は荷の重きにこそあれ餘るには非ればいかゞ且此ノ御哥は島より歸り來むと詔ふなるに、枕詞ながらも舟の覆ることは忌てよみ賜ふまじくこそおぼゆれ、】○伊賀幣理許弁叙は、【叙ノ字諸ノ本に殿と作るは誤なり、今は延佳本に依れり、眞福寺本に、叙と作るも、叙の誤なり、】囘將來そにて伊は發語なり、【發語の、伊の下を濁れるはいかゞなれども万葉十四にも、伊波能伎尓伊賀可流久毛能、ともあり、古への音便なるべし、書紀にも餓ノ字を書れたり、】さて此は島には留らずて還て囘來む、【若くは道よりかへり來む、】と云意にて、【還るべき時になりて、還るを云とは異なるべし、故船餘と云も舟に乘て行べきに行ずして囘り來る意の枕詞なり、】大郎女の御心を慰めむために、かくは詔へるなるべし、○和賀多々彌由米は、吾疊謹なり、吾疊とは己が常に座もし寢もする床の席を云なり、【万葉九に吾疊三重乃河原之、などもあり、凡て古へは疊は後ノ世の如く、屋ノ内になべて敷滿ることは無く、なべては板敷にして、疊は、殊に敷設けたるなり、故レ吾疊なども云り、】さて師の說に、人の旅行たる家にては、其人の床の疊を齋ひ慎みて大事とす、これ其疊に若あやまちすれば其人旅にて事ありとてなりと云て、此の御哥、又万葉十五に、伊敝妣等能伊波比麻多禰可多太未可母安夜麻知之家牟云々、【此は韓國へ御使にまかれりし人の道にて死たるを哀みてよめる長哥なり、今ノ本に未ノ字末と作るを、師の未として解れたる、信にさもあるべし、】とあるを引れたり、【又云古は、人死て一周の間は、其夜床に手をもふれず、忌み慎みしなり、よみ路にても事なからむことを思ふは人の情なればさもあるべきわざなり、又來ぬ人を待つとても、床に塵のつもることも荒ることも云るも、其床を齋て手ふれぬ故なり、とぞ云れける、】まことに古へは、其人の床の席を大切にせし趣古き哥どもに多く見えたり、されば此ノ御句も其意にて、吾疊をゆめ〳〵過ち賜ふなと詔へるなり、【契沖が、我が疊を謹て大君の歸るを待てとなり、と疊に詔へる意に注したるは、古へを知らざるひがことなり、】さて此まで五句にて一首の御哥なるを、次三句は其ノ餘れる意を片哥以て云足し賜へ

るさまなり、○許登袁許曾は、言をこそなり、此ノ詞高津ノ宮ノ段の大御哥に見ゆ、【傳卅七の三葉】考へ合すべし、○多々美登伊波米は、疊こ將レ言なり、○和賀都麻波由米は、吾ガ妻者謹なり、大郎女を指て詔へり、三句の總ての意は、言にこそなべて世ノ人の云フならひの如く疊こ云フべけれ、實は疊のみには非ず、吾ガ妻よゆめ〱あやまちなく、平安くて吾が還るを待チ賜へこ詔へるなり、さて和賀都麻波の、波は、書紀には烏こあれば余の意にて事も無きを、波はいさゝかむつかしく聞ゆ、故レ思ふに此ノ波は【疊に對へて云るにはあらず、】太子の御自に對へて、吾こそかく放れゆけ吾ガ妻はゆめ〱の意にやあらむ、さて此ノ御哥は書紀には、二十四年夏六月、御膳羮汁凝以作レ氷、天皇異レ之ト其所由ト者曰有内亂蓋親々相姧乎、時有レ人曰、木梨輕太子姧ニ同母妹輕大娘皇女一、因推問、辭既實也、太子是爲ニ儲君一不レ得レ罪、則流ニ輕大娘皇女於伊豫一、是時太子歌之曰こて載せられたり傳への異なるなり、【此ノ書紀の趣は、いかゞこ聞ゆ、其故はまづ凡て同じ罪にても女をば宥めて男よりも輕く刑ふこと、古へも今も定まりなり、然るに、太子を刑はずして、大郎女ばかりを刑ひ賜ふことはあるべくもおぼえず、若シ太子は、儲君に坐スを以て刑ひがたしこならば、大郎女も其に引れて共に宥めらるべきわざなり、殊に此レは姧の罪なれば男の方重かるべきをや、又御哥の趣も大郎女の流たれ給ふをよみ給へるさまには非ず、伊賀都埋許布良こあるなど、必ズ御自ラ詔へる言のさまにこそあれ、和賀多々彌由米も、必ズ行く人の云べき詞なるをや、されば大郎女を流つこある傳へはかにかくに誤にて、此記の如く流たれ賜へるは太子にて其は時も天皇崩坐て後、御兄弟の爭に因てなるべし、さて此ノ傳のまぎれに就て此ノ記こ書紀こを合せて此ノ事の始メ終リをこほして、つら〱考ふるに、初ノ廿四年云々の時に、此ノ姧は既に顯れつれども、儲君に坐セば刑ひがたしこして、其ノ時は宥められて事なくて在リけむを、書紀に此ノ時大郎女を流こあるは紛れつる傳なり、かくて天皇崩ノ坐テ後、百官人を始め天ノ下の人、此ノ姧を忌惡みて太子に背き、穴穗ノ皇子に歸たりしを、太子爭ひて穴穗ノ皇子に敵ひて負賜へれば、

穴穗ノ皇子の命以て流ヶ奉ッ給へるなり、さるは旨とは歎み賜へる故を以てなるべけれども、其故とは無しにかの奸の罪と言擧して流ヶ奉ッ給へるなるべし、其は此ノ御爭の亂レの起りしも、本此ノ奸に因てなれば、然言擧し賜はむもいと理リなることなり、さてかの大郎女を流つと云事の、かの廿四年此ノ奸の顯れたる處にあるも此ノ言擧に依てまぎれつるものなり、かくて大前ノ宿禰に捕へられ賜へりし處をも、書紀には太子自死ニ于大前宿禰之家ニと記されたる此レも誤にて、其處に一云流ニ伊豫國ニとあるぞ正しき傳ヘなるべき、よく〳〵事のさまを始ノ終リ考へわたして、傳へのまぎれを知ルべし、】〇夷振之片下夷振は既に出、片下は上の尻上哥上哥、などの上と相照して心得べし、上も下も哥ふ音振を以て云なり、片とは三句の哥を片哥と云如く、本にまれ末にまれ片を下してうたふなるべし、諸擧と云と相對へて心得べし、古き東遊ノ譜に、先ッ一二哥次駿河舞次求子次加太於呂之、とあり、【此レは一ッの哥になれる物か、はた、何レの哥にまれ、片下ッにうたふを云か、】夫木集【卅二】寂蓮法師ノ哥に、さ夜深き貴布禰の奥の松風にきねが鼓のかたおろしなる、拾芥抄風俗ノ部にも、片下と云あり、【同書神樂ノ採物ノ哥の中に片折諸擧と云あり、諸擧と並べたれば、片折は片下と聞えたり、淤呂志を、中昔より便リよきまゝに淤理とも唱へたるにや、されど折は假字違へり、】〇獻は、多弖麻都理賜布と訓べき理リなれども、古語には、奉ると云ときは、賜ふとは云ハざる例なり、【其例諸の祝詞などに見ゆ、】上卷に、附ニ其弟玉依毘賣ニ而獻レ歌之、〇那都久佐能は、夏草之にて阿比泥の枕詞なり、冠辭考に見ゆ、【別に一ッの考へもあり、次に云、】〇阿比泥能波麻能は、地ノ名なるべし、【相寢ノ濱歟と契沖云り、】契沖も師も、伊豫ノ國にあるなるべしと云れたり、然るべし、【されど今彼ノ國人これかれに問へども、皆知リがたしと云り、又此ノ名此の外に物に見えたることもなく、又名のさまも上代の地ノ名めかざる如くにも聞ゆるにつきて、なほつら〳〵思へば、若シくは此ノ時夏にて草葉の茂りて靡き合ヒたる濱邊をよみ給へるにもやあらむ、其由は次に云べし、若シ然らば、濱は廣く道の海邊を詔へるなり、初ノ句も枕詞にはあ

らず、】○加岐賀比尓は、【賀ノ字眞福寺本には加とあり、】蠣貝になり、和名抄に四聲字苑云蠣相著虫殼似石者也、本草云蠣蛤和名、加木、また貝和名、加比、また唐韻云殼貝之皮甲也和名與貝同などあり、さて此は蠣の身を取りたる殼の濱べに多く棄られあるを云るなるべし、○阿斯布麻須那は、刎足踏にて、【足踏とは、足にて踏むなり、】布牟を延し布麻須とは云り、】蠣殼のある上を踏て足を傷ひ賜ふ刎と詔ふなり、万葉十二丁に、淺茅原茅生丹足踏、十四丁に、信濃道者伊麻能波里美知可里婆禰不安思布麻之牟奈久都波氣和我世、○阿加斯丘杼富禮は、【杼ノ字は、後に寫し誤れるなるべし、此は血の下なれば音便濁るべきに非ず、必清音たるべき處なり、】令明而行去れなり、令明とは、かの足を傷ふべき蠣殼どもをよく掃ひ却て、道を明けて行去賜へと云なり、【俗言にも、道を明ると云是なり、源氏物語末摘花ノ卷に、ふみあけたる跡もなく云々、これも雪をふみて道をあくるを云り、】さて初ノ二句を、若ノ夏草の靡合たる濱路とするときは、此ノ句は其ノ茂りたる草に隱れて蠣貝のあるも見ゆまじければ、其をよく明して行去賜へと云意なり、契沖が、夜を明してと云ことに解たるは、誰もふと然思ふべきことなれども、然ては、夜と云ことは無くては、言足らはず、】万葉十一丁に、櫻麻乃芋原之下草露有者令明而射去母者雖知、この令明而も同意なり、【こは露の干むを待て去ねと云るなり、衣ぬらす露の無くなるは、道の明くなり、結句に、母は知るとも云れば、こは殊に夜を明してと聞ゆれど然らず、夜は明ても朝のほどは露は干るものにあらず、露の干るを待てゆかば母の知むことは、いよゝ論なかるべし、】さて此ノ御哥は殊にあはれなる御哥なり、

故後亦不堪戀慕而追往時歌曰、岐美賀由岐氣那賀久那理奴。夜麻多豆能牟加閇袁由加牟麻都爾波麻多士。此云山多豆者、是今造木者也。故

追到之時待懷而歌曰許母理久能波都世能夜麻能。意富袁爾波波多波理陀弖佐袁袁爾波波多波理陀弖意富袁爾斯。那加佐陀賣流淤母比豆麻阿波禮都久由美能許夜流許夜理母。阿豆佐由美多弖理多弖理母能知母登理美流意母比豆麻阿波禮又歌曰許母理久能波都勢能賀波能賀美都勢爾伊久比袁宇知斯毛都勢爾麻久比袁宇知。伊久比爾波。加賀美袁加氣麻久比爾波麻多麻袁加氣麻多麻那須。阿賀母布伊毛加賀美那須阿賀母布都麻阿理登伊波婆許曾爾伊幣爾母由加米。久爾袁母斯怒波米如此歌即共自死故此二歌者讀歌也

亦は、此も歌曰に係たる言なり、〇不堪戀慕而は、淤母比加泥弖と訓べし、万葉四丁に、珠衣乃狹藍左謂沈家妹尓物不語來而思金津裳、十一丁に、山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得、又丁暮月夜曉闇夜乃朝影尓吾身者成奴汝乎念金、又丁念友念毛金津足檜木之山鳥尾之永此夜乎、十四丁に、古非都追母乎良牟等須禮杼遊布麻夜万可久禮之伎美乎於毋比可禰都母、拾遺集に、【冬貫之】思ひかね妹がりゆけば冬の夜の川風寒み千鳥鳴なり、〇往は、伊麻須と訓

べし、万葉三 八丁に、好爲而伊麻世荒其路、四 二丁に備適君之伊座者、五 二丁に佐伎久伊麻志弖速歸坐勢、十二 三十八丁に、山越而往座君乎者何時將待、十五 四丁に、大船乎安流美尓伊太之伊麻須君都追尓許等奈久波也可散里麻勢、又 五丁 新羅邊伊麻須伎美我目乎、廿 四十丁に、安之我良乃夜散也麻故要豆伊麻之奈婆、これらみな、往坐ことを、伊麻須と云り、これたゞ坐を伊麻須と云と同言にして其を往坐ことにも用ひたるなり、万葉十七に、和我勢古我久尓弊麻之奈婆、これも往坐なるをたゞ麻之と云る【伊と云ず】にて知べし、【然るに此ノ伊麻須を伊伎坐、又伊通坐の略と心得るは非なり、さては右の十七ノ巻なるをば何とか解むとする、又古今集に、法皇西川におはしましける日云々、又布引の瀧御覧ぜむとて七月七日の日おはしましてありける時に云々、これらの類も、往坐ことをおはしますと云る、おはしますは、坐ますと云と同きを思ふべし、今の俗言にも物へ往ことを其處へ御座ると云、又來ることをも御座ると云彼ノおはしますも來賜ふことにも云り、然れば坐こと、往坐こと、來坐ことを同言以て通はし云こと、古も今もおのづから同じことなりけり、但し万葉などに來坐ことを、伊麻須と云る例はいまだ見及はず】○歌曰は、同ノ衣通ノ王なり、○岐美賀由岐は、君之行なり、君は太子を指り、行は體言にして旅行の事なり御幸の由伎と同じ、【用言に行てと云意とは異なり、】万葉三 十丁に、吾行者久者不有、十九 三丁に、君之往若久尓有婆、廿 四十丁に、和我由伎乃伊伎都久之可婆安之我良乃美祢波保久毛乎美等登志怒波祢、これら皆然り、○氣那賀久那理奴は、月日長くなりぬなり、氣は、來經の切まりたる言、【師の褻なり、と云れたるは叶はず、又息神が、息のことに云るも、非なり、】來經は、年月日の經行ことにて、中卷美夜受比賣の哥の下に云るが如し、【傳廿八の十五葉】万葉十三 三十丁に、草枕此羈之氣尓妻放とよめるなども、旅にして、月日を經る間を旅乃氣と云り、長くは久しくなり、氣長くと云ること、万葉に多し、五 二丁に、根美可由伎氣那我久奈理努奈良遲那留志滿乃己太知母可尓佐飛仁家理、○夜麻多豆能は、山新之なるべし迎の枕詞なり、山新なるべしと云所

以は、まづ和名抄【工匠具】に、釋名云釿所以平滅斧迹也和名天乎乃と見え、字鏡にも、釿氐乎乃とありて、今も手斧と云物なり、さて此ノ物ハ上ツ世には、杣にて材を伐るには用ひざるか知らねども、古ヘは伐るにも用ひたりとおぼしくて、万葉七【廿丁】に、三幣取神之祝我鎮齋杉原燎木伐殆之國手斧所取奴とあり、さて其ノ材を伐るに用る釿を山多豆とぞ云りけむ、【凡て古ヘに材を伐リ出す事に、山と云ること多し、材を伐リ初るを山口と云るなどの如し、】多豆と云るは、和名抄に唐韻云鐇廣刃斧也、漢語抄云多都岐と見え、【此は麻佐加理といふ物なり、】大神宮儀式帳【木ノ本祭ノ用物ノ中】に、鐇四柄立削一柄、また【忌鍛冶の造リ進る物の中】大鐇二柄立義鐇二柄前鐇八柄、外宮儀式帳にも【同木ノ本祭】小鐇一柄大鐇一柄立削鐇一柄などある是なり、【この立削と立義とを相照して考るに、同物にて、共に多都宜と訓べし、削は弓削の例の如し、義ノ字は古書にギにもゲにも用ひたれば、此は、削と相照して、ゲと讀べし、】さて此に鐇を大鐇とあるは、鐇と聞え、立削立義とあるは、材を伐るに用ふ釿と聞えたり、然るに和名抄に、鐇をしも多都岐とあるは古ヘに鐇をも釿【材を伐るに用る物】をも共に山多豆と云けむを、後には又共に多都宜とも云けむ、【多豆と多都と清濁の變れるは下に宜を添る時は、濁音の重なる故におのづから豆は清ても云るなるべし、】さて又儀式帳には削とあるに和名抄に岐とあるは古ヘは凡て岐と宜と通はし云ること多し、其はなほ次に云べし、さて又和名抄に、多都岐は鐇にて、釿は天乎乃とあれば、多都岐と云は、鐇のみの名の如く聞ゆめれども、儀式帳に大鐇とあるぞ決く鐇と聞えたれば立削は釿なることしるし、且迎ヘの枕詞には、釿ならでは叶はざること次に云が如し、されば、儀式帳と和名抄とを合せて、鐇も釿も共に古ヘは多都宜とも云しことを知べし、又釿は古ヘより弖乎能とも云しなり、弖乎能は、即チ多能宜乎能の切まりたる名にてもあるべし、】さて迎とつゞく所由は、凡て釿は刃を吾ガ方へ向ヘて用ふ物なればなり、大かた刃物の中に刃を此方ざまに向けて用は此ノ物のみなり、故レ迎ヘの枕詞とはなれるなりけり、此にても、山多豆は、材を伐る釿なることい

よゝ聞らけし、【此ノ山多豆の事、袖中抄に說どもあれど皆詳に心得がたし、又契沖も袖中抄に本づきて、此ノ御哥の万葉に山たづねとあるに就て、杣人のことゝして杣人は山に入てよき材を尋ねたる者なれば、山尋（ヤマタヅネ）と名けたるを下畧して云るにやと云ヒ、迎ヘとつゞくることを、杣人は材を伐リ置て水の多き時を待て、河上より流して下に下りて是を迎ヘて取ればなりと云る、皆いと物遠きしひごとなり、又齋なるべしと云說を破りて、多都岐の、岐は畧すべからぬうへに、都と豆との清濁も異なりと云へれども、山多豆と云は木ノ名にてそを後には多都岐とは云るなるべし、清濁の異なることは上に云るが如し、又師は斫及ノ斧の類なるべし、と云て、迎フとつゞくるは、斫以て木を削るには左右ノ手して、眞向（マムカ）ひに振上ゲ撃を云なるを、幣帛などを右手に捧げて供ふる手向ヶと云を思ヒ合すべしと云れたる、斫及ノ斧の類はさることなれども、迎への意は非なり、其故は左右ノ手を振上て眞向ひに打ツは斧に限らず、大刀又槌なども同じければ分て斧を云べきにあらず、又斧も必ず面向にのみ打ツ物に非ず、斜にも打ツこと常なり、迎への序とすべきに非ず、又幣帛を手向ッと云例もあたらぬ事なり、かにかくに此ノ枕詞は必迎ふる物ならでは叶はざるを、右に云斫は必刃を我方に向ヘて打ッ物にして、其は斫に限れることにてもあれば必此ノ物なるべくおぼゆ】○牟加閇袁由加牟は、迎將行（ムカヘユカム）なり、袁（ヲ）は助辭（ヤスメコトバ）なり、迎ヘ行ッとは、迎に行クと云に同じ、万葉六【廿】にも、山多豆能迎參出六公之來益者、○麻都爾波麻多士は、待には不待なり、麻多士は、師の待に不與なりと云れたる上に不迎驟騎とあるを合せて思ふに信に其意なるべし、【但し、待に不堪と云ことをたゞ不待と云ては、今はいさゝか足はぬこゝちするを、かくても聞ゆることにやありけむ、】さて此御哥を、万葉二に、難波高津宮御宇天皇代、磐姫皇后思天皇御作歌四首、君之行氣長成奴、山多豆乃迎加將行待尓可將待、右一首歌山上憶良臣類聚歌林載焉と載たるは、御作者をも詞をも誤りて傳へたるものなり、【結句まちにかまたむにては上に叶はず、又山と云こともいかゞに聞ゆ、】さて其四首を擧て、次に、古事記曰云々とて、

又右の哥を此の如くに擧たるは、万葉を集めたる人のしわざか、はた仙覺などが書入レたるか、辨へがたし、】○註に是今造木者也は、造ノ字は、建を誤れるものなるべし、伊麻能多都宜那理、と訓べし【木を立ると云例は上卷に、子之一木とある處、傳五の六十四葉に云るが如し、此は上に引る儀式帳に、立削とあるに依て、宜と訓つ、又和名抄には、岐とあれば、然訓むもあしからず、】建木は、借字にて即かの立削などある名なり、さて此ノ註のさまは、上卷に赤加賀智の註に此謂赤加賀知者今酸醬者也、また中卷玉垣ノ宮ノ段【本文】に、其登岐士玖能迦玖能木實者是今橘者也、などあると同例にて、當時の名を以て注したるものなり、【造木者也と云ては、者ノ字叶はず、袖中抄に、者と物とは通ひて書る常の事なりと云て、たすけたれども、記中に、者也、と云る例なく、者ノ字は添たるのみにて、たゞ那理と云べき處なり、此ノ御段上に、今時之矢者也と云、其外上卷に、云々神者也などいと多し、師はこゝの、者ノ字を命の誤とせられたれどなほわろし、造木者にても者は命にても、さては今と云ふにも叶はざるなり、此ノ物古は木を造る物には非りしが、今時は木を造る物となれらばこそ然はいはめ、木を造ることは、古もより同きを、いかでか今とはことわるべき、今とは必當時の名を擧べきことなるをや、造は誤字なること決し、万葉に引るにも、造木とあるに就て、誤字には非じかと疑ふ人もありぬべけれど、かれは仙覺などが書加へたるならむか、たとひ、万葉あつめたる人のしわざにまれ、そのかみ既く誤れるならむ、凡て古書どもの誤字の中には、思ひの外に古くより誤れるがあることぞかし、】○追到は、衣通ノ王なり、○待懷は、衣通ノ王を待ェ取レて太子の懷はせるなり、【衣通ノ王を思ひ賜へるなり、懷と云言輕く見べからず、】記中に、待問待取待撃待向待攻待遮などある皆古言なり、○許母理久能は、隱國之にて、長谷の枕詞なり冠辭考に出、○波都世能夜麻能は、長谷の山のなり、此ノ地の事は、朝倉ノ宮ノ段に云べし、○意富袁爾波は、契沖云ク大峽者なり、山口祭ノ祝詞に、奥山乃大峽小峽尓立留木乎云々、日本紀に、峽を乎と云ありと云り、【書紀に、峽を

乎と訓るは、神功ノ巻に、長峡などある是なり、又丘をも、乎と訓り畝丘頓丘など是なり、又万葉に向峯八峯などもあり、如此字はさまざまに書れども、袁と云名は一ツなり、】○波多波理陀旦は、幡張建か、○佐袁々尓波は、眞小峡にはなり、○意富袁尓斯は於ニ大峡ニにて、斯は助辭なり、○那加佐はさもあるべけれど、陀賣流は、末タ考へ得ず、【延佳は、汝之定としたれども、聞えぬことなり、師は、泣鳴とせられたり、こは那加佐陀賣流と云ことと聞えず、契沖が云る説も、强言にて聞えがたし、】此ノ句詳ならざるが故に上なる事も何の由とも知リがたし、【師ノ云ク此ノ句の下に句多く落たるものなり、上の意富袁をのみ承て、佐袁々を承たる言もなく、又波多波理陀旦の由もなしと云れたる、まことにさることなり、凡て古哥の例上に、大峡と小峡とを云ば、其を承て下にも必ズ大峡の事と、小峡の事を云ッべきに、此レは下にはたゞ、大峡にしとのみありて、小峡の事なきはことゝのはざるなり、句の脱たるなるべし、其ノ脱たるは、意富袁尓斯の次に、七言の一句、次に佐袁々尓斯とあるべきなり、然れども又思ふに此レは句の脱たるには非で、本より下には、大峡の方のみを云るにもあらむか、其は先ヅ大峡には云々、小峡には云々と、二方を擧ッところみて終に、大峡の方によれる趣の哥なり、其ノ意ならば、佐陀賣流は、大峡の方によりて定めたるよしなるべし、然れどもなほ、那加と云る言詳ならず、夫婦の中とせむも、後ノ世めきたる云ざまなり、其ノうへ上なる、波多波理陀旦もなほいかなる意の哥とも心得がたし、又此ノ上なる句、眞福寺本、又一本、又一本などには、意富袁余斯と作り、甕栗ノ宮ノ段の哥に、意布袁余志斯毘都久阿麻余、とあるを合せて思ふに、若クは大魚よと云るにて、上の波多波理陀旦も、其ノ大魚の、鰭張立にやとも思へど、さては長谷の山の云々に由なし、かにかくに心得がたき御哥なり、なほよく考ふべきなり、】○淤母比豆麻阿波禮は、念ヒ妻何怜なり、朝倉ノ宮ノ段ノ大御哥にも、曾能淤母比豆麻阿波禮とあり、万葉十一廿丁に、奥山之石本菅乃根深毛所思鴨吾念妻者、十三卅丁に、思妻心乘而、○此レまで一首にて、次は別哥と聞えたるを、【同時につらねてよみ

賜へる御哥なる故に】はやくよりつゞけて一ッ哥として傳へたるなるべし、【師は下に此ノ二哥者とあるによりて、次も別哥には非ずとつゞけて見べしと云れたれど、なほ初ノは別哥にぞありける、】〇都久由美能は、槻弓之なり、書紀神功ノ巻ノ哥にも、菟區喩彌爾末利椰塢多具陪とあり、槻ノ木の弓なり、【槻を都久と云は、月夜をも、都久用と云る同例なり、後ノ世ノ哥には、つき弓とよめり、】〇許夜流許夜理母は、伏る伏りもなり、伏を許夜流と云は古言なり、書紀推古ノ巻太子ノ御哥に、許夜勢屢諸能多比等阿波禮、万葉五ノ巻に、宇知那比枳許夜斯努禮、九ノ巻に、妹之臥勢流、十三ノ巻に、偃爲公者、【此ノ外集ノ中に、臥有と書る皆、コヤセルと訓べし、フシタルと訓るはわろし、】なとあり、古今集なる哥、よこほりふせる佐夜の中山、と云を奥義抄に、よこほりくやる、とある本あるよし見えたり、久夜流、許夜流同じ、又万葉五ノ巻に、宇知許伊布志提、十二ノ巻に、反側、十七ノ巻に、等許尓許伊布之、此ノ外、展轉、反側なども見え、許伊も、許夜理と、活用なり、〇阿豆佐由美は、梓弓なり、〇多弖理多弖理母は、立り立りもなり、【契沖云、上の理は、前の許夜流云々に准ふるに、流にやあらむと云るさることなり、但し云ともさまを變てかくも云るにや、】許夜流許夜理、多弖理多弖理、共に同言を重ね云るは、如何なる由にかあらむ、さて許夜流云々、多弖理云々は、契沖云、弓を久しく伏置立置たるに、相見ぬ程を譬へたるなりと云り、【此は久しく手に取らで横さまに伏せ置き物に倚せ立て置ッなり、常に云、弓を執て伏せ起しする事には非ず、さては譬への意聞えず、】女を弓に譬へて、其を手に取るを相見るに譬へたること、万葉ノ哥に多し、此は後と別ノ來坐て後、久しく相見賜はざりしことを、弓を取らで置たるに譬へ賜へるなり、【但弓と梓弓と二ッを云と又伏と立と二ッに云るは、例の古への哥の文にて、意はたゞ、弓を取らで置クよしのみなり、】〇能知母登理美流は、後も取り見るなり、かの置たる弓を、又手に取て見るにて別ノ居賜へりしも、後今又相見給ふ譬へなり、〇意母比豆麻阿波禮、上に同じ、〇許母理久能、上に同じ、〇波都勢能賀波能は、【賀は、必ズ清音なるべき處なれば、加を

後に、ふと誤れるものなるべし、】長谷之川之なり、〇賀美都勢尓は、【此ノ賀も上に云るに同じ、】於二上瀬一なり、〇伊久比袁宇知は、齋杙を打なり、【契沖も師も、伊を發語と云れたるはかなはず、凡て、伊と云發語は、用言の上にこそ置ヶれ體言の上に置ること無し、此には鏡玉を掛くとあれば、神祭の事とおぼしければ、齋杙なるべし、中卷明ノ宮ノ段ノ大御哥に、苹具比とあるとは異なり、】齋を伊と云は、齋垣などの如し、〇斯毛都勢尓は、於二下瀬一なり、さて上ッ瀬下ッ瀬と分ヶて云は、言の文のみにて、只川瀬なり、〇麻久比袁宇知は、眞杙を打ナなり、〇伊久比尓波は、齋杙にはなり、〇加賀美袁加氣は、鏡を掛ヶなり、〇麻久比尓波は、眞杙に者なり、〇麻多麻袁加氣は、眞玉を掛ヶなり、師ノ云ク川ノ瀬に杙を打て、鏡玉を掛くることは、神祭の時常に有りし事なるべしと云れたり、さて初メより此までは、次の眞玉と鏡とを云む料の序のみなり、〇麻多麻那須は、眞玉如なり、〇阿賀母布伊毛は、吾ヵ思フ妹なり、〇加賀美那須は、鏡如なり、〇阿賀母布都麻は、吾ヵ思フ妻なり、抑玉鏡は殊に賞る物なるを以て思ふ人の譬へに詔へるなり、〇阿理登【三言一句】は、在となり、〇伊波婆許曾尓は、【延佳本に尓ノ字なきは、さかしらに削りしなるべし、眞福寺本には、余と作るは誤なるべし、其餘の本には皆尓と作り、契沖は衍文なりと云り、】云者こそなり、許曾の下に、尓を添へて云ること、【後には聞なれねど、】高津ノ宮ノ段ノ哥にも、麻許曾邇とあり、【傳卅七の三十一葉】さて此ノ二句は、たゞ在らばこそと云意にて云と云ことは添へたる辭なり、此ノ例常に多し、〇伊幣尓母由加米は、家にも將レ往なり、古へは凡て旅にして、本郷のことをば家とも國とも云り、【其を故郷と云は、後世のことなり、】〇久尓袁母斯怒波米は、國をも將レ偲なり、【斯怒布と云言後ノ世には、布を婆毘夫倍と濁れども古へは清りと見えて、此を始めて、万葉などに多かる皆清音の、波比布閇を書り、斯怒布は、斯那布と通ひて、しなへうらぶれて思ふ意の言なるべし、】〇一首の意は、鏡の如く眞玉の如く吾ヵ愛思ふ妹が、倭に在らばこそ、國【倭】にも還るべけれ、家をも戀偲ふべけれ、今は如此妹が此處に來坐シつれば、家も國も戀しく

もあらず、又還るべきにもあらずとなり、此ノ御哥万葉十三に載せてまつ方を、眞珠奈須我念妹毛鏡成我念妹毛有跡謂者社國爾毛家爾毛由可米誰故可將行、とあるは、いたく劣れり、誤り傳へたるなるべし、【さて次に擧る古事記ニ曰云々とあるは、万葉集見たる人の書入たるか、はた後に何者などが加へたるか、】さて凡て此ノ段の御哥ども皆、いと〱あはれなるものなり、○自死は、美豆加良志奴と訓べし、志勢は、殺すことなり、上ノ巻ノ哥伊能知波志勢多麻比曾、とある處に云るが如し、【傳十一の廿葉】命の極に至らずて、故に死るは自殺すなり、【此ノ共ニ自ラ死給へるは、今ノ俗に心中と云事の始メとやいはまし、】○讀歌は、樂府にて他の歌曲の如く、聲を詠めあやなしては歌はずして、直に讀擧る如唱へたる故の名なるべし、凡て余牟と云は、物を數ふる如くにつぶ〱と唱ふることなり、【故レ物を數ふるをも余牟と云り、又哥を作るを余牟と云も心に思ふことを數へたてゝ、云ヒ出るよしなり、されば哥余牟と云は、漢國にて詩を作るを賦すと云、賦とおのづからよく似たり、さて此の讀歌と云は、自作れることを云には非ず、樂府にての歌ひぶりのことなり、或人この讀歌を漢國にて徒哥と云る如く、たゞにうたへるのみの歌ならむ、と云るは叶はず、】

古事記傳四十之卷

本居宣長謹撰

穴穗宮卷

穴穗御子。坐石上之穴穗宮。治天下也天皇爲伊呂弟大長谷王子而坂本臣等之祖根臣遣大日下王之許令詔者汝命之妹若日下王欲婚大長谷王子故可　貢爾大日下王四拜白之若疑有如此大命故不出外以置也是恐隨大命奉進然言以白事其思无禮即爲其妹之禮物令持押木之玉縵而貢獻根臣即盜取其禮物之玉縵讒大日下王曰大日下王者不受勅命曰。己妹乎爲等族之下席而取横刀之手上而怒歟故天皇大怒殺大日下王而取持來其王之嫡妻長田大郎女爲皇后

眞福寺本には、此ノ首に御子とあり、【前ノ御世允恭天皇の御子のしるしなり、】此ノ事若櫻ノ宮ノ段の初にも云るが如し、○穴穂ノ御子、御段の首に、かく其ノ大御名を標たるに御子と云ること例なし、【末に至りて眞福寺本には、其ノ王と作るは皆此あれどこれらも餘ノ本にはみな命とかけり、】○此ノ天皇、後の漢樣ノ御諡安康天皇と申す、○石上は、既に出ノ、【傳十八の五十二葉】○穴穂宮、此ノ宮の御跡帝王編年記に、山邊ノ郡石上左大臣ノ家ノ西南古川ノ南ノ地是也とあり、大和志に山邊ノ郡田村にありと云り、【田村は丹波市に近き處なり、布留村も近くして布留川の南なり、】さて此ノ天皇早くより、此ノ地に居住坐けるを以て穴穂ノ王とは申せるなり、書紀に、四十二年、【允恭天皇のなり、】十二月己巳朔壬午穴穂ノ皇子即天皇位一云々、則遷都于石上、是謂穴穂宮、○此ノ天皇は、御子坐ノまさず、【姓氏錄未定雜姓の中に孔王部首、穴穂天皇之後也とあるは心得ず、さて此記にては、天皇に御子ましまさゞるは此ノ始なり、書紀にては是より先に成務天皇も御子ましまさず、】○坂本ノ臣上に出、【傳廿二の三十三葉】○根ノ臣名ノ義未考得ず、書紀には根ノ使主と書れたり、○大日下王は、仁徳天皇の御子なり、○汝命之妹、凡て古へに某之妹と云は其ノ同母妹なり、○若日下王、此ノ皇女ノ御事、なほ朝倉ノ宮ノ段に見ゆ、其處に云べし、○欲婚は、阿波世牟登須と訓べし、列木ノ宮ノ段に云々、合於手白髮命とあり、○四拜は、余多備袁賀美弖と訓べし、下に八度拜白者ともあり、拜と云は、書紀推古ノ卷ノ哥に、烏呂餓瀰弖菟伽陪摩都羅武とある、【私記に、謂拜爲乎加無、言乎禮加無也といへり、】呂を省ける言にて、身を屈めて匍伏ふしなり、万葉三【廿四丁】に、四時自物伊波比拜、【四時は鹿、伊は發語なり、】とあると同二【十四丁】に、鹿自物伊波比伏管、三【廿一丁】に、十六自物膝折伏などあるを合せて、其ノ狀を知べし、【今ノ世俗には、喜賀牟と云は、たゞ掌を合することゝ心得たるを佛法の拜より云るひがことなり、又尊むべき物を見ることを喜賀牟と云も、中昔までは無きことなり、】さて古徑長瀨ノ眞幸が云、上ツ代の拜禮の儀は今世俗人の禮を爲ると云爲狀の如く、俯て頭を下げて兩手を衝て拜みしなるべ

し、神代記一書に、彦火々出見ノ尊海宮にして云々、於中床則據其兩手ニと見え、推古紀十二年の詔に、凡出入宮門ヲ以兩手ヲ押地兩脚跪之越閫則立行と見え、漢ぶみ魏志の皇國ノ傳にも傳辭說事或蹲或跪兩手據地爲之恭敬ト云り、此らを見るに手を據て敬としたりしこと知られたり、然るに續紀に文武天皇慶雲元年正月始停百官跪伏之禮ヲとある、是よりぞ朝廷の拜は漢風になれりけむ、然れども同四年十二月の詔に、往年有詔停跪伏之禮今聞内外廳前皆不嚴肅進退无禮陳答失度云々、宜自今以後嚴加糺彈革其弊俗使靡淳風ニとあるを見れば、上代よりならひ來し禮の止かたかりしなり、官人等すら然れば況て民間の拜は制もなくて、今に至るまで上代のまゝに兩手據地伏す拜ミの傳はり來ぬるにて、かの笏を持て起居して拜むは中々に、後に漢風をまねび賜へるものなり、今の民俗の拜こそ上古の拜ミにはありけると云り、まことに然ることゝおぼゆ、【然るに今ノ世も神を拜むさまは、かの漢風に近きは如何と云に、そは昔より僧どもの佛を拜むさまを教へたるまゝに其より神を拜むにも移りたるものなり、今も賤き者は神をも合掌て拜むを以て知るべし、】さて四度拜八度拜など云は、跪伏ながら頭を上げみ下げみする數を以て云なり、【後の公の拜の如く起居する度の數を以て云にはあらず、】崇敬ふ心の至りには、自ら頭を上み下みせらるゝなり、さて其を四度するも上代よりおのづからの定まりなりけむ、後の漢風の拜は、再拜とて二度なるを、續紀十三に、藤原ノ廣嗣が物使に對ひて、即下馬兩段再拜申云々とあるは、當時漢風の拜ながら數はなほ上代のまゝに四度にぞありけむ、【四拜とはいはずして兩段再拜と云は、かの再拜を兩度するよしなり、】又類聚國史に延曆十八年春正月丙午朔皇帝御大極殿受朝、文武官九品已上蕃客各陪位、減四拜爲再拜不拍手以有渤海國使也とあるも、此時なほ常には四拜と見えたり、【渤海國ノ使の有りしに因て手を拍ことを止め四拜をも止められしは、全漢儀に見せむためにていとあぢきなし、異國人にはことさらにも皇大御國の禮儀をこそ示せまほしきわざなれ、】其ノ後遂に、四拜は止ておしなべて再拜に

むにと云々又いといたう歡び起居七たび拜み給ふなども見えたり、さて今大日下ノ王のかく拜み賜ふも甚く歡び敬ひ賜ひてなり、○疑有は、阿良牟加登淤毘幣流と訓べし、万葉にも疑ふ意の加てふ辭に疑ノ字を書る處あり、○不レ出レ外は若日下ノ王をやむごとなき物にしてかしづきおき給へるよしなり、万葉九菟名負處女をよめる長哥に、並居家尓毛不所見虛木綿乃窂而座在者見而師香跡悒憤時之云々、○是恐、此ノ言の事上卷に云り、【傳九の廿六葉】○奉進、これまで大日下ノ王の白賜へる言なり、そも〳〵古へは同母なるを波良加良と云て、【異母なるをば、波良加良とは云ハず、然るを中昔より異母なるをも然云ノは漢ざまのうつれるなり、】殊に親くして、妹はよろしき女の如くにして悲く愍くせり、故此の趣も全大日下ノ王の御女の如くなり、應神天皇の御子宇遲之和紀郎子の同母妹八田若郎女を、大雀命に進賜へりしさまも然なり、【書紀に見ゆ、】○言以白事は、許登母知麻袁須許登波と訓べし、【下の許登はたゞ輕く附て云辭なり事ノ字に拘るべからず、】たゞ言にて如此白すばかりにてはと云意なり、○其ノ字、讀がたし者を誤れるか、【上の許登波の波なり、】○思は、此ノ字言以の上にある意にて大日下ノ王の御心に言以云々と思ヒ給へるなり、○禮物は、師の葦夜士漏と訓れたるに從べし、其は遣唐使ノ時ノ奉幣ノ祝詞に悅弖備喜志夫禮代乃幣帛乎云々　師ノ考に此ノ言次の神賀詞に神乃禮自利臣能禮自登云々と見え、續日本紀の伊勢大神宮への詔にも禮代の大幣とあり、其外にも見ゆ葦夜は、ゐやまひかへり申すこと代は、其ノ奉る物實なり、古事記に云々、崇神天皇紀に取倭香山土裹領巾頭祈曰是倭國之物實則反之物實此云能志呂とある是なり、と云れたるが如し、又彼ノ神賀詞の禮自利の處の頭書に流志の約ッ理にて、禮自利は禮のしるしと云ことなり、とも云れたり、此說の如し代自利同じことにて共に禮の表なり、【しを濁るは神賀詞の自ノ字に依れり、さて士理とよまでなほ士呂と訓るは代ノ字によれり、】かの物實の實も同じ、さて此は若日下ノ王を大長谷ノ王に奉り給ふ禮の實の物なり、上卷大山津見ノ神の御女を邇々藝ノ命に奉ッ賜へるこゝろに合レ持百取ノ

の六十四葉】○爲等族之下席は、比登志宇賀良能斯多牟斯呂尓那良牟と訓べし、【爲は那佐米夜と訓べきが如き語の勢となれども、米夜と訓べき字なければ然は訓がたし師は此をヒトシキヤカラノムシロトラセムヤと訓れたれども、下をトルとは訓がたきうへに、席をとると云こともあるべくもあらず、】族は、書紀神代ノ卷に、宇我邏と訓注あり、又親屬顯宗ノ卷に、親族安閑ノ卷に、同族などあり、【宇賀良と、夜賀良との差別、宇賀良は生族、夜賀良は家族の意か、なほよく考ふべしさて宇賀良も夜賀良も波良賀良も、皆加を淸て呼へども、右の書紀の訓注に依らば、准へて皆濁るべきか、はた濁ると淸むとあるか、悉には知がたし、登世賀良は今も濁りて云り、さて万葉三の長哥に親族兄弟とある親族もウガラと訓べきにや、】此に等族と云は、若日下ノ王と大長谷ノ王とは、姨甥に坐て、共に天皇の御子なれば、同品の御族に坐よしなり、下席に爲るとは大長谷ノ王の妃に爲坐ことを、如此は云るなり、夫婦は交合時に婦をば夫の下に敷故に、下に敷れむと云意なり、【下席とはたゞ下に敷よしなり、上席に對へて云にはあらず、】さるは正しき言には非ず、たゞ怒りて嘲りたる、戲言のよしなり、○曰ノ字眞福寺本には白と作り、○横刀は、たゞ大刀なり、上に出、○手上は、上卷に、御刀之手上とあり、其處【傳五の七十六葉】に云り、○取は、師の登理志婆理と訓れたるに從るべし、書紀神武ノ卷に、撫劔而雄誥之曰慨哉大丈夫云々、撫劔此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢とあればなり、同卷又天武ノ卷に、按劔をもかく訓り、○怒罵、罵ノ字は、記中にたゞ奚鳥などゝ、同じさまの助字に用ひたる處あり、此も然なり、【此事首ノ卷にも云り、疑ひて加と云るにはあらず、】根ノ臣が此ノ惡事顯はれて殺されたることは書紀雄畧ノ卷十四年に委く見えたり、○嫡妻は、御夲加比賣と訓べし、上卷に出、【傳十の五十八葉】○長田大郎女は、書紀雄畧ノ卷に、去來穗別天皇女曰中蒂姫皇女更名長田大娘皇女也、大鷦鷯天皇子大草香皇子娶長田皇女生眉輪王也、云々とある女王にて、履中ノ卷に、次ノ妃幡梭皇女生中磯皇女とある是なり、【中蒂中磯同じ、】然るを此記に履中天皇

の御子には此ノ中磯ノ皇女は無くて、允恭天皇の御子に、長田ノ大郎女あるは、履中天皇の御子の、允恭天皇の御子に紛れたる傳への誤なり、【又書紀に、允恭天皇の御子にも名形ノ大娘皇女あるは、かの同じ誤の傳へを取て記されたるものにして、長田と名形と字を異て書れたれども、實はかの履中天皇の御子の長田ノ大娘皇女と一つにぞありける、】若シ允恭天皇の御子とするときは、天皇【安康】の御同母妹に坐スものを、いかでか后とは爲賜はむ、○取持は輕く添ヘ言フ辭にて、以伊都久など云フ類の以ノ字と同じ、【師は持ノ字を將の誤として、モチテと訓れつれど然らじ、】万葉十一に、紅ノ花西有者、衣袖尒染著持而、可行所念、【これらの持も以の意なり、】○是后は意富伎佐伎と訓べし、大后とあると同じ、【記中みな大后と書るを、皇后と書るはたゞ此と今一處、甕栗ノ宮ノ段にあるこのみなり、】此ノ事中卷白檮原ノ宮ノ段に委く云り、【傳二十の十葉】○書紀云、元年春二月天皇爲大泊瀬皇子欲聘大草香皇子妹幡梭皇女則遣坂本臣祖根使主請於大草香皇子曰願得幡梭皇女以欲配大泊瀬皇子爰大草香皇子對言僕頃患重病不得愈云々但以妹幡梭皇女之孤而不能易死耳今陛下不嫌其醜將滿荇菜之數是甚之大恩也何辭命辱故欲呈丹心捧私寶名押木珠縵【一云立縵又云磐木縵】附所使臣根使主而敢奉獻願物雖輕賤納爲信契於是根使主見押木珠縵感其麗美以爲盜爲己寶則詐之奏天皇曰大草香皇子者不奉命乃謂臣曰其雖同族豈以吾妹得爲妻耶既而留縵入己而不獻於是天皇信根使主之讒言則大怒之起兵圍大草香皇子之家而殺之云々爰取大草香皇子之妻中蒂姫納于宮中因爲妃復遂喚幡梭皇女配大泊瀬皇子云々二年春正月癸巳朔己酉立中蒂姫命爲皇后甚寵也

自此以後。天皇坐神牀而晝寢。爾語其后曰。汝有所思乎。答曰。被天皇之敦澤何有所思。於是其大后之先子目弱王是年

七歳。是王。當于其時而。遊其殿下。爾天皇不知其少王遊殿下以。詔大后言。吾恒有所思何者。汝之子目弱王。成人之時。知吾殺其父王者。還爲有邪心乎。於是所遊其殿下目弱王。聞取此言。便竊伺天皇之御寢。取其傍大刀乃打斬其天皇之頸。逃入都夫良意富美之家也。

神牀は、【牀ノ字舊印本に牀と作き又一本又一本眞福寺本などには林と作る皆誤なり、今は延佳本に依れり、】中卷水垣ノ宮ノ段にも云々、天皇愁歎而坐。神牀之夜大物主大神顯於御夢曰云々とあり、【傳廿三の二十四葉】但シ彼レは神の御命を祈請て齋はりて坐スこころなればこともなきを、此は后と共ル御寢坐るは神牀似つかはしからず聞ゆれば、若シ神ノ字は誤にやあらむ、【故レ師は御牀なるべしとぞ云れし、そは寢とあれば殊に御牀とは云ハでもあるべきが如くなれども、此は晝なれば御牀には坐さぬ時なるに坐る故に殊に云るにもあらむか、】されど諸ノ本並神と作るうへに水垣ノ宮ノ段にも此ノ目あれば、今は本の隨にてあるなり、さて神牀としてつらつら思ふに、此ノ時何事にまれ神の御命を請賜ふことこそ有て、神牀には坐けむに、其ノ齋を怠りて晝しも后と御寢坐サむは甚有マじきわざなるを、此ノ天皇は大日下ノ王の妃を取リ來て后とし給ふが如き、不義ぬ御爲もあれば、此レも此ノ后を深く寵賜ふあまりに、御物齋をも犯し賜へるにて、此時所念かけぬ害に遭て崩リ坐ぬるは、神の御咎にやありけむ、猶よく考ふべし、○寢は美那坐伎と訓べし、次の文に御寢と見え、白檮原ノ宮ノ段に、御寢坐也とあり、さて此は次文を思ふに、大后と共に御寢坐るなり、○被天皇之

敦澤は、吾大君能美宇都久志美能深祁禮婆と訓べし、【また天皇能深佼美宇都久志美袁加賀布禮婆とも訓べし万葉廿に美許等加我布理などもあり、】天皇はかゝる處は吾ヵ大君と申す例なり、敦澤の字は、漢文ざまなり、【敦はアツシと訓む字なれども、愛寵などは古言にはなほ深しとぞいふべき、】○先子は、先に大日下ノ王に婚て生坐ヵ御子なり、○目弱ノ王、御名は和名抄龜貝ノ類に辨色立成ニ云ヵ石炎螺ハ万與和楊氏ヵ説同ノとある此物に依れるなり、書紀に初中蒂姫命生ニ眉輪王ヲ於大草香皇子ニ乃依ニ母ニ以得レ免レ罪ヲ常ニ養ニ宮中ニ、また雄略ノ卷ノ初【細注】に、大草香皇子娶ニ長田皇女ヲ生ニ眉輪王ヲ也などあり、○當于其時而は、爾能袁理志母と訓べし、○其殿は、天皇大后と、御寢坐て語ﾘ給ふ殿なり、○少王は、和訶佐古と訓べし、書紀齊明ノ卷ノ大御哥に、建王【其時八歳】を、阿餓倭柯俱古とよまし賜へり、【天智ノ卷に、稚子と云人ノ名も見ゆ、】をさなき子と云ほどのことなり、○吾恒有所思は、常に御心に懸る事ありとなり、上なる御言に、汝有所思乎とあるに對へて、吾は云々と詔ふなり、○何者は、那尓叙登伊布者と訓べし、其ノ所思す事は何事ぞといへばなり、○殺は、舊印本又一本などには弑と作り、其にても可し、今は眞福寺本又一本延佳本などに依れり、○還は、【師は都比尓と訓れたり、そは遂ノ字の誤とせられたるにや、】報い復すなり、【又加閇理志とも訓べし、加閇志は、彼方より報復なり、カヘリテと訓ときは、此方へ報復るなり、】○邪心は、上に出、【傳廿三の七十三葉】若櫻ノ宮ノ段に、穢邪心ともあり、【傳卅八の二十一葉】抑目弱王の御父の仇を復いむとしは賜むと、彼よりいへばひたふるに邪心にも非れども、【天皇を弑奉りはなほ邪心なり、殊に此は天皇の御言なれば本よりにて、】天皇の御爲には邪心なり、○爲有は、阿良牟と訓べし、【爲ノ字はあらむとすと云意を以て須に當て書るか、記中にさる例もあり、されどなほアラムと訓べし、】○聞取は、聞て此方へ取て失はぬ意なり、【たゞ聞とのみ云とは異なり、】此にて天皇の其ノ父王を殺し賜ひしことを、始めて知ﾘ給へるなるべし、○竊伺は、若櫻ノ宮ノ段に出ッ、【傳卅八の二十二葉】○傍大刀、古へ

天皇も御大刀を平恒に大御身に副坐ること、是レを以て知ルべし、【万葉の哥に身に副の枕詞に劔刀と云り、】〇都夫良意富美、書紀には、圓大臣とあり、同履中ノ巻に當ニ是時ニ平群木菟宿禰蘇賀滿智宿禰物部伊莒弗大連圓大使主共執ニ國事ヲ【圓此云ニ豆夫羅ニ】とあり、此人何處にも姓を擧ざるはいかなる由にか、【未ダ姓をば賜はざりしにや、さて公卿補任に、葛城圓使主武内宿禰曾孫葛城襲津彦孫玉田宿禰子也とあり、】さて意富美と云号の例は、明ノ宮ノ段に丸邇之比布禮能意富美と云人あり、遠ツ飛鳥ノ宮ノ段に大前小前ノ宿禰ノ大臣【こは大臣と書たれども、大臣には非ず、其由彼處に云るが如し】と云あり、是レ一ツの号なり、然るにかの比布禮を、書紀に日觸使主と書キ大前小前を此ノ記に大臣と書ケ、此ノ圓を書紀履中ノ巻には、大使主、雄略ノ巻には大臣と書れたるなど、皆紛ひたるなり、【此ノ中に比布禮は丸邇氏は、臣の戸なれば、意富美は即チ臣なりとも云べし、凡て臣と云もと意富美の切りたる稱なればなり、又此ノ圓も建内ノ宿禰の子孫なれば臣なりとも云べし、建内ノ宿禰の子孫の氏々は臣の戸なればなり、然れどもかの大前小前は物部氏にして、臣の戸に非れば臣と云べき由なし、】此ら大臣と意富美と大使主と臣と使主とよくせずは混ひぬべし、此ノ都夫良は臣とは云トもすべけれども、大臣になられたることは見えざれば、必ズ大臣には非ず、【大臣とあるは、かの大前小前をも大臣と書ると同例の混ひなり、】又使主と云は戎人の号なれば必ズ大使主にも非ず、【使主に大を添て大使主と云るは例もなきことなり、姓氏錄などに某大使主と云名の見えたるも紛ひたるなり、】なほ意富美は別に一ツの号なりけり、【ついでに云む使臣と云号は、書紀應神ノ巻に、阿知使主都加使主と云人あり、此記高津ノ宮ノ段に見えたる奴理能美も姓氏錄に努理ノ使主とあり、書紀雄略ノ巻に漢使主等賜ニ姓ヲ曰ニ直トあるは、かの阿知ノ使主都加ノ使主の子孫にて漢人なり、又姓氏錄に使主の戸の姓これかれ見えたるも皆諸蕃なり、されば此レはもと韓國などより出たる号か、はた皇朝にて蕃人の料に制られたるか何れにまれ蕃人の号なり、さて此レを意美と云こことは書紀顯宗ノ巻に日下部ノ連使主と云人ノ名ありて 使主此云ニ於

彌と訓注あり、そも〳〵於彌は韓語とも聞えざれば、此は皇國にて臣の稱を、此使主の訓にも取て用ひられたるにやあらむ、さて臣と口語は同じけれども我人のは使主と書る文字を以て、分別られたるなるべし、こはなほよく考ふべし、さて書紀仲哀ノ卷に中臣烏賊津連とある人を神功ノ卷には烏賊津使主と書たる、是も使主は例の混れにて臣なり、中臣氏は臣の尸に非れば、此ノ臣は下に附て云るにはあらで、伊賀臣意美と云名なり、此氏には先祖にも臣と云る名往々系圖に見え、續紀卅六に、此ノ人の父の名も意美佐夜麻と見え、此人を伊賀都臣と見えたり、又三代實錄姓氏錄などに雷大臣命とあるも此人にて、此ノ父臣を例の大臣に混へたるものなり、人みなかくの如く、古書とも大臣と臣と使主と混ひたること多し、心して看別べし、又此ノ伊加賀臣の臣は、姓の尸を名の下に附て云臣とも紛ひぬべし、さて又書紀に允恭ノ卷にも中臣ノ烏賊津使主と云人あるは、仲哀神功ノ卷なるとは異人なり、時代も違へ又仲哀神功ノ卷なるは連き公卿、允恭ノ卷なるは一舍人とあれは、さらに同人には非す、然るを姓名共に同きを以て、同人かとして疑ふはひがことなり、此ノ中臣氏には此外にも同名の人彼此見えたり、】さて此ノ人の家は葛城にぞ在けむ、下文に葛城の事見ゆ、書紀雄略ノ卷には、葛城ノ圓ノ大臣【公卿補任にも葛城ノ云々、】とあればなり、〇書紀雄略ノ卷ノ初メに云ク、三年八月、穴穗ノ天皇意欲ニ沐浴セムト幸ニ于山宮一、遂ニ登テ樓ニ遊目、因テ命ニ酒肆ニ宴、尒乃情盤樂極、間ルニ以言談ヲ、顧ミテ謂ニ皇后ニ曰、吾妹、汝雖親睦、朕畏ル眉輪王ヲ、眉輪王幼年遊ニ戲樓下ニ、悉ニ聞ニ所ノ談ヲ、既ニシテ而穴穗ノ天皇枕テ皇后ノ膝ニ、晝醉眠臥、於是眉輪王伺ニ其熟睡ヲ、而刺ニ殺之ヲ、

天皇御年伍拾陸歲。御陵在菅原之伏見岡也。

伍拾陸歲、【五十は古言には常にはイと云例なれども、かくさまに物の數をたしかに云には、伊蘇と訓ではあることを得ず、】書紀には、三年秋八月甲申、爲ニ眉輪王ニ見レ弑とありて、御年は見えず、【一代要記編年記などにも五十六と

あるは此ノ記に依れるなるべし、】○此ノ間に某年某月日崩、と云例の細注此ノ御段には諸本共に無し、○菅原、上に出ツ、【傳廿五の六十四葉】○伏見ノ岡、【伏見ノ翁と云る者、此ノ處の岡に臥て三年がほど起ず、これに因て此處を伏見と云と云る說は、此ノ地名によりて造れる妄說なり、】書紀に三年後乃葬ニ菅原伏見陵ニ【三年に至るまで葬奉らざりしは、書紀には此ノ天皇崩坐シし年の十月に亂レ事平ぎて十一月に雄略天皇御位に即賜ふとあれども、亂事年をぞ經けむ、故レ此ノ御葬も滯りしなるべし、さて清輔ノ朝臣奧義抄に、此ノ御陵の事を日本紀ニ云ク安康天皇崩菅原ノ伏見野ノ中ノ陵に葬と云るは、書紀の古本に野中と云ことの有しかども云べけれども然には非じ、こはたゞ後に伏見ノ野中ノ陵とも申しことの有しまゝに、如此は云るなるべし、】諸陵式に、菅原伏見西陵石上穴穗宮御宇安康天皇在ニ大和國添下郡ニ兆域東西二町南北三町守戶三烟、【靈龜元年四月に此ノ御陵に守陵四戶を充られたりし事續紀に見ゆ、】此ノ御陵大和志に在ニ寶來家邑ニと云り【或書に字を兵庫山と云と云り、○式に西ノ陵とあるは、垂仁天皇の菅原ノ伏見ノ東ノ陵ある故なり、】

爾大長谷王子。當時童男。即聞此事以慷愾忿怒。乃到其兄黑日子王之許曰。人取天皇爲那何然其黑日子王不驚而有怠緩之心。於是大長谷王詈其兄言一爲天皇。一爲兄弟。何無恃心。聞殺其兄。不驚而怠乎即握其衿控出拔刀打殺。亦到其兄白日子王而。告狀如前緩亦如黑日子王。即握其衿以。引

率來到小治田掘穴而隨立埋者至埋腰時兩目走拔而死。

童男は、袁具那と訓り、此ノ稱の事中卷日代ノ宮ノ段に云り、【傳廿六の六葉】さて此ノ御子此ノ時の御所爲さらに童ノ御時とはおぼえざるに、如此申せることは思フに、凡て袁具那とは、其ノ齢には拘らず、童の髮の形にてあるを云るなるべし、さて古ヘは卅歳にあまるほどまでもなほ然る形にて在し人もありけむかし【今ノ世にも相撲人などに、年長てもなほ前髮とて童ノ形にてあるもあるが如し、【此ノ王は、此ノ時は卅歳に餘らせ賜へりけむ、其ノ由は朝倉ノ宮ノ段ノ終リに云るが如し、【傳四十二の五十四葉】○此事とは、目弱ノ王の天皇を弑奉リ給ひし事を云、○僕は上に出ツ、【傳卅四の四十葉】○含怨、【怨ノ字眞福寺本に怨と作る誤なるべし、】○黑日子ノ王上に出ツ【傳卅九の三葉】境之とあれば境にと任せりけむ、○取は、【師は殺ノ字の誤なるべしと云れつれど然らず、】弑奉れるを云、殺すを取と云ること、中卷水垣ノ宮ノ段、【傳廿三の六十葉】又若櫻ノ宮ノ段、【傳卅八の九葉】に云るが如し、考へて知ルべし、○不驚而は師の字知服志杼呂加受且と訓れたる宜し、【然訓て宜き勢ヒなる處なり、】○有怠緩之心は、意富呂加尓淤母富勢理と訓べし、【師は那牙良加理と訓れたる、意はさることなれども、言いかゞ、なげらと云言、中昔の哥などには見えたり、書紀天武ノ卷に或見患人一也億之隔口不止とあるなどやゝ似たることにて、怠緩の字には當るべし、されど此はオコタルなどは訓べきにあらず、】おほろかと云言、書紀仁德ノ卷の大御哥に見えたり、万葉に多く意富尓とあるも同言なり、【おろそか、なほざりなど云も同意なり、】○言、此ノ言中卷白檮原ノ宮ノ段に見ゆ、【傳十九の八葉】○一は比登都尓波と訓べし、續紀廿四詔に、又一尓讃云々、○無恃心は、師の多能母志牙那久と訓れたるに從ふべし、意乎と云ヘ係れる言なり、○役は、上に取とあるに效ひて然訓べし、○聞は、伎々都々と訓べし、○不驚而は、此は淤杼呂伎母世受且と訓べし、○意乎

は、意富呂加尓淤母富世流と訓べし、【乎ノ字讀べからず、此を夜と訓ムは非なり、凡て何などいへる下は夜とは云ハぬ格なるを、後ノ世の人此ノ格を知らず、何誰などの下をも皆夜と云は皆誤なり、そは漢文には、何などの下に乎耶などの字あるを訓ならへる癖なるべし、此に乎ノ字のあるもたゞ漢文さまのことのみなり、古言の方に置たるには非ず、】此は上に意綾之心とあると同言なるを、字を略きて書るものにて、次に綾とのみあるも然なり、【上に意綾之心と書き、此に意と書き次には綾と書て、此ノ三を相照して同言なることを知らせ、一方の略けるをも一方の備なるに傚はせたるものなり、記中如此き書ざまをり〳〵あり、】○衿は、中卷倭建ノ命ノ段に、取熊曾之衣衿以劍自其胸刺通とあるに同じ、彼處を考ふべし、【傳廿七の廿一葉に云り、此ノ衿をヒキオビと訓るは誤なり、ひきおびは、和名抄に袴帶とありて別なるを思ひ混へたるなり、】○白日子ノ王、上に出ッ【傳卅九の三葉】師は、此ノ王ノ字の下に之許の二字を補へられたり其も然ることなれども、此は上なる黑日子ノ王之許と同じさまなる故に、略きて云るにもあるべし、さて此ノ王は上に八瓜之とあれば、八瓜にや住坐りけむ、○告狀如前は、佐伎能碁登阿理佐麻都宜申賜布尓と訓べし、【如前は、前に黑日子ノ王に告ゲ申シ給へる如ッなり、】○綾亦如黑日子王は、此王毋亦黑日子王能碁登意富呂加尓淤母富世理斯加實と訓べし、○小治田は、大和ノ國高市ノ郡なり、此ノ地の事、なほ小治田宮ノ段に云べし、【傳四十四の七十葉】同郡なれば八瓜より程遠からじ、○隨立は、【隨ノ字諸本墮とあり、其もあしからず、今は眞福寺本又一本に依れり、】多知那賀良尓と訓べし、○埋者、【舊印本延佳本などには者ノ字なし、今は眞福寺本又一本又一本などに依りつ、】○至埋腰時、【埋ノ字無き本もあり、又此ノ字至ノ字の上にある本もあり、】○兩目は、師はメフタツナガラと訓れたる其も宜し、さてこはたゞ埋むとのみはあれども、事の狀を以て思ふに、たゞ土以て埋みたるのみにはあるべからず、若シくは大きなる石などを側入れなどして痛く窄迫て堪がたきさまに【俗にいはゆる、石こづめ、】したりしなるべし、若シ然らずは、僅

に腰まで埋みたらむばかりに、目の抜出るばかり捧かたく苦きことは、あるまじければなり、【或人ノ云ク、此ノ白日子ノ王を埋みし塚は今も高市郡野口村にありて、大和志に倭彦ノ王の墓と云る是なり、今も里人も生ながら埋みたる塚なりと云傳へたり、倭彦ノ王の墓と云は誤なりと云り、いかゞあらむ、】○書紀雄略巻の始に云く、是日大舍人驟言於天皇曰、穴穗天皇爲眉輪王見弑、天皇大驚、即猜兄等、被甲帶刀、率兵自將、逼問八釣白彦皇子、皇子見其欲害、嘿坐不語、天皇乃拔刀而斬、更逼問坂合黒彦皇子、皇子亦知將害、嘿坐不語、天皇忿怒彌盛、乃復并爲欲殺眉輪王、案劾所由、眉輪王曰、臣元不求天位、唯報父仇而已、坂合黒彦皇子、深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出逃入圓大臣宅、とあるに、傳の異なることあるなり、【此書紀の文いぶかしきことあり、まづ初に白彦ノ皇子を忽に殺し賜へるいきほひにては、黒彦ノ皇子をも、必忽に殺し賜ふべきさまに聞えたるに、忿怒彌盛とあるにも似ず、いかなれば殺さずしてそのまゝに縦しおきて、眉輪ノ王の所には行坐るぞ、さて又眉輪ノ王をも必忽に殺し賜ふべき事の勢なるに、いかなればゆるやかにして、黒彦ノ皇子と語ひて共に逃れて圓おほみの家に入坐る間はありしぞや、事のさま相叶はず聞ゆるは、例の漢文をつくろはるゝにつきてその間に事の違ひぞありつらむ、】

亦興軍圍都夫良意美之家、爾興軍待戰、射出之矢如葦來散、於是大長谷王以矛爲杖、臨其内詔、我所相言之孃子者、若有此家乎、爾都夫良意美聞此詔命、自參出、解所佩兵而、八度拜白者、先日所問賜之女子訶良比賣者侍、亦副五處之屯宅以獻、所謂五村屯宅也

宅者。今葛城之五村苑人也。然其正身所以不參向者自往古至今時。聞臣連隱於王宮。未聞王子隱於臣之家。是以思。賤奴意富美者。雖竭力戰。更無可勝。然恃己。入坐于隨家之王子者。死而不棄。如此白而。亦取其兵。還入以戰。爾力窮。矢盡。白其王子。僕者手悉傷。矢亦盡。今不得戰。如何。其王子。答詔然者更無可爲。今殺吾。故以刀刺殺其王子。乃切己頸以死也。

亦興軍、亦は上ノ件の事ありて、又此ノ事あるよしなり、【軍を又興し給ふと云にはあらず、】○都夫良意美、【舊印本延佳本には、意の下に富ノ字あり、今は眞福寺本又一本又一本などに依れり、但し富ノ字あるはわろしとには非れども、次なるには諸ノ本皆此ノ字なき故に此も無きに依れるなり、】意富美を約めて、意美とも云りしなるべし、【かの比布禮能意富美をも、書紀には、日觸使主とある類なり】○尓興ノ軍云々、尓の下に、都夫良意美亦、と云ことあるべきを略けるなり、○待戰は、大長谷ノ王の御軍を待受て戰ふなり、○葦來散とは葦の穗の散り來るを云、たゞ葦とのみ云て穗と云ざるは、万葉廿【十八丁廿六丁三十四丁】に、難波の枕詞にも、安之我知流とあるが如し【堀川百首に寒蘆、難波がた綱手になびく葦の穗のうらやましくも立のぼるかな、又なにはがた葦の穗末に風ふけば立よる浪の花かとぞ見る、】古ヘは海邊など葦の殊に多かりしかば、其穗の盛ノに散ルさまはおびたゞしかりし故に、【難浪の枕詞ともなり、】かく射る矢

の北側の管にも云るなり、さて來と云ること穩ならず聞ゆるは、誤字なるべし、【敵の軍の射出る矢は、此方さまにの來るを喩へたるなれば、來散とも云べきにや、とも思へどなほいかゞ、】故つら〳〵考るに盛を誤れるなるべし、【盛と華と字形いと近し、】佐加理尓と訓べし、【篇に華字に誤とせられたれど記中に花を華と書る例なし、花字は形遠し、又己思ひしは散なりしを誤りて、字の重ね書るを、又誤りて一を來とせるにや、又は亂之散なりしを誤れるにやなども思ひしかど、然にはあらず、】さて射る矢の繁きを物に譬へたるは、万葉二卷に引放箭繁計久大雪乃亂而來禮婆、書紀欽明卷に發箭如雨などもあり、○鶻杖は、御杖尓都加志且と訓べし、○其門は、都夫良意美が家の門なり、○臨は、上卷石屋戸段に、稍自戸出而臨坐之時とあるに同じ、此ノ言の意は傳八に云り、【傳八の六十五葉】さて然ばかり聞く射出る矢を、いとしも恐れ竭はざる此ノ御さま、勇める御氣のいみしきほど見奉るが如し、○所由言之は、阿比伊布許登と訓べし、此ノ言若櫻ノ宮ノ段に見えて彼處に云り、【傳卅八の二十一葉】此は上は先づに、此都夫良意美の女を聘ひ賜へるなり、【其こは下ノ文に見ゆ、】中昔の哥物語などにも、女を娉ふことを物言ふなどと云るが如し、○若とは云を、古今ノ世の心には、穩ならず聞ゆれども、古ノ語にはかゝる處にも云りけむ、【上卷海神ノ宮段に若有何由、また若もの海中に時云々などある若も今は穩ならず聞ゆ、】中昔より以降の語以て云ば、若てふ言を除きたる意なり、○有此家、有ノ字諸本同じ、在を寫誤れるか、はた字に拘はらず書るか、【延佳本に在と作るは私に改めつるなるべし、】○都夫良意美、延佳本には意の下に富ノ字あれども、諸ノ本並に其ノ字無し、【延佳は例のさかしらに補へたるなるべし、】此ノ事上に云り、○大命とは、天皇ならでは申すまじきが如くなれども此ノ王は後に天皇になり坐すれば、後を以ていふも云傳ふべきことなり、○參出は、大長谷ノ王の御前にまゐでなり、○所佩兵は、大刀弓矢矛などを云へし、○解は、頓偏るを解き、又手に持るを置くをも兼云るなるべし、下に亦取其兵とあり、○八度拜の事上【此ノ

御段】に、四拜とある處に云るが如し、○先日は、佐伎尓と訓べし、【日ノ字は讀ムべからず】○所問賜は、聘ひし賜へるなり、後ノ世にも妻をとふと云り、【又訪ふを問と云も言の意は同じ、】○訶良比賣朝倉ノ宮ノ段に、又娶ニ都夫良意富美之女韓比賣ニ云々とある是なり、○侍は、佐母良波牟と訓べし、大前に侍候はむと云意の言にて、即チ進らむと云ことなり、侍てふ言の意は上巻に云り、【傳十四の四十三葉】○亦副の亦ノ字、諸ノ本に立と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、○屯宅【舊印本又一本又一本などには屯ノ字脫たり、眞福寺本には屯を乇に誤れり、今は延佳本に依れり、】の事、中巻日代ノ宮ノ段、倭ノ屯家の處に委ク云り、【傳廿六の三十六葉】○獻、凡て屯家は、朝廷の御料の御田につきたる御倉、又其ノ官所の事なるに、今私の物の如く、其を大長谷ノ王に獻らむと云は、書紀仁德ノ巻に額田ノ大仲ツ彦ノ皇子の將レ掌ニ倭屯田及屯家一而云々【其文日代ノ宮ノ段ノ傳に引り】の如く、都夫良意美の古ヘより掌來つるなるべし、孝德ノ巻に云々獻ニ屯倉一百八十一所一【此文も上に引り】などもあり、副て獻ることは、訶良比賣を獻るに副て獻るなり、○註に、五村ノ屯宅【屯ノ字舊印本に長、一本又一本などに長、眞福寺本に乇と作る皆誤れるなり、今は延佳本に依れり、】こは本文の如く五處とあるべきに、五村とあるは、次なる五村より紛ひて、寫し誤れるなるべし、【師は村ノ字を處と改められき、】伊都登許呂と訓べし、○葛城之五村ノ苑人也【苑ノ字舊印本又一本などには兒とあり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】苑人は御苑に役はるゝ民なり、職員令に園池司正一人、掌下諸苑池種二殖蔬菜樹菓一等事上、佑一人令史一人使部六人直丁一人園戶、とある園戶即チ苑人にて、其ノ戶皆園池司に屬るなり、かくて此は葛城の内に在し苑人の戶五村なり、さるはもと屯家なりしが後に其民苑人にてありしなり、和名抄に大和ノ國忍海ノ郡に園人ノ郷ある是レ其ノ五村の地なるべし、【忍海ノ郡は、葛城上下ノ郡の間に在て、葛城の内なり、姓氏錄大和ノ國ノ諸蕃に、園人ノ首と云あるも、此ノ地より出たる姓なるべし、】○正身は、上に出ツ、【傳廿八の二十六葉】俗に其ノ本ノ人と云ことにて訶良比賣を云るなり、○

所以不宜同合とは、詞良比賓は奉るべし、然るに其ノ正身の今此處に參らざる所以は、云々の故なれば、吾手よりは奉らじ、吾死たらむ後に娶賜ふべしと云なるべし、○臣連臣は意美にて【後ノ世にオンと訓ムは、音便に頽れたるにて、正しからず、又オンノコとも訓るは子と云ことを添へたるなり、】大身の意なり、【朝倉ノ宮ノ段に、葛城ノ神の顯れ坐るを、宇都志意美とあるも、現大身にて言は同じ、】さて此は、朝廷に仕へ奉る人を、傍より尊みて云稱なり、【朝廷に仕へ奉る人なるを以て、臣ノの字は書ッなれども君に對ヘて云ッ臣の意には非ず、君に對ヘて云ッ臣は夜都古と云て、書紀などにも然訓り、此ノ事傳七の八十葉にも云り、然るに夜都古と云は、たゞ賤き者の如くなりて、後には君臣をも夜美夜都古とは訓マずて、伎美意美と訓ムことにはなれりけむ、】氏々の尸の臣も是なり、連の事は上卷に云り、【傳六の六十八葉】さて臣連とつらね云は、大凡ッ諸の氏々の中に臣と連とは京近く住居て、殊に親近く朝廷に仕奉る人等なり、故レ古ヘに仕奉る人等を總て都鄙を廣く云ときは、臣連伴造國造と云、【伴ノ造國ノ造の事、傳七の八十葉より末に云り、】諸國までは及ばぬには臣連と云り、書紀雄略ノ卷より持統ノ卷まで卷々に多く見えたり、【上代の卷々には、却て此ノ稱の見えざるは、漢さまに改めて書れたるものなり、凡て群卿百僚公卿大夫などある類は、皆漢文にして皇朝の古ヘの稱には非ず、】推古ノ卷に錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記、孝德ノ卷に、即位の儀を記されたる處に、百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜、○王、凡ソ古ヘは皇子より諸王まで通ひて御子と申して王ノ字を書り、【凡ソ古ヘに遠ツ祖までを通はして淤夜と云ヒ、子の末々までを通はして古と云り、故レ天皇のをも御末まで御子とは申すなり、然るを後に親王と申す號出來ては、美古とは親王をのみ申して、諸王をば意富伎美と申して美古とは申さぬことゝなれり、】さて天皇を始メ奉リて皇子諸王まで通ひて大君と申して、かの王ノ字を意富伎美とも訓り、【然れども古ヘは其御名に附ヶて、某ノ王と申ス時は王は美古とのみ訓て、オホキミとは訓マざりしを、後には親王を美古と申すに別て、もはら諸王をのみ某ノ

王とは云て、其をば某ノおほきみと唱へて、親王と別つことゝなれり、そも〳〵意富伎美とは、天皇を始ノ奉ッて申す御號
にして、殊に尊きを、後にはもはら諸王のみの號の如くなれり、】かくて大君は【諸王に至るまで】皆君の列にして、臣
の列に非ず、【これ異國と大く異なり、然るを、後にはたゞ天皇をのみ君とはし奉りて、皇太子を始メ奉リて御自臣と
御名告賜ふことゝなれるは、漢制にうつれるなり、古へは皇子はさらにも申さず、諸王といへども、臣と名告賜ふこ
となかりき、】故レ王と臣とは、君臣の差別ありて相混らず、萬ッの事尊卑甚異なりき、【然るに諸ノ事ひたふるに漢ノ
制になれるまに〳〵、漸々に臣ノ家の威勢高くなりもてゆきて、遂に古への君臣の分は消亡て臣尊く、諸王は殊に威
勢なく卑き物にぞなれりける、然るに後ノ世まで、諸王諸臣と連稱ふことのあるは、古への差別のわづかに名のみのこれ
るなり、】されば目弱ノ王は、天皇の皇子にもあらず、皇子の御子なれどもなほ君の列なるが故に、臣連に對へて申せり、
○隱は、許母流と訓べし、上卷に見畏閇二天石屋戸一而、刺許母理坐也、書紀舒明ノ卷に、云云于泥備椰摩、虛多智于
須家苔、多能彌介茂、氣菟能和區呉能、虛茂邏勢利祁牟、○王子、記中王と書るも王子と書るもたゞ同じき例なり、○
臣之家、此ノ臣は上の臣連と同じかるべければ、意美と訓べけれども、臣連を一ノ略きて、臣とのみ云むことは如何なれ
ば、【若ッは之ノ字は連を誤れるか、王ノ宮には之ノ字なし】君臣の臣か、【何れにても意は違ふことなし、】姑く夜都古と
訓つ、さて王には宮と云、臣には家と云る、此レはた古へよりの差別なるべし、【今ノ世に至るまで宮と申すは親王皇子
などに限りて、臣には云ハざるは古への意の遺れるなり、】○隱於、【舊印本又一本などには、於ノ字無し、今は眞福寺本又
一本延佳本に依れり、又眞福寺本には臣之の之ノ字無し、】王の臣の家に隱リ坐る例は、輕ノ太子の大前小前宿禰の家に、
逃入リ坐る事も甚近くてあるを、かく未聞と申せるは心得ぬことなり、故レ按ふに、彼ノ輕ノ太子の大前小前宿禰の家に、
逃入坐るを、穴穗ノ御子の攻ノ賜ひし事と、今此ノ都夫良意美の家の事と、事の狀の甚よく似たるうへに、時代も同じと云べ

く近ければ、此臣連隱於王宮云々の言は、彼ノ時に大前宿禰の申せりし言なるが、傳への紛ひつるには非るにや、○是ヲ
只思とは、臣連の王の宮を賴みて、隱るゝことあるは、王は尊くして、仕奉る人も多く、勢も強ければなり、王の臣連
の家を賴みて、隱レ坐る例のなきは、臣連は卑くして仕る者も少く勢力弱き故なり、是を以て思へばと云意なるべし、
○賤奴は、たゞ夜都古と訓べし、君臣の臣の義なり、此ノ事白檮原ノ宮ノ段に賤奴とある處【傳十八の三十六葉】に委ク
云り、書紀舒明ノ卷に、賤臣とあるもたゞ臣の意なり、【漢文の如く卑下して賤と云るにはあらず、】續紀廿五ノ詔に、王
乎奴止成止毋奴乎王止云止毛、汝乃爲末爾末爾云々、この奴も臣の義なり、【奴婢の意には非ず、古へはたゞ言だ
に同じければ、字はいかさまにも假て書り、】さて此ノ詔にても王は君の列にて、臣と對ひて遙に差あることをさとる
べし、【此詔の意は、故にあるまじき極の事をあげて、たとひ然ることにても、汝の隨意と也、王と臣との混れざる
ことかくの如し、奈良ノ朝のころは既く何事も漢ざまにうつりぬる世なりしかども猶古ヘノ意は殘れりけり、】さて此に賤
奴と云るは、都夫良意美自のことにて、是はた王に對へて臣とは云るなり、【漢文に我レと云べきを卑下て臣と云
とは意ばへ異なり、思ひまがふべからず、よくせずは紛ひぬべし、】○意富美、上に出、みづから如此云ることは、め
づらし、○竭力は、漢文めきてはあれど、心をつくすと云こと古ければ然も云けむ、【師はチカラノカギリと訓れ
き、】○無可勝は、延加知奉良士と訓べし、○己は、我と云むが如し、○隨家、隨ノ字は決く寫誤なり、【然れども
今諸ノ本皆同じ、たゞ延佳本にのみ、隱と作るは上文に効ひて、私に改めたる例のさかしらなり、されど此は隱にてはさら
に聞えぬことなるをや、】師は賤の誤とせられたり、其も【字の形も遠ければ】いかにあらむ知ラねども、理リよく叶ひた
れば、姑く從ひて夜都古能伊閇と訓つ、賤と臣の義なり、【但し自卑下て云臣には非ず、自のことは上に已ニと云り、】
王として臣なる者の家に入リ坐るよしなり、【上に未聞王子隱於臣之家とあると合せて思ふべし、例もなきに臣の家

を賴みて入坐ること深く憐み奉れるなり、】○王子は、目弱ノ王を指す、○死而は、【而ノ字は無き本ごもあり、今は眞福寺本延佳本に依れり】伊能知斯奴登母こ訓べし、死ぬるを古言に如此云る例、書紀雄畧ノ卷の哥に、伊能致志儺磨志こ見え、万葉にも見えたり、○取其兵は上に解所佩兵こあるを、今復取り佩くなり、○力窮は、知加良都伎こ訓べし、上に力を竭し、こ云るに合へり、○矢盡は、夜母都伎奴禮婆こ訓べし、○手悉傷は、師の伊多弖淤比奴こ訓れたるに從ふべし、【手ノ字を書るかならず手負こ云言に依れり、】白檮原ノ宮ノ段に負賤奴之痛手、訶志比ノ宮ノ段ノ哥にも、伊多弖淤波受波こあり、○無可爲は、師の勢牟須弊那志こ訓れたるに從ふべし、此言万葉に多し、○死也、也ノ字諸ノ本に無し、今は眞福寺本に依れり、○書紀雄畧卷ノ初メに云々、天皇使使乞之、大臣以使報曰、蓋聞人臣有事逃入王室、未見君王隱匿臣舍、方今坂合黑彦皇子與眉輪王深恃臣心、來臣之舍、詎忍送歟、由是天皇復益興兵圍大臣宅、云々、大臣裝束已畢進軍門跪拜曰、臣雖被戮莫敢聽命、云々、伏願大王奉獻臣女韓媛與葛城宅七區、請以贖罪、天皇不許縱火燔宅、於是大臣與黑彦皇子眉輪王倶被燔死、時坂合部連贄宿禰抱皇子屍見燔死、其舍人收取所燒遂難擇骨盛之一棺、合葬新漢擬本南丘、【擬ノ字未詳蓋是槻乎、】こあり【使使乞之こは、圓意美の許へ、御使を遣して、目弱王を乞賜ふなり、韓比賣の事も、此記の傳へこいさゝか異なり、】

自茲以後、淡海之佐佐紀山君之祖名韓帒白、淡海之久多【此二字以音】綿之蚊屋野、多在猪鹿。其立足者如荻原、指擧角者如枯樹。此時相率市邊之忍齒王、幸行淡海、到其野者、各異作假宮而宿。爾

明旦。未日出之時。忍歯王。以平心隨乘御馬。到立大長谷王假宮之傍而詔其大長谷王子之御伴人。未寤坐。早可白也。夜既曙訖。可幸獵庭乃進馬出行。爾侍其大長谷王之御所人等白。宇多弖物云王子宇多弖三字以音故應愼。亦宜堅御身。即衣中服甲。取佩弓矢。乘馬出行。倏忽之間自馬往雙。拔矢射落其忍歯王。乃亦切其身。入於馬槽。與土等埋。

淡海ノ上ニ出ツ、○佐々紀山君は、書紀孝元ノ卷に、大彦命是阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狹々城山君云々、凡七族之始祖也、此記には、大毘古ノ命の末はたゞ阿倍ノ臣のみを擧たり、】姓氏錄に【左京皇別】佐々貴山君阿倍朝臣同祖【攝津ノ皇別にも此姓ありて如此見ゆ、】と見えたり、神名帳に、近江ノ國蒲生ノ郡沙々貴神社あり、【此社安土ノ觀音寺山などに近き地なり、或書ニ云、佐々木ノ神社祭神四座第一少彦名命、第二大鷦鷯尊、第三狹々城山君、是大彦命也、第四宇多皇子敦實親王也、と云るはいかゞあらむ、少彦名ノ命と云は、神代紀に、此神鷦鷯ノ羽を衣としてとあるに因ての附會か、大鷦鷯ノ尊と云も御名に、因れる附會なるべし、さて後ノ世の宇多源氏の佐々木ノ族は此ノ地より出たれば敦實ノ親王は、其族の後に合セ祭れるなるべし】和名抄に同郡篠笥ノ郷あるは是なるべし、此氏は此ノ地に居住る山ノ君なり、山ノ君と云姓の事中卷玉垣ノ宮ノ段に、小月之山君春日山君などある處に云り、考ヘ合すべし、【傳廿四の廿三葉廿四葉】又朝ノ宮ノ段、山部山

守部の處をも考ふべし、【傳卅三の十四葉十五葉】さて、書紀顯宗ノ卷に、元年五月狹々城山君韓俗宿禰事連謀殺皇子押磐臨誅叩頭言詞極哀、天皇不忍加戮、充陵戸兼守山、削除籍帳、隷山部連、惟倭俗宿禰因妹置目之功、仍賜本姓狹々城山君氏とあり、此ノ紀の彼ノ御段にも、以韓俗之子等令守其御陵とあり、【かゝればかの韓俗は、顯宗天皇の御世に至りて、佐々紀ノ山ノ君の姓をば削られて陵戸に充られて山部ノ連に屬るなり、守山を兼しめ給へるは、本より山ノ君なりし故なり、さて同氏の倭俗は本の如く此ノ姓を賜へるなり、然るを已にさきに思へらくは、此ノ姓はかの顯宗ノ卷なる事に因りて、韓俗より始まりて佐々紀は、陵の義にて、忍齒ノ王の陵を守れるに依れることゝ、山ノ君は兼守山とある是なり、さて近江に佐佐紀と云地ノ名のあるは、此ノ氏人の居住る故なるべしと思ひしは非なり、其故はかの小月ノ山ノ君春日ノ山ノ君などの例も、皆其地に居住る山ノ君なれば、此も然るべく、又かの顯宗ノ卷に倭俗に此ノ姓を賜へるを本姓とあれば此ノ姓は舊よりの姓にぞ有ける、】さて續紀に、此ノ氏人蒲生ノ郡司なるも、然らぬも、彼此見え、【文德實錄にも見え、】三代實錄卅二にも、近江國蒲生郡大領外正六位上佐々貴山公是野授外從五位下、以獻米二千斛穀三千斛助國用也、と見えたり、皆倭俗が子孫にぞありけむ、【後の此ノ氏人倭俗が子孫ならむには、此に韓俗を此ノ氏の祖とあるいかゞと思ふ人あらむか、凡て其氏の先祖の兄弟姉妹などをも、皆祖と云る例なり、】倭俗が事は、近飛鳥ノ宮ノ段に云べし、○韓俗、書紀顯宗ノ卷に、同氏倭俗宿禰もあり、共に如何なる由の名にか、未思得ず、○自は、大長谷ノ王に自すなり、○久多さだかならず、○綿さだかならず、【尾張ノ國には神名帳に中島ノ郡に久多ノ神社山田ノ郡に綿ノ神社あり、】○蚊屋野さだかならず、【愛智ノ郡に蚊野ノ鄕はあり、】さて如此地ノ名を三ツ重ねて云るはいかゞなれば、久多ノ綿之蚊屋野と二處にてもあらむか、【若然らば此ノ二處を申せる中に、先ノ蚊屋野へ御獵に幸行るなり、】なほ此ノ地どの事は、近飛鳥ノ宮ノ段に云べし考へ合すべし、【傳四十三の五十四葉】○猪鹿は、師の斯志と訓れたる宜し、朝倉ノ宮ノ段ノ大

御哥に、志斯布須又斯志廬都などあり、凡て獵に就ては、猪をも鹿をも斯志と云例なり、なほ彼ノ大御哥の下に云べし、【傳四十一の四十八葉】○荻は、須々伎と訓べし、書紀神功ノ巻に、幡荻、仁徳ノ巻に、茅荻などあればなり、【荻ノ字は、万葉にも袁岐に用ひ、後ノ世にも然れども、古ヘは凡て草木などの名の字は、定まれることなく、書ク人の心々にてかはれること多し、書紀の右の狄は決く須々伎なれば、此も然るべし、】又思ふに是を書紀には、弱木林とありて、景行ノ巻にも云々、欺曰是野也麋鹿甚多氣如朝霧足如茂林臨而應狩とあり、かくて此の荻ノ字も、眞福寺本には、莪と作り、然れば茂原を寫誤れるにもあるべし、【志毋登は、師ノ說に茂本にて、本とは木を云なり、】猪鹿の立ツる足を譬へむには、荻よりは弱木の方似つかはしくも聞ゆ、さてかく譬へたるは多きよしなり、○指擧は、佐々牙多流と訓べし、書紀顯宗ノ巻、室壽御詞に、牡鹿之角擧而、○枯樹は【樹ノ字眞福寺本又一本又一本などには松と作り、】加良紀と訓べし、書紀にも然訓り、【古ヘは枯を多く加良と云り、加良賀志多紀枯山枯野などの如し、】さて此ノ譬へは一木のうへにて、枝の茂く刺立るを云り、書紀には枯樹末とあり、○市邊之忍齒王、上に出、【傳卅八の四葉】○相率は、阿比伊邪那比弖と訓べし、○其野は、蚊屋野なり、○各は、忍齒ノ王と大長谷ノ王となり、○明旦は、都登米弖と訓べし、【書紀には、此ノ字をクルツアシタと訓たれど、此はさは訓べからず、】凡て前夜の事を云て、其ノ明る旦の事をば、都登米弖云々と云例なり、【此も上に宿と云は前夜の事なれば其ノ翌朝なり、】○未日出之時、この時は刀尓と訓べし、書紀繼體ノ巻ノ哥に、于魔伊禰矢度儞、万葉十六丁に、夜之不深刀尓、十五【卅三丁卅四丁】古非之奈奴刀尓、十九十四丁に、左欲布氣奴刀尓、廿九丁に、和我可敝流刀禰などあり、【これらの刀を、時の畧と心得るは非ず、此は俗言に、夜の更ぬうちになど云、うちにと同意にて、外になり、其を俗に内にと云は、此方を内にし、彼方を外にして云ッ言、外にと云は、彼方を内にして、此方を外にして云言にて、意は同じ、行を來と云も通ふが如し、此は既に日出たる後を内にして、未ダ

出ざる前を外とは云なり、】○以平心は、【心ノ字を止と作る本は誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり】那尓能美許々呂母那久と訓べし、【師はウラモナクと訓れき、其も意は同じけれど此にはかなはず、】何心なくなり、○傍は、門と訓べし、○到立は、由伎多々志豆と訓べし、朝倉ノ宮ノ段に、行立其山之坂上ニ ○御伴人、書紀に、從、從人、傔人などあり、○未寤坐は、伊麻陀佐米麻佐奴許曾と訓べし、【師はイマダオドロキマサヌヨと訓れたれどいかゞ、】大長谷ノ王の御事を詔ふなり、既に寤坐たらんには、速く出立賜ふべきことなるに、然もあらぬは、未ダ寤ノ坐サざるにこそなり、○早可白也は、吾如此言て既に出行つ、と早く大長谷ノ王に申せなり、○曙訖は、阿氣奴と訓べし、○獵庭は、御獵場なり、【凡て某場と云場を中昔よりこなたには、饗と云なれども、其は、尓波の音便に頽れたるなり、大庭、馬場、獵場などの類古へはみな尓波と云りしなり、】○乃進馬云々は、上ノ件の如く云ずてゝ御自は即ナ一人、先立て出行坐るなり、○宇多弖物云王とは、忍歯ノ王を指て申せるにて、大長谷ノ王に白すなり、宇多弖のことは、上巻に其惡態不止而轉、とある處【傳八の十一葉】に云り、物云と云こと古言なり、中巻玉垣ノ宮ノ段にも見えて例ども彼處に云り【傳廿五の十一葉】さて、此ノ時忍歯ノ王の詔へる、此ノ御言を思ふに、さしも咎むべきふしも聞えざるに、如此白せるは如何なることにか、【上に以平心とあれば異心はさらによしまさゞりしなり、然れども大長谷ノ王の未ダ寤ノ坐ヌを、甚遅しと所思して御心のいそぎ賜へるまゝに、おのづから御顔色又物詔へるさまの奇偉ある狀に見えたまへるにぞありけむかし、】○應愼は美許々呂志賜閇と訓べし、○衣中云々は大長谷ノ王の御出立なり、○甲は、明ノ宮ノ段ノ末にも衣中服鎧、また衣中甲などあり、【傳卅三の五十九葉】○倏忽之間は、多知麻知尓と訓べし、中巻白檮原ノ宮ノ段に、倏忽とある處に云り、【傳十八の四十七葉】○自馬、【自ノ字諸本に白に誤れり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】自は歩より行、舟より行ッなど云、自にて、御馬に乘て行キ賜ふなり、万葉十三〔廿丁〕に、人都末乃馬從行尓、己夫之歩

從行者、○往雙は、忍齒ノ王の御馬に、乘て立坐る處へ、同じ並に行立賜ふなり、【透間なく近く雙ひ給ふと云には非ず、矢を射賜ふなれば少し間はあるべきなり、】○拔矢は、佩坐る靫なるを拔出してなり、○馬樎は宇麻夫禰と訓べし、樎ノ字は、玉篇に樎槽櫪也養馬器と云り、かくて和名抄、鞍馬具に唐韻云槽馬槽也和名與舟同、【和名與舟同の五字、古寫本には馬舟也とありさて説文に槽畜獸之食器とあり、】また唐韻云櫪馬櫪也和名之岐以太とあれば、樎は志伎伊多と訓べきが如くなれど、なほ然は訓べからず、【まづ樎は、櫪なることは右の玉篇にて知べし、さて和名抄に依るときは櫪は馬を立置下の板なれば、布禰とは云がたきに似たれども、此は御屍を入て埋とあれば、板には非ること明し、玉篇にも養馬器とあれば、板のかぎりには非じ、板ならむには器とは云べからず、されば櫪にもさま〴〵のある中に、和名抄に之岐以太と云るは、板のかぎりなるに就て云、此に云るは槽の如く造りたる物なるべし、かくて其ノ槽の如くなるをば通はして、馬舟と云べくして志伎伊多とは云まじければなり、】○入は、忍齒ノ王の御屍をなり、○與土等こは、【凡て王たちなどを葬るには高く山を築上て、其ノ中に埋奉ることなるに、これは】いさゝかも地を築上ることなくして穴を掘て低く、たゞ平地と等く埋み奉るを云なり、土は地の意なり、○書紀雄略ノ巻ノ初ニ云、冬十月天皇恨穴穗天皇曾欲以市邊押磐皇子傳國而遙付囑後事、乃使人於市邊押磐皇子陽期校獵勸遊郊野曰、近江狹々城山君韓俗言、今於近江來田綿蚊屋野、猪鹿多有、其戴角類枯樹末、其聚脚如弱木林、呼吸氣息似於朝霧、願與皇子孟冬作陰之月寒風肅然之晨將逍遙於郊野聊娯情以騁射、市邊押磐皇子乃隨馳獵、於是大泊瀬天皇彎弓驟馬而、陽呼曰猪有、即射殺市邊押磐皇子、皇子帳内佐伯部賣輪抱屍駭惋不解所由反側呼號往還頭脚、天皇尚誅之、是月御馬皇子以曾善三輪君身狹故思欲遣慮而往、不意道逢邀軍於三輪磐井側逆戰、不久被捉、臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飮焉、王者獨不能飮矣、【御馬ノ皇子は忍齒ノ王の御同母弟

に坐り、】忍齒ノ王を殺シ奉リ賜へる所以、此ノ記と傳ヘ異なり、

於是市邊王之王子等。意富祁王袁祁王。二柱聞此亂而逃去。故到山代苅羽井。食御粮之時。面黥老人來奪其粮。爾其二王言。不惜粮。然汝者誰人。答曰。我者山代之猪甘也。故逃渡玖須婆之河。至針間國。入其國人名志自牟之家。隱身。役於馬甘牛甘也。

意富祁王、【諸ノ本に富ノ字無し、今は延佳本に依れり、眞福寺本にも此には此ノ字なけれども、下に二處に此ノ字あり、されば もと有しを諸本に無きは後ノ人の書紀に依てさかしらに除きたるなるべく、眞福寺本に無き處のあるは脱たるものか、】袁祁王、書紀には、億計尊弘計尊とあり、億は即チ意富なり、意とのみにても大の義にて袁に對へたる例は伊邪河ノ宮ノ段に意富祁都比賣ノ命袁祁都比賣ノ命【是も姉妹の名なり、】などあり、【古へは意と袁と口に云フ音も異なりし故にかくの如し、後ノ世に意袁一ツに混ぬる今ノ世の心以て疑ふべからず、是らの御名を以ても、古ヘ意袁の音差別なりしほどをさとるべし、】御名ノ義、大當小當か、書紀顯宗ノ巻ニ云ク、弘計天皇大兄去來穗別天皇ノ孫也、市邊押磐皇子ノ子也、母曰荑媛、細書ニ云ク、荑此云波曳、譜第曰、市邊押磐皇子娶蟻臣女荑媛遂生三男二女、其一曰居夏姫、其二曰億計王、更名島稚子、更名大石尊、其三曰弘計王、更名來目稚子、云々、蟻臣者葦田宿禰ノ子也、仁賢ノ巻ニ云ク、億計天皇諱大脚、字島郎、弘計天皇同母兄也、細書ニ云ク、更名大爲、自餘諸天皇不言諱字、而ルヲ至此天皇獨自書者、據舊本耳、【大脚大爲大石は、文字のかはれるのみにこそあれ皆一ツにて意富志なり、又島稚子と島ノ郎とも一ツなり、郎ノ字わくごと訓べし、さて大脚も島ノ郎も共にたゞ亦ノ御名

なるを、謙と云字と云るは、漢ざまに書るのみなり、古へになきことぞ、さて袁祁ノ王の亦ノ御名來目稚子とある、万葉三に、皮爲酢寸久米能若子我伊座家留三穗乃石室者雖見不飽鴨とある皮すゝきは、三穗へ係れる枕詞なり、此哥端書に依ルに紀伊ノ國なり、然るに袁祁王は紀ノ國に坐けることも見えざれば、此ノ久米ノ若子は別人にやとも思はるれども、なほ此ノ御子なるべきか、若シ播磨より前に紀ノ國にもしばし坐シしことありしが、二記に其事は漏たるにや、なほ詳ならず、又同卷に、風早の美保乃浦廻之白つゝじ見れども不怜なき人思へば、見津々々四久米能若子我伊觸家武礒之草根乃干卷惜裳、これもかの紀ノ國の三穗ノ石室のあたりの海邊にてよめるなるべし、端書は亂れたる誤なり、さて万葉の同卷に生石ノ村主眞人哥大汝少彥名乃將座志都乃石室者幾代將經或說に、此ノ志都ノ石室は今播磨ノ國にある石之寶殿と云物にて、其前に社ありて、生石子と云と云り、此說に就て己レさきに思へるは、かの三穗ノ石室の哥と、此ノ志都ノ石室の哥と互に本ノ句の入リ紛ひたるにて、久米ノ若子の坐シしは播磨の志都ノ石室なるべし、生石子と云も御兒王の大石てふ御名に由ありと思へりしは非にぞありける、かの石ノ寶殿と云物を志都ノ石室なりと云ももとより非なり、彼レは人の人居るべき物のさまにはあらず、】袁祁ノ王、此ノ記此ノ命ノ御段には、袁祁之石巢別命とあり、○闕二此亂一は、近江ノ國にての亂を大倭にして聞給へるなり、○逃去書紀に依るに、御馬ノ王さへに殺され賜へれば、況て此ノ二柱ノ御子たちも尋ねられ賜へりけむを、甚疾く逃出坐るなるべし、○苅羽井は、神名帳に、山城國綴喜郡樺井月神社、【續紀續後紀三代實錄臨時祭式などにはたゞ樺井ノ神社とあり、万葉廿ノ卅に、云々從二山背國一云々、報贈歌麻須良乎等、於毛敝流伊能乎、多知波吉氏、加尔波乃多爲尔、世理曾都美家流、雜式に、凡山城國樺井渡瀨者云々などある是なり、【加理波を後に加尔波と云るなり、今は加婆井と云り、伊邪河ノ宮ノ段に、見えたる人名の苅幡も同國相樂ノ郡なり、其も和名抄には蟹幡とありて、加無波多と注したり、今は加婆多と云り、さてかの苅幡と、此ノ苅羽井とは、隣郡なれば、本は一ツ地には非るにや、地理をよく尋

ねてをふべし、五社百首に、俊成卿しづのめが加要多の原につむ芹もたがためにとて袖ぬらすらむ、是はかの万葉の哥によりて、芹をよまれたるに、加要多とあるはふと思ひまがへられて、かはた加尓波と加要多と同じき故か、】○食御粮之時【多くの本に時ノ字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、】は、師の美加禮比所聞食時尓と訓れたる宜し、中巻倭建ノ命ノ段にも、到足柄之坂本於食御粮處云々とあり、粮のこと彼處に云り、【傳廿七の七十七葉】○面黥老人は【諸本に人ノ字を入と作るはわろし、今は眞福寺本に依れり、】米佐祁流淤伎那と師の訓れたるに從ふべし、中巻日代宮ノ段に、黥利目又哥に那杼佐祁流斗米とあり、黥の事、彼處考へ合すべし、【傳廿の廿七葉】書紀履中ノ巻に、阿曇連濱子云々然亞大恩而免死科墨、即日黥之、因此時人、曰阿曇目、また天皇狩于淡路島、是日河内飼部等、從駕執轡、先是飼部之黥、皆未差、時居島伊弉諾神、託祝曰不堪血臭矣、因以卜之兆云、惡飼部等黥之氣、故自是後頓絶以不黥飼部而止之、雄略ノ巻に、鳥官之禽爲菟田人狗所嚙死、天皇瞋、黥面而爲鳥養部、【黥の刑は上代より有しか、はた右の履中紀に時人曰阿曇目とあるを思へば、彼ノ時より始まりしにやとも聞ゆるはいかにありけむ、さて同御時に飼部の黥を止られたるは、馬飼部に限れることなるべし、此の猪甘、雄略紀の鳥養部などはあれはなり、さて此の猪甘右の履中又雄略紀なとを合せて思ふに、黥者をば皆諸ノ飼部とせられたりと見ゆ、但諸飼部皆黥者のみにてはあらざりけむ、さて此ノ黥を面黥とも書きヒタヒキザムともメサクとも云る、面と云と額と云、目と云る、皆同じことなり、又めさくと云も實に目を裂には非ず、目の邊を刻むなり、】さて此ノ老人が事、又近飛鳥ノ宮ノ段に出たり、○不惜粮然は、加禮比波袁志麻奴袁と訓べし、【然ノ字は粮を惜みてにはあらざれども、と云意にて書るなり、袁と云辭に其ノ意はへあり、雅語にはかゝる處は袁と云例なり、】○猪甘、甘は養なり、【養に甘ノ字を書ること中巻玉垣ノ宮ノ段、鳥甘部の下、傳廿五の卅九葉に云り、】古へは上下おしなべて、常に獸肉をも食たりし故に、

其村に豬をも養置るなり、【中昔よりこなたには、獸肉を食ふこと無き故に、猪を養ふこともなくして、猪といへばたゞ野山に放れ居る猪のみにて、其は漢國にて野猪と云フ、崇峻紀には、山猪とあり、人ノ家に養る猪は家にて俗に大多と云豚と云も同物なり、豕を韋能古と云はたゞ猪と云ことにて、鹿を加古と云ひ馬を古麻と云と同じ、猪之子のよしには非ず、猪之字は豚ノ字なり、】赤猪上卷に見え、【傳十の十六葉】白猪中卷倭建ノ命ノ段に見え、【傳廿八の二十四葉】倭能古書紀武烈ノ卷哥に見ゆ、【此レもたゞ猪なり猪ノ子にはあらず、】さて猪を養たりしことは、續紀十一天平四年七月詔和泉畿內百姓畜猪四十頭ニ放於山野ニ令レ遂ニ性命ヲ、とあるにても知べし、書紀天智ノ卷に猪槽見え、仁德ノ卷に猪甘津と云地ノ名も見え、【此ノ地津ノ國東生ノ郡なり、】姓氏錄に猪甘首と云姓も見えたり、さて猪甘と云物は公の猪を飼ヒ職を仕奉る者なり、【私に此レを產業とするにはあらず、】山代の彼ノ國に猪を飼ヒ置ルゝ牧など有て、其に仕奉るなるべし、○玖須婆之河、中卷水垣ノ宮ノ段に見ゆ、考へ合すべし、【傳廿三の七十八葉】莿羽井を經て此に至るは、古へに倭より山代ノ國を經て、西國に下る大道にして、【此ノ道今もあり、】此ノ渡リを彼方へ渡れば、津ノ國島上ノ郡なり、○針間國、上に出ツ、○志自牟は、書紀に、縮見屯倉首 忍海部 造 細目とありて、地ノ名なるを、此に名とあるは、其處の屯倉ノ首なりし故に、おのづから名の如くにも傳はりけむかし、【後ノ世ならば志自牟殿など云むが如し、然云へば其名の如くに聞ゆるなり、】さて其地は、書紀に播磨ノ國赤石郡と見え、和名抄には、同國美嚢郡志深【之々美】郷とあり、【津ノ國の有馬より、播磨の姬路へゆく丹生ノ山田越と云道の間々に今も志深といふところありといへり、】○馬甘、中卷息長帶姬ノ命ノ段に見ゆ、【傳三十の六十一葉】○牛甘、これらは志自牟が家の牛馬を養者を云り、【後ノ世の車の牛飼童の類には非ず、】書紀天武ノ卷に、都努ノ臣牛甘と云人ノ名も見えたり、○書紀顯宗ノ卷ニ云、穴穗天皇三年十月天皇父市邊押磐皇子、及帳內佐伯部仲子、於ニ蚊屋野ニ爲ニ大泊瀨天皇ニ見レ殺因埋ニ同穴ニ、於是天皇與ニ億計王ニ聞ニ父見レ射恐懼皆逃亡自匿、帳內日下部連使主與ニ其子吾

田彦竊奉天皇與億計王避難於丹波國余社郡、使主遂改名字曰田疾來、尚恐見誅從茲遁入播磨國縮見山
石室而、自經死、天皇尚不識使主所之、勸兄億計王向播磨國赤石郡倶改字曰丹波少子就仕於縮見屯倉首吾
田彦至此不離、固執臣禮、

古事記傳四十一之卷

本居宣長謹撰

朝倉宮上卷

大長谷若建命。坐長谷朝倉宮治天下也。天皇。娶大日下王之妹。若日下部王。无子又娶都夫良意富美之女。韓比賣生御子白髮命。次妹若帶比賣命。二柱故爲白髮太子之御名代。定白髮部。又定長谷部舍人。又定河瀨舍人也。

大長谷若建命、若建と申す大御名は、此に初ノて出たり、○此ノ天皇後の漢樣の御謚雄畧天皇と申す、○長谷は、和名抄に、大和ノ國城上ノ郡長谷ノ【波都勢】郷神名帳に、同郡長谷山口神社もあり、遠飛鳥ノ宮ノ段輕ノ太子ノ御哥に、許母理久能波都世能夜麻能、此ノ御段に長谷ノ山ノ口、書紀繼躰ノ卷ノ哥に、莒母唎矩能簸都細能箇婆庾、万葉には一二十丁に、隱口乃泊瀨川者云々、と云を始ノにて卷々に甚多く後ノ世の哥も甚多く古ヘも今も名高き地なり、名ノ義は未ク思ヒ得ず、【若クは此ノ川大和の國の眞中を流れたる其初の瀨の意か、川上はなほ遠けれども國中にては此ノ地ぞ上ツ瀨なる、さて長谷と書ク

ここは地形さまに因てたるべし、さて此地名中昔より、波世とも云り、今世にははもはら、波世とのみいへり、】○朝倉宮、書紀に、十一月壬子朔甲子天皇命有司設壇於泊瀬朝倉即天皇位遂定宮焉とあり、姓氏録秦忌寸條云云々大泊瀬稚武天皇御世云々役諸秦氏構八丈大蔵於宮側納其貢物故名其地曰長谷朝倉宮是時始置大蔵官員以酒為長官とある、宮號由是なり、但書紀に依ときは本よりの地名の如くにも聞ゆ、いかゞ有けむ、【凡そ朝倉と云地名處々にあり、中巻玉垣宮段に、曙立王に賜へる稱名、倭者師木登美豊朝倉曙立王、とある是も地名か、別に由あるか、斉明天皇の西國の行宮の號も朝倉橘廣庭宮と云り、凡て朝倉と云はいかなる義にかあらむ、かの熊野高倉下の故事に依て號て云るなどにや、なほよく考ふべし、又和名抄に、枝倉阿世久良とある、此名朝倉の轉れるにて一つにや、】さて此大宮は、帝王編年記に城上郡磐坂谷也とあり、大和志に、在黒崎岩坂二村間とあり、○大日下王、上に出、○若日下部王【延佳本に、部字無きはさかしらに削きたるなるべし、其由上に云るがごとし、】も上に出、【傳卅九の八葉】安康天皇大日下王の御許に、根臣を遣して、此天皇の御為に、此女王を娉賜へりし事彼御段に見ゆ、【傳四十の初、○書紀履中巻に次妃幡梭皇女生中蒂姫皇女七年立草香幡梭皇女為皇后とあるはいと心得ず、これは此記に履中天皇の御子に、幡日之若郎女あれば、若其にやとも思へども、かの幡日之若郎女は、此仁德天皇の御子の紛れつる傳なること上に云るが如し、思ふに允恭天皇の御子に、橘大郎女ありて此若日下王も、書紀此御巻に、更名橘姫とあれば若此紛れにて、允恭天皇の御子の橘大郎女には非るか、又かの中蒂姫皇女は、大日下王の妃なれば其縁より紛れたるか、かにかくに、此若日下王を履中天皇の后となり賜ふと書紀にあるは傳への紛れにて、中蒂姫皇女の、御母皇后は別女王なるべし、】○都夫良意富美、韓比賣共に上に出、書紀清寧巻に、元年春正月云々尊葛城韓媛為皇太夫人、○白髪命、【凡て白髪の加は、常に濁て云へども清音なり、其證あり、万葉十七に、

之路髪とも見えたり、】書紀清寧ノ巻に、白髪武廣國押稚日本根子ノ天皇、大泊瀬ノ幼武ノ天皇第三子也母曰葛城韓媛天皇生而白髪云々と見ゆ、大御名の由是なり、○若帯比賣命、御名ノ義こゝなることなし、書紀云元年春三月庚戌朔壬子立草香幡梭姫皇女為皇后【更名橘姫】是月立三妃元妃葛城圓大臣女曰韓媛生白髪武廣國押稚日本根子ノ天皇與稚足姫ノ皇女【更名栲幡娘姫皇女】是皇女侍伊勢ノ大神ノ祠次有吉備上道ノ臣ノ女稚媛【一本云吉備窪屋ノ臣ノ女】生二男長曰磐城ノ皇子少曰星川稚宮ノ皇子【見下文】次有春日ノ和珥ノ臣深目ノ女曰童女君生春日大娘皇女【更名高橋ノ皇女】云々【稚媛の事七年の處に、是歳吉備ノ上道ノ臣田狹云々、】磐城ノ皇子、此ノ記にも近ツ飛鳥ノ宮ノ段に、石木ノ王とある是なるべし、春日大娘ノ皇女は、此ノ記にも、廣高ノ宮ノ段に、天皇娶大長谷ノ若建ノ天皇之御子春日大郎女云々、とあるを此には漏たり、○白髪太子、書紀に二十二年春正月己酉朔以白髪ノ皇子為皇太子○御名代上に見ゆ、【傳卅五の十葉】○白髪部の事も上の御名代の處に云るが如し、孝德紀に白髪部ノ連、天武紀に、白髪部ノ造など云姓も見ゆ、【續紀卅八に、改姓ノ白髪部為眞髪部とあるは、光仁天皇の大御名に觸る故なり、姓氏録に、眞髪部見ゆ、】○長谷部ノ舎人は、天皇の大御名代なり、姓氏録に、長谷部ノ造と云姓も見えたり、書紀武烈ノ巻に、依天皇ノ舊例置小泊瀬ノ舎人使為代號万歳難忘【これも彼ノ天皇の大御名代なり、】舎人の事は上に見ゆ、【傳卅三の五十四葉】○河瀬舎人書紀に、十一年夏五月近江國栗太ノ郡言白鸕鷀居于谷上濱因詔置川瀬ノ舎人とあり、此は世に希見き事なりし故に、後ノ世まで語り傳へしめむために、一部の舎人の號に負せて遺し賜へるなり、【其に取ては河瀬とのみにては事違きがごと聞ゆれども、さるべき由ぞありけむ、師は川の魚を守る人を云と云はれつれど、さては此に由なく又舎人にも由なし、】天武紀に、川瀬ノ舎人造と云姓も見ゆ、【姓氏録に、川瀬と云姓もあり、舊事紀にも、川瀬ノ造といふあり、】

此時吳人參渡來其吳人安置於吳原故號其地謂吳原也。

此時は、中卷明ノ宮ノ段に此之御世云々、などあるに效ひて然訓べし、○吳人、吳は、唐國の內の國ノ名なり、【其王は吳ノ泰伯と云しより初まりて周ノ代にも聞えたりし國なり、】昔唐ノ國漢ノ代の後に魏吳蜀と三ッに分れて三國と云しを、其後又南朝北朝とて二ッに分れたりしころも、南朝の國はかの吳ノ地なり、【かの魏は、漢の跡にて、北朝は魏の跡なり、】此ノ天皇の御代のころは、其ノ南北朝のほどにて吳とは云ハざりしかども、韓國などにては昔より云ヒ來つるまゝになほ【北朝を漢と云ヒ】南朝を吳と云ッならへるなり、【かくて此ノ南北朝のころ、皇朝より彼國へ度々御使など遣ハして通好賜ひし事、唐國の史どもには記せれども、其はいたく物のまぎれありつる事どもにて、實の皇朝の御使には非ず、其ノほどの事ども委くは已ニ馭戎慨言に辨へたり、さて彼國の史どもには、皇朝より御使遣はしゝ事のみ見えて、彼國より使ヲ獻りしことは一ッも見えず、さて又書紀應神ノ卷に見えたる、三十七年云々四十一年云々の事は、此ノ雄略天皇の御世の事の亂ひて彼ノ御世の事にも傳へたるにて、實は應神天皇の御世には、然る事は無かりしなり、其由傳卅三の卅二葉、吳服の處に委ッ云り、考ヘ合すべし、吳ノ國の事も彼處にも云り、又書紀に、仁德天皇の五十八年吳國朝貢、又此天皇六年吳國遣使貢獻とあるこれらも疑はし、思ふに韓國人の僞ハれる所爲なるべし、】かくて此ノ度參來たる吳人、書紀には吳國ノ使とあれども、實に彼ノ【南朝】國王より奉りたる使には非じ、【例の韓國人どもなどの譌りて吳國王の使としなして吳ノ國の人を奉遣したるにこそありけめ、これらの事も馭戎慨言に論へり、】○吳原は、書紀に檜隈野とあれば大和ノ國高市ノ郡なり、【今ノ世に栗原村と云あるは久禮を、久理と訛れるにて此處なるべし、】神名帳に同郡に吳津孫神社と云もあり、【此社右の栗原村に在りと云り、】○安置は、暫時駐留れる間のことなり、【永く留まりて國に還らざるには非ず、】

書紀に、八年春二月遣身狹村主青檜隈民使博德使於呉國、十年秋九月身狹村主青將呉所獻二鵝到於筑紫云々
十二年夏四月身狹村主青與檜隈民使博德出使于呉、十四年春正月身狹村主青等共呉國使將呉所獻手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等泊於住吉津、是月爲呉客道通磯齒津路名呉坂、三月命臣連迎呉使、即安置呉人於檜隈野因名呉原、以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織呉織衣縫是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之先也、
【これに、八年と十二年と、二度使遣さるとあるは、實は一度なりしが、年の違ひにて紛ひて二度に記されたるには非るか、磯齒津路呉坂の事、傳卅五の廿葉に委く云り、漢織呉織の事、傳卅三の卅二卅三葉に云り、】

初大后坐日下之時。自日下之直越道幸行河內爾登山上望國內者。有上堅魚作舍屋之家。天皇令問其家云。其上堅魚作舍者。誰家。答白志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎己家似天皇之御舍而造。即遣人。令燒其家之時。其大縣主懼畏稽首白奴有者隨奴不覺而過作甚畏。故獻能美之御幣物。能美二字以音布縶白犬著鈴而己族名謂腰佩人令取犬繩以獻上。故令止其著火。即幸行其若日下部王之許。賜入其犬。令詔。是物者。今日得道之

奇物故都麻杼比此四字以音之物云而賜入也於是若日下部王。令奏天皇背日幸行之事甚恐故己直參上而仕奉。是以還上坐於宮之時行立其山之坂上歌曰。久佐加辨能許知能夜麻登。多多美許母幣具理能夜麻能許知碁知能夜麻能賀比爾多知邪加由流波毘呂久麻加斯母登爾波伊久美陀氣淤斐須惠幣爾波多斯美陀氣淤斐伊久美陀氣伊久美波泥受多斯美陀氣。多斯爾波韋泥受能知母久美泥牟曾能淤母比豆麻阿波禮即令持此歌而返使也。

大后は、若日下部ノ王なり、書紀に元年春三月立草香幡梭姫皇女爲皇后、とある是なり、○日下は、河内ノ國河内ノ郡にて今も日下村あり、伊駒山の西ノ方なり、【日下原ノ宮ノ段に日下之蓼津、玉垣ノ宮ノ段に、日下之高津池などあるは、和泉ノ國にて別なり、其ノ由彼ノ處々に云るが如し、】地名の義詳ならず、【今ノ時暗がり峠と云を以て思へば、若くは暗坂と云ここにもやあらむ、師は低坂の比を省けるなり、と云れつれどいかゞ、】日下と書ク由も詳ならず、【こは波都世を、長谷、佐伎久佐を、三枝と書クたぐひにて由あるべし、按フに此ノ地ノ名暗坂の意にて、其を日下と書クは、日の下れば暗きもの

なるを以てにやなほよく考べし、師は低坂にてその比を日と書き、久を省き下ると云訓を借リて坂を下と書るにや、と云
れつれど甚物遠し、さて此ノ地名書紀には草香と書れたり、凡て彼ノ紀は地名などの字多くは舊きに依ラずして新タに改て
書れたり、古くは皆日下と書りしなり、】姓氏錄日下部ノ宿禰も此ノ地より出たり、卽チ河内ノ國にも日下ノ連日下部ノ連など
あり、さて御兄の大日下ノ王、此ノ大后共に此ノ地に住坐りし故に御名に負ヒ給へるなり、○之時の之字、舊印本又一本な
どに、也と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、○日下之直越道は、倭の平群ノ郡より伊駒山の内
【南ノ方】を越エて、河内ノ國に至り、【若江ノ郡を經て】難波に下る道にして【今ノ世に暗峠と云是なり、此ノ暗峠を万葉
にいはゆる立田山小鞍ノ嶺なりと云は非なり、かの小鞍ノ嶺は、龍野越のことなり、さて今の日下村は此道には非ず、や
や北ノ方なれども久佐加と云名は此坂より出て古ヘは此ノ坂のあたりをも日下とぞ云りけむ、さて此ノ暗峠の道今ノ世にも大
坂に下る道にして、津ノ國東生郡なる深江と云處に至て大坂には至るなり、】此ノ道近き故に直越とは云なり、書紀神武ノ
卷に、乃還更欲東踰膽駒山而入中州と あるも此ノ道のことなり、【次ノ文には孔舍衞坂とあるを思へば、久佐加と云
は、もと久佐惠邪加の畧かりたる名にてもあらむか、】万葉六に、超草香山神社忌寸老麻呂作歌二首、難波方潮干乃奈
凝委曲見名云々直超乃此徑尓師弖押照哉難波乃海跡名附家良思裳、【此二首日下山の坂路より見渡したるさまをよめる
なり、】八（十五丁）に、草香山ノ歌、忍照難波乎過而打靡草香乃山乎暮晩尓吾越來者云々などあり、直越と云ことは同十二
（三十九丁）に、磐城山直越來益、十七（四十九丁）に、之乎路可良多太古要久禮婆、などもあり、○幸行河内は、若日下部ノ王の坐ス日
下に天皇の幸行すなり、○山上は、日下山の上なり、○望國内は、久尓美志世禮婆と訓べし、高キ處より國内を見渡す
を古へに國見と云り、万葉一（七丁）に、天乃香具山騰立國見乎爲者、又（十九丁）高殿乎高知座而上立國見乎爲波、三（三十八丁）に國
見爲筑波乃山矣、十（三十丁）に、雨間開而國見毛將爲乎、などなほあり、さて美志世禮婆は、美志は見と云を尊みて云言に

て【見賜ふを美志賜ふと云類なり、古言にて、此格多し志は過去し事を云志には非ず、又助辭の志にもあらず、】國見爲賜へばと云意なり、万葉十九【卅ノ丁】に、國看之勢志弖とあり、○堅魚は、屋ノ上なる堅魚木なり、まづ堅魚と云魚は、和名抄に唐韻云鰹大鮦也云々、漢語抄云加豆乎式文用堅魚二字」とあれど、漢國の鰹は當らず、加都袁と云名は、加多宇袁の切りたるにて、即チ堅魚とは書るを【古書には皆此字を書り、】後に此ノ二字を合せて、此方にて鰹ノ字は作れるにこそあれ、【漢國の鰹ノ字を當たるには非ず、漢國の鰹は、鱧にて堅魚とは大く異なり、】さて古へに堅魚と云るは此ノ魚の肉を長く裂て煎て乾たるいはゆる鰹節のことにて、貞觀儀式延喜式などに多く見えたる皆是なり、【故に堅魚一斤とあり、儀式に堅魚一連ともあり、又和名抄鹽梅類に本朝式云堅魚煎汁加豆乎以呂利とあるも、鰹節の煎汁なり、】さる故に堅魚とは云なり、もと生魚の名には非ず【今ノ世とても、海ありて此生魚ある國々にてこそ生なるを加都袁と云ヒ鰹節をば鰹節といへ、京などにては常に加都袁と云は、鰹節のことなり、】さて屋ノ上に置ク加都袁岐も其形の鰹節に似たる故の名なり、【然るを或は加棟木堅木など云ヒ或は鰹は水ノ物なる故に其名を取て火の防なりなど種々の説あれども皆非なり、】貞觀儀式に大嘗宮正殿一宇云々甍置ク五尺堅魚木八枚ヲ著ク博風ヲ、延喜式【大嘗祭】にも如此見えたり、【博風は千木なり延喜式には高博風とあり、】大神宮儀式帳に、正殿一區云々堅魚木十枚【長サ各七尺徑サ一尺七寸】村木別端以テ金餝とあり、

さて此ノ物後ノ世にはたゞ神の宮にのみ有れども、上代には然らず、此の事を見れば天皇の御殿にも有りしなり、かくて此ノ大縣主の家に、是レを上たるを咎め給へるを思へば、此ノ物を置クは天皇の御殿のみにして、【王たちの宮には、如何にありけむ知らず、神の社にあることは、凡て神は天皇に准らへて齋み奉る事多ければ論なし、】臣又民の家には、置クことかなはざりし定ノか、將置クことは臣民の家までおしなべてのことにて、【是レを置るを咎ノ賜ふには非て、】其ノ造りざま置キざまに異あるを、此レは【臣の家の堅魚木のさまに非ずして、】天皇の御殿のに似たる狀なる故に咎ノ賜へるか、若シ

然らば、天皇の御殿のは臣の家のとは、甚く異なる狀にぞありけむ、【此ノ御世のころに至リては、やう〳〵天皇の宮などは、莊麗くなりて上代の形ながらにかゝる物の造リ狀も異にぞありけむ、】さて其ノ造リざまを咎メ賜ふとすることは、此ノ文上とは尋常ならず、高く莊くなど造れるを云るにて、上と云言を重く見べきか將【上はたゞ置クを云て殊なることなくて】似テ天皇之御舍ニ而造、と云に造リざまの異なる意はあるか、【もし臣民の家には此ノ物を置クことかなはざるならば、上はたゞ置クことなり、又造リざまの異なるならば、上に右の二ツの意あるべし、】此レらの意儘に決めがたし、さて又屋ノ上に此ノ物を置クことは、もと風の防の爲に棟を押へ鎭めたるなりと云說あり、然もあるべし、【或人ノ云ク山城ノ國愛宕ノ郡雲ガ畑と云村の民の家々今も棟にかつう木と云てありて、風の防キとせり、其外凡て田舍の草葺に棟に烏をどりと云物あるも同じことなりと云り、此說まことに然るべし、】但し天皇の御殿にのみありて、臣民の屋には置クことかなはざる物ならむには風防キには非で【若シ風防キならむには、臣民などの家は、大宮よりはかりそめなれば殊に此ノ物はあるべければなり、】本より殊なる故あるか、若シ又造狀に異あることならば、本は風防キのためにて、貴キ賤きおしなべてある物なるを、やゝ世移りては、天皇の御殿などのはおのづから錺となりて、こよなく莊麗かりけむ、さて又此ノ物常には堅魚木と云を此には木といはで直に堅魚とのみあるは、時代に合せては略き過たるさまに聞ゆるに就て又思ふには屋に此ノ物を置クは、【本より風防キなどにはあらで】魚ノ名の加都袁を、勝雄の意に取リ成シて祝て彼ノ鰹節の形代を造リて置キたるにて、本よりたゞに堅魚と云しにもあるべし、【若シ然らば、堅魚木と云は、後に木てふことを加へて呼名なるべし、】若シ然らば天皇の御殿などのは殊に莊麗しかるべきことわりなり、總て此らのこともなほよく考へて決むべきなり、○家とは、構を總て云名、舍屋とは其中に建たる舍屋なり、さて日下山より志幾はやゝ間あれども、此ノ家の屋の堅魚殊にいかめしく目にたつ故によく見えたりけむ、○其上の其は、加能と訓べし、阿能と云意なり、○答白の、白ノ字

諸本に曰こあり、今は眞福寺本に依れり、○志幾之大縣主、志幾は、和名抄に、河内國志紀【之岐】郡これなり、志紀ノ郷もあり、なほ此ノ地の事は、中卷倭建ノ命ノ段に出て彼處に云り、【傳廿九の二十四葉】さて此ノ大縣主は、姓氏錄河内ノ國神別に大縣主こ云姓ありて、天津彥根ノ命之後也こある是なるべし、大縣主こいふ例は、中卷伊邪河ノ宮ノ段に、旦波大縣主こいふあり、大こ云例なご彼處にいへり、【傳廿二の四十三葉】さて又師木ノ縣主こいふ二流ありて、一ッは饒速日ノ命の後、【此氏の事は中卷高岡ノ宮ノ段傳廿一の二葉に委く云り、】一ッは、神八井耳ノ命の後なるを、若ノ此ノ二流の内にてもあらむか、若ノ然らば、神八井耳ノ命の後の方なるべし、【彼ノ饒速日ノ命の後なるは、大和の師木より出、神八井耳ノ命の後なるは、本より河内の志幾より出たり、】其は、姓氏錄河内國皇別志紀縣主、多朝臣同祖神八井耳命之後也、また志紀首志紀縣主同祖云々こある是なり、【又右京皇別志紀首云々、和泉國皇別志紀縣主云々、これらも同じ、】三代實錄六に、河内國志紀郡人志紀縣主貞成同福主同福依等三人賜姓宿禰、即改本居、隷左京職、神八井耳命之後與多朝臣同祖也、【右の外に姓氏錄に、大和國神別志貴連、和泉國神別志貴縣主などは、かの饒速日ノ命の後の方なり、】さて神名帳に、河内國志紀郡志貴縣主ノ神社あるは二流の内何レの縣主ならむ、【かの饒速日ノ命の後の方も、此ノ河内の志幾にも由緣あること、傳廿一に云るが如し、】さて此の大縣主も大こ云は大國造大宿禰なご云例もあれば右の志紀ノ縣主のことにてもあるべけれど、なほ姓氏錄に別に大縣主あれば其ならむこ所思る、天津彥根ノ命の後、河内ノ國に凡河内ノ國造額田部湯坐ノ連津夫江ノ連なごもあれば由緣もあるなり、○奴乎、奴こは、王に對へて臣下を云、次なるも同じ、【賤めて詔ふには非ず、臣を夜都古こ云ここ上に云るが如し、奴ノ字に泥むべからず、】乎は余こ云むが如し、上卷に愛我那邇妹命乎、穴穗ノ宮ノ段に、己妹乎などはあり、○似天皇之御舍而造、此ノ天皇は意富使美こ訓べし、さて此は諸王までにわたるか【字には泥むべからず、】天皇こ書るは其中の上たるに就てなり、抑天皇こ諸王こは共に大君こ申して萬ノ

事其ノ差少く王と臣とは其ノ差こよなくして、家をも王のは天皇とひとしく宮と云ヒ臣のは家と云り、されば王の宮の造りざまも、天皇の大宮と大く異なることはあるまじければなり、】はた天皇に限れるか、何れにまれ、意富佐美と訓べきなり、似は【尓世弖と訓べきが如くなれど、其ノ似たるさまに就て云なればなほ尓弖と訓ムぞ宜き、】堅魚を置ッこと臣の家には無きことならば此レを置たるが【天皇の御舍に】似たるなり、又造狀に異のあるならば造リざまの似たるなり、【此ノ二ッの意上に云るがごとし、】○稽首白は、能美麻袁佐久と訓べし、此言上卷に有て彼處に委ク云り、【傳十七の五十一葉】○奴有者は、奴なればなり、【凡て那禮婆は、尓阿禮婆の切りたるにて同じ、那理は尓阿理なり、】奴は王に對へて云ノ臣なり、【漢文に、へりくだりて僕と云とは異なり、】○隨奴は、夜都古那賀良と訓べし、奴なるまゝにと云意なり、隨は、天皇を神隨と申すに同じ、万葉二【三十四丁】に、皇子隨ともあり、○不覺而とは、王は貴ければ貴きまに覺もあるを臣は賤ければ賤きまゝに如此る差別【堅魚のこと】をも覺らずてと云なり、○麁畏の麁ノ字を其と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、○能美之御幣物、能美てふ言の意は、彼ノ上卷なる稽首白の下に云り、御幣物は、韋夜士理と訓べし、その由は中卷訶志比ノ宮ノ段に、獻易名之幣とある處【傳卅一の二十九葉】に云るが如し、又穴穗ノ宮ノ段に、爲其妹之禮物云々とある處【傳四十の八葉】をも考へ合すべし、【此は御ノ字あれば、ミテグラと訓べきかとも思へど、なほ然らじ、御ノ字は、天皇に獻る物なる故に添へたるなるべし、又師は、ミマヒと訓れたれどいかゞと聞ゆ、】書紀允恭ノ卷に、玉田宿禰則畏有事以馬一匹授吾襲爲禮幣とこの禮幣をもヰヤジリと訓べし、【但シ此レは、マヒと訓てもよし、】○布縶白犬は、白犬尓奴能乎加氣弖と訓べし、【縶は、字書に、繫也ともあれば、加氣弖と訓べし、】此は犬を絆ぐ料の布には非ず、【絆ぎたる繩は別に有て、】別に衣を着せたる如くに布を身に纏ひたるなるべし、【されば、布にて犬をと訓ては義たがへり、たとひ縶はツナグと訓ムとも犬に布をと訓べきなり、犬をとは訓べからず、縶ノ

字をしも書る故は、纏て結固むればなるべし、此ノ字に泥みて紲けることゝ、勿思ひまがへそ、】犬は和名抄に狭名苑云犬一名尼禾雅集注云獨犬子也和名惠沼又與ト犬同とあり、【こは心得ぬ記しざまなり、犬の下に和名を擧ず獨の下にのみ擧たるはいかゞ、又古へより伊奴と云こそ正しけれ其をおきて、惠沼はいかゞ、此は獨の和名か、又與ト犬同も和名とまぎらはし】さて此ノ獻れる犬は下に奇物とあれば尋常なるには非で殊に勝れたる犬【いはゆる逸物】にぞありけむ、能美の帶物なれば然あるべきわざなり、○著ノ鈴古へは凡て物に鈴を著ること多かりし中に、犬などに著ることは今ノ世にもすなる風古き事なりけり、○旗は、書紀神代巻に訓注に、宇我邏とあるに依て訓べし、【此ノ訓注に依てに、宇賀良夜賀良波良賀良など皆賀を濁るべき言なり、然伴賀良は今も濁ていへり、】万葉三[illegible]に親族兄弟【此ノ親族今ノ本に、ヤカラと訓たれど、ウガラと訓べし】○腰佩書紀仕五に、紐ノ連腰佩と云同名の人見えたり、○若日下部王、【眞福寺本延佳本には、部ノ字なし、】○賜入、入は奉ノ字を奉入ともある、【万葉二に奉入哥、祝詞式に、齋内親王奉入時、天長五年ノ官符に、大神神社代庄之由奉入多留、三代實錄卅に、進入遣などもある】入ると同じさまに聞、又奉出ともあり、【奉出の例は、上卷傳十六の廿六葉に出せり、】さて此ノ入ノ字は別に讀までもあるべきかとも思へど、女王の御許に賜へるなれば、少し尊みたる言の如く聞ゆれば、字の隨に訓つ、【今ノ世の言に、申シ入ルと云も進シ入ル人など書い、入も少シ尊みたる言にて同意に聞ゆ、】又【次の文に】令レ詔ノ令レ奏とある令て云言を因思へば、此ノ時大皇未【女王の】宮ノ内には入リ坐ッず、外に坐ての事なる故に内に入るゝ意にもあるべし、【右の奉入も、入るゝ意あるなり、何れにまれ、伊禮と訓べきを、タ。マハリと訓るは非なり、たまはるは、被賜にて受る方の言なれば、彼此のたがひあり、】○奇物は、【アヤシキ物ともクスシキ物とも訓べけれど、】師の、米豆良志伎毛能と訓れたる宜しくおぼゆ、靈異記にも、奇めづらしく、又云阿也し支、此ノ言は、書紀神功ノ巻に云々皇后曰希見物也、希見此云梅豆邏志、履中ノ巻に、希有崇峻ノ巻に、爰有ニ萬養白

犬ト云々、此ノ犬世所希聞、【萬は、人ノ名なり、】万葉八ノ巻に、希將見、十一ノ巻十一【二十丁廿四丁】にも、如此あり、十二ノ巻に、目頰志久などあり、【此は字は異なれども、意は不希見に同じ、】〇都麻布比之物、【麻ノ字諸本摩と作り、今は眞福寺本に依れり、こは何れにても可きが多きによれり、】万葉三ノ巻に、倭文幡之帶解替而廬屋立妻問爲家武【延喜式、ふせやたての説はわろし、ふせ屋は、妻問のために立ノるなり、】四ノ巻に、嬬問尓、十六ノ巻に、妻問爲、十八ノ巻に、氣奈我伎古良何都麻度比能欲曾、十九ノ巻に、玉尅壽毛須底乎相爭尓嬬問爲家留などあり、物は娉すとて贈る物なり、〇令レ奏は、此時天皇いまだ此ノ宮の内には入リ坐サずて外に坐々す間なれば、人を出して奏さしめ賜ふなり、故レ令と云り、上の令ニ詔も然なり、【又は殿の内には入賜ひながらいまだ面見給はで、處を隔てゝにもあるべし、其も令ノ意は同じ】〇背日は、比尓曾牟伎弖と訓べし、曾牟久は、背向なり、東なる倭より西なる河内へ幸行すは、東より出る日を背後にし賜ふ由なり、中巻白檮原ノ宮ノ段に、向ニ日而戰不レ良云々背ニ負日ニ以撃とある類ヒにて其ノ義は彼レこは表裏なり、【彼ハは敵と戰ふなれば日を負持給ふ義なること彼處に云るが如くなるを、此は背遣ニ義なればなり、】後にし賜ふことは彼レも此レも同じことながら、事に依て、如此順くも逆くもあるなり、〇己直參上、直は仕奉ヘ係りて、【參上へ係れるにはあらず、】天皇は河内へ幸行すことなくして、京の大宮に坐シ々シながら直に娶賜ふべく、參上て仕ヘ奉むの意なり、〇此ノ間タに、弁能誰知能の五字ある本は誤なり、其は次なる御哥の初ニ句の中の御詞の紛ひて此處にも入たるなり、【誰ノ字は、許を又誤れるなり、】〇還ニ上ニ坐於宮ニ、宮は、倭の大宮なり、さて大御哥を合せて此ノ段を考るに、此ノ天皇の此ノ女王の御許に通ヒ坐スことは是レ初メにぞありけむを、此ノ度レは右の恐みに因ノて御合坐ずて徒に還リ坐るなり、さてかく日に背向て幸行すことを、深く恐み賜へるは、婚の始ノなりしが故なり、【凡て何となく西ノ方に行を恐むべきにあらず、又妻問ならむからに後々までいつも、然愼み敢ふべきには非ればなり、】そもそも此ノ天皇は

さはかり健く荒き御心に坐るに、かく此女王の御諫に從ひて還坐しことをよく思ふべし、古へ人の日に背向事を恐みたるほど、又婚の始ノを甚く重みし愼みたりしこと、かの二柱ノ大神の、みとのまぐはひの始ノなどを思ひわたし奉るにも甚々嚴なりけり、【なほさらに存過すべからず、】○其ノ山は日下山なり、○坂ノ上は、かの直越道のなり、○久佐加弊能は、日下部之なり、日下の地名をも日下部とも云りしことゝ、此ノ御言にて知らる、【もと日下部と云は、此ノ日下の地に居住るより負る部の號なるを、其ノ部の居住るに因て、立返て又地ノ名をも日下部とも云りしなり、日下部てふ部の此ノ地に居住りしことは、中卷伊邪河ノ宮ノ段日下部ノ連の下に云り、傳二十二、】○許知能夜麻登は、此方之山與なり、【與は次なる、平群ノ山與なり、】○多々美許母幣具理能夜麻能、此ノ二句は中卷倭建ノ命の御哥にも見えて、【傳廿八の四十七葉四十八葉】大和ノ國平群ノ郡の山なり、○許知能は、此方此方之なり、【下なる非を彌るは、重なる故なり、】こは彼方此方なるを此方此方とも云は、此方より彼方と云處は彼方にては又此方なれば、此方の此方彼方の此方なり、【此說は、荒木田ノ久老が万葉の哥なるにつきて云る說にて信に然ることなり、然るを昔より誰も許と袁と通ひて直に、彼此と云言とのみ心得居るは精しからず、さては彼と此と混つになりて差なし、】各と云言の如し、【各は、己己と云ことなり、是も己と云は自のことなるを、自も他もと云ことを己己と云は、自が己、他の己なり、】万葉二（三十八丁）に、眞木之己知幕智乃枝之、又廿に、百兒眞木幡知幡知尓枝覇有如、三に、奈麻余美乃甲斐乃國打緣流駿河能國與己知其智乃國之三中從出立有不盡能高嶺者、【久老云、甲斐ノ國の此方と、駿河ノ國の此方と各此方なり、】九に、白雲乃立田山乎云々許智期智乃花之盛尓、などある皆然り、さて此は此の日下部ノ山と彼方の平群ノ山と各其ノ此方なり、【又日下山の内の彼此と、平群ノ山の内の彼此とに、山の各彼此かとも思へど、なほ然には非じ、】○夜麻能賀比尓は、山之峽になり、【賀ノ字は必加なるべし、大方記中假字淸濁混れたること無ければ後に何心もなく賀加たと同じこと

と思ひて寫し誤れるなるべし、】和名抄に考聲切韻云峡山間陜處也俗云山乃加比、○多知邪加由流は、【邪を濁るは古の音便なり、古言に此類多かり、】立榮ゆるなり、書紀仁徳ノ巻大后ノ御哥に、箇波區莽珥多知瑳箇踰屢毛毛多羅儒椰素麼能紀破、○波毘呂久麻加斯は、葉廣久麻白檮にて中巻玉垣ノ宮ノ段に出、【傳廿五の廿葉】○毋登尓波は、本に著なり、下ノ方を云、【契沖が後の須惠幣に准らふれば今の毋登の下にも、幣ノ字ありて、本邊にはなるべし、と云るは然らず、同言を二たび云に少し替へて云こと、古哥のつねなり、】○伊久美陀氣淤斐は、伊は伊理の理を省けるなり、久美は、師ノ說に久麻加斯の久麻とひとしくて葉の繁ければ隱り竹と云を約めて久美竹と云なりとあり、【冠辭考さす竹ノ條に見ゆ、】其說の中にはたすゝき久米と云ことをも例に引れたるは叶はず、かのはたすゝきは、四ノ句の三穗へ係れり、御穗の意なり、又伊を發語なりと云れたるもいかゞ、發語に伊と云は、用言に限れり、躰言の頭に置る例なし、此の久美は、本は用言なれども、久美竹と云ときは、躰言なれば然るときに、發語の伊を置ことはなきなり、】又思ふに、物の彼と此と一ッに相交はる意にもあるべし、【組と云名も糸を相交へたるよしなり、】されば伊久美竹は、葉の茂くして、彼レ此レ相レ入レ交り合へるよしなるべし、【俗言にも事の彼レ此レと繁く雜り合フを入ッくむと云も同言なり、契沖が、いくみ竹は、竹の名なりといへるはたがへり、一種の竹の名には非ず、たゞしげれるよしなり、】淤斐は、生なり、書紀繼躰ノ巻ノ哥に、以矩美娜開余嚢開、○須惠幣尓波は、【眞福寺本には、尓ノ字なし、】末方に著なり、上ノ方を云、【幣清音なり、】さて此ノ本末は、山之峡の下ノ方上ノ方を云なり、【熊白檮の下ノ方上ノ方には非ず、】其ノ由は下に云、○多斯美陀氣淤斐は、師ノ說に立繁竹生なりとあり、【冠辭考さす竹ノ條に見ゆ、】立は生立るさまを云るにて、万葉一廿丁に、春山跡之美佐備立有などもあり、立榮の立も同じ、【契沖がたしみ竹を、竹の名なりと云るは違へり、】さて上の伊久美竹と此レと二種には非ず共にたゞ凡の竹の貌なるをかく二ッに分ケて云は、古歌に此ノ類多し、【万葉二に秋山下部流妹奈用竹乃騰遠

依子等と云る類にて、是も二人にはあらず、一人をかくいへり、】○伊久美陀氣、上のいくみだけおひは、此ノ御句を詔はむための序、此ノ御句は、次の御句を詔はむための序なり、○伊久美波泥受、【美の下に陀ノ字ある本は、上なる御句によりて衍れるものなり、今は眞福寺本、延佳本によれり、】伊久美の意上に同じ、師ノ說にては籠り寢るなり、今一ッの己が考によるときは、夫婦一ッに交はり寢るなり、何れにしても、伊は人なり、【籠りなれば、閨ノ内に入り籠りなり、交りなれば、夫婦互に躰を入れ交へて寢るなり、】泥受は、不寢なり、【契沖云神代紀に、相與を、久美度と訓り、伊は發語陀は度と通すれば、相與者不寢か、若は、陀は衍文にて、與者不寢かと云るは、大凡は違はざれども、詞の細なる意違へり、】上卷、久美度邇興而、とある處も、合すべし、【傳四の卅三葉】○多斯美陀氣、序の由、伊久美陀氣に同じ、○多斯尓波韋泥受は、契沖、儲には不率宿なりと云るが如し、遠飛鳥ノ宮ノ段太子ノ御哥に、多志陀志尓韋泥弖牟能知波、とある處に云り、考へ合すべし、【傳卅九の二十七葉】○能知波久美泥牟は、後も久美將寢なり、久美の意上に云るが如し、此ノ度々は得逢見ずて空く還ることも又後にも逢てむと詔ふなり、【後もは、今のみならず後もと云意に云とは異なり、此とは俗言に重ねてと云意なり、】さて此ノ御哥上ノ件の趣たゞ二の竹のみ用ありて、葉廣久麻白檮は無用なる如くなれども、【伊久美竹は、伊久美を詔はむ料、多斯美竹は、多斯尓を詔はむ料なるに、白檮は下に承たることなし、】よく思へば然らず、其は白檮も葉繁く入り交りて繁立ること竹と同じ狀なる物なれば、伊久美【波泥受】と云、多斯尓と云こと【竹のみに非ず、】意は白檮よりも承たり、又山之峽に立ち榮ると云も、【白檮のみならず、】竹へも係れり、されば凡ての意を直に云ハば、山之峽の下ノ方上ノ方に生て立繁榮えて、伊理久美たる白檮と竹となり、然るを白檮をは離して別に詔ひ、又山の峽と本末とをも別に詔へるなど、御詞のつゞきたしかならざる如くなれども、如此さまに言を參差にして連ねざまの髣髴なるも歌の製にして、古ノのに例多く、後ノ世のにもかゝる類多くあることなり、よ

くせずは紛ひぬべし、【師云ク久麻加斯をよみ賜へるは、山の木末に竹の生たるを詔はむためにまづ中の峡にある物を詔へるのみなり、と云れたるは、上ノ件の意を得られざりしからの強説なり、】〇曾能淤母比豆麻は、其ノ思ヒ妻なり、〇阿波禮は、阿怜なり、遠飛鳥ノ宮ノ段輕ノ太子ノ御哥にも、淤母比豆麻阿波禮とあり、〇令レ持ニ此歌一而とは、此ノ御代のころは、既に歌を字に書キて贈る事もありて、是レも然るか、又師は、御言持ずと云たぐひにて、御哥をうけたまはりて、行キて傳へ申すよしなり、書キたるを持ツには非ずと云れたるも然もあるべし、御言傳へをも持ツと云べきなり、上卷に、獻レ歌ヲとあるも、神代なれば御言傳へなり、〇返使これに二ツの解あり、一ツには、加幣志都加波志伎と訓て、日下山より天皇の御使して女王の御許に遣ハすなり、返とは今出て來坐る方へ遣ハすなれば云り、今一ツには、都加比賣加幣志賜伎と訓て、使は女王より天皇の御許に奉遣せる使なり、【其は先ツ此ノ度の事、天皇未タ女王の宮までは至リ坐サずして、日下山を越エ坐て其ノあたりなどより、彼ノ御妻問の命を傳へ給へるに、其ノ御答へとして女王の御許より、天皇の來坐る處へ使をたてゝ、背キ日云々と令レ奏賜へる其使を此ノ御哥を令レ持て返し賜ふなり、此解に依ルときは、上ノ件の事も此ノ趣に見べし、】

亦一時天皇遊行到於美和河之時。河邊有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女。汝者誰子。答白。己名謂引田部赤猪子。爾令詔者。汝不嫁夫。今將喚而。還坐於宮。故其赤猪子仰待天皇之命。既經八十歲。於是赤猪子以爲。望命之間。已經多年。姿體瘦萎。更無所恃。然非顯待情。不忍於悒而。令持百取之机代物。參出

貢獻然天皇既忘先所命之事問其赤猪子曰汝者誰老女何由以参來爾赤猪子答白其年其月被天皇之命仰待大命至于今日經八十歲今容姿既耆更無所恃然顯白己志以参出耳於是天皇大驚吾既忘先事然汝守志待命徒過盛年是甚愛悲心裏欲婚憚其極老不得成婚而賜御歌其歌曰美母呂能伊都加斯賀母登加斯賀母登由由斯伎加母加志波良袁登賣又歌曰比氣多能和加久流須婆良和加久閇爾韋泥弖麻斯母能淤伊爾祁流加母爾赤猪子之泣涙悉濕其所服之丹摺袖答其大御歌而歌曰美母呂爾都久夜多麻加岐都岐阿麻斯多爾加母余良牟加微能美夜比登又歌曰久佐迦延能伊理延能波知須波那婆知須微能佐加理毘登登母志岐呂加母爾多祿給其老女以返遣也故此四歌者志都歌也

遊行は、阿蘇婆志都々と訓べし、中卷白檮原ノ宮ノ段に、七媛女遊ニ行於高佐士野一とある類なり、○美和河は、初瀬川の流となり、美和の事は、白檮原ノ宮ノ段【傳廿】水垣ノ宮ノ段【傳二十三】に出たり、万葉十（四十八）に、暮不去河蝦鳴成三和河之清瀬音乎聞師吉毛、○其容姿甚麗の訓のこと、白檮原ノ宮ノ段に云り、【傳廿の十四葉】○己名云々、上卷に邇々藝ノ命の、木花之佐久夜毘賣ノ命に誰女と問賜へる御答へに、大山津見神之女名云々と申シ賜ひ、中卷に應神天皇の宮主矢河枝比賣に汝者誰子と問賜へる御答へにも、丸邇之比布禮能意富美之女名云々と申せり、然るに此にはたゞに己が名をのみ告申して某之女と申さゞるは傳へに父の名は漏たるなるべし、誰子とあるには必ズ父の名を申すべきわざなるをや、○引田部は、大御哥に比氣多能とあるに依て訓べし、【和名抄に、讃岐ノ國大内ノ郡に引田ノ郷ある其も、比介多としるせり、】神名帳大和ノ國城上ノ郡に曳田ノ神社あり、此ノ地に因れる姓なるべし、【又佐渡ノ國雜太ノ郡に引田部ノ神社あり、】書紀天武ノ卷に三輪ノ引田ノ君難波麻呂と云人、持統ノ卷に、引田ノ朝臣廣目引田ノ朝臣少麻呂など云人見えたるは、此ノ姓か、三代實錄五十に、大神朝臣良臣云々、大神引田朝臣等遠祖雖同派別各異云々、【此ノ大神ノ引田ノ朝臣は、郎チかの三輪ノ引田ノ君なるべし、】此に依れば大神ノ朝臣の支別なり、【大神ノ朝臣の事は傳廿三の五十三葉に云り、考ヘ合すべし、】○赤猪子は、赤猪に由縁ありてつけたる名なるべし、○不嫁夫は、登都賀受弖阿禮、と訓べし、鎮火祭ノ祝詞に、妹背二柱嫁繼給弖、【嫁繼必トツギと訓べし、】和名抄に、鶺鴒日本紀私記云、止豆木乎之閉止里、書紀神代ノ卷に、交道、敏達ノ卷、孝徳ノ卷に嫁又女自適人などあり、【とつぐと云は、漢籍訓の如く思ふめれど、然らず古言なり、大かた古言の漢籍訓に遺れる此ノたぐひ多し、さて此を師は、ツマシアラズハと訓れたれど其意には非ず嫁がずして朕召むを待ッべしと詔ふなり、夫なくは召むとのたまふにはあらず、こゝは童女と書る字の如く、いまだ幼き女と聞えたり、】○今將喚、今は、今還り來むなど云今なり、【俗にやがて追ッ付ケ近い内になど云意なり、】此ノ時に直に娶

ずして如此詔へるは、いまだ童女なるが故なり、○天皇之命は、御契りの如く喚賜ふ詔命なり、下なるも同じ、○仰待は、万葉の哥に、高々に待と多くあるも仰ぐ意、此ノ次に此ノ同シ事を望と書るも其意なり、【俗言に、頸を長うして待ツと云も、仰ぐ意にて同じ、】○望これをも師の、阿布岐待都流、と訓れたる宜し、○多年は、許々陀久能登志、と訓べし、大祓ノ詞に、許々太久乃罪乎、と見え、万葉四ノ卅丁に、幾許雖待、五ノ廿八丁に、許許陀十四ノ廿丁に、己許太十七ノ四十丁に、許己太久世、十八ノ六丁に、許己太久尓など其外幾許と云こと卷々に多し、なほ此言の例中卷白檮原ノ宮ノ段ノ大御哥に、許紀志とある處に委ク云り、【傳十九の十八葉】○委體は、加本加多知、と訓べし、【二字をたゞ加本とも訓べけれど此は、痩委と云、下に容姿既皆ともあれば、加多知と云言もあるべくおぼゆ】○痩萎は、夜佐加美加自氣弖阿禮婆、と訓べし、【加自氣の、自の假字は疑か、誤ならざれども、志氣と云言に近ければ姑ク自と書つ、】書紀垂仁ノ卷に、淳名城稚姫命既ニ身体悉痩弱以不能祭、天智ノ卷に、憂惜極甚などあるに依れり、○無所恃は、喚さるべき恃のなきなり、○不忍於悒は、伊夫世久弖延阿良自、と訓べし、悒は、伊夫世久と訓べき由、其外にも訓べき言など中卷明ノ宮ノ段、無悒とある處に委ク云り、【傳卅三の十九葉】不忍は、【此は多閇自などと訓むは、何とかや漢籍訓に近くきこえて、古言ともおぼえねば、】延阿良自、とは訓るなり、【自は受ともよむべけれど、上に以為、とあるには自ぞかなへる、】万葉四ノ廿丁に、默然得不作者などある意なればなり、○百取之机代物は、上卷に見ゆ、【傳十六】○參出は、皇大宮になり、○所命は、能理多麻閇理斯、と訓べし、○忘は、万葉五ノ廿丁に、和周良志奈牟迦、○誰は、書紀繼體ノ卷ノ哥に、駄例夜矢比等莵、【夜矢は助辭なり、万葉には、たれしの人も、ともあり、】○老女は、淤美那と訓べきこと上卷に云り、【傳九の十八葉】○何由以は、万葉廿ノ十六丁に、奈尓須禮會とあるに依て訓つ、【今も漢文にナンスレゾとよむことあるは、此ノ古言の遺れるなり、】○其年其月、其は、二ツ共に某なり、○被は、万葉廿ノ十五丁に、可之古伎夜美許等加

我布理、【我を濁り布を清てよむべし、同五にも、可賀布利と書り、】○至于今日、【于ノ字諸本に無し、今は眞福寺本に依つ、】○參出耳、此ノ耳ノ字は上を云々登志弖許曾と訓て、其ノ許曾に當れり、此ノ事傳ノ初メノ卷に委ク云り、【さて登志弖許曾と云は、とてこそと云に同じ、古言には、とては云ハず、】○鷙の下に、詔ノ字若ノくは、日ノ字など必ズあるべし脱たるにこそ、○守志は、美佐袁尓と訓べし、【操ノ字字書に、所守也とも持念也とも注せり、】靈異記に、風ハ三左乎、また氣調ハ彌佐乎などあり、拾遺集【雜下】に、三ッ瀬川渡る美佐袁もなかりけり云々、【竿をかねてよめる哥なり、】○盛年は、師の、微能佐加理と訓れたるに依れり、なほ此ノ事次なる大御哥の處に云べし、○愛悲は、【愛ノ字本どもに受に誤れり、延佳本に、愛とあるは、さかしらに改めたるなるべし、今は眞福寺本に依れり、】伊登富志と訓べし、續紀廿四詔に、愧自彌伊等保自彌奈母念須、【此レに准ふるに、同紀四の詔などに、勞彌とあるをも、イトホシミと訓べきなり、】なほ物語書などに多き言なり、【今の俗言に、いとしいと云も即チ此ノ言なり、】○心裏欲婚は、【心裏を上ノ句に屬て訓るはわろし、記中如此さまの文は多く一句を四字に書る例なり、】賣佐麻久富志久淤母富由杼母、と訓べし、さて此ノ欲は常に、願ヒ欲ふを云とは意異にして、此レは守志に大命を待て嫁ぎもせで徒に老ぬることを愛悲く所念て、老女の爲に一ト度は婚て彼が心を慰めま欲く所念看なり、○極老は、伊多久淤伊奴流と訓べし、【万葉十一に、極太を、イタクと訓る處あれど此訓は決めがたし、師はオイキハレルと訓れたれどいかゞ、又オイハテタルと訓べきかとも思へど、然るさまの波弖は古言には未タ例を見ず、万葉九に、船將極などはあれども、そは云ヒざま異なり、】○憚は、御哥に、由々斯伎加母とのみ賜へる意なり、○美母呂能は、御室之なり、凡て神ノ社を云、美牟呂とも美母呂とも通はし云り、】又三輪山を云るも常なれば、然にてもあるべし、【引田部三輪に縁もあればなり、】なほ御室の事既に上卷に云り、【傳十二の二十七葉】○伊都加斯賀母登は、嚴白檮之本なり、【此ノつは濁音なれば、必ズ豆と書クべきを、都と書るはいぶか

し、】伊都は忌清めて齋く意、万葉十一廿丁に、天飛也輕乃社之齋槻、と云るも、嚴白檮のたぐひなり、【書紀に皆嚴と書れたり、】由登は、たゞ其ノ木のことなりと師の云れたる然り、【凡て木を本と云ること多し、常に木ノ下を木ノ本と云とは異、】大祓ノ詞に、彼方之繁木本とあるなども然なり、書紀垂仁ノ巻に、一云云々以天照大神鎭-坐於磯城嚴橿之本-而祠之、【これを倭姫ノ命ノ世記に倭ノ國ノ伊豆加志ノ本ノ宮とあり、されど別に地ノ名にはあらじ、たゞ嚴橿ノ木の下なるべし、】万葉一廿丁に、吾瀨子之射立爲兼五可新何本、【これに五ノ字をかき、此の大御哥に伊都と書るに就て、伊豆の豆の清濁疑はしきが如くなれども、万葉廿に、五十船を三處まで伊豆手船と書ければ、五は古へは豆と濁ノしなるべし、さて右の二ッの嚴橿が本は其ノ樹の下を云るにて、此とは異なり、思ひ混ふべからず、】○加斯賀母は、白檮之本にて、卽上なる嚴白檮を重ねて詔へる古哥の例なり、○由由斯伎加母は、忌々しき意なり、上三句は此ノ御句を詔はむための序にて、神ノ社の樹を恐み忌憚る由のつゞけなり、万葉四廿丁に、神樹爾毛手者觸云乎、又云、味酒呼三輪之祝我忌杉手觸之罪歟君二遇難寸、七四丁に、三幣取神之祝我鎭齋杉原燎木伐殆之國手斧所取奴、これら神の樹をば恐み憚るよしなり、さて此の御哥の意は、上に悼其極老とある意にて、甚しく老たる容貌の憚られて、聊に不忍るよしなり、【契沖は、志を堅く執たることをほめ賜ふなり、と云る其もさることなれども、さては、由々斯と云言の用ひざま古に非ず、後ノ世の用ひざまなり、又かしはら嬢女と結め賜へるにもかなひがたし、其由は次に云べし、】凡て古に由々斯とは、忌憚らるゝことを云て、其に恐みて憚らるゝあり、【此ノ御哥の序の神木の如きこれなり、】嫌はしくて憚らるゝあり、【此ノ御哥の老たる容貌を詔へる如き是なり、又忌々しきを云もこれなり、】さて此ノ二ッより轉りて後には、甚惡きにわたりて甚しきをも云り、【ゆゝしき大事などと云、聞ても云、思ひても云ふ、みな是なり、又伊美斯伎も、由々斯伎と言も意も通ひて皆同じく聞ゆ、】万葉二廿丁に、挂文忌之伎鴨、三廿丁に、言巻毛齋忌志伎可物、四十七丁に、獨宿而

絶門紲緒忌見跡、六十九丁に、言卷毛湯々敷有跡、又三十八丁繫卷裳湯々石恐、十五十四丁に、言出而云忌染、十二七丁に、忌々久毛吾者歎鶴鴨、十五七丁に、湯種蒔忌々伎美尓故非和多流香聞、十七四十四丁に、許登尓伊泥伊波婆由遊思美、○加志波良袁登賣は、白檮原媛女なり、白檮原は、即チ上の嚴白檮の生たる處を云て、御句の意は、甚く老たる容貌の忌々しく憚らるゝこと嚴白檮の如き媛女よと詔ふなり、【契沖說の如く、由由斯伎加母を志を堅く守れるをほめ賜ふとしては、此ノ御句に叶はず、其故は、上の序を取て直にかしはら媛女と詔へるは、即チ嚴白檮に譬へて、其が如くなる媛女と云意なるを、若シほめたる意とするときは、由々斯と云言、或は白檮の色變ず常葉なるなどを賛たるならばこそ、其に譬てかしはらをとめとは詔ふべけれ、白檮をゆゝしと云は、恐ミ憚る意なるを、其に譬へて、賛ては、いかでか直にかしはらをとめとは詔ふべき、序よりのつゞきの意と、哥の意とは異なるは常なれども、是レは直にかしはら媛女とこちめ賜へれば、序のつゞきの意と必ズ同じからでは叶はざるなり、】さて老嫗を、少女としも詔へるは、婿まほしく所念看に就ての御哥なればなり、○比氣多能は、引田之なり、○和加久流須婆良は、若栗栖原なり、次の御句の、和加久閇を詔はむための序なり、此老嫗の鄕の引田に栗林のあるに因リて詔へるなるべし、さて栗ノ樹を多く植生したる地を栗栖と云る【處々地名にもなれる多し、】栖はいかなる意にか、此ノ木に限りて云こと【他木には、某原、某園、某生などは云ども、某栖と云例はおぼえず、】未タ思ヒ得ず、【御栖と云物はあり、田原ノ御栖、丹波ノ御栖など見えたり、】○和加久閇尓は、【契沖厚顏抄には、久ノ字を加と作るは万葉に依て改めたるなるべし、上の加よりつゞきて加々とありしを、加久に誤れることもあるべけれど、諸ノ本みな久とあれば、今は本のまゝに物しつ、】契沖云万葉十六云所射鹿乎認河邊之和草身若可倍尓佐宿之兒等波母、若き時になどの意かと云り、【万葉の和草は和の下に加ノ字脫たるか、いかにまれわか草なるべし、】久は、加と通フ音なれば、万葉の若可倍と同言とは聞ゆるを、其意は未タ思ヒ得ず【師は久は加留の約、閇は

方にて、さまと云に同じ、若かるさまになりと云れつれど、加留の約と云こといかゞ、】閇は、伊尓斯閇牟加斯閇なとの閇なるべし、されば【赤猪子が】若かりし閇にと云意とは聞ゆ、書紀齊明ノ巻ノ大御哥に、伊喩之々乎都那遇何播杯能倭何紆褒能倭何倶阿利岐騰云々、○卒泥斗麻斯世能は、率寝てまし物をなり、○涙伊尓都流加世は、老にける哉なり、○赤猪子之泣涙は、【かくても聞えはすれども、】之と云辭穩ならず、赤猪子泣而涙云々などあるべき處なり、○所服は、祁勢流と訓べし、中巻倭建ノ命ノ段の哥に、和賀祁勢流意須比能須蘇尓、とある處考ふべし、【傳廿八の九葉】○丹摺まづ凡て摺衣の事は、高津ノ宮ノ段に、青摺ノ衣とある處に委く云り、【傳卅六の四十葉】摺ノ字の事も彼處に云り、さて丹摺は、赤土黄土を以て摺たるなり、万葉に黄土をも赤土をも波邇とよめり、【和名抄に埴云々和名波尓、】波邇と云は色美しく艶ふ由の名にて光映土の義にやあらむ、書紀神代ノ巻に、赭【赭ノ字は赤きを云】ともあり、さて其ノ色好き土を以て衣を摺ることは、万葉一【廿丁】に、岸之埴布尓仁寶播散寐思乎、六【廿五】に、住吉能岸乃黄土粉二寶比天由香名、などよめる尓布布とは黄土に觸て衣に其色の移り染るを云り、【十ノ巻に、ことさらに衣はすらじ女郎花咲野の芽子に丹穂日而將居、十五巻に、秋芽子に尓保敝流和我母奴禮奴等母云々、これらの尓布布も同じ、相照して知るべし、】土以て衣摺ることのあるよりかくもよめるなり、○悉濕は、登本理志奴禮奴、と師の訓れたる宜し、万葉二【廿二丁】に、敷妙乃衣袖者通而沾奴とあり、又十五【卅丁】に、和我袖波多毛登等保里弖奴禮奴等母、○田歌ノ二字、眞福寺本には無し、【脱たるにや、】○美母呂尓は、御室になり、○都久夜多麻加岐は、築や玉垣なり、【玉はほめたる言なり、加清音なり、濁るべからず、】築と云は土以て築たる垣にて、今ノ世に所謂る築地なり、【ついぢは、築土と云ことなり、】古へには神ノ社にも築たる垣ありけむ、さて此ノ哥に二ツの意あるべし、一ツには御室の周に垣を築ノなり、今一ツには垣を築て、御室の境域を定むるなり、【此ノ意なれば、御室尓は、御室に爲る意なり、】○都岐阿麻斯は、築ノ令ノ餘なり、上なる何初ノの意なれば、垣を築竟て、

其ノ土の餘りたるを云、【契沖が玉垣を築キそめてたゆみて築キ殘したるなり、と云、師も未タ築キはてぬを云、と云れたる皆、阿廡斯と云るに叶はず、】後の意なれば、御室の境域を程よりは廣く垣を築て、其ノ域の無用に餘れるなり、○多尓加比余良牟は、誰レにかも將レ依なり、誰を多とのみ云は、【聞なれぬ如くなれども】誰之と云も同じ、此は、吾を和、己を淤能、其を曾、此を許、と云と同格なり、【契沖が多禮の下略と云るは、精しからず、たゞ何となく略ける例にはあらず】さて此ノ句、垣を築ク譬への方は、【初の意なれば】築キ竟て餘りたる土をば、何にかもせむ神の御垣の料なれば、他に用ふべきに非ず、と云意、又【後の意なれば】御室の用に垣を築たる域の無用に餘れるをば何の場にかもせむ、と云意なるを、誰としも云るは哥の意の方にて云る詞にて、天皇の將婚と契り置賜ひて、【神ノ御室の料に譬へたり、】老極たる身の、【無用に餘れるに、譬へたり、】今は誰レにかも依ラむ依るべき方なしとの意なり、凡て物に譬へたる古への哥は、其ノ譬への物のうへの詞と、哥の意を直に云る詞とを相雜へて云ること、万葉などにも常多きぞかし、【凡て古への譬へ哥を見るに、此ノ例を知らざれば、詞に惑はしきことあるなり、此哥も譬への方にていはゞ、何にかもせむとあるべきを、誰にと云ヒ、依らむと云るは、哥の意の方の詞なり、此ノ哥の意、契沖か說は非なり、實なき心を神の知しめして後は依る方なきに喩へたるか、と云る心得ぬ說なり、師の、玉垣をつきかけたる宮人は、他事によるべきに非す、その築キはつるを待ツのみなりと云を、己が他心あるまじきに譬へたりと云れたるも叶はず、垣を築かけたる宮人は、他事によるべきに非ず、と云こといと物遠く、其うへ、阿廡斯と云言に叶はず、】○加微能美夜比登は、【比清音なり、】神之宮人なり、此はたゞ御室の垣を築ク人を云て自ラ譬へたるなり、【但し自の身の譬へは築キ餘したる物にありて、築ク人には非るを如此よめるは、たゞ大らかに云るのみなり、】万葉七廿二に、皇祖神之神宮人云々、さて此ノ哥は初メの御哥の返しなりと契沖云り、然聞ゆ、○久佐迦延能は、日下江のなり、此ノ日下は、河内なるか、和泉の大鳥ノ郡なるか、二處の内何れなら

む詳ならず、蓮の殊に多かる江なるべし、万葉四（廿八）にも、草香江之入江尓求食蘆鶴乃、○伊理延能波知須は、入江之蓮なり、○波那婆知須は、花蓮なり、契沖云、花橘花薄など云が如し、○微能佐加理毘登は、身の盛人なり、師ノ云ク身之を隔てゝ、花蓮盛リと、つゞくなりと云れたるが如し、【微能はたゞ人の身にて、蓮の實の意は無きなり、但し、記中草木の實の假字に、美を書ずして必、微を用ひたるを思へば、人の身には非ずして、蓮の實にてさて盛人と云るにもあらむか、實の盛リと云むはいかゞとも聞ゆめれど、蓮は、和名抄に、尓雅云其子蓮云々とある如くもと、實の名なり、又波知須と云も、蜂房にて實の名にて、花のみならず、實をも主とする物なれば、實の盛リとも云べきなり、さて實の盛リと云て盛人とつゞけたるなり、然れども、人の身にも微の假字を用ひたるか、其は末ノ考ヘ見されば定めがたし、身にも微を用ひたらば、人の身の方に定むべし、万葉に身の若かへに、ともあればなり、】身の盛リ人は、若く壯なる人を云、○登母志岐呂加母は、乏き哉にて、呂は、助辭なり、呂加母の例、中卷朝ノ宮ノ段の大御哥に云り、【傳卅二の四十一葉】さて此ノ乏きは、羨き意なり、万葉に、此ノ言多かる中に、一（四廿）に、朝毛吉木人乏母亦打山行來跡見良武樹人友師母、五（三十）に麻都良河波多麻斯麻能有良尓和可由都流伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐、六（十八）に、島隱吾榜來者乏毳倭邊上眞熊野之船、七（十七）に、妹尓戀余越去者勢能山之妹尓不戀而有之乏左、又吾妹子尓吾戀行者乏雲並居鴨妹與勢能山、十七（二十）に、夜麻扶枳能之氣美登眦久々鶯能許惠乎聞良牟伎美波登母之毛、廿（二十）に、佐伎母利尓由久波多我世登刀布比登乎美流我登毛之佐毛乃母比毛世受、これら正しくうらやましき意なり、又十七（四十）長哥に、於登能未毛名能未毛伎吉底登母之夫流我禰、これは、羨く思ふをともしぶると云り、さて哥の意は、後の大御哥【ひけたの云々】に、答へて吾今かく年老ざらましかば、婚れまし物をと、少盛なる人をうらやめるなり、【其によりて、日下江之ともしよめるは、若日下大后をうらやみ奉れるかとも云べけれど、さる意はあらじ、さて契沖此ノともしきを、少き意と、めづ

らしき意にほめたるを、兩方をかねて見るべきかと云るは叶はず、さては哥の意いと物遠し、是ぞうらやましきを、乏しと云る例を考へざる故の非なり、【傳卅八の二十二葉】○多祿給は、若櫻ノ宮ノ段にも如此あり、【傳卅八の二十二葉】○志都歌上に出、【傳卅六の五十六葉】

天皇幸行吉野宮之時吉野川之濱有童女其形姿美麗故婚是童女而還坐於宮後更亦幸行吉野之時留其童女之所遇於其處立大御呉床而坐其御呉床彈御琴令爲儛其孃子爾因其孃子之好儛作御歌其歌曰阿具良能加微能美弖母知比久許登爾麻比須流袁美那登許余爾母加母

吉野宮、吉野は、中卷白檮原ノ宮ノ段に出、【傳十八の六十三葉】其ノ宮は、書紀應神ノ卷に、十九年冬十月幸吉野宮、とある、是ノ史に見えたる始ノなり、彼ノ御世に始ノて造られたるか、はた前の御世より有リしか其は知リがたし、此地は世に勝れたる地なれば御世々々に時々に幸行て遊覽坐し離宮なり、齊明紀に二年作吉野宮、五年三月天皇幸吉野而肆宴焉、天武紀に天命開別天皇十年冬十月東宮入吉野宮、八年五月幸于吉野宮、持統紀に三年正月天皇幸吉野宮と見えて、此ノ御世此ノ宮に幸行のこと年々度々記されたり、万葉一【十六丁】に、天皇幸于吉野宮時御製哥、淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三、此は、天武天皇なり、【又同天皇の、三吉野之耳我嶺尓云々、と云御長哥も幸行の時よ

み給へるなるべし】又十八丁に幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作哥八隅知之吾大王之所聞食天下尓國者思毛澤二雖有山川之清河内跡御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊尓宮柱太敷座波、云々、又安見知之吾大王神長柄神佐備世須登芳野川多藝津河内尓高殿乎高知座而、云々、此らは持統天皇の御世なり、六丁に、天平八年夏六月幸于芳野離宮之時山部宿禰赤人應詔作哥八隅知之我大王之見給芳野宮者云々反哥自神代芳野宮尓蟻通高所知者山河乎吉三、【此ノ幸の事續紀にも見ゆ】十八丁に、天平感寶元年五月幸行芳野離宮之時、儲作哥、多可美久良安麻能日嗣等天下志良之賣師家類須賣呂伎乃可未能美許等能可之古久母波自米多麻比之多不刀久母左太米多麻敝流美與之努能許乃於保美夜尓安里我欲比賣之多麻布良之、云々、反哥伊尓之敝乎於母保須良之母和期於保伎美余思努乃美夜乎安里我欲比賣須、なほ御代々々此ノ離宮に幸行の時の哥ども、集中に多く見えたり、○吉野川も彼ノ白檮原ノ宮ノ段に出、万葉一丁十九に雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無久復還見牟、九丁十九に、古之賢人之遊兼吉野川原雖見不飽鴨、なほ多し、○有童女は、袁登賣能阿幣流、と訓べし、【有は、字のまゝに訓ては、此は宜しからず、】下ノ文にも、童女之所遇、とあり、上巻に於笠沙御前遇麗美人、と見え、若櫻ノ宮ノ段に、到幸大坂山口之時遇一女人、などある類なり、○其童女之所遇、遇ノ字諸ノ本に過と作るは誤なり、今は眞福寺本に依り、所遇は、遇處と書ク意なり、【漢文に所遇と書ク意には非ず、記中此例の書キざま例有リ、】前ノ度の幸行の時に此ノ童女の、行遇奉れりし地を云り、○於其處、處ノ字諸ノ本に、家と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、【延佳本に、留其童女之所過於其家、とよみたれど、然ては同ジ事の徒に重なりて、語とゝのはず、過は、書紀雄畧ノ巻に、行至吉備國過於其家、また景行巻に枉道など見え、後の物語書などにも、よきると云言あれば然も訓べけれど、なほ語とゝのひがたし、此ノ處の文、眞福寺本にて明らけし、】○大御呉床、呉床は、阿具良と訓べし、即チ御哥に出たり、中巻明ノ宮ノ段にも見ゆ、【傳卅三の五十六葉】なほ此ノ物の事上巻に、胡床とある下に云り、【傳十三の三

十九葉】○阿具良能は、呉床座之にて呉床に坐ますと云むが如し、○加微能美弖毛知は、神之御手以なり、神とは、御自ら詔ふなり凡て天皇は御自ノの御うへをも尊みて詔ふこと常なり、以は、後には、用ちと云、ども古くは、用知又用知生と云り、此ノ事首ノ巻［注］に云り、万葉六［注］に、天皇朕宇頭乃御手以掻撫曽禰宜賜打撫曽禰宜賜、○比久許登尓、彈ノ琴にて、彈ノ琴に合せての意なり、○麻比須流袁美那は、儛爲女なり、○登許余尓母加母は、常世にも願なり、【万葉六の十三葉に加母に願ノ字を書り、】此ノ登許余は、人の常不變に存命るを云、【余は人の齢なり、凡て登許余と云に種々の異あり、傳十二の九葉に云るが如し、】かくて此は、此ノ孃子の形姿と傳とを感賞賜ひてあかず所思看て如此ながら常世に何時までも傳てあれかしと願ひ給ふなり、【たゞに孃子の命のみを詔ふには非ず、儛を主と詔ふなり、】母加母は、願ふ辭にて、万葉四［注］に、水空往雲尓毛欲成高飛鳥尓毛欲成、などの類なほ多し、【凡て願ふ意の加母は、常に賀母と濁るを此に清音の加を書るは、古へは清しにこそ、さて契沖此ノ御句を常世賦なり、仙女などにやと怪み思召すなり、と云るはいみしき非なり、仙女の事を常世とのみ云ては聞えぬことなり、そのうへ賦と云ことを尓母加母とはいかでか詔はむ、若シ仙女にやの意ならば、常世の孃女かもなど云はでは聞えず、】さて、本朝月令に、五節ノ儛の始メを云る說、【云五節舞者淨御原天皇之所製也、相傳云、天皇御吉野宮日暮彈琴有興、俄尓之間前岫之下雲氣忽起、疑如高唐神女髣髴應曲而舞、獨入天矚他人無見、擧袖五變、故謂之五節云々、其歌曰、乎度綿度茂邑度綿左備須茂可良多万乎多茂度邇□□底乎度綿左備須茂、と江家次第十細注にも見え、また政事要略廿七、また、河海抄などに見ゆ、】は此ノ御故事を取て作れる物と見えたり、【哥は、万葉五なる長哥に、遠等咩良何遠等咩佐備周等可羅多麻乎多母等尓麻可志云々、とあるを取て作れるなり、そもそも五節ノ舞は、天武天皇の造賜へる由は續紀十五の詔に見えたるに、上ノ件の神女の事はさらに見えず、】

即幸阿岐豆野而御獵之時。天皇坐御呉床。爾蝄咋御腕。即蜻蛉來咋其蝄而飛。訓蜻蛉云阿岐豆於是作御歌。其歌曰。美延斯怒能。袁牟漏賀多氣爾。志斯布須登。多禮曾意富麻幣爾麻袁須。夜須美斯志。和賀淤富岐美能。斯志麻都登。阿具良爾伊麻志。斯漏多閇能。蘇弖岐蘇那布。多古牟良爾。阿牟加岐都岐。曾能阿牟袁。阿岐豆波夜具比。加久能碁登。那爾淤波牟登。蘇良美都。夜麻登能久爾袁。阿岐豆志麻登布。故自其時。號其野謂阿岐豆野也。

即幸は、上ノ段の同ジ度の事なり、○阿岐豆野は、吉野の内にあり、【大和志に、在二川上莊西河村一と云り、さもあるべし、契沖が、今下市と云處なりとか、と云るは、いかゞ】万葉一 十八丁 に、御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊尓宮柱太敷座波云々、六 十丁 に、三芳野之蜻蛉乃宮者云々、又、三吉野之秋津乃川之、十 五十六丁 に、蜓野之、十二 二十四丁 に、三吉野之蜻乃小野尓、など此ノ外にも多く見ゆ、【後ノ世の哥に、かげらふの小野とよむも、此ノ野のことにて、其は後ノ世に、蜻蛉を、かげろふと云より、誤れる名なり、】○御獵之時は、美加理世須登伎尓、と訓べし、世須は、爲賜ふと云むが如し、万葉一 十九丁 に神佐備世須登、又 二十丁 多日夜取世須など、なほ多く見ゆ、六 十四丁 に、安見知之和期大王波見芳野乃飽津之小野笑野上者跡見居置而御山者射目立渡朝獵尓十六履起之夕狩尓十里蹋立馬並而御獵曽立爲春之茂野尓、【これは、

神亀二年五月、吉野ノ離宮に幸の時の哥なり、】○蝄は、【延佳本に蝱と作るは、さかしらに改めたるなり、今は諸ノ本のまゝに物しつ、】虻なり、書紀には、虻とも蝱とも書れたり、【虻と蝱とは、同字なり、】和名抄に説文云蝱齧人飛虫也、和名阿夫とあり、蝄は、字書には見えざれども皇國にて古へに書ならへる字なるべし、然る類多し、【師云、罔と亡と同じければ虻を蝄と書るかと云れたり、罔と亡と同じきこと未考へず、若さることあらば、此説の如くにてもあるべし、字書を考るに、罔网冈など同じき由あれば、亡をも通はして書るにや、字鏡に、蝄奴可我、また、虻蝄同奴可我とあれば、蝄と虻と通ふよしあるにこそ、】○腕は、和名抄に、陸詞切韻云腕手腕也、和名、太々無岐、一云、宇天と見え、上卷ノ哥に、斯路伎多陀牟岐、高津宮ノ段ノ大御哥にも、斯漏多陀牟岐とあり、又御哥に依らば、多古牟良とも訓べし、○蜻蛉は、書紀神武ノ卷にも見えたり、和名抄には、蜻蛉和名加介呂布とありて、阿伎豆と云名は擧ず、【古へは、阿伎豆と云しをやゝ後より、加牙呂布とは云なるべし、但シ万葉に、加藝呂肥と云に、蜻蜓火蜻など借て書れば、そのかみより、加牙呂布とも云しにこそ、加牙呂布は、加藝呂肥の訛れるなり、或人云今も陸奥の仙臺南部などにては、阿氣豆と云と云り、】今ノ世に、とんばうと云虫なり、【此ノ虫に種々ありて、種々の名あり、さて哥に、かげろふのあるかなきかなどよめるは、もと虫ノ名の、かげろふには非ず、其は漢文に、陽炎と云ヒ哥に、糸ゆふと云物のことなるを、此ノ虫ノ名と混ひて、蜻蛉の一種殊に細く小くして、微なるを云と心得て、哥にも然よむことゝなれるは誤なり、】○飛は登備伎とのみ訓ては何とかや言足らぬこゝちすれば登備伊尓伎と訓つ、書紀に、將去とあり、○書紀云ク四年秋八月辛卯朔戊申行幸吉野宮庚戌幸于河上小野命虞人駈獸欲躬射而待虻疾飛來噆天皇臂於是蜻蛉忽然飛來齧蝱將去天皇嘉厥有心詔群臣曰爲朕讃蜻蛉歌賦之群臣莫能敢賦者天皇乃口號曰云々、○美延斯怒能は、御吉野之なり、書紀には、野麼等能とあり、○袁牟漏賀多氣尓は、【牟の下に今一ッ牟を重ねて書る本は誤なり、多は清音なり、

書紀には、濁音の陀ノ字を書れたれども、此ノ御哥の中に此ノ陀ノ字多くある皆清音の處なれば此も然り、世に果之嶽と云皆多を濁れども、古へはみな清たりき、】書紀には、嗚武羅能陀該爾とあり、大和志に、小牟漏岳在二國栖莊小村ノ上方一、青岑聳峙護水邊ニ麓山中有二祠一と云り、是ニか、なほよく尋ぬべし、【契沖地ノ名かと云るは宜し、又齊明紀の、乎武例我禹杯尓、とあるを引て私記に、小山之上也、と云るを引て云るは叶はず、多氣とあれば地ノ名なることは、決し夫木集十二に、御獵するをならの岑にすむ鹿はうちとけがたきねをやなくらむ、】○志斯布須登は、猪鹿伏となり、布須とは、隠れて在を云、さて獵に就ては、猪鹿の類凡て志斯と云、書紀神代ノ卷に、獸をも然訓り、【故兄持二弟之幸弓一入レ山覓レ獸終不レ見二獸之乾迹一】○多禮曾意富麻幣爾は、誰ぞ大前になり多禮加と云べきを多禮曾と云は、万葉十四丁に、多禮曾許能屋能戸於曾夫流、備馬賦淺水に、多禮曾古乃名加比由太々麻毛比乃加太知世宇曾己之由不良比尓久留也、【色葉哥にも、わが世たれぞ常ならむ】などあり、大前は、天皇の御前なり、【祝詞などに、大前とあるを、フトマヘと訓は、誤なること此ノ御哥にて知ルべし、】○麻袁須は、【三言の御句なり、】申すなり、此ノ二句書紀には、拖例何梟能居登、飫裒磨陛爾、麻嗚須【一本只 飫裒枳彌爾麻嗚須】とあり、師ノ云、此は、紀の方勝れり、今は字落などしつるならむと云れき、【まことに然り、此記は多禮曾の下に、許能許登の四字の脱たるにもあるべし、されど本のまゝにても、理ハは聞ゆるなり、】○夜須美斯志和賀意富岐美能は、安見し吾大君之なり、此ノ言中卷に出、【傳廿八の十一葉】さて天皇は、御自も大君と詔はむことは論なけれど、和賀と詔へること、御自は、いかゞと聞ゆるを、猶然もあることにや、【朕大君と云意に見むは、他ノ例に違へり、】○斯志麻都登は、猪鹿待となり、万葉七廿丁に、袖纏上宍待我背、○阿具良尓伊麻志は、吳床に座しなり、○斯漏多閇能は、白服之なり、白多閇の事、冠辭考に見ゆ、○蘇弖岐蘇那布は、【弖は濁音なるべければ、傳と書ッべきに、清音の、弖を書るは古へは清て云るにや、万葉にも、弖と書る處もあり、されど多

くは蘇泥蘇田蘇漏など、濁字を書り、】契沖云袖著具なりと云り然るべし、【又思ふに、古言に見賜ふを、美蘇那波須と云は、見し行はすと云を約めたる言にて、其由上に云るが如し、されば此も其例にて、着し行ふを、約めたる言にもあらむか、然らば著賜ふと云意なり、さて又万葉五に、布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛、これは著襲へどもの意か、又十七に、加吉都播多衣尓須里都氣麻須良雄乃服曾比獵須流月者伎尓家里これは服襲ひて獵するなり、服字を書るにて知べし、競獵と心得たるは非なり、これらは此とは異意なるべけれど、似たる言なる故に引つ、】さて著具ふは、御袖のみには限らぬを袖としも詔へるは、御手の事に因てなり、さて【夜須美斯志より】此まで六句書紀には、飫襃枳瀰簸賊據嗚枳舸斯題施都魔枳能阿娛羅儞陀々伺、【一本以陀々伺易伊麻伺】施都魔枳能阿娛羅儞陀々伺斯々魔都登倭我伊麻西麼佐謂麻都登倭我陀々西麼、とあり、【佐謂麻都登は、宜猪待となり、】此も書紀の方勝りて聞ゆ、【此記なるは、おほまへにまをすの下、何とかや言足はぬこゝちす、】○多古牟良尓は、手腓になり、腕は、足の腓と同じければ、手の腓なり、和名抄に、陸詞云腓脚腓也訓、古無良、とあり【説文に、腓脛腨也と云り、腨も、こむらと訓り、】字鏡には、膊腓腹也、古牟良とあり、書紀には、此御句、陀俱符羅尓、とあり、○阿牟加岐都岐は、虻掻着なり、書紀には、下の岐の下に都と云辭あり、○曾能阿牟袁は、其虻をなり、○阿岐豆波夜具比は、【具は必清音なるべきに、此濁音字を書るは、後に誤れるなるべし、書紀に、倶とあるぞ正しき、師は即倶の誤として改められしかども、記中には、倶を假字に用ひたる例なし、】蜻蛉速咋なり、咋而と而を添へて心得べし、【谷川氏云、蜻蛉にかつむしと云名ありと云は、勝虫にて、此御歌の意によれる名なるべし、】○加久能碁登は、如此なり【碁諸本基とあり、今は眞福寺本によれり、】万葉廿に、夜麻夫伎乃花能佐香利尓可久乃其等伎美乎見麻久波知登世尓母我母、○那尓淤波牟登は、名に將負となり、【登は、後の世に、登云と云意なり、】○蘇良美都は、虚空見つにて、倭の枕詞なり上に出、【傳三十七】○夜麻登

能久尓袁は、倭ノ國をなり、○阿岐豆志麻登布は、蜻蛉島と云ふなり、【登布は、登伊布なり、】蜻蛉島の事は、國號考に委ク云り、万葉一廿七に怜何國曾蜻島八間跡能國者、などなほ多く見ゆ、さて此ノ【加久能碁登より、】五句の總ての意は、今蜻蛉が云々して、此ノ倭ノ國の名を已が名に負ヒ持てかくの如く朕に仕ヘ奉ッて功を立ッむとて、其ノ爲メに豫て古ヘより倭ノ國を蜻蛉島とは云なりけりと詔ふなり、【其は古より此ノ倭ノ國を蜻蛉島と云ここは、今かくの如く蜻蛉が、朕に仕ヘ奉ッて功を立ッて、國ノ名を已が名に負むとてのためぞと云も同じことなり、さて此は實に然るには非れども、たまく此ノ虫ノ名り、國ノ名に同じきに因ッて、此ノ虫の功を賞賜はむとて、かく取ッ成して詔へるにて、是ノ哥のつねなり、】さて此ノ五句、書紀には、波賦武志謀於褒枳彌儞麻都羅符儺我柯陀播於柯武阿岐豆斯麻野麻登、とありて、【これは、汝が形は置む、とあるを思ふに、此ノ地を蜻蛉野と名けて、汝が名を遺し置むと云意と聞えたるに、結ノ蜻蛉島倭と云ことこそ心得がたし、傳の誤には非るか、契沖是ニに二ツの意を云ヘれども、共に通えがたき説なり、】一本云々とて細注に擧られたるは此ノ記と全同じ、【但し、登布は、登伊符とあり、】○故曰 其時云々是より以前の名は、河上小野とぞ云けむ、書紀に然見えたり、【今ノ世にも、川上ノ莊と云地の内なり、さて師ノ云、紀に此ノ野を今即チ如此名け給へる如く記されたるはいかゞ、只此ノ時の事に因てをのづから蜻蛉野とは云なりと云れたり、此ノ記の御哥の趣にては、さもあるべし、書紀の御哥には、汝が形はおかむとあれば此ノ時に殊に名け賜へること聞ゆ、】書紀に云ッ因讀 蜻蛉 名 此 地 爲 蜻蛉野ト

古事記傳四十二之巻

本居宣長謹撰

朝倉宮下巻

又一時天皇登幸葛城之山上爾大猪出即天皇以鳴鏑射其猪之時其猪怒而宇多岐依來(宇多岐三字以音)故天皇畏其宇多岐登坐榛上爾歌　曰夜須美斯志和賀意富岐美能阿蘇婆志斯志能夜美斯志能宇多岐加斯古美和賀爾宜能煩理斯阿理袁能波理能紀能延陀

葛城は上に出づ、○山上は、たゞ夜麻とのみも訓べきか、○登幸、書紀には獵とあり、此記には、然は見えざれども、御歌に、夜美斯志とあれば、御獵なるべし、○大猪は意富韋と訓べし、仁徳天皇の御歌に、意富韋古とあり、【御獵には、斯志と云こそ常なれど、此はさは訓べからず、】○鳴鏑、上巻に出づ、【傳十の四十葉】○宇多岐は、怒れる聲なるべし、【岐は、書紀に枳ノ字を書れたれば、淸べし、記中、岐ノ字は、淸にも濁にも書り、此事首卷に委く云り、出雲風土記、秋鹿ノ郡

大野ノ郷の處に、和加佈都奴志ノ命の、猪を狩リ給へりし事見えて、同郡に、大野津ノ神社、宇多貴ノ神社と並びあり、式にも載れり、是レ若シ猪のうたきに因れる神ノ號には非るか、遠きことなれども、言の同きまゝに引つ。】俗言に宇那流と云に通ひて聞ゆ、○榛は、【諸本に榛と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】此は波理能紀と訓べし、【たゞ波理とのみ訓むはわろし、】今ノ俗に、波牟能木と云物なり、万葉の哥に、榛とあるも是なり、【皆波理と訓べし、波岐と訓て、萩と心得たるは誤なり、】契沖云、顯昭萩と榛とを一ッに云れど、万葉に草のはぎをば、芽とも芽子とも書り、木のはぎに榛ノ字を書り、榛ははりなり、はぎと云は、はり木と云べきを、りもじを略せるなり、俗にははんの木と云、日本紀に、蓁摺衣などあり、万葉に、衣を染よとよめること多し、今も田舍などには、榛を植置て、染具とするなり、萩も萩が花すりと云ことある故に、顯昭は誤られたり、榛は全く芽子に非ず、よく万葉を見て辨ふべし、と云るが如し、【但し云ざまゝぎらはしきことあり、草のはぎと云るは、萩のこと、木のはぎと云るは、波理のことなり、是を混らはし、其故は、萩に草なると木なると二種ありて、顯昭が榛と云るは、木なる萩のことにて、榛を其に當たるは誤なれども、契沖なほ此レを波岐と訓て、木のはぎと云るは、かの木なる萩のことの如くにも聞えて、まぎらはしきなり、榛と書るは、波理の木にして、萩には非ず、但し波理をも波岐とも云しことは有しか、知らず、若ノ波岐とも云しことあらば、契沖が云るごとく、波理木の略なるべし、そはいかにまれ、万葉に榛と書るは、波理なり、たとひ波岐とは訓とも、萩のことには非ず、又万葉なる榛を、波岐とは訓べきに非ず、凡て万葉によめる榛と、芽子とは哥のさま異にして、よく分れたり、榛は衣に摺ることをのみよみて、花をよめることなく、芽子はむねと花をよめり。然るを師の万葉考ノ別記に、榛をも花咲ク芽子と一ッなりと云はれたるは、誤なり、一ノ卷に、引馬野尓、仁保布榛原、入亂、衣尓保波勢、とあるも、色よくにほへる波理の木原に入リ交りて、衣を摺れと云ことなり、三ノ卷に、往左來左、君社見良目とあるも、榛木を見むと

云にはあらず、眞野之榛原の凡て地を見むと云るなり、此ノ上なる哥に、猪名野者見せつ、角松原何時しか見せむ、とある類なり、榛を、萩の花のことゝ、勿思ひまがへそ、十四ノ卷に、伊可保呂乃、蘇比乃波理波良和我吉奴尒、都伎與良之母與云々、一ノ卷に、狹野榛能、衣尒着成、此ノ二首など、衣に着と云る趣同きを以ても、榛は波理と訓べきことを知ルべし、さて又、榛ノ字をサに从へて、蓁とも書るに就て、なほ萩ならむかと疑ふ人もあるべけれども、蓁は榛と字の通ふを以て、通はし書るのみ也、】○夜須美斯志、和賀意富岐美能、二句上に出ツ、○阿蘇婆志斯とは、射賜へるを云り、凡て阿蘇夫とは、まづ主と樂するを云へど、【其ノ事は、傳卅の廿四葉に委く云り、】又廣く加此る事をも云り、上卷に、鳥遊とあるも、鳥を狩ることなり、【傳十四の十三葉】うつほ物語にも、弓射る事を、あそばすとあり、其外纒向ノ宮ノ段ノ哥に、阿蘇毘久流、志毘賀波多傳尒、書紀天智ノ卷ノ哥に、于知波志能、都梅能阿素弭尒、万葉三 丁十に、世間之遊道尒、五 丁七に、烏梅能波奈、家布能阿素毘尒、阿比美都流可母、烏梅能波奈、多乎利加射志弖、阿蘇倍等母、十三 八丁に、云々登之而、國見所遊、拾遺集ノ【雜下】詞書に、御碁あそばしけるなどもあり、【皆今ノ俗に云ノ遊ぶと、大方同意なり、源氏物語橋姬卷に、琴ならはし、碁うち、偏突など、はかなき御遊ひわざにつけても、云々、又阿蘇夫を尊みて、阿蘇婆須と云るも、今ノ世の言も同じ、さて其よりうつりて、今世には、凡て爲と云ことを尊みては、被レ成とも、被レ遊とも云り、】○志斯能は、猪之なり○夜美斯志能は、病猪之にて、俗にいはゆる手負ヒ猪なり、書紀には此句なし、後に脫せるなるべし、○宇多岐加斯古美は、宇多岐畏みなり、○和賀尒宜は、朕逃なり、○能煩理斯は、登りしなり、○阿理袁能は、師の、荒岳なり、と云れたる、宜しかるべきか、【延佳も荒峽と傍にしるしたり、】荒磯などの例なり、【荒磯は、阿良伊蘇の良伊の切りたるにてこそ、阿理とは云れ、荒岳などは、阿良袁とこそ云ハめ、阿理と云むことは、いかゞ、とも思はるれども、なほ荒を阿理とも云べきか、】書紀には、下に宇倍能とあり、【契沖云、在尾上之なり、万葉第一ニ云在根良、對馬乃

渡、云々、此在根こ阿理鳴こ、同じ意なるべきか、在て久しき尚、在て久しき尾こ云にや、こ云るは非なり、万葉の在根良は、字の誤なり、そのうへ在このみ云て、在て久しき意こせむもいかゞ、又たこひ其意にもあれ、在て久しきこ云ここ、何のためぞや、】〇波理能紀能延陀は、榛木之枝なり、書紀には、蓁利我曳陀、阿世鳴こあり、この記は、阿勢袁こいふ言一句、脱たるなるべし、この言必有べきなり、阿勢袁は、中巻倭建命の御哥に、一松阿勢袁こ見ゆ、【傳廿八の四十葉】此も、彼御哥に詔へるこ、全同意なり、〇書紀云、五年春二月、天皇校獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀尾長曳地而、且鳴努力努力、俄而見逐嗔猪、從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、天皇詔舍人曰猛獸逢人則止、宜逆射而且刺、舍人性懦弱、緣樹失色、五情無主、嗔猪直來、欲噬天皇、天皇用弓刺止、擧脚踏殺、於是田罷、欲斬舍人、舍人臨刑而作歌曰、云々、【此哥舍人が作るさせるは、傳の異なるなり、舍人が作るこせる方勝りて聞ゆ、わがおほきみの云々こ云て、わがにげのぼりしこ云る、必天皇の御哥こは聞えず、但し云々阿西鳴、こよめるは、此樹に登りて、命たすかりける時によめりさこそ聞えたれ、臨刑而作るさまには非ず、又書紀には、此哥の次に、皇后云々の事あり、其中に、樂哉云々、陛下獵得善言而歸こ天皇の詔へりこあるは、いこ〳〵漢めきてこそ聞ゆれ、皇國の上古の人の云べき言にあらず、まして此天皇なご、いかでか然ることを詔はむ、凡てかゝる言云を、いみじきわざにするは、から國のならひにて、いはゆる俳諧さまのことなりかし、】

又一時天皇登幸葛城山之時百官人等悉給著紅紐之青摺衣服彼時有其自所向之山尾登山上人既等天皇之鹵簿亦其裝

束之狀。及人衆相似不傾爾天皇望令問曰於茲倭國除吾亦無王今誰人如此而行即答曰之狀亦如天皇之命於是天皇大忿而矢刺百官人等悉矢刺爾其人等亦皆矢刺故天皇亦問曰然告其名爾各告名而彈矢於是答曰吾先見問故吾先爲名告吾者雖惡事而一言雖善事而一言言離之神葛城之一言主之大神者也天皇於是惶畏而白　恐我大神有宇都志意美者（自宇下五字以音）不覺白而大御刀及弓矢始而脫百官人等所服之衣服以拜獻爾其一言主大神手打受其捧物故天皇之還幸時其大神滿山末於長谷山口送奉故是一言主之大神者彼時所顯也

百官人等、かく聯きたる四字、孝德紀、又諸の祝詞宣命などに多く見ゆ、古への定まりたる書ざまなりけむ、百官は、明ノ宮ノ段に出、【傳卅三の五十六葉】〇著紅紐之青摺衣は、高津ノ宮ノ段に出、【傳卅六の四十葉】〇給は、多麻波理弖と訓べし、百官人の、受て服たる方より云處なればなり、【多麻比弖と訓むときは、天皇の、與へ賜ふ方より云言となる、】〇服は、伎多理と訓べし、【下文には、伎奴と云に衣服ノ二字を書たれども、此は然訓ては、伎流と云言なくて、語たら

されば、服ノ字は、必ス別に離して讀べきなり、彼ノ高津ノ宮ノ段に見えたるも、服とあり、見合すべし、】さて此に、かく裝束の事を殊に擧ヶ云るは、下に其裝束之狀云々、また賜二百官人等所服之衣服一云々などの事あればなり、○山ノ尾、凡て山に袁と云るに二ッあり、一ッには高き處を云、上卷に、谿八谷、峽八尾、【これ谷に對へて云へれば、峽は高ャ處なることを知ルべし、古書に、高ャ處を云袁に、多く峽ノ字を用ひたり、山ノ間を云意には非ず、尾は借字なり、さて此ノ峽八尾の袁を、書紀には、丘と書れたり、此ノ字も、袁と云に多く用ひたり、】高山尾上、坂之御尾、【此ノ尾の事、傳十ノ卷に云るは違へり、中卷水垣ノ宮ノ段に、坂之御尾神とあるは、必ス坂の上に坐ス神と聞えたればなり、】万葉に、向峯、八峯峯之上峯ノ字を書るは、高ャ處なるを以てなり、然れども、袁は必ずしも峯には限らず、袁能問といへば峯のことゝ思ふは、くはしからず、】など、又岡の袁、【袁加は、高き處を袁と云に、加を添たる名にて、加は、すみか、ありかなどの加と同く、處と云意なり、坂の加も同じ、されば丘ノ字など、袁にも、袁加にも通ハし用ひたり、万葉七に、向岡とも書り、】これら皆高き處を指シて云るなり、【尾と書るは、みな借字なり、】さて今一ッは尾頭の尾にて、鳥獸などの尾も同く、山の裔の引延たる處を云り、【山には腹とも足とも常に云、記中に御富登などもある類にて、尾とも云なり、】此は其なり、山ノ上に對へて云るにて知ルべし、中卷白檮原ノ宮ノ段に、畝火山之北方白檮尾上、また古今集ノ【春上】哥に、山櫻わが見に來れば春霞峯にも尾にも立チかくしつゝ、これらは尾なり、【然るにかの高ャ處を云袁にも多く尾ノ字を借リて書るから、右の二ッまぎらはしくして詳ならざるがごとし、よく〳〵辨ふべし、】○鹵は、盡といふ意なり、此ノ事序の解に云り、【傳二の十八葉】○鹵簿は、【漢宮儀云天子車駕次第謂二之鹵簿一、兵衛以二甲楯一居レ外爲二前導一、皆著二之簿一、故曰二鹵簿一】美由伎能都良と訓べし、天武紀に然訓り、美由伎と云も古言なり、万葉に吾行などもあれば、天皇のをば御行と云つべし、○裝束、【眞福寺本には束裝と作り、上卷にも書紀神功ノ卷一云ヶ云々の文にも然あれば、古へに然も書りしなるべし、】

○不傾は、決く寫誤なるべし、【師は傾は掛の意なりとてヲロガマスと訓れたれど、上の相似よりのつゞき穏ならず、又延佳は賤の誤ならむと云れど心得ず、】其字詳ならず、強ていはゞ頒ノ字の誤として、和加禮受と訓べきにや、【字ノ義は當らざれども分也とも注したれば、無別の意に借るまじきにも非ず、】他に思ひ得たることなければ姑く然訓つ、なほよく考ふべし、○望は、美夜良志弖、【見遣と云も古言なり、】万葉十(十三丁)に、吾者見將遣君之當波、熱田ノ社覚下ノ齋思倭建ノ命ノ御哥に、奈留美良乎美也禮波止保志、○除吾、万葉五(廿二丁)に、安禮乎於伎弖人者安良自等、○無主は、伎美波那伎袁と訓べし、○誰人云々、上卷に誰來我國ノ忍々如此物言、とあると似たる文なり、○亦如ノ天皇之命とは、彼方よりも又同じさまに咎め奉れりしなるべし、○矢刺は、上に見ゆ、【傳十の三十葉】○其人等は、向の山ノ尾より登行なる人等なり、○然とは上のかの咎を承て詔ふなり、○告其名は、曾能那袁能良佐泥と訓べし、【其と云も上の咎への言を承て詔ふなり、】万葉一(七丁)に、名告沙根、○各は、其方も此方もなり、○彈は、波那多牟と訓べし、中卷水垣ノ宮ノ段にも此ノ字を書たり、○見問は、登波延多禮婆と訓べし、【こはえは、とはれの古言なり、】○吾先爲の先ノ字無き本どもあり、今は眞福寺延佳本に依れり○雖凶事は、麻賀許登母と訓べし、御門祭ノ祝詞に、惡事古語麻我許登とあり、【惡ノ字には泥むべからず、次に引ク土左ノ風土記に、凶事と書るぞ廣くてよく當れる、惡も凶の内にあり、】さて母と云辭に雖ノ字の意をもてり、【此ノ字は意を以て書るなれども、イヘドモと訓ては古語のさまにあらず、又師はマガコトトテモと訓れたれども、とてもと云こと古言にあらず、さて万葉十に雖立雖居君之隨意、とある訓にては、此と同じさまなれど、哥のさまを思ふに、是はタツトモウトモと訓ざれば叶はざれば、此とは異なり、事の下なる而ノ字は雖ノ字によれる漢文の格を以て書るのみなり、】○善事は余基登と訓べし、【雖は上と同じ格なり、】万葉廿(廿五丁)に新年之始乃波都波流能家布敷流由伎能伊夜之家餘其騰、これ正月元日に雪の降れるを吉事と云るなり、【凡て余基登と云るに言と事との異あり、

壽詞賀詞などは言なり、事に非ず、されど、古書には其字は多く言と事と相通はして書り、其文によりて辨ふべし、さて此ノ善事も善ノ字には泥むべからず、是レも土左風土記に吉事と書るぞ廣くてよく當れる、】さて此ノ凶事も吉事も一言と詔へる意は次に云ふべし、【或書に、雄略帝獵葛城時神現其形、帝問誰哉、神答曰主也、故世號曰一言主神、また或書に入老者問神名、神答曰主由是以主之一言號曰一言主神、など云るは一言主と申す御名に就て造りたる說とこそ聞ゆれ、此記又風土記ノ趣に違へり、】○言離は、許登佐加と訓べし、土左ノ國ノ風土記に言放と書き、書紀神代ノ卷に、泉津事解之男、孝德ノ卷に爲事瑕之婢、事瑕此云居騰作柯、これらに依れり、【右の神代ノ卷なる神ノ名も放り離るゝ意なり、解ノ字の意も通へり、さて孝德ノ卷なるは瑕ノ字は心得ねども、許登佐加と云る由は、右の神ノ名の意と同く聞ゆれば同言なり、瑕ノ字は遐と通ふこともあれば、若くは遠ざかる意を以て書れたるにもやあらむ、】さて此ノ御名を負坐る由は、凶事にても吉事にても此ノ神の一言にて解放つる意なるべし、然れば言は借字にて事離なり、【事は凶事吉事の事なり、さて凶事を離賜はむは然るべきことなるを、吉事をも離賜はむことはいかゞ、と思ふ人あらむか、其は御怒りなどに因ては人の吉事を離給ふこともなどか無からむ、たゞ御一言にて、凶事も吉事も忽に解離らむはいと〳〵尊く可畏き大神にぞ坐ける、】○葛城之、【眞福寺本には之ノ字なし、】○一言主之大神、御名ノ義上ノ文にて聞えたり、【此ノ神を大物主ノ神なりとも、事代主ノ神なりとも申す說あれど、其は諾ならざることなり、】○恐我大神、中卷訶志比ノ宮ノ段にも、建內ノ宿禰曰恐我大神云々、【傳三十の四十六葉】○宇都志意美は、現大身なり、と師の云れたる如し、【大は御と云むがごとし、】書紀に、此ノ時此ノ大神の御答に、現人之神と申給へると同じことなり、【現人神とは顯れて人の體なる神と云ことなり、】大かた神は形は隱坐て顯には見え賜はざるを、是レは御身の現しく見え賜へるを申シ給へるなり、書紀神代ノ卷に、顯見蒼生此云宇都志枳阿烏比等久佐、なほ傳六【二十四葉】考ふべし、大とは尊みて

申賜へるなり、○有し者は、麻佐牟登波こ訓べし、【阿流を尊みては坐こ云なり、】○坐字の下に都ノ字ある本は誤なり、今は眞福寺本に依れり、○所服は、師の祁勢流こ訓れたる宜し、中卷倭建ノ命の御哥に、那賀祁勢流こあり、【傳廿八の九葉】○衣服は、かの着紅紐青摺衣ごもなり、○獻は、百官人より獻るには非ず、天皇の獻リ賜ふ由ッなり、【然るを獻り賜ふこは訓ざるは古語の例なり、凡て古語には奉こ云に賜ふを連ねて云ることなし、必ス賜ふこ云べきにもたゞ奉るこ云る例なり、】○手打は、物を得賜ふを歡喜賜ふ態なり、書紀顯宗ノ卷室壽御詞に、手掌摎亮拍上賜吾常世等【宴こ云は即此ノ拍上にて手を拍上るよしの名なり、中卷日代ノ宮ノ段傳廿七の十五葉に委ク云り考ふべし、】持統ノ卷に皇后即ニ天皇位ニ公卿百寮羅列匝拜而拍ッ手焉、續紀廿八に、云々是日緇侶進退無ク據法門之趣ニ拍テ手歡喜スルコト一同ニ俗人ニ、三代實錄卅六に、大極殿成右大臣設ク宴於朝堂院ノ含章堂ニ賀ス落ルヲ也、云々飛驒ノ工等二十許人不レ任ニ感悦ニ起レ座拍レ手哥舞ス合ス座大爲ニ咲樂ス貞觀儀式踐祚ノ大嘗會ノ儀に、【卯日の儀】國栖奏ス古風ヲ五成悠紀國奏ス國風ヲ四成、次語部奏ス古詞ヲ次隼人司率ニ隼人ヲ云々、奏ス風俗歌舞ヲ皇太子以下、五位以上、就テ庭中ノ版ニ跪テ拍ツ手ヲ四度、【度別八遍、神語所謂八開手是也、云々、】六位以下亦如レ是、【其小齋人ノ不ル在ラ拍ッ限リニ、この事、江家次第にも見ゆ、】又春日祭ノ儀に、云々、觴三行、拍ッ手ヲ一段訖、また園并ニ韓ノ神ノ祭ノ儀に、云々、侍從入テ就ク版ニ申云、御酒賜ヘ、神祇官拍ツ手三段、酒盃三行了、拍ッ手一段、【平野祭ノ儀にも如此あり、】鎭魂祭ノ儀に、云々、大膳ノ進屬以下、共起賜ヘ神祇官ニ次大臣以下、訖大膳進就テ版ニ申云、御酒賜畢、共拍テ手ヲ三度、【先後稱唯、】觴三行、亦拍レ手一度、【此事式にも見えたり、】北山抄、十一月ノ辰ノ日ノ節會ノ儀に、次供ル白黑御酒ヲ次給フ臣下ニ、【稱シテ名給フ之ヲ、拍テ手飲ム之ヲ、】土左日記ノ哥に、おひ風の吹ぬる時は行ク舟も、帆手打てこそ嬉しかりけれ、【悦びて手拍ッこゝを、船の帆手に云かけたり、】などある、みな樂しく歡ぶ心より拍ッなり、又物を受ヶ取るこて、拍ッここもあり、貞觀儀式、園韓ノ神ノ祭ノ儀に、使木綿を賜ふ處に、神祇官人、又參議以上、五位以上、諸司判官以下、召

使以上、諸司史生以下、歌女以上、並拍手受之、また、平野祭儀に、禄木綿を賜ふ處に、云々、轉献皇太子、拍手稱唯、受而着之、云々、また、九月十一日、奉伊勢大神宮幣儀に、勅忌部參來、忌部稱唯升殿、跪拍手四段、先執豊受宮幣授、後執大神宮幣、【拍手如元】自持復版、【毎執幣拍手一段】大神宮儀式帳、六月祭儀に、即大神宮司、以御禄木綿參入弖、止道回重而向大神宮侍、即命婦退出、受取奉親王尓、即親王拍手弖取木綿着、禮、大神宮司亦執太玉串弖參入弖、跪同侍、即命婦亦出、受取奉親王尓、即親王拍手弖、自執弖捧參入、云々、【九月祭も同じ親王は、齋内親王なり、】これらは、自物を得て歡ぶには非ず、たゞ物を受取とて拍なり、又貞觀儀式、大原野祭儀に、次神馬四疋、走馬八疋、牽列御殿前、次神主就祝詞座、兩段再拜、大臣以下共拜、讀祝詞了兩段再拜拍手、平野祭儀に、云々、皇太子以下、亦兩段再拜、拍手四段、江家次第、公卿勅使儀に、次使以下、奉拜四度、了拍手、次四拜又拍手、などは、拜て拍なり、【但しこれらも本は、其事を爲畢て、歡ぶ意より出たるにやあらむ、又本より拜むにも拍禮事にや、】さて手を拍數の定まりたるは、やゝ後のことなるべし、其數の事、上に引る大嘗會儀式に、拍手四度、度別八遍、神語所謂八開手是也と見え、大神宮式に、再拜兩段、短拍手兩段、膝退再拜兩段、短拍手兩段、一拜、大神宮儀式帳に、四段拜奉弖、短手二段拍、一段拜、又更四段拜奉、短手二段拍弖、一段拜奉畢、また、四度拜奉、手四段拍、又後四度拜奉、手四段拍畢、また、四段拜奉、八開手拍弖、短手一段拍、拜奉、又更四段拜奉、八開手拍弖、短手一段拍、即一段拜奉、など見えたり、まづ八開手とは、四度、度別八遍とあるは、八づゝ四度にて、合せて三十二拍を云如く聞ゆれども、所謂八開手是也と云るは、一度に八づゝ拍ことを云るにて、四度合せたるを云には非ず、然れば、八拍を、八開手と云なり、さて短手とは、八開手の半にて、四拍を云、然れば、短手二段とあるは、四づゝ二段にて、即八開手の數なるを、八開手と云ざるは、四づゝ二段に切て拍ゆゑなるべし、又

たゞ手四段とあるは、短手四段にて、合せて十六なり又上に引る書どもに、たゞ拍手とのみあるも、短手一段にて、四拍なり、拍手一度とあるも同じ、たゞ一拍にはあらず、さて大神宮年中行事に云る拜は、拜八度、手兩端とあり、端は段なり、これも一段に四つゞゝにて、兩段は、合せて八なり、さて拜八度とあるは、四度拜二段を云るにて、其ノ四度一段ごとに、手は八つゞゝ拍て、合せて十六なり、今ノ世も是に依て、四度拜て手八拍て、膝退して、又四度拜、手八拍、後手を拍なり、と荒木田ノ經雅神主云れたり、後ノ手とは、後に拍を云、右の拜式、又儀式帳と見えたると同じことなり、さて神を拜むに、手を拍數の事、後ノ世には說々ありて、さまざまなれども、上件の數ぞ正しかりける、さて又江次第ノ抄に、上卿拍手作法、不合有聲、手のさきを合せて、やをらやをら打合すなり、とあるは、いと後ノ世のさまにて、甚く本ノ意を失へることなり、其は聲高く大に拍をば、貌よからぬ態として、たゞ容貌をつくろへる物なり、いかにもいかにも聲高く、大に拍てこそ、本ノ意にはありけれ、さて又此ノ手を拍ノことを、世に加志波手と云なるは、拍と柏と、字ノ形のよく似たるに、膳部のことを思ひよせて、思ひ紛へたる後ノ世のひがことなり、手を拍を、かしは手と云ことは、古へにかつて無きことなり、然るをなほ助けて、膳部と引合せて云說などは、いみじき强說なり、さてかし昔周禮に、九ノ拜を擧たる中に、振動と云拜ありて、注に、以兩手相擊也と云、また今倭人拜、以兩手相擊、蓋古之遺法など云ることあり、】○捧物、【眞福寺本には、捧ノ字を、奉と作けり、】中昔の書どもに、捧物の事多く見ゆ、物語書に、ほうもちと字音にても見えたり、【但シ中昔に云るは、皆佛事の時に、佛に奉る物の名なり、これたまたま其に古き名の殘れるなり、】○滿山末、滿ノ字は決く寫シ誤なり、其ノ字考ふべし、【延佳本に、深と作るは、例のさかしらに改めつるなるべし、師ノ云、みやまと云に、深山と書は、後ノ世のことにこそあれ、古書にはなし、みやまは、眞山の意なるをやと云て、此ノ滿ノ字を、從ひ誤とせられたる、意はさることなれども、山ノ末と云むこと、此には穩ならず、故レ

思ふに、】若くは滿は降、【草書にて、形さへ、稍似たり、】本は來の誤にやあらむ、【山の上を、山の末と云ことは、古書に多くして、事もなけれども、此は然云べき處には非ず、】かく思ひよれる任に、始山を降來坐てと訓つ ○於長谷山口には、大宮近きあたりまで云るべし、【書紀には、來目水までとあり、傳への異なるなり、】さて於字を、師はマデと訓れたる、意はさることなれども、なほ字の任に訓べし、】○延本は、一言主大神の、天皇をなり、○一言主大神、神名帳に、大和國葛上郡葛木坐一言主神社、【名神大月次相嘗新嘗、】とある是なり、【此御社、今森脇村と云にあり、】文德實錄二に、嘉祥三年十月葛木一言主神授正三位、三代實錄二に、貞觀元年正月、正三位勲二等葛木一言主神授從二位、【同書廿四に、肥前國葛木一言主神に、從五位下を授られしことも見ゆ、又山城國下鴨社内に、一言主社と云ありと云り、】續古今集神祇、賀茂氏久、君を祈る、たゞ一言の神の宮、二心なきはごはしるらむ、さて土左國風土記に、有土左高賀茂大社、其神名爲一言主尊、云々、暦錄曰、雄略天皇獵于葛城山云々、或說云、時神與天皇相競、有不遜之言、天皇大瞋、移神土左、神隨而隱、神身已隱、因以祝代之、初坐賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年云々、國記曰、云々、多氏古事記曰、云々、大神答曰、吾是吉事一言、凶事一言、言放之葛木一言主神也、天皇大驚、下馬而拜、百官悉拜、大神答拜、又如天皇而射狩山獸、言語相通者、蓋疑此時有不恭之言乎、論者曰、云々、これまで皆彼風土記の文なり、寶字八年云々の事は、續紀廿五に見えて、傳十一に引り、そもそも此風土記の說は、高賀茂神と、一言主神とを、一つに混へたる物にして、非なり、かの土左國に遷され坐しは、高賀茂神にこそあれ、一言主神には非ず、此天皇の、此山に御獵の時に、現坐りし事の狀のよく似たるに依て混ひつるなり、されど一言主神の御事は、此記書紀に見えたる如くなれば、放逐られ賜ふべき由なければ、彼高賀茂神の事は別事なり、されば書紀釋に、此一言主神の處に、彼風土記を引るも誤なり、なほ此事は、傳十一の六

十葉にも辨へたり、さて又世に役ノ君小角、いはゆる役ノ行者、呪術を以て鬼神を使ひ、葛城山より金峯山に石ノ橋を渡さしむる事によりて、怒りて一言主ノ神を縛りたりと云故事ありて、後撰集よりこなた、哥にも多くよみ、哥書などにも見えて、人のよく知れる事なり、此ノ事古くは靈異記に記して、その終りに、彼ノ一語主大神者、役行者前呪縛至于今世不解脱と云り、大かたかゝる類の説は、神を卑き者と貶して、佛の法を尊き物にしなさむための謀にて、例の僧のともがらの虚説なり、右の説も、小角みづから造りたるか、或は其ノ流を汲む輩などの、造リ出たることなるべし、そもそも此ノ一言主ノ大神は、此ノ天皇すら如此畏み賜ふばかり、いみじく御威徳ましく／＼て、尊き大神に坐々ものを、小角が如き微賤き者の、いかでかよくいさゝかも制し奉ることを得む、かへす／＼おふけなくいとも可畏き妖言にこそありけれ、さるはかの小角は、葛城山に久しくこもり居たりと云なるを、其ノほど此ノ大神の御怒りに觸レ奉らざりしは、彼レが幸にぞありける、小角が事は、續紀一に役君小角流于伊豆島、初小角住於葛木山、以呪術稱、韓國連廣足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配遠處、世相傳云、小角能役使鬼神、汲水採薪、若不用命、即以呪縛之、と見えたり、世ニ相傳ヘ云々は、憶ならざることにて、愚なる俗の云ひあへりしことなり、況此レにも一言主ノ神の御事は見えず、又小角を讒したるは、韓國ノ連廣足なるを、かの靈異記に、一言主ノ神の讒し賜ふと書キたるはいかにぞや、大かた此らにても、僞リ造れるほどはしるきものをや、】○彼時所顯也とは、上に宇都志意美と見え、書紀に此ノ大神御みづから現人之神と詔へる如く、現御身の、顯れて見え賜へるを云なるべし、【又中巻訶志比ノ宮ノ段に、住吉ノ大神の御事を、此ノ時其三柱大神之御名者顯也、とあると同くて、一言主ノ大神と申す御名の、始メて顯れ坐ることかとも思へど、是レは御名とはあらざれば、然にはあらじ、又御社も、此ノ時に始まれるかとも思はるれど、然らじ、宇都志意美坐むとは覺らざりきと、天皇の申し賜へるさま、御名又御社などは、もとよりありしさまの詔ひざまなり、】○書紀云、四年春二月、天

皇射獵於葛城山、忽見長人來望丹谷、面貌容儀、相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應道、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤于遊田、駈逐一鹿、相辭發箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日晩田罷、神侍送天皇、至來目水、是時百姓咸言、有徳天皇也、

又天皇婚丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣幸行于春日之時媛女逢道即見幸行而逃隱岡邊故作御歌其御歌曰袁登賣能伊加久流袁加袁加那須岐母伊本知母賀母須岐婆奴流母能故號其岡謂金鉏岡也

丸邇は姓なり、上に出、【傳廿二の四十六葉】○佐都紀臣は、名なり、名ノ義、五月か、臣は尸なり、○袁杼比賣、名ノ義未ダ考ヘ得ず、【師は水門にて、地ノ名ならむと云れつれど、假字の例、門戸の濁ニには、度を用ひて、杼は用ひざればいかゞ、】此ノ比賣の事、下にも見ゆ、【書紀に、春日ノ大娘皇女を生ミ奉れる、春日和珥臣深目ガ女童女君と云は、若クは父ノ名女ノ名、共に傳ヘの異なるにて、同人ならむか、此ノ袁杼比賣も、下に見えたるさま、婇にやとおぼしきを、かの童女君も、本ト采女なりしことあり、】○春日上に出つ、【傳廿一の四十葉】丸邇ノ臣の本居は、丸邇なるを、【此地の事、傳廿三の七十五葉に云り、】春日に幸行ことは、古ヘ春日は廣き名にて、丸邇も春日の内なりしなり、故レ下に春日之袁杼比賣とあり、○媛女逢道は、袁登賣能道尓逢流と訓べし、此ノ媛女は、誰ともなし、【袁杼比賣を云には非ず、】○岡邊は、

袁加備と訓べし、万葉五十七丁に、乎加肥尓波、宇具比須奈久毋、十七十八丁に、乎加備可良、秋風吹奴などあり、備は辨と通ふ音にて、同じ言なり、濱備、夜麻備、可波備などもあり、○逃隱は、畏み恥てなり、○其御歌【御ノ字諸ノ本に無し、今は眞福寺本に依れり、記中かゝる處には、多くは御ノ字は無き例なれども、あるも宜しけむ、】○袁登賣能は、孃女之なり、○伊加久流袁加袁は、隱る岡をにて、伊は發語、【万葉一にも、山際、伊隱萬代などあり、】下の袁は、余と云むが如し、【又常の袁として、須岐婆奴流へ係ても宜し、】さて後ノ世の心にては、かくるゝ岡とあるべく、かくる岡にては、言つゞかぬ如くなれども、隱は、古へは、かくらむ、かくり、かくるなど云て、登る、渡るなどの類の活用なれば、かくるゝと云はで、下へつゞくなり、】○加那須岐母は、【加那を那加と作る本は、下上に寫ノ誤れるなり、今は延佳本に依れり、】金鉏もなり、高津ノ宮ノ段ノ大御哥に、許久波【木鍬なり】ともありて、鍬にも木なるがある如く、鉏にも木なるもある故に、金鉏と云名もありしなるべし、【契沖、那加須岐と誤れる本に依て、長鉏もなり、加は賀なるべし、と云るは、非なり、】○伊本知母賀母は、五百箇も欲得なり、知は、廿、卅、百、千などの知にて、一ツ二ツの都と同くて、伊本都と云と同じ、【契沖、五百千とせるはわろし、】万葉十八二十丁に、安波比多麻、伊保知毛我母、○須岐婆奴流母能は、鉏を撥るものにて、【此ノ須岐は、須久とも活く用言なり、】すきばねむ物をの意なり、契沖が、万葉五に云、阿麻等夫夜、等利尓母賀母夜、美夜故摩提、意久利摩遠志弖、等比可弊流母能、此ノ落句に同じと云るが如し、又思ふに、如此さまに云る母能は、云々せむものをと云意には非ずして、母能とは、即チ上に云る、金鉏、又鳥を指シて云にもあらむか、書紀應神ノ巻大御哥に、吉備那流伊毛、阿比彌菟流毛能、これも同シ格か、此ノ外母能袁と云に、母能とのみいへる例は、稚若櫻ノ宮ノ段ノ大御哥に多都基母々、母知弖許麻志母能、とある處に出せり、【傳卅八の十二葉】波奴と云言は、万葉二二十四丁に、奥津加伊、痛勿波禰曽、邊津加伊、痛勿波禰曽とあり、○一首の意は、此ノ孃女をよく見むと所思

せるに、岡の彼方に隱れて見えざるを、くちをしく所念有て、金鉏で多く五百箇も得まほし、此ノ岡を、土を鉏き起し、撥やりて、崩しむ物を、然せば、隱れたる媛女の、形貌の見ゆべきにこそなり、○金鉏岡、【金ノ字を全と作る本は誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】此ノ岡、金鉏に由縁は無けれども、今此ノ大御哥に、加那須岐唹云々と賦賜へる岡と云意を以て、かくは名づけたるなり、さて此ノ地、長谷より春日までの間に在べし、其ノ處詳ならず、書紀崇神ノ卷に和珥武鐰坂と云見えたり、【これ處の和珥なるは、鐰と云が同きこの由はあれど、同地なるべくもおぼえず、契沖が金ノ字を全と作る本に依て、タケスキと訓て、崇神紀を引て、若今の全鉏にやと云る、全をタケと訓べき由あらめや、又大和志に、全鉏丘、在添上郡櫟本村と云て崇神紀を引、又此の御哥を引て、那加須岐毋とせり、書紀の武ノ字も、タカとは訓べくもあらず、全はさらなり、そのうへ那をタの假字とせるもいみじき強事なるをや、】

又天皇坐長谷之百枝槻下爲豐樂之時伊勢國之三重婇指擧大御盞以獻爾其百枝槻葉落浮於大御盞其婇不知落葉浮於盞猶獻大御酒天皇看行其浮盞之葉打伏其婇以刀刺充其頸將斬之時其婇白天皇曰莫殺吾身有應白事即歌曰麻岐牟久能比志呂乃美夜波阿佐比能比傳流美夜由布比能比賀氣流美夜多氣能泥能泥陀流美夜許能泥能泥婆布美夜夜本爾余

志。伊岐豆岐能美夜麻紀佐久比能美加度爾比那閇夜爾淤斐陀弖流毛毛陀流都紀賀延波本都延波阿米袁淤幣理那加都延波阿豆麻袁淤幣理志豆延波比那袁淤幣理本都延能延能宇良婆波那加都延爾淤知布良婆閇那加都延能延能宇良婆波斯毛都延爾淤知布良婆閇斯豆延能延能宇良婆波阿理岐奴能美幣能古賀佐佐賀世流美豆多麻宇岐爾宇岐志阿夫良淤知那豆佐比美那許袁呂許袁呂爾許斯母阿夜爾加志古志多加比加流比能美古許登能加多理碁登母許袁婆。故獻此歌者赦其罪也

百枝槻、槻は和名抄に、唐韻云、槻木名、堪レ作レ弓也、和名豆木乃木、【字鏡には、槻豆支とあるは、槻ノ字を寫誤れるか】とあり、師ノ云、今けやきと云木の類なり、【或人ノ云、今つきとも云、白けやきとも、してとも云、杣人の云るは、けやきと、つきの木とは、いとよく似て、見分きがたきを、削りて見ればわかるゝなり、けやきは理堅にのみあり、つきは、理たてよこにありと云り】万葉二ノ廿丁に、出立、百兄槻木、虚知期知尓、枝刺有如、春葉、茂如云々、

百枝とは、枝の多く繁きを云うちに、此は次にも、其ノ百枝槻ノ葉落テ、と云る云ゞざまを思ふに、殊に大キなる樹にて、長谷の百枝槻と名に負へりし樹にぞありけむ、○豐ノ樂、上に出ツ、【傳卅二の五十七葉】爲は傳許志賣須と訓べし、又世須とも訓べし、其由上に云り、【傳卅八の九葉】さて槻ノ樹の下にして、豐樂することは、万葉廿ノ卄ニに、家持之莊門槻樹下ニ宴飲と見えたり、其ころまでもありし事なり、其外書紀ノ天武ノ卷に、饗ス多禰島人等於飛鳥寺西槻ノ下ニ、持統ノ卷に、饗ス蝦夷男女二百一十三人ヲ、於飛鳥寺西槻下ニ、なども見え、皇極ノ卷に、於ニ法興寺槻樹之下ニ、云々、孝德ノ卷に、於ニ大槻樹之下ニ召ニ集群臣ヲ、云々、持統ノ卷に、觀ル隼人相撲ヲ、於飛鳥寺西槻下ニ、【此飛鳥寺の西なりし槻も、殊なる大樹なりしと聞ゆ、】なども見えたり、○三重婇、【婇ノ字諸本妹と誤れり、又延佳本に采女と作るは、例のさかしらに改めたるなり、今は眞福寺本、又一本に依れり、次々なるも皆同じ、】三重は、和名抄に、伊勢國三重郡、美倍とある是なり、此地上にも出て、其處に云り、【傳廿八の四十葉】此ノ郡に采女ノ郷もあり、さて婇は、宇禰辨と訓べし、右の郷ノ名も、和名抄に、宇禰倍と注せり、六帖に、平假名にも、するがのうねべとあり、其外古キ物うねべと多く書り、禰は部の意なり、女の意には非ず、【賣と常に唱ふるは、部を音便に然云なり、公卿を、かんだちめと唱ふるたぐひなり、さて職員令の采女司に、采部六人とあるは、別にて、男にて、采女のことには非ず、これは采女部と云べきを、畧きたるものなり、宮内省式に、大嘗云々、采女司二十八人とある分注に、官人二人、采部六人、采女二十人、とあるにて、別なることを知べし、續紀廿六に、采女司ノ采部、采女ノ臣家足と云人見ゆ、さて又令ノ集解、遊中抄、拾芥抄などに、宮ノ官司の中に、采部司とあるは、采女司なり、思ひまがふべからず、】さて字は、此記にはみな婇とのみ作り、是レ古への書ざまなるべし、【婇ノ字、玉篇に婇女也、とあり、後漢書ノ皇后紀ノ論に、又置ニ美人宮人采女三等一、並無ニ爵秩一、歳時賞賜充給而已、漢法常因ニ八月算レ民ヲ、遣ニ中大夫與ニ掖庭丞一、及相工於ニ洛陽郷中ニ、閲ニ視良家童女年十三以上、二十以下、姿色端麗、合ニ法相一者ヲ、載テ還ニ

後宮、擇視可否、乃用登御、所以明愼聘納、詳求淑哲、と云註に、采擇也、以因采擇而立名と云り、佛ぶみ大智度論に、昔有須陀須摩王、云々、晨朝乘車、將諸婇女、入園游戲、晉譯ノ華嚴經に、王得道時、於其正殿、婇女圍繞七寶自至、など云り、これらの婇女も、采女のことゝ聞えたり、然れば、此方の古書に、婇と書るも、よりどころあることなり、婇ノ字は、もと采女の二字を一ツに合せたる意なるべし、】万葉四にも、駿河ノ婇女と見え、政治要畧【廿五】に、昌泰三年、往進興福寺縁起曰、公主命婦、妹女【妹は、婇を寫シ誤れるなるべし、】などあり、然るに、令又書紀などに、采女と書れたるよりして、後ノ世には、凡て然のみ書クことゝなれり、【後には婇と書ッことをば知らずして、延佳が、此ノ記の婇をも、みな采女に改めつるは、古に昧きなり、】さて宇禰辨と云名は、宇那宜辨の切りたるなり、【那宜禰と切まる、】宇那宜とは、物を項に掛るを云、【和名抄に、項頸後也、和名宇奈之、】万葉十六【廿七丁】に、宇奈雅流珠之、【神代の哥に、うながせるとあるも、うながけるを延たる言なり、】書紀神代ノ卷に、其頸所嬰、などある、是なり、万葉の哥に、玉手繦、畝火山、とつゞけよめるも、冠辭考の說の如く、嬰の意に、宇禰とはつゞけるなり、此ノ同シ例を以ても、婇の宇禰の、宇那宜なることを知ルべし、【允恭紀の、畝火と云るが、采女にまがひつる事をも、思ひ合すべし、師の万葉考に、宇禰備と云名を、氏之女の畧轉なりと云れたるは、いとわろし、うぢのめを、うねめと畧轉せむこと、いかゞなるうへに、氏之女と云こと、あるべくもあらず、女王をおきては、氏の女ならぬ女やはある、】婇は、主と御饌に仕奉るものにて、項に領巾を掛る故に、嬰部とは云なり、【御食に仕奉るに、殊に比禮を掛る由は、比禮は、もと振て虫などを撥はむために掛る物なりしかば、御食のをりなど、殊に其ノ備へに掛たりしが後遂に禮服となれるなり、上代に虫をはらふに、比禮を振しことは、上卷傳十の卅七葉に云るが如し、】大祓ノ詞に、比禮挂作男とあるも、主と采女などをいへりと師も云れたるがごとし、【婇の比禮の事、天武紀に云々、續紀三に云々、下に引り、】さて婇の事の

見えたるは、書紀仁徳ノ巻、四十年の處に、采女磐坂媛あり、これ始なり、但これ媛の始なるにはあらず、上代より有し物なるべし、【帝王編年記などに、履中天皇の御代より始まるよし云るは、履中紀に、倭直吾子籠が、妹日之媛を獻て、死罪を赦されたる處に、倭直等貢采女、蓋始于此時歟、とあるを、心得誤れる、ひがことなり、又倭姫命世記に、采女見えたれども、信がたし、】さて媛の、主と御膳の事に仕奉し事は、次に云べし、【書紀履中ノ巻に、令小墾田采女賜酒于山田宿禰、雄略ノ巻に、使倭采女日媛、舉酒迎進、などもあり、後宮職員令にも、水司と膳司ノ下に、采女あり、】さて書紀孝徳ノ巻に、凡采女者、貢郡少領以上、姉妹及子女、形容端正者、【從丁一人、從女二人、】以一百戸、宛采女一人粮、庸布庸米、皆准次丁、後宮職員令に、凡諸氏氏別云々、其貢采女者、郡少領以上、姉妹及女、形容端正者、皆申中務省奏聞、【軍防令に、若貢采女郡者、不在貢兵衞之例、】これらは、やゝ後の定めにこそあらめ、上代には必しも如此くにしもあらざりけめど、大かたはかくぞありけむ、【書紀此御巻には、百濟より采女を貢りしことも見えたり、】さて媛は、其姓を呼ず、其國其郡を以て、其處の媛と呼ぶ例なり、【古書皆然り、後まで同じ、源氏物語にも、肥後ノ采女などあり、】さて媛の員は、物に見えず、後宮職員令に、宮人とありて、義解に、婦人仕官者之總號也とある、此内に媛もあるべし、員は定まりは無かりけむ、同令水司ノ下に、采女六人、膳司ノ下に、采女六十人とあり、こは總ての數には非じ、采女司式に、凡采女四十七人、賜近宮城地、これは總ての員とも聞えず、【續紀二に、大寶二年、令筑紫七國、及越後國、簡點采女兵衞貢之、但陸奧國勿貢、これらの國は、遠き故に、此ノ時までは、貢らざりしなるべし、又神護景雲二年には、常陸國貢獻采女、壬生宿禰小家主、上野國佐位采女、上野佐位朝臣老刀自など、本國の國造とせられ、寶龜二年の處に、因幡國高草采女、國造淨成女など見えたるは、常ならぬことなるべし、類聚國史に、大同二年五月、停諸國貢采女、また十一月、停諸國貢采女、但云々、若叙五位已上、及補雜

色者、即除采女名、また弘仁四年正月、制令下伊勢國壹志郡、尾張國愛智郡、常陸國信太郡、但馬國養夫郡、貢中郡司子妹年十六已上、二十已下、容貌端正、堪爲采女者各一人上、などあり、後ノ世にも、台記久安六年、女御入内ノ別記、蘇法の處に御膳宿采女卅二人云々とあり、此ころも多くありしことしらる、禁秘御抄には、陪膳采女、尤可然事也、近代漸令零落、無極、尤可有沙汰事也、云々】職員令に、采女司、正一人、掌下撿校采女等事上、佑一人、令史一人、采部六人、使部十二人、直丁一人とあり、○指擧大御盞、【師は、此の盞を、宇伎と訓れたり、哥によれば、其もさることなれども、他處なる例を考へわたすに、なほ佐加豆伎と訓べくおぼゆ、】上巻八千矛ノ神ノ段にも、其后取大御酒坏、立依指擧而、云々、【傳十一の四十六葉】中巻倭建ノ命ノ段にも、其ノ美夜受比賣、捧大御酒盞以獻と見え、續後紀五、遣唐使に餞を賜ふ處に大使常嗣朝臣、避座而進、喚采女二聲、采女擎御盃、來授陪膳采女、常嗣朝臣跪唱平、天皇爲之擧訖、行酒人進賜常嗣朝臣、云々、西宮記に陪膳事、節會陪膳、采女奉仕、また延長二正廿五、【甲子】自院被奉子日宴於大裏、天皇御南殿、中務卿親王、避座立喚采女、采女稱唯進、御酒、陪膳采女、擎盞欲獻、受親王進跪唱平天皇即執盞御飲畢稱精○不知落葉浮於盞、こは面を俯し、目より高く擎て、獻る故に見えざるなるべし、○猶は、改むべきを改めず、猶其ノまゝなり、【俗言に、やはりと云意なり、】古は、盞に酒を盛て獻りしことなり、○看行の事、中卷倭建ノ命ノ段に委ク云り【傳廿七の五十三葉】○打伏其婇、云々は、愼まず、おろそかにして、怠れるを、大く怒リ坐るなり、○應白事、【白字、舊印本又一本などには、日に誤り　延佳本には、曰と作り、今は眞福寺本によれり、】○麻岐牟久能、比志呂乃美夜波は、纒向之日代ノ宮者なり、此宮の事、中巻に云り、【二傳十六の三葉】抑此レは、景行天皇の大宮の名なるを今此ノ御世にかく哥へることは、いぶかしきを、【こゝは長谷の槻の下の宴なれば、其木をこそうたふべけれ、又大宮は、長谷ノ朝倉ノ宮のことをこそ申すべけれ、古への御世の大宮を云ることゝ

心得ず、故、若くは、此ノ段の故事は、凡て景行天皇の御代の事なりけむが、まがひて、此ノ御世の事になりて傳はりしにやとも思へど、然にはあらじ、】若は此歌、しづゑはひなをおへりと云まては、かの景行天皇の御代に、大宮に名高く美き槻の大樹の有しを、讃たりし歌にて、名高く傳はれるを取出て、今の長谷の百枝槻を、其に准へて、其次を新タに作り續てうたへるにやあらむ、又は、彼ノ日代ノ宮の槻ノ木、名高く美きためしに語傳へたる大木なるを、以て、今の百枝槻を、即其に云なして、首より歌に作れるにもあるべし、【契沖、西國の說親云々、准へ奉りぬと云るはわろし又彼ノ御時、膳夫御盃を忘れたる事ありしかど、御咎めなかりしこその、今盃に槻ノ葉の落て浮びしを、知らざりしも、似たる事なるに依て、却てめでたき由によみなさむためなりと云るは、御盞を宇岐としもよめるなどぞ、由ありて、おもしろく、然もときこゆ、】○阿佐比能、比傳流美夜は、朝日之日照宮なり、上卷に、此地者、朝日之直刺國、夕日之、日照國とある處、考ヘ合すべし、【傳十五の七十八葉】○由布比能は、夕日之なり、○比賀氣流美夜は日陰る宮なり、賀氣流は、日影の刺たるが、刺すなりて、陰になるを、中昔の歌に、加宜呂布とよみ、今ノ世の書に、加宜流と云是なり、然るに賀を濁り、氣を清るは、古の音便にて、此ノ例此彼とあり、上卷に、登富久士比泥瀰の處【傳九の十四葉】に云るが如し、【契沖は、日隠なりと云り、龍田ノ風神ノ祭ノ祝詞にも、夕日乃、日隠處とあれども、隠るを、賀氣流とは云べくもあらざれば、此はなほ隠には非ず、又或人は、日影人なりと云へれど、そは殊にわろし、】○多氣能泥能は、竹之根之なり、○泥陀流美夜は、根足宮なり、○許能泥能は、木之根之なり、○泥婆布美夜は、根蔓延宮なり、万葉三卷に、磯上丹、根蔓室木、さて此ノ四句は、竹木の根にて、地の堅きよしに詠たるか、はた竹の根の如く、よろづ滿足ひ、木の根の如く、長く久しかるべきよしに詠たるか、○夜本爾余志は、八百土にて、余志は助辭なり冠辭考に見ゆ、【契沖、余志を吉とせるは、いまだしき說なり、】そもそも土は、數を以て云べき物に非るを、八百と云は、【必しも數に

は非れども、物の量の多きをも、如此さまに云も常なれども、なほ是レは然にはあらじ、】御垣を築くには、埴土を、よきほどの大キさに堅めたるを、次々に許多並べ積重ねて築く故なるべし、又御垣のみならず、宮のなべての地をも、然して堅むるにもあるべし、○伊岐都岐能美夜は、杵築の宮にて、伊は發語なり、杵築とは、杵して搗堅めて築を云、出雲風土記、出雲ノ郡杵築ノ郷の處に、所ニ造天下一大神之宮將レ奉、諸皇神等參集、宮處杵築、故云ニ寸付一とあるが如し、さて朝日之と云より此レまでは、日代ノ宮を賛たるなり○麻紀佐久は、眞木拆にて、檜の枕詞なり、冠辭考に見ゆ、○比能美加度は、檜之御門なり、【師は多加比加流、比能美夜比登とも、万葉一に、日之御門ともあるに依て、此レをも檜を日に轉して、云かけたるにて、日之御門なり、と云れつれども若シ其意ならば、たゞに高光ルとこそ云べけれ、眞木さくとはいかでか云む、そも〳〵此ノ檜と日との事、万葉なる、日之御門は、日は例の借字としてもあるべく、又五ノ卷に、高光日大御朝庭ともあれど、其はやゝ後の哥なれば、檜を日の意に取リかへてよめりとも云べければ、古ヘは日之御門と云ことは、無かりしとも云べし、然れども、此ノ次なる大御哥に、高光ル日之宮ともあるうへは、日之御門とも云べきこと論なし、されば、古ヘより、檜之御門とも、日之御門とも云て、其は各異言にして、一ツ言には非りしなれば、眞木拆と云るは、たゞ檜之御門にて、日の義はなきなり、】○尒比那閇夜尒は、師の新嘗屋になりと云れたる宜し、【契沖が、上の尒を上ノ句の終リに屬て、引並屋かと云るは、ひがことなり、】天皇の新嘗所聞看殿なり、上卷に、聞ニ看大嘗ニ之殿とあるに同し、新嘗の事、彼處に委ク云り、【傳八の六葉】○淤比陀弖流は、生立有なり、○毛々陀流は、百足なり、【此は次ノ句の枝へ係れり、】枝々の多く茂り足へるを云、應神天皇の大御哥に、毛々知陀流夜尒波、ともある處、考ヘ合すべし【傳卅二の二十九葉】○都紀賀延波は、槻之枝者なり、【こは先ツ惣ての枝を云て、其枝者云々と、次に上中下の枝を分て云なり、】○本都延波は、秀枝者にて、上ノ枝なり、○阿米袁淤幣理は、天を覆有なり、【契沖

か、淤幣理を負させるは非なり、延佳も師も覆へりとせられたる宜し、但し延佳が袁を覆の淤と心得たるは、假字づか
ひを知らざるひがことなり、袁は爾なるをや、】淤本幣理と云べきを、本幣を幣と切めて云り、さて天を覆ふとは、御
殿を天之御蔭、日之御蔭など云如く、天の覆ひとなる意なり、【大虚空におほふばかりの袖もがなと云々、】○那加都延波
は、中つ枝者なり、○阿豆麻袁淤幣理は、吾妻を覆へりなり、東ノ方ノ國を、吾妻と云事の由は、中卷倭建ノ命ノ段に
見ゆ、【傳廿七の八十三葉】さて鄙と云に、東ノ國もこもれるを、かく別に東をいへるは、只上枝中枝下枝と、三つに分
充て云む料のみなり、凡て歌は、さしも事の理をきはめて云物には非ず、事實に違はず、理りに背ける事にだに
あらざれば、依來るまゝに廣く云て、詞を文なすぞ當なりける、【契沖が、本朝に於ては、東國は畿内に次ぐ意なり、
七道を數ふる時も、東海道を以て五畿内に次ぐなりと云、古今集の東歌の處にも、かの豐城ノ命の事などを引て、殊に東
方ノ國をば、別に擧べき由を云れど、皆わろし、】されば、鄙の外に、西ノ國をば云ずして、東ノ國を云ること、何の意も
故もあるにはあらず、○志豆延波は、下枝者なり、【次には、斯毛都延波とも云り、】上枝中枝下枝、みな上に出、○比
那袁淤幣理は、鄙を覆へりなり、都の外を、總て何處にても、比那と云り、書紀神代の歌に、あまさかる鄙つ女とあり、
【比那と云言の本の意、或説に、日無と云、師は田居中とも、日の下とも云れど、何れもよろしとも聞えず、】さてか
く天を云、鄙を云、東をさへ云るに、都をしも云ざることは、是は槻の枝の打覆へることの、廣く遠きよしを云るな
れば、遠き處をのみ擧て、近き都の内は、さらなれば、云ざることおもしろし、【契沖が、比那とは下界を云か、然ら
ば、下界に准へて、畿内と東海道との外を、比那と云ならむと云るは、皆ひがことなり、下界と云も由なく、又東海道
を除きて、比那に非ずとせむこともいはれず、此は東を別に云るからの説なれども、中々にわろし、又阿米と云を、
畿内に准ふと云るもわろし、比那を擧て京を擧ざることは、右に云るが如し、】○本都延能は、秀つ枝之なり、○延能字

良婆波は、枝之末葉者なり、末を宇禮とも、宇良とも云、常のことなり、○淤知布良婆閇は、落觸なり、【契沖が落降なり、降をふらばへと云るは、古語なりと云るは、非なり、】布禮を布良婆閇と云は、延て活かしたる言なり、【良婆閇を切むれば、禮となるなり、】万葉二十卷に、上瀬尓、生玉藻者、下瀬尓、流觸經、【此觸經を、今ノ本には、フレフルと訓たれど、此の此ノ句に依て、フラバヘと訓べきこと明らけし、又此万葉に、觸と書るにて、此の意をも知べし、經は借字なり、】○斯毛都延尓は、下枝にて、志豆延と同じ、【契沖が、上に准ふるに、毛は衍文なるべしと云るは、中々にわろし、さては豆と都と清濁も違へり、】かくさまに同言を二たび云こと、少し易て云こと、古への哥に例多し、【上卷八千矛ノ神ノ御哥に、阿理登岐加志弖、云々、阿理登岐許志弖、云々などの如し、】○阿理岐奴能は、三重の枕詞にて、鮮衣之なり、此事、下勝間六の卷に云り、○美幣能古賀は、三重之子之にて、婇みづからのことなり、【三重とつゞく意は、表と裏と中重と三重か、又たゞ何となく三重か、万葉九に、吾疊、三重乃河原、ともつゞけり、】○佐々賀世流は、【賀ノ字多くの本に加と作り、今は眞福寺本延佳本に依れり、】指擧有なり、【佐々宜流と云べきを、如此云は、立るをたたせる、行るをゆかせる、と云たぐひの格なり、】○美豆多麻宇岐尓は、みづ〳〵しき玉盃になり、【美豆は玉へ係れるか、盃へ係れるか、何れにてもあるべし、又玉盃とは、玉の盃か、玉とは、たゞ盃をほめて云か、】書紀景行ノ卷に、十八年八月、到的邑而進食、是日膳夫等遺盞、故時人号其忘盞處曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗、号盞曰浮羽、筑後風土記に、昔景行天皇、巡國既畢、還都之時、膳司在此村、忌御酒盞、云々天皇勅曰、惜乎朕之酒盞、【俗語云酒盞爲宇枳】因曰宇枳波夜郡、後人誤號生葉郡、【忌ノ字は、忘を誤れるなるべし、】などあり、盞を宇岐と云こと、是に見えたり、【但し宇伎と云こと、書紀に見えたる如く、筑紫言にて、他國には云ぬ名にや、此の外には見えず、然るに、此に其ノ名をしも云るは、契沖が云る如く、景行天皇の彼ノ故事を思ひてにもやあらむ、】○宇岐志阿夫

良は、浮し脂にて、神代の初に、國稚如浮脂而久羅下那州多陀用幣琉之時、とある浮脂の如くなる物を、やがて脂さして云るなり、其由は次に云べし、【されば、上の句は此の一句をへだてゝ、落なつさひへつゞきて、此の浮しはかの神代の初に浮しと云にて、今の御盞に、落葉の浮たるを云には非ず、思ひまがふべからず、契神此の意を知らずして、酒の濃くして、眼の濃れるに似たるを云と云るは、非なり、さて又和名抄に、酒膏佐介阿布良と見え江家次第に、大臣家の大饗の條に、公卿昇堂集、於辨少納言座小飲、謂之得油云々、中圖日御時、於細殿有酒膏云々などいふこともあれど、これらは此には由なき事なり、思ひまがふること勿れ、但し酒に得油と云ことのあるは、もし此の哥より出たる事にもやあらむ、さはしらず、】○淤知那豆佐比は、淤知は落なり、那豆佐比は、浮ぶを云、凡て此の言は、或は水に浮ぶをも云、或は底に沈むをも云、或は漂ふをも云て、何れも水に着ことに云り、【万葉を見て知べし、なほ玉勝間に委く云り、此の言、昔よりの物知人、みな解誤れり、さて此には、御盞の酒に浮べるにて、水には非れども、酒も水の類なれば、違へることなし、】其中に、浮ぶを云る例は、万葉三【丁】に、云々、黒髪者、吉野川、奥名豆颯、四【丁】に、鳥自物、魚津左比去者、【水鳥の、水に浮て行如くと云なり、】十二【丁】に、尓保鳥之、奈津柴比來乎、たゞなほあり、さて此まで三句の意は、此神代の初に、空中に浮し脂の、今此の玉盞に落て浮びてと、かの槻の落葉を見て、如此云となせるなり、【語のつゞきなどよく味ひて知べし、此の處よくせずは紛ひぬべきなり、】○美那許袁呂許袁呂爾は、水こをろ〳〵になり、上の浮し脂と相照して見べし、上巻に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而云々、【傳四の十一葉】此は、此國土の成り始めたる事にて、いとも〳〵たふとく好き故事なる故に、今落葉の御盞に浮べるを、是によそへて、譬へたるなり、美那とは、本語に、鹽とあるを、今は酒なる故に、水と易て云るなるべし、【又

美那は、御魚にて、御肴に奉るよしにとりなせるかとも思へど、然にはあらじ、又契沖、こをろこをろ、槻の葉の落る聲なりと云るは、かの本語の鳴の借字なることを知らずして、鳴すことゝ心得たるより誤れるひがことなり、美那を皆と云るもわろし、師も皆として、酒も葉も共になりと云れつれど、皆と云べき處にはあらず、【さて如此捨て、下に淤能碁呂島と成れる、是此國土の生出べき始なり、と云意を含めたる詞なり、○許斯母は、是しもなり、○阿夜尓加志古志は、此はたふとく好き意をかねて聞ゆ、上句の斯母と云辭は輕く、却てと云意を帶たれば、今御盞に落葉の浮るを知らで、其隨に獻れる過失、却てたふとくめでたき御事なり、と申すなり、○多加比加流、比能美古、上に出、こゝは天皇に對奉りて、直に指て申すなり、○許登能加多理碁登母、許袁婆、上卷に出、【傳十一の十六葉】○獻此歌、とは、物に書て獻れること聞ゆれども、此のさまを思ふに、然には非ず、たゞ歌ひ擧て聞看さするを云るなり、○赦其罪、哥のさまも、よめる趣も、すぐれて美ければ、厚く賞賜へること、ことわりともことわりなり、

爾大后歌其歌曰夜麻登能許能多氣知爾古陀加流伊知能都加佐爾比那閇夜爾淤斐陀弖流波毘呂由都麻都婆岐曾賀波能比呂理伊麻志曾能波那能弖理伊麻須多加比加流比能美古爾登余美岐多弖麻都良勢許登能加多理碁登母許袁婆。即天皇歌曰毛毛志紀能。淤富美夜比登波宇豆良登理比禮登理

加氣弖麻那婆志良袁由岐阿閇。爾波須受米。宇受須麻理韋弖。祁布母加母佐加美豆久良斯。多加比加流。比能美夜比登。許登能。加多理碁登母。許袁婆。此三歌者。天語歌也。故於此豐樂。譽其三重婇而給多祿也。

大后は、若日下ノ王なり、○夜麻登能は、倭之なり、○許能多氣知尓は、此ノ高市になり、師ノ云ク、こは高市ノ郡を云には非ず、京をほめて云なりと云れき、凡て市とは、四方より人の集まる處を云なれば、【必しも物賣ル者の集まるをのみ云名にはあらず、】京をもほめて、高市と云べきなり、神代に、高天ノ原にても、會ヘ八十萬神於天高市ニとありて、人の集まる處を云名なり、大和ノ國の高市ノ郡も、神武天皇の、畝火ノ宮の地に就ての名なるべし、【但此ノ郡ノ名は、高市ノ御縣と云處あるを以て見れば、其處より出たる名の如くなれども、然にはあらで、かの御縣は、高市の内なる御縣の由にて、高市はなほ京によれる名なるべし、さて此の高市を、契沖が、朝倉ノ宮有ル處の市なりと云るは、後ノ世の市と云名になづみて、別に市と云物と見たるひがことなり、又大和志に、此ノ高市を、城上ノ郡柳本村と云るも、例の信がたし、】○古陀加流は、小高有なり、【古陀加々流と云べきを、同音の重なるは、一ツは省く例にて、かく云るなり、】山などの如く高きには非で、平ナル地の高き處なる故に、小高とは云なり、今ノ世の言にも、常に云ことなり、【契沖も師も、木高るなりと云れつれど、記中假字の例、木には許を書し、古をかゝず、小には必ス古を書り、】○伊知能都加佐は、市之高處なり、師ノ云ク、都加佐とは、最高キ處を云、契沖云ク、万葉に、山のつかさ、野のつかさ、岸のつかさなどよめり、高き方を云べ

し、水いかさなど云も、つかさの上略なるべしと云り、凡て官司と云は、もと最高庭を云より出たるなるべし、【然るを契沖が、つかさどる意にて、高き方を云べしと云るは言の本末違へり、つかさどると云は、官司より云言にて、本なるをや、又水いかさなど、凡て物のかさと云は、まことに都加佐より出たる言にもあるべし、かさが高いかさがないなど、常に云り、】野山司、万葉十廿丁に見え、野豆可佐、十七廿一丁、又廿卅丁に見え、渭之官、四卅丁に見ゆ、皆上の高き庭を云りと聞ゆ、さて此ノ市も、即チ上の高市なり、【別に物賣る市を云には非ず、】○尓比那閇夜尓、上の間なるに同じ、さて此も大宮ノ内にて、天皇の新嘗聞食す殿なるを、上なる哥と、上の詞を經て、かくはよみ賜へるなるべし、【高市の中にて、小高く、最も高き庭は、必ず大宮なるべければなり、たとひ最高き地には非ずとも、大宮ぞ必ず如此云べきものなり、】○波延陀流、これより三句、高津ノ宮ノ段、大后の御哥に出、【傳卅六の十七葉】○伊賀波能は、其之葉之なり、此よりの四句も、彼ノ高津ノ宮ノ段の御哥に出、但し彼には斯賀波那能、豆埋伊麻斯、志賀波能、比呂理伊麻須波とあり【傳卅六の十八葉】○多加比加流、比能美古尓、上に出、○登余美岐多弖麻都良勢、上卷須勢理毘賣命の御哥に見ゆ、【傳十一の五十二葉】さて此は上に比能美古尓とあれば獻れと人に仰せ賜ふなり、○毛々志紀能は、大宮の枕詞にて、冠辭考に見ゆ、○淤富美夜比登波は、大宮人者にて、大宮に仕奉る人たちなり、【宮人と云とき、比は清音なり、後ノ世に濁るは、古にたがへり、】○宇豆良登理は、【延佳本に、宇ノ字を可と作るは、例のなまさかしらに改めたるひがことなり、記中には、可ノ字を假字に用ひたる例なし、諸本みな宇とあり、】鶉鳥なり、【常には宇豆良とのみ云て、鳥とは云ざれども、常には然云ぬ名にも、某鳥、某魚、某の木など添て云ことも、記中に和邇魚、万葉に鴨鳥など、例なほ多し、】和名抄に、鶉、和名宇都良、【或説に、宇豆良は韓語なり、今朝鮮にてももづらと云、と云り、皇國言の彼ノ國にもうつれるなるべし、さて延佳本に、此を可豆良とせるを用ひて、師も蔓として、登理を、取掛の意なり、

と云れたるは、誤なり、さばかり假字の事を重き物に云れたるにも似ず、此ノ記の假字づかひの例をも思はれざりしはいかにぞや、且蔓にては、次の二ツの鳥ノ名を聚てよそへ賜へる例にも違へるをや、】〇比禮登理加氣弖は、領巾取掛而なり、領巾と云物の本の由は、上卷蛇比禮とある處に云るが如し【傳十の卅七葉】さて是レを振ことは、書紀欽明ノ卷ノ哥に、柯羅俱尓能、基能陪儞陀致底、於譜磨故幡、比例甫囉須母、云々、万葉五ノ卅丁に、麻都良我多、佐欲比賣能故何、比例布利斯、云々など見え、古ヘは凡て女は、此レを掛たりとおぼしくて、書紀崇神ノ卷に、埴安彦之妻吾田媛、取ニ倭香山ノ土ヲ、裹ミ領巾ノ頭ニ而云々、万葉十三丁ハに、濱菜摘、海部處女等、纓有、領巾文光蟹、云々など見えたり、大神宮儀式帳に、生絹ノ御比禮八端、【須蘇長サ各五尺、弘サ二幅、】外宮儀式帳にも、生絁ノ比禮四具、【長サ各二尺五寸、廣サ隨レ幅、】さて色は、凡て白きか、万葉ノ哥に、栲領巾乃白とも、細比禮乃鷺とも、つゞけよめり、和名抄に、領巾ハ婦人ノ項ノ上ノ飾也、日本紀ノ私記ニ云、比禮、さて書紀天武ノ卷に、十一年三月、詔ノ曰ニ云々、亦膳夫采女等之手繦肩巾、並莫レ服、續紀三に、慶雲二年四月、先レ是諸國采女ノ肩巾田、依レ令停レ之、至レ是復レ舊焉、縫殿式、年中御服、中宮ノ料に、領巾四條ノ料、紗三丈六尺、【別九尺、】北山抄内宴ノ條に、陪膳女藏人、比禮料羅ノ事、舊年仰ニ織部司ニ、人別一丈三尺、など見えたり、【又式の中に、帔とある物も、比禮の如く聞ゆれども、いかゞあらむ、よく尋ぬべし、漢籍どもに云る帔は、比禮には非ず、思ヒ紛ふべからず、】枕冊子にも、采女の裝束に、比禮を掛たることと見えたり、大殿祭ノ祝詞に、比禮懸伴緒云々、大祓ノ詞にも如此あり、さて此ノ上に、鶉鳥と詔ふ意は、契沖が鶉のふの、肩より胸まであるを、領巾掛ケたるさまに喩へて詔へり、と云るが如し、【まことに此鳥、項より胸かけて白き斑あり、領巾掛たるさま、其にぞ似たりけむ、】〇麻那婆志良は、鶺鴒の一名と云り和名抄には、此ノ名は見えず、【和名尓波久奈布理、日本紀私記曰、止豆木乎之閇止里とのみあり、】字鏡に、鵈ハ彌左古、又万奈柱、また鴗ハ加利、又万奈柱、また鶏ハ豆々万奈柱、などあれど、皆詳ならず、〇

袁由岐阿閇は、尾行合なり、阿閇は、阿波世の切りたるにて、阿比と云とは異なり、【凡て比と活用く言を、閇と云に
は、令の意なる多し、集をつどへと云は、令集なり、添をそへと云は、令添なり、浮をうかべと云は、令浮なり、此ノ
類多し、】かくて此ノ行合ノは、彼方此方より對ひて、行合ノには非ず、相並び連なるを云て、鵲の行合ノの間、など云行合と
と同じ、彼ノまなばしらと云鳥の、群居る尾どもの、多く並べるを以て譬へたるにて、領巾掛ケたる宮女等の、あまた並
靡たる裳どもの、後方に、長く引れたるが、相並び連なりたる狀を詔へるなり、【又上は女、此ノは男にて、裙を引て靡
る狀かとも思へど、然には非じ、其故は、上の比禮登理加氣の處に、母とありて、此ノ由岐阿閇の下には、母と云詞なき
は、上より一連にて、女と男とを並べ云るさまに非ず、且ツ男女相混り坐て、宴すべくもあらず、されば此はたゞ女
官たちの狀を詔へるにて、男官人の狀にはあらじ、さて此ノ御句、契沖云、鶺鴒は尾を引てよく敢て行ヶば、宮女の裳の
すそを長く引ても、つまづかず、よくふるまふに喩へたまふかと云るは、いみじきひがことなり、是は次の御句に居てと
あるに、よく行くたとへは由なし、そのうへ尾を引てよく行ヶことを、尾行ノ敢とは、いかでか云む、さる拙き詞は、あるべ
くもおぼへず、】○尓波須受米は、庭雀なり、【雀はよく庭に降て群り居る物なる故に、庭雀とは詔ヶなるべし、】此ノも次
の御句の序なること、上二の例の如し、○宇受須麻理韋弖と、群続居而なり、宇受は、群るにて、上巻に宇士多加禮
とある宇士と通ひて、【士と受とは、殊に親しく通ふ音なり、】同じ、宇士の事、彼處に云るを、考へて知べし、【傳六
の十三葉】彼ノ蛆も、多く群がる意の名なるべし、【微小虫を、俗に宇受虫と云も、宇士虫と云に同じ、】須麻理は、書紀
に、八坂瓊之五百箇御統、御統此云美須磨屢、【これ玉を多く貫連ね、集めよせたるを云り、万葉十又十八に、白玉之
五百箇集、ともあるも是なり、】とあると同言にて、多く會集へるを云、されば此ノ御句は、庭雀の如く、多く群ヶ集居
てと詔へるなり、【契沖、須と久と同韻なれば、踞居而なりと云、師も受は豆の誤にて、うづくまりなりとて、祝詞の

集侍を引て、同言なりと云れたれど、皆ひがことなり、まづ蹲居の間へには、庭雀も似つかはしからず、又婦人のうづくまり居むことあるべくもあらず、さて又かの集侍も、うづくまりの意にはあらず】○祁布母加毋は、契沖今日歟なりと云り、此詞古哥にある例皆然にて、二ッの毋は、共に助辭なり、○佐加美豆久良斯は、万葉十八丁に、多知婆奈能、之多泥流尓波尓、等能多弖天、佐可彌豆伎伊麻須、和我於保伎美可毋、又丁に、左加美都伎安蘇比奈具禮止、云々、十九丁に、酒見附、榮流今日之、安夜尓貴左、などもありて、宴樂ふことなり、然云ふ意は、師ノ云、万葉廿に、美豆久白玉とある美豆久と同くて、沈酔溺酔など云が如し、と云れき、今思ふに、又万葉十八丁に、酒行者、美都久屍、【續紀天平廿一年の詔にも、此ノ語あり】とあるなども、水に所漬ことなれば、酒に所漬ふしにて云にや、【俗言にも、酒を甚く好みて、しば〳〵飲者を、酒に漬り居ると云り、】又思ふには、神名帳に、造酒司坐酒殿神二座、酒彌豆男神、酒彌豆女神、姓氏錄酒部ノ公ノ條に、大鷦鷯天皇ノ御代、從韓國參來人、兄曽々保利、弟曽々保利二人、天皇勅有何才白、有造酒之才、令造御酒、於是賜麻呂、号酒看都子、賜山鹿比咩、号酒看都女、因以酒看都爲氏、【此ノ文印本は誤字あり、今は古本に依れり】などある酒彌豆は、即酒のことにて、然云意は、榮水なるべし、さて其を佐氣とのみ云は、水を省たる名なるべし、【師ノ云、酒と云名は、榮と云ことなり、是を飲めば、心の榮ゆるよしなり、】かくて酒宴するを、佐加美豆久と云は、榮水飽にて、酒を飽まで飲、樂ぶよしにもやあらむ、良斯は、推度る辭なり、○比能美夜比登は、日之宮人にて、即上の大宮人なり、天皇は日ノ御子に坐々て、萬ッを日ノ神になずらへて申す例にて、大宮をも日ノ宮と申すなり、万葉一に、日之御門、五に、高光日御朝庭などもあり、さて此ノ宮人は、宮女等を指て詔へるなり○此ノ大御哥、此處に入れることはいぶかし、其故は、祁布毋加毋【加は歟にて、疑の辭なり、】と詔ひ、良斯、【おしはかれる辭なり、】と詔へる、御目のあたり看行したる狀をよみ賜へる御詞に非れば、此ノ槻ノ下の豐ノ樂に坐て、同

くよみ賜へることは聞えず、【若くは同豐樂に、宮女等の物隔てなどして、彼方にて宴するけはひを聞看て、此方より推度らしてよみ賜へるにもやとも思へど、然てはなほ今日もかもとある御言、通えがたし、】故レ思フに、此は一時後宮にて、女方の豐樂ありしを、別殿よりおもほしやりて、よみ賜へるにて、上なる哥どもとは、異時の御哥なるが、混ひて此には出たるにやあらむ、【其ノ混ひたる故は、後に此の三首共に、樂府にて、同く天語哥の部となれるから、上の二首に引れて、此ノ御哥も、此に入ヲて、傳はり來つるなるべし、さる例あり、かの神代ノ卷なる、あまさかる云々の哥の、あめなるやおとたなばたの云々の哥と同時の哥となりて傳はりたるも、同く夷振の部なるよりまがひつるなり、此ノ事、彼ノ哥の處、傳十三に委く云り、考へ合すべし、】○天語歌は、【朝廷を大とせる例万葉ノ哥に、ひさかたの京ともよみ京人を天人ともよめれば、公の宴の哥なるを以て、云にやとも思へど、然にはあらず、又師は、高光ル日ノ御子と云語あるを以て名けたるなり、と云れたれど、其もわろし、】餘語哥なるべし、三哥、皆終に許登能、加多理碁登母、許曾婆、と云ことの添れるが、哥の意の外にて、餘れる語なればなり、【上卷にも、此ノ語の添りたる哥はこれかれあれども、其は神代のにて、別に神語と云て傳はりたれば、こことことにぞありけむ、さて又姓氏錄に、天語ノ連と云姓も見えたるは、如何なる由の姓にか、しらず、續紀八に、海語ノ連とあると一ツ姓か、】○獻其三重婇而は、【舊印本又一本などには、而ノ字なし、今は眞福寺本、延佳本などに依れり、】上ノ件の甚もめでたき哥をよみて、壽奉れるを、譽賜へるなり、○給多祿也、若櫻ノ宮ノ段にも、多祿給とある、祿の事彼處に云り、【傳卅八の二十二葉】さて後ノ世に至るまで、彼ノ伊勢ノ國三重ノ郡に、釆女ノ郷と云もあることは、全此ノ婇が、此ノ哥をよみて、いみじく賞美られ奉ヲて、いと／＼名高かりし故なるべしあなたふと、【今ノ世にも、釆女村と云あり、】

是豐樂之日。亦春日之袁杼比賣獻大御酒之時。天皇歌曰。美那曾曾久。淤美能袁登賣。本陀理登良須母。本陀理斗理。加多久斗良勢。斯多賀多多久。夜賀多多久斗良勢。本陀理斗良須古。此者宇岐歌也。爾袁杼比賣獻歌。其歌曰。夜須美斯志。和賀淤富岐美能。阿佐斗爾波。伊余理陀多志。由布斗爾波。伊余理陀多須。和岐豆紀賀斯多能。伊多爾母賀。阿世袁。此者志都歌也。

是豐樂は、上の長谷の百枝槻ノ下のなり、○袁杼比賣、上に出、【傳此ノ卷十八葉】これも、婇にやありけむ、【其由は上に云り、】○美那曾々久は、【久清音なり】水灌にて、次ノ御句の淤に係れる枕詞なり、冠辭考に見ゆ、【又其ノみなそこふの條をも考へ合すべし、さて水ノ中にあることを、曾々久と云は、少しいかゞなるごと聞ゆれども、水に浸れることをも、曾々久と云なり、されば此は常に水に浸りてあるよしなり、】淤とつゞくは、魚の意なり、そも〳〵魚は宇袁なるを、淤と云は、上の曾々久の久の韻字にて、長く引て詠へば、久宇淤となる、其ノ宇淤は袁と切まれば、おのづから魚と聞ゆるなり、【魚を、宇を省きて、袁と云は、常なる中に、是は韻の字よりつゞけば、さらなり、さて此ノ淤とつゞけることには、種々の説あれども、みなわろし、まづ契沖は仁德紀の御哥につきて云く、於瀰の於は阿と通じて、阿瀰と云鳥ノ名なり、又古へはやがて於瀰と云たるにもあるべければ、水の下に潜て經る於瀰、とつゞけさせ賜へるかと云て、

みなくゞるあみのはがひの、云々と云哥を引たれども、阿美と云鳥、古へに聞ゆることなし、そは万葉三に、牟留鳥と云ことあるを、鳥ノ名と心得誤れるなるべし、かの留鳥は、網のことなるを、鳥を留むと云義を以て書るにこそあれ、又或人は、言を隔てゝ、處女の袁へかゝると云、或は大海之魚とつゞくと云る、皆わろし、又或人は、宇乎ノ反於なれば、假字のことわり明らけしと云へれど、宇乎ノ反は乎にこそあれ、於には非るを、於なりと思へるは、於と乎との屬どころを辨へざる誤なり、又師は、かの仁徳紀の於ノ字をも、弘に改め、此の淤ノ字をも、孤に改めて解れたれども、此ノ記には、孤ノ字などを假字に用ひたる例さらに無し、そのうへ、此ノ記も書紀も、云とかはしたる如く、同ッ言をしも同く、寫ノ誤るべきにもあらざれば、かたぐ\強言なり、凡て師の、古書の文字を、誤りとして改められたる中には、此ノ類の行ヶ過のひがこと多し、心して見べし、】○淤美能袁登賣は、【多くの本に、袁ノ字なきは、脱たるなり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】契沖が、臣之孃子なりと云る宜し、書紀武烈ノ卷ノ哥、又天智ノ卷ノ哥に、飫瀰能古、【臣之子なり、】万葉三【廿八】に、臣之壯士などある類の稱なり、【師ノ云、淤ノ字は、孤の誤にて、麻績の少女なり、女と云も、麻績女と云ことなり、と云れたるは、非なり、麻を績事を殊に職とする女ならばこそ、麻績の少女とは云はめ、なべての女を、いかでか然は云べき、又女と云名を、麻を績ゆゑの名なりとは、契沖も然云へれど、此しはた非なり、女の袁は、男の淤に對ひて、淤は大、袁は小の意にこそあれ、麻の意にはあらず、かの万葉なる臣之壯士に對へても、此は臣之少女なること、明けきをや、】此は即チ袁杼比賣を詔へるなり、○本陀理登良須斯は、【此ノ本ノ字、此ノ御哥に三ッある、延佳本には、皆太と作るは例のさかしらに改めたるなり、諸ノ本皆本とあり、】秀罇取もなり、罇は、もと酒を盃に注き入るゝ器なり、【說文に、尊酒器也、とあるにて知べし、尊と、罇樽と、同じことなり、此方にて多理と云物も、古へは酒を注く器なりし故に、此ノ字を當たるなり、されば古への罇は、後ノ世に、瓶子銚子などを用ふる如く、用ひたりし器なり、然るに後ノ世には、樽は

酒を入レ置ク器となりて、注く器には非ず又瓶子は、和名抄に、加米とありて、古へは酒を注く器にはあらず、銚子は、佐之奈閇とありて、酒ノ器には非ず、然るに此ノ二ツ、後ノ世には、酒を注く器となれる、皆古へと後ノ世と、其形も、用ひざまも、うつりかはれるなり、】多理と云名の義は、垂にて其ノ口より酒の垂リ出るよしなるべし、【後ノ世には、多流と云は、轉れるにて、鳴鏑をも、古へはなりかぶらと云しを、後にはなるかぶらと云、橡をも、古へはたりきと云しを、後にはたるきと云類なり、】和名抄には、漆器類に、辨色立成云、樽、字亦作レ罇、見二說文一、今按無二和名一とあり、延喜式にも、酒罇はいと稀に見えたるのみなり、【是を見れば、古へに多理と云し名、中ごろ京畿には失て、邊鄙に殘れるが、後に又廣く普くなれるにや、】秀とは、其形の長高きを云なるべし、登良須は、登流を延たる言、册は、【万葉に、うぐひす鳴クも、など云る類の册なり、】此ノ孃子の、罇を執持たるさまを見そなはして、詔へる御辭なり、【契沖は、此ノ御句を心得かねて、若ノ本陀理とは、相撲の名にやと云て、次々の御句をも、皆相撲の事にて解たるは、云にたらぬひがことなり、又師は、延佳本に、本を太に改めて、絡紮とせるに依て解れたるも非なり、是と決めて絡紮には非る故を云むには、まづ太ノ字は、記中に大かた假字に用ひたることなきを、中卷に只一所にあれども、濁音に用ひたり、書紀万葉なごにも、皆濁音にこそ用ひたれ、清音には用ひたることなし、又此は豐樂にて、大御酒を獻るところなるに、糸ノ具の絡紮を取ルことをよみ賜はむこと、さらに由なし、且絡紮は立テ置て糸をかくる器にこそあれ、手に取リ持て用ふ物には非るを、取と云むも、似つかはしからざるをや、】〇本陀理斗理は、【本ノ字舊印本に夫に誤り、又一本又一本には、大に誤れり、今は眞福寺本に依れり、又斗ノ字は、此レより次々四ツ、皆諸本共に計に誤れるを、今は延佳本契沖本に依れり、さて取の假字は、此ノ上には登を用ひ、記中多くは登なれども、又中卷明ノ宮ノ段の哥に、斗理とも、斗良牟ともあれば、斗ノ字にて違ひなし、】秀罇取リなり、此レより孃子を賛て、誠め賜ふ御詞なり、〇加多久斗良勢は、堅固く取れなり、此ノ加多久は、書紀ノ此ノ御卷の哥に、云々、飫衰根爾爾、柯拖

倶都柯陪麻都羅武騰、云々とある柯掩倶と同意にて、懈ることなく、勤め勵む意なり、○斯多賀多久は、【諸本皆賀の下に、今一ッ加ノ字あり、今は眞福寺本に、加ノ字は無きに依れり、】下堅くなり、【師は、斯を上ノ句へ屬、次ノ句の夜を此ノ句へ屬て、誰堅くや、とせられたれど、わろし、契沖も、夜を此ノ句へ屬たり、】○夜賀多久斗良勢は、上堅く取れか、宇波は和と切まれども、【和行ノ夜行ノ通はして、夜とも云るにや、【佐和久、佐夜久など、和と夜と通ふ例もあり、】屋【屋根なり、】も、上の意か、又いやがうへと云も、上が上と云にて、凡て彌も上と云意にやあらむ、【又夜ノ字は、麻の誤にて、眞堅くか、はた彌にて、いよ〳〵堅くか、されど下とあれば、上ともあるべくおぼゆ、】なほよく考ふべし、【師は、是まで三句を解て、堅く取ッしは、誰爲に思ひ堅めしぞ、吾ガためにに堅く思ひ定めよとなり、と云れつれど、さては御句のつがひ調あしく、御詞のさまも、然る意としては、聞えぬことなり、且ツ此は然る意をよみ賜ふべき處に非ず、】さて此ノ下上は、罇の下ノ方上ノ方なり、其形長ヶ高ければ、下と上とに手を掛て、取ッ持ッべきなり、○本陀理斗良須古、古は子にて、袁杼比賣を指て、秀罇取れる子よと詔ふなり、○一首の意は、袁杼比賣が大御盞に盛るべき御酒の罇を執ッ持ッたる容儀の、正しく美麗きを見そなはし感て、賛稱賜へるにて、罇の下ヶ上ヘを堅く取れと詔ふは、いよ〳〵淨き心を以て、勤めてよく仕へ奉れ、勿怠りそと罇を取ルに託て、凡て仕へ奉ることを誡め賜へるなり、さて然誡メ賜ふは、即ヶ賛賜ふなり、【萬ヶの事に、善きを賞むとて、いよ〳〵善くせよと警め勵ますは、常にあることなり、】○宇岐歌は、いかなる由の名にか、未ヶ思ヒ得ず師は、酒盞哥なりと云れつれど、そは上なる三重ノ婇の哥こそさも云め、此御哥には由なし、若シくは詠ふ聲の浮沈を以て号たるにて、浮哥にや、【其に就て思ふには、次なる志都哥も、沈哥かと思へど、彼レはなほ上に云る如く、徐哥なるべし、】○阿佐斗尓波、斗ノ字諸ノ本に計に【眞福寺本には許に】誤れり、今は次なる由布斗に准へ效ひて改めつ、斗なること決ければなり、【記中に、計ノ字は假字に用ひたる例なく、計とあるは、皆許、又十の誤な

り、されば計と作る方に就て云る說は、皆あたらず、】朝戶に者なり、○伊余理陀多志は、伊は發語にて、倚立なり、万葉十七【三丁】に、安之可伎能、保加尔吐伎美我、余理多々志、○由布斗尔波は、【斗ノ字、眞福寺本延佳本には計に誤れり、今は舊印本、又一本、又一本などに依れり、】夕戶に者なり、さて朝戶には云々、夕戶には云々とは、朝の戶、夕への戶と、二ッあるには非ず、万葉二【三丁】に、朝宮乎、忘賜哉、夕宮乎、背賜哉、【たゞ朝夕常に坐ス宮と云ことなり、】と云ること、同じ云ざまにて、朝に戶を開く時とては云々、夕へに戶を閉る時とては云々、と云ことにて、其はたゞ朝夕はと云意、朝夕と云ば、卽チ何時も何時も常にと云意になるなり、【俗言にも、朝も晚もと云がごとし、】されば戶に用は無けれども、戶は朝と夕とに開閉る物なる故に、朝夕を云むために、御殿の御座の邊のさまを以て云るなり、【契沖は、朝異夕異として、朝に異にと云る詞なり、夕異も同じ、每朝每夕をと云と云ひ、師は朝影夕影なりと云て、万葉一に、朝庭、夕庭、とあるをさへ、此を據にして、アサケニハ、ユフケニハと訓れ、或人は、朝食夕食なりと云る、みなたがへり、】○和岐豆紀賀は、師ノ云、脇机にて、脇息のことなり、和名抄ノ坐臥ノ具に、几ハ西京雜記云、漢制、天子玉几、公侯皆以竹木ヲ爲ル几ト、和名於之万都岐、今按几屬、又有脇息之名、所ハ出未ダ詳ナラ、とありと云れたるが如し、【於志麻都豆伎は、押座几と云名にて、卽チ脇息なり、脇息と云名も、漢籍にも、戰國策の注などに見えたり、後撰集の哥に、脇息をおさへて坐へ、云々、小右記には腋息ともあり、こは腋と脇と同じことゝ心得て、書れたるなるべし、】書紀齊明ノ卷に、夾膝自斷、また案机之脚、无故自斷、天武ノ卷に、高市ノ皇子以下、小錦以上大夫等、賜ニ云々及机杖ヲ、唯小錦三階不ル賜机ヲ、などあり、和伎豆紀と云ふぞ上代よりの名なりしを、稍後には、おしまづきと云ひ、又後には脇息と云なり、【契沖が、此ノ句を、和ノ字舊印本に誤て知と作るに依て、千木𩯖とせるは、論にたらず、】さて脇机は、座てこそ倚かゝる物なるに、余理陀多須とあるは、如何なる如く聞ゆめれど、座賜ふ御狀をも、立すと云べし、【立と座とを對

へて思へば、座たるをば、立つとは云まじきが如くなれども、其ノ形につきては、座たるをも立ツと云べし、凡て物の形の高きをば、みな立ツと云る例なれば、人の座たる形も、高きものなれば、然云むこと妨なかるべし、又古ヘは、立ナがら倚る脇机も有て、其にやとも思へども、なほ然にはあらじ、】○斯多能は、下之なり、○伊多尓岐賀は、板にもがなにて、其ノ板にもならまほしと願ふ詞なり、契沖云、万葉第十一云、如是許、戀乎不有者、朝尓日尓、妹之將履、地尓有申尾、此ノ意に似たりと云り、同八に、玉切、命向、戀從者、公之三船乃、梶柄母我、などと云る類、なほ多し、さて師ノ云、下の板と云る、即チ脇机の板なりと云れたるが如し、脇机は、押へて腕ノ下に在ル物なるが故に、下とは云るなり【又思ふには、古ヘの脇机には、脚の下にも又板ありて、其を云るにや、若シ然らば、上の板をおきて、下なるをしも云るは、身を卑下りたる意あるにや、然れども、なほ師の説ぞ古への意にはかなふべき、】○阿世袁は、吾兄よなり、師ノ云、即チ脇机を云と云れたるが如し、倭建ノ命の御哥に、一ツ松吾兄を、とあるが如し、此ノ言の事、彼處に云り、【傳廿八の四十葉】さて此に如是云るは、天皇の大御身に親きを、美みたる意あり、○一首の意は、天皇の朝夕に常に倚座て、大御脇の下なる脇机の板にも爲て、大御身に親く近く仕へ奉らまほしとなり、○志都歌は、高津ノ宮ノ段に出、【傳卅六の五十七葉】

天皇御年壹佰貳拾肆歲。御陵在河內之多治比高鸇也。

壹佰貳拾肆歲、書紀には、二十三年秋七月辛丑朔、天皇寢疾不預、云々、八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚、與百寮辭訣、歔欷、崩于大殿、とありて、御年は見えず、【允恭ノ卷に、七年に生レ坐るよし見えたるに依らば、崩年六十二歲なり、】此記と甚く異なり、帝王編年記ニ云ク雄略天皇崩年、百四、此天皇百四有レ疑、其故者、天皇安康天皇同母弟也、又今年以往百四年者、當仁德天皇六十四年丙子、父允恭天皇者、彼仁德六十二年生、然則三歲、不可生子歟、曆錄云、

百卅四云々、然者彌可レ云レ生二父之前一と云り、是レに百四とあるは、何レの記に見えたるにか、若シは書紀の古本に然有しにや、】或書に九十三とあり、○舊印本眞福寺本又一本などに、此ノ間タに、己巳年八月九日崩也と云例の細注あり、己巳ノ年は、書紀にては仁賢天皇の二年なり、【此ノ天皇の紀年いと不審し、まづ書紀も信がたき事あるは、大后若日下ノ王は、仁德天皇の皇女に坐スを、安康天皇の元年に、大長谷ノ命のために聘賜ふとある、其年は、大長谷ノ命は卅七歲にあたり、若日下ノ王は、六十餘歲になり賜ふべし、たとひ御父天皇崩リ坐シ年に生レ坐りとしても、五十六歲なれば、聘賜ふべき御齡にあらず、又此天皇、允恭天皇の七年に生レ坐て、位に坐スこと廿三年にて崩坐ては、彼ノ引田部ノ赤猪子が事なども、年ノ數合ハざればなり、故レ今書紀の紀年を離れて、別に此記の御代々々の細注に依て考るに、仁德天皇丁卯ノ年崩とある年は、卽位五十五年なり、履中天皇壬申ノ年崩とある年は、書紀にては仁德天皇ノ六十年なり、反正天皇丁丑ノ年崩とある年は、書紀にては仁德天皇ノ六十五年なり、允恭天皇甲午ノ年崩とある年は、書紀にては仁德天皇の八十二年なり、雄略天皇己巳ノ年崩は、書紀にては、仁賢天皇の二年なるを、此年紀に依て、此ノ天皇御年百卅四歲なるときは、仁德天皇の五十四年に生レ坐るにて、大御父允恭天皇の五十歲の御時なり、さて安康天皇ノ段には、細注闕たれば、姑く書紀に依て、其御世ノ三年崩として、次に此ノ雄略天皇の元年は、戊戌ノ年、御齡三十三の御時にて、書紀にては、仁德天皇ノ八十六年とせる年にして、其より己巳ノ年まで、在レ位九十二年なり、そも〳〵此ノ年紀に依るときは、仁德天皇又允恭天皇などの御世、書紀とはこよなく縮まりて、年ノ數いたく異なれども、其は必しも書紀になづむべきに非ず、彼ノ紀に、繼躰天皇は、廿五年に崩として、分注には、或本ニ云ク二十八年甲寅崩とあり、やゝ近き御世すら、なほかく異なる傳ヘありけむには、况て其より以往をや、此ノ記の分注も、上に云る如く、古き一ツの傳ヘとおぼしくて、右の紀年に依るときは、仁德天皇の崩坐ッしより、安康天皇の元年まで、三十年に滿ざれば、大后若日下ノ王の御齡もたがふことなく、又此ノ

天皇の御世久しければ、赤猪子が事もよく年ノ數合ッなり、又安康天皇崩坐シし時、此ノ天皇童男とあるは、何レの說に就ても合ハざるが如くなれども、凡て袁具那と云稱は、必しも齡には拘らざりけむこと、傳四十の廿一葉に云るが如くなれば、是レはた違ふことなし、然れども右の細注の紀年にても、又いたく違ふことあり、意富祁ノ命袁祁ノ命は、御父押齒ノ王の殺され賜ひし時に、倭を逃去坐るよし見えたるに、若シ此ノ天皇の御世九十二年を經ヘたらむには、淸寧天皇の崩坐るころは、百餘歲になり賜ふべければなり、此ノ事は、なほ次ノ御段に論ふべし、】○河内之多治比、上に出、【傳卅八の十一葉】○高鸇は、【鸇ノ字、舊印本に島に誤り、又一本又一本に鶴に誤れり、今は眞福寺本延佳本に依れり、舊事紀にも鸇とあり、字鏡に、鷲和志、和名抄に、鵰和名於保和之、鷲古和之とありて、鸇は鶴の屬と見えたれば、和志にはあらざれども、古ヘに此ノ字をも用ひたりしなるべし、】書紀淸寧ノ卷に、元年十月癸巳朔辛丑、葬ニ大泊瀨ノ天皇于丹比高鷲原ノ陵ニ、諸陵式に、丹比高鷲原ノ陵、泊瀨ノ朝倉ノ宮ニ御宇シ雄略天皇、在リ河内ノ國丹比ノ郡ニ、兆域東西三町、南北三町、陵戶四烟と見ゆ、河内志に、在リ丹北ノ郡島泉村ニ、【隼人ノ墓、在リ高鷲ノ原ノ陵ノ北ニ、云々と云り、此ノ隼人の事、書紀淸寧ノ卷に見えたり、さて此ノ御陵、俗に丸山と云よしなり、志紀ノ郡、又丹南ノ郡の堺に近き處なり、】

古事記傳四十三之卷

本居宣長謹撰

甕栗宮卷

白髮大倭根子命。坐伊波禮之甕栗宮。治天下也。此天皇。無皇后。亦無御子。故御名代定白髮部。故天皇崩後。無可治天下之王也。於是問日繼所知之王。市邊忍齒別王之妹。忍海郎女。亦名飯豐王。坐葛城忍海之高木角刺宮也。

此ノ始ノに、眞福寺本には、御子と云二字あり、前の雄略天皇の御子のよしなり、【此ノ例の事、傳卅八の初ノ葉に云り、】○大倭根子と申す御號の事、上に申せり、【傳廿一の三十五葉】書紀には、白髮武廣國押稚日本根子天皇とあり、○此ノ天皇、後の漢樣の御号、清寧天皇と申す、○伊波禮、上に出、【傳卅八の二葉】○甕栗宮、如此號けられたること、由縁あるべし、此ノ宮は、帝王編年紀に、十市郡白香谷是也と云り、【白香谷と云地ノ名、今は聞えず、】大和志に、池内御厨子邑と云り、書紀云、大泊瀬天皇、於諸子中、特所靈異、二十二年立爲皇太子、廿三年云々、元年春正月戊戌朔壬子、命有司設壇場於磐余甕栗、陟天皇位、遂定宮焉、○皇后は大后なり、【皇后と書る例、上にもあり、傳四

十の十二葉】○無は、麻志麻左受と訓べし、次なるも同じ、○無ニ御子一【多くの木に、無ノ字なし、無きもあしからず、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】○御名代、上に出、【傳卅五の十葉】例皆爲ニ某命御名代一と爲ノ字あり、此は爲ノ字ありしが、脱たるか、但シ無くてもありけむ、○定ニ白髪部一、此ノ事既に朝倉ノ宮ノ段に見えたり、【傳四十一の四葉】二度定められたるか、將一ツ事の二度に傳はりたるか、○可レ治ニ天下一之王、此ノ時、何レの天皇の御子も坐サざりしなり、○日繼上に出、【傳十四の三十七葉】○所知之王也、【眞福寺本には也ノ字なし、なくても可し、】○問は、斗布尓と訓べし、求め尋ぬる意なり、○市邊忍羽別王、上に出、【傳卅八の四葉】此ノ御名、此にのみ別ノ字あり、【此處に出たるには、別ノ字なし、】○忍海郎女、上に出、【傳卅八の五葉】忍海と申す御名の由、次の文にてしるし、上には青海郎女、亦ノ名飯豐郎女とあり、【青ノ字は、若シは忍を誤れるかとも思へど、書紀にも青海とあり】さて此ノ皇女の御事、書紀には、顯宗ノ卷に、天皇姉、飯豐青皇女とありて、其ノ卷ノ初ノ分注にも、押磐ノ皇子の御子とせり、是レ甚紛らはしきを、【其故は、此ノ皇女は、既に履中ノ卷に、押羽ノ皇子の御同母妹に、青海ノ皇女ありて、一ニ曰ク飯豐ノ皇女とあるを、顯宗ノ卷に在て、忽チかはりて、其ノ御女とすること、あるべくもおぼえず、】つら〳〵考るに、書紀は、此ノ記とは、傳への異なるにて、書紀の傳へは、飯豐ノ皇女は、かの履中天皇の御子の、青海ノ皇女とは、別なるなり、【然るを、かの青海ノ皇女の下に、一ニ曰ク飯豐ノ皇女とある分注は、青海ノ皇女の亦ノ名を、かくも申すとにはあらず、是レは一説を舉たるにて、かの押羽ノ皇子の御子なる、飯豐ノ皇女を、履中天皇の御子にて、此ノ青海ノ皇女のことなりとする說もあるよしなり、其ノ一說は、即チ此記の傳へと同じきなり、】○忍海は、和名抄に、大和ノ國忍海ノ郡、於之乃美とあり、【此ノ郡は、葛城ノ上下ノ郡の中間に在て、古は葛城の内なり、今も忍海村と云もあり、】此ノ地ノ名、書紀神功ノ卷、五年の處に見えたり、○高木角刺宮、高木は地ノ名には非じ、白檮原ノ宮ノ段の御哥に、宇陀能多加紀などある類にて、山を云を、【山を紀と云る例多し、其は遠飛鳥ノ宮ノ段

の哥に、阿志比紀能とある處、傳卅九の廿三葉に云るが如し、】宮の號に負へるなり、【此は宮ノ號と見べし、】角刺は、いかなる由の名にか、未ダ思ヒ得ず、【若シくは此ノ宮もとより高城にて、高き地なるを、其ノ造りざま、尋常にこえて、高く秀たるが、角の刺シ上りたる如しと云意なごを以て、名けたるにや、書紀の哥を思ふに、世に殊なる宮と聞えたり、】さて如此此ノ皇女の、此ノ宮に坐スことを云るは、此ノ時天津日嗣所知看べき王を尋ネ求むるに、すべて男王は存坐ずて、唯此ノ女王一柱のみ世に存坐るよしにて、又殊に其ノ宮をしも擧ゲ云ることは、此ノ宮に坐々て、暫く天ノ下所知看つる意を含めたる文なり、抑此ノ時、此ノ姫尊を除キては、王坐サざれば、天ノ下の臣連、八十伴ノ緒、おのづから君と戴き仰ぎ奉りけむ、【然るを、別に一御代に立テ奉らず、又此に治ス天下ヲとも云ハざる由は、其間わづかに暫ノのほごにて、一年にも滿ざりし故か、又は女王にして治ス天下ヲせることと、神功皇后はうけばりたる天皇の例にあらず、さる故に、此記なごにも、一御代とは立テ奉らず、後の御論なごも、なほ皇后と申して、天皇とは申さず、されば未ダ例なきが如くなる故にもあらむか、】さて此ヲ、下ツ文の、其ノ姨飯豐王聞ク歡ビ而、云々と云ヘ係ケて心得べし、書紀には、清寧ノ卷に、三年春正月、云々、秋七月、飯豐皇女、於角刺宮ニ云々、【此ノ事と事の因もなきに、ふと此に記されたるは、何の由ぞや、記しざまいと拙し、殊に於角刺宮ニと云ことも、用なく聞ゆ、思ふに是レは古傳ノ書に記せる趣は、必ス此に由ある事のありけむを、書紀に不擇ハ記さることて、如此由もなき事にはなりぬるなるべし、】顯宗ノ卷に、五年春正月白髮天皇崩、是月皇太子億計王、與天皇讓位、久而不處、由是天皇姉、飯豐青皇女、於忍海角刺宮臨朝秉政、自稱忍海飯豐青尊、當世詞人歌曰、野麻登陛爾、瀰我保指母能婆、於尸農瀰能、許能多哿紀儺屢、都奴娑之能瀰野、【倭方にて欲見き物は、忍海の此ノ高城なる角刺ノ宮とそとなり、此ノ哥にて、此ノ宮の尋常に超たりしほごを知ルべし、農は、紀中の例、皆ヌの假字なり】とあり、此ノ紀と異なることもあり、

爾山部連小楯任針間國之宰時。到其國之人民名志自牟之新室樂。於是盛樂。酒酣以次第皆儛。故燒火少子二口居竈傍令儛其少子等。爾其一少子曰汝兄先儛。其兄亦曰汝弟先儛。如此相讓之時。其會人等咲其相讓之狀。爾遂兄儛訖。次弟將儛時。爲詠曰。物部之我夫子之取佩於大刀之手上。丹畫著其緒者載赤幡。立赤幡見者五十隱。山三尾之竹矣本訶岐（此二字以音）苅。末押縻魚簀。如調八絃琴所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之奴末。爾即小楯連聞驚而自床墮轉而追出其室人等。其二柱王子坐左右膝上。泣悲而集人民作假宮。坐置其假宮而。貢上驛使。於是其姨飯豐王聞歡而令上於宮。

山部連、上に出。【傳卅七の十九葉】○小楯は、近き先祖の名にも、大楯と云あり、【高津宮の御世なり】袁陀弖と云こと、明ノ宮ノ段ノ大御哥に見ゆ、○針間國、上に見ゆ、【傳廿一の四十七葉】○宰は、美許登母知と訓り、御命持にて、天

皇の大命を、承賜はり、持て往て、其國の政を執行ふよしの名なり、万葉二十四丁に、君之御言乎、持而加欲波久、【これは、宰のことにはあらねど、言は同じ、】五二十丁に勅旨、戴持且、唐能遠境尓、都加播佐禮、【これは遣唐使の事なり、十七四十丁に、須賣呂伎能、乎須久尓奈禮婆、美許登母知、多知和可禮奈婆、【これは宰の事なるを、みこともちを、用言に云り、又同巻に、於保伎美乃、美許等可之古美、乎須久尓能、許等登里毛知且、これは、御命を持てと云には非れども、事は同じ、】などあるが如し、さて宰の始は、詳ならず、上代より有しものなるべし、書紀神功ノ巻に、新羅ノ宰、崇神ノ巻に、海人之宰などあり、國司と云も是なり、仁德ノ巻に、遠江國司、雄畧ノ巻に、任那國司などあり、さて古は、後ノ世の如く、國毎に常に必置れたりとは見えず、國別に、必置て、後ノ世の如くに定められたるは、孝德天皇の御世よりの事と見えたり、【孝德紀の記しざま、しどけなき故に、慥には聞えざれども、大かた然聞ゆるなり、大化元年八月に、拜東國等國司、仍詔國司等曰、云々、これ東國とあれども、畿内七道、諸國の國司に、詔ありし趣と聞ゆるなり、天武ノ巻に、詔曰、凡任國司者、除畿内陸奥長門國以外、皆任大山位以下人などあり、さて後世の書どもに、或は國造と國司とを、同じことに云ひ、或は皇極天皇の御時に、國造を國司と改めらると云ひ、或は國造と國司とを並べ置るなど云る、みな古へのさまを委くも考へずして、みだりに云るひがことなり、凡て後世の書どもに、古への事を云るは、何事も皆此ノ類にて、いとうひ〳〵しきことのみなり、そも〳〵國造の事は、上に委く云る如くにて、代々傳へて、其處に在て、動くことなき物なり、國司は、時々に人をえりて、朝廷より任たまふ物にて、もとより國造とは甚く異なる物なり、】職員令に、大國守一人云々、介一人云々、大掾一人云々、少掾一人云々、大目一人云云、少目一人云々、史生三人、上國云々、中國云々、下國云々、これ國司なり、○任は、麻加禮流と訓べし、【凡て任を麻氣と訓むは、麻加良世と云ことにて、其ノ國へ罷らしむるよしなり、故レ此字を麻氣と訓むことは、京外の官に限れ

るとなり、さて此は、其ノ任をうけて、往ッ人のうへを云處なる故に、麻氣とは訓ず、まかれるとは訓ムなり、】書紀孝德ノ卷に、國司之レ任ニ、【まけごころは、天皇のまけ賜ふ處なり、まかては、まかりてなり、】とある訓、よく古言にかなへり、○人民は、意富美多加良と訓べし、中卷玉垣ノ宮ノ段、淨公民とある處、考ヘ合すべし、【傳廿四の五十九葉】○志自牟は、【多くの本に、自ノ字を脫せり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】上に見ゆ、【傳四十の四十八葉】○新室、凡て牟漏と云は、たゞ舍など云とは異にして、家の內にても、奧方に在ッて、【室ノ字をかくも、此意なり、升レ堂ニ入レ室ニ、など云るにても知ルべし、】籠りかなる屋にて、古ヘは土を以て築きて、塗こめて、【夏は涼しく冬は暖にて、】寢る處なり、【書紀履中ノ卷に、室をよごのとも訓り、大和物語に、紀の國のむろの郡にゆく人は、風の寒さも思ひしられじ、今ノ世に牟漏と云物も、土を以て塗リ籠メたるを云り、さて又後世に母屋と云は、身屋と聞ゆるを、又室屋の切りたるにてもあらむか、又僧の住ム庵を、古今集ノ詞書などに牟漏と云るは、庵ノ室と云室ノ字に就て云るなり、】書紀神代ノ卷に、無戶室、天武ノ卷に御窟殿、また御窟院などあるも、塗籠たる殿なるべし、【和名抄ノ古本に、辨色立成云、窨地室也一云漆屋、】なほ中卷白檮原ノ宮ノ段、忍坂ノ大室とある處に云り、【傳十九の二十九葉】万葉十一丁ニに新室、壁草苅邇、【かきは即かべなり、】また新室、蹈靜子之、【新室を蹈しづむと云つゞけにて、ふみ堅むるをいふ、】十四廿丁に、尒比牟路能云々、○樂は、宇多宜須と訓べし、宇多宜の事、又新室樂の事、中卷倭建ノ命ノ段に云り、【傳廿七の十五葉】室を新に造りては、殊に宴樂せしことゝ見えたり、書紀允恭ノ卷には、讌ニ于新室ニ、天皇親之撫レ琴、皇后起儛、云云、おちくぼの物語、衞門ノ督三條の殿に、始めて遷りたる處に、三日がほどあそびのゝしりて、いと今めかしうおかし、とあるも、古ヘの新室樂の心ばへなるべし、さて此の語は、【此ノ樂を、小楯が故に行ひたるごと聞ゆめれど、然には非ず、】志自牟が新室樂する處へ、小楯がたまたま到て、共に其樂に預れるよしなり、○盛樂酒酣は、佐加理尒宇

多宜斗、那加婆那流登伎、と訓べし、其由は、倭建命段に、盛樂時、とある處に委く云り、【傳廿七の廿葉】さて酣を多宜那波と訓むは、宇多宜那加婆と云ことなるを此の酣は、上に宇多宜と云より連きたる故に、ただ那加婆とは訓るなり、○只次第は、師の都伊傳能麻々尓、と訓れたるに從ふべし、【さて凡て都伊傳と云言は、やゝ後に音便にくづれたるにて、正しくは、都岐弖なり、然れども、然云る古言傳はらざれば、しばらく尋常のごとく、都伊傳と訓べきなり、】此次第は、會集へる人の貴賤、又老少などの次第なるべし、さて新室樂に、皆儛ふことは、右に引る允恭紀と、合せて知べし、○燒火少子は、【少字諸本小とあり、今は延佳本に依れり、小と少とは、古書には通て用ひたることおほけれど、此は次々なるみな少とあればなり、】肥多伎和良波と訓べし、中卷倭建命段に、御火燒之老人とある處、考合すべし、【傳廿七の八十七葉】齋宮式に、火炬少子二人、また凡齋王到國之日、其炬火取當郡童女、大嘗式に、御火童四人云々、主殿式に、火炬小子四人、取山城國葛野郡氏子孫、堪事者爲之、齒及冠笄中、皆稱番、などと見えたり、古火燒には、多く童子を用ひたりしなるべし、【右の式どもなるは、古よりの例のまゝなりしなり、】さるから必しも童ならぬをも、火燒少子とぞ云けむ、【後世の車の牛飼童も、必しも童ならず、年長たるをも然云たぐひなり、】さて此意富祁命、袁祁命は、既に御父押齒王の殺され賜へる時に、逃去坐るよしあるを、其後雄略清寧二御代を經て、今なほ童なるべきに非ず、袁祁命治天下八歳、御年參拾捌歳、と下にあるに依れば、此時は三十歳の御時なり、されば、是も火燒なるに因て、少子とは云るにて、實に童なりしよしにはあるべからず、【然るを下文に、坐左右膝上と云、書紀にも兩兒とあるなどは、火燒少子と云より、まぎれたる言なるべし、爰に別に又一の考あり、可畏けれどこゝろみに云む、そはまづ上に論へる如く、雄略天皇の紀年の、かにかくに不審きにつきて、なほつら〱思ふに、此二柱王は、實は押齒王の御子にはあらで、御孫にや坐けむ、其は押齒王の殺され

賜へる時に、逃去賜ひしは、二柱にまれ、一柱にまれ、其ノ一柱は、此ノ意富祁ノ命袁祁ノ命の御父王にて、丹波播磨などに、民間に流離し、變坐けむ、さるは御名を深くかくししぬびて、さる民間に終世坐る故に、其ノ御名も傳はらず、世に知られ賜はぬなるべし、さて古へは、子孫末々までも通はして、子と云し故に、其王の御子たちをも、押歯ノ王の御子と申して、遂に其ノ前の御子の如くに申傳へたるにや、次なる御名告にも、押歯ノ王の御子とは詔はで、末としも詔へるも、御孫なるが故にてもあらむか、若シ此考への如くならば、此二柱ノ王は、其父王の流離坐りし間に、丹波播磨などにて生坐て、此ノ時も實に童にぞ坐けむ、さて此ノ考へに就て思ふに、飯豐ノ王と、書紀の傳への如く、押歯ノ王の御子なりけむを、此ノ記に、二柱ノ王の姨とあるは、二柱ノ王は、押歯ノ王の御孫なれば、實に御姨なり、さて又雄略天皇を、上に云る如く、此ノ記の細注に依て、在位九十二年としたるも、此ノ二柱ノ王を、押歯ノ王の御孫とするときは、此ノ時なほ童にても、年紀たがふことなし、但し此ノ時若シいまだ實に童ならば、生レ坐るは、彼父王の九十餘歲の時にあたるべけれど、古へは百餘歲にても子ありしこと、めづらしからざれば、其は妨なし、さて上ノ件の考へ、こゝろみに一わたり舉クといへども、なほうけばりては云がたし、雄略天皇の御陵を毀たむと詔ひし事又置目ノ嫗が事などを思へば、押歯ノ王は、なほ御父とこそ聞えたれ、御祖父にては物遠くぞきこゆ、されば此ノ御事ども定めがたし、【人ノ數を幾口と云ことは、戸口より出たるなり、】○二口は布多理と訓べし、二人なり、書紀にも六口、二口、三口など見えたり、○竈傍は、加麻能閇と訓べし、此は、宴樂の席の明りのために、火を燒く竈なるべし、【爐なり、かく云故は、宴樂は飯を炊く竈處近きあたりにては爲まじければなり、】○其ノ一少子は、袁祁ノ命に坐り、○汝兄は、万葉十四丁十九に、奈勢能古、【これは夫を指て云り、】十六丁二十に、名兄乃君などあり、此は實に御兄ノ王を指て申シ給ふなり、○其兄は、意富祁ノ命に坐り、○汝弟は、那泳登と訓べし、万葉十七丁二十に、奈弟乃美許等、【これも弟をさして云り、】○會人は、師の都度問流人、と訓

れたるに依べし、宴樂に會集居る人どもなり、○咲其相讓之狀とは、甚賤き火燒少子の如き奴の、身に負ず、人がましきふるまひを笑ふなり、○遂は、兄弟讓りあひけれども、終に兄ぞ先ッ舞ヒけるなり、○爲詠曰は、那賀米基登斯都良久と訓べし、那賀米基登は、長め言にて、聲を長く引て云フ詞なり、【師はウタヘラクと訓れき、うたふもながめも同じさまなれども、此ノ語は、哥の體には非ず、別に一種なり、故ニ哥とは云ハず、然るをうたふと訓ては、哥とわきためなし、詠は字書に、長言也と注せり又歌ヒ也とも注して、同じことなれども、なほ歌と一ツには訓べきに非ず、】後ノ世にも、樂に詠と云こともあり、【字書にえいと唱ふ、】但シ其は朗詠などの如く、皆詩の如き漢言なり、されど其ノ本は、上代より有リて、此の御詠の如くなる物にぞありけむ、【源氏物語紅葉ノ賀ノ卷、朱雀院行幸の試樂の時、青海波ノ舞の處に、詠などし賜へるは、これや佛の御迦陵頻伽の聲ならむと聞ゆ、河海抄に、青海波云々、但詠小野篁朝臣作ル詠とは、舞の中にうたふことなり、詠曰、桂殿迎ヘ初歲ヲ、桐樓媚ブ早春ニ、煎花梅樹ノ下、燕燕畫梁邊とあり、躰源抄に、衜朝猶續教訓抄云、舞ノ詠事、或人云、舞樂之間に、詠と云ことあり、思ヒをのぶる義なり、其心を口にのぶる故に、囀とも云なり、】○物部は、是は師の母能々布と訓れたるに從ふべし、母能々布の事、又母能々布と、母能々辨との差別の事など、中卷白檮原ノ宮ノ段、物部ノ連の下に云るが如し、【傳十九の六十一葉】上代には、凡て人は、武勇きを尊みつる故に、人を賞ても、母能々布と云、又朝廷に仕奉る人をも、惣テ然云り、此に云るは、賞てなり、【さて母能々布に、物部と書ては、母能々辨と混るれども、布と辨とは、通音にて、清濁の異はあれども、相近き故に、古へより通はして書りけむ、万葉などにも、多く然書たり、此も決くものゝべには非ず、ものゝふなること明らけし、さて又いと上代には、ものゝふと云稱は見えずと、師の冠辭考には云れつれど、なほ此ヒもいと上代よりの稱とこそは聞えたれ、假字にものゝふと書る處も、万葉におほし、】万葉一卷に、物乃布、三卷に、物乃負、十七卷に、物能乃敷、十八卷に、毛能乃布など

なほあり、〇我夫子之は、此は人を敬ひ親みて云るなり、書紀允恭ノ卷の哥に、和餓勢故餓、【これは夫を指て云り、】
なほ此ノ稱、万葉に許多く見ゆ、其中に、人を敬ひ親み云るも、三ノ十四に、和我世故我なご多し、和賀勢こ云こ同じこ
こなり、〇大刀之手上、上に出、【傳五の七十六葉】〇丹畫著は、畫ノ字は、書を誤れるなりこ師の云れたるが如し、邇
加伎都氣こ訓べし、中卷明ノ宮ノ段ノ大御哥に、麻用賀岐許邇加岐多禮、こある加岐こ同じ、万葉七ノ三十に、菅根乎、衣
尓書付、こもあり、彈正式に、凡畫餝大刀、五位以上聽レ之、兵衛式に、丹畫細布甲形胃形なごも見ゆ、又大神宮式に、
須我流横刀一柄、云々其鞘以二金銀泥一畫レ之、〇其緒者は、曾能袁尓波こ訓べし、其ノ大刀の緒にはなり、大刀ノ緒の事、
上卷に見ゆ、【傳十一の七葉】〇載赤幡は、載ノ字は、師の裁の誤こせられたる宜し、阿加波多袁多知こ訓べし、幡
は借字にて、赤服なり、帛細布の類、織ッたる物を、凡て波多こ云、【此事上にも云り、さて古書に、波多にはおほく
服ノ字を書り、故レ今も其ノ字を書つ、此處に幡こ書るは、次なる赤幡こ、言の同きまゝに、同く書るなり、凡て古へは、
文字にはかゝはらざるここ、此ノ類常多し、思ひまがふべからず、師は、此レをも字のまゝに心得て、赤幡に裁りこ訓れ
たれご、わろし】書紀に、赤絹赤織絹なごもあり、さて其ノ赤き布帛を、細く裁て、大刀ノ緒に爲たるよしなり、【大刀ノ
緒は、細き物にて、布帛を裁て用る故に、裁こは云るなり、玉篇に、裁裂也こいへり、万葉七に、衣裁吾妹、裏儲、吾
爲裁者、差大裁、】〇立二赤幡一これは字の如く幡なり、續紀十四に、始以二赤幡一班二給大藏内藏大膳大炊造酒主醬等ノ
司一、供御物前、建以爲レ標、宮内式に、凡供奉雜物、送二大膳大炊造酒等司一者、皆駄擔上竪二小緋幡一以爲二標幟一、靈異
記に、泊瀬ノ朝倉ノ宮ノ廿三年、小子部ノ栖輕が事を記したる處に、栖輕奉レ勅、後宮罷出、緋縵着レ額、擎二赤幡桙一、乘レ馬走
往云々、〇見者五十隱は、美由禮波伊加久流こ訓べし、見者は、上の丹畫著云々の見ゆればなり、伊は發語、【五十こ
書るは、借字なり、書紀なごにも、伊こ云に、多く如此書り、】朝倉ノ宮ノ段ノ大御哥に、袁登賣能、伊加久流袁加袁、【袁

加は圖なり、】万葉六(廿三)に、伊隱去者、○山ノ三尾之、山の尾の事、上【傳四十二の八葉】に云り、三は【借字にて】御なり、上卷に、坂之御尾ともあり、○竹矣、初メより此ノ上まで、十句の語は、たゞ此ノ竹を云むための序のみなり、かくて其ノつゞきの意は、先ヅ立ニ赤幡ニまでは、人の目にたちて、よく見ゆるさまを、取リ集めて云り、赤き色は、殊に目に立チて、著明く見ゆる物なる故に、【右の立ニ赤幡ニの處に引る書ども、思ひ合すべし、】赤き儀を數々云るなり、さて竹は、葉繁く籠りたる物にて、久美竹と云、刺竹の君とつゞくるも、隱の意なること、冠辭考に見えたるが如く、又万葉十一(丁十)に、刺竹、齒隱、吾背子之、【此ノ第二句、はごもりてあれと訓べし、然らされば、下に叶はず、】などと云るも、竹ノ葉には、物のよく隱るゝ山を以てつゞけたり、されば世にいちじるく見ゆる、赤色の儀どもすら、竹の茂きに隔らるれば、さらに見えず、隱るゝよしにて、竹の茂きを云む料の序にぞありける、見者云々と云るは、よく見えたるが、儀に見えずなるよしなり、【かの赤色どもの儀して、山路を行ク、さまを以て云るにて、今までよく見えたるが、竹の彼方になれる狀なり、さて師は右の序を、其ノ緒は赤幡に裁ひて立と讀て、大刀ノ緒を、竿に着たるを、幡と云るなりと云、赤幡見ればと讀て、こは凶徒の赤幡を見て、恐れて山に隱れしと云ことか、さてその山の御尾の竹とつゞけたるなり、と云れたれど、凡て心得ず、大刀ノ緒を幡にせむ事も、由なくてはいかゞなるうへに、凶徒のことは、殊に山なし、又たゞ山を云むために、さる事どもを序にすべくも思えず、】○訶岐苅、訶岐は搔なり、凡て手してする態には、搔云々と云、常のことなり、さて古ヘノ文の例、かくさまの處は、本云々、末云々と云へれば、此も此ノ上に本ノ字有しが、脫たるなるべし、【師は、上なる矣ノ字を、本の誤かと云れつれど、矣ノ字は必ズ有ルべき處なり、】竹矣訶岐苅とつゞけて、一句かとも思へど、此ノ序は、竹と云こと主なれば、竹矣は、別に離して、一句に讀ムぞ宜く聞ゆる、】○末押縻魚簀は、【縻字、舊印本延佳本には磨に誤れり、今は眞福寺本、又一本、又一本などに依れり、簀ノ字、眞福寺本には簀と

作、一本には箇と作り、今は舊印本、延佳本、又一本などに依れり、】靡は、靡と通ふなり、魚簀は字の誤か、又上下に言の落たるなるべし、と師の云れたる、信に然聞ゆれども、其字も脱たらむ言も、未タ正しくは考へ得ず、故レ姑く本のまゝにて、強て解ば、此ノ二字をば、如くの意の那須の借字として、【魚を積置簀を魚簀とぞ云けむ、其事上巻に、折竹之、登遠々登遠々邇、獻天之眞魚咋也、とある處、傳十四の七十葉に云り、考ふべし、さて借字も事にことよるべけれ、かゝる聞なれぬ物ノ名の字を、借て書むことは、万葉などこそあれ、此ノ記などにはいかゞとも云べけれど、凡て如此く言に章をなせる文には、殊に借字を多く用ひたりしことゝ見えて、古き祝詞の類にも、めづらしき借字をりをり見え、此ノ御詠詞の内にも、赤服にも赤幡と書、發語の伊にも五十と書り、されば此ノ魚簀も、古へは常に云ことなりけむを、借て書るなるべし、】此ノ句、須惠淤志那備加須那須と訓べし、【用言を承て那須と云る例、万葉一に、衣尓着成などあり、】那備加須は、万葉十七（四十八丁）に、須々吉於之奈倍、又一（二十丁）に、楚樹押靡、云々、旗須爲寸、四能非押靡、六（十七丁）に、淺茅押靡、【これらの靡も、皆十七ノ巻なる奈倍に效ひて、ナ。べ。と訓べし、ナ。ミ。と訓ては、自靡くことになりて、意たがへり、】などある奈倍と同じ、那倍は、那備氣の切まりたるにて、令靡と云ことなればなり、【かくて此は、那須へつゞく故に、那備加須と訓つ、】さて古文に、本云々、末云々と云る例は、書紀の此時の御詞にも、石上云々と見え、大祓ノ詞にも、天津金木乎、本打切、末打斷互云々、天津菅曾乎、本苅斷、末苅切互などの如し、さて書紀に、石上振之神椙、伐本截末、於市邊宮治天下、とあると合せて思ふに、この竹矣云々も、一ツの譬にて、次なる、如調八絃琴とは、別事なるべし、譬へをいくつも重ねて云る例、大祓ノ詞には、科戸之風乃云々、朝之御霧云々、大津邊尓居云々、彼方之繁木本乎云々、と四ツ重ねても云り、【そもそも上件の考へは、本のまゝにて解るなり、若シ又魚簀ノ二字誤ならば、組と簀にてもあらむか、和名抄に、簀阿自賀、又用簀字とあり、魚と、組とは、字ノ形似ざれども、草書に

ては誤りもすべし、かくて簀ノの意は、簀を組むに、竹を圓にも方にも撓めて、心の隨に用ふ如く、天ノ下を御心のまゝに治め賜ふよしなり、次なる如を、此ノ簀へも係て心得べし、是ぞ一ツの考へなり、又は魚は合の誤か、魚と合と、草書似たり、簀は箇音ノ二字を誤れるか、然らば合箇音ニにて、箇ノ音に合せて、琴を調ぶと云なり、さて此ノ考に依るときは、上の竹笶云々に、二ツの取ざまあるべし、その一ツには、竹笶云々は、初ノの考ノの如く、別に一ツの譬ニにて、箇へは關らざるなり、今一ツには、竹笶云々は、此ノ箇と次の琴とに造る料に云るなり、琴も竹以て造ることは、書紀繼體ノ卷の哥に、駄開能以矩美駄開、余嚢開、模等陛嗚麼許等儞都俱唎、須衞陛嗚麼府曳儞都俱唎、府企儺須云々、とあり、府企は笛、儺須は鳴すにて、琴に係れり、さて以矩美竹と余竹と、二ツ云るは、以矩美竹は琴に作るに宜く、余竹は笛に宜き由などありてにやあらむ、上ノ件ノ二ツの考ノなり、さて又、若魚簀の下に言の有しが、脫たるならば、編那須などやありけむ、魚簀を編如くに、竹を並べ聯ねて、琴に作るよしなり、竹を以て琴を作らむには、必幾條も並べ合せて、作るべければなり、さて若其ノ意ならむには、魚簀編なすとのみにては、なほ琴に造ると云ことの無くては、足らざる如くなれども、其ノことは、略きて云ざる古語の例なる、大祓ノ詞に、天津金木乎云々、千座置座尓置足波志弖、などあるも、置座に造りてと云ことをば、云はで、直に置座の事を云る、此も彼と全同じさまなり、是も一ツの考なり、そもく\かく種々思ひよれることどもはあれども、正しく然るべしと思ひ定むべくもおぼえず、】此はたゞ試に云るのみなり、なほよく考ふべし、○八絃琴は、東遊ノ哥にも、奈々川乎乃、也川乎乃古止乎、之良部太留、云々とあり、上代の琴は、絃の數定まれることは無かりしにこそ、六帖の琴の哥には、六の緒とよめり、【其哥は六ツの絃いよりあひてこそ香はにほふ、彈處女子が袖やふれつる】後ノ世の【和琴】も、定まりて六絃なり、○如調は、志良倍多流其登と訓べきにや、【同言ながら、志良夫と云は、調子を合すこと、志良倍多流と云は、調子を合せて、調子の合たることなり、】天ノ下のよく治ま

れることを、琴の調のよく整ひたるに譬へたるなり、【此ノ御世のほどなどには、既く漢ざまの、律調のさだも有つるにや、たとひ未タその定はあらずとも、琴笛などの調へのとゝのへるとゝのはざるさだは、もとより自ノに必ズあるべきことなり、】出雲ノ國造ノ神賀詞に、水江玉乃行相尓、明御神登、大八島國、所知食天皇命乃云々、また麻蘇比乃、大御鏡乃面乎、意志波留志天、見行事能己登久、明御神能、大八島國乎、天地日月等共尓、安久、平久、知行牟云々、などの類なり、○所ニ知ニ賜天下ーは、押齒ノ王へ係て見べし、書紀に云々、於ニ市邊宮ニ治ニ天下ー、云々、とあればなり、【但し此ノ記のさまは、伊邪本和氣ノ天皇へ係れる如くにも聞ゆ、】抑押齒ノ王を如此申し給へる故は、書紀に、青柳ノ種麻呂【筑前ノ國ノ人にて、吾ガ教ヘ子なり】が云ク、雄略天皇紀に、此皇子を殺奉リ賜はむことを謀リ賜ふ前に云、天皇恨ニ穴穂ノ天皇曾欲ト以ニ市邊押磐皇子ー傳レ國、而遙付ニ囑後事ー、とあるを以て見れば、穴穂ノ天皇の御世より、此ノ皇子に御位は傳へ賜はむの御定なりし故に、彼ノ天皇崩坐ては、群臣百官、皆此ノ皇子に屬て、雄略天皇に殺され給ふまでは、此ノ皇子天ノ下の政所聞看つらむと云り、是レ信に然ぞありけむ、穴穂ノ天皇弑られ坐て後、亂ノ事ありて、此ノ皇子の雄略天皇に殺され賜へるまでは、やゝ程を經たりとおぼしければ、【此ノ事傳四十の十九葉にも云り、考ヘ合すべし、】其ノ間タは、此ノ皇子ぞ、市ノ邊ノ宮にして、天ノ下は所知看てありけむ、然るを、雄略天皇に恨みられ賜ひて、殺され坐て、遂に雄略天皇の御世になりぬる故に、此ノ王の臂ツ天ノ下治めしゝことは、世にも傳へずなりぬるなるべし、○奴末は、諸ノ本に皆如此あるを、延佳本にのみ、末奴と作るは、書紀に御裔僕とあるに依て、改めつとおぼゆ、【ふと思へば、必ズ末奴とある方宜きが如くなれども、】熟思ふに、奴末とあるぞ、却て味ありける、其は、奴は押齒ノ王の御末なりと云意なるを、如此詔へるは、御詞の勢ひなり、【此處は、殊に勢ひを着て詔ふべき處なるに、かく打醸して詔へるにて、こよなく勢まさりて聞ゆるなり、】されば押齒王之、と姑く讀絶て、讀ムべし、さて凡て王は、奴と詔ふべきに非れども、今は現に志自牟が奴にて坐ニが故

に、奴とは詔へるなり、【書紀に僕と書れたるも、漢文に卑下りて云意としては、古ヘノ意にあらず、卑下て僕など云は、漢國のことなり、皇國には、古ヘにはさることなし、殊に王たちはさらなり、此ノ事上に委ク云り、】さて直に御子なるを、御子とは詔はで、末とは、大らかに詔ふなるべし、【又上に云る如く、若實は御孫なる故にもあらむか、】○床は阿具良とも訓べし、○墜轉而は、上卷に、轉落ともあり、さて此は痛く驚きたる状にて、急に降むとして、周章て、落轉びたるなり、【王たちの尊かりしほど、是にても知べし、】○舍人は、牟路那流比登と訓べし、宴に、此ノ新室に來集有る人どもなり、○追出は、王と凡人と、一室に雜居ることを畏みてなり、○左右膝上とは、心得ぬ言なり、其故は、此ノ王等此ノ時實に童には坐サじ、又假令童には坐スとも、上ノ件の如ク御詠詞をも爲ヒ賜ふばかりなれば、膝ノ上に居奉るばかり、むげに幼稚くは坐スまじければなり、されば此はたゞ、火燒少子と云と傳へたる稱に就ての文なるべし、○坐は、麻世麻都理豆と訓べし、【此ノ訓の事、上に云り、】○泣悲而は、甚も可畏く、王のかくおちぶれて、賤き奴になりて坐せる事を悲むなり、○人民は、此は多美杼毛と訓べし、○假宮上に出、【傳廿五の卅葉】王は、暫ク間も、凡人の家に坐奉らむことは、可畏ければ、かく處分へるなり、○驛使上に出、【傳廿三の二十八葉】此ノ二柱ノ王の坐シヽ御事を、云々と倭に告ケ申すなり、【書紀には、小楯みづから詣て奏すとあり、さて此ノ度の功を以て、小楯を賞メ賜ひし事、顯宗ノ卷元年に見ゆ、】○飯豐王聞歡而とは、此ノ時此ノ姫尊暫く天ノ下の政所聞看て坐ツヽほどなればなり、【世に天ノ下治看べき男王の絶て坐まさぬほどなる故に、聞歡ばしたるなり、】書紀云ク五年春正月、白髮天皇崩、云々、冬十一月、飯豐青尊崩、【これに依るに、白髮天皇正月に崩坐てより、其ノ年の十一月まで、此ノ姫尊の、政をば所聞見たりしなり、かくて正しく天皇とは記されず、一御世にも立ラられざれども、尊ノ字を用ひ、崩と云、陵と記されたるなど、意ばへは此ノ記も同じ、さて此ノ姫尊、御年の事、一代要記に、四十五とあり、前皇廟陵記に、紹運錄曰ク皇代曆ニ云、

飯豐天皇、不註諸王系圖、依和銅奏聞入、云々、扶桑略記云、此天皇不載諸王之系圖、但和銅五年上奏日本紀載之、甲子歲二月生、年四十五歲、今按云々、甲子當作丙子、四十五歲、當作四十八歲、と云り、甲子ノ歲生なれば、四十九歲なり、四十八と云るも、一年違へり、今思ふに、甲子歲二月生は、甲子歲十一月崩を誤れるなり、されば、四十五と云る、違へるに非ず、さて此ノ姫尊、此ノ記に、履中天皇の御子とせるに依らば、書紀の年紀にては、八十歲以上なるべく、又上に云る、此ノ記の細注の年紀にては、百廿三歲以上なるべし、又押齒ノ王の御子にて、仁賢天皇の御姉にても、細注の年紀にては、百十歲以上なるべし、然れども、此は何れも書紀の方正しく聞ゆ、】葬葛城埴口丘陵、諸陵式に、埴口墓飯豐皇女、在大和國葛下郡、兆域東西一町、南北一町、守戶三烟とあり、【書紀に埴日とあるを、式には埴口とあり、舊事紀にも口とあり、何れか正しからむ、】大和志に、埴口墓、在葛下郡北花內村、大和中、桑山氏毀墓、建八幡神祠と云り、○宮は、角刺ノ宮を指て云なるべし、○令上は、二柱ノ王をなり、○書紀云、二年冬十一月、依大嘗供奉之料、遣於播磨國司、山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室、見市邊押磐皇子子、億計弘計、畏敬兼抱、思奉爲君、奉養甚謹、以私供給便起柴宮、權奉安置、乘驛馳奏、天皇愕然驚歎、良以愴懷曰、懿哉悅哉天垂博愛、賜以兩兒、是月使小楯持節將左右舍人至赤石奉迎、語在弘計天皇紀、三年春正月、小楯等奉億計弘計到攝津國、使臣連持節以王青蓋車迎入宮中、夏四月、以億計王爲皇太子、以弘計王爲皇子、また顯宗ノ卷に云、白髮天皇二年冬十一月播磨國司云々、適會縮見屯倉首、縱賞新室以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王曰、云々、屯倉首命居竈傍左右秉燭、夜深酒酣、次第儛訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬撙節退讓以明禮、可謂君子、於是小楯撫絃、命秉燭者曰起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰何爲太遲、速起儛之、億計王起儛既了、天皇次起、自整衣帶爲室壽曰、云々

詠畢、乃起節歌曰、伊儺武斯廬、簸羅比野儺擬、寐逗愈凱廬、儺弭企於己陀智、曾能泥播宇倍儺、小楯謂之曰可怜、願復聞之、天皇遂作殊儛、誥之曰、倭者、彼々茅原、淺茅原、弟日僕是也、小楯由是、深奇異焉、更使唱之、天皇誥之曰、石上、振之神榲、伐本截末、於市邊宮治天下、天萬國萬、押磐尊御裔僕是也、小楯大驚、離席悵然再拜、承事供給、率屬欽伏、於是悉發郡民造宮、權奉安置、乃詣京都求迎二王、白髮天皇聞憙、咨歎曰朕無子也、可以爲嗣、與大臣大連定策禁中、仍使播磨國司來目部小楯持節將左右舍人、至赤石奉迎、白髮天皇三年春正月、天皇隨億計王、到攝津國、使臣連持節以王青蓋車迎入宮中、夏四月、立億計王爲皇太子、立天皇爲皇子、以上青蓋車は、例の漢文の潤色なり、皇朝には、古へも今も、さる制の御車あることなし、其外も、上件の文の中には、うるさき漢文のかざり、いと多し、【上件の事を、清寧天皇の、御位に坐す間の事にせられたるは、此記に異にて、異なる傳へなり、】

故將治天下之間平群臣之祖名志毘臣立于歌垣。取其袁祁命將婚之美人手其孃子者菟田首等之女名大魚也爾袁祁命亦立歌垣於是志毘臣歌曰意富美夜能袁登都波多傳須美加多夫祁理如此歌而乞其歌末之時袁祁命歌曰意富多久美袁遲那美許曾須美加多夫祁禮爾志毘臣亦歌曰意富岐美能。許許

呂袁由良美。淤美能古能夜幣能斯婆加岐。伊理多多受阿理於、是王子亦歌曰。斯本勢能那袁理袁美禮婆阿蘇毘久流志毘賀波多傳爾都麻多弖理美由。爾志比臣愈忿歌曰。意富岐美能美古能志婆加岐。夜布士麻理斯麻理母登本斯岐禮牟志婆加岐。夜氣牟志婆加岐。爾王子亦歌曰。意布袁余志斯毘都久阿麻余。斯賀阿禮婆宇良胡本斯祁牟。志毘都久志毘。如此歌而鬪明各退明旦之時。意富祁命袁祁命二柱議云。凡朝廷人等者旦參赴於朝廷晝集於志毘門亦今者志毘亦寢亦其門無人。故非今者。難可謀即興軍圍志毘臣之家乃殺也。

將治天下之間、此ノ言は、二柱ノ王に係れり、故レ御名を擧ざるなり、【此ノ時未タ二柱の內、何れ御位に即賜ふべしとも定まらざるほどなれば、御名は擧がたし、又御位に即賜ふべきは、必ス一柱なれば、此王等とも、二柱ノ王とも擧べきに非ればなり】さて此ノ言に二ッの義あるべし、一ッには、志毘ノ臣を殺し給へる事に係りて、哥垣の事も、其ノ志毘ノ臣が威權つよくして、天ノ下を治看むとする此ノ王等をも、畏ミ奉らず、無禮く爭ヒ奉れる由にて云るなり、今一ッには、たゞ

時を聞たるのみにて、此ノ間に、次なる事ごもありしよしなり、〇平群臣、上に見ゆ、【傳廿二の卅葉】〇志毘臣は、眞鳥ノ大臣の男なり、此ノ臣の、此ノ時の凡てのありさま、書紀に見えて、下に引るが如し、さて凡て此ノ件の事ごも、書紀には、武烈ノ卷の初メに出て、仁賢天皇崩坐て、彼ノ天皇【武烈】の、皇太子に坐て、天ノ下所知看むごするほごの事なり、此ノ記の傳へご異なり、【此ノ二ツの傳、何れか正しからむ、今定めがたし、但シ大伴金村連、平ニ定賊ヲ訖、反シ政ヲ太子ニ、請テ上ニ尊號ヲ曰云々、この請たる語のおもむきは、此ノ意富祁ノ命、袁祁ノ命にてこそ、よく當りて聞ゆれ、彼ノ武烈天皇は、もごより皇太子に坐て、仁賢天皇のたゞ一柱の御子に坐せば、御位に即キ賜ふべきは、論なき事なるを、何の由にてかは煩はしく請ヒ奉ることごのあらむ、】〇歌垣は、書紀に、歌場此云宇多我岐ごあり、攝津ノ國風土記に、雄伴ノ郡波比具利岡、此ノ岡ノ西ニ有リ歌垣山、昔者男女集ヒ登リ此ノ山ニ、常ニ爲シ歌垣ヲ、因テ以テ爲ス名ト、常陸ノ國風土記に、香島郡童子女松原、古有リ年少僮子ニ【俗云フ加味乃乎止古、加味乃乎止賣ト】男ヲ稱ス那賀寒田之郎子ト、女ヲ曰フ海上ノ安是之孃子ト、並ニ形容端正、光ニ華ク郷里ニ、相ヒ聞テ名聲ヲ、同ク存ス望念ヲ、自ラ愛シテ心滅ス、經テ月ヲ累ネ日ヲ、嬥歌之會【俗ニ云フ宇太我岐、又云加我毘ト也】邂逅ニ相遇フ、于時郎子歌曰、云々、孃子報歌曰云々ごあり、是ノ上に見えたる如く、哥垣は、加賀比ご全ク同事なり、万葉九ノ卷ニ（廿丁）に、登リテ筑波嶺ニ爲ス嬥歌會ヲ日作哥、鷲ノ住ム、筑波乃山之、裳羽服津乃、其津乃上尓、率ヒテ而、未通女壯士之、往キ集ヒ、加賀布嬥歌尓、他妻尓、吾毛交牟、吾妻尓、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來、不禁行事叙、今日耳者、目串毛勿見、事毛咎莫、嬥歌者、東俗語、曰フ賀我比トご見ゆ、【六ノ卷に、檜合之雩所聆ごある檜合を、カゞヒご訓るは非なり、合ノ字は衍にて、かぢのごなり、ご師の云れたるが如し、】哥垣の狀態、正しく此ノ哥の如し、さて哥垣ご云名の意は、【垣は借字なり、書紀に哥場ご書れたるも名の義には當らず、場ごは、常に、哥垣ご書へならへる垣ノ字に依て、書れたるなるべけれご、此ノ名は其ノ事を云る名にこそあれ、其處を云名には非れば、場ごは云べきに非ず、】哥加賀比にて、賀比を切めて伎ごは云なり、【さては清濁

たがへれども、哥より連く故に、古への音便にて、上の加を濁り、加を濁るから、伎を清むなり、此例、上巻豐久士比泥別の處に云るが如し、】さて加賀比と云は、右の長哥に、加賀布とある如く、本用言なるを、躰言になしたる名なり、其名は、又加具曲交の切まりたるなるべし、万葉九[廿丁]勝鹿眞間娘子を詠る長哥に、夏虫之、入火之如、水門入尓、船己具如久、歸香具禮、人乃言時、云々、【加具禮と云は、此外には見えざれども、妻をよばふ事を、然云る古言のありしなるべし、】是なり、【嬥歌の字は、よく當れりとも見えざれども、古より書ならへる字なるべし、嬥歌は、往來の貌とも注し、蠻人歌也なども云、れども、加賀比に用ふべき由は見えず、さて又今世の言に、加氣阿比といひ、又人と物を互に云あらそふを、加良加布と云なども、加賀比よりうつれる言にやあらむ、】されば哥賀伎とは、互に哥をよみて、加具曲交すよしの名なるべし、さて上に引る風土記万葉などに依に、哥垣は、田舍にては、山上にてもしたりと見ゆるを、倭などにては、市にて爲しにこそ、此時のも、書紀に依に、海石榴市なり、【万葉十二に、海石榴市之八十衢尓立平之、結紐乎解卷惜毛、これも哥垣の處にて契しことゝ聞ゆ、】さて續紀十一に、天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門覽歌垣、男女二百四十餘人、五品以上有風流者皆交雜其中、云々等爲頭、以本末唱和、爲難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲之音、令都中士女縱觀、極歡而罷、賜奉歌垣男女等祿有差、また三十に、寶龜元年三月庚申、車駕行幸由義宮、云々、辛卯、葛井船津文武生藏六氏男女、二百三十人、供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並、分行徐進、歌曰、乎止賣良尓乎止古多智蘇比布美奈良須、尓詩乃美夜古波与呂豆与乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛伎與久佐夜氣志波可多我波、知止世乎万知天須賣流可波可毋、每歌曲折、擧袂爲節、其餘四首、並是古詩、不復煩載、時詔五位已上内舍人、及女孺、亦列其歌垣中、歌數闋訖、河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儛、賜六氏歌垣人、商布二千段、綿五百屯、【西京は、河内の弓削にて、即由義宮とある是なり、

博多川も、其あたりにあり、此ノ時行幸ありて彼ノ宮に留リ坐しゝなり、】此ノ續紀の頃には、實の哥垣には非ず、古への哥垣の狀ばかりを、まねびて爲し、一種の風流舞にぞありけむ、○立とは、其ノ處に往て、其事に預かるを云、某に立と云類多し、○袁郝命云々、書紀にては、武烈天皇の皇太子に坐しほどの事なり、○將婚は、賣佐牟登須流と訓べし、其事書紀に見えて、下に引るが如し、○美人は袁登賣と訓べし、次に孃子と書ると、たゞ同じことなり、○菟田首等、【菟ノ字、眞福寺本には兔と作、一本又一本などには、菟と作り、】此ノ姓、此を除て、他には見えず、大和の宇陀より出たる氏にやあらむ、【但シ記中、宇陀水取、宇陀酒部などら、凡て皆宇陀とのみ書るに、菟田の字は疑はし、】等は氏と云むが如し、此ノ父ノ名は傳はらざる故に、等と云るなり、○大魚、此ノ名の事論あり、下に云べし、さて此ノ孃子、書紀にては、物部ノ麁鹿火ノ大連ノ女影媛なり、○志毘臣歌曰、云々、此は傳への間に、歌の次第の亂れたるにて、書紀に、太子の、之霓世能云々の御哥を、先ヅ此に擧られたるぞ正しかりける、其故は、此處は志毘ノ臣が、彼ノ孃子の手を取て、傍立るを見賜へる所なれば、先ヅ袁郝ノ命よりこそ詠かけ賜ふべき物なれ、志毘ノ臣先ヅ詠むも、又此ノ哥【おほみやの云々】も、上文のさまに叶はず、故レ今は下なる斯本勢能云々の御哥を此處に移して、先ヅ其御哥より解べし、又其に就て、此の文も、尓袁郝ノ命ノ亦立ツ歌垣ニ而歌曰、とあるべきなり、○斯本勢能は、潮瀬之なり、凡て海には、潮の筋ありて、通れるものなる、其を潮瀬と云、書紀に、此ノ御句を、一本潮瀬ノ能、とあり、○那袁理袁美禮婆は、波折を見者なり、波折とは、波の高く立ツ處を云、万葉七【廿九丁】に、今日毛可聞沖津玉藻者白波之、八重折之於丹、亂而將有、廿【廿一丁】に、海原見禮婆、之良奈美乃、夜弊乎流我宇倍尓、安麻乎夫禰波良良尓宇伎弖、などある、八重折とは、浪の重起が、撓折るゝ形なるを云り、波折と云も是なり、【此ノ那袁理を、人皆許と袁と同韻通ひて、餘波と心得たるは、誤なり、】○阿蘇毘久流は、遊び來るなり、○志毘賀波多傳尓は、鮪之鰭手になり、和名抄に、鮪和名之比、鰭和名波太、俗云比禮と

見ゆ、【波多傳を、契沖が又旗手賦と云、又旗手を鰭によそへて詔ふ賦など云る、皆わろし、たゞ鮪魚の鰭の意のみなり、】○都麻多弖理美由は、妻立有所見なり、契沖云、多弖流美由とあるべきを、如此あるは古風なり、万葉にも、恐海尓、船出爲利所見とも、安麻能伊射里波、等毛之安敝里見由、ともよめり、と云り、さて此御哥は、志毘ノ臣を、其名に因て、魚の鮪に譬へ賜へるにて、【上三句は、たゞ其ノ魚に就たるのみの御詞なり、】第四ノ句は、志毘ノ臣が傍を、彼ノ魚の鰭に譬へ賜ひ、結句は、彼ノ孃子の、志毘ノ臣に携ひて其ノ傍に立ルよしなり、されば此ノ御哥は、上文の、志毘臣立テ歌曰云々の狀を見賜ひて、詠給へるなれば、必ズ此處にあるべきこと決し、【然るを此ノ御哥、本の如く下に在ては、其上なる哥を受たる意も旨もなくて、續きの趣キ穩ならず、又其ノ次に、志毘ノ臣愈忿リテ哥曰、とあるも穩ならず、此ノ御哥のさまは、さしも忿るべきことなし、師は、魚にたとへたるを忿れるかと云れつれど、もとより志毘と云名を負る人を、志毘と云むに、何の忿るべきことかあらむ、又其ノ忿リてよめる哥も、此ノ御哥を受たることなければ、次への續きも穩ならざるをや、さて又契沖、あそびくるしびがはたでにとあるを、志毘ノ臣が禮義もなく、儀勢をなして振舞ふを、鮪のひれをひろげて誇るに譬へさせ給へるかと云ヒ、又つまたてりみゆを、鮪が袖をひろげて立ル陰に、影媛が隱れて立ノるが見ゆるとよませ賜へるか、又足をつま立て見ゆるか、など云る、皆いとわろし、】さて於是志毘臣歌曰と云詞は、此ノ次にあるべきなり、○意富美夜能は、大宮之なり、こは袁祁ノ命の御うへを譬へたるにて、其ノ大殿を云故に、宮と云るなり、【宮とは、王に限りて云ことにて、臣の家には云ることなし、此事上に委ク云るが如し、】○袁登都波多傳は、彼つ鰭手なり、鰭手とは、屋端を云なるべしと師の云れたる、然もあるべし、然らば、左右の脇へ張リ出したる檐などを云るなるべし、又は左右の脇に附キたる小舍、或は廊などを云るにもあるべし、彼とは、たゞ打見やりたるさまに、輕く云る言にて、【必しも此方に對へて彼方と云には非ず、たゞ俗言に、阿乃と云が如し、】大殿ノ詞に、彼方乃繁木本乎

とある彼方の類にて、如此云ル例多し、【其例はかの大祓ノ詞ノ後釋に、引出たるがごとし、さて、契沖、此句を、弟津旗手歟と云て、袁祁ノ王は、弟にましませば、かくはよそへてよめるなるべし、と云るは非なり、袁と意と、假字の異なるをも思はざるは、いかにぞや、】○須美加多夫祁理は、隅傾有なり、書紀欽明ノ卷に、人ノ名に傾子と云ありて、此云ニ舸拖部古ニとあり、さて此ノ哥は、王の御哥に、鮪が鰭手とよみ給へるに因て、又王の宮の鰭手を以て報へたるにて、【是にても、斯本勢能の御哥は、此ノ上にあるべきこと、いよゝ明らけし、】下ノ、彼ノ孃子を得手携へ賜はず、獨のみ立て、傍さびノ〵しく、御形勢無きよしを、其ノ宮の鰭手の隅の傾降りて、見苦しく窄れるに譬へて、侮り嘲ケ奉り、且ツ己が其ノ孃子を得たる状を誇りたるなり、【契沖、旗の頭の風に吹るゝ時、傾くにことよせて云々、と云るは非なり、旗の頭を隅と云こともやはあるべき、又師は、此ノ女の心、吾ガ方へかたぶきたりと云なりといはれたれど、其もわろし、】○己其歌末ニは、中卷倭建ノ命の段に、續ニ御歌ニとある處に云り、考へ合すべし、【傳廿七の八十七葉】○意富多久美は、大匠なり、書紀舒明ノ卷に、造ニ作大宮及大寺ニ云々、以ニ書直縣ノ爲ニ大匠ト、とあり、匠の中の長なる者を云なるべし、【契沖久ノ字を又に誤れる本に依て、大疊なるべしとて、其事を云るは非なり、】○袁遲那美許曾は、拙劣みこそなり、續紀卅詔に、先乃人波謀乎遲奈之、我方能久都與久謀天、必得天牟止念天、佛足石ノ哥に、乎遲奈使夜、和禮尔於止禮留、比止乎於保美、書紀雄畧ノ卷に、舍人性懦弱、倏爾失レ色、また怯、欽明ノ卷に、微弱、竹取ノ物語に、おぢなき事する船人にもあるかな、などあり、拙愚なる意、弱き意などを兼たる言なり、美は、風疾み露繁みなど云美なり、○須美加多夫祁禮は、【加ノ字、諸ノ本に賀と作り、今は眞福寺ノ本に依れり、上なるも加ノ字なればなり、】隅傾有なり、惣ての意は、然隅の傾けるは、宮を造れる大匠の拙愚き故にこそあれ、と詔ふなり、【契沖、疊の木にも石にもあらねば、弱き如く、心の懦弱なる者と下し給ふなりといひ、をとつはたての隅の傾けるには非ず、大疊の隅こそ傾

けこなりこ云るは、いみじき強説なり、弱き聲に、疊を云むここ、あるべくもあらぬうへに、疊の隅の傾くこ云ここ、あるべきものかは、】さて此ノ御哥は、志毘ノ臣が哥の末を續給へるにて、表はたゞ本ノ句の隅の傾ける所以を、自解釋たるさまにて、裏に其ノ隅の傾けるは、大匠の拙き故にこそあれ、吾に於て何事かあらむこ云意をこめて、志毘ノ臣が哥を、言滅たまふなり、○尓志毘臣亦歌曰は、又傳への誤リにて、是レも袁祁ノ命の御哥ここそ聞ゆれ、然るは上の意富多久美云云は、たゞ志毘ノ臣が哥の末を續賜へるのみなる故に、又別に詠て、御情を述賜へるなり、故レ此は、志毘臣ノ三字を除きて心得べし、○意富岐美能は、王之なり、袁祁ノ命御自詔ふなり、御自意富岐美こ詔へる例、上なる輕ノ太子の御哥の處に云るが如し、【傳卅九の四十九葉】○許々呂袁由良美は、心を寛ゆなり、由良は由多こ通ひて、こゝの意は、迫々く心いられし給はず、長けく緩やかにおぼすよしにて、万葉十四【廿丁】に、安齊可我多、志保悲乃由多尓、於毛敝良婁、宇家良我波奈乃、伊呂尓弖米也母、此ノ由多尓思、こ同意なり、さて由多こ由良こ通へるは、同七【四丁】に、湯谷絶谷、浮蓴、十一【二丁】に、大舟之、由多尓將有、など云るこ、大舟乃由久良由久良尓こ云るこ通ひ、【由久良こ由良こ通へり】又十四【廿七丁】に、阿之我利能、刀比能可布知尓、伊豆流湯能、余尓母多欲良尓、云々、又【廿丁】筑波禰乃、伊波毛等杼呂尓、於都流美豆、代尓毛多由良尓、和我於毛波奈久尓、此ノ多欲良、多由良は、【湯又水の】多くて、寛大なる意のつゞけにて、由多こ通ひ、上に多こ云るも、右に引る絶谷こ【多由多、多由良】同きを思ふべし、かくて右の多由良尓和我於毛波奈久尓は、十四ノ卷なる、由多尓於毛敝良婁こ同意にて、此の由良美こ、意も同じ、【ゆるぶ、ゆるやか、俗言のゆつたり、ゆつくり、ゆるりこ、又ゆだんなご、皆本一ッ言なり、】さて、美は風を痛み、夜を寒みなご云美にて、心の寛なるに依りてこ云意なり、【又思ふに、此ノ袁こ云ヒ美こ云る辭は、常に風を痛みなご云類には非じか、其故は、風を痛みなごの類は、皆他のうへを云言なるに、此は王の御自の御心を詔へるなれば、彼ノ例こは違へるが如くなればなり、さ

れば、其ノ由良美は、故に御心を寛に爲賜ふにて、おのづから寛なるには非るか、然らば由良米とあるべきを、美とあるは、おのづから寛なる如く聞ゆれども、故に爲すを云言にも、美牟と活く例、埋む埋み、闔む闔み、刻む刻み、積む積みなど、なほ多かり、然れば寛にすることを、古言には、由良牟、由良美とも云しなるべし、如此も思へども、なほいかゞあらむ、其は御心のもとよりおのづから寛なるを、ことさらに寛にし賜ふとの意の言とすれば、何れにても寛の意は異なることなし、】○淤夫能古能は、臣之子之にて、たゞ臣と云ことなり、【書紀に、ここかしこに、臣をオミノコと訓る、是なり、】書紀雄略巻ノ哥に、飫彌能古簸、大智ノ夜-度盖に、於彌能古能、野陛能比母騰倶、比騰陪陀尓、伊麻陀藤柯泥波、美古能比母騰倶、これも王に對へて云り、さて此は、志毘ノ臣を指て詔ふなり、○夜幣能斯婆加岐は、八重之柴垣なり、【常には加キと濁れども、古書に皆清音ノ字をのみ書り、】柴垣と云ば、賤き垣のごと聞ゆれども、然らず、皇大宮の墻にも、彼此見えて、貴たる名とおぼしきなり、【この事多治比の柴垣ノ宮の處、傳卅八の卅七葉に云り、】此にも堅固き由なり、○伊理多々受阿理は、不ニ入立一有なり、さて此ノ御哥は、上の志毘ノ臣が哥に、王の宮の事を詠るに因て、又志毘ノ臣が家の垣を以て報へ賜へるにて、吾今入立むと思はゞ、汝たとひ八重の柴垣を結堅めて防ぐとも、易く壞りて入リ立べけれども、吾心寛やかなれば、しばらく宥めて、入リ立ずてあるぞと詔ふなり、【契沖も師も、本のまゝに是を志毘が哥として、其意を以て解れたるはたがへり、志毘が哥としては、伊理多々受阿理と云詞、おだやかならず、此ノ詞の勢、必ズ王の詠たまへるさまなり、】さて嬢賜へる意は、彼ノ嬢子を、吾今速く得むと思はゞ、汝いかに妨ぐとも、其に障るべきならねども、暫のごめて、汝に縱しおくぞとなり、○書紀には、上の意富美夜能云々、意富多久美云々の哥は無くて、斯本勢能云々の御哥の次に、鮪答歌曰、飫彌能古能、耶陛哿羅哿枳、瑜屢世登耶彌古【おみのこは、志毘自ラ云り、やへの韓垣は己が家の垣の堅き由にて、かの嬢子を堅く己が領じたる由に誇れるなり、さて然

己が堅く領じたる嬢子を、王の、吾に縱せとのことにや、其は思ひもよらず、叶はぬことよとよめるなり、】と云哥あり、此記にも、意富多久美云々の御哥の次に、此ノ志毘ノ臣が哥の有しが、傳への間ゝに脱たるにや、若シ然らば、許々呂袁由良美の御哥は、其ノ御答なり、【許々呂袁由良美の御哥を、志毘が哥とせるも、かゝる紛れ故にやあらむ、】さて書紀に、右の哥の次に、太子歌曰、飫裒陀拕鳴、多黎播梖多拕弖、農哥儒登慕、須衛波陀志弖謀、阿波夢登茹於謀賦、【大横刀を、垂佩立て、不抜こもとは、嬢子に御心を掛ながら、しばし得逢給はざる譬なり、契沖第三ノ御句を、鮪が影媛の遣を遁ずとも、と解たるは非なり、農はヌの假字なり、】と云哥あるは、此ノ許々呂袁由良美の御哥の、傳への異なるなり、【其に取て、おほたちを云々は前後の哥に緣なければ、此ノ記の、こゝろをゆらみの方正しかるべし、】詞は皆異なれども、意は通へるなり、さて次に鮪臣答歌曰、飫裒枳彌能耶陛能矩彌柯枳、哥々梅騰謀、儺鳴阿摩之彌爾、哥々農倶彌柯枳、【王の八重の組垣雖將造、汝よ海鮪に不造組垣なり、汝王よ、八重の組垣を造堅めたる如く、此ノ嬢子を堅く深く領せむとおぼすべけれど、其ノ嬢子は、既に此海鮪が領じたる故に、得領じ給はぬことそいとほしけれと嘲りたるなり、契沖が、此ノ矩彌柯枳を、私の家の垣をば韓垣と云て、朝家の垣をば組垣と云は、顚倒して、君臣の道地を易たりと云るは、漢意なり、さる意あることなし、】と云哥あり、此ノ記にも此ノ哥も有しが、脱たるにや、【若シ然らば、許々呂袁由良美の御哥の答なり、飫裒陀拕鳴の答には、緣もなく、意も疎し、】○尓志毘臣愈忿云々は、大匠云々と詠て、己が哥【大宮の彼ッ鰭手云々】を云滅賜へるだに憤きに、又如此【大君の心を寛み云々】詠賜へるを以て、愈忿るなり、【然るを本の如く、斯本勢能云々の御哥此ノ上に在ては、愈忿と云理リ聞えがたし、】又若シ右に引る書紀の哥ども、此にも有しが脱たるならば、此ノ言は、右の耶陛能矩彌柯枳、云々の哥の上にあるべし、○意富岐美能、上に同じ、○美古能志婆加岐は、【おほきみもみこも、同じことなるを、重ねて云るなり、天皇の御子と云意には非ず、】王の柴垣にて、王

の宮の御垣なり、上の王の御哥に、志毘が家の垣を詠給へる故に、又如此報へたるなり、○夜布士麻理は、八節結なり、夜布は、契沖十府の菅薦など云が如し、と云るが如し、【但し府ノ字を書るは、心得ず、とふの菅薦は、陸奥のとふの菅薦七ふには、君を寝させて三ふに吾寝む、と云る哥これなり、】垣に云るは、八段に結たるなり【薦の十ふも同じ、】但シ夜は例の彌の意にもあるべし、貞観儀式大嘗祭ノ條に、次鎭稻實殿地云々、其院方十六丈、以柴爲垣、【高四尺、以檻結之、四節、】とあり、此四節にて、布は節なることを知べし、万葉十四【廿丁】に、麻乎其毋能、布能末知可久弖、【眞小薦の節間近くてなり、編る節の間の近きをいへり、】などもあり、士麻理は【夜布に連ける故に、士を濁る、】結堅めたることなり、結を志麻流と云る例は、續紀四の詔に、彌務尓彌結尓、廿六の詔に、徒須徒須勤結理、奉侍止之天奈毛、類聚國史弘仁十四年十一月ノ詔に、日夜忘事無久、務米志麻理、伊佐乎志久奉仕流尓依弖、【此ノ志麻理に效ひて、續紀の結ノ字も、然訓べきこと著明し、】などなり、今ノ世にも云言なり、【但し今の俗言に志麻流と云は、堅まることにて、堅むるをば志米流と云を、古言の志麻流は、堅むるを云て俗言の志米流に當れり、然るを契沖が、夜布士麻理を、垣の結目のしまるなりと云るは違あり、結目をしむるなりとこそ云べけれ、】縛と本同言なり、【万葉十二に、玉勝間島熊山とつゞけたるも、籠を結堅むる由なり、】○斯麻理曳登本斯は、結合緒なり、曳登本斯上に出、【傳卅一の四十二葉】垣を結周らし堅めたるを云、さて此ノ下に多理登曳と云ことを添て心得べし、○岐禮牟志婆加岐は、【下の岐ノ字を、諸本に氣と書るは、次なる夜氣の氣より紛ひて、誤れるなり、今は眞福寺本に依れり、】將截柴垣なり、【契沖、編る縄のきれむなりと云るはわろし、縄には非ず、垣の断截れむなり、】○夜氣牟志婆加岐は、將燒柴垣なり、一首の意は、王の宮の垣をば、いかに堅く結周らし給ふとも、吾截らば截ぬべし、燒ば燒ぬべければ何の堅きことかあらむ、と怒れるまゝに、詠るなり、【契沖、此哥の事を、又謀反して、大宮をも打破り、燒亡さむと思ふ心をあらはせ

るかと云る、其意を以て詠るには非ず、然れども本より朝廷を恐れず、輕しめ侮りて無きになし奉れる心は、此哥とも に顯はれて、いちじるし、】さて譬へたる意は、上の王の御哥【吾ガ心寛にて今こそ其孃子をしばし汝に縱しおけ後遂 には吾ガ志を果して得てむとすと云意こもれる故に、其】を忿りて、王假令後に此孃子を得て、如何に堅く守リ防ぎて顧 じ給ふとも、吾ガさて縱しおかめや、易く取リ返してむものをと云なるべし、さて此哥、書紀には、かの鮪ノ臣が、王之 八重之隱垣云々の哥の次に、太子歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、那爲我與臆據魔、耶黎夢之魔柯枳、【一本以ミ耶賦能之魔柯枳ヲ易フ耶陛哿羅哿枳ニ】とあり、【第三句以下、下響動地震が震來ば破む柴垣なり、此ノ哥詞異なる處々あれど、此ノ記の美古能志婆加岐云々と同哥なり、】傳への異なるなり、但し此記の傳へも、上にかの志毘ノ臣が耶陛能波邇哿枳云々の哥の脫たるならば、此哥は王の御哥なるべし、【何れか正しからむ、今決めがたし、】抑上ノ件ノ哥垣に贈答し賜へる哥ども、此ノ記書紀共に、傳への紛の誤ありと見えて、或は作者易り、或は次第亂れ、或は脫たるかと所思きなど、穩ならざることどもの互にあるを、今よく考へ正さむとして、つら〳〵思ひめぐらして、心の及べる限り試みに云れども、なほ慥には決め難き事どもゝあるを、なほよく考ふべきことなり、○爾王子亦歌曰、こは志毘ノ臣と贈答し賜へるには非ず、別に孃子に斷リ賜へる御哥なり、○意布袁余志は、大魚よしにて、鮪の枕詞にて、冠辭考に見ゆ、【但し布ノ字を、本の誤リとして改められたるはわろし、契沖も云る如く、保宇を切めて布とはなれるなり、中卷白檮原ノ宮ノ段ノ大御哥に、大石を意斐志とよみ賜へる類なり、彼レも保伊の切りて斐となれる、此も同じ、又意富を通はして、意布と譌へるにもあるべし、凡河內の凡は、和名抄丹後ノ郷ノ名の凡海を、於布之安萬とあれば、意布志なるに、又書紀などに、大河內とも書れ、續紀四十に、凡と大押と通へることも見え、又書紀雄略ノ卷なる、紀ノ大磐ノ宿禰を、顯宗ノ卷には、生磐ノ宿禰とあり、これら意富と意布と通へる例なり、○此ノ段の孃子の名を、大魚とあるは、此の枕詞の意布袁を、彼ノ孃

子の名をよみ賜へるものと心得誤りて、云と傳へたるには非じか、女ノ名に、大魚は、似つかはしからず聞ゆればなり、こは試に論すなり、】○斯毘都久阿麻余は、鮪を衝海人よなり、鮪をば其ノ喉を窺ひて衝て捕ると云り、万葉十九二十丁九に、鮪衝等、海人之燭有、伊射里火之、【又六に、鮪釣ともよめり、】余は呼出す辭なり、【但し此は、其ノ者に向ヒて、直に呼ブ意には非ず、たゞ大方に其名を呼出すなり、海人に向ヒて、呼ビ辭としては、次なる斯賀と云言にかなはず、】○斯賀阿禮婆は、其之荒者なり、斯賀の事は、上に云り、【傳卅六の十六葉】荒とは、【此レは常に云荒ぶる事にはあらず、】疎く放るを云り、万葉二二十丁九に、住鳥毛荒備勿行、十一二十丁に、不盡嶺、荒振妹尓、戀乍會居、などなほ多し、疎く離りて依來ぬことなり、○宇良胡本斯祁牟は、心裏戀しからむなり、宇良は、うら悲し、うら不樂しなどの宇良にて、心を云り、万葉十四二十丁五に、宇良毛等奈久毛と云るも、心もとなきなり、又戀しを、古哥には、胡本斯と云る多し、書紀齊明ノ卷、皇太子ノ御哥に、枳瀰我梅能、姑裒之枳舸羅儞、万葉五丁十七に、毛々等利能、己恐能古保志枳、【又二十五丁】伊加婆加利、故保斯苦阿利家武、十七二十丁に、奈已乎之母、宇良胡非之美登、又四十丁宇良故非之、和賀勢能伎美波などあり、又此ノ祁牟は、加良牟の意なり、○志毘都久志毘は、鮪衝鮪なり、さて此ノ御哥、第二ノ句は、鮪魚を捕むとする海人は、其ノ鮪ノ魚のあたりに、心を掛て慕ひ依るものなれば、其を此ノ孃子の、志毘ノ臣に慕ひ依るに譬ヘ賜ひ、【されば衝と云には意なし、たゞ鮪を捕る海人のさまを以て譬ヘ給へるのみなり、然るを契沖も師も、此ノ御句を、海人の鮪を衝ク如く、志毘ノ臣を殺さばと解れたるは、此ノ衝と云言に泥ミて、心得誤ラられたるものなり、此ノ譬への意、よくせずは紛ひぬべし、一首の意をよく得て、さとるべきなり、】斯賀阿禮婆云々は、譬ヘを離れて、直に詔へるにて、【斯賀とは、海人に譬へたる物を指シて、其がと云言にて、即チ孃子の事にはあれども、孃子に向ひて、汝がと云とは異なり、さては斯賀と云る他の例にたがへり、】其ノ海人の、鮪魚のあたりに慕ひ依る如く、汝【孃子】が志毘ノ臣に從ひ依て、吾に疎く放りなば、吾レ

汝を戀しく思はむとなり、【然るを契沖も師も、阿禮婆を、在者とせられたるは、聞えぬことなり、さては此ノ御句いたづらにあまりて、何の意ともなし、且在者ならば、阿良婆と云ハでは、下の袮牟に叶はず、又うらこほしけむを、契沖、汝を誅せば、今こそ君臣の禮を亂りて惡けれども、戀しく思ひ出ることもあらむぞとなるべし、と云るも非なり、さては斯賈阿禮婆よりのつゞきは、いかに心得べきぞ、又志毘ノ臣を戀しく思ヒ出賜ふべきよしあらめやは、又師は、志毘ノ臣を殺して、嬢子をば吾ヵ得むほどに、鮪は嬢子を戀しく思はむとなり、と云れたるも、聞えぬことなり、何れの說も、海人よ、しがあればと云詞に、さらに叶はず、皆是レ鮪衝ッを、志毘ノ臣を殺す譬へとのみ心得られたるからの誤なり、】さて志毘都久志毘、と再ヒ詔ひ結めたるは、古哥の格にて、此ノ嬢子の、志毘ノ臣に從ひ依れることを、返す〳〵恨めしく慨く所思せる御心見えたり、【此ノ志毘都久も、海人の、鮪魚のあたりへ聚ヒ依るよしなり、下の志毘は、又志毘都人と重ねて云べきを、都久を略ける詞なり、契沖が、終ッに哀ノ字落たるか、鮪衝鮪をなるべし、と云る、哀ノ字落たるには非れども、意は其意とせむもあしからず、】さて書紀に、太子贈二影媛一歌曰、舉騰我瀰儞、枳謂屢個嗚比謎、拖摩儺羅磨、婀我褒屢拖摩能、婀波濔之羅陀魔、【琴頭に來居る影媛玉ならば、吾ヵ欲ル玉の鰒白玉なり、來居ルまでは、影の序なり、】とあるは、即チ此ノ御哥【おふをよし云々】なるが、傳への異なるなり、【御詞は皆異なれども嬢子を思ヒ給へる狀は同じ、】次に鮪ノ臣爲二影媛一答歌曰、於朋枳瀰能、瀰於寐能之都波拖、夢須寐陁黎、陁黎耶始比登謀、阿避於謀涴儞、【王の御帶の倭文服結垂、誰やし人も相思はなくになり、上ノ句は、誰の序のみにて、哥の意は、吾は鮪ノ臣をおきて、外には誰人をも思はずと云るなり、】とあり【此記の傳へには、此ノ答ノ哥は無きなり、又有ッしが脫たるにもあるべし、】此ノ哥は、志毘ノ臣己が思ふ隨によみつらめども、嬢子の心も信に如此ぞありけむ、其は此ノ次の、是ノ時影媛云々の文、又二首の哥【いすのかみ云々、あをによし云々】にて知られたり、○如此歌而は、上ノ件の王及志毘ノ臣の歌どもを併せて云

なり、○闕明は、加賀比阿加斯弖【加賀比、用言】と訓べし、闕ノ字、舊印本延佳本には開と作き、眞福寺本には闕と作り、今は一本又一本等に依れり、【此は開ノ字も夜の明るに由あれば、其に依て、アケボノ、若シはアカトキなど訓べきにやとも思へども、なほ開明とは書クべくもおぼえず、闕ノ字、宜しかるべくぞおぼゆる、其故は、加賀比は、男女哥をよみかはし、互に挑み競ふ意あれば、闘とも云べし、闕と作るも、闘を誤れるなるべし、開ノ字とは形遠し、さて加賀比は、万葉に、加賀布と用言にも云れば、闘を即チ用言に、加賀比と訓べきなり、】互に哥を詠交し、挑ミ争ひて、夜を明せるなり、○各退は、阿良氣麻志奴と訓べし、阿良久とは、會有者の、各別れて、罷散るを云、書紀神代ノ巻【黄泉ノ段】に、云々、乃散去矣、齊明ノ巻に、誘ニ聚散卒ニなどあり、【上の疎く放るを荒と云と、本一ッ意なり、又俗言に、物の間ヲを濶くするを、阿良久と云も、意同じ、】○明旦之時は、都登米弖と訓べし、其由は、穴穂宮ノ段に、明旦とある處【傳四十の四十葉】に云り、翌朝のことなり、○意富祁命、富ノ字有無の事、上に云り、【傳四十の四十四葉】○二柱、此ノ二字、諸ノ本に分注にしたるは誤リなり、今は延佳本に大書なるに依れり、○朝廷、廷ノ字、眞福寺本又一本には、庭と作り、【記中朝廷の廷ノ字、彼寺ノ本は、皆庭とあり、万葉なごにも、然書る處あり、古、は然も書るなるべし、】○志毘門、門は家を云フ、皇大宮をも朝廷【御門の意なり】と申す如く、臣の家をも、内々ならず、外さまの事に就ては、門と云るなり、又詔ノ詞などに、家統の事をも、氏門家門、又たゞ門とも云り、【今ノ世の言にも、家統の事を、門と云つねのことぞ、】さて此の御言は、志毘ノ臣が威權の甚しき由なり、其ノ狀書紀に見えたり、○亦今者、亦ノ字は誤なるべし、【眞福寺本又一本には弖とあり、其レも誤なり、又延佳本には此ノ字無きは、例のさかしらに除きたるにこそ、】師は尓なるべしと云れき、然もあるべし、いかにもあれ加禮と云べきところなり、○亦寢、【亦ノ字延佳本に必と作り、此レも私に改めつるにやと疑はしけれど、必、加那良受と云べき處にてはあるなり、】志毘臣昨夜通宵加賀比明しつれば、

眠たくて、今は寢てあらむとなり、○亦其門無人とは、旦のほどは、臣連八十伴ノ緒、みな朝廷に參赴る時なればなり、○難可謀は、波加理賀多祁牟と訓べし、【祁牟は加良牟の意なり、】○乃殺也【眞福寺本に乃ノ字無し、其は上なる臣之家の之ノ字を誤りて、乃と作たれば、其に紛ひて、此は落たるなるべし、其はいかにまれ、此ノ字は讀べからず、】は、登理賜伎と訓べし、殺すを登流と云こと、上に云り、【傳廿三の六十葉】○書紀武烈ノ卷に云、億計天皇崩、大臣平群眞鳥臣、專擅國政、欲王日本、陽爲太子營宮、了即自居、觸事驕慢、都無臣節、於是太子思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期會、影媛會奸眞鳥大臣男鮪、【鮪此云茲寐】恐違太子所期、報曰、妾望奉待海石榴市巷、由是太子欲往期處、遣近侍舍人就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進曰、官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、太子懷恨、忍發顏、果之所期、立歌場衆、執影媛袖、躑躅從容、俄而鮪臣來、排太子與影媛間立、由是太子放影媛袖、移迴向前立、直當鮪歌曰、之裒世能云々、鮪答歌曰、飫瀰能古能耶陛能哿羅哿根云々、太子歌曰、飫裒陀揣鳴云々、鮪臣答歌曰、飫裒枳瀰能耶陛能云々、太子歌曰、於瀰能姑能耶賦能云々、太子贈影媛歌曰、擧臚我瀰儞云々、鮪臣爲影媛答歌曰、於裒枳瀰能云々、太子甫知鮪曾得影媛、悉覺父子無敬之狀、赫然大怒、此夜速向大伴金村連宅、會兵計策、大伴連將數千兵、徼之路、戮鮪臣於乃樂山、【一本云鮪宿影媛舍、即夜被戮、】是時影媛云々、

於是二柱王子等。各相讓天下。意富祁命讓其弟袁祁命曰。住於針間志自牟家時。汝命不顯名者。更非臨天下之君。是既爲汝命

之功。故吾雖兄。猶汝命先治天下而。堅讓。故不得辭而。袁祁命。先治天下也。

各は、師の加多美尓と訓れたるに從ふべし、○意富祁命【此には、眞福寺本にも、富ノ字あり、】云々、是レより先に、數遍互に相讓り賜ひし御語ども有けむをば、上の各相讓と云にこめて、略きて、此には其ノ終に申シ賜へる御語のみを擧たるなり、○非臨の間に、爲ノ字など脫たるか、【非は不の意に用ひたるなり、其事首ノ卷にいへり、】○旣は、全と云むが如し、書紀繼體ノ卷には、全をスデニと訓り、相證すべし、さて此ノ上に、如此天ノ下治べくなれるは、と云ことを加へて心得べし、○先ノ治、此ノ次にも先治とあり、此ノ先とあるに心を着べし、吾は天ノ下治さじとにはあらず、吾も治すべけれども、袁祁ノ命先との意なり、○不得辭而は、右に云る如く、數遍讓りあひ給へる上に、かく申シ賜ふに依て、遂に得辭給はざるなり、書紀顯宗ノ卷に云、白髮天皇崩、是月皇太子億計王、與天皇讓位、久而不處、由是天皇姉、飯豐青皇女、於忍海角刺宮臨朝秉政、云々、冬十一月、飯豐青尊崩、十二月百官大集、皇太子億計、取天皇之璽、置之天皇之坐、再拜從諸臣之位曰、此天皇之位、有功者可以處之、著貴蒙迎、皆弟之謀也、以天下讓天皇、天皇顧讓、以弟莫敢即位、又奉白髮天皇先欲傳兄立皇太子、前後固辭曰云々、皇太子億計曰云々、天皇於是知終不處、不逆兄意、乃聽、而不即御坐、云々、元年春正月、大臣大連等奏言云々、制曰可云々、【白髮ノ天皇の御世より、袁祁ノ命の御位に即賜ふまでの間の事ども、此ノ記と書紀と、傳への趣の異なること多し、まづ此ノ記の傳へは、意富祁ノ命袁祁ノ命二柱を、針間より迎へ奉り賜へるは、白髮ノ天皇崩坐て後の事にて、飯豐ノ王の政所聞看てありしほどなるを、書紀の傳へは、二柱ノ王を迎へ奉り給へるは、白髮ノ天皇の御在位のほどにて、既に兒王を皇太子に

立奉ㇾ賜ひ弟王をも皇子とし奉ㇼ給へり、又飯豐ノ王の御事も、此ノ記にては、白髪ノ天皇崩坐て、天津日嗣所知看すべき王坐さゞりし故に、女王ながらしばらく政きこしめせるなり、然るを書紀の趣は、白髪ノ天皇崩坐て、皇太子意祁ノ命御位に即ㇼ給ふべきを、弟ノ命と相讓りて、御位に即ㇼ賜はで、ほど經ける故に、此ノ女王其間政所聞看るなり、此ら傳への趣の異なる物ぞ、】〇此ノ白髪ノ天皇、御年を記さず、御陵を記さず、此レより前には例なきことなり、【此ノ後には記さゞる例も多し、】書紀に、五年春正月甲戌朔、己丑、天皇崩ニ于宮一、時年若干とあり、御年は、或書には三十九とも、四十一ともあり、御陵は、書紀に五年春正月云々、冬十一月庚午朔戊寅、葬ニ于河内坂門原陵一、諸陵式に、河内坂門原陵、磐余甕栗宮御宇清寧天皇、在ニ河内國古市郡一、兆域東西二町南北二町陵戸四烟とあり、【帝王編年記に、葬河内國高安郡椎田原陵ニとあるは誤なるべし、】河内志に、在ニ古市郡西浦村一、稱曰ニ白髪山陵一、傍有ニ圓丘一曰ニ后白髪一と云り、【前皇廟陵記には、或曰今平野山中觀音堂上大松樹之所ㇾ生と云り、】

近飛鳥宮卷

袁祁之石巢別命。坐近飛鳥宮。治天下捌歲也。天皇。娶石木王之女難波王。无子也。

此ノ始メに、眞福寺本には、裝束別ノ王ノ御子、市邊ノ忍齒ノ王ノ御子と云十三字あり、【裝束は、伊奢木の三字を誤れるなるべし、】〇石巢別と申す大御名は、此を除て外には見えず、【書紀にも見えず、】御名ノ義未タ考へ得ず、〇此ノ天皇、後の漢樣の御諡、顯宗天皇と申す、〇近飛鳥宮、近ツ飛鳥遠ツ飛鳥の事、若櫻ノ宮ノ段【傳卅八の二十七葉】に委く云るが如し、然る

に此ノ天皇の宮は、大和【高市ノ郡】にて、かの遠ツ飛鳥の地なるを、近ツと云る所以は、彼ノ允恭天皇の、遠ツ飛鳥ノ宮【大和なり】と云號に對へてなるべし、【允恭天皇の宮を、遠ツと號るは、かの河内の近ツ飛鳥に對へてなるを、後には河内なるも大和なるも、其國にては、各たゞ飛鳥とのみ云なれたる上へにて、同じ飛鳥ながら、允恭天皇の宮の遠ツに對へて、此ノ御世のをば近ツと云なり、かの始メの近ツ遠ツは、地の遠キ近キを以て云ヒ、此御代の近ツは、かの遠ツ飛鳥ノ宮の御代の遠きに對へて云るにて、其ノ義異なり、此レを辨へずは、思ヒ惑ひぬべし、】書紀ニ云ク、元年春正月己巳朔、大臣大連等奏言云々、制曰可、乃召ニ公卿百僚於近飛鳥八釣宮ニ、即ニ天皇位ニ云々、【或本ニ云ク、弘計天皇之宮有ニ二所ニ焉、一宮ニ於少郊ニ、二宮ニ於池野ニ、又或本ニ云ク、宮ニ於甕栗ニ】とあり、【八釣は地ノ名なり、此地の事、傳廿二の六十三葉に云り、帝王編年記に、此ノ宮を大和ノ國高市ノ郡龍田ノ郡宮ノ西北是也とあり、大和志に、上八釣村なりと云り、】○捌歲、こゝに如此年ノ數を擧たること、是レより前には例なし、【此ノ後には例多し、師は此ノ二字は後ノ人の注なりと云れつれど、然もおぼえず、】○石木王之女難波王、書紀に、元年春正月云々、是月立ニ皇后難波小野王ニ、とあり、此ノ女王、初ノ難波に住居賜ひしなるべし、小野も地ノ名なるべし、【上に引る書紀ノ分注なる少郊を、私記にヲノと訓り、是レと同地ならむか、されど少郊としも書るは、いかがあらむ、】石木王は、書紀に、雄略天皇の御子に、磐城皇子あり、【此ノ記には無きは、漏たるなるべし、】是なるべし、【此ノ皇子、同母弟星川ノ皇子の亂ニによりて、御母吉備ノ稚媛、又異父兄など、星川ノ皇子と共に、燔殺され賜ひし事、清寧ノ巻の初メに見えたり、さて難波ノ小野ノ王を、書紀ノ分注に、雄朝津間稚子ノ宿禰ノ天皇ノ曾孫、磐城ノ王ノ孫、丘稚子ノ王之女也とあるは、誤なるべし、允恭天皇の御子に、磐城ノ王と申すは、書紀にも此記にも見えざれば、雄略天皇の御子なるを、傳ヘ誤れるなるべし、さて難波ノ王を、磐城ノ王の子と云と、孫と云とは何れか正しからむ、知リかたし、】書紀仁賢ノ巻に二年秋九月、難波小野ノ皇后、恐ニ宿不敬ニ自死、とありて、分注に、弘計天皇ノ時云々、【こは心得ぬ事なり、

其故は、然るまじき人の、假に天皇になり給ひたらむにこそ、かゝる事もあるべけれ、億計ノ天皇は、本より皇太子に坐々シて、後には其ノ御代になるべきは、豫てよく知られたることなるに、かく自死賜ふばかり恐れ賜はむには、當昔いかでかさる不敬をばし給はむ、又自死賜ふべきほどのいみしき不敬にもあらぬを、恐謀など云文もいかゞなり、ただかばかりのいさゝかなる事に依て、此天皇いかでか皇后と坐ス王を、誅奉リ賜ふばかりのことはあらむ、】

此天皇求其父王市邊王之御骨時。在淡海國賤老媼參出白王子御骨所埋者專吾能知。亦以其御齒可知。御齒者如三枝押齒坐也。爾起民掘土求其御骨即獲其御骨而於其蚊屋野之東山作御陵葬以韓帒之子等令守其御陵。然後持上其御骨也。故還上坐而召其老媼譽其不失見置知其地以賜名號置目老媼。仍召入宮內敦廣慈賜故其老媼所住屋者近作宮邊。每日必召。故鐸懸大殿戶欲召其老媼之時。必引鳴其鐸。爾作御歌。其歌曰。阿佐遲波良袁陀爾袁須疑弖毛毛豆多布。奴弖由良久母。淤岐米久良斯母。於是、置目老媼白僕甚耆老。欲退本國。故隨白退時。天皇見送。歌曰。

意岐米母夜。阿布美能淤岐米阿須用理波美夜麻賀久理弖美延受加母阿良牟。

御骨は、美加婆禰と訓べし、御屍の義なり、【其由は中巻明ノ宮ノ段、傳卅三の六十六葉に云るが如し、】此ノ御屍は、淡海ノ國ノ久多綿之蚊屋野に埋し事、穴穂ノ宮ノ段ノ末に見えたり、【傳四十の四十二葉】○求は、此ノ御屍與レ土等埋とありて、塚も築ざりし故に、其處の知リがたかりしかばなり、さて此は天皇御ミ親ラ淡海に幸行て求ギ尋ネ賜へるなり、下ノ文に還上坐とあるにて知ヌべし、【書紀も同じ】○老媼は、【媼は、説文に、老女ノ稱とあり、】意美那と訓べし、其ノ由は、上巻に老女とある處に云り、【傳九の十八葉】さて此ノ老媼、書紀には狹々城山君祖、倭俗宿禰ノ妹とあり、【倭俗が事、下に云べし、】此ノ記の傳へは、賤キ老媼とあれば、たゞ賤キ民と聞ゆ、○營出は、天皇の行在所【淡海なるべし、】になり、○所埋は、埋處と云意なり、【此レ昔ざまの事、傳ノ初ノ巻に云り、】○専は、吾を除て、外には知れる人無きよしの言なり、○亦只其御齒可知とは、吾今其ノ處をよく知れりと申せども、信に是なりや非やの知リがたく、猶疑はしく思ホし賜ふべきを、其も亦御齒にて辨別へ知るべきなりと申すなり、【亦と云るは、其か非ぬかも亦と云意なり、】○三枝は、冠辭考さきくさの條に見ゆ、信にさゆりのことなるべし、【福草と書るは、たゞ佐伎と云に福ノ字を借れるのみなり、字に意なし、漢國の瑞草とするは非なり、白檮原ノ宮の段に、山由理草とある、處に云ることをも考ふべし、【傳廿の卅一葉】○押齒は、和名抄に、蒼頡篇云、齵齒重生也、齵齒於曾波とある是なり、冠辭考【おしてるの條】に此を引て、襲重なれる齒のおはせるを云とあり、如三三枝一とは、彼ノ草の三莖の相對へる狀に重なれる御齒にぞありけむ、○掘土は、彼ノ老女が示シ教へたる處の地を掘るなり、○蚊屋野上に出、【傳四十の三十八葉】○葬は、【延佳

本に墓と作るは、私に改めたるなるべし、其由は下に云べし、】袁佐米奉ㇾ弖と訓べし、中卷倭建ノ命ノ段に、取ニ其ノ櫛ー作ニ御陵ー而治置也、○韓俗上に出、【傳四十の三十七葉】○令ㇾ守ニ其御陵ー、書紀に、元年五月、狹々城山君韓俗宿禰云々、【此ノ文も上傳四十の卅七葉に引り、考ヘ合すべし、倭俗ノ宿禰は韓俗が兄弟などにやありけむ、さて倭俗と置目とは、同母にて、韓俗は異母にやありけむ、詳ならず、】さて此は、後に陵戸と云物なり、續紀十七ノ詔に、大御陵守仕奉人等、云々、さて此ノ市ノ邊ノ王の御陵の事、或は云ク近江ノ國蒲生ノ郡日野の内、音羽村にありて、御廟野とも、御骨野とも云て、御陵今現存て、內なる石構露れて見ゆ、【傍に藥師堂あり、此ノ御陵の域内へ、牛馬を牽入ルときは、其牛馬忽ノに死ぬと云て、里人いたく畏ることなり、】さて日本紀には、此ノ御陵二ッ同じさまに築けるよし記されたれども、今二ノは無し、一ッなり、さて又此ノ御陵に葬リ奉れる前、初ノに埋ミ奉リし處は、こぼち塚と云て、蒲生野の內にあり、此ノ御陵の地とは、やゝ遠し、と里人語り傳へたり、】と云り、又近きころ或人の云ク、【右の音羽村なるは、市邊ノ王の御墓にはあらず、彼ヒは息長ノ墓なり、】今山城ノ國愛宕ノ郡【の北の極】に、久多谷あり、【久多越とて、近江若狹へ越る處なり、村々ありて、久多ノ莊と云、】近江ノ國高島ノ郡に和田村あり、若狹ノ國遠敷ノ郡に蚊屋野あり、此ノ處々、山城と近江と若狹と丹波と、四國の堺にて、皆相近くして、其ノ蚊屋野と云に塚二ッありて、御子塚と云、近江の久多綿之蚊屋野とあるは此ノ地にて、此ノ塚ぞ市邊ノ王の御陵なるべきと云り、何れか正しからむ、なほよく尋ねて定むべし、○然後持ニ上其御骨ー也、上に作ニ御陵ー葬とあれば、御屍は、蚊屋野の御陵に葬奉リ賜へりと聞えたるに、又如此云るは、いとも心得かたきことなり、【延佳本に、葬ノ字を墓に改めたるは此處の文を見て、御骨をば倭へ持て上り坐せれば、蚊屋野の御陵は、たゞ本より埋奉し處の表ばかりに、作リ賜へるものと心得ての所爲とおぼしけれども、記中御陵はたゞ御陵と書る例にて、御陵墓と書る例もなく、又御骨をば持テ上リ坐シたらむには、必倭ノ國にて、又改めて其處に葬奉ると云ことのあるべきに、其事見えず、

後ノ世までも、倭に此ノ御墓あることは、曾て聞えざるをや、又然後とあるに依ルに、一度ヒ蚊屋野に葬奉リ給へれども、ほど經て後に又さらに持上リ坐て、改めて倭に葬奉リ賜へるにやとも思へど、然るにては殊に其ノ倭國の改ノ葬奉リ給へる地を云ては、あるべくもあらず、師は、凡ノの御骸をば蚊屋野に葬奉りて かの御齒をしるしのために持上リ坐るか、又は前に埋たりし土、又衣冠などを以葬て、御骨をば持上リ坐るかと云れたれど、其も右に云ると同じことにて、かにかくに持上リ坐る事のみを記せるは、心得がたし、他物ならばこそあらめ、御骨をしも持上ゲて、遂に葬奉らずて、徒に置奉賜ふべき物かは、】○還上坐は、天皇淡海の蚊屋野より、倭の京になり、○其不失見置知其地は、【不ノ上の其ノ字は、讀べからず、】其地とは、昔彼ノ御屍を埋たりし處を云、不失は、師の和須禮受と訓れたるに從ふべし、見置は、【置ノ字、舊印本又一本などには眞に誤り、眞福寺本には貞に誤れり、今は延佳本又一本などに依れり、】慥に其處に目を着心を着置意なり、【今ノ世にも常に見て置、聞て置など云も、本其意なるを今ノ世に云は、置てふ言輕く聞ゆれども、輕き言には非ず、重き言なり、】○置目老嫗は、【目ノ字舊印本に其に誤り、一本又一本には因に誤れり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】上の見置に因れる名にて、置たる目と云意なり、【目を置ッと云意には非す、】○仍は加久弖と訓べし、【加禮と訓べけれど、近く下に故とあると重なりて、かしかましければなり、なほ此ノ字中卷明ノ宮ノ段にもありて、傳卅四の九葉に云り、】○敦廣慈賜、續紀十の詔に、厚支廣支德乎蒙而、又書紀神代ノ卷に、廣厚稱辭祈啓焉、大神宮儀式帳に、厚廣多々倍申などもあり、【又神代紀に、扳則廣厚ともあり、】○所住屋は須牟夜と訓べし、【所ノ字あるは、スメルと訓べきが如くなれど、此はすめると云べき處に非ず、凡て今ノ人は、此ノ言つかひの格を得辨へず、すむと云も、すめると云も、只同じことゝ心得ためり、】○鐸は、奴理弖と訓べし、【弖は常に濁りて呼ども、淸音ノ字なり、書紀にも淸音の底ノ字なり、】字鏡に、鋠奴利氐、【鋠ノ字は心得ず、】政事要畧に、鐸倭訓奴手などあり、鈴の

大なるを云り、鐸ノ字、説文に大鈴也、と云るに當れり、万葉十七四十五丁に、之良奴里能鈴、【須受は總名にて、其中に大きなるを奴里豆とは云なり、故古書に、須受をば鈴と書き、奴里豆をば鐸と書て、鈴とは書ず、】和名抄には、楊氏漢語抄云、鈴子須々、三禮圖云、鐸、令之鈴其匡以銅爲之、とありて、奴里豆と云名は見えず、【又古語拾遺に、鐵鐸、古語佐那伎とある、佐那伎と云名は、外に見えず、】○引鳴は、其鐸を懸たる綱の長きを、大殿の内より引て鳴すなり、○阿佐遲波良は、淺茅原なり、○袁陀尓袁須疑弖は、小谷を過てなり、小谷は、只谷にて、小は小野小川など云類なり、【地ノ名にも、小初瀬、小佐保、小筑波など云り、さて此ノ袁陀尓は、峯谷かとも思へど陀は濁音なれば、然らず、】書紀には、此ノ御句、鳴贈爾鳴須擬とあり、其に就ては、淺茅原も、小谷も、地ノ名かとも思はるれど、【淺茅原は、書紀崇神ノ卷に、神淺茅原此ノ卷に、彼々茅原、淺茅原神樂哥に、かさの淺茅原などある是にて、今も城上ノ郡に笠村あり、茅原村あり、さて鳴贈爾は、高市ノ郡に尾曾村あり、是か、又曾爾にて、鳴は例の小にてもあるべし、小谷と云地ノ名もあるべし、】是は實に其ノ處々を經て來るに非ず、たゞ戯に詔へるなれば、某處と地ノ名を指て詔ふとせむよりは、たゞ野山を經たる由にてぞ宜しかるべき、【然れば、書紀の鳴贈爾はいかゞ、若字を寫誤れるにはあらざるか、】○毛毛豆多傳は、百傳ふなり、中卷輕島ノ宮ノ段ノ大御哥に見えて、彼處に云り、【傳卅二の三十三葉】此は冠辭考に、百と多くの野山を經傳ふ意にて、淺茅原小谷を過てと詔へり、此ノ老嫗は、宮ノ邊に居れども、鐸の音して參れば、御戯に、驛路のさまに詔へるなりとあり、又たゞ鐸の枕詞ともすべし、【其時は、此詞には多くの野山を經る意はなくてたゞ驛路の鈴に依れる枕詞なり、】何れにまれ、驛路は鈴を鳴して經行ことなる故に、かく戯に賜へるなり、【賀茂翁が、置目が綱を傳ひて、多く足を運ぶ意なりと云るは、いみしきひがことなり、】万葉十四十七丁に、須受我禰乃、波由馬宇馬夜能、云云、十八二十丁に、須受可氣奴波由麻久太禮利、○奴弖由良久母は、【弖清音なり、延佳本には、母ノ下に夜ノ字あり、今は

諸本に依れり、】書紀には、毋の下に與ノ字あり、鐸瑲々もなり、奴弖は、奴理弖の理を省ける名なり、【或人奴弖はもと百濟ノ言なりと云り、若然らば、もと奴理弖も然るにや、なほよく考ふべし、】由良久は、玉又鈴などの搖きて鳴る聲なり、上卷玉緒毋由良邇、云々とある處に云るが如し、【傳七の四葉】毋は助辭なり、【毋與毋夜と云も同じ、】○淤岐米久良斯毋は、置目來らしもなり、良斯は、推測る辭なり、【鈴の音のするを所聞て、置目が來るよとおしはかり賜ふよしなり、】さて此ノ御哥、書紀の文の趣にてはことわりよく當りて聞ゆるを、此ノ記にては、鐸を引鳴し給ふは、此ノ老女を召ス時の事なるに、其音を聞して、此老女が來るよとおしはかり賜ふは、いさゝかことわり違へるが如し、但し此ノ鐸を引鳴して召せば、いつも程なく來る故に、其音を聞賜へば、はや老女が來る如く思看て、かくもよませ賜ふべきにや、】書紀云、二年二月詔曰、先王遭離多難、殞命荒郊、朕在幼年、亡逃自匿、猥遇求迎、升纂大業、廣求御骨、莫能知者、詔畢、與皇太子億計泣哭憤惋、不能自勝、是月召聚耆宿、天皇親歴問、有一老嫗進曰、置目知御骨埋處、請以奉示、【置目、老嫗名也、近江國狹々城山君祖、倭帒宿禰妹、名曰置目、見下文】於是天皇與皇太子億計、將老嫗婦、幸于近江國來田綿蚊屋野中、掘出而見、果如婦語、臨穴哀號、言深更慟、自古以來、莫如斯酷、仲子之尸、交横御骨、莫能別者、爰有磐坂皇子之乳母、奏曰、仲子者上齒墮落、以斯可別、於是雖由乳母、相別髑髏、竟難別四支諸骨、由是仍於蚊屋野中、造起雙陵相似如一、葬儀無異、詔老嫗置目、居于宮傍近處、優崇賜䘏使無乏少、是月詔曰、老嫗伶俜羸弱、不便行歩、宜張繩引絙扶而出入、繩端懸鐸、無勞謁者、入則鳴之、朕知汝到、於是老嫗奉詔鳴鐸而進、天皇遙聞鐸聲歌曰、云々、○退時は、夜理賜時尓と訓べし、凡て聽して往去しむるを、夜流と云こと、万葉ノ哥などにも見え、常にも云ことなり、【又麻氣賜ノ時とも訓べし、麻氣は、令罷の切りたる言にて、官に任をマケと訓も、他國の官に罷らしむる

を云なり、京ノ宮には云ことにあらず、此事上にも云り、】○見送は、其ノ出ァ立ッ處に行キ臨ミ坐て、送リ賜ふなり、万葉廿二十八丁に、麻都能氣乃、奈美多流美禮婆、伊波妣等乃、和例乎美於久流等、多々理之母己呂、○意岐米母夜は、置目もやなり、母夜は助辭なり、書紀には慕與とあり、万葉二十一丁に、吾者毛也ともあり、○阿布美能淤岐米は、淡海之置目なり、【契沖が、淡海の海の奥とつゞけさせ賜ふ意もあるべし、と云るは、ひがことなり、其意は更ッに無し、】○阿須用理波は、自リ明日ー者なり、○美夜麻賀久理弖は、御山隠而なり、美夜麻は眞山と云むが如し、加久禮を加久理と云は、古言の活用なり、【契沖が、利と禮と五音通せりと云るは麁し、こはたゞ通ハシ用ヒたるには非ず、古ヘと後と、言の活用のかはれるなり、此ノ言、古ヘはかくらむ、かくり、かくると活き、後は、かくれむかくれかくるかくるゝと活用けり、此たぐひなほ彼此あり、】上卷ノ哥に、比賀迦久良婆、書紀推古ノ卷ノ哥に、訶句理摩須、万葉五十六丁に、許奴禮我久利弖、十五九丁に、夜蘇之麻我久里、又十二丁久毛爲可久理奴、十七四十五丁に、久母我久里など見ゆ、さて此は山の隔たりて見えぬを云るなり、【山へ入リ隠るゝにはあらず、】○美延受加母阿良牟は、不レ所レ見歟もあらむなり、【契沖云ッ、續古今集に、此哥を、さゝなみや近江のをとめ明日よりは、◦み山がくれて見えずもあらなむ、と改めて載セらる、置目は老女なるを少女、見えずかもあらむを、見えずもあらなむと改められたること、尤おぼつかなしと云る、まことに然ることなり、凡て代々の撰集に、万葉などの古キ哥を、詞を改めて入レられたるには、此ノ類のひがこといと多き中にも、是レは見えずもあらなむとては、見えずあれかしと願ふ言にて、其意表裏のたがひにて、聞えぬ哥となれるをや、そも〳〵撰者、かばかりのことを辨へられざるにはあらざめれど、強て直さむとせらるゝから、かゝるいみしきひがこともあるなり、】書紀ニ云ク、二年九月、置目老困乞還曰氣力衰邁老耄虚羸、要假扶繩不能進歩、願歸桑梓以送厥終、天皇聞惻痛、賜ニ物千段ヲ、逆傷岐路重感難期、乃賜レ歌曰云々、

初天皇逢難逃。時。求奪其御粮猪甘老人。是得求。喚上而斬於飛鳥河之河原。皆斷其族之膝筋。是以至今。其子孫上於倭之日。必自跛也。故能見志米岐其老所在。志米岐三字以音故其地謂志米須也。

逢難逃時云々、此ノ事穴穂ノ宮ノ段の終に見ゆ、【傳四十の四十三葉】○求ノ字は、初ノ字の上に在る意なり、○喚上は、京へなり、○飛鳥河、此ノ地の事は上に云り、【傳卅八の二十七葉】河は、書紀推古ノ卷にも見え、孝德ノ卷に、飛鳥ノ河ノ邊ノ行宮、齊明ノ卷に、飛鳥川原ノ宮、又飛鳥ノ川原など見え、【凡て川原と云は、今ノ世に云川原のみには非ず、川近き地を云り、さて此ノ飛鳥の川原は、やがて地ノ名にもなれるか、川原寺と云も、此ノ川ノ邊なり、】万葉二【二十丁】に、飛鳥、明日香乃河之、上瀬尓、云々、三【二十丁】に、明日香能、舊京師者、山高三、河登保志呂之云々など、なほ卷々に多く、後ノ世まで哥いと多く、名高し、○斬は、猪甘ノ老人をなり、○族上に出、【傳四十一の十七葉】○膝筋は、膝の裏【俗に云ひつかがみ】の筋なるべし、和名抄に、膝比佐、また、筋須知とあり、書紀神功ノ卷に、拔新羅王臏筋云々、【和名抄に、膝胴師說比佐乃加波良、臏膝骨也、阿波太古、俗云阿波太、今按臏與膝胴名異實同とあり、これは今云膝頭なり、】とあるは、筋には非れども、似たる事なり、○是以、【諸ノ本には以是とあり、今は眞福寺本に依れり、】○至今、【眞福寺本には、至ノ下に于ノ字あり、】○子孫は、古杼毋と訓べし、先祖をも、淤夜と云、子孫をば末々までも古と云は、古言なり、○上於倭之日、日はたゞ時と云意か、又思ふに、國より上る道の間は然もあらで、正しく倭に至着

日の意にて、日とは云るにもあるべし、○自跛也、和名抄に、説文云、蹇行不レ正也、訓二阿之奈閇一、此間云、那閇久と見え、字鏡に、蹇足奈戸久馬ともあり、なほ中卷にも見えて云り、【傳廿五の二十三葉】考へ合すべし、さて御咎めを蒙リて、先祖の膝筋を斷れたりしに因リて、子孫末々まで如此るを以ても、天皇の御德の、可畏きほどを知リべし、○其老の下に、人ノ字脱たるか、○所在は、在ル處の意なり、○見志米岐は、書紀天武ノ卷に、令レ視二占應レ都之地一とある視占と同じ、岐は過往し事を語辭なり、うつほの物語【俊蔭ノ卷】に、四五百人の兵にて、人ばなれたる處を求むるに、此ノ山をみしめて、おそろしきいかき者ども、一山にみちて云々などもあり、志米は、しめゆふなど云しめと同言にて、處を求めて、此處と見定むる意なり、さて此は、其ノ見占たる者を、誰レとも、如何なる人とも擧ずして、如此云るは、穩ならず聞ゆるを、【故思ふに、此はもと故其老人、能見二志米岐所在一と其老の二字を上に書クべき意にて、彼ノ老人が、人に知らるまじき處をよく見占て、隱れ居たりしよしにて、見志米は、老人が自ラ身を隱すべき處を見占たるなりけむを、傳への間にまがひて、事の違へるには非るか、若シ右の如くなるときは、見志米てふ言の意も、かの天武紀うつほの物語などにあると、今一きは殊によく合へり、】たすけて云ハば、其人は誰とも傳はらざれども、誰にまれ、此ノ老人のいかで見顯されじと深く隱れ居たりけむを、よくも見占たることゝ、稱たるにやあらむ、○故其地、【師は、其の上に號ノ字脱たるかと云れたり、記中の例、かゝる處、多くは號ノ字あり、然れども、又無き處も彼是あるなり、】こは何國とも記さゞれば、今何處とも考へがたし、○志米須、志米は、上の見志米の志米なること論なし、須は、【師は村の意かと云れたれど、村を須と云べき由なし、若シ村主などを思はれたるにや、其は謂れず、又示すと云言は、令レ占にて、人に慥に見定めしむる意にて、志米は此の志米と同じけれど、須は令の義なれば、此は示にも非ず、又書紀神功ノ卷に、開テ寶藏ヲ以示二諸珍異一云々、此ノ示を、ミシメと訓るは、示と見占と一ツの如く思ふ人あるべけれど、然

らず、此ノ示は、只令ノ見にて、人に見するよしなり、しめすと意は通へども、言は異なり、思ひ混ふべからず、】栖か、若シ然ならば、見占られたる彼ノ老人の栖と云意なり、【須美加を須と云は古言なり、さて上の見志米岐を、老人の自ノ隱るべき處と見占たる意とするときは、此ノ志米須も、其ノ意にて、隱るべき處と自ラ占たる栖と云義なり、】さて此ノ地ノ名、物に見えたることあるか、【又今もありて、此ノ故事を語り傳へたる處などはなきにや、】尋ぬべし、

天皇深怨殺其父王之大長谷天皇欲報其靈故欲毀其大長谷天皇之御陵而遣人之時其伊呂兄意富祁命奏言破壞是御陵下可遣他人專僕自行如天皇之御心破壞以參出爾天皇詔然隨命宜幸行。是以意富祁命自下幸而少掘其御陵之傍。還上。復奏言既掘壞也爾天皇異其早還上而詔如何破壞答白少掘其陵之傍土天皇詔之欲報父王之仇必悉破壞其陵何少掘乎答曰所以爲然者父王之怨欲報其靈是誠理也然其大長谷天皇者雖爲父之怨還爲我之從父亦治天下之天皇。是今單取父仇之志悉破治天下之天皇陵者後人必誹謗。

唯父王之仇不可非報故少掘其陵邊既以是恥足示後世如此奏者天皇答詔之是亦大理如命可也

其ノ靈は、大長谷ノ天皇の御靈なり、今は其ノ現御身は世に坐シ々ッざれば、其靈に報イ奉リ給はむとなり、和名抄に、靈日本紀云、美太萬、一云美加介、又用二魂魄二字一とあり、續紀廿八の詔に、御世々々乃、先乃、皇我御靈乃、云々、廿九の詔に、開闢已來、御　宇天皇御靈云々、○毀は、夜夫流と訓べし、此ノ同事の下ノ文に、幾度も出たるを、多く破壞と書キ、又壞とも破とも書たり、皆同く然訓べし、【師は何れをも、皆アバタスと訓れき、其は鎭火祭ノ祝詞に、吾乎見阿波多志給比津、とあるに依ラれたるにて、彼ノ考に、阿波多志は、荒破と云言にて、あばれ、あばら、あばく、など云類なりと云れたれど、かの阿波多志は、顯露にする意の言にて、荒し破る意には非ず、あばる、あばら、あばくなども、皆あらはなる意、あらはにする意なり、荒るゝ意、荒す意と心得るは俗なり、さて此も御陵を發き顯はし賜はむとには非ず、たゞ高く築きたる山を毀破り賜はむとなり、故レ破壞とは書るなり、書紀に、摧骨投散などあるは、例の潤色ノ文とこそ聞えたれ、】夜夫流と云は、萬ノ物に亘る言なり、【今ノ世の心にては、塚などを毀つを、夜夫流と云むは、いかゞともおぼゆべかめれど、然らず】抑かく御陵をしも毀らむと所思しよれるは、彼ノ父王の御屍を、地に等く、埋賜ひしに報イ賜ふ御心なりけむかし、○遣は都加波須と訓べし、【つかはし賜ふと云は俗し、凡てつかはすと云に、賜ふと云ことを添ることなし、】○意富郁命、【諸ノ本に富ノ字なし、今は延佳本に依れり、次なるも同じ、○不可遣他人は、他人にては、大御心の如くに得あらじとの意にて、申ッ賜へるにて、裏の御心には、少し掘て止むと所思せるからなり、○專は、他人を雜へず、唯一人なり、【但し御從人、又役夫なども無くてとには非ず、此ノ事を執行ふに、他人を雜へざ

るよしなり、】○天皇、此は意富佉美と訓奉るべし○參出は、還參入むなり、【師は、出ノ字を衍かと云れつれど、出にて宜し、參出は、參入と云と同じことなり】○隨命宜幸行とは、天皇の詔詞ながら、意富祁ノ命は大御兄命に坐スが故に、崇めて命又幸行とは詔へるなり、】○下幸而は、【多くの本に而ノ字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、】大長谷ノ天皇の御陵は、河內ノ國丹比ノ郡なり、○傍は、此は加多閇と訓べし、○少掘、こゝには破壞と云ずして、掘と云るは、意富祁ノ命は破壞奉ラむの御心なき故なるべし、【次の御答に申シ給へるも同じ、】○既とは、甚早く還リ上リ坐て、未ダ破壞訖ルべき間もなきに、早既破壞つと云意にて申シ賜ふにて、天皇の必ス異ミ問ヒ賜はむことを、此方よりも催し給ふ意にて、故にかく申シ給ふなり、○異ニ其早還上は、大凡天皇の御陵などは、甚大キにして、廣く高く築きたる物なれば、其悉ク毀壞むには、いかに多くの人を役ふとも、易く時の間に破訖るべきに非るに、餘り速ク還リ坐る故に、異ミ賜へるなり、○如何は、伊加佐麻尓と訓べし、【俗言にどのやうにと云意なり、】○悉破壞とは、築上たる限リをば殘さず壞り去て、平地になすを云、【これ彼ノ父王を地と等く埋み給へりし報イに、然爲むとおもほせるなり、】○答曰、【師は、曰ノ字を白なるべしと云れき、信に上なるも答白なり、】○爲然は、たゞ少シ掘て止むるを云、○怨、此は阿多と訓べし、次なるも同じ、【字書に仇也と云る意なり、】○父之怨、同事の度々出る故に、王ノ字をば省けるなり、讀にはちゝみこと訓べし、御陵の御ノ字を省きて、陵とも書るも同じ、○還は、加閇理弖波と訓べし、仇なると表裏なるを云、○從父は、父の從父兄弟を云り、大長谷ノ天皇は、市邊ノ王の從父兄弟に坐ませばなり、【そも〳〵父の伊登古は、尓雅ノ釋親に、父之從父晜弟爲ニ從祖父ト、と云る是なり、晜は昆と同じ、從祖父とは、祖從而別れたる父と云意なり、かくの如くなれば、此は從祖父と書クべきを、祖ノ字を省きて、從父とは書るなるべし、然れども、從父晜と云稱はこれかれあれども、たゞ從父と云稱は見えず、もとより父の伊登古を然云ることなし、又和名抄に、從母尓雅云、母之姉妹曰從母、母方乃平波とあるに準へば、父の兄弟をこ

こ從父とは云ヾもせめ、其も此には叶はざるをや、】さて父ノ從父兄弟をば、古ヘ何と云けむ、和名抄にも見えざるを、今思ふに、其も古ヘは廣く通はして、袁遲とぞ云けむ、さる類あり、倭迹々日百襲姫ノ命は、孝靈天皇の御子にて、崇神天皇の王姑に坐々をも、書紀ノ崇神ノ卷に、天皇ノ姑とあり、此に准へて、此ノ從父も、袁遲と訓べし、○取は、執泥みてなり、【猶を
○唯は、多陀志と訓べし、後ノ世の文に、但ノ字を然訓て意を轉して云處におくを、此も其意なり、古言なるべし、ナホシと訓ふこともある類にて、唯をたゞしと云こともありけむ、】○以是恥は、加久波遲美世麻都理弖阿禮婆と訓べし、【字のまゝに訓むは、漢文ぶりなり、】人を恥辱しむるを、令見恥と云は、古言なり、上卷に、令見辱吾とあり、此は少にても其ノ御陵を掘たるは、大長谷ノ天皇に恥を見せ奉り賜へるなり、○示後世とは、市邊ノ王を殺ヒ賜ひし怨を報られて、今かく御陵を掘ヒ壞られ賜ふことを、後ノ世まで見せ知らしむるを云、○是は、阿閇那本と訓べし、【俗言にこれでよい、それでよいと云意なり、】凡て云々するに足れり、云々するに不足と云は、漢文にて、皇國の語に非ず、【此ノ記は、勤めて古語のまゝに書りと云へども、なほをり／＼はかゝる漢文ぶりもまじれるなり、】字のまゝには訓べからず、○是亦大理とは、天皇の、父王の怨を報イむと所念看ることを、意富祁ノ命の、誠理也と申シ賜へるに應へて、是亦と詔ふなり、是とは、意富祁ノ命の今申シ賜へることを指て詔ふなり、さて大てふ言を加へて、大理としも詔へるは甚く感給へるにて、已ノ命の所思看るよりも、其ノ理りの優れるよしなり、○如命可也は、美許登能碁登久弖余志と訓べし、命は、意富祁ノ命の申シ給へる御言なり、【余志と云に可ノ字を書るは、漢國にて、臣下の申す事を王が聞入れ許して可と云、これなり、制曰可など漢籍に常に見ゆ、書紀にも見えて、ヨシと訓たり、】○書紀に云、二年秋八月、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王無レ罪、而大泊瀨天皇射殺、棄二骨郊野一、至レ今未レ獲、憤歎盈レ懷、臥泣行號、志レ雪二讎恥一、吾聞云々、願壞二其陵一、摧レ骨投散、今以レ此報、不二亦孝一乎、皇太子億計、歔欷不レ能レ答、乃諫曰、不可、大泊瀨天皇正統萬

機、臨照天下、華夷欣仰、天皇之身也吾父先王、雖是天皇之子、遭遇迍邅、不登天位、以此觀之、尊卑惟別、而忍壞陵墓、誰人主以奉天之靈、其不可毀一也、又天皇與億計、曾不蒙遇白髮天皇厚寵殊恩、豈臨寶位、大泊瀨天皇、白髮天皇之父也、億計聞云々、陛下饗國、德行廣聞於天下、而毀陵飜見於華裔、億計恐其不可以莅國子民也、其不可毀二也、天皇曰善哉、令罷役、

故天皇崩。即意富祁命知天津日繼天皇御年參拾捌歲治天下八歲御陵在片岡之石坏岡上也、

天皇崩は、書紀に、三年夏四月丙辰朔庚辰、天皇崩于八釣宮とあり、○意富祁ノ命、【多くの本に富ノ字なし、今は眞福寺本、又延佳本に依れり、】○天津日繼、【繼ノ字、眞福寺本には續と作り、】上卷に見ゆ、【傳十四の三十七葉】○參拾捌歲、書紀には、御年は見えず、或書には三十一、或書には四十八とあり、○治天下八歲、初メにも如此あるを同じことを又記せるはいかゞ、固記中例もなし、【師は後ノ人の注なりと云れき、】○片岡は、上に出、【傳廿一の六十葉】○石坏岡、【舊印本又一本などに、坏岡の二字を脫せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】書紀仁賢ノ卷に、元年冬十月丁未朔己酉、葬弘計天皇于傍丘磐杯丘陵、諸陵式に、傍丘磐杯丘南陵、近飛鳥八釣宮御宇顯宗天皇、在大和國葛下郡、兆域東西二町、南北三町陵戶一烟、守戶三烟とあり、【南ノ陵とは、後に北ノ陵もある故に云り、】大和志に、傍丘磐杯丘南陵、昔在葛下郡今市村、寛永年間、陵崩、遂爲民居と云り、【いとも畏きわざなりけり、或書に、平野村にありと云、又或書に、平野村の北に在、字片岡山と云などいふは、武烈天皇の御陵か、まぎらはし、なほよく尋ぬべし、】

廣高宮卷

意富祁命坐石上廣高宮治天下也天皇娶大長谷若建天皇之御子春日大郎女生御子高木郎女次財郎女次久須毘郎女次手白髮郎女次小長谷若雀命次眞若王又娶丸邇日爪臣之女糠若子郎女生御子春日山田郎女此天皇之御子幷七柱此之中小長谷若雀命者治天下也

此ノ首に、眞福寺本には、袁祁ノ王ノ兄とあり、○意富祁命【多くの本に富ノ字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、また命ノ字、眞福寺本には王と作り、】○此ノ天皇後の漢様の御謚、仁賢天皇と申す、○石上は上に出、【傳十八の五十二葉】○廣高宮は、稱賛へたる號なるべし、書紀神代ノ卷に、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚、などもあり、書紀に、元年春正月辛巳朔乙酉、皇太子於石上廣高宮即天皇位とあり、此ノ宮の地、帝王編年記に、山邊郡石上左大臣家北邊田原とあり、【大和志に、山邊ノ郡嘉幡村と云り、】○春日大郎女、朝倉ノ宮ノ段には、此ノ皇女漏て見えず、書紀に見えて、彼ノ御段に引り、【傳四十一の三葉】又此ノ御卷に、元年云々、二月辛亥朔壬子、立前妃春日大娘皇女爲皇后【春日大娘皇女、大泊瀬天皇、娶和珥臣深目之女童女君所生也、】○高木郎女、景行天皇の御子に、高木比賣ノ命、應神天皇の妃に、高木ノ入比賣ノ命などと云あり、書紀に高橋大娘皇女とある、是なるべし、【高橋は、大和ノ國添上ノ郡の地

名なり、書紀崇神ノ卷、又武烈ノ卷の哥などに見ゆ、御母の更名も、高橋ノ皇女とあり、同地なるべし、】○財郎女、御名義上【傳廿九の四十八葉】に云り、書紀に、朝嬬皇女とある、是なるべし、【朝嬬地名なり、上に出、】○久須毘郎女、御名ノ義、上卷熊野久須毘命の下に云るが如し、【傳七の五十七葉】○手白髪郎女、【白髪は借字なり、】御名、瓦器ノ名なり、貞觀儀式【大嘗會ノ儀】に、水部一人、執多志良加、【大嘗祭式、宮内式、江家次第などにも、かく見ゆ、】四時祭式【供神今食料】に、多志良加四口、大嘗祭式【供神御雜器の中】に、多志良加八口、主計式に、多志羅加二口、【受一斗、】また手白髪瓫四口、などある是なり、【水部執とあるを思へば、水を入るゝ器にや、又受一斗ともあれば、やゝ大なる器と見ゆ、此ノ物和名抄には見えず、】さて御名に負せるは、其由あるべし、○小長谷若雀命、【雀ノ字、舊印本又一本に、鷦鷯と作るは、後ノ人の、書紀に依て改めたるなり、今は眞福寺本延佳本又一本又一本などに依れり、次々なるも皆同じ、】小長谷は、長谷に坐々るに因り、大長谷ノ天皇に對へて、小と申せるなり、若雀も、大雀ノ天皇に對へたる御名なり、書紀に、七年春正月立小泊瀨稚鷦鷯ノ尊爲皇太子、○眞若王、同名多し、書紀に依れば皇女なり、【同名の例は、男にも女にもあり、】書紀云、皇后遂産一男六女、其一曰高橋大娘皇女、其二曰朝嬬皇女、其三曰手白香皇女、其四曰樟氷皇女、其五曰橘皇女、其六曰小泊瀨稚鷦鷯天皇、其七曰眞稚皇女、【一本以樟氷皇女列于第三、以手白香皇女列于第四、】とあり、此ノ中に、橘ノ皇女、此ノ記に、此には漏たり、廬入野ノ宮ノ段に、天皇娶意富祁天皇之御子、橘之中比賣命云々とあり、○丸邇は、【諸ノ本に、邇ノ下に臣ノ字あり、今は眞福寺本に無きに依れり、此ノ字名の下にもあればなり、凡て加婆禰は、名ノ下に稱ば姓ノ下には云ハざることなり、重ねて云ることなし、】姓にて上に出、【傳廿二の四十六葉】○日爪は、比都麻と訓べし、【爪を延佳本に瓜と作て、○○フリと訓るは、例のさかしらのひがことなり、其は書紀の分注に、日觸とあるに思ひてなるべけれども、彼ノ分注の説は、應神天皇の妃に、和珥日

鰯使主の女なるがあるを混ひたるひがことなり、彼ノ日觸、此記に比布禮とあり、さて又瓜をふりと云ることなし、】此ノ人師木島ノ宮ノ段にも紛れて又出たるを、書紀に日抓と作れたる、抓は柧を誤れるにて、都麻なり、【神代紀に、柧津姫命などありて、柧はツマと訓ム字なり、万葉に、眞木のつまでなどあるも是なり、字鏡に、抓搯也、爪刻也云々、豆称とあれど、此ノ字にはあらず、】さて爪は、都米なれども、都麻とも常に云り、【爪を都麻と云は、酒をさか、船をふな、稲をいなと云類の例にて、爪某と下に言を連ぬるときのことなれども、又食を宇迦之御魂、天を天原など、之とつゞく時も、第一ノ音に轉言例も多ければ、此も之臣とつゞけ云る處なる故に、都麻に爪ノ字を書るなるべし、又柧ノ字の木偏を、例の省きて、爪と作りとしてもあるべし、かにかくに、爪はツマと訓べく、柧は、ツメとは訓がたければ、必ひつゝなり、抑此ノ日爪の訓、まぎらはしくして、惑ふ人ある故に、今委く云なり、】○糖若子は、奴加能和久呉と訓べし、一糖、和名抄には見えず、字鏡に、秫俗作糠、云々、又奴可と見え、又万葉四に、不賺と云辭に、賺と借て書り、此の賺を、書紀にアラと訓るは非なり、あらに此ノ字を用ひむこと、あるべくもあらず、さて若子は、和久呉と訓べき例なり、又某若子と云例、皆之と云り、但し女に某若子と云る名はめづらし、さて又書紀に、此ノ名糖君娘とある君ノ字は、若を誤れる本を、其ノまゝに取られたるなるべし、】○春日山田郎女、【山ノ字、諸本に少と作、眞福寺本に小と作り、今は延佳本に依れり、】春日は御母の家、丸邇は即チ春日の内なり、【故レ丸邇氏を、書紀に春日和珥臣ともあり、】かくて春日に坐々しこと、書紀繼體ノ卷、勾ノ大兄ノ皇子の御哥に見えて、其處には、春日皇女とあり、山田は、和名抄に、河内國交野郡に山田鄕あり、是か、後に山田と云處に坐しことぞありけむ、書紀に、次和珥臣日爪女糠君娘生一女、是爲春日山田皇女、【一本云、和珥臣日觸女、大糠娘生一女、是爲山田大娘皇女、更名赤見皇女、】とあり、【神名帳に、近江國犬上郡山田神社、坂田郡山田神社、伊香郡赤見神社などあり、是らの地ノ名にや、】さて安閑ノ卷に、元年

三月、有司爲天皇納采億計天皇女春日山田皇女爲皇后【更名山田赤見皇女、】二年冬十二月、天皇崩、葬于河內舊市高屋丘陵、以皇后春日山田皇女、及天皇妹神前皇女、合葬于是陵、諸陵式に、古市高屋墓、春日山田皇女、在河內國古市郡、兆域東西二町、南北二町 守戸二烟、○若雀命、【諸本に命ノ上に之ノ字あり、今は眞福寺本に無きに依れり、又一本に、命ノ下に坐長谷ノ三字あり、】○此ノ天皇、御年をも御陵をも記さず、いかにぞ、書紀に、十一年秋八月庚戌朔丁巳、天皇崩于正寢、とありて、御年は見えず、或書には五十、或書には五十一と記せり、○御陵は、書紀に、同年冬十月己酉朔癸丑、葬埴生坂本陵、諸陵式に、埴生坂本陵、石上廣高宮御宇、仁賢天皇、在河內國丹比郡、兆域東西二町、南北二町、守戸五烟とあり、埴生坂、上に見ゆ、【傳卅八の十三葉】河內志に、埴生坂本陵、在丹南郡黒山村管內、陵畔有冢二、と云り、【是を、天武天皇の御陵と俗に云は誤なり、又此御陵を、或は葛井寺の南に在と云、或は錦部ノ郡野中村に在りなど云は皆誤なり、】

列木宮卷

小長谷若雀命坐長谷之列木宮治天下捌歳也此天皇无太子。故爲御子代。定小長谷部也御陵在片岡之石坏岡也天　皇既崩　無可知日續之王故品太天皇五世之孫袁本杼命自近淡海國令上坐而合於手白髮命授奉天下也

此ノ天皇後の漢様の御謚、武烈天皇と申す、○列木宮、書紀に云々、於是太子命有司設壇場於泊瀬列城陟天皇位遂定都焉、また、仁賢ノ巻にも、及有天下都泊瀬列城とあり、此らの文に依れば、列木は本よりの地ノ名にやありけむ、【此ノ宮の蹟、或云ク長谷寺の南なる出雲村の北ノ方に、武烈天皇の御屋敷と云處あり、是なりとぞ、】○无太子は、御子とあるべきを、【前々の例然り、】太子としも云るは意あるか、此ノ天皇にして、遠く仁徳天皇より以來の皇統は絶坐ることを思ひて、日繼御子坐まさずとは云るにや、○御子代は、【子ノ字を、延佳本に、名と作るは、例のさかしらに改めたるなるべし、】中卷玉垣ノ宮ノ段に、子代とある處に云り、【傳廿四の二十五葉】○小長谷部は、書紀には、六年秋九月、詔曰、傳國之機、立子爲貴、朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀬舍人、使爲代號萬歳難忘者也とあり、○此ノ天皇、御年を記さず、書紀にも、八年冬十二月壬辰朔己亥、天皇崩于列城宮とありて、御年は見えず、或書には十八と云、或書には五十七と云り、【十八と云も、五十七と云も、書紀の紀年には叶はず、】○片岡ノ石坏岡、書紀繼體ノ巻に、二年冬十月辛亥朔癸丑、葬小泊瀬稚鷦鷯天皇于傍丘磐杯丘陵、諸陵式に、傍丘磐杯丘北陵、泊瀬列城宮御宇武烈天皇、在大和國葛下郡、兆域東西二町、南北三町、守戸五烟とあり、大和志に、在葛下郡平野村と云り、【或書に、字石の北と云、又或書に、字片岡山と云、】○既崩、上に御陵を記して、此は崩を記せるには非ず、崩の後を記す文なるが故に、既と云り、○五世之孫は、伊都々藝能美古と訓べし、【續後紀十五の哥に、那々都義乃美與尓云々、古今集ノ序に、世はとつぎになむなれりける、此らは御代嗣の數を云るなれど、父子の世繼も同じことなり、さて孫はかくさまのは、ミマゴと訓は非なり、此は子の子のよしには非ず、後裔のよしなればなり、まごとは、子の子に限りて云り、且古ヘは、子の子をば、比古とこそ云れ、麻碁と云は後なり、さて美古と云は、廣く後裔まで通へる稱なれば、凡て幾世之孫とあるは、みな美古また古と訓べし、】さて此ノ御世系の事は、此ノ袁本杼ノ命ノ御段に委ク云

べし、○袁本杼命、御名ノ義、中巻意富々杼ノ王の下に云るが如し、【傳卅四の五十一葉】書紀に、更名彦太尊とあり、【此ノ御名の例、彦太瓊尊、彦太忍信命などあり、】○自近淡海國云々、【近ノ字は讀ムべからず、文には遠ノ淡海に對へて、近と書ケども、語には、古ヘも今もたゞ阿布美と云ヘばなり、】書紀【此ノ命の御巻ノ初】に、天皇父聞振媛顔容姝妙甚有媺色、自近江國高島郡三尾之別業、遣使聘于三國坂中井、納以爲妃、遂産天皇、天皇幼年、父王薨、振媛廼歎曰、妾今遠離桑梓、安能得膝養尒、歸寧高向奉養、【高向者、越前國邑名、】云々、小泊瀬天皇崩、元無男女、可絶繼嗣、大伴金村大連議曰云々、元年春正月、大伴金村大連、更籌議曰、男大迹王性慈仁孝順、可承天緒、冀慇懃勸進、紹隆帝業、物部麁鹿火大連、許勢男人大臣等、僉曰、妙簡枝孫、賢者唯男大迹王也、遣臣連等、持節以備法駕奉迎三國、云々とあり、【三國も高向も、越前國坂井郡なり、】奉迎三國とは、此ノ記と異なり、抑此ノ天皇は、御曾祖父意富々杼ノ王よりして、淡海ノ國に坐々けむこと、其ノ由縁多ければ、【意富富杼ノ王の御末に、息長ノ君、坂田ノ君などある皆近江ノ國の地名なり、なほ傳卅四ノ卅ノ氏々の下考ふべし、】此ノ天皇も御本居は淡海ノ國にぞありけむ、【書紀に見えたる御父王の三尾ノ別業、又此ノ天皇の妃たちの父三尾ノ君ノ祖、又息長眞手ノ王、又坂田ノ大俣ノ王など、皆近江ノ國の地名なり、さて御本居は近江にて、越前ノ三國にも通ひ住居坐しなるべし、】書紀ノ釋に引る上宮記に云々、汗斯王、坐彌乎國高島宮時、聞布利比賣命甚美女、遣人召上自三國坂井縣、而娶、所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也、父汗斯王崩去而後、王母布利比彌命、言曰、我獨持抱王子、無親族部之國、唯我獨難養育比陀斯奉之云尒時、下去於在祖三國、命坐多加牟久村也とあり、○合於手白髮命は、【合ノ字を令に誤れる本あり、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、】合は、令娶奉なり、【めあはすと云あはすも是なり、又俗に一ッにすると云も、合ノ意なり、】此は臣連たち相議て、如此定メ奉れるなり、【故、娶とは云ずして、合とは云なり、阿波世

は、他より令むるを云言なり、】〇授奉とは、是は前ノ天皇の讓リ賜ふには非で、臣連たちの、相議リて爲奉れる事なる故に云り、【さては臣連の、己が物ならぬを、授と云むこと、いかゞと思ふ人もあるべけれど、凡て佐豆久と云言は、必しも己が物ならでも、人に付屬るを云言にぞあるべき、】〇或人問ヒけらく、此ノ武烈天皇崩リ坐て後、袁富杼ノ命を迎へ立テ奉れる間のさまを以テ見るに、當時大伴ノ金村ノ大連を始めて、いと賢く忠なる臣連たちは無きに非ざりしに、此ノ天皇の御所行の、さばかりいみしく暴く惡く坐々しを、いさゝかも議れること無くして、御世の限リ、御心の隨に荒び賜へるを、徒に居て見過しゝは、いかにぞや、答、善くもあれ惡くもあれ、君をば臣の計リ奉ること無きは、是レぞ古ヘの道の勝れたるにて、君と臣との義の、永く全くして、頽れず廢れざる道には有ける、然るを、君惡ければ、臣として左右に計るを、美き事にするは、外ツ國の道にして、實には逆なる爲なれば、中々に諸の亂レの本なるをや、【君のしわざの甚惡きを、臣として議ることなくして、爲給ふまゝに見過すは、さしあたりては、愚にして不忠るに似たれども、然らず、君の惡行は其ノ生涯を過ざれば、世ノ人の苦むも限リありて、なほ暫のほどなるを、君臣の道の亂レは、永き世までに、其ノ弊害かぎりなし、陽成院ノ天皇、御所行惡くまし〳〵しによりて、藤原ノ基經ノ大臣の、下し奉られしは、國のため世のため、賢く忠なる如くに聞ゆれども、古への道に非ず、外ツ國のしわざにして、いとも可畏く、此レより天皇の御稜威は、漸に衰へ坐て、臣の勢いよ〳〵強ク盛リになれるにあらずや、】

古事記傳四十四之卷

本居宣長謹撰

玉穗宮卷

袁本杼命坐伊波禮之玉穗宮治天下也天皇娶三尾君等祖名若比賣生御子大郎子次出雲郎女。二柱 又娶尾張連等之祖凡連之妹目子郎女生御子廣國押建金日命次建小廣國押楯命二柱 又娶意富祁天皇之御子手白髮命是大后也 生御子天國押波流岐廣庭命波流岐三字以音 一柱 又娶息長眞手王之女麻組郎女生御子佐佐宜郎女一柱 又娶坂田大俣王之女黑比賣生御子神前郎女。次茨田郎女。次馬來田郎女。三柱 又娶茨田連小望之女關比賣生御子茨田大郎女。次白坂活日子郎女。次小野郎

女亦名長日比賣〔三柱〕又娶三尾君加多夫之妹倭比賣生御子大郎女次丸高王次耳〔上〕王次赤比賣郎女〔四柱〕又娶阿倍之波延比賣生御子若屋郎女次都夫良郎女次阿豆王〔三柱〕此天皇之御子等并十九王〔男七女十二〕此之中天國押波流岐廣庭命者治天下次次廣國押建金日命治天下次建小廣國押楯命治天下次佐佐宜王者拜伊勢神宮也

此ノ始メに眞福寺本には、品太王五世孫と云六字あり、抑此ノ五世ノ孫の事、書紀にも、譽田ノ天皇ノ五世ノ孫、彦主人王ノ子也、母ハ曰ニ振媛ト、振媛ハ活目ノ天皇ノ七世ノ孫也、とあり、【彦主人は、比古宇志と訓べし、續紀一に、阿倍ノ朝臣御主人とある名なども、宇志を主人と書り、これらの主人を、アルジ、又ヌシヒトなど訓るは、皆非なり、】さて書紀に此に此ノ五世の世系を、具に擧らるべきことなるに、たゞ五世ノ孫とのみあるは、いと粗し、思ふに續紀に、此ノ書紀のことを、紀三十卷、系圖一卷とあれば、もと別に系圖ノ卷ありて、其レに此ノ御世系も記されたりしにや、又、此ノ記にも、中卷明ノ宮ノ段ノ末に、この五世の御世系をつぶさに記さるべき例なること、傳卅四の六十一葉に云るがごとし、】かくて此ノ御世系は、書紀ノ釋に引る上宮記云、一云凡牟都和希王、娶ニ經俣那加都比古女子名弟比賣麻和加一生ニ兒、若野毛二俣王、娶ニ母ニ恩己麻和加中比賣一生ニ兒、大郎子、一名意富富等王、妹踐坂大中比彌王、弟田宮中比彌、弟布遲波良己等布

斯郎女四人也、此意富富等王、娶二中斯知命一生兒、宇非王、娶二牟義都國造名伊自牟良君女子、名久留比賣命一生兒、汙斯王、娶下伊久牟尼利比古大王生兒、伊波都久和希兒、偉波智和希兒、伊波己里和氣兒、麻和加介兒、阿加波智君兒、乎波智君、娶二余奴臣祖名阿那尓比彌一生兒、都奴牟斯君、妹布利比彌命上也云々、【凡牟都和希王は、應神天皇なり、經俣の經は、誤字なるべし、此ノ記に、咋俣とあり、母恩己は、母の下に弟ノ字脫たるべし、恩己は息長を誤れるなり、踐坂は、此ノ記には忍坂とあり、中斯知の知は、和を誤れるなり、釋下に和と作るぞ正しき、伊久牟尼利比古は、活目入彦にて、垂仁天皇なり、】此ノ御世系ノ趣は、應神天皇の御子、若野毛二俣ノ王、御母は咋俣中津比古の御女なり、さて若野毛二俣ノ王の御子大郎子より、布遲波良己等布斯郎女まで、四柱にて、共に御母は息長ノ麻和加中ツ比賣なり、【是ノまでの御世系は、此記にも、明ノ宮ノ段の末に見えたり、さて此ノ息長麻和加中比賣の御名は紛あり、その由傳卅二の十二葉に云り、】さて大郎子の御子宇非ノ王、御母は中斯和ノ命なり、【此ノ宇非ノ王、中昔の書どもには、皆私斐ノ王とあれども、私ノ字は、古書に假字に用ひたる例なければ、誤なるべし、然るを後ノ世何れの書にも皆然あるは、始メに誤れる書に據て、次々に書るなり、さて私ノ字は何レの字を誤れるならむ、未ダ考へ得ず、若シは罟か、弘と宇とは通へば、ウヒとも、ヲヒとも傳はりたるか、されど弘ノ字は、書紀の外には、をさをさ假字に用ひたることなければ、いかゞあらむ、又玖を誤れるか、宇と玖と横に通フ音なり、】さて宇非ノ王の御子汙斯ノ王、是レ即チ彦主人ノ王にて、御母は牟義都ノ國ノ造氏の女なり、【牟義都は、美濃ノ國武藝ノ郡なり、此ノ國造の事、傳廿六の卅一葉に出ヅ、】中昔の一ツノ說に、大郎子の御子彦主人ノ王として、宇非ノ王一世無きは、非なるべし、さて右の文に、伊久牟尼利比古大王云々と云より、布利比彌ノ命也と云までは、振媛ノ命の御世系を擧たるにて、書紀に活目ノ天皇ノ七世ノ孫とあると合り、【されば、彼文は約めて云へば、汙斯王娶二伊久牟尼利比古大王七世ノ孫布利比彌ノ命一と云ことなるを、其ノ七世の系を、直につゞけて擧たるにて、いたく古文のさま

なり、然るを後ノ世ノ人、古文を見知らず、訓點を誤りて、釋に次に記したる系圖は、甚く違へり、看む人惑ふこと勿れ、

右の振媛ノ命の世系は、伊久牟尼利比古大王の御子伊波都久和希、其ノ御子偉波智和希、其ノ御子伊波己里和氣、其ノ御子麻和加介、其ノ御子阿加波智ノ君、其ノ御子乎波智ノ君、其ノ御子都奴牟斯ノ君と、布利比彌ノ命と二柱にて、御母は余奴ノ臣ノ祖、阿那尓比彌なり、】さて上宮記上件次文云、汙斯王坐二彌乎國高島宮一時、聞二此布利比賣命甚美女一、遣レ人召二上自三國坂井縣一而娶、所レ生伊波禮宮治二天下一乎富等大公王也、父汙斯王崩去而後王母布利比彌命言曰、我獨持二抱王子一無二親族部一之國唯我獨難二養育比陀斯擧之一云、尓時下二去於在祖三國一令レ坐二多加牟久村一也とあり、【御母振媛ノ命の御事は、書紀にも此ノ同じさまに見えたり、彌乎ノ國、高島ノ宮は、書紀には、近江國高島郡三尾之別業とあり、上宮記のさまは、いと古く見ゆ、和名抄に、近江ノ國高島ノ郡三尾ノ郷、高島ノ郷、これなり、三國ノ坂井ノ縣は、書紀にも、三國ノ坂中井とありて、中此云レ那とあり、和名抄に、越前ノ國坂井ノ郡、佐加乃井とあり、神名式に、同郡三國ノ神社、續紀卅五に、越前坂井ノ郡三國ノ湊とあり、多加牟久ノ村は、書紀に高向とありて、越前ノ國ノ邑ノ名と注せられたり、和名抄に、越前ノ國坂井ノ郡、高向ノ郷ハ多加無古、神名式に、同郡高向ノ神社もあり、】抑此ノ繼躰天皇の御祖先の御世系、他古書には皆漏たるに、わくらばに此ノ上宮記の文に殘れるは、甚も甚も歡しくたふときわざにぞありける、【若シ此ノ文の傳はらざらましかば、此ノ御世系の古く正しき說は、終に世に知られずして已ぬべきものをや、】さて此ノ御曾祖父意富富杼ノ王を、中昔の書どもに、速總別ノ命の御子としたるは、取るべきに非ず、【そも〳〵意富富杼ノ王は、若沼毛二俣ノ王の御子に坐スこと、此記中卷明ノ宮ノ段ノ末に見え、又右の上宮記にも然あれば、論なきを、速總別ノ皇子の御子としも云るは、本いかなる紛にかありけむ、昔さる一ッの傳へもありしにや、今は古き書には、此ノ傳へ見えたることなし、然るを中昔の諸書には、皆然記せるはもと何の書にか依りけむ、其はいかにもあれ、此ノ記及上宮記の、古く慥なる方をさ

しおきて、正しき據も見えぬ說に、依るべきにはあらず、】〇此天皇、後の漢樣の御諡、繼體天皇と申す、〇伊波禮、上に出つ【傳卅八の二葉】〇玉穗宮、書紀に、五年冬十月、遷都山背筒城【筒城は傳卅六に出たり、さて初越前より上坐てより、此五年までは、何の宮に坐々けるにか、物に見えず、】十二年春三月、遷都弟國【弟國は傳二十五に出づ】二十年秋九月丁酉朔己酉、遷都磐余玉穗【一本云七年也】とあり、此に依れば、玉穗は舊よりの地名の如く聞ゆれども、なほ此宮を美稱たる號とこそ聞ゆれ、【大和志に、此宮の跡未詳と云り、】〇三尾君、中卷玉垣宮段に出、【傳廿四の二十七葉】近江國高島郡なり、〇若比賣、父の名は傳はらざるなり、さて先祖の姉妹などをも、只に某氏之祖と云ること、例多く見ゆ、【傳廿一の四葉に云るがごとし、】〇大郎子、高祖父の御名に同じ、【大とは御長子に坐ましなり、御妹に大郎女と申すも坐り、さて郎子郎女とは、親しみて申す稱なれば、御長子を如此申せるには、同御名あるべきことなり、】〇出雲郎女、大和國城上郡に出雲村あり、彼地に付坐けるにや、書紀云、次妃三尾角折君妹曰稚子媛、生大郎皇子與出雲皇女、〇尾張連、中卷掖上宮段に出、【傳廿一の二十一葉】〇凡連、凡は意佐志と訓べし、大の意なり、【これらの事、上卷凡河內國造の下、傳七の七十三葉に云り、】さて姓氏錄に、凡海連と云姓も見えて、火明命之後也とありて、尾張連の支別なり、】〇目子郎女、目滋比賣などいふ類の、讃たる名なるべし、〇廣國押建金日命、こは天下所知看ての御稱名なるべし、押は大の意なり、金日の意は未思得ず、【師は宮號の金箸のハシの反ヒなれば、金日御金箸かと云れつれどいかゞ、】〇建小廣國押楯命、【舊印本などに、建の上にも小字あるは衍なり、】是も御稱名なり、御兄命の御名の廣國を承て、小廣國とは申せり、書紀に、元妃尾張連草香女曰目子媛、【更名色部】生二子、皆有天下、其一曰勾大兄皇子、是爲廣國排武金日尊、其二曰檜隈高田皇子、是爲武小廣國排盾尊、【欽明卷分注に、檜隈高田天皇とあり、】〇意富祁天皇、【諸本に富字なし、今は眞福

寺本延佳本に依れり、】○手白髪ノ命、上に出、【傳四十三の七十三葉】○是大后也、【眞福寺本には、也ノ字なし、】書紀に、元年二月云々、大伴大連奏請曰、臣聞前王之宰世也、非維城之固、無以鎭其乾坤、非掖庭之親、無以繼其趺蕚、云々、請立手白香皇女、納爲皇后、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望、天皇可矣、三月詔曰、云云、立皇后手白香皇女、修教于内、遂生一男、是爲天國排開廣庭尊、【開此云波羅企、】是嫡子而幼年、於二兄治後有天下、とあり、諸陵式に、衾田墓、手白香皇女、在大和國山邊郡、兆域東西二町、南北二町無守戸、令山邊道勾岡上陵戸兼守、○天國押波流岐廣庭命、これも天ノ下所知看ての御稱名なるべし、【初メの御名は傳はらざりけむ、】波流岐は、書紀に開と書れたる意なり、心をはるくなど云も、開く意にて同じ、出雲ノ國造ノ神賀詞に、麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天、見行事能己登久、云々、【但馬樂東屋に、おしひらいてを、一本に、おしはらひてとあるも、拂ひには非ず、開いての意なり、】廣庭は、上よりかゝりて稱名なり、【書紀齊明ノ卷に、朝倉ノ橘ノ廣庭ノ宮と云宮ノ号も見ゆ、】○息長眞手王、【諸本皆眞ノ字なし、下他田ノ宮ノ段に見えたるにも、此ノ字なし、然るにたゞ延佳本にのみ、此處も彼處も眞ノ字あるは、書紀に依て補へつるなるべし、此にも彼にも、諸本共に此ノ字無きは、若くは息長手ノ王かとも思へど、何とかや聞つかぬこゝちすれば、今も姑ク書紀に依て、延佳本のまゝに書つ、なほよく考ふべし、】何れの王の御子にか、詳ならず、息長は、近江ノ國坂田ノ郡なり、上に出、眞手の意未ダ考へ得ず、○麻組郎女、袁久美と訓べし、書紀には麻績とあり、【然れは此も袁美と訓べきかとも思へど、績と組とは、意異にして、組は然訓べき由なし、又美の借字に、組と書クべくも非ず、】袁美は、袁字美なれば、字と久と通ひて、此ノ名は袁久美とも袁字美とも傳はりしなるべし、【肥後ノ國風土記に、肥ノ君等ガ祖健緒組と云名も見えたり、】○佐々宜郎女、御名ノ意、書紀に書れたる字の如きか、彼ノ物に由縁ことありけむ、和名抄に、大角豆一名白角豆、色如牙角、故以名之、和名散々介とあり、【又師は息長近江なれば、

此レも近江の地名、佐々木なるべしと云れき、和名抄に、彼ノ地名、篠笥とあれば、此ノ説も由なきに非れども、彼ノ地名、此ノ記には、佐々紀とあれば、宜ノ字を書ッべきに非ず、宜を師のギと讀れたるは違へり、宜はゲの假字なり、】書紀に、次息長眞手王女曰麻績娘子ニ、生ニ菟角皇女ニ、【菟角此云ニ娑佐礙ニ】是侍ニ伊勢大神祠ニ、○坂田大俣王、坂田は、近江ノ國坂田ノ郡なり、大俣も地ノ名にやあらむ、敏達天皇の御子にも、同御名あり、【さて此ノ大俣ノ王、若ッくは大富杼ノ王の御子、或は御孫などにて、即ノ坂田ノ君氏の祖には非るにや、】○黒比賣、上に同名あり、○神前郎女、和名抄に、近江ノ國神崎ノ郡神崎ノ郷【加無佐木】あり、此ノ地名の御名なるべし、【此ノ皇女、安閑天皇の御陵に合葬奉るよし、書紀に見ゆ、】○茨田郎女、【諸本茨ノ字無し、今は延佳本に依れり、延佳本は、書紀に依て補へたるなるべし、】此レも地ノ名にて、上に出、【傳卅五の十五葉】○次馬來田郎女、【諸本此ノ六字皆から無し、眞福寺本に、次田郎女とありて、馬來ノ二字無し、今は眞福寺本に依り、又書紀に依て補へたり、】馬來田は、上總ノ國の地ノ名にて上に出、【傳七の七十七葉】此ノ皇女何の由にて此地ノ名を負賜へるにか、詳ならず、【茨田と馬來田と、唱ヘ似たれば、もと茨田ノ郎女の、紛れて二柱と傳はりたるには非るにや、】書紀天武ノ卷に、男ノ名に、大伴ノ連馬來田と云もあり、○二柱ノ二字は、前後の例に從ひて、今補へたり、○又娶ニ茨田連小望之女關比賣ニ生ニ御子、茨田大郎女、【此ノ二十字諸本共に無し、今は書紀に依て補へたり、其由は下に云べし、】茨田ノ連上に出、【傳二十の五十一葉】此ノ皇女、御母ノ家の由に縁て、茨田に住居坐りしなるべし、さて上なる茨田ノ郎女より、前に生坐る故に、大郎女とは申せるなり、【上なる茨田ノ郎女も、由ありて同く茨田に住居坐りけむを、御姉に坐ス方を、大郎女と申して、御名を分別てるものなり、】○白坂活日子郎女、【子ノ字は衍なり、書紀に依て削去くべし、凡て女の名に、日子と云ことは、例もことわりもなければなり、】白坂は地ノ名なるべし、未タ考ヘ出ず、活日は稱名なり、書紀崇神ノ卷などに例あり、【高橋ノ邑ノ人活日とあり、こは男ノ名なり、哥に伊句臂とあり、】○小野郎女、

【諸本小ノ字を脱せり、今は延佳本に依れり、延佳本は、舊事記又書紀ノ一本などに依て補へたるなり、】小野は、近江ノ國滋賀ノ郡の地ノ名なり、此ノ地の事、上に云り、【傳廿一の二十七葉】○長目比賣、御名ノ義こそなることなし、【目は上に例あり、】○三柱は、諸本に四柱とあり、眞福寺本又一本などには、二柱とあるを、今は現數に依て改めつ、【四柱と作るは、脱文のまゝに計へて改めたるなるべく、二柱とあるは、三ノ字を二に誤れるなるべし、】そもそも此ノ處書紀と合せ見るに、脱たること多きは、本より傳への異なるにやとも思へど、眞福寺本に、田郎女の下に、今一ッ次田郎女とあるなど、又茨田の茨ノ字、小野の小ノ字などの脱たるなどを思ふに、なほ脱文なり、且ッ下に凡ての御子たちの數を、十九王、又女十二と云る、現本のまゝにては、二柱足らず、故レ今は書紀に依て、上ノ件の如く補へたり、書紀には次坂田大跨王女曰廣媛、生三女、長曰神前ノ皇女、仲曰茨田皇女、少曰馬來田皇女、云云、茨田連小望女【或曰妹】曰關媛、生三女、長曰茨田大郎皇女、仲曰白坂活日姫皇女、少曰小野稚郎皇女、【更名長石姫、】とあり、【これに活目の目ノ字を日に誤れり、此記又舊事紀に依て改めつ、又小野の小ノ字を北に誤れり、一本及舊事紀に小とある宜し、】○三尾君は上なると同族なるべし、○加多夫、書紀には堅楲とあり、【楲一本には棱とあり、何れにても比なり、夫と比とは、殊に近く通ふ音なり、】名ノ義詳ならず、書紀雄畧ノ卷に、凡河内ノ直香賜、【香賜此云舸拖夫、】と云人も見ゆ、○倭比賣、同名あり、○大郎女、かく御名負坐るは、皇女たちの中の御長にぞ坐けむ、○丸高王は、麻呂古と訓べし、【高をコとよむは、字音なり、高志などの如し、】書紀には椀子とあり、【呂と理とは通音なり、師は此をも書紀に依て、マリコと訓れたれど、丸はマリとは訓がたし、且ッ欽明天皇の御子にも、書紀には椀子ノ皇子とあるを、此記には麻呂古ノ王とあり、其レに准へてもしるべし、】凡て麻呂古とは、子を親み愛みて呼稱にて、麻呂は自稱なれば、吾子と云が如し、書紀ノ此ノ御卷に、詔に、懿哉麻呂古云々、また朕子麻呂古、云々などあるは、勾ノ大兄ノ皇子を指てかく詔へり、

【これ此ノ句ノ大兄ノ皇子の亦ノ御名には非ず、たゞ親ミ愛ミて謂へるなり、】さて然親ノミ愛ミていふ稱を、やがて御名にも負せたるなり、欽明天皇の御子にも、此ノ御名なるあり、敏達天皇の御子、忍坂ノ日子人ノ太子の亦ノ御名も、麻呂古と申せり○耳ノ上王、【上ノ字は、耳を上る聲に唱る由なり、其例上卷神ノ御名に多し、】御名ノ意、上卷忍穗耳ノ命の下に云るが如し、【傳七の五十四葉】○赤比賣郎女、御名ノ義こゝなることなし、書紀に、次三尾君堅楲女曰倭媛、生二二男二女、其一曰大郎子皇女、其二曰椀子皇子、是三國公之先也、其三曰耳皇子、其四曰赤姫皇女、【これに大郎子ノ皇女とある子ノ字は、衍なるべし、女ノ名に郎子と云る例なし、三國ノ公の先は、此ノ記と傳へ異なり、傳卅四の五十四葉に云るが如し、さて書紀の今ノ本、此ノ御卷第三葉より、第五葉までの間、文の錯亂たる處あり、其ノ錯は、第三葉の計ニ之大王の次は、第四葉の子ニ民治ニ國云々へつゞき、第五葉の於ニ見治後ニの次は、第三葉の有ニ其天下ニ云々へつゞき、第四葉の日ニ耳皇子ニの次は、第五葉の其四曰云々へつゞきたる文なり、これは彼ノ紀を見む人のために、事のついでにさとしおくなり、】○阿倍は、此は地ノ名か、【若シ姓ならば下に某ぞく、又某が女若は妹などあるべきに、さることども無ければなり、】此ノ地の事上に云り、【傳二十二の七葉】○波延比賣、名ノ義光映にやあらむ、【書紀に蠅と書れたるは、借字なるべし、蠅は字書に、草木初生貌と注せり、生ノ延の意なり、】書紀に、顯宗天皇仁賢天皇などの御母の御名も、蠅媛とあり、○若屋郎女、孝靈天皇の御子に、同御名あり、名ノ義彼處に云り、【傳廿一の四十五葉】○都夫良郎女、反正天皇の御子に、同御名あり、○阿豆王、書紀には厚皇子とあり、【阿豆と厚とは、都の清濁かはれり、】御名ノ義未タ思ヒ得ず、書紀には、次和珥臣河内女曰蠅媛、生ニ一男二女、其一曰稚綾姫皇女、其二曰圓娘皇女、其三曰厚皇子とあり、さて書紀には、上ノ件の外に、次根王女曰廣媛、生二二男、長曰兎皇子、是酒人公之先也、少曰中皇子、是坂田ノ公之先也とあり、此ノ記と傳への異なるなり、【此ノ記には、此ノ二柱ノ御子なく、又酒人ノ君、坂田ノ君の祖も異なること、

傳卅四の末に云るが如し、】○十九王、【男七、女十二】此ノ數男七は合ヘれども、十九王と女十二は合ハず、【現數は、女王十柱なり、】故上ノ件の如く、書紀に依て二女王を補へたり、○天國押波流岐廣庭命者云々、こゝに此ノ御子の御事を、先ヅ第一に擧たるは、大后の御腹に坐スが故なるべし、○次云々、此ノ次と云るは、たゞ此に擧る次第に就て、假リに云るのみの言なり、次なる二ツも同じ、○拜伊勢神宮也、中卷水垣宮段に、豐鉏比賣命、拜祭伊勢大神宮也、玉垣ノ宮ノ段に、倭比賣命者、拜祭伊勢大神宮也と見え、日代ノ宮ノ段にも、伊勢ノ大御神ノ宮とあり、【大神とあるをも、オホミカミと訓べきこと、是に准へ知ルべし、御ノ字なきは、省きて書る例なり、】かゝれば、此も神の上に大ノ字有しが、脱たるか、又省きてたゞ神宮とも申せるなるべし、【書紀天武ノ卷にも、伊勢ノ神ノ宮とあり、】さて此ノ記、女王の伊勢ノ齋に立チ坐ることは、右の豐鉏比賣ノ命、倭比賣ノ命を除奉リては、記せることなきに、此にのみ如此あるは故あるか、將殊に故ありてには非るか、【書紀に、伊勢ノ齋王の見えたるは、倭比賣ノ命の次に、景行天皇の御子五百野ノ皇女、次に雄略天皇の御子稚足姫ノ皇女、次に此ノ佐々宜ノ皇女なり、今思フに、景行天皇の二十年に、五百野ノ皇女立チ坐シしより、雄略天皇の御世までは、三百七十年に及べれば、必ス其ノ間タにもかはり坐る齋王坐スべし、大神宮例文と云書に、齋王ノ世々を記せるに、五百野ノ皇女の次に、伊和志眞内親王と云ありて、仲哀天皇ノ皇女と記せれども、其は誤なるべし、仲哀天皇には皇女は坐シ々サず、此ノ記に、應神天皇の御子、根鳥ノ王の御子に、伊和島ノ王あり、其にや、然れども其を入レてもなほ年數に足らず、又稚足姫ノ皇女は、雄略天皇の三年に薨坐シしかば、其レより此ノ繼體天皇の御代になるまでの齋王も坐スべきを、此彼漏て、其ノ由の傳はらざるがあるなるべし、又上代のほどは、後ノ世の如くにはあらで、齋王の坐サまさぬ間々もありしか、かにかくに、今詳には知リがたし、】拜は、伊都伎麻都理と訓べし、【かの水垣ノ宮、玉垣ノ宮ノ段の文と合せて見るに、此は祭ノ字を畧きて書るものなり、大御神の御ノ字を畧きても書るたぐひなり、記

中然る例多し、又拜を伊都伎と訓べき例は、上卷にあり、】

此御世竺紫君石井不從天皇之命而多无禮故遣物部荒甲之大連大伴之金村連二人而殺石井也。

此御世、【眞福寺本には、此ノ字ノ下に、之ノ子あり、】○竺紫君、書紀には、筑紫ノ國造とありて、其子の葛子は、筑紫ノ君とあり、實は君なるを、國ノ造とも云るなり、【凡て諸國にある國造、君、別、直などの類の惣名をも、國造と云りしかば、此ノ石井も君なるを、國造とは、惣名を以て云傳へたるなり、】書紀孝元ノ卷に、兄大彥命是阿倍臣云々、筑紫國造云々、凡七族之始祖也、【大彥ノ命の御事は、傳廿二に出、】國造本紀に、筑志國造、志賀高穴穗朝御世、阿倍臣同祖、大彥命五世孫田道命定‐賜國造とあり、書紀欽明ノ卷に、能射人筑紫國造云々、天智ノ卷持統ノ卷に、筑紫君薩夜麻と云人見ゆ、【續後紀十八に、肥前ノ國ノ人筑紫ノ公云々、】○石井、名ノ義字の如くならむか、○天皇之命は、意富美許登と訓べし、○无禮、上に出、【傳廿七の十一葉】○物部、此ノ氏の事、中卷白檮原ノ宮ノ段に云り、【傳十九の六十一葉】○荒甲之大連、書紀には麁鹿火とあり、此ノ記も、甲ノ下に火ノ字ありしが、脫たるなるべし【又甲を加布と訓て、比と布と通へるか、上なる三尾ノ君加多夫を、書紀には堅樋と見、又伊豆ノ國那賀ノ郡石火ノ郷、神名式には伊志夫ノ神社とあり、又万葉廿に、葦火を安之布とよめるなど、比と布と通はし云る例なり、然れば此ノ人の名も、あらかひとも、あらかふとも云るかとも思へど、此ノ記の例を思ふに、加布に甲ノ字は書ッべくもあらず、又師は加比に甲ノ字を書るは、貝の意なりと云れたれど、其レもいかゞなり、貝の意に甲と書むも、此ノ記の例にあらず、】故レ加比と訓つ、【此ノ記の例、加比とつゞきたる言には、必ス甲斐と書たり、】名ノ義未ダ思ヒ得ず、【書紀雄略ノ卷に、小鹿火ノ宿禰と云人も見ゆ、】さて

此ノ人は、姓氏錄【高岳ノ首ノ條】に、饒速日ノ命ノ十五世ノ孫、物部ノ鹿火ノ大連とあり、【此は麁ノ字の脫たるにて、此ノ人なり、】舊事紀に、物部麁鹿火大連公、麻佐良大連之子、【麻佐良大連は木蓮子大連之子と見えたり、】とありて、饒速日ノ命の十四世ノ孫にあたれり、書紀には、武烈ノ巻の初より見えて宣化ノ巻に、元年秋七月薨と見えたり、さて大連たることは、武烈ノ巻にも然記されて、【彼巻に、此ノ人の名の初めて見えたる處に、既に大連とあり、】此ノ御巻に、元年云々、以大伴金村大連爲大連、云々、物部麁鹿火大連爲大連並如故、と見えたり、【始めて大連とせられし事は見えず、仁賢天皇の御世よりやなられけむ、】さて安閑ノ巻ノ初にも、以大伴金村大連、物部麁鹿火大連爲大連、並如故、宣化ノ巻ノ初にも如此見えたり、さて凡て大連と云號は、書紀垂仁ノ巻【二十六年】に、物部ノ十千根ノ大連とある、是ぞ初めて見えたり、【但し此大連の初と云ことは見えず、又大連に爲られし事も見えず、】然るに延喜式運記に、仲哀天皇始置大連、【元年詔大伴建持爲大連、】とあるは、如何ならむ、【書紀仲哀ノ巻九年に、大伴ノ武以連と云は見えたれども、大連とは見えず、】若此ノ延喜式の說正しくは、かの物部ノ十千根を大連と記されたるは、書紀の誤か、詳ならざることなり、さて舊事紀に、尾張ノ連ノ祖瀛津世襲ノ命を、孝昭天皇の御世に大連とする由云、又物部ノ連ノ祖大新河ノ命、垂仁天皇ノ御世に、元爲大臣、次賜物部連公姓、則改爲大連、其大連之號、始起此時、と云るは、共に信がたき說なり、】さて書紀履中ノ巻に、二年物部ノ伊莒弗ノ大連云々と見え、次に雄略ノ巻ノ初に、以大伴連室屋物部ノ連目爲大連、【正しく爲大連と云ことは、是に始めて見えたり、室屋ノ連は、武持ノ大連の子なり、目ノ連は、伊莒弗ノ大連の子なりと、一代要記、公卿補任などに見えたり、】清寧ノ巻に、先年以大伴室屋大連爲大連、云々、並如故、武烈ノ巻ノ初に、以大伴金村連爲大連、此ノ御巻【繼躰】に、元年云々、【上に引るが如し、】安閑ノ巻ノ初に、云云、宣化ノ巻ノ初にも云々、【共に上に引るが如し、】欽明ノ巻ノ初に、大伴金村大連、物部尾輿大連爲大連、云々、並如

故、【尾輿を大連とせられしこと上に見えず、但し安閑ノ卷元年に、物部ノ大連尾輿とあり、】敏達ノ卷に、元年以物部ノ弓削守屋大連爲大連如故、【此ノ人を大連とせられしこと上に見えず、公卿補任に、大連尾輿之子也とあり、舊事紀の説も同じ、】用明ノ卷ノ初メに、云々、物部ノ弓削ノ守屋ノ連爲大連並如故、さて崇峻天皇の御世の初ノに、此ノ守屋ノ大連滅され賜ひて後は、大連見えず、【さるは、思ふに蘇我ノ大臣馬子、己が權勢を專にせむために、大連をば停しめたるなるべし、】そもそも此ノ号は、連の尸なる姓の人に限れること、中卷志賀ノ宮ノ段、大臣といふ号の下に云るが如し、考へ合すべし、【傳廿九の五十葉】○大伴之金村連、大伴姓の事は上卷に出、【傳十五の七十八葉】金村ノ連は、道臣命の九世ノ孫にして、【姓氏錄仲丸子ノ條に、日臣ノ命ノ九世ノ孫、金村ノ大連とあり、】室屋ノ大連の孫なり、【書紀此ノ御卷、此ノ人の言に、臣ガ祖父大連室屋とあり、さて室屋ノ大連は、姓氏錄佐伯ノ宿禰ノ條に、道臣ノ命ノ七世ノ孫と見え、高志ノ壬生ノ連ノ條にも然見え、又狹手彥ノ連は、此ノ金村ノ大連の子と宣化ノ卷に見え、三代實錄五に、金村ノ大連公ノ第三男狹手彥とあるを、姓氏錄大伴ノ連ノ條に、道臣ノ命ノ十世ノ孫佐弖彥とあるなど、皆世數合へり、然るに姓氏錄神松ノ造ノ條に、道臣ノ八世ノ孫金村ノ大連公、とあるのみは、一世違へり、】父は詳ならず、【欽明紀元年に、此ノ大連の住吉ノ宅見ゆ、神名帳に、大和ノ國葛下ノ郡金村ノ神社あるは、若シ此ノ大連を祠れるには非るか、他神か、未ダ知らず、】さて此ノ人、書紀武烈ノ卷ノ初メに、以大伴金村連爲大連とありて、此ノ御世【繼躰】にも大連たりしこと、荒甲ノ大連の下に引たるが如し、然るに此ノ記にたゞ連とあるは、書紀と傳への異なるにて、此ノ時は未ノ大連には非りしほどか、將大ノ字の後に脱たるか、さて安閑宣化欽明の御世々々、相繼て大連たりし事、上に書紀を引るが如し、かくて敏達ノ卷に至ッては、【元年に物部守屋ノ大連爲大連如故、とのみありて、】此ノ人見えざれば、既に欽明天皇の御世に、薨られしなるべし、【一代要記に、欽明天皇ノ二年薨とあり、】○殺石井也、殺を登流と訓べきことは、上に云り、【傳廿三の六十葉】さて石井が事、書紀

には、廿一年夏六月、近江毛野臣、率衆六萬、欲往任那、爲復興建新羅所破南加羅喙己呑、而合任那、於是筑紫國造磐井、陰謨叛逆、猶豫經年、恐事難成、恒伺間隙、新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野臣軍、於是磐井掩據火豐二國、勿令修職、外邀海路、誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船、內遮遣任那毛野臣軍、亂語揚言曰、今爲使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食、安得率爾爲使、俾余自伏儞前、遂戰而不受、驕而自矜、是以毛野臣乃見防遏中途淹滯、天皇詔大伴大連金村、物部大連麁鹿火、許勢大臣男人等曰、筑紫磐井、反掩有西戎之地、今誰可將者、大伴大連等僉曰、正直仁勇、通於兵事、今無出於麁鹿火右、天皇曰可、秋八月詔曰、咨大連云々、物部麁鹿火大連、再拜言云々、詔曰云々、二十二年冬十一月、大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡云々、遂斬磐井、果定疆場、十二月筑紫君葛子、恐坐父誅、獻糟屋屯倉、求贖死罪、とありて、金村ノ大連を遣はしたる事は見えざるは、傳への異なるなり、【但し右の麁鹿火ノ大連の再拜言せる語の中に、在昔道臣爰及室屋、助帝而罰云々と言せるは、金村ノ大連の語にこそ如此は申すべけれ、物部氏の人の、他姓の大伴の祖の功をのみ申さむこと、あるべくもおぼえず、されば此度の大將軍此ノ記の如く兩人にて、此ノ奏せる言は、金村ノ大連の言なりけむが、紛れて麁鹿火ノ大連の言とはなれるにや、書紀の趣き疑はし、】筑後ノ國ノ風土記に、上妻縣、縣南二里、有筑紫君磐井之墓墳、高七丈、周六丈、墓田南北各六十丈、東西各卌丈、石人石盾各六十枚、交陣成行、周匝四面、當東北角、有一別區、号曰衙頭、【衙頭政所也、】其中有一石人、從容立地、号曰解部、前有一人、裸形伏地、号曰偸人、【生爲偸猪、仍擬決羅、】側有石猪四頭、号賊物、【賊物盜物也、】彼處亦有石馬三疋、石殿三間、石藏二間、古老傳云、當雄大迹天皇之世、筑紫君磐井、豪强暴虐、不偃皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤、士怒未泄、

擘ニ折石人之手ヲ、打ニ墮石馬之頭ヲ、古老傳ヘテ云ク、上妻縣多有ルハ篤疾、蓋由ルカ茲歟、【此ノ文のうち、周ノ六丈は、六ノ上に卅などの字の脱たるか、六丈にては、高サ七丈に叶はず、又偸人の下の細注の生ノ字は、坐を誤れるか、影は揃か捕か、羅は尉の誤なるべし、さて書紀竟宴ノ哥に、阿羅賀比祁都久志野伊者井多禰良氣斗、古許呂由賀須倶於毛布倍良奈留、とよめる下ノ句、此ノ風土記に追尋失蹤とあるに叶へり、書紀に、遂斬磐井とあるには叶はず、さて此ノ石井が墓の事、或人の考ありて云、上妻ノ郡ノ條村より十町許ノ南ノ方に、長嶺の山中に、わづかに石人一ツ殘りてあり、又其レより十間許ッ東ノ方に、石屋の形あり、是は風土記に云る石藏ならむか、此ノ石屋奥ヘ七尺五寸、横三尺五寸、高サ二尺八寸、棟ノ高サ一尺三四寸、門ノ廣サ一尺三寸餘あり、石人は、地上より高サ六尺ありと云り、なほ其圖もありて、彼ノ石人の前の方やゝ離りて、石人の首の半なる一ツと、石人の下の方の、柱ノ如くなる石一ツと、圖に見えたり、】

天皇御年肆拾參歳御陵者三島之藍御陵也。

肆拾參歳、書紀には廿五年春二月、天皇病甚、丁未天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、【或本云、天皇二十八年歳次甲寅崩、而此云二十五年歳次辛亥崩者、取百濟本記爲文、其文云、大歳辛亥三月云々、又聞日本天皇及太子皇子俱崩薨、由此而言、辛亥之歳當二十五年矣、後勘校者知之也、】とあり、【春二月の下、辛丑朔是月ノ五字あるべし、然らざれば、丁未何の日とも知リがたし、辛丑朔は、安閑ノ巻に見えたり、】さて此ノ御年は、武烈天皇崩マシし年、此ノ天皇五十七歳とあれば、元年五十八にて、廿五年八十二に合り、此ノ記の傳へとは大く異なるなり、さて右の細注を思ふに、一説には、廿八年甲寅崩マシしを、廿五年崩とは、元百濟本紀に依て定められたり、と聞えたり、抑此ノ御世などはやゝ近きことなれば、崩の事などは、詳にて、左右に異説はあるまじき物なるに、如此論ありて、異國の書に依て定められたるは、

いかにぞや、一本に、此ノ細注なきは、かゝる事をいかゞと思ひて、後ノ人の加へたる物として、除き捨たるなるべけれども、後に加へたる物とは見えざるなり、さて若シ廿五年辛亥に崩マしたらむには、壬子癸丑ノ二年、御位を空くしたるは、何の由とかせむ、其所由を記されざることいかゞ、此レを以思へば、廿八年崩とせる方正しきか、若シ然らば、其年を即チ安閑天皇の元年としたるなり、若シ又廿五年崩マしならば、安閑天皇論なく御位に即キ坐スべきを、大后の御腹の欽明天皇に讓り賜ひ、欽明天皇も互に讓り賜ひて、二年が間御位空カリしが、其交讓給ひし事の、傳へに漏たるにやあらむ、欽明紀ノ初ノに、安閑天皇の皇后に讓ッ賜へる事のあるも、なほ其ノなごりにやありけむ、】○此ノ間に、舊印本眞福寺本又一本などには、丁未年四月九日崩と云例の細注あり、【舊印本には大字にて、本文に書キつゞけたり、又眞福寺本には、崩の下に也ノ字あり、】丁未ノ年は、書紀にては廿一年なれば、四年差へり、又月も日も差へり、此レも一ッの傳へにぞありけむ、○御陵者の者ノ字は、在を誤れるなり、【他の例みな在とあり、者ノ字は例なし、上卷日子穗々手見ノ命ノ御段に、御陵者即在云々とあるのみなり、彼レは下に在ノ字あり、】○三島は、中卷白檮原ノ宮ノ段に出ッ、【傳廿の十三葉】○藍は【延佳本に野ノ字を補へたるは、例のさかしらなり、藍と云地ノ名なれば、野と云ハでもあるべし、履中天皇の御陵も、在ニ毛受ニ也とあるを、さかしらに野ノ字を補へたるに同じ、】和名抄、攝津ノ國島ノ下ノ郡安威【阿井】鄕、神名帳に、同郡阿爲ノ神社、書紀雄畧ノ卷に、三島ノ郡藍ノ原、などある地なり、【今も同郡に安威村ありて、安威山安威川などもあり、】書紀に、二十五年云々、冬十二月丙申朔庚子、葬ニ于藍野陵ニ、諸陵式に、三島藍野ノ陵、磐余玉穗ノ宮ニ御宇ニ繼體天皇、在ニ攝津國島上ノ郡ニ、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟、【島ノ上は、島ノ下を寫シ誤れるか、但ノ安威は上下兩郡の堺に、甚近ければ、此ノ御陵の地は、古ヘは上ノ郡なりしにや、今は下ノ郡なり、】前皇廟陵記に、今在ニ島上郡島下ノ郡界大田村ニ、俗云ニ池上亦茶臼山ニと云ヒ、攝津志にも、在ニ島下ノ郡大田村ニ、土人曰ニ池上陵ニと云り、【大田村は、安威村と隣へり、或説に、島

下ノ郡十日市村の西ノ方に、糠塚と云あり、灰塚とも云、これ藍野ノ陵なりと云るは、誤なるべし、十日市村は、太田村より西なり、又山城名跡志に、綴喜ノ郡内里村の山に王塚と云あり、相傳へて繼體天皇の陵と云は不審、此ノ帝の陵は、攝津ノ國にあるなりと云り、】〇御陵也、御陵ノ二字例なし、後ノ人の添たるなるべし、除去べし、【眞福寺本には陵也とありて、御ノ字なし、是に依て思へば、陵ノ字は野を誤れるにて、陵に誤れるから、又後に御ノ字を補へたるかとも思へど、然には非じ、彼本は、又後に御ノ字を脱せる物なるべし、

金箸宮卷

廣國押建金日命坐勾之金箸宮治天下也此天皇無御子也。御陵在河内之古市高屋村也

眞福寺本には、此ノ初メに御子とあり、〇廣國押建金日ノ命、【命ノ字眞福寺本には王と作り、】此ノ天皇、後の漢様の御謚、安閑天皇と申す、〇勾は、大和ノ國【に此ノ地名此處彼處にありつとおぼしき中に、是は】廣瀬ノ郡なるべきか、書紀崇峻ノ卷に、廣瀬ノ勾ノ原と見え、和名抄に、大和ノ國廣瀬ノ郡に、下勾と云郷あり、是も志毛都麻賀理と訓べし、【句は勾の正字にて說文に曲也と云り、然るを麻賀理には、勾とのみ書きならへる故に、句とは別なるが如く思ふめり、凡て口を省きてムと書ク例、圓雖など常の事にて、多くあり、さて伊邪河ノ宮ノ段に、當麻ノ勾ノ君とある勾は、此の勾と、同地か別か、詳ならず、】但シ此ノ宮は、帝王編年記には、大和ノ國高市ノ郡と云り、【神明鏡と云書にも、高市ノ郡勾ノ金橋ノ宮と記した

り、此ノ高市ノ郡にありと云は、懿徳天皇の都を、書紀に、輕の地曲峡宮と見え、欽明ノ卷に、輕曲殿と見えたるなどと同地にやあらむ、大和志に、此ノ金箸ノ宮を、在高市郡曲川村と云、曲川村舊名曲金と云り、此ノ曲川村は、輕とは放りて遠くして、廣瀬ノ郡の界に近ければ、若シ此ノ宮其ノ地ならば、かの崇峻ノ卷なる勾ノ原、和名抄の下勾などゝ一ッ地にて、古ヘは廣瀬ノ郡なりしが、後に高市ノ郡には屬るにや、なほよく考ふべし、】何れならむ、定めがたし、さて此ノ天皇の御名、書紀に勾ノ大兄ノ皇子とあれば、本より此ノ地に住居坐りしなり、【然るを書紀に、遷都云々と記されたるは、例の文なり、】○金箸宮、箸は橋の意か、はた箸に由ありて名ッけられたるか、知りがたし、さて此ノを書紀には本よりの地ノ名の如記されたれども、此ノ宮を讃稱たる名の如くにも聞えたり、【續紀十八に、勾ノ金崎ノ宮とあるは、椅を崎に誤れるなり、】書紀に、元年春正月、遷都于大倭國勾金橋、因爲宮號とあり、【大倭ノ國とは、例なき記しざまなり、】○無御子、書紀に、元年三月、有司爲天皇納采億計天皇女春日山田皇女爲皇后、【更名山田ノ赤見ノ皇女、】別立三妃、立許勢男人大臣女紗手媛、紗手媛弟香々有媛、物部木蓮子大連女宅媛、云々、冬十月、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歳之後、朕名絶矣、云々、【山田ノ皇女の御事は、既に繼躰ノ卷七年に見え、八年の處には、太子ノ妃云々とある物を、此に納采と記されたるは、前後違へり、凡て彼ノ記の、漢文の潤色の信がたきこと、かくの如し、】○此ノ天皇御年壽を記さず、書紀に、二年冬十二月癸酉朔己丑、天皇崩于勾金橋宮、時年七十とあり、○眞福寺本舊印本又一本などに、此に乙卯年三月十二日崩とあり、【舊印本には、大字本文に書り、眞福寺本又一本などには、例の如く細注にせり、又眞福寺本には、十三日と作り、舊印本にも二ノ字の傍に三イと記せり、】乙卯ノ年は、書紀と合へり、【上の御世々々の此ノ細注の崩の年、書紀とは皆合はざるに、此は始めて合へるは、稍近きが故なるべし、】月日は合はず、○河内之古市は、【諸本に之ノ字なし、今は眞福寺本に依れり、】和名抄に、河内ノ國古市ノ郡【不留知】とあり、

古市ノ郷もあり、【今もあり、】書紀景行ノ巻に、至河内留舊市邑、雄略ノ巻に、河内ノ國言云々、古市ノ郡、欽明ノ巻に、殯于河内古市、など見えたり、○高屋村は、神名帳に、河内ノ國古市ノ郡高屋ノ神社あり、此地なり、【今も古市に近く隣て、高屋村あり、万葉九に、衣手高屋於とあるは、此ノ高屋か、又大和ノ國城上ノ郡にも同名ノ地あれば、何れならむ、辨へがたし、】書紀に、冬十二月云々、是月葬天皇于河内舊市高屋丘陵、以皇后春日山田皇女及天皇妹神前皇女合葬于是陵、諸陵式に、古市高屋丘陵勾金橋宮御宇安閑天皇、在河内國古市郡、兆域東西一町、南北一町五段、陵戸一烟、守戸二烟とあり、大和志に、古市高屋丘陵、古市高屋墓、倶在古市郡高屋村、【墓春日山田皇女、今稱八幡山、隣安閑帝陵、】と云り、【是を以見れば、合葬とあるは、同地に葬れる由にや、此ノ墓も諸陵式に見えたり、さて前皇廟陵記に、此ノ御陵を、或曰今高屋村城山是也、明應中、畠山高慶築城、或曰、近年土民發陵得古代器物等、と云り、この築城と云るは、御陵とは別なるか、此ノ城の事、大和志に、高屋城と標て、在古市村、と云り、なほ委く記せり、考へ見べし、】

檜坰宮巻

建小廣國押楯命坐檜坰之廬入野宮治天下也天皇娶意富祁天皇之御子橘之中比賣命生御子石比賣命。訓石如石下效此次小石比賣命次倉之若江王又娶川内之若子比賣生御子火穗王次惠

波王。此天皇之御子等幷五王。男三。女二。

眞福寺本には、此ノ首に弟とあり、〇此ノ天皇、後の漢様の御諡宣化天皇と申す、【此ノ御諡、續紀二に始めて見えたり、】〇檜坰は、和名抄に、大和國高市郡檜前郷、【比乃久末】諸陵式にも、檜隈諸陵並在二高市郡一と見ゆ、【今も檜ノ隈村あり、】書紀雄略ノ卷に、檜隈民使、また檜隈野、欽明ノ卷に、檜隈邑天武ノ卷に檜隈寺、万葉七丁八に、佐檜乃熊檜隈川之、【十二ノ卷にも見ゆ、佐は眞と云に同じ、】さて此ノ天皇を欽明紀ノ細注に、檜隈高田天皇とあれば、是ノ皇子の時の御名と聞ゆれば、本より檜ノ隈に住居坐りしなり、【高田は、葛下ノ郡の今の高田か、其は何處にもあれ、】〇廬入野宮、【入ノ字は、廬をば常に伊本とのみ云故に、理に當て添へたる字なり、書紀にも此ノ字あれば、伊本伊理の意の名かとも思はるれど、然にはあらじ、】阿波ノ國風土記に、檜前伊富利野乃宮、三代實錄十二に、私檢二古記一、檜隈廬入野宮云云、【此レを印本には、古ノ字を吉に誤り、記より下五字を脱して、吉野宮とあり、今は古本を以て引り、世に吉野の藏王權現と云神を、安閑天皇なりと云說のあるは、此ノ三代實錄ノ本の誤に依り、又宣化を安閑と誤れるには非るか、】慶雲四年ノ威奈ノ大村と云人の墓誌には、檜前ノ五百野宮とあり、【理を省きても云しなるべし、】又書紀敏達ノ卷には、於二檜隈宮一御寓天皇ともあり、さて書紀に、元年春正月、遷二都于檜隈廬入野一、因爲二宮號一也とあり、〇橘之中比賣命、意富祁ノ天皇ノ御段に見えざるはいかゞ、書紀には、彼ノ卷に橘ノ皇女とありて、此ノ御卷に橘ノ仲ノ皇女とあり、橘は地ノ名なり、大和ノ國高市ノ郡なり、【今も橘村、橘寺などあり、橘寺、天武紀万葉十六などに見ゆ、万葉七に、橘之島とあるも、此か、】〇石比賣命、此ノ御名、御姉妹共に同く負ヒ賜へるは、石に由縁ありしにや、【或人ノ云、書紀ノ神代ノ卷に、國稚地稚とある稚にて、若と云意かと云へれど、彼ノいしてふ言おぼつかなき由、傳三に云るが如し、】此ノ皇女、

是生一男三女、長曰石姫皇女、次曰小石姫皇女、次曰倉稚綾姫皇女、次曰上殖葉皇子、亦名椀子云々、【上殖葉皇子の御母も、此記と異なり、】○川内之若子比賣、川内は【書紀には大河内とあれば、姓氏か、されど尸もなく、父兄などの名も見えざれば、なほ】國名なるべし、【河内國、古へは大河内とも云り、】玉穂宮段に、阿倍之波延比賣などもある類なり、若子の名義、こゝなることなし、○火穂王、書紀に火焔と書れたり、【凡て本能富と云は、即火之穂の意にて、即俗に火焔と云是なり、】如何なる由縁にて此御名は負給ひけむ、詳ならず、さて三代實錄廿二に、第二皇子とあり、【攝津志に、河邊郡火闌神祠在東桑津村、或曰火焔王祠也、また同郡火焔皇子墓、在東桑津村、】○惠波王、【波字清音なり、濁るべからず、】御名義未考へ得ず、【書紀に、上殖葉皇子、姓氏錄にも、賀美惠波王とあり、若くは地名にて、上は下惠波に對へる名にや、】書紀には、前庶妃大河内稚子媛生一男、是曰火焔皇子とあり、【て、殖葉王は異御腹にて、上に出たり、】又崇峻卷に、宅部皇子と云見えて、細注に、宅部皇子、檜隈大皇之子、上女王之父也、未詳とあるは、此御卷に見えず、

故火穂王者。志比陀君之祖。惠波王者。韋那君。多治比君之祖也。

志比陀君、地名なり、攝津國河邊郡に在べし、其由は次々に云む、【今彼郡に椎堂村と云あり、椎田を訛れる名か、】書紀にも、火焔皇子是、椎田君之先也とあり、此氏此より他に見あたらず、姓氏錄にも載らず、【姓氏錄に、攝津國皇別川原公、爲奈眞人同祖、火焔親王之後也、天智天皇御世、依居賜川原公姓と見ゆ、河邊郡に、今も河原村あり、三代實錄七に、攝津國河邊郡人、九世川原公清永云々、十一世爲奈眞人菅雄等五人之戸、並蠲課役、清永等、宣化天皇皇子火焔之後云々、又卅八に、免攝津國河邊郡人九世川原公福貞、川原公福繼、有馬郡人川原公千岐、河邊郡人十

世川原公夏吉、川原公有利等五戸課役、宣化天皇第二皇子、火焰親王、是川原公爲奈眞人等之祖云々、】○韋那君、和名抄に、攝津國河邊郡爲奈鄕、續後紀十四にも、河邊郡爲奈野、三代實錄二にも此如あり、【此野哥多し、神名帳爲那都比古神社は、豐島郡に入れり、】書紀に、殖葉皇子是、丹比公偉那公、凡二姓之先也と見ゆ、氏人は、孝德卷に猪名公高見、天武卷に韋那公磐鍬などと見ゆ、【書紀には、凡て人名地名などの字を、舊く書ならへるをば易て、新に設けて書れたる例にて、此と彼と異にして、紛らはしきこと多し、此姓をも、猪名とも、偉那とも、韋那ともかゝれたるが如し、此は思ひ出たるまゝに、事のついでに驚かしおくなり、】同卷十三年冬十月、猪名公賜姓曰眞人、【凡て眞人の尸は、天武天皇の御世に定められたる八色の姓の中の第一にして、其時初めて此尸を賜へる十三氏、皆繼體天皇より以來の、近き御世御世の皇胤なり、姓氏錄に載れるも皆然り、其中に、若沼毛二俣王の後のあるも、繼體天皇の御族なるべし、】姓氏錄には、爲奈眞人、宣化天皇皇子火焰王之後也、また攝津國皇別爲奈眞人、宣化皇子火焰王之後也と見え、【上にも引る】三代實錄卅八にも、火焰親王、是川原公爲奈眞人等之祖とあるなどは、此記書紀の傳へと、御兄弟の間差へり、○多治比君は、三代實錄十二に、丹墀眞人貞峰等上表曰、云々宣化天皇皇子加美惠波皇子生十市王、十市王生多治比古王、此王生產之夕、忽多治比花飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、成長之後固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、便以名爲姓、存其舊意、云々とあり、【此文のうち、和字は化を後に誤れるなるべし、さて此多治比花の故事を、書紀に、反正天皇の御事に記されたるは、傳への紛れの誤なること、傳卅五の六葉に云るが如し、】氏人は、天武卷に丹比公麻呂見え、同卷十三年冬十月、丹比公賜姓曰眞人、また同卷持統卷に、丹比眞人島見えたり、【持統卷四年に、此人右大臣とせらる、續紀二に、大寶元年七月左大臣正二位多治比眞人島薨云云、大臣宣化天皇之玄孫、多治比王之子也とあり、】姓氏錄に、多治眞人、宣化天皇皇子賀美惠波王之後也、續後紀に、

天長十年、改多治比眞人氏、賜姓丹墀眞人、【こも〴〵此ノ姓も地名も字を畧きて、丹比とも、多治とも書きならへれば、此ノ丹墀も、たゞ字を改められたるのみにて、語は舊のまゝに多治比か、然れども改めて賜姓とあるは、語をもたんちと改賜へるにや、】三代實錄十二に、丹墀眞人貞峯等上表曰云々、【此ノ間の文上に引り、】以名爲姓、存其舊意云々、左大臣志摩眞人、是貞峯之高祖父也、天平六年遣唐使多治比眞人廣成、入唐之日、改作丹墀、復命之後、猶用舊姓、傳來百年、無心輙改、天長九年多治比眞人貞成等奏請、改多治比三字、爲丹墀兩字、云々豈備賞入唐之所文、訛所生舊字乎、伏願以古多治字、換今丹墀姓、但緣煩文、請省比字、雖除一字、稱謂不變、然則存祖之感生、昤採嘗於不朽、拜表以聞、詔許之、○此ノ天皇御年を記さず、【安閑天皇よりして終まで七御世、皆御年を記さゞるは、いかなる由にか、又此段には、此に例の細注もなきは、後に文の脱たることあるにや、】御陵をも記さず、書紀に、四年春二月乙酉朔、甲午、天皇崩于檜隈廬入野宮、時年七十三冬十一月庚戌朔、丙寅、葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂上陵、以皇后橘皇女、及其孺子、合葬于是陵、【皇后崩年、傳記無載、孺子者蓋未成人而薨歟、】諸陵式に、身狹桃花鳥坂上陵、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇、在大和國高市郡、兆域東西二町、南北二町、守戸五烟とあり、身狹は、書紀欽明ノ卷に、遣蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡、置韓人大身狹屯倉、天武ノ卷に牟狹社、神名帳に、高市郡牟佐坐神社など見ゆ、【今ノ世に三瀨と云處なり、三瀨は、即牟佐を訛れる名なるべし、牟佐坐神社も、今三瀨にある境原ノ天神と云社なりと云り、古へは此ノ御陵のあたりまでも、身狹の内なりけむ、】桃花鳥坂は、書紀神武ノ卷に、築坂ノ邑とある處なり、垂仁ノ卷に、葬倭彦命于身狹桃花鳥坂とあり、大和志に、身狹桃花鳥坂上陵、在高市郡鳥屋村西南東有小陵、俗呼倶知山、以皇后橘皇女及其孺子、合葬于此、周廻有池、廣三百三十畝、域外有小冢五と云り、【前皇廟陵記に云々、或云鳥屋村と云り、或人云ク鳥屋村にあり、御陵の廻りは池にて、中に御陵はありて、西ノ方に御陵

へ上る道一筋ありと云り、今思ふに、綏靖天皇の御陵の桃花鳥田も、田と云と坂と云とは、其ノ地の狀を以て分てる名にて、此ノ桃花鳥坂と同地なるべきか、傳廿一の五葉考へ合すべし、桃花鳥田ノ丘ノ陵、桃花鳥坂ノ陵、又彼ノ倭彦ノ命の御墓など彼此とあれば、よくせずは紛ひぬべし、己いまだ此ノあたりを行て見ざれば、いかにとも云がたし、なほよく尋ね考ふべきことなり】

師木島宮卷

天國押波流岐廣庭天皇坐師木島大宮治天下也天皇娶檜坰天皇之御子石比賣命生御子八田王次沼名倉太玉敷命次笠縫王柱三又娶其弟小石比賣命生御子上王柱一又娶春日之日爪臣之女糠子郎女生御子春日山田郎女次麻呂古王次宗賀之倉王。柱三又娶宗賀之稻目宿禰大臣之女岐多斯比賣生御子橘之豐日命次妹石坰王次足取王次豐御氣炊屋比賣命次亦麻呂古王次大宅王次伊美賀古王次山代王次妹大伴王。次櫻井

之玄王、次麻奴王、次橋本之若子王、次泥杼王。〈十三柱〉又娶岐多志毘賣命之姨小兄比賣、生御子馬木王、次葛城王、次間人穴太部王、次三枝部穴太部王、亦名須賣伊呂杼、次長谷部若雀命。〈五柱〉凡此天皇之御子等、并廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者、治天下。次橘之豐日命、治天下。次豐御氣炊屋比賣命、治天下。次長谷部之若雀命、治天下也。并四王治天下也。

眞福寺本には、例の如く此ノ首に弟とあり、○廣庭ノ天皇、凡テ御段の初メに其ノ大御名を擧たる例、何れも某ノ命なるを、如此天皇と擧たる例は、中卷に景行天皇、成務天皇、神哀天皇、此卷に崇峻天皇などのみなり、さて此ノ天皇 後の漢樣の御諡、欽明天皇と申す、○師木島大宮、師木は上に出ツ【傳廿三の二葉】島とは、凡てもと周廻に界限の有て、一區なる域を云名にて、【海中にはかぎらず、】秋津島と云も、本孝安天皇の都の名にて、大和の内の地ノ名、應神天皇の都も輕なるを、輕島明宮と云類なり、此ノ事なほ委くは國號考の秋津島ノ條、師木島ノ條に云り、されば此レも彼ノ秋津島ノ宮、輕島ノ宮などの例の如く、師木の地なるを、師木島とは云なり、書紀敏達ノ卷に、此ノ天皇を、即チ磯城島ノ天皇と見え、孝德ノ卷にも、磯城島ノ宮ニ御宇ノ天皇とあり、さて凡て天皇の宮を、大宮と申すは、常なれども、御世々々の段の首には、皆坐二某宮一とこそ云れ、某ノ大宮と記せる例は、記中に無し、いかゞ、【續紀十二に、昔者輕堺原ノ大宮御宇ノ天皇、云々

など云ることはあり、】但シ是レは殊にめでたき御世にて、此ノ宮ノ號は、後ノ世まで大倭の大號にさへなれるばかりなれば、殊に大宮とは標たるにや、さて書紀には、元年秋七月、遷都倭國磯城郡磯城島、仍號爲磯城島金刺宮とあり【大和志に、此宮を在城上郡金屋村西南初瀨川南と云り、】○檜坰ノ天皇、【坰ノ字、舊印本又一本などに隈とあるは、此ノ記の例に違へり、今は眞福寺本延佳本に依れり、下なる石坰の坰も同じ、】○八田王、和名抄に大和國添下郡矢田郷、【神名式に、矢田坐云々神社もあり、万葉十に八田乃野とよめるも、此地なり、】此ノ地ノ名なり、書紀には、箭田珠勝大兄皇子と、ありて、【此ノ勝は、カチと訓べきか、又麻佐と訓べきか、勝を然訓べきこと、傳卅三の卅六葉に云るがごとし、】此ノ御世十三年夏四月薨とあり、○沼名倉太玉敷命、書紀に第二子とあり、御名ノ義、沼名の事は中卷神沼河耳命の下に云り【傳廿の卅六葉】稱名なる山は詳ならず、なほ沼名と申す御名の例などは、水垣ノ宮ノ段、沼名木之入比賣命の下に云へり、【傳廿三の六葉】倉は谷の意か、【谷を久良といふこと、上卷闇淤加美神の下、傳五の七十七葉に云るが如し、】沼名河とも、又天武天皇の大御名渟名原とも申すを思へば、【河とも原ともつゞけば、】谷とも云べきか、又書紀神功ノ卷に、【住吉ノ大神の鎭ノ坐ス地を、】大津渟名倉之長峽とある倉も、谷を云かと思はるればなり、されど稱名となるべき山は詳ならず、太玉敷は、御稱名なり、【大御兒王の玉勝と、並びたる御名なるべし、】○笠縫ノ王、書紀崇神ノ卷に、笠縫ノ邑【此レを十市ノ郡にありと云なれど、慥ならず、】あり、此ノ地ノ名か、忍坂彦人太子の御子にも同ジ御名あり、書紀に元年春正月云々、立正妃武小廣國押盾天皇女石姫爲皇后、是生一男二女、長曰箭田珠勝大兄皇子、仲曰譯語田渟中倉太珠敷尊、少曰笠縫皇女、【更名狹田毛皇女、】○上王、【延佳本に石上王と作るは、書紀に依て私に石ノ字を補へたるなるべし、諸本共に石ノ字は無し、】和名抄に、大和ノ國に、葛下ノ郡宇智ノ郡吉野ノ郡城下ノ郡高市ノ郡などに、賀美郷あり、是レらの中の地ノ名なるべし、【姓氏録に、上ノ村主など云姓も、是レらの地名なるべし、】

書紀崇峻ノ巻に、上女王と云もあり、さて書紀に、二年春三月納五妃、元妃皇后ノ弟、曰稚綾姫皇女、是生石上皇子とあるは、傳への紛れなるべし、【稚綾姫とあるは、此ノ記には、倉之若江王とありて、其は男王に坐ること、檜隈ノ宮ノ段に云るが如し、然るを皇女とせるは、小石姫ノ命を誤れるものなるべし、又石上ノ皇子も、此ノ記に上ノ王とあるを正しかるべき】○春日之日爪臣之女糠子郎女生御子春日山田郎女とは、既に廣高ノ宮ノ段に見えて、【上の春日も彼ノ段には日爪とあれど、此も春日の内にて、同じことなり、】山田ノ郎女は、彼ノ天皇【仁賢】の御子なるに、又此に如此あるは傳への誤なり【春日ノ山田ノ郎女は、安閑天皇の大后に坐せば、仁賢天皇の御子なることは明らけし、されば此ノ欽明ノ御段の方を誤と定むべし、】○麻呂古王、【諸本に古ノ字なし、書紀にも麻呂ノ皇子とあり、然れども今は眞福寺本に、古ノ字あるに依れり、其故は下に云むとす、】此ノ王も、下なる麻呂古ノ王の、紛ひて重れるにて、誤れるなり、書紀にも、次春日日抓臣女曰糠子、生春日山田皇女、與橘麻呂皇子とあれども、是も傳への紛れなること、此ノ記と同じ、○宗賀之倉ノ王、【諸本に王ノ字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】宗賀も倉も地ノ名にて上に出、さて此ノ王も小石比賣ノ命の御腹なるが、如此紛れつるなるべし、書紀に次有皇后弟、曰日影皇女、是生倉皇子とあるも、實は御母は小石比賣ノ命なるを、誤て別に一柱としたる傳へにて、日影ノ皇女と申すは、即小石比賣ノ命の亦ノ御名にぞありけむ、宣化天皇ノ御巻に、日影ノ皇女と申す御子は無ければなり、【故レ分注に、此曰皇后弟ト云々として、是を不審れり、然るに帝王編年紀に、宣化天皇ノ皇女に、倉ノ稚綾姫ノ皇女の同母妹に、山下ノ日影ノ皇女あるは、書紀ノ此ノ巻に依て加へたるものなるべし、】かゝれば、此ノ三ノ王は、【山田ノ郎女、麻呂古ノ王、倉ノ王、】此ノ記も書紀も共に皆紛れありて、山田ノ郎女と麻呂古ノ王とは重複りたる誤、倉ノ王は御母を誤れるものなり、○宗賀之稻目宿禰大臣、宗賀は姓にて上に出、【傳廿二の二十五葉】稻目ノ宿禰は、姓氏録【田中ノ朝臣、又岸田ノ朝臣ノ條】に、武内ノ宿禰ノ五世ノ孫稻目ノ宿禰と見え、又【櫻井ノ朝

臣、又箭口ノ朝臣ノ條、】蘇我ノ石川ノ宿禰ノ四世ノ孫、稻目ノ宿禰ノ大臣などと見え、【石川ノ宿禰は武内ノ大臣の子なり、】公卿補任に、蘇我稻目宿禰滿知宿禰之曾孫、韓子之孫、高麗之子也と見えたり、【滿智ノ宿禰、履中紀に見ゆ、石川ノ宿禰の子なるべし、韓子ノ宿禰は、雄略紀に見ゆ、】書紀宣化ノ巻、元年二月以蘇我稻目宿禰爲大臣、此ノ御巻に、三十一年三月蘇我大臣稻目宿禰薨、【一代要記に年六十五とあり、さて又駿河ノ國風土記に、益頭郡鳥羽陵大國排開廣庭天皇三十七年庚寅二月蘇我ノ稻目覺遣以夢之兆、蔵骸於茲、其儀似鳥羽色、故號之、また富士郡悪畑神社、所祭蘇我稻目也などあり、此ノ風土記は、今ノ京になりてのなり、】○岐多斯比賣、此ノ名書紀に堅鹽と書て、訓注に、此云岐拕志とあり、和名抄に、崔禹錫食經云、石鹽一名白鹽、又有黑鹽、今按俗呼黑鹽爲堅鹽、日本紀私記云、堅鹽木多師是也と見え、大膳式に、堅鹽一千五百顆などあり、【今ノ世に燒鹽と云物なり、】此ノ物に由ありて、名に負坐るなるべし、【神名式に、大和國城下郡岐多志太神社と云もあり、】書紀推古ノ巻に、廿年二月、改葬皇大夫人堅鹽媛於檜隈大陵、云々、○橘之豐日命、書紀に第四子とあり、橘は地ノ名にて、上に云り、豐日は御稱名なるべし、【三代實錄七に、大和國豐日ノ神と云見ゆ、大和志に、此ノ社を、山邊ノ郡豐井村にありと云り、】孝德天皇をも、天萬豐日尊と申せり、○石坰王、地ノ名なるべし、其地未考得ず、○足取王、此ノ御名、書紀に臘子鳥【本に子ノ字脱たり、】とありて、鳥ノ名なり、和名抄に、辨色立成云、臈觜鳥阿止里、一云、胡雀、楊氏漢語抄云、獦子鳥、和名上同云々、或説云、此鳥群飛如列卒之滿山林、故名獦子鳥也、とある是なり、【天武紀に、臘子鳥蔽天自西南飛東北、また云々、万葉廿に、久尓米具留阿等利加麻氣利由伎米具利云々かまけりは、かまびすしきなり、】此ノ鳥に由ありて、負坐る御名なるべし、○豐御氣炊屋比賣命、此ノ御名は、如何なる由にて負坐けむ、かの厩戸皇子の御名の由の類にや有けむ、【書紀彼ノ御巻に、幼曰額田部皇女とあり、】○次、亦、こは上にも麻呂古ノ王ある故に、又と云なるべし、【此ノ亦と云る辭を以て

も、上なる麻呂古ノ王の古ノ字無きは、わろきことを知ルべし、】○麻呂古ノ王、繼躰天皇の御子にも同御名あり、此ノ御名の事、彼ノ御段ッに云り、【傳ノ此卷の十一葉】○大宅ノ王、地ノ名にて上に出、【傳廿一の二十六葉】又御乳母の姓にてもあらむか、【其事は次に云】天武紀にも同名あり、○伊美賀古王、御名ノ義詳ならず、書紀には、石上部ノ皇子とあり、○山代ノ王、御乳母の姓か、はた地ノ名【山代ノ國に、山代と云地もありけむこと、傳卅六の十五葉に云り】か、天武紀に、山背姫王と云もあり、○大伴ノ王、此は御乳母の姓と聞ゆ、【淳和天皇の大御名の大伴も然なり、桓武天皇の御子たちの御名、男王女王共に、皆御乳母の姓なり、】凡て皇子皇女の御名に、其ノ御乳母の姓を取る事、傳廿ノ卷【七葉】に委く云り、考ふべし、但し上つ御代々々には、其ノ例の御名見えず慥に其と聞ゆるは、此ノ御世【欽明】の御子たちより見えたり、次々に云が如し、【但し此より先にも、近き御世には、既に有リやしけむ、細には分別がたければ、地ノ名と云たる御名の中に、御乳母の姓なるもあらむか、繼躰天皇の御子の内に、出雲ノ郎女、神前ノ郎女、茨田ノ郎女、小野ノ郎女など、宣化天皇の御子若江ノ王なども、其ならむも知リがたし、】諸陵式に、押坂内墓大伴皇女、在大和國城上郡押坂陵域内無守戶○櫻井之玄王、玄は弦ノ字の偏を省きて書るなり、【凡て古へに字の偏を省て書る例多きこと、上に云、】持統紀にも、山月上玄とあり、由美波理【又由波理とも】と訓べし、和名抄に、【劉熙釋名云、弦月月之半名也、其形一旁曲、一旁直若張弓弦也、】弦和名由美八利、有上弦下弦とあり、天武紀に、紀ノ朝臣弓張と云人も見ゆ、さて此ノ御名は、月の上下弦のほどに生坐る由などにて、負給へるにや、櫻井は地ノ名か、【傳廿二の二十八葉】御乳母の姓か、敏達天皇の御子にも同御名あり、書紀には、此の王の御名は、たゞ櫻井ノ皇子とあり、【故思ふに、此は書紀の方正しくて、此ノ記は、彼ノ敏達天皇の御子の御名より紛れて、是をも玄とは傳へたるなるべし、同名も事にこそよれ、櫻井も玄も連ねて、共に同御名は、あるべくもあらざればなり、】○麻奴王、【奴ノ字眞福寺本に怒と作るは、怒を寫誤れるなり、凡て記中に、

野の假字には奴を書ず、怒を書る例なれば、怒ノ字ぞ宜しかるべき、此ノ奴も、野の意と聞ゆればなり、】此レも地ノ名か、御乳母の姓か【姓氏錄に眞野臣、眞野造など見ゆ、】此ノ王、書紀には肩野皇女とあり、【河内ノ國に交野ノ郡あり、姓氏錄に肩野連見ゆ、又思ふに、肩ノ字は間ノ字の門の落たるにて、此ノ記と同きには非るか、】○橘本之若子王、橘は地ノ名かと思へど、本と云こと心得ず、若シくは橘ノ樹の下にて生坐などしたる由縁あるか、○泥杼王、此ノ御名不審し、書紀には舍人皇女とあるに依らば、杼泥を下上に寫し誤れるものか、されど杼は濁音の假字なれば、いかゞあらむ、【遠飛鳥ノ宮ノ段ノ哥にも、必清音なるべき處に、誤ッて杼を書る例は一ッあるなり、】さて此は御乳母の姓なるべし、天武紀に舍人連糠虫と云人見え、姓氏錄にも舍人氏見ゆ、さて書紀推古ノ卷に云々、當麻皇子到播磨時、從妻舍人姫王薨於赤石、仍葬于赤石檜笠岡上、とあるは、此ノ王か、別なるか、書紀に、次蘇我大臣稻目宿禰ノ女曰堅鹽媛、生七男六女、其一曰大兄皇子、是爲橘豐日尊、其二曰磐隈皇女、【更名夢皇女】初侍祀於伊勢大神、後坐奸皇子茨城解、其三曰臘子鳥皇子、其四曰豐御食炊屋姫尊、其五曰椀子皇子、其六曰大宅皇女、其七曰石上部皇子、其八曰山背皇子、其九曰大伴皇女、其十曰櫻井皇子、其十一曰肩野皇女、其十二曰橘本稚皇子、其十三曰舍人皇女、【稚の下に子ノ字脱たるならむ】抑此ノ記には、男王女王、共に同く某王と記して、【これ即チ當昔の稱呼のまゝなり、】差別なし、書紀に依て男女をば分別奉るべし、○姨は稻目ノ大臣の妹なり、【但シ小兄比賣といひ、書紀にも小姉君とある名に依らば、大臣の姉にぞありけむ、】書紀に堅鹽媛同母弟とあるは、傳への異なるなり、【書紀に就て、此の姨ノ字は、妹を誤れるかとも云べけれども、凡て古へは姉に對へて、妹をば弟と云る例にて、妹と云ることは、一ッもなし、】○小兄比賣は、兄比賣弟比賣と云名の例多き、其ノ兄比賣に小を添へたる名なり、【此ノ姉に大兄比賣ありしか、縱其はなくとも云べし、師は書紀の小姉の訓に依て此をも袁那泥と訓れたれど、那泥を兄と書むこと、此ノ記のさまに非ず、なほ書紀の小姉をも、此の字

に依て、同く義延と訓べくこそおぼゆれ、】〇馬木王、書紀には茨城皇子とあり、宇婆良の良を省きて、宇麻紀とも云しなるべし、【要と麻と通ふは常なる中に、万葉廿には、茨を即チ宇萬良とよめり、】此も御乳母の姓なるべし、姓氏錄に、茨木造と氏見ゆ、〇葛城王、姓氏錄に、葛城朝臣、葛木忌寸、葛木直など見ゆ、敏達天皇の御子にも、同御名あり、又天智天皇も、初メに葛城ノ皇子と申せり、其外も同名あり、〇間人穴太部王、【太ノ字、眞福寺本には大と作り、何れにても可し、】間人は波志毘登と訓べし、【ハ。シ。ウ。ド。と訓ては、後の頽たる音便なり、】間は借字にて、【物の間を波志と云こと、例多し、】土師人のよしなり、【土師は波尓志なるを、尓を省きて云ときは、志を濁りて、波目と常に云を、此ノ御名に、間ノ字を借て書るを以テ見れば、志を清ても云けむ、なほ土師の事は傳廿五の六十七葉に委く云り、】かくて此ノ御名の間人は、御乳母の姓なり、姓氏錄に、間人宿禰、間人造など見ゆ、丹後ノ國竹野ノ郡に、間人ノ郷もあり、穴太部の事は次に云べし、此ノ御名、書紀用明ノ卷、推古ノ卷に、穴穗部ノ間人皇女ともあり、【舒明天皇の御子にも、間人ノ皇女と申すあり、】さて此は用明天皇の大后に坐り、諸陵式に、龍田清水墓、間人女王、在ニ大和國平群郡ニ、兆域東西三町、南北三町、墓戸一烟、【天智天皇六年に、小市ノ岡ノ上ノ陵に合葬、とある間人ノ皇女は、舒明天皇の御子にて、別なり、混ふべからず、】〇三枝部穴太部王、三枝部は御乳母の姓なり、此ノ姓上に出、【傳七の七十九葉】穴太部は、姉王の御名、此ノ王の御名に同く負坐るに就て不審きを、左右に考ふるに、なほ二柱の御名同じ地ノ名にて、大和國にありて、【大かた此ノ御代のころに至ては、御子たちは、皆京近き大和ノ國の内に住居るさまにおぼゆればなり、】御兄弟共に其地に住居坐るを以て、共に穴太部ノ王とは申せるなるべし、但シ大和に此ノ地名は、物に見あたらず、今も聞えず、【吉野の奧に穴太はあれど、必ズ其處には非じ、】古ヘに有しなるべし、【此ノ地名は、穴太部なる人等の住著しより負るなり、穴太部の事は、傳廿四の廿一葉、沙本穴太部の下に云り　沙本ノ穴太部と云も、沙本に居る穴太部なり、】若くは安康天皇の穴穗ノ宮

の地を、穴太部とも云るか、【河内なる日下をも、日下部とも云る例あり、】何れにまれ、此ノ御名は、地ノ名とこそ所思
ゆれ、【若シくは二柱の御名、共に御乳母二人の姓を重ねたる御名か、穴穗部ノ造と云姓も、天武紀などに見えたりとも思
へど、若シ二人の姓を負ヒ給はむには、三枝部ノ王とも、穴太部ノ王とも申すことはあるべけれど、二ツの姓を一ツに負ヒ給ハ
むことは、あるべくもおぼえず、さる例も見えず、殊に此レは二柱共に負ヒ賜へれば、御乳母の姓とは云がたし、又二柱
の御名共に、複姓かとも思へど、御兄弟の御乳母の、共に複姓にて、共に穴太部氏ならむこと、あるべくもおぼえず、
されば此ノ御名は、地ノ名とするより外は考へ得ず、後ノ人なほよく考へてよ、】さて此ノ王、書紀には遲部穴穗部皇子と
あり、傳への異なるなり、【此は此ノ記の方正しかるべし、其故は、御兄弟全く同じ御名なること、あるべくもあらざれ
ばなり、殊に遲部は、御乳母の姓なれば、更なり、さて遲部は波志毘登なるを、本にハ○セ○ツ○カ○べ○と訓て、傍ラに丈部と書
るはいみじき非なり、丈部とは大く異なるをや、天武紀などに見えたる姓の遲部も同じ、】敏達紀用明紀に、たゞ穴
穗部皇子とあるも此ノ王なり、崇峻ノ卷に、蘇我ノ馬子に殺され賜へり、○須賣伊呂杼、日代ノ宮ノ段に、須賣伊呂大中日
子王と云あり、浮穴ノ宮ノ段に、蠅伊呂泥蠅伊呂杼と云あり、御名ノ義、彼等の處に云るが如し、【傳廿六の十二葉、
廿一の十四葉、】○長谷部若雀ノ命、【雀ノ字舊印本に鷦鷯と作るは、後ノ人のしわざなること、大雀ノ命ノ御段に云るが
如し、】長谷部は御乳母の姓なり、長谷部ノ君上に見ゆ、【傳二十二】又姓氏錄に長谷部ノ造もあり、若雀は、武烈天皇
の大御名【小長谷ノ若雀ノ命】とあまり同じさまなるは、彼ノ御名と紛へて誤リ傳へたるにやあらむ、書紀にはたゞ泊瀬部
皇子とあるぞ正しかるべき、【彼ノ御卷にも、泊瀬部ノ天皇とありて、凡て若雀と申す御名は見えず、】さて此ノ御子、書紀
に第十二ノ子とあり、○廿五王、記中如此御子たち多き御段には、此ノ下に細書に、男王幾柱、女王幾柱と、男女を分て、
各其ノ數をも擧たる例なるに、此には其注なし、此は男王十六柱、女王九柱なり、○次長谷部之云云、此ノ御子の治ニ天下ー

は、炊屋比賣ノ命より先なれども、此は上に擧たる次第に依て、次に擧たるなり、【眞福寺本には、此ノ下の天下の下に也ノ字あり、上の三柱の治天下の下には、其字無けれども、此は終なれば、あるもよけむ、】○并四柱云々、凡そ御世御世の間々に、同シ御子たちの中に、四柱天ノ下を治せる例は、此ノ天皇【と、近き御代の後水尾ノ天皇の御子たちの內、明正天皇、後光明天皇、後西院ノ天皇、靈元天皇四柱と】のみぞ坐ける、いとめづらかなる御事なる故に、殊にかく書せるなるべし、○此ノ天皇御年を記さず、御陵をも記さず、【例の細注も無し、】書紀に三十二年夏四月戊寅朔、壬辰、天皇寢疾不豫云々、是月天皇遂崩于內寢、時年若干とあり、或書に御年六十二と云り、○御陵は、書紀に三十二年云々五月、殯于河內古市、九月葬于檜隈坂合陵、【推古ノ卷に、廿八年冬十月、以砂礫葺檜隈陵上、則域外積土成山、仍每氏科之、建大柱於土山上、時倭漢坂上直樹柱勝之大高、故時人号之曰大柱直也、】諸陵式に、檜隈坂合陵、磯城島金刺宮御宇欽明天皇、在大和國高市郡、兆域東西四町、南北四町、陵戶五烟とあり、此ノ御陵、大和志に在高市郡平田村、俗呼梅山、傍有翁仲二軀、【荒木田ノ久老云、此ノ御陵は、岡より平田村へゆく間、道の北ノ方なり、陵ノ上は、ことごとく礫にておほへり、其御山の中ほどに、石人四ッ立り、一ッは男ノ形にて、袴をかゝげて陰處を露せり、一ッは女ノ形にて、左右の手して左右の乳を隱し、是レも陰處をあらはせり、此二ッ共に頭にあやしくめなれぬさまなる物を蒙れり、さて又一ッは法師に似たる形、一ッは猿に似たり、四ッ皆高さ四尺ばかりあり、あやしき物なり、如何なる由の物にか知がたけれど、若シは鈿女ノ命のわざをきに傚へる形にて、御陵の御魂を招奉る意ばへにやあらむといへり、】

他田宮卷

沼名倉太玉敷命坐他田宮治天下壹拾肆歳也。此天皇娶庶妹豐御食炊屋比賣命生御子靜貝王。亦名貝鮹王。次竹田王。亦名小貝王。次小治田王。次葛城王。次宇毛理王。次小張王。次多米王。次櫻井玄王。八柱 又娶伊勢大鹿首之女小熊子郎女生御子布斗比賣命。次寶王。亦名糠代比賣王。二柱 又娶息長眞手王之女比呂比賣命生御子。忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。三柱 又娶春日中若子之女老女子郎女生御子。難波王。次桑田王。次春日王。次大俣王。四柱

眞福寺本には、此ノ首に、例の如く御子とあり、○此ノ天皇、後の漢様の御諡、敏達天皇と申す、○他田宮、【他ノ字舊印本に池と書るは誤なり、】他は袁佐と訓む、書紀に譯語と書れたる意なり、【推古紀に通事ともあり、又欽明紀姓氏錄和名抄ノ筑前ノ郷ノ名などに、曰佐とあるは假字なり、但シ此レも韓國より書る字なるべし、さて此ノ曰ノ字を日と作るは、寫シ誤リなり、さて袁佐と云は、或人韓語なりと云る、然もあるべし、又他と書クは、此レも韓國よりのことか、將皇國にての事にて、腿を前、股を俣と書ク類にや、其意知リがたし、他國の語を通はす由かとも思へど、然にはあらじ、】和名抄、駿河ノ國有度ノ郡ノ郷名にも、他田と云ありて、乎佐多とあり、さて此ノ宮は、神名帳大和ノ國城上ノ郡に、他田ニ坐ス天照御魂ノ

神社あり、【持統紀に、賜死皇子大津於譯語田舍一】此ノ地なり、大和志に、此ノ大宮を、同郡大田村に在リと云り、【右の神社をも同村に在りと云り、こは他田と大田と、唱への似たるを以ての推當には非るか、外によりどころあることにや、おぼつかなし】或說には、同郡の戒重と云處なりとも云り、さて靈異記及帝王編年記には、磐余譯語田宮とあり、帝王編年記には、十市ノ郡とあり、【かの大田村も、古市ノ郡の堺に、遠からず、戒重は今少し彼ノ郡ノ界に近し、磐余は十市ノ郡なり】古ヘは此ノ他田のあたりまで石村と云て、十市ノ郡に屬たりし時もありしにこそ、書紀に、元年夏四月壬申朔、甲戌、皇太子即天皇位一、是月宮于百濟大井一、四年云々、是歲命卜者一、占海部王家地與絲井王家地一、卜便襲吉、遂營宮於譯語田一、是謂幸玉宮一、○壹拾肆歲【眞福寺本には十四歲とあれど、皆さま前後の例に違へり】此ノ年ノ數書紀も同じ、○庶妹は、寶ノ伊毛と訓べき由、上に云り、【傳廿九の四十三葉】○靜貝王、【貝ノ字、舊印本又一本などに見と作、眞福寺本に具と作る、皆誤なり、今は延佳本に依れり、次なる二ツの貝ノ字も同じ】御名ノ義未ダ思ヒ得ず、【次なる竹田ノ王の亦ノ名の小貝と、並びたる御名か、若シ然らば、貝は借字にて、異意あるべし、又は貝は亦ノ名の貝鮹に因れることにて、靜は賛たる御名か、万葉十一に、新室蹈靜子とあるも、蹈までは序にて、靜子は賛たる稱と思はる】○貝鮹王、【鮹ノ字鮹と作る本は誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり】和名抄に、日本紀ノ私記ニ云ク貝鮹加比太古とあり、【此ノ物貝ノ內にある小き鮹にて、兩ノ手兩ノ脚を其ノ殼の外へ出して、海をおよぎ行く物なりと云り】主計式に、貝鮹ノ鮨六斤など見ゆ、其ノ物に由縁ありて、負ヒ賜へる御名なるべし、○竹田王、御名御乳母の姓か、姓氏錄に竹田ノ臣、竹田ノ連などあり、又地ノ名か、十市ノ郡に、竹田ノ神社式に見え、竹田ノ原、竹田ノ莊など万葉に見ゆ、書紀推古ノ卷に卅六年天皇崩云々、遺詔曰、比年五穀不登、百姓太飢、其爲我興陵以勿厚葬一、便宜葬于竹田皇子之陵一、壬辰葬竹田皇子之陵一、扶桑畧記に竹田ノ皇子ノ陵ハ河內ノ國石川ノ郡磯長ノ山田とあり、○小貝王、御名ノ義未ダ考へ得ず、書紀雄略ノ卷に、小鹿火ノ宿禰

と云人も見ゆ、○小治田王、御乳母の姓か、姓氏錄に、小治田ノ朝臣小治田ノ宿禰、小治田ノ連などあり、又地ノ名か、【下に出ツ】○葛城王、上に同シ御名あり、書紀には此ノ王なし、○宇毛理王、此ノ姓は未タ見當らねど、御乳母の姓なるべし、【式に阿波ノ國勝浦ノ郡宇母理比古ノ神社あり、】○小張王、小ノ字書紀に尾と作り、御乳母の姓なり、此ノ姓上に出ツ、○多米王、御乳母の姓なり、姓氏錄に多米ノ連、多米ノ宿禰など見ゆ、さて用明天皇の御子にも同シ御名あり、○櫻井玄王、欽明天皇の御子にも同シ御名あり、御名ノ義彼處に云るが如し、【彼レは書紀の如く、たゞ櫻井ノ王なりけむを、此の御名より紛れて、彼ノ王をも玄王とは傳へたるなるべし、】書紀に冬十一月、皇后廣姫薨、五年春三月、立豐御食炊屋姫ノ尊ヲ爲皇后、是生二男五女、其一曰菟道貝鮹皇女、【更名菟道磯津貝皇女、】是嫁於東宮聖德、其二曰竹田皇子、其三曰小墾田皇女、是嫁於彥人大兄皇子、其四曰鸕鶿守皇女、【更名輕守皇女、】其五曰尾張皇子、其六曰田眼皇女、是嫁於息長足日廣額天皇、其七曰櫻井弓張皇女、○伊勢大鹿首は、神名帳に、伊勢ノ國河曲ノ郡大鹿ノ三宅ノ神社あり、此ノ地より出たる姓なり、續紀十七ノ詔に、伊勢ノ大鹿ノ首云々、【又廿三卅四に大鹿ノ臣子虫と云人見えたるは、同姓か、異姓か、】姓氏錄に、【未定雜姓】大鹿首津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也、【大神宮雜事記に、治曆三年の處に、河曲ノ神戶ノ預大鹿ノ武則云々、東鑑に、伊勢ノ國に大鹿ノ俊光、大鹿ノ兼重、大鹿ノ國忠など云人見えたり、】○小熊子郎女、名ノ義未タ考へず、書紀には父ノ名小熊にて、此ノ女の名は菟名子夫人、【夫人ノ字は、例の漢文ざまに造りて書れたるなるべし、】とあり、久麻と宇那と、唱への似たるから、何方にまれ紛れたるなるべし、○布斗比賣命、布斗、稱名なり、【命とあるめづらし、】○寶王、御名ノ義、又同シ御名など上に云り、【傳廿九の四十八葉】○糠代比賣王、【舊印本又一本又一本などに王ノ字なし、今は眞福寺本延佳本に依れり、】奴加と云こと、男女の名に多くあるは、如何なる義にかあらむ、未タ思ヒ得ず、【糠は借字なり、】書紀に、次采女伊勢大鹿首小熊女曰菟名子夫人、生太姬皇女【更ノ名ハ

櫻井ノ皇女、】與二糠手姫皇女一、【更ノ名ハ田村ノ皇女、】○息長眞手王、【諸ノ本に眞ノ字なし、今は延佳本に依れり、此ノ事上に云り、】上に出、【此卷の八葉】○比呂比賣命、稱名なるべし、書紀に四年春正月云々、同年冬十一月、皇后廣姫薨、諸陵式に、息長墓ハ舒明天皇之祖母名曰二廣姫一、在二近江國坂田郡一、兆域東西一町、南北一町、守戸三烟○忍坂日子人太子、太子は美古能美許登と訓べきこと、上に云るが如し、【傳卅九の十八葉】忍坂は居坐る地なるべし、此地上に出、【傳十九の二十九葉】日子人は稱名にて、景行天皇の御子にも、日子人ノ大兄ノ王と申す坐り、【此ノ御名も、書紀には、彦人ノ大兄ノ皇子とあり、】御名ノ義彼處に云り、【傳廿六の十一葉】書紀孝德ノ卷に、皇祖大兄【謂二彦人大兄一也】とあり、【彼ノ天皇の大御祖父王に坐ヽなり、】さて此ノ王、太子に立チ坐りし事は、書紀に見えざれども、【故レ或說に此の太子ノ字を、大兄の誤かと云るは、中々にわろし、】用明ノ卷にも、太子彦人ノ皇子とあり、舒明天皇の大御父王に坐ませば、彼ノ御世にや追尊て太子とは申シ奉リ給ひけむ、諸陵式に、成相墓、押坂彦人大兄皇子、在二大和國廣瀨郡一、兆域東西十五町、南北廿町、守戸五烟、【かくこよなく兆域の廣きは、いかなる故にか、地ノ形によれることにや、大和志に、在二平尾村一、稱二王子冢一、降二疋相村一、墓畔小冢六一】姓氏錄【未定雜姓】に、御原眞人淳中倉太珠敷天皇皇子彦人大兄王之後也、○亦名押坂彦人大兄皇子、【諸本亦ノ字を脫せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】○坂騰王、東大寺なる古キ文書の中に、大和國添上郡酒登莊と云見えたり、此ノ地ノ名なるべし、○宇遲王、【遲ノ字諸本に庭に誤れり、今は一本に依れり、】御乳母の姓なるべし、姓氏錄に宇治ノ宿禰【又宇遲部も】あり、書紀に七年春三月、以二菟道皇女一侍二伊勢祠一、卽奸二池邊皇子一、事顯而解、○三柱【此ノ二字諸本に無し、今は一本に依れり、】書紀に、四年春正月立二息長眞手王女廣姫一爲二皇后一、是生二一男二女一、其一曰二押坂彦人大兄皇子一、【更ノ名ハ麻呂古ノ皇子、】其二曰二逆登皇女一、其三曰二菟道磯津貝皇女一とあり、此ノ磯津貝と申す御名は、傳への紛れの誤りなるべし、【其故は、上に菟道ノ貝鮹ノ皇女、更ノ名ハ菟道ノ磯津貝ノ皇女とあるを、御兄弟の中に、かく

全く同じ御名は、あるべくもあらざればなり、上なるは、此ノ記も同じければ、誤に非ず、此の御名は、此ノ記に字遅ノ王と見え、書紀にも七年の處には、たゞ菟道ノ皇女とあれば、磯津貝は、彼上なると紛れて誤れるなり、共に菟道と申せるからなり、】○春日中若子、此ノ春日は地ノ名と聞えたるに、書紀には春日ノ臣とあれば、なほ姓か、中若子は、書紀に仲君とあれば、若ノ字は君を誤れるか、なほ何れにても穩にも聞えぬ名なり、【書紀には、和加には稚ノ字をのみ用ひたれば、彼ノ君ノ字は、若の誤には非ず、但シ君の下に子ノ字脱たるか、仲君と云名はいかゞに聞ゆ、吉彌侯部と云姓もあれば、君子と云名はあるべし、續紀廿に、改君子部姓爲吉美侯部とあり、姓氏録に、吉彌侯部あるを、今ノ本に侯を使に誤れり、】○老女子郎女、老女は意美那と訓べきこと、上に云るが如し、【傳九の十八葉】續紀十三に、紀ノ朝臣意美那、家原ノ音那など云人ノ名も見ゆ、【書紀に、此の名を老女君夫人とある君ノ字、類聚國史には子と作れば、君ノ字は子を誤れるなるべし、此レに因ッて見れば、父ノ名の君ノ字も、子を誤れるにもあるべし、仲子と云名例あり、又藥君の君も、子の誤ノか、又此ノ記には郎女とあるを、夫人と書れたるは、例の漢文ざまなり、】○難波王、御乳母の姓なり、姓氏録に、難波ノ忌寸、難波、難波ノ連などあり、此ノ王崇峻紀にも見ゆ、さて姓氏録に、路ノ眞人、守山ノ眞人、甘南備ノ眞人、飛多ノ眞人、英多ノ眞人、大宅ノ眞人、成相ノ眞人など、此ノ王の後と見えたり、又橘ノ朝臣も、此ノ王の後なり、【姓氏録に、橘朝臣、甘南備眞人同祖、敏達天皇難波皇子男、贈從二位栗隈王男、治部卿從四位下美努王、美努王娶從四位下縣犬養宿禰東人女、正一位縣犬養橘宿禰三千代太夫人、生左大臣諸兄、中宮大夫佐爲宿禰、贈從二位牟漏女王、云々、和銅元年十一月己卯、大嘗會、廿五日癸未曲宴、賜橘宿禰姓於太夫人、天平八年十二月丙子、詔參議從三位行左大辨葛城王、賜橘宿禰諸兄とあり、續紀十二、天平八年十一月丙戌云々、壬辰云々、考ふべし、十八に左大臣正一位橘宿禰諸兄、賜朝臣姓とあり、又万葉六の卅二葉考ふべし、】○桑田王、御乳母の姓なるべし、當時此ノ姓ありぞしけむ、【姓氏録に桑田ノ

眞人あれど、其は此ノ天皇の御孫の後とあれば、非ず、】地ノ名には非じ、【丹波ノ國に桑田ノ郡あり、】下に同御名あり、○春日王、地ノ名なるべし、【此二柱の次第、書紀と異なり、】此ノ王崇峻紀に出、さて姓氏録に、香山眞人、出自諡敏達皇子春日王也、春日眞人、敏達天皇皇子、春日王之後也、高額眞人春日眞人同祖、春日王後也、○大俣王、御乳母の姓か、地ノ名か、詳ならず、なほよく考ふべし、玉穗ノ宮ノ段同ジ名見え、下にも同名の人【女王なり】あり、舒明紀に、八年秋七月、大派ノ王云々、皇極紀にも見ゆ、姓氏録に、茨田眞人、敏達天皇孫、大俣王之後也、【孫とは誤なるべし、】書紀に、四年春正月云々、是月立一夫人、春日臣仲君女曰老女君夫人、【更ノ名、藥君娘也、】生三男一女、其一曰難波皇子、其二曰春日皇子、其三曰桑田皇女、其四曰大派皇子、

此天皇之御子等并十七王之中日子人太子娶庶妹田村王亦名糠代比賣命生御子坐岡本宮治天下之天皇次中津王次多良王三柱又娶漢王之妹大俣王生御子智奴王次妹桑田王二柱又娶庶妹玄王生御子山代王次笠縫王二柱并七王。

十七王之中、こは上なる例に依らば、之の上に此ノ字脫たるかとも云べけれど、日代ノ宮ノ段なごにも、并八十王之中云云とあり、○田村王、【此ノ王上には寶ノ王とあれば、此も書紀も、村ノ字は、柄の誤かとも思へど、然にはあらず、】書紀にも糠手姫ノ皇女、更名田村ノ皇女とあり、田村は地ノ名なるべし、其故は、此ノ生坐る御名も田村ノ皇子【舒明天皇】と書紀にあれば、御母の居坐る地に、其ノ御子も居坐るものとおぼしければなり、さて其は姓氏録【吉田ノ連ノ條】に、奈

良ノ京田村ノ里、【續紀十八に、藤原ノ朝臣仲麻呂ノ田村ノ第、また廿に田村ノ宮、卅七に田村ノ後宮などあるも、此ノ地なり、】とある地なるべし、諸陵式に、押坂墓田村皇女、在大和國城上郡舒明天皇陵内、無守戸、【書紀皇極ノ卷に、二年九月吉備ノ島ノ皇祖母ノ命薨とあるを、此ノ田村ノ皇女なりと云説あるは、祖母の字に就て誤れるなり祖母は親母の義にて、皇極天皇の大御母なり、又天智ノ卷にも、三年六月島ノ皇祖母ノ命薨とあるは、右の同シ事の誤ッて重なりたるなり、】○坐岡本宮治天下之天皇は、舒明天皇なり、書紀ノ彼ノ御卷に、息長足日廣額天皇、渟中倉太珠敷天皇孫、彦人大兄皇子ノ子也、母曰糠手姫皇女、云々、元年春正月癸卯朔、丙午、云々、卽日卽天皇位、【御位に卽キ賜はぬ前の御名、田村ノ皇子とあり、】十三年冬十月己丑朔丁酉、天皇崩于百濟宮、云々、皇極ノ卷に、元年十二月葬息長足日廣額天皇于滑谷岡、二年九月葬息長足日廣額天皇于押坂陵、【或本云、呼廣額天皇爲高市天皇也、】とあり、【下の葬ノ字の上に、改ノ字脱たるか、】諸陵式に、押坂内陵、高市岡本宮御宇舒明天皇、在大和國城上郡、兆域東西九町南北六町、陵戸三烟、【太子傳曆には、押坂ノ内山ノ陵とあり、此ノ御陵、大和志に在忍坂村上、今稱丹冢と云て、押坂墓田村皇女、押坂内墓大伴皇女、押坂墓鏡王女俱在舒明天皇陵域内と云り、此ノ御陵、忍坂村の東北ノ方の山ノ上にありて、南ノ方崩れて、大キなる岩構へ少し顯れて見ゆとぞ、】さて岡本ノ宮は、書紀彼ノ御卷に、二年冬十月天皇遷於飛鳥岡傍、是謂岡本宮とある是なり、【また八年六月災岡本宮、天皇遷居田中宮、】此ノ宮又齊明ノ卷に、二年於飛鳥岡本、更定宮地、遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮、とあるも同シ地なり、此ノ宮帝王編年記に、高市郡島ノ東岳本地是也と云り、【島は今島ノ莊と云處、岳本は今の岡と云處なり、岡本ノ宮と云名、推古紀にも見えたり、】大和志に、在岡村と云り、さて此に此ノ御子を擧たるさま、凡ての例に異なり、【なべての例は、たとひ後に治天下天皇といへども、皆御名を擧て、さて下に至て某命者治天下と記せり、此の如く、始ノより坐某宮治天下天皇、と擧たる例はなし、】是レに二ッの義あるべし、

一ッには此は天武天皇の大御孝天皇に坐ヶが故に、殊に尊崇奉てにや、【此記は彼ノ天皇の詔命に因れゝばなり、又彼ノ天皇大御口ノから誦賜へるまゝならば、更なり、】二ッには、此ノ記は推古天皇に終りて、此ノ天皇【舒明】の御世までは記さゞるに、後に治ス天下ニ天皇に坐せば、例を變て如此は舉たるにや、なほ前の意ならむ、○中津王は、三柱の内の第二の御子に坐せば、仲と申せるなるべし、【律の下に之を附ずして讀べし、】○多良王、御乳母の姓か、【姓氏錄に多々良ノ公はあり、】地ノ名か、詳ならず、○漢王、漢は阿倭と訓、御乳母の姓なり、漢ノ直明ノ宮ノ段に見ゆ、さて此ノ王の何れの御子にか、詳ならず、齊明紀に同名【天皇初適於橘豐日天皇之孫高向王、而生漢皇子】見えたり、○大俣王、同名上に見ゆ、○智奴王、御乳母の姓なるべし、血沼ノ別、境岡ノ宮ノ段に見え、姓氏錄に茅ノ縣主あり、又地ノ名か、此ノ地上【白檮原ノ宮ノ段】に出、此ノ王は、皇極天皇孝德天皇の大御父に坐り、書紀皇極ノ卷に、天皇押坂彦人大兄皇子孫茅渟王ノ女也、諸陵式に、片岡葦田墓、茅渟皇子、在大和國葛下郡、兆域東西五町、南北五町、無守戸、○桑田王、同御名上に見ゆ、○山代王、笠縫ノ王、此ノ二柱も、欽明天皇の御子に同御名なるあり、以上三柱連ねて、かく近く同御名あること、いさゝか疑はし、若くは傳への紛れには非るか、

御陵在川內科長也。

此ノ上に、此ノ天皇御年若干と云言あるべし、たとひ御年をば記さずとも、此ノ天皇と云ことは、必ス有べき處なり【例皆然り、殊に此は並ヶ七王より、直に御陵云々とつゞきては、日子人ノ太子の御陵と聞えていかゞなり、】○此ノ上に、舊印本眞福寺本又一本などには、甲辰ノ年四月六日崩、と云例の細注あり、【舊印本には、本文につゞけて大字に書り、此ノ注年も月も日も、書紀と異なり、】書紀に云、十四年秋八月乙酉朔、己亥、天皇病彌留、崩于大殿、是時起殯宮於

廣瀨ニ云々、御年は記されず、或書に四十八と云り、○川内ノ科長書紀崇峻ノ卷に、四年夏四月壬子朔、甲子、葬ニ譯語田天皇於磯長陵一、是其妣皇后所葬之陵也、諸陵式に、河内磯長中尾陵、譯語田宮御宇敏達天皇、在ニ河内國石川郡一、兆域東西三町、南北三町守戸五烟とあり、大和志に、在ニ葉室村西一と云り凡て此ノ科長に御陵六ツあり、【此ノ天皇、用明天皇、推古天皇、孝德天皇、又石姫ノ皇后、聖德ノ太子、】神名帳に、科長ノ神社もあり、

池邊宮卷

橘豐日命坐池邊宮治天下參歲此天皇娶稻目宿禰大臣之女。意富藝多志比賣生御子多米王一柱又娶庶妹間人穴太部王生御子。上宮之廐戸豐聰耳命次久米王次植栗王次茨田王。四柱又娶當麻之倉首比呂之女飯女之子生御子當麻王次妹須賀志呂古郎女。

眞福寺本には、此ノ首に弟とあり、又命ノ字王と作り、○此ノ天皇後の漢樣の御謚、用明天皇と申す、○池邊宮は、伊氣能辨と訓べし、【和名抄讃岐ノ國の鄕ノ名池邊、伊介乃倍とある、是ノ傍ノ例なり、但シ辨の清濁はいかならむ、】和名抄に、大和ノ國十市ノ郡池上ノ鄕の地なり、万葉七ニ十丁に、池邊小槻下とあるは、此ノ地か、【八に、御ニ在西池邊一云々これはた

だ池の邊なり、其哥も同じ、さて池ノ上ノ眞人、池ノ邊ノ直などゝ云姓は、此ノ地よりぞ出けむ】さて此ノ池ノ名は、石村ノ池の邊なるを以て負ヘるなるべし、石村ノ池は書紀履中ノ卷に、二年十一月作ル磐余池ヲと見え、繼躰ノ卷の哥、又万葉三にも見ゆ、なほ石村の事上に出ツ、【傳卅八の二葉】書紀に十四年秋八月、渟中倉太珠敷天皇崩、九月甲寅朔戊午、天皇即ク天皇位ニ、宮ス於磐余ニ、名曰フ池邊雙槻宮ト、續紀五に、石村池邊宮御宇ス聖朝、廿八に、池ノ邊ノ雙槻ノ宮ニ御宇など見ゆ、【雙槻とは、此ノ地に大木の槻の二木殖りしに因リて、負せたる宮ノ号なるべし、大和志に、此ノ宮今の安部の長門邑と云處なりと云り、又石寸山口ノ神社も、長門邑に在て今稱ス雙槻ノ神社トと云り、或書に、此ノ宮を高市ノ郡と云るは非なり、】○參歲、【參ノ字眞福寺本には三と作り】此ノ年ノ數は【書紀と一年差へり】御位に即坐たる年より計へたる物なるべし、○稻目ノ宿禰ノ大臣、【眞福寺本には、宿禰ノ二字なし、】上に出ツ、【此卷の卅九葉】○意富藝多志比賣、名ノ意富ノ師木島ノ宮ノ條、岐多志比賣の下に云るが如し、意富は大なり、さて此ノ名に疑ヒあるは、彼レと同シ名にて、此レは大と云るは、姉と聞えたるに、彼レは妹にて大御父天皇の妃、此レは姉にて其ノ御子の妃なることいかゞ、書紀には此ノ名石寸名とあり、【石寸はいしきか、いはれか、石村をも古書には多く石寸と作り、但し書紀には、石村をばみな磐余と作れたれども、是レは人ノ名なれば、古書に書るまゝに、かく書れたるか、詳ならず凡て彼ノ紀の、地ノ名人ノ名などの用字は、かゝる類の紛らはしきこと多し、】○多米王、敏達天皇の御子に同シ御名あり、書紀に、立ニ蘇我大臣稻目宿禰ノ女石寸名ヲ爲レ嬪、是生ニ田目皇子ヲ、【更ノ名ハ豐ノ浦皇子】○間人穴太部王、上に出ツ○上宮之廐戸豐聰耳命、上宮は書紀推古ノ卷に、父天皇愛ミテ之、令レ居ニ宮南ノ上殿ニ、故稱ヘテ其ノ名ヲ謂ニ上宮云々ト、とあるに依ルに、大宮の南に、別に上ノ宮と云宮の有て、【上殿と書れたるは文なり、宮ノ南とあれば、別に一ツの宮なることと著明し、】其は殊に上れるやむことなき宮なりし故に、上宮とは稱けられたるなるべし、かくて其ノ名後まで殘りて、其の地名となれるなり、書紀此ノ御卷に、初居ニ上宮ニ、後移ニ斑鳩ニとある

は、既に地ノ名となれる後を以て、初ノへ及ぼして云るなり、【文のさま、たゞ彼ノ宮を指て云るにはあらず、】さて此ノ地ノ名今に遺りて、十市ノ郡に上宮村あり、【池邊ノ宮の地に近し、】宇閇能美夜と呼ふなり、然れば此ノ御名も然訓べきなり、【書紀に、カムツミヤと訓るは、たゞ字に就てあるべきまゝに訓るにて、此ノ地ノ名を尋ねての訓には非ず、凡て今ノ世に遺れる古ノ地ノ名、おのづから訛れるは多けれども、かむつみやを易て、うへのみやと云が如き例は、をさ〳〵なければ、初より宇閇能美夜とぞ唱へけむ、但もとは上ツ國なとの例の如く、宇波都美夜と云しを、今うへのみやと云むことは、あるまじきに非ず、古ノ都と云しを、後に能と云例は多ければなり、さて此ノ宮の事を、太子傳暦に、今謂坂田寺是其宮處矣、と云るはいかゞあらむ、坂田寺は、書紀此ノ卷、又推古ノ卷に、南淵ノ坂田寺とありて、其寺は高市ノ郡坂田村にあり、池邊ノ宮よりは南ノ方にはあれども、なほ上ノ宮村ぞ其ノ跡なるべく思はる、】聰耳は刀美々と訓べし、利の意なり、字鏡に聰ハ彌々、又耳止之とあり、【書紀ノ竟宴集に、此ノ太子をよめる歌に、登與止美己とある美己は、美々の誤れるなるべし、續紀四に、矢田部ノ造聰耳と云人ノ名も見ゆ、】書紀推古ノ卷に、元年夏四月、立廐戸豐聰耳皇子爲皇太子、仍録攝政、以萬機悉委焉、橘豐日天皇第二子也、母皇后曰穴穗部間人皇女、皇后懷姙開胎之日、巡行禁中、監察諸司、至于馬官乃當廐戸而、不勞忽産之、【此ノ時は用明天皇いまだ天皇に坐まさねば監察諸司と云ことはいかゞ、思ふに此はたゞ何となしに、其ノあたりへ行しゝをりの事にぞありけむかし、】生而能言、有聖智、及壯一聞十人訴以勿失、能辨、兼知未然、且習內教於高麗僧慧慈、學外典於博士覺哿、並悉達矣、父天皇愛之、令居宮南上殿、故稱其名謂上宮廐戸豐聰耳太子、【靈異記に聖德皇太子有三名、一號曰廐戸豐聰耳、二號聖德、三號上宮也、向廐戸産、故曰廐戸、大年生知、十人一時訟白之狀、一言不謬、能聞之別、故曰豐聰耳、進止威儀、似僧而行、加以制勝鬘法華等經疏、弘法利物、定考積功勳之階、故曰聖德、天皇宮住上

殿故曰上宮皇也、】九年皇太子初興宮室于斑鳩、十三年皇太子居斑鳩宮、二十九年春二月己丑朔、癸巳、半夜、厩戸豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮云々、是月葬上宮太子於磯長陵、【扶桑略記に、二月廿二日薨、時年卌九と云り、書紀の癸巳は五日なれば、廿二日は異説なり、又年卅九にては、年紀合はざることあり、卅は卌の誤なるべし、或書に四十九とあり、】諸陵式に、磯長墓、橘豐日天皇之皇太子名云聖徳、在河内國石川郡、兆域東西三町、南北二町、守戸三烟、【河内志に、石川郡叡福寺山号科長、又呼御墓山、因有厩戸太子墓也、墓上建小堂、遶以石柵、又云々と云り、上ノ太子と云ところなり、】○久米王、御乳母の姓か、姓氏錄に、久米ノ朝臣、久米ノ臣、久米ノ直などあり、又地ノ名にてもあらむ、【高市ノ郡】書紀推古ノ巻に、十年來目皇子爲撃新羅將軍、十一年春二月、來目皇子薨於筑紫、云々、後葬於河内埴生山岡上、【續紀廿八に、參議從三位山村王薨、橘豐日天皇皇子久米王之後也、姓氏錄に、登美眞人、出自諡用明皇子春日王也、とある春日王を、一本には來目ノ王とあり、此は來目を春日と寫シ誤れるか、又彼達を誤て用明の御子と傳へたるにもあるべし、若シ然らば、來目とは、後にさかしらに改めつるならむ、登美ノ眞人のはじめ、續紀四十に見ゆ、】○植栗王、御乳母の姓か、姓氏錄に、殖栗ノ連あり、又地ノ名か、神名帳に城上ノ郡殖栗ノ神社あり、【書紀天武ノ巻に同ジ名見ゆ、】姓氏錄に、蜷淵眞人出自諡用明皇子殖栗王也、○次茨田王、此ノ四字諸ノ本に脱たり、今は延佳本に書紀に依て補へたるに依れり、四柱とあれば、脱たること著ければなり、さて繼躰天皇の御子に同ジ御名あり、【茨田ノ郎女】書紀に元年春正月、立穴穗部間人皇女爲皇后、是生四男、其一曰厩戸皇子、【更名耳聰聖徳、或名豐聰耳法大王、或云法主王、】此之皇子、初居上宮、後移斑鳩、於豐御食炊屋姫天皇世、位居東宮、總攝萬機、行天皇事、語見豐御食炊屋姫天皇紀、其二曰來目皇子、其三曰殖栗皇子、其四曰茨田皇子、○當麻之倉首比呂、當麻は姓、【大和ノ國葛下ノ郡なる當麻より出たる姓なるべし、】倉首は尸なり、久良毘登と訓べし、【復姓には非ず、

クラノオビトと訓ムは非なり、】此ノ戸の例は、天武紀に次田ノ倉人椹足、續紀二に春日ノ倉首老、【万葉一にも見ゆ、】十一に河內ノ藏人首麻呂、廿七に春日ノ藏毘登常麻呂、廿九に白鳥ノ椋人廣、卅に秦ノ倉人呰主、万葉十九に高安ノ倉人種麻呂などに見え、姓氏錄にも池ノ上椋人、河原ノ藏人、日置ノ倉人などあり、【字はいろ〳〵に書たれども、皆同じ戸なり、】首を毘登と訓ムは、淤を省きたるにて、意は淤毘登の意なり、【此ノ戸、凡て人と書たるも、皆首の意なり、さて首を毘登と云て、人とも書たる例は天武紀に忌部ノ首子首、又三輪君子首などを、子人とも書たり、又續紀卅に、以去天平寶字九歲改首、史姓、並爲毘登、彼此難分、氏族混雜於事不穩、宜從本字とある、是レも首を毘登と云る例なり、さて右の文に九歲とあるは、五歲の誤なり、天平寶字五年より此ノ時までは、首の戸も、史の戸も、毘登と記せり、】さて、此ノ倉首と云フ戸は、もと倉の事に仕奉れるより起れり、其ノ起り古語拾遺に見えたり、比呂は名なり、○飯女之子、【眞福寺本には女ノ字なし、又師は之子ノ二字衍ならむと云れき、】名ノ義ことなることなし、書紀には父の姓名も異にして、此ノ名も廣子とあり、【此ノ記眞福寺本に、女ノ字なきに就て思ふに、伊比乃古と比呂古と相近し、又父ノ名比呂と、此ノ名と、彼此の間、紛れやありつらむ、】○當麻王、地ノ名か、【御母の姓なれば、即チ其ノ地に居坐るにや、】又御母の姓を取れるか、書紀には麻呂子皇子とありて、推古ノ卷十一年の處に、以來目皇子之兄當麻皇子爲征新羅將軍云々とあるは、此ノ王なり、【されば此ノ卷に、更名當麻ノ皇子とあるべきが、漏たるなり、】姓氏錄に、當麻ノ眞人、用明皇子麻呂古王之後也、○須賀志呂古郎女、【賀ノ字眞福寺本には加と作り、】清白子の意か、【但シ記中、白黑のろには、漏路を用ひたれば、此は異意か、】又書紀に、酢香手とあれば、志呂は代か、【代を呂と云例此・彼あればなり、】書紀に、葛城直磐村女廣子、生一男一女、男曰麻呂子皇子、此當麻公之先也、女曰酢香手姫皇女、歷三代以奉日神、また天皇即位の月、以酢香手姫皇女拜伊勢神宮奉日神祀、【此ノ皇女自此天皇時逮于炊屋姬天皇之世奉日神祀

紀、自退葛城而薨、見炊屋姫天皇紀、或本云、三十七年間、奉日神祀、自退而薨】とあり、【此王、三代の間、伊勢の齋と坐つるは、大御父天皇の崩坐し時も、退坐さりしなり、これを以ても、古へに服と云事無かりしを知べし、】○上の例に依るに、此に二柱と云細注あるべきに諸本に無し、

此天皇御陵在石寸掖上後遷科長中陵也

此大皇の下に、舊印本眞福寺本又一本などに、丁未年四月十五日崩、と云例の細注あり、【舊印本には本文なり、】年と月とは書紀と合へり、日は合はず、【癸丑は九日なり、】書紀に、二年夏四月乙巳朔、癸丑崩于大殿とあり、或書に、年六十九と云るは、年紀違へり○石寸掖上、【寸の字舊印本に才に誤れり、】寸の字は、村の偏を省けるにて、石村なり、【此の事傳卅八に二葉に委く云り、】掖は、書紀に依るに、池の字を寫誤れるなるべし、【但此の記にも書紀にも、大宮の号には邊の字を書れたるに、是は字を變て、上の字なるは彼の地名とは異にして、此はたゞ石村の池の上と云ことならむか】石村に掖上と云地は聞えつかず、【葛城に掖上と云はありて、上に出たり、】書紀に、二年云々、七月甲戌朔、甲午葬于磐余池上陵とあり、大和志に、十市郡石寸腋上荒陵、在谷長門二邑界、○科長中陵、科長は上に出、書紀推古の巻に、元年秋九月、改葬橘豐日天皇於河内磯長陵、諸陵式に、河内磯長原陵、磐余池邊列槻宮御宇用明天皇、在河内國石川郡、兆域東西二町、南北三町、守戸三烟とあり、中とは、此の御陵敏達天皇の御陵と、推古天皇の御陵との中間に在るを以て、後に分て云なるべし、【式には、此の御陵を磯長原の陵とあるに、石姫の皇女の御墓をも、磯長原の墓とある、其は敏達天皇の御陵と同域なるに、敏達天皇の御は磯長の中尾の陵とあり、是を以て思へば、此の中も中尾にて、尾の字の脱たるにもあらむか、いさゝか紛らはし、太子傳暦には、此の御陵をも、中尾の山陵とあれども、信がたし、彼の書に、此の天皇

二年秋七月、天皇葬於河内科長中尾山陵と云るも、改葬なることをわきまへざるひがことなり、】前皇廟陵記に、或曰、在春日村、上太子御墓山辰巳可五六町、【大和志にも、在春日村と云り、】

倉椅宮巻

長谷部若雀天皇。坐倉椅柴垣宮。治天下肆歳。御陵。在倉椅岡上也。

眞福寺本には、此始ノに弟とあり、○此ノ天皇、後の漢様の御諡、崇峻天皇と申す、○倉椅上に出、【傳卅七の十五葉】○柴垣ノ宮は、多治比之柴垣ノ宮の下に云るが如し、【傳卅八の三十六葉】此ノ宮は、今の倉橋村の金福寺と云寺、其ノ跡なりと云り、○肆歳、【肆ノ字、眞福寺本には四とあり、】書紀に、二年夏四月、橘豐日天皇崩云々、八月癸卯朔、甲辰、炊屋姫尊與群臣勸進天皇、即天皇之位云々、是月宮於倉梯とあり、四歳は彼ノ紀と一年差へり、○書紀には御子たち二柱を擧られたるに、此ノ記に記さゞるは、略けるなるべし、【此ノ記のさま、近き御世御世になるまゝに、漸に事を略ければなり、】○肆歳とある下に、舊印本眞福寺本又一本などに、壬子年十一月十三日崩と云細注あり、【又眞福寺本には、崩ノ下に也ノ字あり、又舊印本には、本文に連けて書り、】書紀と年月は合て、日は差へり、【書紀の乙巳は三日なり、若くはかの巳ノ字は卯の誤か、乙卯ぞ十三日なる、】或書に、年七十二とも七十三ともあれど、並年紀違へり、○倉椅岡上、書紀に五年冬十月、有獻山猪、天皇指猪詔曰何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、多設兵仗、

有異於常、蘇我馬子宿禰聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚儻者、謀殺天皇、十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、今日、進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇、是日葬天皇于倉梯岡陵、【或本云、大伴嬪小手子恨寵之衰、使人於蘇我馬子宿禰曰、頃者有獻山猪、天皇指猪而詔曰云々、】とあり、天皇崩り坐して、即日葬奉れること、古今にわたりて例あらめや、當時馬子賊が威權のほど、おしはかられたり、諸陵式に、倉梯岡陵、倉梯宮御宇崇峻天皇、在大和國十市郡、無陵地并陵戸、【陵地陵戸の無きこと、是又例なし、何の故もなくして如此くなるは、これも又馬子賊が威權を畏みてなるべし、然れども後に至りてだに陵地陵戸を置るべき事なるに、然ることも無かりしはいかにぞや、】此御陵、大和志に、倉橋村東、今曰赤坂、陵畔有冢六、と云り、【此御陵、赤坂と云坂の上に在り、圓き塚にて、松樹多く生繁れりと云り、】

小治田宮巻

豐御食炊屋比賣命。坐小治田宮。治天下參拾漆歲。御陵在大野岡上。後遷科長大陵也。

眞福寺本には、此首に妹とあり、〇此天皇、後の漢様の御謚、推古天皇と申す、〇小治田宮、此地穴穗宮段に出、又書紀安閑巻に、小墾田屯倉、欽明巻に、蘇我稻目大臣之小墾田家など見ゆ、さて此御巻に、泊瀬部天皇五年十一月、天皇爲大臣馬子宿禰見殺、嗣位既空、群臣請渟中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女、以將令踐祚、皇后辭讓之、

百寮上表勸進、至于三乃從之、因以奉天皇璽印、冬十二月壬申朔己卯、皇后即天皇位於豐浦宮、十一年冬十月己巳朔壬申、遷于小墾田宮、と見ゆ、又皇極ノ巻元年十二月、天皇遷移於小墾田宮、孝徳ノ巻に、小墾田宮云云、齊明ノ巻に、元年冬十月、於小墾田造起宮闕、擬將瓦覆云々、天武ノ巻に、小墾田兵庫、續紀廿三に、幸小治田宮、また小治田岡本宮、廿六に、行幸紀伊國云々、是日到大和國高市小治田宮、万葉十一丁に、小墾田之坂田乃橋之、【今ノ本坂ノ字を板に誤れり、】靈異記に云々、其雷落處者、今呼雷岡【在古京小治田宮者】などあり、小治田は、即チ飛鳥と同地にて、飛鳥を此ノ御世のころ、小治田と云しなるべし、【其故は、右に引る續紀に、小治田ノ岡本ノ宮とあるは、即チ飛鳥ノ岡本ノ宮と聞え、靈異記に雷岡とあるは、即今も雷土村と云て、飛鳥の神奈備山と云處なり、又万葉に小墾田乃坂田ノ橋とあると、用明紀推古紀に、南淵ノ坂田寺とあると同地にて、今飛鳥の東南の方近く南淵村坂田村などあり、これらを思ふに、飛鳥の地を廣く小治田と云しなるべし、此ノ小治田ノ宮を、大和志に、豐浦村にありと云り、豐浦村も近き地にはあれども、此ノ天皇初メに坐シし豐浦ノ宮ぞ、彼村のあたりにはあるべき、小治田ノ宮は、今の雷土村飛鳥村岡村坂田村などのあたりの地の内にぞありけむ、又或説に、十市ノ郡の大福村其地なりと云るは、違へり、】〇參拾漆歳、【眞福寺本には卅七歳と作り、】此ノ年數は、即位の年より計へたるものなり、〇此に舊印本眞福寺本又一本などに、戊子年三月十五日癸丑崩、と云例の細注あり、【舊印本には本文なり、又眞福寺本には、癸丑の下に日ノ字あり、又舊印本には、年ノ字歳と作り、今は眞福寺本又一本に依れり、上の例然ればなり、】年と月とは書紀と合へり、十五日は差へり、【但シ癸丑は書紀と合へり、此ノ細注に、干支を記せること、上に例なければ、是レは書紀に依て後に加へたるにや、又若シもとよりの文ならば、書紀と干支の傳への異なるなり、書紀は丁未朔なれば、癸丑は七日なり、此ノ細注にては己亥朔なり、】書紀に、三十六年春二月、天皇臥病三月丁未朔壬子、天皇病甚之、癸丑天皇崩之、【時年七十五】即殯於南庭とあり、【此ノ

天皇の年紀書紀に記されたる、違ひあり、崩の年七十五ならば、欽明天皇の十五年に生坐るなり、然るに敏達天皇の五年に皇后に立賜へるを、此御巻の初に、十八歳とあるはいかゞ、其年は廿三歳にあたれり、又三十四歳の時敏達天皇崩とあるも違へり、彼天皇崩の年は、三十二歳にあたり、立后十八歳とすれば、二十七歳にあたれり、いかゞ、崇峻天皇崩の年、三十九歳とあるは合へども、三十四歳云々とは合はず、】或書に春秋七十三、一云七十、一云八十五と云り、○大野岡上は、書紀敏達巻に、十四年蘇我大臣馬子宿禰、起塔於大野丘北、設齋云々、とある地なるべし、【大和志に、高市郡廢大野丘塔、在和田村、礎石猶存、敏達天皇十四年云々、即此と云り、】又天武巻に、云々、到大野以日落也、及夜半到隠郡、【此大野は、山邊郡にして、大和より伊賀の名張へ越る道にて、今も大野村大野寺あり、承元三年三月、後鳥羽太上皇の御幸ありし、宇陀郡大野石佛と云是なり、宇陀郡界近き處なり、】又諸陵式に、大野墓、在大和國平群郡、【此墓大和志に在高安村といへり、】などもあれど、此らには非じ、○科長大陵、【師は大字は上の誤かと云れしは、科長中陵あればなり、されど此は科長なる御陵どもの中に、大きなる故に大とは云なるべし、】書紀に、天皇崩之云々、秋九月己巳朔云々、先是天皇遺詔曰、比年五穀不登、百姓大飢、其爲朕興陵以勿厚葬、便宜葬于竹田皇子之陵、壬辰葬竹田皇子之陵、とある竹田皇子陵、何處とも記されざるはいかゞ、若是大野岡か、はた科長か、詳ならず、【此記に依れば竹田皇子陵大野岡なるべし、さて後に科長に改葬奉りし事の、書紀には漏たるなるべし、かの遺詔に、氏の苦をおもほしめして、厚葬ることを停め賜へるに、科長御陵は大陵とあれば、甚大きなりと聞ゆれば、初に葬奉りし御陵には非じ、然るを扶桑略記に、竹田皇子陵は河内國石川郡磯長山田と云るは、此天皇の御陵によりて云るなるべければ、據としがたし、】諸陵式に、磯長山田陵、小治田宮御宇推古天皇、在河内國石川郡、北域東西二町南北二町、陵戸一烟、守戸四烟、【扶桑略記に、康平二年六月二日河内國司言上盗人發

推古天皇ノ山陵ノ之由トご云り、】大和志に、在南山田村ニとご云り、【前皇廟陵記にも如此カク云り、】

古事記下卷終

終ノ字は無き本もあり又卷ノ字も共に無き本もあり

古事記傳索引

例言

一　古事記傳注釋目錄凡例の第八項「二十四の巻より四十四の巻まで云々」の一項は、活版本には必要なきを以て、舊全集本には省きたれど、尚元のまゝに之を掲ぐ。

二　阿部 加部 等の□を〔　〕に改む。

三　原本記入の丁數等は之を頁數に改め、例へば三の九丁などあるを、三　一三七となす。

四　原本、巻數丁數を誤れるもの往々あり。今これを改む。されど左の五つ尚不明なるを以て、頁數の記入を闕く。

自（オノヅカラ）　四十一の二十一丁　　海導　二十七の六十丁

建貝兒王　三十の二丁　　從者　四十の四十九丁

美努村 三十一の十二丁

五　原本に「海坂 十八の二十丁」とある、其の巻数丁数は海道の下に記入すべく、又「大神朝廷」は「神朝廷」、「立 四十三の二十九丁」は「立」の誤なるべきを以て、之を増訂し、附するに（ ）を以てす。「伊呂泥」の下に（二十一　一〇七八）とあるも、再校訂者が加へたるなり。又「大俣王 四十四の五十五丁」は重複せるにより、之を削りたり。

古事記傳目錄

四十四之卷

三の卷より十七の卷まですべて神代の卷なるを假(かり)に今かくくたり〳〵を名つけ擧(アゲ)たるはその卷々たづねんにたよりよからしめむためのみなり

古事記傳注釋目録凡例

○天云々とあるを并たよりによりて天といふことを畧きて出せるもありたとへば天ノ御舍をみの所に出したるたぐひ也
○御云々と尊みていへるたぐひみの處にも出し又そのさまによりて畧きても擧つたとへば爲の字をみためとよみたるをたの所に出せるなどのたぐひなり
○山代之大筒木眞若王などの御名おの部にも出すべけれど多くはやの處に出せり名の上に國處の名を負せたる畧きてはいかゞにきこゆるもあればなり又姓に國所をいへるは畧きて出せり伊勢大鹿首などおの所に出せるたぐひなり
○こと長く文つゞきたる事などはそのすわりたる詞になほして出せるもありたとへば重みし玉ふなどをおもみすと出せるなどのたぐひなり
○左の方に●のしるしつけたるは誤字脱字衍字などの印也
○すべてひら假字にて書たるは此記の本文にはなきことをその注のちなみにときたるをわかちたるなり
○凡て何丁よりといふことをそへたるは其段のみならずつぎ／＼の段におよぼして其事を注したるをしめしたるなり
○二十四の巻より四十四の巻までいまだ寫本の分も板本になしての丁付を以ていへりされば右寫本ノ分は丁付いさゝかたがへりそは注の文に書くはふべき事を頭に書たる處こゝかしこにありて直に書つゞくればいさゝかづゝのばゝりゆけばなりたとへばこれに五十丁とあるは寫本にては四十八九丁目六十五丁などあるは六十二三丁目なり
○この古事記ノ傳は古言を解し古意をさとされたるはもとよりにてすべていさゝかの事をもくはしくつまびらかにあげつ

ろひて古學びの趣また後の世の辭のさまゝでわきまへおかれたる書なれば書紀をはじめもろ／＼の古書はさらにもいはず又後の歌書物語書を見るにもわきまふべき事おほければかへす／＼よみ心得おくべき書なれどさのみもえあらでつねにその說どもある所もとむるにとみに得見出ず又ちなみにときおかれたる事などはそことたしかに尋ねよりがたきことどもおほくてこれら尋ねもとむるをり／＼いとまいりてわづらはしくおぼゆればかく目錄に書いでゝおのがどちの學びのたすけとなせるをおなじくはとて此ごろ板にゑらしめたるになむ

文化三年五月二十五日

本居春庭

古事記傳注釋目録

〔阿　部〕

「宇　部」

〔延部〕

〔加部〕

〔キ部〕

○聞看　十八　九一九
○邪心　二十、三七　一二二八、一三四五
○怨　二十四　一二七七
○來立　二十七　一四二三
○岐蘇那布　四十一　二〇九九
○伎許志　十一　五二九
○きら〳〵し　容貌端正の下　二十二　一二〇九
○岐毛牟加布　三十六　一八六八
○岐許佐婆　のたまふの意　三十七　一八八九
○紀　十九　九七七
○衣服　十　四七一
○絁　十七　八四一
○絁疊　二十七　一四二一
○絁垣　三十三　一七四四
○棺　二十五　一三三七
○きし舞　豁流吉師部の下　三十一　一六一二
○段　七　四八
○分　三十八　一九四四
○寸　二十八、十四　一二九〇、九四
○きた　尓斯布岐阿宜丑の下　三十五　一八四二
○礒　葉　國　六　二九七
○木國　十　四八三
○木戸　三十五　一八〇八
○吉備兒嶋　五　二六六
○岐藝斯　十一　五二〇

〔久　部〕

○國之常立神　三　一五五
○國之水分神　五　二一八
○國之久比奢母智神　五　二一九
○久比奢母智神　五　二一九
○久々能智神　五　二二〇
○國之狭土神　五　二二四
○國之狭霧神　五　二二四
○國之闇戸神　五　二二四
○闇淤加美神　五　二五二
○闇御津羽神　五　二五四
○闇山津見神　五　二五六
○熊野久須毘命　七　三五三
○國神　三、十八、九　一一九四、六五二三、九五七四
○櫛名田比賣　九　四三五
○くしみけぬ　於今云須賀の下　九　四五〇
○國忍富神　十一　五五八
○くし魂　大國主神云々の下　十二　五八〇
○久々年神　十二　六〇四
○久々紀若室葛根神　十二　六〇五
○櫛八玉神　十四　六九八
○櫛石窻神　十五　七五五
○くし明玉の命　玉祖命の下　八　三九一
○久志能加美　三十一　一六三三
○地祇社　二十三　一三〇三
○久延比古　十二　五六九
○細比賣命　二十一　一〇九九
○久米能摩伊刀比賣　二十二　一一四二

〔許部〕

〔佐　部〕

〔須　部〕

「勢　部」

「曾　部」

〔智　部〕

〔那部〕

○古事記傳目錄（ナ）

〔邇部〕

〔奴部〕

〔泥部〕

〔能部〕

〔波部〕

〔比部〕

〔布部〕

〔由部〕

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
昭和二年十一月二十日増訂再版印刷
昭和二年十一月廿五日増訂再版發行

（本居宣長全集 第四卷奥付）

再校訂者　本居清造

發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館　代表者　吉川半七

印刷所　〔三重縣四日市市濱田　四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稲田鶴巻町五一　國際美術社